

生涯学習センター等の施設及び
設備の維持管理業務等仕様書

生涯学習センター等の施設及び設備の維持管理業務等仕様書

目次

(1)	特殊建築物点検業務仕様書	1
(2)	建築設備定期点検業務仕様書	35
(3)	防火設備点検業務仕様書	77
(4)	空調設備保守点検業務仕様書	92
(5)	自動ドア保守点検業務仕様書	122
(6)	昇降機保守点検業務仕様書	136
(7)	電話交換設備保守点検業務仕様書	176
(8)	自家用電気工作物保守点検業務仕様書	178
(9)	非常用発電機保守点検業務仕様書	202
(10)	中央監視制御装置保守点検業務仕様書	204
(11)	マイクロコージェネレーションシステム保守点検業務仕様書	206
(12)	出入口ゲート保守点検業務仕様書	207
(13)	消防設備保守点検業務仕様書	208
(14)	ホール音響設備保守点検業務仕様書	240
(15)	ホール舞台機構保守点検業務仕様書	243
(16)	ホール電動式移動観覧席保守点検業務仕様書	253
(17)	給湯ボイラー保守点検業務仕様書	254
(18)	トレーニング機器保守点検業務仕様書	256
(19)	自動券売機保守管理業務仕様書	257
(20)	循環ろ過機保守点検業務仕様書	258
(21)	建築設備運保守管理業務仕様書	259
(22)	清掃業務仕様書	272
(23)	建築物環境衛生管理業務仕様書	361
(24)	樹木等管理業務仕様書	369
(25)	簡易専用水道維持管理業務仕様書	387
(26)	簡易専用水道検査業務仕様書	393
(27)	貯湯槽清掃業務仕様書	394
(28)	循環式浴槽設備化学洗浄業務仕様書	395
(29)	浴室内排水管スケール除去及び管内高圧洗浄業務仕様書	396
(30)	貯水槽清掃業務仕様書	399

(31)	浴槽水水質検査業務仕様書	401
(32)	警備業務仕様書	402
(33)	ピアノ調律仕様書	421
(34)	生涯学習センター電子複写機保守等サービス提供業務仕様書	422
(35)	生涯学習センター電子複写機賃貸借業務仕様書	423
(36)	防塵マット賃貸業務仕様書	425
(37)	通信カラオケ加入業務仕様書	427
(38)	貸切団体利用者送迎バス借上業務仕様書	428
(39)	盗難保険加入業務仕様書	429
(40)	ヘルストロン・スカイウェル保守点検業務仕様書	430
(41)	フロン排出抑制法に係る点検業務仕様書	431
(42)	産業廃棄物収集運搬及び処分業務仕様書	437

(1) 特殊建築物 点検業務仕様書

1 業務場所

静岡市葵生涯学習センター・女性会館複合施設 静岡市葵区東草深町3番18号

2 対象施設の概要

構造 鉄骨鉄筋コンクリート造地上4階、地下1階建

用途 生涯学習センター、女性会館

敷地面積 4,276.13m²

建築面積 2,040.33m²

延床面積 7,753.48m² (内生涯学習センター分3,876.64m²)

建築年月日 平成4年3月31日

3 業務内容

建築基準法第12条第2項の規定に基づき、点検対象建築物の敷地及び構造について、損傷、腐食その他の劣化の状況を点検（以下、「定期点検」という。）する。

定期点検の内容は、国土交通省告示第282号 建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法並びに結果の判定基準並びに調査結果表を定める件（以下「国土交通省告示第282号」という。）（最終改正令和2年4月1日国土交通省告示第508号）に定めるものとし、特殊建築物等定期点検業務基準2008年改訂版（財団法人日本建築防災協会発行、国土交通省住宅局建築指導課監修）を参考に点検を行うものとする。

4 疑義

本業務の仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、随時指定管理者（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）双方が協議して決定し、甲の承認を受け、業務を遂行するものとする。

5 提出書類

乙は、業務の実施に当たり業務着手届、工程表(様式建-1)、担当技術者届、業務計画書等を提出し、甲の承認を受けるものとする。

6 関係法令の遵守

乙は、業務の施行に当たっては、関連する法令を遵守しなければならない。

7 点検資格

定期点検業務の点検作業は、次に掲げる作業対象の区分に応じ、次に定める。ただし、単純な入力や情報整理作業については、この限りでない。

- ・建築物

一級若しくは二級建築士の資格を有する者、特殊建築物等調査資格者又は甲の承認を受けた者。

8 定期点検結果報告書の提出

乙は、点検作業を完了したときは、定期点検報告書（様式建－２）に下記の書類を添付し、速やかに甲に納入するものとする。

- ・点検結果表（様式建－３）
- ・点検記録表
- ・関係写真（様式建－５）＜点検判定用の写真を添付＞
- ・調査結果図（様式建－４）
- ・その他調査時に使用した資料（例：外装仕上げ調査時の調査表、防火戸の閉鎖時間の記録等）

9 報告及び助言

乙は、上記の定期点検報告書に基づき、甲に報告し、改善方策等の助言を行わなければならない。

10 その他

- （１）点検時期は、2024年度（令和6年度実施）とする。
- （２）告示第282号の調査項目の内、4建築物の内部、防火設備（28）昭和48年建設省告示第2563号第1第1号ロに規定する基準についての点検は本業務に含めない。

(1) 特殊建築物 点検業務仕様書

1 業務場所

静岡市西部生涯学習センター 静岡市葵区田町三丁目 46 番地の 5

2 対象施設の概要

構造 鉄筋コンクリート造2階建

用途 生涯学習センター 用途地域：準工業地域 防火地域：準防火地域

敷地面積 2,582.60㎡

建築面積 787.91㎡

延床面積 1,467.66㎡

建築年月日 平成 22 年 10 月 1 日

3 業務内容

建築基準法第 12 条第 2 項の規定に基づき、点検対象建築物の敷地及び構造について、損傷、腐食その他の劣化の状況を点検（以下、「定期点検」という。）する。

定期点検の内容は、国土交通省告示第 282 号 建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法並びに結果の判定基準並びに調査結果表を定める件（以下「国土交通省告示第 282 号」という。）（最終改正令和 2 年 4 月 1 日国土交通省告示第 508 号）に定めるものとし、特殊建築物等定期点検業務基準 2008 年改訂版（財団法人日本建築防災協会発行、国土交通省住宅局建築指導課監修）を参考に点検を行うものとする。

4 疑義

本業務の仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、随時指定管理者（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）双方が協議して決定し、甲の承認を受け、業務を遂行するものとする。

5 提出書類

乙は、業務の実施に当たり業務着手届、工程表（様式建－1）、担当技術者届、業務計画書等を提出し、甲の承認を受けるものとする。

6 関係法令の遵守

乙は、業務の施行に当たっては、関連する法令を遵守しなければならない。

7 点検資格

定期点検業務の点検作業は、次に掲げる作業対象の区分に応じ、次に定める。ただし、単純な入力や情報整理作業については、この限りでない。

- ・ 建築物

一級若しくは二級建築士の資格を有する者、特殊建築物等調査資格者又は甲の承認を受けた者。

8 定期点検結果報告書の提出

乙は、点検作業を完了したときは、定期点検報告書（様式建－２）に下記の書類を添付し、速やかに甲に納入するものとする。

- ・点検結果表（様式建－３）
- ・点検記録表
- ・関係写真（様式建－５）＜点検判定用の写真を添付＞
- ・調査結果図（様式建－４）
- ・その他調査時に使用した資料（例：外装仕上げ調査時の調査表、防火戸の閉鎖時間の記録等）

9 報告及び助言

乙は、上記の定期点検報告書に基づき、甲に報告し、改善方策等の助言を行わなければならない。

10 その他

（１）点検時期は、2024年度（令和6年度実施）とする。

（２）告示第282号の調査項目の内、4建築物の内部、防火設備（28）昭和48年建設省告示第2563号第1第1号ロに規定する基準についての点検は本業務に含めない。

(1) 特殊建築物 点検業務仕様書

1 業務名 令和 年度
静岡市“東部複合施設”特殊建築物定期点検業務委託

2 業務場所 静岡市葵区千代田七丁目8番15号

3 対象施設の概要

施設名	用途	構造・規模	延床面積 (㎡)	完成年月日
東部複合施設(東部保健福祉センター、東部生涯学習センター)	本館	RC造、3階建	2538.53 ㎡	昭和54年3月

4 業務内容

本業務は、建築基準法第12条第2項の規定に基づき、点検対象建築物の敷地及び構造について、損傷、腐食その他の劣化の状況を点検（以下「定期点検」という。）することを目的とする。

定期点検の内容は、平成20年3月10日国土交通省告示第282号建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法並びに結果の判定基準並びに調査結果表を定める件（以下「国土交通省告示第282号」という。）（最終改正令和2年4月1日国土交通省告示第508号）のとおりとする。

なお、国土交通省告示第282号の点検項目のうち「2 建築物の外部（11）外装仕上げ材等タイル、石貼り等、モルタル等の劣化及び損傷の状況」については実施しない。

また、仕様書に記載されていない事項は、「特殊建築物定期点検業務基準2008年改訂版」（財団法人日本建築防災協会発行、国土交通省住宅局建築指導課監修）を参考に点検を行うこと。

5 共通事項

(1) 定期点検の作業は、次に掲げる資格を有する者とする。

(ア) 一級建築士若しくは二級建築士

(イ) 建築基準法施行規則第4条の20に定める以下の者

- ・建築基準適合判定資格者
- ・登録調査資格者講習を修了した者

ただし、目視点検やデータの入力等業務一部を他の専門業者に協力を求める場合は、資格を有する者の監督のもと実施すること。

(2) 静岡市（以下「発注者」という。）から点検に必要な設計図書等の貸与を受けた場合には、業務を完了した日から3日以内に返却すること。

(3) 業務の実施にあたっては、関連する法令を遵守すること。

- (4) 点検のために建物等や第三者の所有する土地、建物等に立ち入ろうとする場合には、あらかじめ当該建築物の管理者、所有者の同意を得ること。
- (5) 点検の実施にあたっては、作業員や第三者の安全に十分注意すること。
- (6) 業務の実施にあたっては、施設の業務に支障のないよう十分注意すること。また敷地内の通行制限や音が発生する作業をする際は、事前に発注者と十分に協議すること。
- (7) 業務の契約書及び仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、随時発注者と受注者双方が協議して決定し、発注者の承認を受け、業務を実施すること。
あわせて協議内容を記載した議事録(様式任意)を作成し、点検報告書に添付すること。
- (8) 点検の対象範囲外の部位に異常が確認できた場合は、発注者に報告すること。

6 事前調査及び提出書類

(1) 事前調査

点検対象建築物の図面を確認し、発注者と点検可能日や時間帯等を調整すること。

(2) 提出書類

受注者は、業務の実施に当たり事前に業務工程表(様式 建壁別-1)を提出し、発注者の承認を受けること。

7 報告書類の提出

- (1) 受注者は、点検作業を完了後速やかに、次表のとおり報告書類を提出すること。

No.	提出書類	摘 要
1	定期点検報告書 (様式 建壁別-2)	<ul style="list-style-type: none"> ・第一面から第四面 ・電子納品対象 (PDF 形式)
2	点検結果表 (様式 建壁別-3)	<ul style="list-style-type: none"> ・電子納品対象 (PDF 形式)
3	点検結果図 (A3版) (様式 建壁別-4)	<ul style="list-style-type: none"> ・配置図、各階平面図及び立面図を作成して、指摘のあった箇所(特記すべき事項を含む)や撮影した写真の位置等を明記すること ・電子納品対象 (PDF 形式)

4	<p>関係写真 (様式 建壁別-5)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・点検の結果「要是正」とされた点検項目（既存不適格の場合を除く）について作成すること ・「既存不適格」及び「指摘なし」の項目についても、特記すべき事項があれば必要に応じて作成すること ・「要是正」の項目がない場合は、この書類は省略可とする ・写真は当該部位の外観の状況が確認できるように撮影したものを添付すること ・電子納品対象（PDF 形式）
5	<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・点検者の資格の写し ・非常照明の照度測定等を実施した場合は、その結果表 ・発注者や施設管理者と協議を行った場合は、協議内容を記録した議事録（様式任意） ・電子納品対象（PDF 形式）

(2) 受注者は、上記の報告書類を書面にて1部提出するほか、電子納品の対象項目については、表に示すファイル形式の電子データにて、電子記憶媒体（CD、DVD等）に保存して1枚提出すること。

8 その他

(1) 点検時期は、2026年度とし、以後は3年ごとに実施する。（平成24年2月大規模改築）

(2) 告示第282号の調査項目の内、4建築物の内部、防火設備(28)昭和48年建設省告示第2563号第1第1号ロに規定する基準についての点検は本業務に含めない。

(1) 特殊建築物 点検業務仕様書

1 業務名 令和 年度
静岡市“北部複合施設”特殊建築物定期点検業務委託

2 業務場所 静岡市葵区昭府二丁目14番1号

3 対象施設の概要

施設名	用途	構造・規模	延床面積 (㎡)	完成年月日
北部複合施設(北部保健福祉センター、北部生涯学習センター)	本館	SRC造、4階建	2383.10㎡	昭和59年3月

4 業務内容

本業務は、建築基準法第12条第2項の規定に基づき、点検対象建築物の敷地及び構造について、損傷、腐食その他の劣化の状況を点検（以下「定期点検」という。）することを目的とする。

定期点検の内容は、平成20年3月10日国土交通省告示第282号建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法並びに結果の判定基準並びに調査結果表を定める件（以下「国土交通省告示第282号」という。）（最終改正令和2年4月1日国土交通省告示第508号）のとおりとする。

なお、国土交通省告示第282号の点検項目のうち「2 建築物の外部（11）外装仕上げ材等タイル、石貼り等、モルタル等の劣化及び損傷の状況」については実施しない。

また、仕様書に記載されていない事項は、「特殊建築物定期点検業務基準2008年改訂版」（財団法人日本建築防災協会発行、国土交通省住宅局建築指導課監修）を参考に点検を行うこと。

5 共通事項

(1) 定期点検の作業は、次に掲げる資格を有する者とする。

(ア) 一級建築士若しくは二級建築士

(イ) 建築基準法施行規則第4条の20に定める以下の者

- ・建築基準適合判定資格者
- ・登録調査資格者講習を修了した者

ただし、目視点検やデータの入力等業務一部を他の専門業者に協力を求める場合は、資格を有する者の監督のもと実施すること。

(2) 静岡市（以下「発注者」という。）から点検に必要な設計図書等の貸与を受けた場合には、業務を完了した日から3日以内に返却すること。

(3) 業務の実施にあたっては、関連する法令を遵守すること。

(4) 点検のために建物等や第三者の所有する土地、建物等に立ち入ろうとする場合には、

あらかじめ当該建築物の管理者、所有者の同意を得ること。

- (5) 点検の実施にあたっては、作業員や第三者の安全に十分注意すること。
- (6) 業務の実施にあたっては、施設の業務に支障のないよう十分注意すること。また敷地内の通行制限や音が発生する作業をする際は、事前に発注者と十分に協議すること。
- (7) 業務の契約書及び仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、随時発注者と受注者双方が協議して決定し、発注者の承認を受け、業務を実施すること。
あわせて協議内容を記載した議事録（様式任意）を作成し、点検報告書に添付すること。
- (8) 点検の対象範囲外の部位に異常が確認できた場合は、発注者に報告すること。

6 事前調査及び提出書類

(1) 事前調査

点検対象建築物の図面を確認し、発注者と点検可能日や時間帯等を調整すること。

(2) 提出書類

受注者は、業務の実施に当たり事前に業務工程表（様式 建壁別－1）を提出し、発注者の承認を受けること。

7 報告書類の提出

- (1) 受注者は、点検作業を完了後速やかに、次表のとおり報告書類を提出すること。

No.	提出書類	摘 要
1	定期点検報告書 (様式 建壁別－2)	・第一面から第四面 ・電子納品対象 (PDF 形式)
2	点検結果表 (様式 建壁別－3)	・電子納品対象 (PDF 形式)
3	点検結果図 (A3版) (様式 建壁別－4)	・配置図、各階平面図及び立面図を作成して、指摘のあった箇所 (特記すべき事項を含む) や撮影した写真の位置等を明記すること ・電子納品対象 (PDF 形式)

4	<p style="text-align: center;">関係写真 (様式 建壁別-5)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・点検の結果「要是正」とされた点検項目（既存不適格の場合を除く）について作成すること ・「既存不適格」及び「指摘なし」の項目についても、特記すべき事項があれば必要に応じて作成すること ・「要是正」の項目がない場合は、この書類は省略可とする ・写真は当該部位の外観の状況が確認できるように撮影したものを添付すること ・電子納品対象（PDF 形式）
5	<p style="text-align: center;">その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・点検者の資格の写し ・非常照明の照度測定等を実施した場合は、その結果表 ・発注者や施設管理者と協議を行った場合は、協議内容を記録した議事録（様式任意） ・電子納品対象（PDF 形式）

(2) 受注者は、上記の報告書類を書面にて1部提出するほか、電子納品の対象項目については、表に示すファイル形式の電子データにて、電子記憶媒体（CD、DVD等）に保存して1枚提出すること。

8 その他

(1) 点検時期は、2024年度（令和6年度実施）とする。

(2) 告示第282号の調査項目の内、4建築物の内部、防火設備(28)昭和48年建設省告示第2563号第1第1号ロに規定する基準についての点検は本業務に含めない。

(1) 特殊建築物点検業務仕様書

- 1 業務名 令和 年度
静岡市立中央図書館等特殊建築物等（建築物・建築設備）定期点検業務
- 2 業務場所 静岡市葵区大岩本町29番1号 静岡市立中央図書館
静岡市駿河区南八幡町3番1号 静岡市立南部図書館
静岡市駿河区上川原13番1号 静岡市長田複合施設
静岡市葵区瀬名二丁目32番43号 静岡市西奈複合施設
静岡市葵区羽鳥本町5番1号 静岡市藁科複合施設
静岡市葵区与一六丁目17番10号 静岡市北部複合施設
静岡市清水区入江岡町15番23号 静岡市立清水中央図書館
静岡市清水区興津本町829番地 静岡市清水興津複合施設
静岡市清水区蒲原新田一丁目22番22号 静岡市立蒲原図書館
静岡市葵区安倍口団地5番1号 静岡市美和複合施設

3 対象施設の概要

施設名及び住所	用途	構造・規模	延床面積 (㎡)	完成年月日	備考
静岡市立中央図書館	本館	SRC造、地上2階、地下1階建	5343.37 ㎡	昭和59年7月18日	設備のみ
静岡市立南部図書館	本館	SRC造、地上2階、地下1階建	7380.63 ㎡	平成4年7月21日	設備のみ
静岡市長田複合施設	本館	SRC造、地上2階建	2374.33 ㎡	平成9年4月22日	設備のみ
静岡市西奈複合施設	本館	RC造、地上2階建	3111.18 ㎡	平成8年4月23日	設備のみ
静岡市藁科複合施設	本館	SRC造、地上3階建	2579.77 ㎡	平成元年7月1日	設備のみ
静岡市北部複合施設	本館	RC造、地上2階建	3036.71 ㎡	平成15年4月30日	設備のみ
静岡市立清水中央図書館	本館	RC造、地上3階、地下1階建	4880.10 ㎡	平成4年12月1日	設備のみ
静岡市清水興津複合施設	本館	SRC造、地上2階及び物見塔	3653.19 ㎡	平成16年6月13日	
静岡市立蒲原図書館	本館	RC造、地上3階建	1160.80 ㎡	平成2年4月26日	設備のみ
静岡市美和複合施設	本館	S造、地上2階建	1669.57 ㎡	平成21年9月5日	

4 業務内容

本業務は、建築基準法第12条第2項の規定に基づき、点検対象建築物の敷地及び構造について、損傷、腐食その他の劣化の状況を点検（以下「定期点検」という。）することを目的とする。

定期点検の内容は、平成20年3月10日国土交通省告示第282号建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法並びに結果の判定基準並びに調査結果表を定める件（以下「国土交通省告示第282号」という。）（最終改正令和2年4月1日国土交通省告示第508号）のとおりとする。

なお、国土交通省告示第282号の点検項目のうち「2 建築物の外部（11）外装仕上げ材等タイル、石貼り等、モルタル等の劣化及び損傷の状況」については、開口隅部、水平打継部、斜壁部等のうち手の届く範囲をテストハンマーによる打診等により確認し、その他の部分は必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認することとする。

また、仕様書に記載されていない事項は、「特殊建築物定期点検業務基準 2008 年改訂版」（財団法人日本建築防災協会発行、国土交通省住宅局建築指導課監修）及び「剥落による災害防止のためのタイル外壁、モルタル塗り外壁診断指針」（建設省住宅局建築技術審査委員会 平成 2 年策定）を参考に点検を行うこと。

5 共通事項

- (1) 定期点検の作業は、次に掲げる資格を有する者とする。
 - (ア) 一級建築士若しくは二級建築士
 - (イ) 建築基準法施行規則第 4 条の 20 に定める以下の者
 - ・ 建築基準適合判定資格者
 - ・ 登録調査資格者講習を修了した者
 ただし、目視点検やデータの入力等業務一部を他の専門業者に協力を求める場合は、資格を有する者の監督のもと実施すること。
- (2) 静岡市（以下「発注者」という。）から点検に必要な設計図書等の貸与を受けた場合には、業務を完了した日から 3 日以内に返却すること。
- (3) 業務の実施にあたっては、関連する法令を遵守すること。
- (4) 点検のために建物等や第三者の所有する土地、建物等に立ち入ろうとする場合には、あらかじめ当該建築物の管理者、所有者の同意を得ること。
- (5) 点検の実施にあたっては、作業員や第三者の安全に十分注意すること。
- (6) 業務の実施にあたっては、施設の業務に支障のないよう十分注意すること。また敷地内の通行制限や音が発生する作業をする際は、事前に発注者と十分に協議すること。
- (7) 業務の契約書及び仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、随時発注者と受注者双方が協議して決定し、発注者の承認を受け、業務を実施すること。
あわせて協議内容を記載した議事録（様式任意）を作成し、点検報告書に添付すること。
- (8) 点検の対象範囲外の部位に異常が確認できた場合は、発注者に報告すること。

6 事前調査及び提出書類

- (1) 事前調査
点検対象建築物の図面を確認し、発注者と点検可能日や時間帯等を調整すること。
- (2) 提出書類
受注者は、業務の実施に当たり事前に業務工程表（様式 建-1）を提出し、発注者の承認を受けること。

7 報告書類の提出

- (1) 受注者は、点検作業を完了後速やかに、次表のとおり報告書類を提出すること。

No.	提出書類	摘 要
1	定期点検報告書 (様式 建-2)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第一面から第四面 ・ 電子納品対象 (PDF 形式)

2	点検結果表 (様式 建-3)	<ul style="list-style-type: none"> 電子納品対象 (PDF 形式)
3	点検結果図 (A3版) (様式 建-4)	<ul style="list-style-type: none"> 配置図、各階平面図及び立面図を用いて、指摘のあった箇所 (特記すべき事項を含む) や撮影した写真の位置等を明記すること 電子納品対象 (PDF 形式)
4	関係写真 (様式 建-5)	<ul style="list-style-type: none"> 点検の結果「要是正」とされた点検項目 (既存不適格の場合を除く) について作成すること 「既存不適格」及び「指摘なし」の項目についても、特記すべき事項があれば必要に応じて作成すること 「要是正」の項目がない場合は、この書類は省略可とする 写真は当該部位の外観の状況が確認できるように撮影したものを添付すること 電子納品対象 (PDF 形式)
5	その他	<ul style="list-style-type: none"> 点検者の資格の写し 非常照明の照度測定等を実施した場合は、その結果表 発注者や施設管理者と協議を行った場合は、協議内容を記録した議事録 (様式任意) 電子納品対象 (PDF 形式)

(2) 受注者は、上記の報告書類を書面にて下記の部数提出するほか、電子納品の対象項目については、表に示すファイル形式の電子データにて、電子記憶媒体 (CD、DVD等) に保存して1枚提出すること。

静岡市立中央図書館	2部
静岡市立南部図書館	3部
静岡市長田複合施設	3部
静岡市西奈複合施設	5部
静岡市藁科複合施設	5部
静岡市北部複合施設	4部
静岡市立清水中央図書館	3部
静岡市清水興津複合施設	4部
静岡市立蒲原図書館	3部
静岡市美和複合施設	5部

8 その他

- (1) 点検時期は、静岡市西奈複合施設及び静岡市北部複合施設は2024年度 (令和6年度実施)、静岡市美和複合施設は2025年度 (令和7年度実施) とする。
- (2) 告示第282号の調査項目の内、4建築物の内部、防火設備 (28) 昭和48年建設省告示第2563号第1第1号口に規定する基準についての点検は本業務に含めない。

(1) 特殊建築物 点検業務仕様書

1 業務場所

静岡市南部生涯学習センター 静岡市駿河区南八幡町 25 番 21 号

2 対象施設の概要

構造 鉄筋コンクリート造 4 階建

用途 生涯学習センター

敷地面積 2,483.40m²

建築面積 737.99m²

延床面積 1,513.13m²

建築年月日 昭和 49 年 3 月 31 日

3 業務内容

建築基準法第 12 条第 2 項の規定に基づき、点検対象建築物の敷地及び構造について、損傷、腐食その他の劣化の状況を点検（以下、「定期点検」という。）する。

定期点検の内容は、国土交通省告示第 282 号 建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法並びに結果の判定基準並びに調査結果表を定める件（以下「国土交通省告示第 282 号」という。）（最終改正令和 2 年 4 月 1 日国土交通省告示第 508 号）に定めるものとし、特殊建築物等定期点検業務基準 2008 年改訂版（財団法人日本建築防災協会発行、国土交通省住宅局建築指導課監修）を参考に点検を行うものとする。

4 疑義

本業務の仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、随時指定管理者（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）双方が協議して決定し、甲の承認を受け、業務を遂行するものとする。

5 提出書類

乙は、業務の実施に当たり業務着手届、工程表（様式建-1）、担当技術者届、業務計画書等を提出し、甲の承認を受けるものとする。

6 関係法令の遵守

乙は、業務の施行に当たっては、関連する法令を遵守しなければならない。

7 点検資格

定期点検業務の点検作業は、次に掲げる作業対象の区分に応じ、次に定める。ただし、単純な入力や情報整理作業については、この限りでない。

- ・ 建築物

一級若しくは二級建築士の資格を有する者、特殊建築物等調査資格者又は甲の承認を受けた者。

8 定期点検結果報告書の提出

乙は、点検作業を完了したときは、定期点検報告書（様式建－２）に下記の書類を添付し、速やかに甲に納入するものとする。

- ・点検結果表（様式建－３）
- ・点検記録表
- ・関係写真（様式建－５）＜点検判定用の写真を添付＞
- ・調査結果図（様式建－４）
- ・その他調査時に使用した資料（例：外装仕上げ調査時の調査表、防火戸の閉鎖時間の記録等）

9 報告及び助言

乙は、上記の定期点検報告書に基づき、甲に報告し、改善方策等の助言を行わなければならない。

10 その他

（１）点検時期は、2024年度（令和6年度実施）とする。

（２）告示第282号の調査項目の内、4建築物の内部、防火設備（28）昭和48年建設省告示第2563号第1第1号ロに規定する基準についての点検は本業務に含めない。

(1) 特殊建築物 点検業務仕様書

1 業務場所

静岡市長田生涯学習センター 静岡市駿河区寺田 131 番地の 1

2 対象施設の概要

構造 鉄筋コンクリート造 3 階建

用途 生涯学習センター

敷地面積 3,001.07m²

建築面積 694.08m²

延床面積 1,558.39m²

建築年月日 昭和 55 年 3 月 31 日

3 業務内容

建築基準法第 12 条第 2 項の規定に基づき、点検対象建築物の敷地及び構造について、損傷、腐食その他の劣化の状況を点検（以下、「定期点検」という。）する。

定期点検の内容は、国土交通省告示第 282 号 建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法並びに結果の判定基準並びに調査結果表を定める件（以下「国土交通省告示第 282 号」という。）（最終改正令和 2 年 4 月 1 日国土交通省告示第 508 号）に定めるものとし、特殊建築物等定期点検業務基準 2008 年改訂版（財団法人日本建築防災協会発行、国土交通省住宅局建築指導課監修）を参考に点検を行うものとする。

4 疑義

本業務の仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、随時指定管理者（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）双方が協議して決定し、甲の承認を受け、業務を遂行するものとする。

5 提出書類

乙は、業務の実施に当たり業務着手届、工程表（様式建-1）、担当技術者届、業務計画書等を提出し、甲の承認を受けるものとする。

6 関係法令の遵守

乙は、業務の施行に当たっては、関連する法令を遵守しなければならない。

7 点検資格

定期点検業務の点検作業は、次に掲げる作業対象の区分に応じ、次に定める。ただし、単純な入力や情報整理作業については、この限りでない。

- ・ 建築物

一級若しくは二級建築士の資格を有する者、特殊建築物等調査資格者又は甲の承認を受けた者。

8 定期点検結果報告書の提出

乙は、点検作業を完了したときは、定期点検報告書（様式建－２）に下記の書類を添付し、速やかに甲に納入するものとする。

- ・点検結果表（様式建－３）
- ・点検記録表
- ・関係写真（様式建－５）＜点検判定用の写真を添付＞
- ・調査結果図（様式建－４）
- ・その他調査時に使用した資料（例：外装仕上げ調査時の調査表、防火戸の閉鎖時間の記録等）

9 報告及び助言

乙は、上記の定期点検報告書に基づき、甲に報告し、改善方策等の助言を行わなければならない。

10 その他

（１）点検時期は、2024年度（令和6年度実施）とする。

（２）告示第282号の調査項目の内、4建築物の内部、防火設備（28）昭和48年建設省告示第2563号第1第1号ロに規定する基準についての点検は本業務に含めない。

(1) 特殊建築物点検業務仕様書

1 業務名 令和 年度 大里複合施設特殊建築物定期点検業務

2 業務場所 静岡市駿河区中野新田 57 番地の 5

3 対象施設の概要

施設名	用途	構造・規模	延床面積	完成年月
大里複合施設(大里保健福祉センター、大里生涯学習センター)	本館	SRC 造、3 階建	2,772.27 m ²	平成 7 年 2 月

4 業務内容

本業務は、建築基準法第 12 条第 2 項の規定に基づき、点検対象建築物の敷地及び構造について、損傷、腐食その他の劣化の状況を点検（以下「定期点検」という。）することを目的とする。

定期点検の内容は、平成 20 年 3 月 10 日国土交通省告示第 282 号建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法並びに結果の判定基準並びに調査結果表を定める件（以下「国土交通省告示第 282 号」という。）（最終改正令和 2 年 4 月 1 日国土交通省告示第 508 号）のとおりとする。

なお、国土交通省告示第 282 号の点検項目のうち「2 建築物の外部（11）外装仕上げ材等タイル、石貼り等、モルタル等の劣化及び損傷の状況」については実施しない。

また、仕様書に記載されていない事項は、「特殊建築物定期点検業務基準 2008 年改訂版」（財団法人日本建築防災協会発行、国土交通省住宅局建築指導課監修）を参考に点検を行うこと。

5 共通事項

(1) 定期点検の作業は、次に掲げる資格を有する者とする。

(ア) 一級建築士若しくは二級建築士

(イ) 建築基準法施行規則第 4 条の 20 に定める以下の者

- ・ 建築基準適合判定資格者
- ・ 登録調査資格者講習を修了した者

ただし、目視点検やデータの入力等業務一部を他の専門業者に協力を求める場合は、資格を有する者の監督のもと実施すること。

(2) 静岡市（以下「発注者」という。）から点検に必要な設計図書等の貸与を受けた場合には、業務を完了した日から 3 日以内に返却すること。

(3) 業務の実施にあたっては、関連する法令を遵守すること。

(4) 点検のために建物等や第三者の所有する土地、建物等に立ち入ろうとする場合には、あらかじめ当該建築物の管理者、所有者の同意を得ること。

- (5) 点検の実施にあたっては、作業員や第三者の安全に十分注意すること。
- (6) 業務の実施にあたっては、施設の業務に支障のないよう十分注意すること。また敷地内の通行制限や音が発生する作業をする際は、事前に発注者と十分に協議すること。
- (7) 業務の契約書及び仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、随時発注者と受注者双方が協議して決定し、発注者の承認を受け、業務を実施すること。
あわせて協議内容を記載した議事録（様式任意）を作成し、点検報告書に添付すること。
- (8) 点検の対象範囲外の部位に異常が確認できた場合は、発注者に報告すること。

6 事前調査及び提出書類

(1) 事前調査

点検対象建築物の図面を確認し、発注者と点検可能日や時間帯等を調整すること。

(2) 提出書類

受注者は、業務の実施に当たり事前に業務工程表（様式 建壁別－1）を提出し、発注者の承認を受けること。

7 報告書類の提出

- (1) 受注者は、点検作業を完了後速やかに、次表のとおり報告書類を提出すること。

No.	提出書類	摘 要
1	定期点検報告書 (様式 建壁別－2)	<ul style="list-style-type: none"> ・第一面から第四面 ・電子納品対象 (PDF 形式)
2	点検結果表 (様式 建壁別－3)	<ul style="list-style-type: none"> ・電子納品対象 (PDF 形式)
3	点検結果図 (A3版) (様式 建壁別－4)	<ul style="list-style-type: none"> ・配置図、各階平面図及び立面図を作成して、指摘のあった箇所（特記すべき事項を含む）や撮影した写真の位置等を明記すること ・電子納品対象 (PDF 形式)

4	<p style="text-align: center;">関係写真 (様式 建壁別-5)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・点検の結果「要是正」とされた点検項目（既存不適格の場合を除く）について作成すること ・「既存不適格」及び「指摘なし」の項目についても、特記すべき事項があれば必要に応じて作成すること ・「要是正」の項目がない場合は、この書類は省略可とする ・写真は当該部位の外観の状況が確認できるように撮影したものを添付すること ・電子納品対象（PDF 形式）
5	<p style="text-align: center;">その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・点検者の資格の写し ・非常照明の照度測定等を実施した場合は、その結果表 ・発注者や施設管理者と協議を行った場合は、協議内容を記録した議事録（様式任意） ・電子納品対象（PDF 形式）

(2) 受注者は、上記の報告書類を書面にて1部提出するほか、電子納品の対象項目については、表に示すファイル形式の電子データにて、電子記憶媒体（CD、DVD等）に保存して1枚提出すること。

8 その他

(1) 点検時期は、2024年度（令和6年度実施）とする。

(2) 告示第282号の調査項目の内、4建築物の内部、防火設備(28)昭和48年建設省告示第2563号第1第1号ロに規定する基準についての点検は本業務に含めない。

(1) 特殊建築物 点検業務仕様書

1 業務場所

静岡市健康文化交流館 静岡市駿河区小鹿二丁目 25 番 45 号

2 対象施設の概要

静岡市駿河生涯学習センター、静岡市小鹿老人福祉センター、静岡市南部勤労者福祉センター複合施設（健康文化交流館「来・て・こ」）

構造 鉄骨造 3 階建

用途 生涯学習センター、勤労者福祉センター、老人福祉センター、市民サービスコーナー

敷地面積 5,454.80m²

建築面積 1,948.61m²

延床面積 4,623.12m²（内生涯学習センター分1,515.89m²、勤労者福祉センター分1,370.94m²、老人福祉センター分1,715.86m²）

建築年月日 平成 16 年 3 月 27 日

3 業務内容

建築基準法第 12 条第 2 項の規定に基づき、点検対象建築物の敷地及び構造について、損傷、腐食その他の劣化の状況を点検（以下、「定期点検」という。）する。

定期点検の内容は、国土交通省告示第 282 号 建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法並びに結果の判定基準並びに調査結果表を定める件（以下「国土交通省告示第 282 号」という。）（最終改正令和 2 年 4 月 1 日国土交通省告示第 508 号）に定めるものとし、特殊建築物等定期点検業務基準 2008 年改訂版（財団法人日本建築防災協会発行、国土交通省住宅局建築指導課監修）を参考に点検を行うものとする。

4 疑義

本業務の仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、随時指定管理者（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）双方が協議して決定し、甲の承認を受け、業務を遂行するものとする。

5 提出書類

乙は、業務の実施に当たり業務着手届、工程表（様式建-1）、担当技術者届、業務計画書等を提出し、甲の承認を受けるものとする。

6 関係法令の遵守

乙は、業務の施行に当たっては、関連する法令を遵守しなければならない。

7 点検資格

定期点検業務の点検作業は、次に掲げる作業対象の区分に応じ、次に定める。ただし、単純な入力や情報整理作業については、この限りでない。

- ・建築物

一級若しくは二級建築士の資格を有する者、特殊建築物等調査資格者又は甲の承認を受けた者。

8 定期点検結果報告書の提出

乙は、点検作業を完了したときは、定期点検報告書（様式建－２）に下記の書類を添付し、速やかに甲に納入するものとする。

- ・点検結果表（様式建－３）
- ・点検記録表
- ・関係写真（様式建－５）＜点検判定用の写真を添付＞
- ・調査結果図（様式建－４）
- ・その他調査時に使用した資料（例：外装仕上げ調査時の調査表、防火戸の閉鎖時間の記録等）

9 報告及び助言

乙は、上記の定期点検報告書に基づき、甲に報告し、改善方策等の助言を行わなければならない。

10 その他

（１）点検時期は、2024年度（令和6年度実施）とする。

（２）告示第282号の調査項目の内、4建築物の内部、防火設備（28）昭和48年建設省告示第2563号第1第1号ロに規定する基準についての点検は本業務に含めない。

定期点検報告書
(第一面)

建築基準法第12条第2項の規定による定期点検の結果を報告します。この報告書に記載の事項は、
事実と相違ありません。

静岡市長 宛て

年 月 日

住所

受注者 名称

氏名

印

【1. 所有者】

- 【イ. 氏名のフリガナ】
- 【ロ. 氏名】
- 【ハ. 郵便番号】
- 【ニ. 住所】
- 【ホ. 電話番号】

【2. 管理者】

- 【イ. 氏名のフリガナ】
- 【ロ. 氏名】
- 【ハ. 郵便番号】
- 【ニ. 住所】
- 【ホ. 電話番号】

【3. 点検者】

(代表となる点検者)

【イ. 資格等】

() 建築士
特定建築物調査員

() 登録第
第

号
号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【ニ. 勤務先】

() 建築士事務所

() 知事登録第

号

【ホ. 郵便番号】

【へ. 所在地】

【ト. 電話番号】

(その他の点検者)

【イ. 資格等】

() 建築士
特定建築物調査員

() 登録第
第

号
号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【ニ. 勤務先】

() 建築士事務所

() 知事登録第

号

【ホ. 郵便番号】

【へ. 所在地】

【ト. 電話番号】

【4. 点検対象建築物】

【イ. 所在地】

【ロ. 名称のフリガナ】

【ハ. 名称】

【ニ. 用途】

【5. 点検による指摘の概要】

【イ. 指摘の内容】

要是正の指摘あり (既存不適格)

指摘なし

【ロ. 指摘の概要】

【ハ. 改善予定の有無】

有 (年 月に改善予定)

無

【ニ. その他特記事項】

点検等の概要

【1. 点検及び検査の状況】

- 【イ. 今回の点検】 年 月 日実施
 【ロ. 前回の点検】 実施 (年 月 日報告) 未実施
 【ハ. 建築設備の点検】 実施 (年 月 日報告) 未実施 対象外
 【ニ. 昇降機等の点検】 実施 (年 月 日報告) 未実施 対象外
 【ホ. 防火設備の点検】 実施 (年 月 日報告) 未実施 対象外

【2. 点検の状況】

(敷地及び地盤)

- 【イ. 指摘の内容】 要是正の指摘あり (既存不適格) 指摘なし
 【ロ. 指摘の概要】
 【ハ. 改善予定の有無】 有 (年 月に改善予定) 無

(建築物の外部)

- 【イ. 指摘の内容】 要是正の指摘あり (既存不適格) 指摘なし
 【ロ. 指摘の概要】
 【ハ. 改善予定の有無】 有 (年 月に改善予定) 無

(屋上及び屋根)

- 【イ. 指摘の内容】 要是正の指摘あり (既存不適格) 指摘なし
 【ロ. 指摘の概要】
 【ハ. 改善予定の有無】 有 (年 月に改善予定) 無

(建築物の内部)

- 【イ. 指摘の内容】 要是正の指摘あり (既存不適格) 指摘なし
 【ロ. 指摘の概要】
 【ハ. 改善予定の有無】 有 (年 月に改善予定) 無

(避難施設等)

- 【イ. 指摘の内容】 要是正の指摘あり (既存不適格) 指摘なし
 【ロ. 指摘の概要】
 【ハ. 改善予定の有無】 有 (年 月に改善予定) 無

(その他)

- 【イ. 指摘の内容】 要是正の指摘あり (既存不適格) 指摘なし
 【ロ. 指摘の概要】
 【ハ. 改善予定の有無】 有 (年 月に改善予定) 無

【3. 石綿を添加した建築材料の状況】 (該当する室)

- 【イ. 該当建築材料の有無】 有 (飛散防止措置無) ()
有 (飛散防止措置有) ()
無
 【ロ. 措置予定の有無】 有 (年 月に改善予定) 無

【4. 耐震診断及び耐震改修の状況】

- 【イ. 耐震診断の実施の有無】 有 無 (年 月に実施予定) 対象外
 【ロ. 耐震改修の実施の有無】 有 無 (年 月に実施予定) 対象外

【5. 建築物等に係る不具合等の状況】

- 【イ. 不具合等】 有 無
 【ロ. 不具合等の記録】 有 無
 【ハ. 改善の状況】 実施済 改善予定 (年 月に改善予定) 予定なし

【6. 備考】

建築物等に係る不具合等の状況

不具合等を把握した年月	不具合等の概要	考えられる原因	改善(予定)年月	改善措置の概要等

(注意)

1. 各面共通関係

- ① 数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入し添えてください。

2. 第一面関係

- ① 受注者の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
- ② 点検者が2人以上のときは、代表となる点検者を点検者氏名欄に記入してください。
- ③ 1欄及び2欄は、所有者は委託者名、管理者は、その施設の長及び指定管理者名を記入し、管理者が法人のときは、「ロ」はそれぞれ法人の名称及び代表者氏名を、「ニ」はそれぞれ法人の所在地を記入してください。
- ④ 3欄は、代表となる点検者及び当該建築物の点検を行ったすべての点検者について記入してください。当該建築物の点検を行った点検者が1人の場合は、その他の点検者欄は削除して構いません。
- ⑤ 3欄の「イ」は、点検者の有する資格等について記入してください。点検者が特定建築物調査員である場合は、特定建築物調査員資格者証の交付番号を「特定建築物調査員」の番号欄に記入してください。
- ⑥ 3欄の「ニ」は、点検者が法人に勤務している場合は、点検者の勤務先について記入し、勤務先が建築士事務所の場合は、事務所登録番号を併せて記入してください。
- ⑦ 3欄の「ホ」から「ト」までは、点検者が法人に勤務している場合は、点検者の勤務先について記入し、点検者が法人に勤務していない場合は、点検者の住所について記入してください。
- ⑧ 第三面の2欄のいずれかの「イ」において「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れたときは、5欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、それ以外の場合は、「指摘なし」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。また、第三面の2欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れたものの全てにおいて、「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れたときは、併せて5欄の「イ」の「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑨ 5欄の「ロ」は、指摘された事項のうち特に報告すべき事項があれば記入してください。
- ⑩ 5欄の「ハ」は、第三面の2欄のいずれかの「ハ」において改善予定があるとしているときは「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、第三面の2欄の「ハ」に記入された改善予定年月のうち最も早いものを併せて記入してください。
- ⑪ 5欄の「ニ」は、指摘された事項以外に特に報告すべき事項、または点検の対象範囲外の部位に異常が確認できた場合は、建築物の管理者に報告しその内容を記入してください。

3. 第二面関係

- ① この書類は、建築物ごとに作成してください。
- ② 敷地が複数の地域にまたがるときは、1欄の「イ」は、該当するすべてのチェックボックスに「レ」マークを入れてください。建築基準法第22条第1項の規定により地域指定がされている場合、災害危険区域に指定されている場合その他建築基準法又はそれに基づく命令により地域等の指定がされている場合は、「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せてその内容を記入して下さい。
- ③ 1欄の「ロ」は、該当する用途地域名を全て記入してください。
- ④ 2欄の「イ」は、該当する全てのチェックボックスに「レ」マークを入れてください。なお、その他の構造からなる場合には、「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて具体的な構造を記入してください。
- ⑤ 3欄の「イ」は、建築基準法別表第一(イ)欄に掲げる用途に供する部分について、最上階から順に記入し、当該用途に供する部分の床面積を記入してください。ただし、点検の必要がある用途等について記入して下さい。該当する用途が複数あるときは、それらを全て記入してください。
- ⑥ 3欄の「ロ」は、「イ」の用途ごとに床面積の合計を記入してください。
- ⑦ 4欄は、建築基準法施行令第108条の3第2項に規定する耐火性能検証法により耐火に関する性能が検証されたときは「耐火性能検証法」のチェックボックスに、同令第108条の3第5項に規定する防火区画検証法により遮炎に関する性能が検証されたときは「防火区画検証法」のチェックボックスに、同令第128条の6第3項に規定する区画避難安全検証法により区画避難安全性能が検証されたときは「区画避難安全検証法」のチェックボックスに、同令第129条第3項に規定する階避難安全検証法により階避難安全性能が検証されたときは「階避難安全検証法」のチェックボックスに、同令第129条の2第4項に規定する全館避難安全検証法により全館避難安全性能が検証されたときは「全館避難安全検証法」のチェックボックスに、それぞれ「レ」マークを入れ、「区画避難安全検証法」の場合は区画避難安全性能を検証した階を、「階避難安全検証法」の場合は、階避難安全性能を検証した階を、併せて記入してください。建築基準法第38条（同法第66条、第67条の2及び第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定による特殊構造方法等認定、同法第68条の25第1項の規定による構造方法等の認定又は建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）による改正前の建築基準法第38条の規定による認定を受けている建築物のうち、当該適用について特に報告が必要なものについては「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、その概要を記入してください。
- ⑧ 5欄は、前回点検時以降の建築（新築を除く。）、模様替え、修繕又は用途の変更（以下「増築、改築、用途変更等」という。）について、古いものから順に記入し、確認（建築基準法第6条第1項に規定する確認。以下同じ。）を受けている場合は建築確認済証交付年月日を、受けていない場合は増築、改築、用途変更等が完了した年月日を、併せて記入し、それぞれ増築、改築、用途変更等の概要を記入してください。
- ⑨ 6欄の「イ」は、最近の確認について、当該確認に要した図書の全部又は一部があるときは「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、そのうち各階平面図のみがあるときは併せて「各階平面図あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑩ 6欄の「ロ」は、最近の確認に係る確認済証について、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。「有」の場合は、確認済証の交付年月日を記入し、交付者に関するチェックボックスに「レ」マークを入れ、「指定確認検査機関」の場合は、併せてその名称を記入してください。
- ⑪ 6欄の「ハ」は、直近の完了検査について、当該完了検査に要した図書の全部又は一部があるときは「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑫ 6欄の「ニ」は、（注意）⑩に準じて記入してください。
- ⑬ 6欄の「ホ」は、建築基準法第8条第2項に規定する維持保全に関する準則又は計画について記入してください。
- ⑭ 6欄の「へ」は、前回の定期点検の結果を記録した書類の保存の有無について記入してください。
- ⑮ 建築基準法第86条の8の規定の適用を受けている場合において、7欄にその旨を記載してください。
- ⑯ ここに書き表せない事項で特に報告すべき事項は、7欄又は別紙に記載して添えてください。

4. 第三面関係

- ① この書類は、建築物ごとに、当該建築物の敷地、構造及び建築設備の状況（別途建築設備の検査を行っている場合は建築設備の設置の状況に係るものに限る。）に関する点検の結果について作成してください。
- ② 1欄の「イ」は、点検が終了した年月日を記入してください。
- ③ 1欄の「ロ」から「ホ」までは、報告の対象となっていない場合には「未実施」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

- ④ 1 欄の「ハ」及び「ホ」は、直前の報告について、それぞれ記入してください。
 - ⑤ 2 欄の「イ」は、点検結果において、是正が必要と認められるときは「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、建築基準法第3条第2項（同法第86条の9第1項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは併せて「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
 - ⑥ 2 欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れたとき（「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れたときを除く。）は、「ロ」に指摘の概要を記入して下さい。
 - ⑦ 2 欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れた当該指摘を受けた項目について改善予定があるときは「ハ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて改善予定年月を記入してください。改善予定がないときは「ハ」の「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
 - ⑧ 3 欄は、建築基準法第28条の2の規定の適用を受ける石綿を添加した建築材料について記入してください。「イ」の「有（飛散防止措置無）」又は「有（飛散防止措置有）」のチェックボックスに「レ」マークを入れたときは、当該建築材料が確認された室を記入してください。当該建築材料について飛散防止措置を行う予定があるときは、「ロ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて措置予定年月を記入してください。措置を行う予定がないときは、「ロ」の「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
 - ⑨ 4 欄は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第2条第1項又は第2項に規定する耐震診断又は耐震改修の実施の有無について記入してください。耐震診断又は耐震改修の実施の予定があるときは、実施予定年月を記入し、具体的な耐震改修の内容を定めている場合は別紙に記入し添えてください。
 - ⑩ 前回点検時以降に把握した屋根ふき材、内装材、外装材等及び広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けられたものの脱落、バルコニー、屋上等の手すりその他建築物の部分の脱落、防火設備等の異常動作等（以下、「不具合等」という。）について第四面の「不具合等の概要」欄に記入したときは、5 欄の「イ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、当該不具合等について記録が有るときは「ロ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、記録が無いときは「ロ」の「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。また、第四面に記入された不具合等のうち当該不具合等を受け既に改善を実施しているものがあり、かつ、改善を行う予定があるものがない場合には「ハ」の「実施済」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、第四面に記入された不具合等のうち改善を行う予定があるものがある場合には「改善予定」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、第四面の「改善（予定）年月」欄に記入された改善予定年月のうち最も早いものを併せて記入し、これら以外の場合には「予定なし」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
 - ⑪ 各欄に掲げられている項目以外で特に報告すべき事項は、6 欄又は別紙に記入して添えてください。
5. 第四面関係
- ① 第四面は、前回点検時以降に把握した建築物等に係る不具合等のうち第三面の2 欄において指摘されるもの以外のものについて、把握できる範囲において記入してください。前回点検時以降の不具合等を把握していない場合は、第四面を省略することができます。
 - ② 「不具合等を把握した年月」欄は、当該不具合等を把握した年月を記入してください。
 - ③ 「不具合等の概要」欄は、当該不具合等の概要を記入してください。
 - ④ 「考えられる原因」欄は、当該不具合等が生じた原因として考えられるものを記入してください。
 - ⑤ 「改善（予定）年月」欄は、既に改善を実施している場合には実施年月を、改善を行う予定がある場合には改善予定年月を記入し、改善を行う予定がない場合には「-」マークを記入してください。
 - ⑥ 「改善措置の概要等」欄は、既に改善を実施している場合又は改善を行う予定がある場合に、具体的措置の概要を記入してください。改善を行う予定がない場合には、その理由を記入してください。

点検結果表

当該点検に 関与した点 検者	代表となる点検者	氏名	点検者番号
	その他の点検者		

番号	点検項目		点検結果			担当 点検者 番号
			指摘 なし	要是正	既 存 不 適 格	
1	敷地及び地盤					
(1)	地盤	地盤沈下等による不陸、傾斜等の状況				
(2)	敷地	敷地内の排水の状況				
(3)	敷地内の通路	敷地内の通路の確保の状況				
(4)		有効幅員の確保の状況				
(5)		敷地内の通路の支障物の状況				
(6)	塀	組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の耐震対策の状況				
(7)		組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の劣化及び損傷の状況				
(8)	擁壁	擁壁の劣化及び損傷の状況				
(9)		擁壁の水抜きパイプの維持保全の状況				
2	建築物の外部					
(1)	基礎	基礎の沈下等の状況				
(2)		基礎の劣化及び損傷の状況				
(3)	土台（木造に限る。）	土台の沈下等の状況				
(4)		土台の劣化及び損傷の状況				
(5)	外 壁	躯体等	外壁、軒裏及び外壁の開口部で延焼のおそれのある部分の防火対策の状況			
(6)		木造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況				
(7)		組積造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況				
(8)		補強コンクリートブロック造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況				
(9)		鉄骨造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況				
(10)		鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況				
(11)	外装仕上げ材等	タイル、石貼り等（乾式工法によるものを除く。）、モルタル等の劣化及び損傷の状況				
(12)		乾式工法によるタイル、石貼り等の劣化及び損傷の状況				
(13)		金属系パネル（帳壁を含む。）の劣化及び損傷の状況				
(14)		コンクリート系パネル（帳壁を含む。）の劣化及び損傷の状況				
(15)	窓サッシ等	サッシ等の劣化及び損傷の状況				
(16)		はめ殺し窓のガラスの固定の状況				
(17)	外壁に緊結された広告板、空調室外機等	機器本体の劣化及び損傷の状況				
(18)		支持部分等の劣化及び損傷の状況				
3	屋上及び屋根					
(1)	屋上面	屋上面の劣化及び損傷の状況				
(2)	屋上周り（屋上面を除く。）	パラベットの立上り面の劣化及び損傷の状況				
(3)		笠木モルタル等の劣化及び損傷の状況				
(4)		金属笠木の劣化及び損傷の状況				
(5)		排水溝（ドレーンを含む。）の劣化及び損傷の状況				
(6)	屋根（屋上面を除く。）	屋根の防火対策の状況				
(7)		屋根の劣化及び損傷の状況				
(8)	機器及び工作物（冷却等設備、広告塔等）	機器、工作物本体及び接合部の劣化及び損傷の状況				
(9)		支持部分等の劣化及び損傷の状況				
4	建築物の内部					
(1)	防 火 区 画	令第112条第9項に規定する区画の状況				
(2)		令第112条第1項から第3項まで又は同条第5項から第8項までの各項に規定する区画の状況				
(3)		令第112条第12項又は第13項に規定する区画の状況				
(4)		防火区画の外周部	令第112条第10項に規定する外壁等及び同条第11項に規定する防火設備の処置の状況			
(5)		令第112条第10項に規定する外壁等及び同条第11項に規定する防火設備の劣化及び損傷の状況				
(6)	壁の室内に面する部分	躯体等	木造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況			
(7)		組積造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況				
(8)		補強コンクリートブロック造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況				
(9)		鉄骨造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況				
(10)		鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況				
(11)	耐火構造の壁又は準耐火構造の壁（防火区画を構成する壁に限る。）	準耐火性能等の確保の状況				
(12)		部材の劣化及び損傷の状況				
(13)		鉄骨の耐火被覆の劣化及び損傷の状況				
(14)		給水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部の充填等の処理の状況				

(15)		令第114条に規定する界壁、間仕切壁及び隔壁	令第114条に規定する界壁、間仕切壁及び隔壁の状況					
(16)		令第128条の5各項に規定する建築物の壁の室内に面する部分	室内に面する部分の仕上げの維持保全の状況					
(17)	床	躯体等	木造の床躯体の劣化及び損傷の状況					
(18)			鉄骨造の床躯体の劣化及び損傷の状況					
(19)			鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の床躯体の劣化及び損傷の状況					
(20)		耐火構造の壁又は準耐火構造の壁（防火区画を構成する壁に限る。）	準耐火性能等の確保の状況					
(21)			部材の劣化及び損傷の状況					
(22)			給水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部の充填等の処理の状況					
(23)	天井	令第128条の5各項に規定する建築物の天井の室内に面する部分	室内に面する部分の仕上げの維持保全の状況					
(24)			室内に面する部分の仕上げの劣化及び損傷の状況					
(25)		特定天井	特定天井の天井材の劣化及び損傷の状況					
(26)	防火設備（防火扉、防火シャッターその他これらに類するものに限る。）		区画に対応した防火設備の設置の状況					
(27)			居室から地上へ通じる主たる廊下、階段その他の通路に設置された防火設備におけるくぐり戸の設置の状況					
(28)			昭和48年建設省告示第2563号第1第一号口に規定する基準への適合の状況					
(29)			防火扉の開放方向					
(30)			常閉防火設備の本体と枠の劣化及び損傷の状況					
(31)			常閉防火設備の閉鎖又は作動の状況					
(32)			常閉防火設備の閉鎖又は作動の障害となる物品の放置の状況					
(33)			常閉防火扉の固定の状況					
(34)		照明器具、懸垂物等		照明器具、懸垂物等の落下防止対策の状況				
(35)				防火設備の閉鎖の障害となる照明器具、懸垂物等の状況				
(36)	居室の採光及び換気		採光のための開口部の面積の確保の状況					
(37)			採光の妨げとなる物品の放置の状況					
(38)			換気のための開口部の面積の確保の状況					
(39)			換気設備の設置の状況					
(40)			換気設備の作動の状況					
(41)			換気の妨げとなる物品の放置の状況					
(42)	石綿等を添加した建築材料		吹付け石綿及び吹付けロックウールでその含有する石綿の重量が当該建築材料の重量の0.1パーセントを超えるもの（以下「吹付け石綿等」という。）の使用の状況					
(43)			吹付け石綿等の劣化の状況					
(44)			除去又は囲い込み若しくは封じ込めによる飛散防止措置の実施の状況					
(45)			囲い込み又は封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び損傷の状況					
5 避難施設等								
(1)		令第120条第2項に規定する通路	令第120条第2項に規定する通路の確保の状況					
(2)		廊下	幅員の確保の状況					
(3)			物品の放置の状況					
(4)		出入口	出入口の確保の状況					
(5)			物品の放置の状況					
(6)		屋上広場	屋上広場の確保の状況					
(7)		避難上有効なバルコニー	避難上有効なバルコニーの確保の状況					
(8)			手すり等の劣化及び損傷の状況					
(9)			物品の放置の状況					
(10)			避難器具の操作性の確保の状況					
(11)	階段	階段	直通階段の設置の状況					
(12)				幅員の確保の状況				
(13)				手すりの設置の状況				
(14)				物品の放置の状況				
(15)				階段各部の劣化及び損傷の状況				
(16)			屋内に設けられた避難階段	階段室の構造の確保の状況				
(17)			屋外に設けられた避難階段	屋内と階段との間の防火区画の確保の状況				
(18)				開放性の確保の状況				
(19)			特別避難階段	バルコニー又は付室の構造及び面積の確保の状況				
(20)				付室等の排煙設備の設置の状況				
(21)			付室等の排煙設備の作動の状況					
(22)			付室等の外気に向かって開くことができる窓の状況					
(23)			物品の放置の状況					
(24)	排煙設備等	防煙壁	防煙区画の設置の状況					
(25)				防煙垂れ壁の劣化及び損傷の状況				
(26)				可動式防煙垂れ壁の作動の状況				
(27)			排煙設備	排煙設備の設置の状況				
(28)				排煙設備の作動の状況				
(29)				自然排煙口の維持保全の状況				

(30)	その他	非常用の進入口等	非常用の進入口等の設置の状況				
(31)	他の設備等	非常用エレベーター	非常用の進入口等の維持保全の状況				
(32)			乗降ロビーの構造及び面積の確保の状況				
(33)			乗降ロビーの排煙設備の設置の状況				
(34)			乗降ロビーの排煙設備の作動の状況				
(35)			乗降ロビーの付室の外気に向かって開くことができる窓の状況				
(36)		物品の放置の状況					
(37)		非常用エレベーターの作動の状況					
(38)		非常用の照明装置	非常用の照明装置の設置の状況				
(39)			非常用の照明装置の作動の状況				
(40)			照明の妨げとなる物品の放置の状況				
6 その他							
(1)	特殊な構造	膜構造建築物の膜体、取付部材等	膜体及び取付部材の劣化及び損傷の状況				
(2)		膜張力及びケーブル張力の状況					
(3)		免震構造建築物の免震層及び免震装置	免震装置の劣化及び損傷の状況（免震装置が可視状態にある場合に限る。）				
(4)		上部構造の可動の状況					
(5)	避雷設備		避雷針、避雷導線等の劣化及び損傷の状況				
(6)	煙突	建築物に設ける煙突	煙突本体及び建築物との接合部の劣化及び損傷の状況				
(7)		付帯金物の劣化及び損傷の状況					
(8)		令第138条第1項第1号に掲げる煙突	煙突本体の劣化及び損傷の状況				
(9)		付帯金物の劣化及び損傷の状況					
7 上記以外の点検項目							
特記事項							
番号	点検項目	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善（予定）年月			

(注意)

- ① この書類は、特殊建築物等ごとに作成してください。
 - ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
 - ③ 「当該点検に関与した点検者」欄は、様式 建壁-2 第一面3欄に記入した点検者について記入し、「点検者番号」欄に点検者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該建築物の点検を行った点検者が1人の場合は、その他の点検者欄は削除して構いません。
 - ④ 該当しない点検項目がある場合は、当該項目の「番号」欄から「担当点検者番号」欄までを取消線で抹消してください。
 - ⑤ 「点検結果」欄は、別表（い）欄に掲げる各項目ごとに記入してください。
 - ⑥ 「点検結果」欄のうち「要是正」欄は、別表（い）欄に掲げる項目について同表（は）欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
 - ⑦ 「点検結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥に該当しない場合に○印を記入してください。
 - ⑧ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
 - ⑨ 「担当点検者番号」欄は、「当該点検に関与した点検者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該建築物の点検を行った点検者が1人の場合は、記入しなくても構いません。
 - ⑩ 7「上記以外の点検項目」欄は、委託者が点検項目を追加したときに、⑤から⑧に準じて点検結果等を記入してください。なお、これらの項目がない場合は、7は削除して構いません。
 - ⑪ 「特記事項」は、点検の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する点検項目の番号、点検項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を（ ）書きで記入してください。
 - ⑫ 配置図、各階平面図及び立面図を様式 建壁-5 に従い添付し、指摘（特記すべき事項を含む）のあった箇所や撮影した写真の位置等を明記してください。
 - ⑬ 要是正とされた点検項目（既存不適格の場合を除く。）については、要是正とされた部分を撮影した写真を様式 建壁-6 に従い添付してください。
- * 別表とは、平成20年3月10日国土交通省告示第282号(最終改正 平成28年4月25日国土交通省告示第703号)の別表をいう。

点 検 結 果 図

番号	点検項目
1	敷地及び地盤
(1)	地盤
(2)	敷地
(3)から(5)	敷地内の通路
(6)から(7)	塀等
(8)から(9)	擁壁
2	建築物の外部
(1)から(2)	基礎
(3)から(4)	土台（木造に限る。）
(5)から(18)	外壁
3	屋上及び屋根
(1)	屋上面の状況
(2)から(5)	屋上周りの状況（屋上面を除く。）
(6)から(7)	屋根（屋上面を除く。）
(8)から(9)	機器及び工作物（冷却等設備、等）
4	建築物の内部
(1)から(5)	防火区画
(6)から(16)	壁の室内に面する部分
(17)から(22)	床
(23)から(25)	天井
(26)から(34)	防火設備
(35)から(36)	照明器具、懸垂物等
(37)から(42)	居室の採光及び換気
(43)から(46)	石綿等を添加した建築材料
5	避難施設等
(1)	令第120条第2項に規定する通路
(2)から(3)	廊下
(4)から(5)	出入口
(6)	屋上広場
(7)から(10)	避難上有効なバルコニー
(11)から(23)	階段
(24)から(29)	排煙設備等
(30)から(40)	その他の設備等
6	その他
(1)から(4)	特殊な構造等
(5)	避雷設備
(6)から(9)	煙突
7	上記以外の点検項目

(注意)

① 配置図、各階平面図及び立面図を用いて、指摘のあった箇所（特記すべき事項を含む）や撮影した写真の位置等を明記すること。

関係写真

部位	番号	点検項目	点検結果
			<input type="checkbox"/> 要是正 <input type="checkbox"/> その他
写真貼付			特記事項

部位	番号	点検項目	点検結果
			<input type="checkbox"/> 要是正 <input type="checkbox"/> その他
写真貼付			特記事項

(注意)

- ① この書類は、点検の結果「要是正」とされた点検項目（既存不適格の場合を除く）について作成してください。また、「既存不適格」及び「指摘なし」の項目についても、特記すべき事項があれば、必要に応じて作成してください。「要是正」の項目がない場合は、この書類は省略しても構いません。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「部位」欄の「番号」、「点検項目」は、それぞれ様式 建-4の番号、点検項目に対応したものを記入してください。
- ④ 「点検結果」欄は、点検の結果、要是正の指摘があった場合は「要是正」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、それ以外の場合で特記すべき事項がある場合は「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑤ 写真は、当該部位の外観の状況が確認できるように撮影したものを添付してください。

(2) 建築設備 定期点検業務仕様書

1 業務場所

静岡県葵生涯学習センター・女性会館複合施設 静岡市葵区東草深町3番18号

2 対象施設の概要

構造 鉄骨鉄筋コンクリート造地上4階、地下1階建

用途 生涯学習センター、女性会館

敷地面積 4,276.13㎡ 建築面積 2,040.33㎡

延床面積 7,753.48㎡ (内生涯学習センター分3,876.64㎡)

建築年月日 平成4年3月31日

3 業務内容

建築基準法第12条第4項に基づき、点検対象建築物の建築設備について、損傷、腐食その他の劣化の状況を点検する。

点検すべき事項及び内容は「国土交通省住宅局建築指導課 監修」の平成20年度版「建築設備定期検査業務基準書「財団法人 日本建築設備・昇降機センター 発行」を参考とし、別紙に示すところによる。なお、点検結果の報告に当たっては、要是正及び判定についても十分に説明を行うこと。

4 疑義

本業務の仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、随時指定管理者（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）双方が協議して決定し、甲の承認を受け、業務を遂行するものとする。

5 提出書類

乙は、業務の実施に当たり業務着手届、工程表(様式 設-1)、担当技術者届、業務計画書等を提出し、甲の承認を受けるものとする。

6 関係法令の遵守

乙は、業務の施行に当たっては、関連する法令を遵守しなければならない。

7 点検資格

定期点検業務の点検作業は一級若しくは二級建築士の資格を有する者、建築設備検査資格者又は甲の承認を受けた者が行なうものとする。ただし、単純な入力や情報整理作業については、この限りでない。

8 定期点検結果報告書の提出

乙は、点検作業を完了したときは、速やかに甲に下記の報告書を納入するものとする。

- ・定期点検報告書(様式 設-2)
- ・点検計画(結果)図(様式 設-4)
- ・点検結果表(様式 設-3)(換気設備・排煙設備)
- ・非常用の照明装置・給水設備及び排水設備)
- ・別添様式 関係写真(様式 設-5)
- ・別表1(様式 設-6)、別表2(様式 設-7)、別表3(様式 設-8-1、設-8-2、設-8-3)
- 別表4(様式 設-9)

9 報告及び助言

乙は、上記の報告書等に基づき、甲に定期点検の報告を行うものとする。この場合において、特に不具合等の状況を発見したときは、乙は、甲に改善方策等の助言を行い、様式により報告を行わなければならない。

(2) 建築設備定期 点検業務仕様書

1 業務場所

静岡市西部生涯学習センター 静岡市葵区田町三丁目 46 番地の 5

2 対象施設の概要

構造 鉄筋コンクリート造2階建

用途 生涯学習センター 用途地域：準工業地域 防火地域：準防火地域

敷地面積 2,582.60㎡ 建築面積 787.91㎡ 延床面積 1,467.66㎡

建築年月日 平成 22 年 10 月 1 日

3 業務内容

建築基準法第 12 条第 4 項に基づき、点検対象建築物の建築設備について、損傷、腐食その他の劣化の状況を点検する。

点検すべき事項及び内容は「国土交通省住宅局建築指導課監修」の平成 20 年度版建築設備定期検査業務基準書「財団法人 日本建築設備・昇降機センター発行」を参考とし、別紙に示すところによる。なお、点検結果の報告に当たっては、要是正及び判定についても十分に説明を行うこと。

4 疑義

本業務の仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、随時指定管理者（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）双方が協議して決定し、甲の承認を受け、業務を遂行するものとする。

5 提出書類

乙は、業務の実施に当たり業務着手届、工程表(様式 設-1)、担当技術者届、業務計画書等を提出し、甲の承認を受けるものとする。

6 関係法令の遵守

乙は、業務の施行に当たっては、関連する法令を遵守しなければならない。

7 点検資格

定期点検業務の点検作業は一級若しくは二級建築士の資格を有する者、建築設備検査資格者又は甲の承認を受けた者が行なうものとする。ただし、単純な入力や情報整理作業については、この限りでない。

8 定期点検結果報告書の提出

乙は、点検作業を完了したときは、速やかに甲に下記の報告書を納入するものとする。

- ・定期点検報告書(様式 設-2)
- ・点検計画(結果)図(様式 設-4)
- ・点検結果表(様式 設-3)(換気設備・排煙設備・非常用の照明装置・給水設備及び排水設備)
- ・別添様式 関係写真(様式 設-5)
- ・別表 1(様式 設-6)、別表 2(様式 設-7)、別表 3(様式 設-8-1、設-8-2、設-8-3)
- 別表 4(様式 設-9)

9 報告及び助言

乙は、上記の報告書等に基づき、甲に定期点検の報告を行うものとする。この場合において、特に不具合等の状況を発見したときは、乙は、甲に改善方策等の助言を行い、様式により報告を行わなければならない。

(2) 建築設備 定期点検業務仕様書

1 業務名 令和 年度
静岡市“東部複合施設”建築設備定期点検業務

2 業務場所 静岡市葵区千代田七丁目8番15号

3 対象施設の概要

施設番号	施設名	用途	構造・規模	延床面積 (㎡)	完成年月日
1	東部複合施設(東部保健福祉センター、東部生涯学習センター)	本館	RC造、3階建	2538.53 ㎡	昭和54年3月

4 業務内容

本業務は、建築基準法第12条第4項の規定に基づき、点検対象建築物の建築設備について、損傷、腐食その他の劣化の状況を点検（以下「定期点検」という。）することを目的とする。

定期点検の内容は、平成20年3月10日国土交通省告示第285号建築設備等（昇降機及び遊戯施設を除く。）の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法並びに結果の判定基準並びに検査結果表を定める件（以下「国土交通省告示第285号」という。）のとおりとする。

また、仕様書に記載されていない事項は、「平成20年版 建築設備定期検査業務基準書」（財団法人日本建築設備・昇降機センター発行、国土交通省住宅局建築指導課監修）を参考に点検を行うこと。

5 共通事項

(1) 定期点検の作業は、次に掲げる資格を有する者とする。

(ア) 一級建築士若しくは二級建築士

(イ) 建築基準法施行規則第4条の20に定める以下の者

- ・建築基準適合判定資格者
- ・登録検査資格者講習を修了した者

ただし、目視点検やデータ入力等業務の一部を他の専門業者に協力を求める場合は、資格を有する者の監督のもと実施すること。

(2) 静岡市（以下「発注者」という。）から点検に必要な設計図書等の貸与を受けた場合には、業務を完了した日から3日以内に返却すること。

(3) 業務の実施にあたっては、関連する法令を遵守すること。

(4) 点検のために建物等や第三者の所有する土地、建物等に立ち入ろうとする場合には、あらかじめ当該建築物の管理者、所有者の同意を得ること。

- (5) 点検の実施にあたっては、作業員や第三者の安全に十分注意すること。
- (6) 業務の実施にあたっては、施設の業務に支障のないよう十分注意すること。また敷地内の通行制限や音が発生する作業をする際は、事前に発注者と十分に協議すること。
- (7) 業務の契約書及び仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、随時発注者と受注者双方が協議して決定し、発注者の承認を受け、業務を実施すること。
あわせて協議内容を記載した議事録（様式任意）を作成し、点検報告書に添付すること。
- (8) 点検結果の報告時に、特に不具合等の状況を発見したときは、改善方策等の助言を行い様式 設-1（第三面）により報告すること。
- (9) 点検の対象範囲外の部位に異常が確認できた場合は、発注者に報告すること。

6 事前調査及び提出書類

(1) 事前調査

点検対象建築物の図面を確認し、発注者と点検可能日や時間帯等を調整すること。

(2) 提出書類

受注者は、業務の実施に当たり事前に業務工程表（様式 設-1）を提出し、発注者の承認を受けること。

7 報告書類の提出および助言

- (1) 受注者は、点検作業を完了後速やかに、次表のとおり報告書類を提出すること。

No.	提出書類	摘 要
1	定期点検報告書 (様式 設-2)	<ul style="list-style-type: none"> ・第一面から第三面 ・電子納品対象 (PDF 形式)
2	点検結果表 (様式 設-3)	<ul style="list-style-type: none"> ・電子納品対象 (PDF 形式)
3	点検結果図 (A3版) (様式 設-4)	<ul style="list-style-type: none"> ・配置図、各階平面図及び立面図を作成し、指摘のあった箇所（特記すべき事項を含む）や撮影した写真の位置等を明記すること ・電子納品対象 (PDF 形式)

4	<p>関係写真 (様式 設-5)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・点検の結果「要是正」とされた点検項目（既存不適格の場合を除く）について作成すること ・「既存不適格」及び「指摘なし」の項目についても、特記すべき事項があれば必要に応じて作成すること ・「要是正」の項目がない場合は、この書類は省略可とする ・写真は当該部位の外観の状況が確認できるように撮影したものを添付すること ・電子納品対象（PDF 形式）
5	<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・点検者の資格の写し ・非常照明の照度測定や換気風量測定等を実施した場合は、その結果表（様式 設-6、7、8、9） ・発注者や施設管理者と協議を行った場合は、協議内容を記録した議事録（様式任意） ・電子納品対象（PDF 形式）

(2) 受注者は、上記の報告書類を書面にて1部提出するほか、電子納品の対象項目については、表に示すファイル形式の電子データにて、電子記憶媒体（CD、DVD等）に保存して1枚提出すること。

(2) 建築設備 定期点検業務仕様書

1 業務名 令和 年度
静岡市“北部複合施設”建築設備定期点検業務

2 業務場所 静岡市葵区昭府二丁目14番1号

3 対象施設の概要

施設番号	施設名	用途	構造・規模	延床面積 (㎡)	完成年月日
1	北部複合施設(北部保健福祉センター、北部生涯学習センター)	本館	SRC造、4階建	2383.10㎡	昭和59年3月

4 業務内容

本業務は、建築基準法第12条第4項の規定に基づき、点検対象建築物の建築設備について、損傷、腐食その他の劣化の状況を点検（以下「定期点検」という。）することを目的とする。

定期点検の内容は、平成20年3月10日国土交通省告示第285号建築設備等（昇降機及び遊戯施設を除く。）の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法並びに結果の判定基準並びに検査結果表を定める件（以下「国土交通省告示第285号」という。）のとおりとする。

なお、国土交通省告示第285号の点検項目のうち、建築基準法施行規則第6条の2第1項の国土交通大臣が定める3年以内ごとに行う点検及び非常用の照明装置の照度測定は、次の表に従い実施する。

3年以内ごとに行う点検	施設番号1
換気設備（風量測定）	実施しない
排煙設備	該当なし
非常用の照明装置（照度測定）	1/3（1階部分）
給水設備及び排水設備	該当なし

*記載方法

- ・点検対象設備が有り、3年に1度の全数点検を実施する ⇒ 「○」
- ・点検対象設備が有り、全数のうち所定の割合の点検を実施する ⇒ 「1/3」「1/2」等
- ・点検対象設備が有るが、今回の点検では実施しない ⇒ 「実施しない」
- ・点検対象設備が無い ⇒ 「該当なし」

また、仕様書に記載されていない事項は、「平成20年版 建築設備定期検査業務基準書」（財団法人日本建築設備・昇降機センター発行、国土交通省住宅局建築指導課監修）を参考に点検を行うこと。

5 共通事項

- (1) 定期点検の作業は、次に掲げる資格を有する者とする。
 - (ア) 一級建築士若しくは二級建築士
 - (イ) 建築基準法施行規則第4条の20に定める以下の者
 - ・建築基準適合判定資格者
 - ・登録検査資格者講習を修了した者ただし、目視点検やデータ入力等業務の一部を他の専門業者に協力を求める場合は、資格を有する者の監督のもと実施すること。
- (2) 静岡市（以下「発注者」という。）から点検に必要な設計図書等の貸与を受けた場合には、業務を完了した日から3日以内に返却すること。
- (3) 業務の実施にあたっては、関連する法令を遵守すること。
- (4) 点検のために建物等や第三者の所有する土地、建物等に立ち入ろうとする場合には、あらかじめ当該建築物の管理者、所有者の同意を得ること。
- (5) 点検の実施にあたっては、作業員や第三者の安全に十分注意すること。
- (6) 業務の実施にあたっては、施設の業務に支障のないよう十分注意すること。また敷地内の通行制限や音が発生する作業をする際は、事前に発注者と十分に協議すること。
- (7) 業務の契約書及び仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、随時発注者と受注者双方が協議して決定し、発注者の承認を受け、業務を実施すること。
あわせて協議内容を記載した議事録（様式任意）を作成し、点検報告書に添付すること。
- (8) 点検結果の報告時に、特に不具合等の状況を発見したときは、改善方策等の助言を行い様式 設-1（第三面）により報告すること。
- (9) 点検の対象範囲外の部位に異常が確認できた場合は、発注者に報告すること。

6 事前調査及び提出書類

- (1) 事前調査
点検対象建築物の図面を確認し、発注者と点検可能日や時間帯等を調整すること。
- (2) 提出書類
受注者は、業務の実施に当たり事前に業務工程表（様式 設-1）を提出し、発注者の承認を受けること。

7 報告書類の提出および助言

(1) 受注者は、点検作業を完了後速やかに、次表のとおり報告書類を提出すること。

No.	提出書類	摘 要
1	定期点検報告書 (様式 設-2)	<ul style="list-style-type: none"> ・第一面から第三面 ・電子納品対象 (PDF 形式)
2	点検結果表 (様式 設-3)	<ul style="list-style-type: none"> ・電子納品対象 (PDF 形式)
3	点検結果図 (A3版) (様式 設-4)	<ul style="list-style-type: none"> ・配置図、各階平面図及び立面図を作成し、指摘のあった箇所 (特記すべき事項を含む) や撮影した写真の位置等を明記すること ・電子納品対象 (PDF 形式)
4	関係写真 (様式 設-5)	<ul style="list-style-type: none"> ・点検の結果「要是正」とされた点検項目 (既存不適格の場合を除く) について作成すること ・「既存不適格」及び「指摘なし」の項目についても、特記すべき事項があれば必要に応じて作成すること ・「要是正」の項目がない場合は、この書類は省略可とする ・写真は当該部位の外観の状況が確認できるように撮影したものを添付すること ・電子納品対象 (PDF 形式)
5	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・点検者の資格の写し ・非常照明の照度測定や換気風量測定等を実施した場合は、その結果表 (様式 設-6、7、8、9) ・発注者や施設管理者と協議を行った場合は、協議内容を記録した議事録 (様式任意) ・電子納品対象 (PDF 形式)

(2) 受注者は、上記の報告書類を書面にて1部提出するほか、電子納品の対象項目については、表に示すファイル形式の電子データにて、電子記憶媒体 (CD、DVD等) に保存して1枚提出すること。

(2) 建築設備 定期点検業務仕様書

- 1 業務名 令和 年度
静岡市立中央図書館等特殊建築物等（建築物・建築設備）定期点検業務
- 2 業務場所
- | | |
|---------------------------|-------------|
| 静岡市葵区大岩本町 2 9 番 1 号 | 静岡市立中央図書館 |
| 静岡市駿河区南八幡町 3 番 1 号 | 静岡市立南部図書館 |
| 静岡市駿河区上川原 1 3 番 1 号 | 静岡市長田複合施設 |
| 静岡市葵区瀬名二丁目 3 2 番 4 3 号 | 静岡市西奈複合施設 |
| 静岡市葵区羽鳥本町 5 番 1 号 | 静岡市藁科複合施設 |
| 静岡市葵区与一六丁目 1 7 番 1 0 号 | 静岡市北部複合施設 |
| 静岡市清水区入江岡町 1 5 番 2 3 号 | 静岡市立清水中央図書館 |
| 静岡市清水区興津本町 8 2 9 番地 | 静岡市清水興津複合施設 |
| 静岡市清水区蒲原新田一丁目 2 2 番 2 2 号 | 静岡市立蒲原図書館 |
| 静岡市葵区安倍口団地 5 番 1 号 | 静岡市美和複合施設 |

3 対象施設の概要

施設名及び住所	用途	構造・規模	延床面積 (㎡)	完成年月日	備考
静岡市立中央図書館	本館	SRC造、地上2階、地下1階建	5343.37 ㎡	昭和59年7月18日	設備のみ
静岡市立南部図書館	本館	SRC造、地上2階、地下1階建	7380.63 ㎡	平成4年7月21日	設備のみ
静岡市長田複合施設	本館	SRC造、地上2階建	2374.33 ㎡	平成9年4月22日	設備のみ
静岡市西奈複合施設	本館	RC造、地上2階建	3111.18 ㎡	平成8年4月23日	設備のみ
静岡市藁科複合施設	本館	SRC造、地上3階建	2579.77 ㎡	平成元年7月1日	設備のみ
静岡市北部複合施設	本館	RC造、地上2階建	3036.71 ㎡	平成15年4月30日	設備のみ
静岡市立清水中央図書館	本館	RC造、地上3階、地下1階建	4880.10 ㎡	平成4年12月1日	設備のみ
静岡市清水興津複合施設	本館	SRC造、地上2階及び物見塔	3653.19 ㎡	平成16年6月13日	
静岡市立蒲原図書館	本館	RC造、地上3階建	1160.80 ㎡	平成2年4月26日	設備のみ
静岡市美和複合施設	本館	S造、地上2階建	1669.57 ㎡	平成21年9月5日	

4 業務内容

本業務は、建築基準法第12条第2項の規定に基づき、点検対象建築物の敷地及び構造について、損傷、腐食その他の劣化の状況を点検（以下「定期点検」という。）することを目的とする。

定期点検の内容は、平成20年3月10日国土交通省告示第282号建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法並びに結果の判定基準並びに調査結果表を定める件（以下「国土交通省告示第282号」という。）のとおりとする。

なお、国土交通省告示第282号の点検項目のうち「2 建築物の外部（11）外装仕上げ材等タイル、石貼り等、モルタル等の劣化及び損傷の状況」については、開口隅部、水平打継部、斜壁部等のうち手の届く範囲をテストハンマーによる打診等により確認し、その他の部分は必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認することとする。

また、仕様書に記載されていない事項は、「特殊建築物定期点検業務基準2008年改訂版」（財団法人

人日本建築防災協会発行、国土交通省住宅局建築指導課監修)及び「剥落による災害防止のためのタイル外壁、モルタル塗り外壁診断指針」(建設省住宅局建築技術審査委員会 平成2年策定)を参考に点検を行うこと。

5 共通事項

- (1) 定期点検の作業は、次に掲げる資格を有する者とする。
 - (ア) 一級建築士若しくは二級建築士
 - (イ) 建築基準法施行規則第4条の20に定める以下の者
 - ・建築基準適合判定資格者
 - ・登録調査資格者講習を修了した者
 ただし、目視点検やデータの入力等業務一部を他の専門業者に協力を求める場合は、資格を有する者の監督のもと実施すること。
- (2) 静岡市(以下「発注者」という。)から点検に必要な設計図書等の貸与を受けた場合には、業務を完了した日から3日以内に返却すること。
- (3) 業務の実施にあたっては、関連する法令を遵守すること。
- (4) 点検のために建物等や第三者の所有する土地、建物等に立ち入ろうとする場合には、あらかじめ当該建築物の管理者、所有者の同意を得ること。
- (5) 点検の実施にあたっては、作業員や第三者の安全に十分注意すること。
- (6) 業務の実施にあたっては、施設の業務に支障のないよう十分注意すること。また敷地内の通行制限や音が発生する作業をする際は、事前に発注者と十分に協議すること。
- (7) 業務の契約書及び仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、随時発注者と受注者双方が協議して決定し、発注者の承認を受け、業務を実施すること。
あわせて協議内容を記載した議事録(様式任意)を作成し、点検報告書に添付すること。
- (8) 点検の対象範囲外の部位に異常が確認できた場合は、発注者に報告すること。

6 事前調査及び提出書類

- (1) 事前調査
点検対象建築物の図面を確認し、発注者と点検可能日や時間帯等を調整すること。
- (2) 提出書類
受注者は、業務の実施に当たり事前に業務工程表(様式 建-1)を提出し、発注者の承認を受けること。

7 報告書類の提出

- (1) 受注者は、点検作業を完了後速やかに、次表のとおり報告書類を提出すること。

No.	提出書類	摘 要
1	定期点検報告書 (様式 建-2)	<ul style="list-style-type: none"> ・第一面から第四面 ・電子納品対象(PDF形式)

2	点検結果表 (様式 建-3)	<ul style="list-style-type: none"> 電子納品対象 (PDF 形式)
3	点検結果図 (A3版) (様式 建-4)	<ul style="list-style-type: none"> 配置図、各階平面図及び立面図を用いて、指摘のあった箇所 (特記すべき事項を含む) や撮影した写真の位置等を明記すること 電子納品対象 (PDF 形式)
4	関係写真 (様式 建-5)	<ul style="list-style-type: none"> 点検の結果「要是正」とされた点検項目 (既存不適格の場合を除く) について作成すること 「既存不適格」及び「指摘なし」の項目についても、特記すべき事項があれば必要に応じて作成すること 「要是正」の項目がない場合は、この書類は省略可とする 写真は当該部位の外観の状況が確認できるように撮影したものを添付すること 電子納品対象 (PDF 形式)
5	その他	<ul style="list-style-type: none"> 点検者の資格の写し 非常照明の照度測定等を実施した場合は、その結果表 発注者や施設管理者と協議を行った場合は、協議内容を記録した議事録 (様式任意) 電子納品対象 (PDF 形式)

(2) 受注者は、上記の報告書類を書面にて下記の部数提出するほか、電子納品の対象項目については、表に示すファイル形式の電子データにて、電子記憶媒体 (CD、DVD等) に保存して1枚提出すること。

静岡市立中央図書館	2部
静岡市立南部図書館	3部
静岡市長田複合施設	3部
静岡市西奈複合施設	5部
静岡市藁科複合施設	5部
静岡市北部複合施設	4部
静岡市立清水中央図書館	3部
静岡市清水興津複合施設	4部
静岡市立蒲原図書館	3部
静岡市美和複合施設	5部

(2) 建築設備 定期点検業務仕様書

1 業務場所

静岡市南部生涯学習センター 静岡市駿河区南八幡町 25 番 21 号

2 対象施設の概要

構造 鉄筋コンクリート造 4 階建

用途 生涯学習センター

敷地面積 2,483.40㎡

建築面積 737.99㎡

延床面積 1,513.13㎡

建築年月日 昭和 49 年 3 月 31 日

3 業務内容

建築基準法第 12 条第 4 項に基づき、点検対象建築物の建築設備について、損傷、腐食その他の劣化の状況を点検する。

点検すべき事項及び内容は「国土交通省住宅局建築指導課監修」の平成 20 年度版建築設備定期検査業務基準書「財団法人 日本建築設備・昇降機センター発行」を参考とし、別紙に示すところによる。なお、点検結果の報告に当たっては、要是正及び判定についても十分に説明を行うこと。

4 疑義

本業務の仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、随時指定管理者（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）双方が協議して決定し、甲の承認を受け、業務を遂行するものとする。

5 提出書類

乙は、業務の実施に当たり業務着手届、工程表(様式 設-1)、担当技術者届、業務計画書等を提出し、甲の承認を受けるものとする。

6 関係法令の遵守

乙は、業務の施行に当たっては、関連する法令を遵守しなければならない。

7 点検資格

定期点検業務の点検作業は一級若しくは二級建築士の資格を有する者、建築設備検査資格者又は甲の承認を受けた者が行なうものとする。ただし、単純な入力や情報整理作業については、この限りでない。

8 定期点検結果報告書の提出

乙は、点検作業を完了したときは、速やかに甲に下記の報告書を納入するものとする。

- ・定期点検報告書（様式 設-2）
- ・点検計画（結果）図（様式 設-4）
- ・点検結果表（様式 設-3）（換気設備・排煙設備
- ・非常用の照明装置・給水設備及び排水設備）
- ・別添様式 関係写真（様式 設-5）
- ・別表 1（様式 設-6）、別表 2（様式 設-7）、別表 3（様式 設-8-1、設-8-2、設-8-3）
- 別表 4（様式 設-9）

9 報告及び助言

乙は、上記の報告書等に基づき、甲に定期点検の報告を行うものとする。この場合において、特に不具合等の状況を発見したときは、乙は、甲に改善方策等の助言を行い、様式により報告を行わなければならない。

(2) 建築設備 定期点検業務仕様書

1 業務場所

静岡市長田生涯学習センター 静岡市駿河区寺田 131 番地の 1

2 対象施設の概要

構造 鉄筋コンクリート造 3 階建 用途 生涯学習センター
敷地面積 3,001.07㎡ 建築面積 694.08㎡ 延床面積 1,558.39㎡
建築年月日 昭和 55 年 3 月 31 日

3 業務内容

建築基準法第 12 条第 4 項に基づき、点検対象建築物の建築設備について、損傷、腐食その他の劣化の状況を点検する。

点検すべき事項及び内容は「国土交通省住宅局建築指導課 監修」の平成 20 年度版 建築設備定期検査業務基準書「財団法人 日本建築設備・昇降機センター 発行」を参考とし、別紙に示すところによる。なお、点検結果の報告に当たっては、要是正及び判定についても十分に説明を行うこと。

4 疑義

本業務の仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、随時指定管理者（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）双方が協議して決定し、甲の承認を受け、業務を遂行するものとする。

5 提出書類

乙は、業務の実施に当たり業務着手届、工程表(様式 設-1)、担当技術者届、業務計画書等を提出し、甲の承認を受けるものとする。

6 関係法令の遵守

乙は、業務の施行に当たっては、関連する法令を遵守しなければならない。

7 点検資格

定期点検業務の点検作業は一級若しくは二級建築士の資格を有する者、建築設備検査資格者又は甲の承認を受けた者が行なうものとする。ただし、単純な入力や情報整理作業については、この限りでない。

8 定期点検結果報告書の提出

乙は、点検作業を完了したときは、速やかに甲に下記の報告書を納入するものとする。

- ・定期点検報告書（様式 設-2）
- ・点検計画（結果）図（様式 設-4）
- ・点検結果表（様式 設-3）（換気設備・排煙設備
- ・非常用の照明装置・給水設備及び排水設備）
- ・別添様式 関係写真（様式 設-5）
- ・別表 1（様式 設-6）、別表 2（様式 設-7）、別表 3（様式 設-8-1、設-8-2、設-8-3）
- 別表 4（様式 設-9）

9 報告及び助言

乙は、上記の報告書等に基づき、甲に定期点検の報告を行うものとする。この場合において、特に不具合等の状況を発見したときは、乙は、甲に改善方策等の助言を行い、様式により報告を行わなければならない。

(2) 建築設備点検業務仕様書

1 業務名 令和 年度 大里複合施設建築設備定期点検業務

2 業務場所 静岡市駿河区中野新田 57 番地の 5

3 対象施設の概要

施設名	用途	構造・規模	延床面積	完成年月
大里複合施設(大里保健福祉センター、大里生涯学習センター)	本館	SRC 造、3 階建	2,772.27 m ²	平成 7 年 1 月

4 業務内容

本業務は、建築基準法第 12 条第 4 項の規定に基づき、点検対象建築物の建築設備について、損傷、腐食その他の劣化の状況を点検（以下「定期点検」という。）することを目的とする。

定期点検の内容は、平成 20 年 3 月 10 日国土交通省告示第 285 号建築設備等（昇降機及び遊戯施設を除く。）の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法並びに結果の判定基準並びに検査結果表を定める件（以下「国土交通省告示第 285 号」という。）のとおりとする。

なお、国土交通省告示第 285 号の点検項目のうち、建築基準法施行規則第 6 条の 2 第 1 項の国土交通大臣が定める 3 年以内ごとに行う点検及び非常用の照明装置の照度測定は、次の表に従い実施する。

3 年以内ごとに行う点検	大里複合施設
換気設備	○
排煙設備	該当なし
非常用の照明装置	○
給水設備及び排水設備	該当なし

*記載方法

- ・点検対象設備が有り、3 年に 1 度の全数点検を実施する ⇒ 「○」
- ・点検対象設備が有り、全数のうち所定の割合の点検を実施する ⇒ 「1/3」「1/2」等
- ・点検対象設備が有るが、今回の点検では実施しない ⇒ 「実施しない」
- ・点検対象設備が無い ⇒ 「該当なし」

また、仕様書に記載されていない事項は、「平成 20 年版 建築設備定期検査業務基準書」（財団法人日本建築設備・昇降機センター発行、国土交通省住宅局建築指導課監修）を参考に点検を行うこと。

5 共通事項

(1) 定期点検の作業は、次に掲げる資格を有する者とする。

(ア) 一級建築士若しくは二級建築士

(イ) 建築基準法施行規則第 4 条の 20 に定める以下の者

- ・建築基準適合判定資格者
- ・登録検査資格者講習を修了した者

ただし、目視点検やデータ入力等業務の一部を他の専門業者に協力を求める場合は、資格を有する者の監督のもと実施すること。

- (2) 静岡市（以下「発注者」という。）から点検に必要な設計図書等の貸与を受けた場合には、業務を完了した日から3日以内に返却すること。
- (3) 業務の実施にあたっては、関連する法令を遵守すること。
- (4) 点検のために建物等や第三者の所有する土地、建物等に立ち入ろうとする場合には、あらかじめ当該建築物の管理者、所有者の同意を得ること。
- (5) 点検の実施にあたっては、作業員や第三者の安全に十分注意すること。
- (6) 業務の実施にあたっては、施設の業務に支障のないよう十分注意すること。また敷地内の通行制限や音が発生する作業をする際は、事前に発注者と十分に協議すること。
- (7) 業務の契約書及び仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、随時発注者と受注者双方が協議して決定し、発注者の承認を受け、業務を実施すること。
あわせて協議内容を記載した議事録（様式任意）を作成し、点検報告書に添付すること。
- (8) 点検結果の報告時に、特に不具合等の状況を発見したときは、改善方策等の助言を行い様式 設-1（第三面）により報告すること。
- (9) 点検の対象範囲外の部位に異常が確認できた場合は、発注者に報告すること。

6 事前調査及び提出書類

(1) 事前調査

点検対象建築物の図面を確認し、発注者と点検可能日や時間帯等を調整すること。

(2) 提出書類

受注者は、業務の実施に当たり事前に業務工程表（様式 設-1）を提出し、発注者の承認を受けること。

7 報告書類の提出および助言

- (1) 受注者は、点検作業を完了後速やかに、次表のとおり報告書類を提出すること。

No.	提出書類	摘 要
1	定期点検報告書 (様式 設-2)	<ul style="list-style-type: none"> ・第一面から第三面 ・電子納品対象 (PDF 形式)
2	点検結果表 (様式 設-3)	<ul style="list-style-type: none"> ・電子納品対象 (PDF 形式)
3	点検結果図 (A3版) (様式 設-4)	<ul style="list-style-type: none"> ・配置図、各階平面図及び立面図を作成し、指摘のあった箇所 (特記すべき事項を含む) や撮影した写真の位置等を明記すること ・電子納品対象 (PDF 形式)
4	関係写真 (様式 設-5)	<ul style="list-style-type: none"> ・点検の結果「要是正」とされた点検項目 (既存不適格の場合を除く) について作成すること ・「既存不適格」及び「指摘なし」の項目についても、特記すべき事項があれば必要に応じて作成すること ・「要是正」の項目がない場合は、この書類は省略可とする ・写真は当該部位の外観の状況が確認できるように撮影したものを添付すること ・電子納品対象 (PDF 形式)
5	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・点検者の資格の写し ・非常照明の照度測定や換気風量測定等を実施した場合は、その結果表 (様式 設-6、7、8、9) ・発注者や施設管理者と協議を行った場合は、協議内容を記録した議事録 (様式任意) ・電子納品対象 (PDF 形式)

(2) 受注者は、上記の報告書類を書面にて1部提出するほか、電子納品の対象項目については、表に示すファイル形式の電子データにて、電子記憶媒体 (CD、DVD等) に保存して1枚提出すること。

(2) 建築設備 定期点検業務仕様書

1 業務場所

静岡市健康文化交流館「来・て・こ」 静岡市駿河区小鹿二丁目 25 番 45 号

2 対象施設の概要

静岡市駿河生涯学習センター、小鹿老人福祉センター、南部勤労者福祉センター複合施設
構造 鉄骨造 3 階建

用途 生涯学習センター、勤労者福祉センター、老人福祉センター、市民サービスコーナー
敷地面積 5,454.80㎡ 建築面積 1,948.61㎡ 延床面積 4,623.12㎡

(内 生涯学習セ 分1,515.89㎡、勤労者福祉セ 分1,370.94㎡、老人福祉セ 分1,715.86㎡)

建築年月日 平成 16 年 3 月 27 日

3 業務内容

建築基準法第 12 条第 4 項に基づき、点検対象建築物の建築設備について、損傷、腐食その他の劣化の状況を点検する。

点検すべき事項及び内容は「国土交通省住宅局建築指導課 監修」の平成 20 年度版 建築設備定期検査業務基準書「財団法人 日本建築設備・昇降機センター 発行」を参考とし、別紙に示すところによる。なお、点検結果の報告に当たっては、要是正及び判定についても十分に説明を行うこと。

4 疑義

本業務の仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、随時指定管理者（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）双方が協議して決定し、甲の承認を受け、業務を遂行するものとする。

5 提出書類

乙は、業務の実施に当たり業務着手届、工程表(様式 設-1)、担当技術者届、業務計画書等を提出し、甲の承認を受けるものとする。

6 関係法令の遵守

乙は、業務の施行に当たっては、関連する法令を遵守しなければならない。

7 点検資格

定期点検業務の点検作業は一級若しくは二級建築士の資格を有する者、建築設備検査資格者又は甲の承認を受けた者が行なうものとする。ただし、単純な入力や情報整理作業については、この限りでない。

8 定期点検結果報告書の提出

乙は、点検作業を完了したときは、速やかに甲に下記の報告書を納入するものとする。

- ・定期点検報告書(様式 設-2)
- ・点検計画(結果)図(様式 設-4)
- ・点検結果表(様式 設-3)(換気設備・排煙設備)
- ・非常用の照明装置・給水設備及び排水設備)
- ・別添様式 関係写真(様式 設-5)
- ・別表 1(様式 設-6)、別表 2(様式 設-7)、別表 3(様式 設-8-1、設-8-2、設-8-3)
- 別表 4(様式 設-9)

9 報告及び助言

乙は、上記の報告書等に基づき、甲に定期点検の報告を行うものとする。この場合において、特に不具合等の状況を発見したときは、乙は、甲に改善方策等の助言を行い、様式により報告を行わなければならない。

業 務 工 程 表

1 委託業務の名称 平成〇〇年度 第〇〇〇〇号
静岡市“施設名”建築設備定期点検業務委託

2 施 行 箇 所 静岡市〇〇区〇〇

3 履 行 期 間 着手 平成 年 月 日
平成 年 月 日

4 工 程 表

	平成〇〇年								
	〇月			〇月			〇月		
事 前 調 査									
施設情報収集及び作図									
建築設備点検									
机上及び書類作成									

上記のとおり施行したいので、工程表を提出します。

年 月 日

(宛先) 発注者 静岡市長

住 所
受注者 名 称
氏 名

印

定期点検報告書
建築設備等（昇降機及び遊戯施設を除く。）

（第一面）

建築基準法第12条第4項の規定により、定期検査の結果を報告します。この報告書に記載の事項は事実と相違ありません。

静岡市長 宛て

平成 年 月 日

受注者
住所
名称
氏名
印

【1. 所有者】

- 【イ. 氏名のフリガナ】
- 【ロ. 氏名】
- 【ハ. 郵便番号】
- 【ニ. 住所】
- 【ホ. 電話番号】

【2. 管理者】

- 【イ. 氏名のフリガナ】
- 【ロ. 氏名】
- 【ハ. 郵便番号】
- 【ニ. 住所】
- 【ホ. 電話番号】

【3. 点検対象建築物】

- 【イ. 所在地】
- 【ロ. 名称のフリガナ】
- 【ハ. 名称】
- 【ニ. 用途】

【4. 点検による指摘の概要】

- 【イ. 指摘の内容】 要是正の指摘あり（ 既存不適格） 指摘なし
- 【ロ. 指摘の概要】
- 【ハ. 改善予定の有無】 有（平成 年 月に改善予定） 無
- 【ニ. その他特記事項】

建築設備の状況等

【1. 建築物の概要】

- 【イ. 階数】 地上 階 地下 階
- 【ロ. 建築面積】 m²
- 【ハ. 延べ面積】 m²
- 【ニ. 点検対象建築設備】 換気設備 排煙設備 非常用の照明装置
給水設備及び排水設備

【2. 確認済証交付年月日等】

- 【イ. 確認済証交付年月日】 昭和・平成 年 月 日 第 号
- 【ロ. 確認済証交付者】 建築主事 指定確認検査機関 ()
- 【ハ. 検査済証交付年月日】 昭和・平成 年 月 日 第 号
- 【ニ. 検査済証交付者】 建築主事 指定確認検査機関 ()

【3. 点検日等】

- 【イ. 今回の点検】 平成 年 月 日実施
- 【ロ. 前回の点検】 実施 (平成 年 月 日報告) 未実施
- 【ハ. 前回の点検に関する書類の写し】 有 無

【4. 換気設備の点検者】

(代表となる点検者)

- 【イ. 資格等】 () 建築士 () 登録第 号
建築基準適合判定資格者 第 号
登録建築設備検査資格者講習を修了した者 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【ニ. 勤務先】

() 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

(その他の点検者)

- 【イ. 資格等】 () 建築士 () 登録第 号
建築基準適合判定資格者 第 号
登録建築設備検査資格者講習を修了した者 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【ニ. 勤務先】

() 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

【5. 換気設備の概要】

- 【イ. 無窓居室】 自然換気設備 (系統 室) 機械換気設備 (系統 室)
中央管理方式の空気調和設備 (系統 室)
その他 (系統 室) 無
- 【ロ. 火気使用室】 自然換気設備 (系統 室) 機械換気設備 (系統 室)
その他 (系統 室) 無
- 【ハ. 居室等】 自然換気設備 (系統 室) 機械換気設備 (系統 室)
中央管理方式の空気調和設備 (系統 室)
その他 (系統 室) 無
- 【ニ. 空気調和設備・冷暖房設備】 個別パッケージ 全空気 ヒートポンプ
ファンコイルユニット併用 その他 ()

【6. 換気設備の検査の状況】

- 【イ. 指摘の内容】 要是正の指摘あり (既存不適格) 指摘なし
- 【ロ. 指摘の概要】
- 【ハ. 改善予定の有無】 有 (平成 年 月に改善予定) 無

【7. 換気設備の不具合の発生状況】

- 【イ. 不具合】 有 無
- 【ロ. 不具合記録】 有 無
- 【ハ. 改善の状況】 実施済 改善予定 (平成 年 月に改善予定) 予定なし

【8. 排煙設備の点検者】

(代表となる点検者)

【イ. 資格等】 () 建築士 () 登録第 号
 建築基準適合判定資格者 第 号
 登録建築設備検査資格者講習を修了した者 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【ニ. 勤務先】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

(その他の点検者)

【イ. 資格等】 () 建築士 () 登録第 号
 建築基準適合判定資格者 第 号
 登録建築設備検査資格者講習を修了した者 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【ニ. 勤務先】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

【9. 排煙設備の概要】

【イ. 避難安全検証法】 階避難安全検証法 (階) 全館避難安全検証法 適用なし
 【ロ. 特別避難階段の付室】 吸引式 (区画) 給気式 (区画) 無
 【ハ. 非常用エレベーターの乗降ロビー】 吸引式 (区画) 給気式 (区画) 無
 【ニ. 居室等】 吸引式 (区画) 給気式 (区画) 無
 【ホ. 予備電源】 蓄電池 自家用発電装置 直結エンジン 無

【10. 排煙設備の検査の状況】

【イ. 指摘の内容】 要是正の指摘あり (既存不適格) 指摘なし

【ロ. 指摘の概要】

【ハ. 改善予定の有無】 有 (平成 年 月に改善予定) 無

【11. 排煙設備の不具合の発生状況】

【イ. 不具合】 有 無

【ロ. 不具合記録】 有 無

【ハ. 改善の状況】 実施済 改善予定 (平成 年 月に改善予定) 予定なし

【12. 非常用の照明装置の点検者】

(代表となる点検者)

【イ. 資格等】 () 建築士 () 登録第 号
 建築基準適合判定資格者 第 号
 登録建築設備検査資格者講習を修了した者 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【ニ. 勤務先】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

(その他の検査者)

【イ. 資格等】 () 建築士 () 登録第 号
 建築基準適合判定資格者 第 号
 登録建築設備検査資格者講習を修了した者 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【ニ. 勤務先】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

【13. 非常用の照明装置の概要】

- 【イ. 照明器具】 白熱灯 (灯) 蛍光灯 (灯) 高輝度放電灯 (灯) 無
 【ロ. 予備電源】 蓄電池 (内蔵形) (居室 灯、廊下 灯、階段 灯)
蓄電池 (別置形) (居室 灯、廊下 灯、階段 灯)
自家用発電装置 (居室 灯、廊下 灯、階段 灯)
蓄電池 (別置形)・自家用発電装置併用 (居室 灯、廊下 灯、階段 灯)
無

【14. 非常用の照明装置の検査の状況】

- 【イ. 指摘の内容】 要是正の指摘あり (既存不適格) 指摘なし
 【ロ. 指摘の概要】
 【ハ. 改善予定の有無】 有 (平成 年 月に改善予定) 無

【15. 非常用の照明装置の不具合の発生状況】

- 【イ. 不具合】 有 無
 【ロ. 不具合記録】 有 無
 【ハ. 改善の状況】 実施済 改善予定 (平成 年 月に改善予定) 予定なし

【16. 給水設備及び排水設備の点検者】

(代表となる点検者)

- 【イ. 資格等】 () 建築士 () 登録第 号
 建築基準適合判定資格者 第 号
 登録建築設備検査資格者講習を修了した者 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【ニ. 勤務先】

() 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

(その他の点検者)

- 【イ. 資格等】 () 建築士 () 登録第 号
 建築基準適合判定資格者 第 号
 登録建築設備検査資格者講習を修了した者 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【ニ. 勤務先】

() 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

【17. 給水設備及び排水設備の概要】

- 【イ. 飲料水の配管設備】 給水タンク (基 m²) 貯水タンク (基 m²)
その他 ()
 【ロ. 排水設備】 排水槽 (汚水槽 雑排水槽 合併槽 雨水槽・湧水槽)
排水再利用配管設備 その他 ()
 【ハ. 圧力タンクの有無】 有 無
 【ニ. 給湯方式】 局所式 中央式
 【ホ. 湯沸器】 開放式燃焼器 半密閉式燃焼器 密閉式燃焼器
その他 ()

【18. 給水設備及び排水設備の検査の状況】

- 【イ. 指摘の内容】 要是正の指摘あり (既存不適格) 指摘なし
 【ロ. 指摘の概要】
 【ハ. 改善予定の有無】 有 (平成 年 月に改善予定) 無

【19. 給水設備及び排水設備の不具合の発生状況】

- 【イ. 不具合】 有 無
 【ロ. 不具合記録】 有 無
 【ハ. 改善の状況】 実施済 改善予定 (平成 年 月に改善予定) 予定なし

【20. 備考】

建築設備に係る不具合の状況

【1. 換気設備】

不具合を把握した年月	不具合の概要	考えられる原因	改善(予定)年月	改善措置の概要等

【2. 排煙設備】

不具合を把握した年月	不具合の概要	考えられる原因	改善(予定)年月	改善措置の概要等

【3. 非常用の照明装置】

不具合を把握した年月	不具合の概要	考えられる原因	改善(予定)年月	改善措置の概要等

【4. 給水設備及び排水設備】

不具合を把握した年月	不具合の概要	考えられる原因	改善(予定)年月	改善措置の概要等

様式 設-2

(注意)

1. 各面共通関係

- ① ※印のある欄は記入しないでください。
- ② 数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。
- ③ 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入し添えてください。

2. 第一面関係

- ① 受注者が氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
- ② 点検者が2人以上のときは、代表となる点検者を点検者氏名欄に記入してください。
- ③ 1欄及び2欄は、所有者又は管理者が法人のときは、「ロ」はそれぞれ法人の名称及び代表者氏名を、「ニ」はそれぞれ法人の所在地を記入してください。
- ④ 第二面の6欄、10欄、14欄又は18欄のいずれかの「イ」において「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れた場合においては、4欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、それ以外のときは、「指摘なし」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。また、第二面の6欄、10欄、14欄及び18欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れたものの全てにおいて、「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れたときは、併せて4欄の「イ」の「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑤ 4欄の「ロ」は、指摘された事項のうち特に報告すべき事項があれば記入してください。
- ⑥ 4欄の「ハ」は、第二面の6欄、10欄、14欄又は18欄のいずれかの「ロ」において改善予定があるとしているときは「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、第二面の6欄、10欄、14欄又は18欄の「ロ」に記入されている改善予定年月のうち最も早いものを併せて記入してください。
- ⑦ 4欄の「ニ」は、指摘された事項以外に特に報告すべき事項があれば記入してください。

3. 第二面関係

- ① この書類は、建築物ごとに、建築設備等の概要及び当該建築設備等の構造方法に係る検査結果について作成してください。
- ② 1欄の「ニ」は、検査対象の建築設備について、該当する全てのチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ③ 2欄の「イ」及び「ロ」は、点検対象の建築設備等に関する直前の確認（建築基準法第87条の2及び同法第88条第2項の規定により準用して適用される同法第6条第1項に規定する確認。以下この様式において同じ。）について、「ハ」及び「ニ」は、点検対象の建築設備等に関する直前の完了検査について、それぞれ記入してください。
- ④ 2欄の「ロ」及び「ニ」は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、「指定確認検査機関」の場合には、併せてその名称を記入してください。
- ⑤ 3欄の「イ」は、点検が終了した年月日を記入し、「ロ」は、点検対象の建築設備等に関する直前の報告について記入して下さい。
- ⑥ 3欄の「ロ」は、報告の対象となっていない場合には「未実施」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑦ 3欄の「ハ」は、前回の定期点検の結果を記録した書類の写しの保存の有無について記入してください。
- ⑧ 4欄から19欄までは、点検の対象となっていない建築設備等の欄には記入する必要はありません。
- ⑨ 4欄、8欄、12欄及び16欄は、代表となる点検者並びに点検に係る建築設備に係るすべての点検者について記入してください。当該建築設備の点検を行った点検者が1人の場合は、その他の点検者欄は削除して構いません。
- ⑩ 4欄、8欄、12欄及び16欄の「イ」は、点検者の有する資格等について記入してください。点検者が第4条の20第3項第二号に規定する登録建築設備検査資格者講習又は建築士法施行規則等の一部を改正する省令による改正前の第4条の20第4項に規定する国土交通大臣が指定する建築設備検査資格者として必要な知識及び技能を修得させるための講習を修了した者である場合は、その旨を証する書類に記載された番号を「登録建築設備検査資格者講習を修了した者」の番号欄に記入してください。
- ⑪ 4欄、8欄、12欄及び16欄の「ニ」は、点検者が法人に勤務している場合は、点検者の勤務先について記入し、勤務先が建築士事務所の場合は、事務所登録番号を併せて記入してください。
- ⑫ 4欄、8欄、12欄及び16欄の「ホ」から「ト」までは点検者が法人に勤務している場合は、点検者の勤務先について記入し、点検者が法人に勤務していない場合は点検者の住所について記入してください。
- ⑬ 5欄の「イ」は、換気のための有効な部分の面積が居室の床面積の20分の1未満となる居室について、「ロ」は、建築基準法第28条第3項に規定する居室（特殊建築物の居室を除く。）について記入し、それぞれ該当する室がない場合においては「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、「ハ」は、「イ」及び「ロ」以外の居室、廊下及び階段の用に供する部分について記入してください。

- ⑭ 5 欄の「ニ」並びに17欄の「イ」、「ロ」及び「ホ」は、それぞれ該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、「その他」の場合は併せて具体的な内容を記入してください。
- ⑮ 6 欄、10欄、14欄及び18欄の「イ」は、点検結果において、是正が必要と認められるときは「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、当該指摘された箇所の全てに建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは併せて「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑯ 6 欄、10欄、14欄及び18欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れたとき（「既存不適格」のチェックボックスに「レ」を入れたときを除く。）は、「ロ」に指摘の概要を記入してください。
- ⑰ 6 欄、10欄、14欄及び18欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ（「既存不適格」のチェックボックスに「レ」を入れたときを除く。）、当該指摘をうけた項目について改善予定があるときは「ハ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて改善予定年月を記入してください。改善予定がないときは「ハ」の「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑱ 前回点検時以降に把握した火災時の排煙設備不作動等機器の故障、異常動作、損傷、腐食その他の劣化に起因するもの（以下、「不具合」という。）について第三面の1欄、2欄、3欄又は4欄の「不具合の概要」欄に記入したときは、7欄、11欄、15欄又は19欄の「イ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、当該不具合について記録が有るときは7欄、11欄、15欄又は19欄の「ロ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、記録が無いときは7欄、11欄、15欄又は19欄の「ロ」の「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。また、第三面の1欄、2欄、3欄又は4欄に記入された不具合のうち当該不具合を受けた改善を既に実施しているものがあり、かつ、改善を行う予定があるものがない場合には7欄、11欄、15欄又は19欄の「ハ」の「実施済」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、第三面の1欄、2欄、3欄又は4欄に記入された不具合のうち改善を行う予定があるものがある場合には7欄、11欄、15欄又は19欄の「改善予定」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて改善予定年月を記入し、改善の予定がない場合には7欄、11欄、15欄又は19欄の「予定なし」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑲ 9 欄の「イ」は、建築基準法施行令第129条の2第3項に規定する階避難安全検証法により階避難安全性能が確かめられた建築物のときは「階避難安全検証法」のチェックボックスに、同令第29条の2の2第3項に規定する全館避難安全検証法により全館避難安全性能が確かめられた建築物のときは「全館避難安全検証法」のチェックボックスに、それぞれ「レ」マークを入れ、「階避難安全検証法」の場合には、併せて階避難安全性能を確かめた階を記入してください。
- ⑳ 9 欄の「ロ」及び「ハ」は、それぞれ該当する室がないときに「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、「ニ」は、「ロ」及び「ハ」以外の居室、廊下及び階段の用に供する部分について記入してください。
- ㉑ 各欄に掲げられている項目以外で特に報告すべき事項は、20欄又は別紙に記載して添えてください。

4. 第三面関係

- ① 第三面の1欄、2欄、3欄又は4欄は、前回点検時以降に把握した建築設備に係る不具合のうち第二面の6欄、10欄、14欄又は18欄において指摘されるもの以外のものについて、把握できる範囲において記入してください。前回点検時以降不具合を把握していない場合は、第三面を省略することができます。
- ② 「不具合を把握した年月」欄は、当該不具合を把握した年月を記入してください。
- ③ 「不具合の概要」欄は、当該不具合の箇所を特定した上で、当該不具合の具体的内容を記入してください。
- ④ 「考えられる原因」欄は、当該不具合が生じた原因として主として考えられるものを記入してください。ただし、当該不具合が生じた原因が不明な場合は「不明」と記入してください。
- ⑤ 「改善(予定)年月」欄は、既に改善を実施している場合には実施年月を、改善を行う予定がある場合には改善予定年月を記入し、改善を行う予定がない場合には「-」を記入してください。
- ⑥ 「改善措置の概要等」欄は、既に改善を実施している場合又は改善を行う予定がある場合に、具体的措置の概要を記入してください。改善を行う予定がない場合には、その理由を記入してください。

点検結果表
(換気設備)

当該点検に関与した点検者	代表となる点検者	氏名	点検者番号
	その他の点検者		

番号	点検項目等		点検結果		担当点検者番号	
			指摘なし	要是正 既存 不適格		
1 法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室（換気設備を設けるべき調理室等を除く。）						
(1)	機械換気設備 （中央管理方式の空気調和設備を含む。）の外観	給気機の外気取り入れ口並びに直接外気に開放された給気口及び排気口への雨水等の防止措置の状況				
(2)		給気機の外気取り入れ口及び排気機の排気口の取付けの状況				
(3)		各室の給気口及び排気口の設置位置				
(4)		各室の給気口及び排気口の取付けの状況				
(5)		風道の取付けの状況				
(6)		風道の材質				
(7)		給気機及び排気機の設置の状況				
(8)		換気扇による換気の状況				
(9)		機械換気設備（中央管理方式の空気調和設備を含む。）の性能	各系統の換気量			
(10)			各室の換気量			
(11)			中央管理方式による制御及び作動状態の監視の状況			
(12)	中央管理方式の空気調和設備	空気調和設備の設置の状況				
(13)		空気調和設備及び配管の外観	空気調和設備及び配管の劣化及び損傷の状況			
(14)		空気調和設備の運転の状況				
(15)		空気ろ過器の点検口				
(16)		冷却塔と建築物の他の部分との離隔距離				
(17)		空気調和設備の性能	各室内の温度			
(18)			各室内の相対湿度			
(19)			各室の浮遊粉じん量			
(20)			各室の一酸化炭素含有率			
(21)			各室の二酸化炭素含有率			
(22)			各室の気流			
2 換気設備を設けるべき調理室等						
(1)	自然換気設備及び機械換気設備	排気筒、排気フード及び煙突の材質				
(2)		排気筒、排気フード及び煙突の取付けの状況				
(3)		給気口、給気筒、排気口、排気筒、排気フード及び煙突の大きさ				
(4)		給気口、排気口及び排気フードの位置				
(5)		給気口、給気筒、排気口、排気筒、排気フード及び煙突の機能確保の状況				
(6)		排気筒及び煙突の断熱の状況				
(7)		排気筒及び煙突と可燃物、電線等との離隔距離				
(8)		煙突等への防火ダンパー、風道等の設置の状況				
(9)	自然換気設備	煙突の先端の立ち上がりの状況（密閉型燃焼器具の煙突を除く。）				
(10)	機械換気設備	煙突に連結した排気筒及び半密閉式瞬間湯沸器等の設置の状況				
(11)		換気扇による換気の状況				
(12)		給気機又は排気機の設置の状況				
(13)		機械換気設備の換気量				
3 法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室						
(1)	防火ダンパー等	防火ダンパーの設置の状況				
(2)		防火ダンパーの取付けの状況				
(3)		防火ダンパーの作動の状況				
(4)		防火ダンパーの劣化及び損傷の状況				
(5)		防火ダンパーの点検口の有無及び大きさ並びに検査口の有無				
(6)		防火ダンパーの温度ヒューズ				
(7)		防火区画の貫通措置の状況				
(8)		連動型防火ダンパーの煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器の位置				
(9)		連動型防火ダンパーの煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器との連動の状況				
4 上記以外の点検項目等						
特記事項						
番号	点検項目等	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善（予定）年月		

：3年以内ごとに行う項目

(注意)

- ① この書類は、建築物ごとに作成してください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「当該点検に関与した点検者」欄は、「様式設一2」定期点検報告書（建築設備（昇降機及び遊戯施設を除く。））第二面4欄に記入した点検者について記入し、「点検者番号」欄に点検者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該建築設備の点検を行った点検者が1人の場合は、その他の点検者欄は削除して構いません。
- ④ 点検対象建築物に換気設備がない場合は、この様式は省略して構いません。
- ⑤ 該当しない点検項目等がある場合は、当該項目の「番号」欄から「担当点検者番号」欄までを取消線で抹消してください。
- ⑥ 「点検結果」欄は、別表第一（ろ）欄に掲げる各検査事項ごとに記入してください。
- ⑦ 「点検結果」欄のうち「要是正」欄は、別表第一（ろ）欄に掲げる検査事項について同表（に）欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- ⑧ 「点検結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑦に該当しない場合に○印を記入してください。
- ⑨ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- ⑩ 「担当点検者番号」欄は、「検査に関与した点検者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該建築設備の点検を行った点検者が1人の場合は、記入しなくても構いません。
- ⑪ 1(9)から(11)「居室等の機械換気設備の性能（中央管理方式の空気調和設備を含む）」については、法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室（換気設備を設けるべき調理室等を除く。）の換気状況評価表（様式 設一6）を添付してください。
- ⑫ 2(10)から(13)「機械換気設備」については、換気設備を設けるべき調理室等の換気風量測定表（様式 設一7）を添付してください。
- ⑬ 4「上記以外の点検項目等」は、第2ただし書の規定により特定行政庁が検査項目等を追加したとき又は第2第2項の規定により検査の方法を記載した図書があるときに、特定行政庁が追加した検査項目等又は第2第2項に規定する図書に記載されている検査項目等を追加し、⑥から⑨に準じて点検結果等を記入してください。なお、これらの項目等がない場合は、4は削除して構いません。
- ⑭ 「特記事項」は、点検の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する点検項目等の番号、点検項目等を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を（ ）書きで記入してください。
- ⑮ 要是正とされた点検項目等（既存不適格の場合を除く。）については、要是正とされた部分を撮影した写真を様式 設一5に従い添付してください。

* 上記別表第一は平成20年3月10日国土交通省告示第285号中の表をいう

点検結果表
(排煙設備)

当該点検に関与した点検者	代表となる点検者	氏名	点検者番号
	その他の点検者		

番号	点検項目等	点検結果		担当点検者番号
		指摘なし	要是正 既 存 不適格	
1	令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第1項に規定する昇降路又は乗降口ピラー、令第126条の2第1項に規定する居室等			
(1)	排煙機	排煙機の設置の状況		
(2)		排煙機との接続の状況		
(3)		煙排出口の設置の状況		
(4)		煙排出口の周囲の状況		
(5)		屋外に設置された煙排出口への雨水等の防止措置の状況		
(6)	排煙機の性能	排煙機の開放と連動起動の状況		
(7)		作動の状況		
(8)		電源を必要とする排煙機の予備電源による作動の状況		
(9)		排煙機の排煙風量		
(10)		中央管理方式による制御及び作動状態の監視の状況		
(11)	排煙口	排煙口の位置		
(12)	機械排煙設備の排煙口の外観	排煙口の周囲の状況		
(13)		排煙口の取付けの状況		
(14)		手動開放装置の設置の状況		
(15)		手動開放装置操作方法の表示の状況		
(16)	機械排煙設備の排煙口の性能	手動開放装置による開放の状況		
(17)		排煙口の開放の状況		
(18)		排煙口の排煙風量		
(19)		中央管理方式による制御及び作動状態の監視の状況		
(20)		煙感知器による作動の状況		
(21)	機械排煙設備の排煙風道（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	排煙風道の劣化及び損傷の状況		
(22)		排煙風道の取付けの状況		
(23)		排煙風道の材質		
(24)		防煙壁の貫通措置の状況		
(25)		排煙風道と可燃物、電線等との離隔距離及び断熱の状況		
(26)	防火ダンパー	防火ダンパーの取付けの状況		
(27)		防火ダンパーの作動の状況		
(28)		防火ダンパーの劣化及び損傷の状況		
(29)		防火ダンパーの点検口の有無及び大きさ並びに検査口の有無		
(30)		防火ダンパーの温度ヒューズ		
(31)		防火区画の貫通措置の状況		
(32)	特殊な構造の排煙設備の排煙口及び給気口の外観	排煙口及び給気口の大きさ及び位置		
(33)		排煙口及び給気口の周囲の状況		
(34)		排煙口及び給気口の取付けの状況		
(35)		手動開放装置の設置の状況		
(36)		手動開放装置操作方法の表示の状況		
(37)	特殊な構造の排煙設備の排煙口の性能	排煙口の排煙風量		
(38)		中央管理方式による制御及び作動状態の監視の状況		
(39)		煙感知器による作動の状況		
(40)	特殊な構造の排煙設備の給気風道（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	給気風道の劣化及び損傷の状況		
(41)		給気風道の材質		
(42)		給気風道の取付けの状況		
(43)		防煙壁の貫通措置の状況		
(44)	特殊な構造の排煙設備の給気送風機の外観	給気送風機の設置の状況		
(45)		給気風道との接続の状況		
(46)	特殊な構造の排煙設備の給気送風機の性能	排煙口の開放と連動起動の状況		
(47)		作動の状況		
(48)		電源を必要とする給気送風機の予備電源による作動の状況		
(49)		中央管理方式による制御及び作動状態の監視の状況		
(50)	特殊な構造の排煙設備の給気送風機の吸込口	吸込口の設置位置		
(51)		吸込口の周囲の状況		
(52)		屋外に設置された吸込口への雨水等の防止措置の状況		

: 3年以内ごとに行う項目

2 令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降ロビー						
(1)	特別避難階段の階段室又は付室及び非常用エレベーターの昇降路又は乗降ロビーに設ける排煙口及び給気口	排煙機、排煙口及び給気口の作動の状況				
(2)	給気口	給気口の周囲の状況				
(3)	加圧防排煙設備	排煙風道(隠蔽部分及び埋設部分を除く。)	排煙風道の劣化及び損傷の状況			
(4)			排煙風道の取付けの状況			
(5)		排煙風道の材質				
(6)		給気口の外観	給気口の周囲の状況			
(7)			給気口の取付けの状況			
(8)			給気口の手動開放装置の設置の状況			
(9)			給気口の手動開放装置の操作方法の表示の状況			
(10)		給気口の性能	給気口の手動開放装置による開放の状況			
(11)			給気口の開放の状況			
(12)		給気風道(隠蔽部分及び埋設部分を除く。)	給気風道の劣化及び損傷の状況			
(13)			給気風道の取付けの状況			
(14)		給気送風機の外観	給気風道の材質			
(15)			給気送風機の設置の状況			
(16)		給気送風機の性能	給気風道との接続の状況			
(17)			給気口の開放と連動起動の状況			
(18)			給気送風機の作動の状況			
(19)			電源を必要とする給気送風機の予備電源による作動の状況			
(20)		給気送風機の吸込口	中央管理室における制御及び状態の監視の状況			
(21)			吸込口の設置位置			
(22)		遮煙開口部の性能	吸込口の周囲の状況			
(23)			屋外に設置された吸込口への雨水等の防止措置の状況			
(24)		空気逃し口の外観	遮煙開口部の排出風速			
(25)			空気逃し口の大さき及び位置			
(26)		空気逃し口の性能	空気逃し口の周囲の状況			
(27)			空気逃し口の取付けの状況			
(28)		圧力調整装置の外観	空気逃し口の作動の状況			
(29)			圧力調整装置の大さき及び位置			
(30)			圧力調整装置の周囲の状況			
(31)		圧力調整装置の性能	圧力調整装置の取付けの状況			
(32)			圧力調整装置の作動の状況			
3 令第126条の2第1項に規定する居室等						
(1)		可動防煙壁	手動降下装置の作動の状況			
(2)		手動降下装置による連動の状況				
(3)		煙感知器による連動の状況				
(4)		可動防煙壁の材質				
(5)		可動防煙壁の防煙区画				
(6)		中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況				
4 予備電源						
(1)	自家用発電装置	自家用発電装置の外観	自家用発電機室の防火区画の貫通措置の状況			
(2)			発電機の発電容量			
(3)			発電機及び原動機の状況			
(4)			燃料油、潤滑油及び冷却水の状況			
(5)			始動用の空気槽の圧力			
(6)			セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況			
(7)			燃料及び冷却水の漏洩の状況			
(8)			計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況			
(9)			自家用発電装置の取付けの状況			
(10)			自家用発電機室の給排気の状況(屋内に設置されている場合に限る。)			
(11)			接地線の接続の状況			
(12)			絶縁抵抗			
(13)			自家用発電装置の性能	電源の切替えの状況		
(14)		始動の状況				
(15)		運転の状況				
(16)		排気の状況				
(17)		コンプレッサー、燃料ポンプ、冷却水ポンプ等の補機類の作動の状況				
(18)	直結エンジン	直結エンジンの外観	直結エンジンの設置の状況			
(19)			燃料油、潤滑油及び冷却水の状況			
(20)			セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況			
(21)			計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況			
(22)			給気部及び排気管の取付けの状況			
(23)			Vベルト			
(24)			接地線の接続の状況			
(25)			絶縁抵抗			
(26)		直結エンジンの性能	始動及び停止の状況			
(27)	運転の状況					

5 上記以外の点検項目等				
特記事項				
番号	点検項目等	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善（予定）年月

(注意)

- ① この書類は、建築物ごとに作成してください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「当該点検に関与した点検者」欄は、「様式設-2」定期点検報告書（建築設備（昇降機及び遊戯施設を除く。））第二面4欄に記入した点検者について記入し、「点検者番号」欄に点検者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該建築設備の点検を行った点検者が1人の場合は、その他の点検者欄は削除して構いません。
- ④ 点検対象建築物に排煙設備がない場合は、この様式は省略して構いません。
- ⑤ 該当しない点検項目等がある場合は、当該項目の「番号」欄から「担当点検者番号」欄までを取消線で抹消してください。
- ⑥ 「点検結果」欄は、別表第二（ろ）欄に掲げる各点検事項ごとに記入してください。
- ⑦ 「点検結果」欄のうち「要是正」欄は、別表第二（ろ）欄に掲げる検査事項について同表（に）欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- ⑧ 「点検結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑦に該当しない場合に○印を記入してください。
- ⑨ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- ⑩ 「担当点検者番号」欄は、「点検に関与した点検者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該建築設備の点検を行った点検者が1人の場合は、記入しなくても構いません。
- ⑪ 1(9)「排煙機の排煙風量」及び1(18)「排煙口の排煙風量」については、排煙風量測定記録表（様式 設-8-1）を添付してください。
- ⑫ 1(37)「排煙口の排煙風量」については、排煙風量測定記録表（様式 設-8-2）を添付してください。
- ⑬ 2(24)「遮煙開口部の排出風速」については、排煙風量測定記録表（様式 設-8-3）を添付してください。
- ⑭ 5「上記以外の点検項目等」は、第2ただし書の規定により特定行政庁が検査項目等を追加したとき又は第2第2項の規定により検査の方法を記載した図書があるときに、特定行政庁が追加した検査項目等又は第2第2項に規定する図書に記載されている検査項目等を追加し、⑥から⑨に準じて点検結果等を記入してください。なお、これらの項目等がない場合は、5は削除して構いません。
- ⑮ 「特記事項」は、点検の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する点検項目等の番号、点検項目等を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を（ ）書きで記入してください。
- ⑯ 要是正とされた点検項目等（既存不適格の場合を除く。）については、要是正とされた部分を撮影した写真を様式 設-5に従い添付してください。

* 上記別表第二は平成20年3月10日国土交通省告示第285号中の表をいう

点検結果表
(非常用の照明装置)

当該点検に関与した点検者		氏名	点検者番号
	代表となる点検者		
	その他の点検者		

番号	点検項目等		点検結果			担当点検者番号
			指摘なし	要是正	既存不適格	
1	照明器具					
(1)	非常用の照明器具	使用電球、ランプ等				
2	電池内蔵形の蓄電池、電源別置形の蓄電池及び自家用発電装置					
(1)	予備電源	予備電源への切替え及び器具の点灯の状況				
(2)		予備電源の性能				
(3)	照度	照度の状況				
(4)	分電盤	非常用電源分岐回路の表示の状況				
(5)	配線	配電管等の防火区画貫通措置の状況（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）				
3	電源別置形の蓄電池及び自家用発電装置					
(1)	配線	照明器具の取付状況及び配線の接続の状況（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）				
(2)		電気回路の接続の状況				
(3)		接続部（幹線分岐及びボックス内に限る。）の耐熱処理の状況				
(4)		予備電源から非常用の照明器具間の耐熱配線処理の状況（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）				
(5)	切替回路	常用の電源から蓄電池設備への切替えの状況				
(6)		蓄電池設備と自家用発電装置併用の場合の切替えの状況				
4	電池内蔵形の蓄電池					
(1)	配線及び充電ランプ	充電ランプの点灯の状況				
(2)		誘導灯及び非常用照明兼用器具の専用回路の確保の状況				
5	電源別置形の蓄電池					
(1)	蓄電池	蓄電池等の状況	蓄電池室の防火区画等の貫通措置の状況			
(2)			蓄電池室の換気の状況			
(3)			蓄電池の設置の状況			
(4)		蓄電池の性能	電圧			
(5)			電解液比重			
(6)			電解液の温度			
(7)			充電器室の防火区画等の貫通措置の状況			
(8)			キュービクルの取付けの状況			
6	自家用発電装置					
(1)	自家用発電装置	自家用発電装置の外観	自家用発電機室の防火区画等の貫通措置の状況			
(2)			発電機の発電容量			
(3)			発電機及び原動機の状況			
(4)			燃料油、潤滑油及び冷却水の状況			
(5)			始動用の空気槽の圧力			
(6)			セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況			
(7)			燃料及び冷却水の漏洩の状況			
(8)			計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況			
(9)			自家用発電装置の取付けの状況			
(10)			自家用発電機室の給排気の状況（屋内に設置されている場合に限る。）			
(11)			接地線の接続の状況			
(12)			絶縁抵抗			
(13)		自家用発電装置等の性能	電源の切替えの状況			
(14)			始動の状況			
(15)			音、振動等の状況			
(16)			排気の状況			
(17)			コンプレッサー、燃料ポンプ、冷却水ポンプ等の補機類の作動の状況			
7	上記以外の点検項目等					

特記事項				
番号	点検項目等	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善（予定）年月

(注意)

- ① この書類は、建築物ごとに作成してください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「当該点検に関与した点検者」欄は、「様式設-2」定期点検報告書（建築設備（昇降機及び遊戯施設を除く。））第二面4欄に記入した点検者について記入し、「点検者番号」欄に点検者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該建築設備の点検を行った点検者が1人の場合は、その他の点検者欄は削除して構いません。
- ④ 該当しない点検項目等がある場合は、当該項目の「番号」欄から「担当点検者番号」欄までを取消線で抹消してください。
- ⑤ 「点検結果」欄は、別表第三（ろ）欄に掲げる各検査事項ごとに記入してください。
- ⑥ 「点検結果」欄のうち「要是正」欄は、別表第三（ろ）欄に掲げる検査事項について同表（に）欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- ⑦ 「点検結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥に該当しない場合に○印を記入してください。
- ⑧ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- ⑨ 「担当点検者番号」欄は、「点検に関与した点検者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該建築設備の点検を行った点検者が1人の場合は、記入しなくても構いません。
- ⑩ 2(3)「照度」については、非常用の照明装置の照度測定表（様式 設-9）を添付してください。
- ⑪ 7「上記以外の点検項目等」は、第2ただし書の規定により特定行政庁が検査項目等を追加したとき又は第2第2項の規定により検査の方法を記載した図書があるときに、特定行政庁が追加した検査項目等又は第2第2項に規定する図書に記載されている検査項目等を追加し、⑥から⑨に準じて点検結果等を記入してください。なお、これらの項目等がない場合は、7は削除して構いません。
- ⑫ 「特記事項」は、点検の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する点検項目等の番号、点検項目等を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を（ ）書きで記入してください。
- ⑬ 要是正とされた点検項目等（既存不適格の場合を除く。）については、要是正とされた部分を撮影した写真を様式 設-5 に従い添付してください。

* 上記別表第三は平成20年3月10日国土交通省告示第285号中の表をいう

点検結果表
(給水設備及び排水設備)

当該点検に関与した点検者	代表となる点検者	氏名	点検者番号
	その他の点検者		

番号	点検項目等	点検結果			担当点検者番号	
		指摘なし	要是正	既存不適格		
1 飲料用の配管設備及び排水設備						
(1)	飲料用配管及び排水配管	配管の取付けの状況				
(2)	(隠蔽部分及び埋設部分を除く。)	配管の腐食及び漏水の状況				
(3)		配管が貫通する箇所の損傷防止措置の状況				
(4)		継手類の取付けの状況				
(5)		保温措置の状況				
(6)		防火区画等の貫通措置の状況				
(7)		配管の支持金物				
(8)		飲料水系統配管の汚染防止措置の状況				
(9)		止水弁の設置の状況				
(10)		ウォーターハンマーの防止措置の状況				
(11)		給湯管及び膨張管の設置の状況				
2 飲料水の配管設備						
(1)	飲料用の給水タンク及び貯水タンク(以下「給水タンク等」という。)	給水タンク等の設置の状況				
(2)	並びに給水ポンプ	給水タンク等の通気管、水抜き管、オーバーフロー管等の設置の状況				
(3)		給水タンク等の腐食及び漏水の状況				
(4)		給水用圧力タンクの安全装置の状況				
(5)		給水ポンプの運転の状況				
(6)		給水タンク及びポンプ等の取付けの状況				
(7)		給水タンク等の内部の状況				
(8)		給湯設備(循環ポンプを含む。)	給湯設備(ガス湯沸器を除く。)の取付けの状況			
(9)			ガス湯沸器の取付けの状況			
(10)			給湯設備の腐食及び漏水の状況			
(11)			ガス湯沸器の煙突及び給排気部の構造			
3 排水設備						
(1)	排水槽	排水槽のマンホールの大きさ				
(2)		排水槽の通気の状況				
(3)		排水漏れの状況				
(4)		排水ポンプの設置状況				
(5)		排水ポンプの運転状況				
(6)		地下街の非常用の排水設備の処理能力及び予備電源の状況				
(7)	排水再利用配管設備(中水道を含む。)	雑用水の用途				
(8)		雑用水給水栓の表示の状況				
(9)		配管の標識等				
(10)		雑用水タンク、ポンプ等の設置の状況				
(11)		消毒装置				
(12)		その他	衛生器具の取付けの状況			
(13)	排水トラップ	排水トラップの取付けの状況				
(14)		阻集器	阻集器の構造、機能及び設置の状況			
(15)		排水管	公共下水道等への接続の状況			
(16)			雨水排水立て管の接続の状況			
(17)			排水の状況			
(18)			掃除口の取付けの状況			
(19)			雨水系統との接続の状況			
(20)			間接排水の状況			
(21)		通気管	通気開口部の状況			
(22)			通気管の状況			
4 上記以外の点検項目等						
特記事項						
番号	点検項目等	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善(予定)年月		

3年以内ごとに行う項目

(注意)

- ① この書類は、建築物ごとに作成してください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「当該点検に関与した点検者」欄は、「様式設-2」定期点検報告書（建築設備（昇降機及び遊戯施設を除く。））第二面4欄に記入した点検者について記入し、「点検者番号」欄に点検者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該建築設備の点検を行った点検者が1人の場合は、その他の点検者欄は削除して構いません。
- ④ 検査対象建築物に給水設備及び排水設備がない場合は、この様式は省略して構いません。
- ⑤ 該当しない点検項目等がある場合は、当該項目の「番号」欄から「担当点検者番号」欄までを取消線で抹消してください。
- ⑥ 「点検結果」欄は、別表第四（ろ）欄に掲げる各検査事項ごとに記入してください。
- ⑦ 「点検結果」欄のうち「要是正」欄は、別表第四（ろ）欄に掲げる検査事項について同表（に）欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- ⑧ 「点検結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥に該当しない場合に○印を記入してください。
- ⑨ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- ⑩ 「担当点検者番号」欄は、「点検に関与した点検者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該建築設備の点検を行った点検者が1人の場合は、記入しなくても構いません。
- ⑪ 4「上記以外の点検項目等」は、第2ただし書の規定により特定行政庁が検査項目等を追加したとき又は第2第2項の規定により検査の方法を記載した図書があるときに、特定行政庁が追加した検査項目等又は第2第2項に規定する図書に記載されている検査項目等を追加し、⑥から⑨に準じて点検結果等を記入してください。なお、これらの項目等がない場合は、4は削除して構いません。
- ⑫ 「特記事項」は、点検の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあって特記すべき事項がある場合に、該当する点検項目等の番号、点検項目等を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を（ ）書きで記入してください。
- ⑬ 要是正とされた点検項目等（既存不適格の場合を除く。）については、要是正とされた部分を撮影した写真を様式 設-5 に従い添付してください。

* 上記別表第四は平成20年3月10日国土交通省告示第285号中の表をいう

点検結果図



(注意)

- ① 配置図、各階平面図及び立面図を作成して、指摘のあった箇所(特記すべき事項を含む)や撮影した写真の位置等を明記すること。

関係写真

点検結果	
<input type="checkbox"/> 要是正 <input type="checkbox"/> その他	
写真貼付	特記事項

点検結果	
<input type="checkbox"/> 要是正 <input type="checkbox"/> その他	
写真貼付	特記事項

(注意)

- ① この書類は、点検の結果「要是正」とされた点検項目（既存不適格の場合を除く）について作成してください。また、「既存不適格」及び「指摘なし」の項目についても、特記すべき事項があれば、必要に応じて作成してください。「要是正」の項目がない場合は、この書類は省略しても構いません。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「点検結果」欄は、点検の結果、要是正の指摘があった場合は「要是正」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、それ以外の場合と特記すべき事項がある場合は「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ④ 写真は、当該部位の外観の状況が確認できるように撮影したものを添付してください。

法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室（換気設備を設けるべき調理室等を除く。）の換気状況評価表

測定年月日	測定機器	メーカー名	型式番号等		判定	
階	室名*注1	必要換気量 (m3/h)	換気方式	換気設備機種名*注2		換気状況の評価*注3
			一種・二種・三種			指摘なし・要是正
			一種・二種・三種			指摘なし・要是正
			一種・二種・三種			指摘なし・要是正
			一種・二種・三種			指摘なし・要是正
			一種・二種・三種			指摘なし・要是正
			一種・二種・三種			指摘なし・要是正
			一種・二種・三種			指摘なし・要是正
			一種・二種・三種			指摘なし・要是正
			一種・二種・三種			指摘なし・要是正
			一種・二種・三種			指摘なし・要是正
			一種・二種・三種			指摘なし・要是正
			一種・二種・三種			指摘なし・要是正
			一種・二種・三種			指摘なし・要是正
			一種・二種・三種			指摘なし・要是正
			一種・二種・三種			指摘なし・要是正
			一種・二種・三種			指摘なし・要是正
			一種・二種・三種			指摘なし・要是正
			一種・二種・三種			指摘なし・要是正
			一種・二種・三種			指摘なし・要是正
			一種・二種・三種			指摘なし・要是正
			一種・二種・三種			指摘なし・要是正

注1) 室ごとに単独の換気扇がある場合など、換気設備が特定されている場合は、その名称を記入する。
 注2) 「換気状況の評価」欄には、外気取り入れ口における風量測定を行うことが最も確実であり、換気量測定を行った場合は、その測定結果を記入する。
 これに代わる方法として各室の二酸化炭素濃度の測定を行い、居住者数と測定値に矛盾がないか確認する等を行った場合には、その結果を記入する。

排煙風量測定記録表

測定年月日	測定機器 メーカー名		型式番号等				
1	排煙機系統(機器番号等)		排煙機銘板表示	排煙機の規定風量 最大防煙区画面積 $m^2 \times 1 \text{ or } 2 = m^3/min$			
2	排 煙 口				判 定		
	階	室 名	排煙口面積 (㎡)	測定風速 (m/s)		測定風量 (m ³ /min)	規定風量 (m ³ /min)
							指摘なし・要是正
							指摘なし・要是正
							指摘なし・要是正
3	排 煙 機				判 定		
	排煙機 (番号等)	煙排出口面積 (㎡)	測定風速 (m/s)	測定風量 (m ³ /min)		規定風量 (m ³ /min)	
						指摘なし・要是正	
4	直結エンジン (内燃エンジン) の有無	予備電源又は直結エンジン切り替え		5 排煙口配置・系統図 (排煙機と排煙口の対応関係がわかる図を記入すること)			
	有 ・ 無	指摘なし・要是正					

- 注1) 本記録表は、排煙機系統ごとに記入する。
 注2) 「測定風速」欄には、原則として測定した箇所の平均風速を記入する。
 注3) 自主点検等による排煙風量測定記録がある場合は、実施時期、測定方法、測定値等が適正であるか否かを判定すること。

排煙風量測定記録表 (A 4) 給気式 (特殊な構造の排煙設備)

測定年月日	測定機器 メーカー名	型式番号等
1	給気送風機系統(機器番号等)	給気送風機銘板表示
		給気送風機の性能 (風量) m ³ /min

2	排 煙 口					判 定
	階	室 名	排煙口面積 (m ²)	測定風速 (m/s) ^{*注1)}	測定風量 (m ³ /min)	
						指摘なし・要是正
						指摘なし・要是正
						指摘なし・要是正
						指摘なし・要是正
						指摘なし・要是正

3	直結エンジン (内燃エンジン) の有無	予備電源又は直結エンジン 切り替え
	有 ・ 無	指摘なし・要是正

4	排煙系統図 (給気送風機と排煙口の対応関係がわかる図を記入すること)

注1) 「測定風速」欄には、原則として測定した箇所の平均風速を記入する。
 注2) 自主点検等による排煙風量測定記録がある場合は、実施時期、測定方法、測定値等が適正であるか否かを判定すること。

排煙風量測定記録表 (A4) 加圧式 (加圧防排煙設備)

測定年月日	測定機器 メーカー名	型式番号等
1	給気送風機系統 (機器番号等)	給気送風機銘板表示
		給気送風機の性能 (風量)
		m ³ /min

遮煙開口部・空気逃し口								判 定
階	室 名	空気逃し口の方式*注1)	測定排出風速*注2 (m/s)	規定排出風速*注3 (m/s)	算定式*注3)	遮煙開口部の高さ (m)		
2		1. 自然方式 <input type="checkbox"/> 2. 機械方式 <input type="checkbox"/> 3. 併用方式 <input type="checkbox"/>					指摘なし・要是正	
		1. 自然方式 <input type="checkbox"/> 2. 機械方式 <input type="checkbox"/> 3. 併用方式 <input type="checkbox"/>					指摘なし・要是正	
		1. 自然方式 <input type="checkbox"/> 2. 機械方式 <input type="checkbox"/> 3. 併用方式 <input type="checkbox"/>					指摘なし・要是正	
		1. 自然方式 <input type="checkbox"/> 2. 機械方式 <input type="checkbox"/> 3. 併用方式 <input type="checkbox"/>					指摘なし・要是正	

3	直結エンジン (内燃エンジン) の有無	予備電源又は直結エンジン 切り替え
	有 ・ 無	指摘なし・要是正

4	排煙系統図 (給気送風機と空気逃し口の対応関係がわかる図を記入すること)

注1) 「空気逃し口の方式」欄には、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れる。

注2) 「測定排出風速」欄には、原則として測定した箇所の平均風速を記入する。

注3) 隣接室を区画する当該区画の仕様及び隣接室の仕様に応じて、規定排出風速Vの算定式を以下の①から③のいずれかを選択し、「算定式」欄に記入する。また、当該算定式により排出風速を算出し、「規定排出風速」欄に記入する。この場合において、Vは排出風速、Hは遮煙開口部の高さを表す。

①V=2.7√H ②V=3.3√H ③V=3.8√H

注4) 自主点検等による風速測定記録がある場合は、実施時期、測定方法、測定値等が適正であるか否かを判定すること。

様式 設-9

非常用の照明装置の照度測定表

測定年月日	測定機器 メーカー名		型式番号等	判定
光源の種類	最低照度の測定場所		最低照度 (lx)	
	階	部屋・廊下等		
白熱灯				指摘なし・要是正
蛍光灯				指摘なし・要是正
高輝度放電灯				指摘なし・要是正

(別紙)

階別	測定場所	測定位置 ^{*注1}	光源の種類 ^{*注2}	照度 (lx)

注 1) 「測定位置」欄には、「出入口付近」、「右壁中央付近」のように明記する。
 注 2) 「光源の種類」欄には、白熱灯、蛍光灯、その他の別及び電池内蔵のものにあつては、(内)と付す。

(3) 防火設備点検業務 仕様書

1 業務名 静岡市葵生涯学習センター・女性会館複合施設外9施設防火設備点検業務

2 業務場所 静岡市葵生涯学習センター・女性会館複合施設
静岡市葵区東草深町3番18号 外9地内

3 点検対象施設の概要
別紙「点検対象施設一覧表」のとおり

4 業務内容

本業務は、建築基準法第12条第4項の規定に基づき、点検対象建築物の防火設備について、損傷、腐食その他の劣化の状況を点検（以下「定期点検」という）することを目的とする。

定期点検の内容は、平成28年5月2日国土交通省告示第723号防火設備の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法並びに結果の判定基準並びに検査結果表を定める件（以下「国土交通省告示第723号」という）（最終改正令和2年4月1日国土交通省告示第508号）のとおりとする。

5 共通事項

- (1) 定期点検の作業は、次のいずれかの資格を有する者が実施すること。
 - (ア) 一級建築士若しくは二級建築士
 - (イ) 防火設備検査員
- (2) 静岡市（以下「発注者」という。）から点検に必要な設計図書等の貸与を受けた場合には、業務を完了した日から3日以内に返却すること。
- (3) 業務の実施にあたっては、関連する法令を遵守すること。
- (4) 点検のために建物等や第三者の所有する土地、建物等に立ち入ろうとする場合には、あらかじめ当該建築物の管理者、所有者の同意を得ること。
- (5) 点検の実施にあたっては、作業員や第三者の安全に十分注意すること。
- (6) 業務の実施にあたっては、施設の業務に支障のないよう十分注意すること。また敷地内の通行制限や音が発生する作業をする際は、事前に発注者と十分に協議すること。
- (7) 業務の契約書及び仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、随時発注者と受注者双方が協議して決定し、発注者の承認を受け、業務を実施すること。
あわせて協議内容を記載した議事録（様式任意）を作成し、点検報告書に添付すること。

(8) 点検結果の報告時に、特に不具合等の状況を発見したときは、改善方策等の助言を行い様式 防-1 (第三面) により報告すること。

(9) 点検の対象範囲外の部位に異常が確認できた場合は、発注者に報告すること。

6 事前調査

点検対象建築物の図面を確認し、発注者と点検可能日や時間帯等を調整すること。

7 報告書類の提出および助言

(1) 受注者は、点検作業を完了後速やかに、次表のとおり報告書類を提出すること。

No.	提出書類	摘 要
1	定期点検報告書 (様式 防-1)	<ul style="list-style-type: none"> ・第一面から第三面 ・電子納品対象 (PDF 形式)
2	点検結果表 (様式 防-2) (様式 防-3) (様式 防-4) (様式 防-5)	<ul style="list-style-type: none"> ・電子納品対象 (PDF 形式)
3	点検結果図 (A3版) (様式 防-6)	<ul style="list-style-type: none"> ・配置図、各階平面図及び立面図を作成し、指摘のあった箇所 (特記すべき事項を含む) や撮影した写真の位置等を明記すること ・電子納品対象 (PDF 形式)
4	関係写真 (様式 防-7)	<ul style="list-style-type: none"> ・点検の結果「要是正」とされた点検項目 (既存不適格の場合を除く) について作成すること ・「既存不適格」及び「指摘なし」の項目についても、特記すべき事項があれば必要に応じて作成すること ・「要是正」の項目がない場合は、この書類は省略可とする ・写真は当該部位の外観の状況が確認できるように撮影したものを添付すること ・電子納品対象 (PDF 形式)
5	検査結果内訳表 (様式 防-8) (様式 防-9)	<ul style="list-style-type: none"> ・電子納品対象 (PDF 形式)
6	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・点検者の資格の写し ・発注者や施設管理者と協議を行った場合は、協議内容を記録した議事録 (様式任意) ・電子納品対象 (PDF 形式)

(2) 受注者は、上記の報告書類を書面にて1部提出するほか、電子納品の対象項目については、表に示すファイル形式の電子データにて、電子記憶媒体 (CD、DVD等) に保存して1枚提出すること。

点検

別紙

施設番号	施設名称	用途	階数	建築面積	延床面積	点検総数	点検箇所内訳				
							防火扉	防火扉及シャッター	防火シャッター	耐火クロスクリーン	ドレンチャージャー等
1	葵生涯学習センター・女性会館複合施設（アイセル21）	集会場	地上4階 地下1階	2,040.33 m ²	7,753.48 m ²	9カ所	5カ所		4カ所	9枚	
2	南部生涯学習センター	集会場	地上4階	737.99 m ²	1,513.12 m ²	4カ所	4カ所				
3	東部生涯学習センター	保健センター・公民館	地上4階	1,038.41 m ²	2,466.11 m ²	5カ所	1カ所	1カ所	3カ所	4枚	
4	長田生涯学習センター	集会場	地上3階	694.08 m ²	1,558.39 m ²	3カ所			3カ所	3枚	
5	北部生涯学習センター	保健センター・公民館	地上4階	966.80 m ²	2,383.03 m ²	5カ所	2カ所	1カ所	2カ所	2枚	
6	薬科生涯学習センター	集会場・図書館	地上3階	954.89 m ²	2,534.83 m ²	4カ所			4カ所	5枚	
7	大里生涯学習センター	保健センター・体育館	地上4階	1,156.20 m ²	2,808.26 m ²	5カ所			5カ所	8枚	
8	西奈生涯学習センター	集会場・図書館	地上2階	1,906.88 m ²	3,193.41 m ²	2カ所			2カ所	2枚	
9	駿河生涯学習センター・南部勤労者福祉センター・小鹿老人福祉センター複合施設（健康文化交流館「来・て・こ」）	集会場・老人福祉センター	地上3階	2,127.74 m ²	4,623.12 m ²	9カ所	4カ所		5カ所	10枚	
10	北部生涯学習センター美和分館	集会場・図書館	地上2階	992.87 m ²	1,669.57 m ²	1カ所			1カ所	1枚	
計						47カ所	16カ所	2カ所	29カ所	44枚	

定期点検報告書
防火設備

(第一面)

建築基準法第12条第4項の規定により、定期点検の結果を報告します。この報告書に記載の事項は事実に相違ありません。

静岡市長 宛て

年 月 日

住所

受注者 名称

氏名

印

【1. 所有者】

【イ. 氏名のフリガナ】

【ロ. 氏名】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 住所】

【ホ. 電話番号】

【2. 管理者】

【イ. 氏名のフリガナ】

【ロ. 氏名】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 住所】

【ホ. 電話番号】

【3. 点検対象建築物】

【イ. 所在地】

【ロ. 名称のフリガナ】

【ハ. 名称】

【ニ. 用途】

【4. 点検による指摘の概要】

【イ. 指摘の内容】 要是正の指摘あり (既存不適格) 指摘なし

【ロ. 指摘の概要】

【ハ. 改善予定の有無】 有 (年 月に改善予定) 無

【ニ. その他特記事項】

防火設備の状況等

【1. 建築物の概要】

【イ. 階数】 地上 階 地下 階
 【ロ. 建築面積】 m²
 【ハ. 延べ面積】 m²

【2. 確認済証交付年月日等】

【イ. 確認済証交付年月日】 年 月 日 第 号
 【ロ. 確認済証交付者】 建築主事 指定確認検査機関 ()
 【ハ. 検査済証交付年月日】 年 月 日 第 号
 【ニ. 検査済証交付者】 建築主事 指定確認検査機関 ()

【3. 点検日等】

【イ. 今回の点検】 年 月 日実施
 【ロ. 前回の点検】 実施 (年 月 日報告) 未実施
 【ハ. 前回の点検に関する書類の写し】 有 無

【4. 防火設備の点検者】

(代表となる点検者)

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
 防火設備検査員 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【ニ. 勤務先】

() 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

(その他の点検者)

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
 防火設備検査員 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【ニ. 勤務先】

() 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

【5. 防火設備の概要】

【イ. 避難安全検証法等の適用】

区画避難安全検証法 (階) 階避難安全検証法 (階)
 全館避難安全検証法 その他 ()

【ロ. 防火設備】 防火扉 (枚) 防火シャッター (枚)
 耐火クロススクリーン (枚) ドレンチャー (枚)
 その他 (台)

【6. 防火設備の点検の状況】

【イ. 指摘の内容】 要是正の指摘あり (既存不適格) 指摘なし

【ロ. 指摘の概要】

【ハ. 改善予定の有無】 有 (年 月に改善予定) 無

【7. 防火設備の不具合の発生状況】

【イ. 不具合】 有 無

【ロ. 不具合記録】 有 無

【ハ. 改善の状況】 実施済 改善予定 (年 月に改善予定) 予定なし

【8. 備考】

防火設備に係る不具合の状況

不具合を把握した年月	不具合の概要	考えられる原因	改善(予定)年月	改善措置の概要等

(注意)

1. 各面共通関係

- ① ※印のある欄は記入しないでください。
- ② 数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。
- ③ 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入し添えてください。

2. 第一面関係

- ① 受注者の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
- ② 点検者が2人以上のときは、代表となる点検者を点検者氏名欄に記入してください。
- ③ 1欄及び2欄は、所有者又は管理者が法人のときは、「ロ」はそれぞれ法人の名称及び代表者氏名を、「ニ」はそれぞれ法人の所在地を記入してください。
- ④ 第二面の6欄の「イ」において「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れた場合においては、4欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。また、第二面の6欄の「イ」において、「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れたときは、併せて4欄の「イ」の「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

3. 第二面関係

- ① この書類は、建築物ごとに、防火設備の概要及び当該防火設備の構造方法に係る点検結果について作成してください。
- ② 2欄の「イ」及び「ロ」は、点検対象の防火設備を有する建築物に関する直前の確認について、「ハ」及び「ニ」は、点検対象の防火設備を有する建築物に関する直前の完了点検について、それぞれ記入してください。
- ③ 2欄の「ロ」及び「ニ」は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、「指定確認検査機関」の場合には、併せてその名称を記入してください。
- ④ 3欄の「イ」は、点検が終了した年月日を記入し、「ロ」は、点検対象の防火設備に関する直前の報告について記入して下さい。
- ⑤ 3欄の「ロ」は、報告の対象となっていない場合には「未実施」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑥ 3欄の「ハ」は、前回の定期点検の結果を記録した書類の写しの保存の有無について記入してください。
- ⑦ 4欄は、代表となる点検者並びに点検に係る防火設備に係る全ての点検者について記入してください。当該防火設備の点検を行った点検者が1人の場合は、その他の点検者欄は削除して構いません。
- ⑧ 4欄の「イ」は、点検者の有する資格について記入してください。点検者が防火設備検査員である場合は、「防火設備検査員資格者証」の交付番号を「防火設備検査員」の番号欄に記入してください。
- ⑨ 4欄の「ニ」は、点検者が法人に勤務している場合は、点検者の勤務先について記入し、勤務先が建築士事務所の場合は、事務所登録番号を併せて記入してください。
- ⑩ 4欄の「ホ」から「ト」までは、点検者が法人に勤務している場合は、点検者の勤務先について記入し、点検者が法人に勤務していない場合は点検者の住所について記入してください。
- ⑪ 5欄の「イ」は、建築基準法施行令第128条の6第3項に規定する区画避難安全検証法により区画避難安全性能が検証された建築物のときは「区画避難安全検証法」のチェックボックスに、同令第129条第3項に規定する階避難安全検証法により階避難安全性能が検証された建築物のときは「階避難安全検証法」のチェックボックスに、同令第129条の2第4項に規定する全館避難安全検証法により全館避難安全性能が検証された建築物のときは「全館避難安全検証法」のチェックボックスに、それぞれ「レ」マークを入れ、「区画避難安全検証法」の場合は区画避難安全性能を検証した階を、「階避難安全検証法」の場合は階避難安全性能を検証した階を併せて記入してください。(建築基準法第38条(同法第66条、第67条の2及び第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定による特殊構造方法等認定、同法第68条の25第1項の規定による構造方法等の認定又は建築基準法の一部を改正する法律(平成10年法律第100号)による改正前の建築基準法第38条の規定による認定を受けている建築物のうち、当該適用について特に報告が必要なものについては「その

様式 防-1

他」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、その概要を記入してください。

- ⑫ 5 欄の「ロ」は、点検対象の防火設備について、チェックボックスに「レ」マークを入れてください。また、防火扉、防火シャッター、耐火クロススクリーンについては、個々の扉又はカーテン部ごとにその枚数を計上し、その合計を記入してください。ドレンチャーについては、散水ヘッドの合計の個数を記入してください。「その他」の場合は具体的な内容と台数を記入してください。
- ⑬ 6 欄の「イ」は、点検結果において、是正が必要と認められるときは「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、当該指摘された箇所の全てに建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは併せて「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑭ 6 欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れたとき（「既存不適格」のチェックボックスに「レ」を入れたときを除く。）は、「ロ」に指摘の概要を記入してください。指摘の概要を記入する場合にあっては、当該防火設備が設置されている区画の概要を明記してください。
- ⑮ 6 欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ（「既存不適格」のチェックボックスに「レ」を入れたときを除く。）、当該指摘を受けた項目について改善予定があるときは「ハ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて改善予定年月を記入してください。改善予定がないときは「ハ」の「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑯ 前回点検時以降に把握した火災時の防火設備不作動等機器の故障、異常動作、損傷、腐食その他の劣化に起因するもの（以下「不具合」という。）について第三面の「不具合の概要」欄に記入したときは、7 欄の「イ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、当該不具合について記録が有るときは7 欄の「ロ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、記録が無いときは7 欄の「ロ」の「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。また、第三面に記入された不具合のうち当該不具合を受けた改善を既に実施しているものがあり、かつ、改善を行う予定があるものがない場合には7 欄の「ハ」の「実施済」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、第三面に記入された不具合のうち改善を行う予定があるものがある場合には7 欄の「改善予定」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて改善予定年月を記入し、改善の予定がない場合には7 欄の「予定なし」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑰ 各欄に掲げられている項目以外で特に報告すべき事項は、8 欄又は別紙に記載して添えてください。

4. 第三面関係

- ① 第三面は、前回点検時以降に把握した防火設備に係る不具合のうち第二面の6 欄において指摘されるもの以外のものについて、把握できる範囲において記入してください。前回点検時以降不具合を把握していない場合は、第三面を省略することができます。
- ② 「不具合を把握した年月」欄は、当該不具合を把握した年月を記入してください。
- ③ 「不具合の概要」欄は、当該不具合の箇所を特定した上で、当該不具合の具体的内容を記入してください。不具合の概要を記入する場合にあっては、当該防火設備が設置されている区画の概要を明記してください。
- ④ 「考えられる原因」欄は、当該不具合が生じた原因として主として考えられるものを記入してください。ただし、当該不具合が生じた原因が不明な場合は「不明」と記入してください。
- ⑤ 「改善（予定）年月」欄は、既に改善を実施している場合には実施年月を、改善を行う予定がある場合には改善予定年月を記入し、改善を行う予定がない場合には「-」を記入してください。
- ⑥ 「改善措置の概要等」欄は、既に改善を実施している場合又は改善を行う予定がある場合に、具体的措置の概要を記入してください。改善を行う予定がない場合には、その理由を記入してください。

点検結果表
(防火扉)

当該点検に関与した点検者	代表となる点検者	氏名	点検者番号
	その他の点検者		

番号	点検項目	点検事項	点検結果		担当点検者番号	
			指摘なし	要是正 既存不適格		
(1)	防火扉	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置の状況			
(2)		扉、枠及び金物	扉の取付けの状況			
(3)			扉、枠及び金物の劣化及び損傷の状況			
(4)		危害防止装置	作動の状況			
(5)	連動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	設置位置			
(6)			感知の状況			
(7)		温度ヒューズ装置	設置の状況			
(8)		連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況			
(9)				結線接続の状況		
(10)				接地の状況		
(11)			予備電源への切り替えの状況			
(12)	連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況				
(13)		容量の状況				
(14)	自動閉鎖装置	設置の状況				
(15)			再ロック防止機構の作動の状況			
(16)	総合的な作動の状況	防火扉の閉鎖の状況				
(17)			防火区画の形成の状況			

上記以外の点検項目					

特記事項				
番号	点検項目	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善(予定)年月

(注意)

- この書類は、建築物ごとに作成してください。
- 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- 「当該点検に関与した点検者」欄は、様式 防-1 に記入した点検者について記入し、「点検者番号」欄に点検者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該防火設備の点検を行った点検者が1人の場合は、その他の点検者欄は削除して構いません。
- 該当しない点検項目がある場合は、当該項目の「番号」欄から「担当点検者番号」欄までを取消線で抹消してください。
- 「点検結果」欄は、別表第1 (イ) 欄に掲げる各項目ごとに記入してください。
- 「点検結果」欄のうち「要是正」欄は、別表第1 (イ) 欄に掲げる項目について同表 (ロ) 欄に掲げる事項のいずれかが同表 (ニ) 欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- 「点検結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥に該当しない場合に○印を記入してください。
- 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- 「担当点検者番号」欄は、「当該点検に関与した点検者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該防火設備の点検を行った点検者が1人の場合は、記入しなくても構いません。
- 「上記以外の点検項目」欄は、国土交通省告示第723号第1ただし書の規定により特定行政庁が点検項目を追加したときに、当該点検項目を追加し、⑤から⑨に準じて点検結果等を記入してください。また、第1第2項の規定により同項に規定する図書等に点検の方法が記載されている場合に、当該図書等に記載されている点検項目を追加し、⑤から⑨に準じて点検結果等を記入してください。なお、これらの項目がない場合は、この欄を削除して構いません。
- 「特記事項」は、点検の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっては特記すべき事項がある場合に、該当する点検項目の番号、点検項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を()書きで記入してください。
- 各階平面図を様式防-6の様式に従い添付し、防火扉の設置されている箇所及び指摘(特記すべき事項を含む)のあった箇所を明記してください。なお、様式防-6の様式は別記第2号、別記第3号又は別記第4号の各々の様式防-6の様式に記載すべき事項を合わせて記載することとして構いません。
- 要是正とされた点検項目(既存不適格の場合を除く。)については、要是正とされた部分を撮影した写真を様式防-7の様式に従い添付するとともに、撮影した写真の位置を様式防-6の様式に明記してください。

※ 別表第1とは、平成28年5月2日国土交通省告示第723号の別表第1をいう。

点検結果表
(防火シャッター)

当該点検に関与した点検者	代表となる点検者	氏名	点検者番号
	その他の点検者		

番号	点検項目	点検事項	点検結果			担当点検者番号
			指摘なし	要是正	既存不適格	
(1)	防火シャッター	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置の状況			
(2)		駆動装置	軸受け部のブラケット、巻取りシャフト及び開閉機の取付けの状況※			
(3)			スプロケットの設置の状況※			
(4)			軸受け部のブラケット、ベアリング及びスプロケット又はロープ車の劣化及び損傷の状況※			
(5)			ローラチェーン又はワイヤーロープの劣化及び損傷の状況			
(6)		カーテン部	スラット及び座板の劣化等の状況			
(7)			吊り元の劣化及び損傷並びに固定の状況			
(8)			ケース	劣化及び損傷の状況		
(9)		まぐさ及びガイドレール	劣化及び損傷の状況			
(10)		危害防止装置	危害防止用連動中継器の配線の状況			
(11)			危害防止装置用予備電源の劣化及び損傷の状況			
(12)			危害防止装置用予備電源の容量の状況			
(13)			座板感知部の劣化及び損傷並びに作動の状況			
(14)			作動の状況			
(15)	連動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	設置位置			
(16)		感知の状況				
(17)		温度ヒューズ装置	設置の状況			
(18)		連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況			
(19)			結線接続の状況			
(20)			接地の状況			
(21)		連動機構用予備電源	予備電源への切り替えの状況			
(22)			劣化及び損傷の状況			
(23)		自動閉鎖装置	容量の状況			
(24)			設置の状況			
(25)		手動閉鎖装置	設置の状況			
(26)		総合的な作動の状況	防火シャッターの閉鎖の状況			
(27)			防火区画の形成の状況			

上記以外の点検項目						

特記事項				
番号	点検項目	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善(予定)年月

(注意)

- ① この書類は、建築物ごとに作成してください。
 - ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
 - ③ 「当該点検に関与した点検者」欄は、様式 防-1 に記入した点検者について記入し、「点検者番号」欄に点検者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該防火設備の点検を行った点検者が1人の場合は、その他の点検者欄は削除して構いません。
 - ④ 該当しない点検項目がある場合は、当該項目の「番号」欄から「担当点検者番号」欄までを取消線で抹消してください。
 - ⑤ 「点検結果」欄は、別表第2 (イ) 欄に掲げる各項目ごとに記入してください。
 - ⑥ 「点検結果」欄のうち「要是正」欄は、別表第2 (イ) 欄に掲げる項目について同表 (ろ) 欄に掲げる事項のいずれかが同表 (二) 欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
 - ⑦ 「点検結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥に該当しない場合に○印を記入してください。
 - ⑧ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
 - ⑨ 「担当点検者番号」欄は、「当該点検に関与した点検者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該防火設備の点検を行った点検者が1人の場合は、記入しなくても構いません。
 - ⑩ ※欄は、日常的に開閉するものについてのみ記入してください。
 - ⑪ 「上記以外の点検項目」欄は、国土交通省告示第723号第1ただし書の規定により特定行政庁が点検項目を追加したときに、当該点検項目を追加し、⑤から⑨に準じて点検結果等を記入してください。また、第1第2項の規定により同項に規定する図書等に点検の方法が記載されている場合に、当該図書等に記載されている点検項目を追加し、⑤から⑨に準じて点検結果等を記入してください。なお、これらの項目がない場合は、この欄を削除して構いません。
 - ⑫ 「特記事項」は、点検の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合であっても特記すべき事項がある場合に、該当する点検項目の番号、点検項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を()書きで記入してください。
 - ⑬ 各階平面図を様式防-6の様式に従い添付し、防火シャッターの設置されている箇所及び指摘(特記すべき事項を含む)のあった箇所を明記してください。なお、様式防-6の様式は別記第1号、別記第2号又は別記第3号の各々の様式防-6の様式に記載すべき事項を合わせて記載することとして構いません。
 - ⑭ 要是正とされた点検項目(既存不適格の場合を除く。)については、要是正とされた部分を撮影した写真を様式防-7の様式に従い添付するとともに、撮影した写真の位置を様式防-6の様式に明記してください。
- ※ 別表第2とは、平成28年5月2日国土交通省告示第723号の別表第2をいう。

点検結果表
(耐火クロススクリーン)

当該点検に関与した点検者	代表となる点検者	氏名	点検者番号
	その他の点検者		

番号	点検項目	点検事項	点検結果		担当点検者番号
			指摘なし	要是正 既 存 不 適 格	
(1)	耐火クロススクリーン	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置の状況		
(2)		駆動装置	ローラチェーンの劣化及び損傷の状況		
(3)		カーテン部	耐火クロス及び座板の劣化及び損傷の状況		
(4)			吊り元の劣化及び損傷並びに固定の状況		
(5)		ケース	劣化及び損傷の状況		
(6)		まぐさ及びガイドレール	劣化及び損傷の状況		
(7)		危害防止装置	危害防止用連動中継器の配線の状況		
(8)			危害防止装置用予備電源の劣化及び損傷の状況		
(9)			危害防止装置用予備電源の容量の状況		
(10)			座板感知部の劣化及び損傷並びに作動の状況		
(11)			作動の状況		
(12)	連動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	設置位置 感知の状況		
(13)		連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況		
(14)			結線接続の状況		
(15)			接地の状況		
(16)			予備電源への切り替えの状況		
(17)			連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況 容量の状況	
(18)		自動閉鎖装置	設置の状況		
(19)		手動閉鎖装置	設置の状況		
(20)		総合的な作動の状況	耐火クロススクリーンの閉鎖の状況		
(21)			防火区画の形成の状況		
(22)					
(23)					

上記以外の点検項目

特記事項

番号	点検項目	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善(予定)年月

(注意)

- ① この書類は、建築物ごとに作成してください。
 - ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
 - ③ 「当該点検に関与した点検者」欄は、様式 防-1 に記入した点検者について記入し、「点検者番号」欄に点検者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該防火設備の点検を行った点検者が1人の場合は、その他の点検者欄は削除して構いません。
 - ④ 該当しない点検項目がある場合は、当該項目の「番号」欄から「担当点検者番号」欄までを取消線で抹消してください。
 - ⑤ 「点検結果」欄は、別表第3 (イ) 欄に掲げる各項目ごとに記入してください。
 - ⑥ 「点検結果」欄のうち「要是正」欄は、別表第3 (イ) 欄に掲げる項目について同表 (ろ) 欄に掲げる事項のいずれかが同表 (に) 欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
 - ⑦ 「点検結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥に該当しない場合に○印を記入してください。
 - ⑧ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
 - ⑨ 「担当点検者番号」欄は、「当該点検に関与した点検者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該防火設備の点検を行った点検者が1人の場合は、記入しなくても構いません。
 - ⑩ 「上記以外の点検項目」欄は、国土交通省告示第723号第1ただし書の規定により特定行政庁が点検項目を追加したときに、当該点検項目を追加し、⑤から⑨に準じて点検結果等を記入してください。また、第1第2項の規定により同項に規定する図書等に点検の方法が記載されている場合に、当該図書等に記載されている点検項目を追加し、⑤から⑨に準じて点検結果等を記入してください。なお、これらの項目がない場合は、この欄を削除して構いません。
 - ⑪ 「特記事項」は、点検の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する点検項目の番号、点検項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を()書きで記入してください。
 - ⑫ 各階平面図を様式防-6の様式に従い添付し、耐火クロススクリーンの設置されている箇所及び指摘(特記すべき事項を含む)のあった箇所を明記してください。なお、様式防-6の様式は別記第1号、別記第2号又は別記第4号の各々の様式防-6の様式に記載すべき事項を合わせて記載することとして構いません。
 - ⑬ 要是正とされた点検項目(既存不適格の場合を除く。)については、要是正とされた部分を撮影した写真を様式防-7の様式に従い添付するとともに、撮影した写真の位置を様式防-6の様式に明記してください。
- * 別表第3とは、平成28年5月2日国土交通省告示第723号の別表第3をいう。

点検結果表
(ドレンチャーその他の水幕を形成する防火設備)

当該点検に関与した点検者	代表となる点検者	氏名	点検者番号
	その他の点検者		

番号	点検項目	点検事項	点検結果			担当点検者番号	
			指摘なし	要是正	既存不適格		
(1)	ドレンチャー等	設置場所の周囲状況	作動の障害となる物品の放置の状況				
(2)		散水ヘッド	散水ヘッドの設置の状況				
(3)		開閉弁	開閉弁の状況				
(4)		排水設備	排水の状況				
(5)		水源	貯水槽の劣化及び損傷、水質並びに水量の状況				
(6)			給水装置の状況				
(7)		加圧送水装置	ポンプ制御盤のスイッチ類及び表示灯の状況				
(8)			結線接続の状況				
(9)			接地の状況				
(10)			ポンプ及び電動機の状況				
(11)			加圧送水装置用予備電源への切り替えの状況				
(12)			加圧送水装置用予備電源の劣化及び損傷の状況				
(13)			加圧送水装置用予備電源の容量の状況				
(14)			圧力計、呼水槽、起動用圧力スイッチ等の付属装置の状況				
(15)	連動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	設置位置				
(16)			感知の状況				
(17)		制御盤		スイッチ類及び表示灯の状況			
(18)				結線接続の状況			
(19)				接地の状況			
(20)			予備電源への切り替えの状況				
(21)		連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況				
(22)			容量の状況				
(23)		自動作動装置	設置の状況				
(24)		手動作動装置	設置の状況				
(25)	総合的な作動の状況	ドレンチャー等の作動の状況					
(26)		防火区画の形成の状況					

上記以外の点検項目						

特記事項						
番号	点検項目	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善(予定)年月		

- (注意)
- この書類は、建築物ごとに作成してください。
 - 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
 - 「当該点検に関与した点検者」欄は、様式 防-1 に記入した点検者について記入し、「点検者番号」欄に点検者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該防火設備の点検を行った点検者が1人の場合は、その他の点検者欄は削除して構いません。
 - 該当しない点検項目がある場合は、当該項目の「番号」欄から「担当点検者番号」欄までを取消線で抹消してください。
 - 「点検結果」欄は、別表第4 (イ) 欄に掲げる各項目ごとに記入してください。
 - 「点検結果」欄のうち「要是正」欄は、別表第4 (イ) 欄に掲げる項目について同表 (ろ) 欄に掲げる事項のいずれかが同表 (に) 欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
 - 「点検結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥に該当しない場合に○印を記入してください。
 - 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
 - 「担当点検者番号」欄は、「当該点検に関与した点検者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該防火設備の点検を行った点検者が1人の場合は、記入しなくても構いません。
 - 「上記以外の点検項目」欄は、国土交通省告示第723号第1ただし書の規定により特定行政庁が点検項目を追加したときに、当該点検項目を追加し、⑤から⑨に準じて点検結果等を記入してください。また、第1第2項の規定により同項に規定する図書等に点検の方法が記載されている場合に、当該図書等に記載されている点検項目を追加し、⑤から⑨に準じて点検結果等を記入してください。なお、これらの項目がない場合は、この欄を削除して構いません。
 - 「特記事項」は、点検の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合に於いても特記すべき事項がある場合に、該当する点検項目の番号、点検項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を()書きで記入してください。
 - 各階平面図を様式防-6の様式に従い添付し、ドレンチャーその他の水幕を形成する防火設備の設置されている箇所及び指摘(特記すべき事項を含む)のあった箇所を明記してください。なお、様式防-6の様式は別記第1号、別記第2号又は別記第3号の各々の様式防-6の様式に記載すべき事項を合わせて記載することとして構いません。
 - 要是正とされた点検項目(既存不適格の場合を除く。)については、要是正とされた部分を撮影した写真を様式防-7の様式に従い添付するとともに、撮影した写真の位置を様式防-6の様式に明記してください。
- ※ 別表第4とは、平成28年5月2日国土交通省告示第723号の別表第4をいう。

点検結果図



注) 各階平面図を添付し、検査の対象となる防火設備の設置されている箇所及び指摘(特記すべき事項を含む)のあった箇所を明記すること。

関係写真

部位	番号	点検項目	点検結果
			<input type="checkbox"/> 要是正 <input type="checkbox"/> その他
写真貼付			特記事項

部位	番号	点検項目	点検結果
			<input type="checkbox"/> 要是正 <input type="checkbox"/> その他
写真貼付			特記事項

(注意)

- ① この書類は、点検の結果で「要是正」とされた項目のうち、「既存不適格」ではない項目について作成してください。また、「既存不適格」及び「指摘なし」の項目についても、特記すべき事項があれば、必要に応じて作成してください。「要是正」の項目がない場合は、この書類は省略しても構いません。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「部位」欄の「番号」、「点検項目」は、それぞれ別記様式の番号、点検項目に対応したものを記入してください。
- ④ 「点検結果」欄は、点検の結果、要是正の指摘があった場合は「要是正」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、それ以外の場合で特記すべき事項がある場合は「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑤ 写真は、当該部位の外観の状況が確認できるように撮影したものを添付してください。

防火扉 検査結果内訳表

名称		検査日	
所在地		検査者	検査者番号
立会者		担当者	責任者

符号					
W					
H					

番号	検査項目	検査事項	判定	特記事項								
(1)	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置の状況										
(2)	防火扉 扉、枠及び金物	扉の取付けの状況										
(3)		扉、枠及び金物の劣化及び損傷の状況										
(4)	危害防止装置	作動の状況										
(5)	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	設置位置										
(6)		感知の状況										
(7)	温度ヒューズ装置	設置の状況										
(8)	連動機構 連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況										
(9)		結線接続の状況										
(10)		接地の状況										
(11)		予備電源への切り替えの状況										
(12)	連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況										
(13)		容量の状況										
(14)	自動閉鎖装置	設置の状況										
(15)		再ロック防止機構の作動の状況										
(16)	総合的な作動の状況	防火扉の閉鎖の状況										
(17)		防火区画の形成の状況										

【判定欄の記号】

・○ 良 ・× 不良 ・△ 交換推奨 ・- 該当なし

防火シャッター 検査結果内訳表

名称		検査日	
所在地		検査者	検査者番号
立会者		担当者	責任者

符号		符号		符号		符号		符号	
設置時期		設置時期		設置時期		設置時期		設置時期	
開閉機種種		開閉機種種		開閉機種種		開閉機種種		開閉機種種	
製造番号		製造番号		製造番号		製造番号		製造番号	
W		W		W		W		W	
H		H		H		H		H	
納まり		納まり		納まり		納まり		納まり	
ケース		ケース		ケース		ケース		ケース	
使用頻度	回/日	使用頻度	— 回/日						
使用回数		使用回数	—	使用回数	—	使用回数	—	使用回数	—

番号	検査項目	検査事項	判定	特記事項	判定	特記事項	判定	特記事項	判定	特記事項	判定	特記事項
(1)	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置の状況										
(2)	駆動装置	軸受け部のブラケット、巻取りシャフト及び開閉機の取付けの状況※										
(3)		スプロケットの設置の状況※										
(4)		軸受け部のブラケット、ベアリング及びスプロケット又はロープ車の劣化及び損傷の状況※										
(5)		ロープチェーン又はワイヤロープの劣化及び損傷の状況										
(6)		カーテン部	スラット及び座板の劣化等の状況									
(7)		吊り元の劣化及び損傷並びに固定の状況										
(8)	ケース	劣化及び損傷の状況										
(9)	まぐさ及びガイドレール	劣化及び損傷の状況										
(10)	危害防止装置	危害防止用連動中継器の配線の状況										
(11)		危害防止装置用予備電源の劣化及び損傷の状況										
(12)		危害防止装置用予備電源の容量の状況										
(13)		座板感知部の劣化及び損傷並びに作動の状況										
(14)		作動の状況										
(15)	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	設置位置										
(16)		感知の状況										
(17)	温度ヒューズ装置	設置の状況										
(18)	連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況										
(19)		結線接続の状況										
(20)		接地の状況										
(21)		予備電源への切り替えの状況										
(22)	連動制御器用予備電源	劣化及び損傷の状況										
(23)		容量の状況										
(24)	自動閉鎖装置	設置の状況										
(25)	手動閉鎖装置	設置の状況										
(26)	総合的な作動の状況	防火シャッターの閉鎖の状況										
(27)		防火区画の形成の状況										

【判定欄の記号】

・○ 良 ・× 不良 ・△交換推奨 ・— 該当なし

(4) 空調設備 保守点検業務仕様書

1 所在地 静岡市葵区東草深町3番18号
静岡市葵生涯学習センター・女性会館 複合施設

2 保守対象物件
機種及び台数 別紙1のとおり

3 保守作業の内容
(1) 期初運転調整、点検 (概ね 6月及び 11月 2回)
(2) 中間(稼動中)調整、点検 (概ね 8月及び 1月 2回)
(3) 期末及びオフ調整、点検 (概ね 9月及び 3月 2回)
(4) 洗浄作業 (年1回)

上記保守作業の内訳は、別紙、1、2、3のとおりとする。

4 一般事項
(1) 本業務は、仕様書等に基づき実施し、疑義を生じた場合は指定管理者と協議し、その指示に従うものとする。
(2) 作業日の決定については、指定管理者と協議して行うものとする。
(3) 保守点検記録、作業日誌、点検及び清掃時の写真を提供し、これを本委託業務の保守結果報告とする。

5 現場管理
各関係法規に従い、常に危険防止に努め、整理整頓を怠らないこと。

別紙 1

吸収式冷温水発生機等点検内訳表

機種名	型式	点検項目	台数
吸収式冷温水発生機	GLB-120E	別紙2のとおり	2
冷却塔設備	SDW-R120 ASS	1 送風機一般点検 2 散水装置点検 3 配管回り点検 (水処理含む)	2
空冷チラー	年間冷却型 98000 kcal/H	同上	1
エアハンドリング ユニット	AHU-1	1 モーター絶縁測定	1
	AHU-2	2 フィルター清掃点検	1
	AHU-3	3 ファンその他一般点検	1
	AHU-4		1
冷却水ポンプ	15.0 kW	(1) グランドパッキン点検、交換 (2) ベアリング点検 (芯出し調整含む) (3) モーター絶縁測定	2
冷温水一次ポンプ	3.7 kW	同上	2
冷温水二次ポンプ	7.5 kW	同上	3
冷水ポンプ	3.7 kW	同上	1
排煙機	#6 × 11 kW	1 ファン清掃点検	2
	#4 1/2 × 7.5 kW	2 モーター絶縁測定 3 外部一般点検	1
備考 1 冷却塔設備及び冷却水ポンプ保守点検は、年3回とする。 2 エアハンドリングユニット、冷温水ポンプ、排煙機の保守点検は、期初運転点検日 (概ね6月及び11月) に 行うものとする。 3 上記点検項目以外にガス漏れチェック及び吹き出し、吸い込み各口の清掃を行う。 4 ウェス、パッキング等は、受託者の負担とする。			

空調設備機器点検内訳表

区 分	保 守 点 検 項 目
期 初	1 冷暖房切替え及び気密検査（バルブ切替えを含む） 2 主電動機の点検（絶縁測定、その他） 3 抽気ポンプ点検（オイル等の点検を含む） 4 保護リレーテスト（安全弁を含む） 5 燃焼系統点検調整 6 運転調整測定及び記録（運転指導を含む）
中 間	1 運転状態（圧力、液面、油面等）点検、測定 2 保護リレーテスト（安全弁を含む） 3 抽気ポンプ点検（水気混入時、オイル交換を含む。） 4 主電動機の点検（絶縁測定、その他） 5 操作回路及び装置等の点検 6 排ガス分析 7 振動及び騒音等の測定 8 冷媒、冷水、冷却水出入口等の温度測定 9 その他外部一般点検
期 末	1 冷媒回収器の分解点検、その他清掃 2 高温発生機煙管バッフル点検 3 抽気ポンプ点検（オイル交換を含む） 4 燃焼系統点検 5 冷却水系統点検 6 吸収液サンプリング（分析、記録） 7 主電動機の点検（絶縁測定、その他） 8 操作回路及び保護リレー点検（リレーテスト） 9 その他外部一般点検

別紙3

洗浄作業他内訳表

項 目	作 業 内 訳 (使用する薬剤の名称)
冷却塔内洗浄作業	1 ブラッシング及び水洗い 2 配管内水処理 (SS-130)
冷却水系統洗浄作業	1 カルシウム、スケール除去 (ニューネオラックスF) 2 シリカ、スケール除去 (ショークリーナ1000) 3 水洗い及び中和剤処理 (チヒロP-4L) 4 廃液中和剤処理 (チヒロP-6L)
冷温水系統	防錆及び防食処理 (ショウラストンLM-1100)
備考 1 上記洗浄作業は、年1回とする。 2 使用する器具、薬剤等はすべて受託者の負担とする。 3 上記以外の薬剤を使用する場合は、上記の薬剤と同等のものを使用し、又 同等の効果のあることを証明する資料を委託者に提出し、確認を受けなければならない。	

(4) 空調設備保守点検業務仕様書

1 所在地 静岡市葵区田町三丁目 46 番地の 5
静岡市西部生涯学習センター

2 機器概要

市民サービスコーナー、事務室、エントランスホール、会議室、キッズルーム、学習室、多目的室、自由活動室、軽運動室、調理室、工作室等に、設置してあるパッケージタイプの空調機及び全熱交換換気扇。

3 点検回数等（点検機器は別表 1， 2， 3 参照）

(1) 空冷ヒートポンプパッケージは、年 2 回（概ね 6 月、11 月）実施する。

空調用、全熱交換用フィルター及びパネルの清掃は、年 4 回（概ね点検時 6 月、11 月、運転時 8 月、1 月）行うこと。

(2) 全熱交換換気扇及び天井換気扇は、年 2 回程度の清掃点検を行う

(3) 保守点検対象物件の不時の故障等により甲の要請を受けたときは、直ちに技術員を派遣して、臨時の保守作業を実施すること。

(4) 市民サービスコーナー、事務室、エントランスホール、会議室、キッズルーム、学習室、多目的室、自由活動室、軽運動室、調理室、工作室等に設置してある空調等を点検・調整により常に支障なく稼働させること。

4 一般事項

(1) 本業務は、仕様書等に基づき実施し、疑義を生じた場合は委託者と協議し、その指示に従うものとする。

(2) 作業日の決定については、委託者と協議して行うものとする。

(3) 保守点検記録、作業日誌、点検及時の写真を提出し、これを本委託業務の保守結果報告とする。

(4) 保守作業を行うにあたり必要な機材、消耗品のうち、工具、計器消耗品類等は、乙の負担とし、空調フィルター、送風機用ファンベルト等は、甲が負担する。

別表1・・・空冷ヒートポンプパッケージエアコン

設置場所名	型式	機器名	メーカー名	数量	記号
屋上	マルチ型	屋外機 PUHY-500CM-E2			ACP-01
エントランス	天井4カセット形	PLFY-P112BM-E3	三菱電機	3	CK-01-1
事務室	天井4カセット形	PLFY-P90BM-E3	三菱電機	2	CK-01-2
市民サービス・コ	天井4カセット形	PLFY-P71BM-E3	三菱電機	1	CK-01-4
屋上	マルチ型	屋外機 PUHY-500CM-E2			ACP-02
1F キッズルーム	天井4カセット形	PLFY-P90BM-E3	三菱電機	2	CK-02-1
1F 学習室3	天井4カセット形	PLFY-P71BM-E3	三菱電機	2	CK-02-2
1F 学習室1.2	天井4カセット形	PLFY-P56BM-E3	三菱電機	4	CK-02-3
屋上	マルチ型	屋外機 PUHY-400CM-E2			ACP-03
1F 工作室	天井4カセット形	PLFY-P112BM-E3	三菱電機	1	CK-03-1
1F 学習室4、 1F 調理室	天井4カセット形	PLFY-P56BM-E3	三菱電機	5	CK-03-2
屋上	マルチ型	屋外機 PUHY-560SCM-E2			ACP-04
2F 軽運動室、 2F 学習室6	天井4カセット形	PLFY-P90BM-E3	三菱電機	3	CK-04-1
2F 学習室5.7、 2F 自由活動2	天井4カセット形	PLFY-P80BM-E3	三菱電機	3	CK-04-2
2F 自由活動1、 2F ホール	天井4カセット形	PLFY-P71BM-E3	三菱電機	2	CK-04-3
2F 和室	天井2カセット形	PLFY-P71LM-E2	三菱電機	1	CK-04-4
屋上	同時ツイン型	屋外機 MPLZX-ERP224BM			ACP-05
2F 多目的室	天井4カセット形	MPLZ-RP112BA3	三菱電機	2	CK-05-1
屋上	シングル型	屋外機 MPLZ-ERP112BM			ACP-06
2F 多目的室	天井4カセット形	MPLZ-RP112BA3	三菱電機	1	CK-06-1
屋上	シングル型	屋外機 MPDZ-ERP112FN			ACP-07
2F 多目的室	天井ビルドイン形	MPD-RP112FA4	三菱電機	1	CK-07-1
屋上	シングル型	屋外機 MPLZ-ERP45BM			ACP-08
2F 準備室	天井4カセット形	MPLZ-RP45BA3	三菱電機	1	CK-08-1

別表 2・・・天井埋込・天吊カセット型 全熱交換換気扇

設置場所名	型 式	機 器 名	メーカ名	数量	記 号
多目的室	天井埋込形全熱交換換気扇	LGH-200RS5D	三菱電機	3	HEU -1
学習室 2.3、 軽運動室	天井埋込形全熱交換換気扇	LGH-100RS5	三菱電機	4	HEU -2
学習室 1.4.6、 キッズルーム	天井埋込形全熱交換換気扇	LGH-100RS5	三菱電機	5	HEU -3
学習室 5.7、 調理室、事務室	天井埋込形全熱交換換気扇	LGH-65RS5	三菱電機	4	HEU-4
工作室、和室	天井埋込形全熱交換換気扇	LGH-35CS5	三菱電機	2	HEU-5
市民サービス・コ	天井埋込形全熱交換換気扇	LGH-15CS5	三菱電機	1	HEU-6

別表 3・・・天井埋込換気扇

授乳室、学習室 1.2.3.4.5.6.7、事務室、市民サービス、調理室、工作室、和室、軽運動室、2階多目的室、2階自由活動スペース 1, 2、陶芸室、印刷室、1, 2階給湯室、1, 2階備品室、1, 2階女子便所、1, 2階男子便所、1階多目的便所 の 28 台の清掃

(4)空調設備保守点検業務 仕様書

- 1 所在地 静岡市葵区千代田七丁目8番15号
静岡市東部保健福祉センター・東部生涯学習センター
- 2 保守対象物件 機種及び台数は、別紙1のとおり
- 3 保守作業の内容
 - (1) 期初運転調整、点検 (概ね 6月及び 11月 年2回)
 - (2) 中間(稼動中)調整、点検 (概ね 8月及び 1月 年2回)
 - (3) 期末及びオフ調整、点検 (概ね 3月 年1回)
 - (4) 洗浄作業 (年1回)上記保守作業の内訳は、別紙、1、2、3のとおりとする。
- 4 一般事項
 - (1) 本業務は、仕様書等に基づき実施し、疑義を生じた場合は委託者と協議し、その指示に従うものとする。
 - (2) 作業日の決定については、委託者と協議して行うものとする。
 - (3) 保守点検記録、作業日誌、点検及び清掃時の写真を提供し、これを本委託業務の保守結果報告とし、各回の保守業務終了後速やかに提出するものとする。
- 5 現場管理
各関係法規に従い、常に危険防止に努め、整理整頓を怠らないこと。

設 備 名	型 式	点 検 項 目	台数
吸収式冷温水発生機	SJW-GX120G：サンヨー	別紙2のとおり	1
冷却塔	HT-135MEA-RI：三菱樹脂	1 送風機一般点検	1
		2 散水装置点検	
		3 配管回り点検	
空調機 (エアハンドリング ユニット)	DV-7：新晃工業	1 モーター絶縁測定	1
		2 フィルター清掃点検	
		3 ファンその他一般点検	
	DV-5：新晃工業	同 上	1
	DV-3：新晃工業	同 上	1
ファンコイル	天吊露出型	同 上	2
	天吊埋込型 (ダクト接続)	同 上	12
	床置露出型	同 上	28
	床置隠蔽型 (ダクト接続)	同 上	2
空冷ヒートポンプ式 マルチ エアコン	屋外機 (PUHY-P335DM-G) 及び室内ユニット (4台)	1 モーター絶縁測定	1
		2 フィルター清掃点検	
		3 ファンその他一般点検	
空冷ヒートポンプ式 エアコン	屋外機 (RY-100DB) 及び室内ユニット	1 モーター絶縁測定	1
		2 フィルター清掃点検	
		3 ファンその他一般点検	
空冷ヒートポンプ式エアコン	屋外機 (RYS-71F) 及び室内ユニット	同 上	1
冷却水ポンプ	125SF 67.5	1 グランドパッキング点検交換	1
		2 ベアリング点検 (芯出し調整を含む)	
		3 モーター絶縁測定	
冷温水ブースターポンプ	100SEM 63.7	同 上	1
冷温水ポンプ	50、65LPD 63.7	同 上	3
排 風 機	FW-19CG1	1 ファン清掃点検	1
		2 モーター絶縁測定	
		3 外部一般点検	
	CGF III No1/2-RB-KI	同 上	1
	FY-200FU	同 上	3
FY-12FKS	同 上	1	
静音ファン	FY-200	ファン及び器具面清掃、外部一般点検	3
天井扇	FV-20~25	同 上	18
壁付換気扇	FV-25~30	同 上	4
有圧換気扇	FY-40GSF-A	同 上	2
排気口	250×250 ~ 1800×300	拭き清掃	9
給気口 (アネモ共)	200×150 ~ 1800×300	拭き清掃	39
備考			
1 冷却塔設備及び冷却ポンプの保守点検は、年1回とする。			
2 エアハンドリングユニット、ファンコイルユニット、空冷ヒートポンプ式エアコン、冷温水ブースターポンプ、冷温水ポンプ及び排風機等の機器の保守点検は、期初運転点検 (5月初11月) に行うものとする。			
3 エアハン、空冷パッケージ、ファンコイル、給排気ファン、天井換気扇等の各フィルター及び器具面清掃は期初運転点検時の6月初旬、11月の年2回行うものとする。			
4 上記点検項目以外にガス漏れチェック及び上記、吹き出し、吸い込み各口の清掃を行う。			
5 ウェス、パッキング等は、受託者の負担とする。			

別紙2

空調設備機器 点検内訳表

区 分	保 守 点 検 項 目
期 初	1 冷暖房切替え及び気密検査 (バルブ切替えを含む)
	2 主電動機の点検 (絶縁測定、その他)
	3 抽気ポンプ点検 (オイル等の点検を含む)
	4 保護リレーテスト (安全弁を含む)
	5 燃焼系統点検調整
	6 運転調整測定及び記録 (運転指導を含む)
中 間	1 運転状態 (圧力、液面、油面等) 点検、測定
	2 保護リレーテスト (安全弁を含む)
	3 抽気ポンプ点検 (水気混入時、オイル交換を含む)
	4 主電動機の点検 (絶縁測定、その他)
	5 操作回路及び装置等の点検
	6 排ガス分析
	7 振動及び騒音等の測定
	8 冷媒、冷水、冷却水出入口等の温度測定
	9 その他外部一般点検
期 末	1 冷媒回収器の分解点検その他、清掃
	2 高温発生機煙管バップル点検
	3 抽気ポンプ点検 (オイル交換を含む)
	4 燃焼系統点検
	5 冷却水系統点検
	6 吸収液サンプリング (分析、記録)
	7 主電動機の点検 (絶縁測定、その他)
	8 操作回路及び保護リレー点検 (リレーテスト)
	9 その他外部一般点検

別紙3

洗浄作業他内訳表

項 目	作 業 内 訳 (使用する薬剤の名称)
冷却塔内 洗浄作業	1 ブラッシング及び水洗い (高压洗浄機)
	2 配管内水処理 (ショークリーナーVクリーン)
冷却水系統 洗浄作業	1 カルシウム、スケール除去 (ショークリーナーMP)
	2 シリカ、スケール除去 (ショークリーナーSK)
	3 水洗い及び中和剤処理 (チヒロNA)
	4 廃液中和剤処理 (苛性ソーダー)
冷温水系統	防塵及び防食処理 (ショウラストンLM-1100)
備 考	
1 上記洗浄作業は、年1回とする。	
2 使用する器具、薬剤等はすべて受益者の負担とする。	
3 上記以外の薬剤を使用する場合は、上記の薬剤と同等のものを使用し、又は同等の効果のあることを証明する資料を委託者に提出し、承諾を受けなければならない。	

(4) 空調設備 保守業務仕様書

- 1 所在地 静岡市葵区昭府二丁目 14 番 1 号
静岡市北部生涯学習センター（複合施設であるが設備は別々設置である）
- 2 保守対象物件
機種及び台数は、別紙 1 のとおり
- 3 保守作業の内容
 - (1) 期初運転調整、点検 (概ね 6 月、11 月 年 2 回)
 - (2) 中間（稼動中）調整、点検 (概ね 8 月、1 月 年 2 回)
 - (3) 期末及びオフ調整、点検 (概ね 3 月 年 1 回)
 - (4) 洗浄作業 (年 1 回)上記保守作業の内訳は、別紙、1、2、3 のとおりとする。
- 4 一般事項
 - (1) 本業務は、仕様書等に基づき実施し、疑義を生じた場合は委託者と協議し、その指示に従うものとする。
 - (2) 作業日の決定については、委託者と協議して行うものとする。
 - (3) 保守点検記録、作業日誌、点検及び清掃時の写真を提供し、これを本委託業務の保守結果報告とし、各回の保守業務終了後速やかに提出するものとする。
- 5 現場管理
各関係法規に従い、常に危険防止に努め、整理整頓を怠らないこと

別紙1 空調設備機器点検内訳表

機種名	型式	点検項目	台数
吸収式冷温水発生機	QUW-V60W (V30W×2)	別紙2のとおり (H15更新)	1
冷却塔設備	SBC-60ESS	1 送風機一般点検 2 散水装置点検 3 配管回り点検	1
エアハンドリングユニット	1F = CA-40LO 2F = CA-40LO 3F = CA-60LO	1 モーター絶縁測定 2 フィルター清掃点検 3 ファンその他一般点検	3
空冷ヒートポンプ	SPW-CHRVP280A・同時ツイン C = 25Kw H = 28Kw	同上	1
	SPC-SRP140A × 2 C = 12.5Kw H = 14Kw		2
ファンコイルユニット	CF-42N2	同上	2
	CF-62N2		6
	CF-84N2		8
	CF-124N2		5
	CFR-62N2 (床埋込型)		2
排気ファン		同上	1
静音ファン		同上	4
天井扇		同上	1 1
有圧換気扇		同上	6
冷却水ポンプ	3.7KW SJ4-80×65H 63.7-e	(1) グランドパッキン点検、交換 (2) ベアリング点検 (芯出し調整含む) (3) モーター絶縁測定	1
ブースターポンプ	2.2KW SJ4-65×50H 62.2-e	同上	1
冷温水ポンプ	1F = LP32B61.5-e 2F = LP32B62.2-e 3F = LP40B62.2-e	同上	3
備考 1 冷却塔設備及び冷却ポンプの保守点検は、年1回とする。 2 上記点検項目以外にガス漏れチェック及び吹き出し、吸い込み各口の清掃を行う。 3 エアハン、空冷パッケージ、ファンコイル、給排気ファンの各フィルター清掃は、期初運転調整点検時の6月、11月の年2回行う。 4 ウェス、パッキング等は、受託者の負担とする。			

別紙2 吸収式冷温水発生機点検内訳表

区 分	保 守 点 検 項 目
期 初	1 冷暖房切替え及び気密検査（バルブ切替えを含む） 2 主電動機の点検（絶縁測定、その他） 3 抽気作業 4 保護リレーテスト（安全弁を含む） 5 燃焼系統点検調整 6 運転調整測定及び記録（運転指導を含む）
中 間	1 運転状態（圧力、液面、油面等）点検、測定 2 保護リレーテスト（安全弁を含む） 3 抽気作業 4 主電動機の点検（絶縁測定、その他） 5 操作回路及び装置等の点検 6 排ガス分析 7 振動及び騒音等の測定 8 冷媒、冷水、冷却水出入口等の温度測定 9 その他外部一般点検
期 末	1 燃焼系統点検 2 冷却水系統点検 3 主電動機の点検（絶縁測定、その他） 4 操作回路及び保護リレー点検（リレーテスト） 5 その他外部一般点検

別紙3 その他洗浄作業他内訳表

項 目	作 業 内 訳（使用する薬剤の名称）
冷却塔内 洗浄作業	1 ブラッシング及び水洗い 2 配管内水処理（チヒロPCU）
冷却水系統 洗浄作業	1 カルシウム、スケール除去（ショウクリーナMP） 2 シリカ、スケール除去（ショウクリーナSK） 3 水洗い及び中和剤処理（チヒロNA） 4 廃液中和剤処理（苛性ソーダー）
冷温水系統	防塵及び防食処理（ショウラストンLM-1100）
備考1 上記洗浄作業は、年1回とする。 2 使用する器具、薬剤等はすべて受託者の負担とする。 3 上記以外の薬剤を使用する場合は、上記の薬剤と同等のものを使用し、又同等の効果のあることを証明する資料を委託者に提出し、確認を受けなければならない。	

(4) 空調設備保守点検業務仕様書

1 管理対象施設の所在地

静岡県葵区瀬名二丁目3番43号 西奈複合施設（リンク西奈）

（静岡市立西奈図書館・静岡市西奈生涯学習センター・西奈市民サービスコーナー）

2 乙は、甲の保守対象物件（次表のとおり）に対して保守点検を行うものとする。

3 保守点検を行うにあたり必要な材料、消耗品のうち、工具、計器類、補修材料（ガスケット、パッキング、ペーパー類）等は乙の負担とし、冷媒、エアフィルター、マシン油、冷凍機油、ベルト類、ランプ、カーボンブラシ、及びヒューズ等は甲が支給する。

4 保守点検対象機器及び点検回数

1表

機 器 名 等				期初	期中	期末
ユ ニ ツ ト 型	ガス焚二重効用吸収式冷温水発生機	40RT	1基	2回	2回	2回
	チューブ洗浄			—	—	1回
	冷却塔			1回	—	1回
	冷却水ポンプ			1回	—	—
	冷却塔水質管理（清掃、冷却水処理剤（レジオネラ属菌用）投入）			夏期2回		
	冷温水ポンプ			2回	—	—
	ガス焚二重効用吸収式冷温水発生機	50RT	1基	2回	2回	2回
	チューブ洗浄			—	—	1回
	冷却塔			1回	—	1回
	冷却水ポンプ			1回	—	—
	冷却塔水質管理（清掃、冷却水処理剤（レジオネラ属菌用）投入）			夏期2回		
	冷温水ポンプ			1回	—	—
	空気調和機（エアハンドリングユニット）	2台		2回	—	—
	空冷ヒートポンプ式パッケージエアコン			2回	—	
【内 容】	番 号	型 式	屋 内 機	屋外機		
	PAC-1～PAC-10	マルチ型	25（カセット型）	10		
	PAC-11		2（天井埋込型）	1		
	PAC-12		4（ビルトイン型2・天井埋込型2）	1		
	PC-1	標準型	1（カセット型）	1		
	PC-2	個別ツイン型	2（カセット型）	1		
	AC-1	壁取付型	（一体型 1組）			
排風機	FE-1（シロッコファン）		計8台	2回	—	—
	F-3、FF-1～FF-6（中間ダクトファン）					
空調用換気扇	AV-1～AV-11		12台	2回	—	—
天井換気扇			15ヶ所	2回	—	—
吹き出し口及び吸い込み口清掃（フィルターも含む）				計117ヶ所		
【内 容】	用 途 別	吹き出し口	吸い込み口	年2回 実施時期は冷房・ 暖房の期初点検と 同一時期に行う。		
	空 調 用	59ヶ所	23ヶ所			
	空調用換気扇	11ヶ所	11ヶ所			
	一 般 用	—	13ヶ所			

(4) 空調設備保守点検業務仕様書

1 業務実施場所

静岡県葵区羽鳥本町5番9号 薫科複合施設内

2 乙は、甲の保守対象物件（次表のとおり。）に対して別紙保守点検項目表により保守点検を行うものとする。

3 保守点検を行うにあたり必要な材料、消耗品のうち、工具、計器類、補修材料（ガスケット、パッキング、ペーパー類）等は乙の負担とし、冷媒、エアフィルター、マシン油、冷凍機油、ベルト類、ランプ、カーボンブラシ、及びヒューズ等は甲が支給する。

4 保守点検対象機器及び点検回数

機 器 名 等		期初	期中	期末
ガス焚二重効用吸収式冷温水発生機	40RT 2基	2回	2回	2回
チューブ洗浄		—	—	1回
冷却塔	2台	1回	2回	1回
空気調和機（エアハンドリングユニット）	2台	2回	—	—
ファンコイルユニット	30台 <div style="display: inline-block; vertical-align: middle; margin-left: 10px;"> [カセット型 28台 天埋め型 1台 ローボーイ 1台] </div>	2回	—	—
空冷ヒートポンプ式 エアコン	PAC-1～PAC-2 2台 PAC-3～PAC-5 3台 計10台 PAC-6～PAC-10 5台	2回	—	—
冷却水ポンプ	2台	2回	—	—
冷温水ポンプ	2台	2回	—	—
送排風機	11台 <div style="display: inline-block; vertical-align: middle; margin-left: 10px;"> [OF-1～OF-6 EF-1～EF-5] </div> OF-7, OF-1～EF-1の換気扇は除外する。	2回	—	—
吹き出し口・吸い込み口清掃	73か所	1回	—	—

5 機器別点検項目（次表による）

機器名称	点 検 項 目
ガス焚二重効用 吸 収 式 冷 温 水 発 生 機 suw-v40w	期 初 点 検（冷房時及び暖房時） 1 総合外観点検 2 気密状況確認 3 冷暖切替え操作（冷媒精製作業を含む。） 4 操作シーケンス確認 5 バーナー燃焼テスト 6 保護リレー作動確認 7 抽気弁動作確認 8 運転状況確認 9 溶液調整（インヒビター・冷媒補充） なお、インヒビターは分析結果による。 10 運転指導

	<p>期中点検（冷房時及び暖房時）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 フレームロッド、スパークロッド清掃 2 水質チェック（PH・電気伝導度） 3 溶液サンプリング分析 年1回実施 （溶液はサンプリング分補充封入） 4 運転状況確認 5 燃料漏れ点検 6 保護リレー作動確認 7 抽気弁作動確認 8 排ガス分析（年1回） 9 保守点検指導 <p>期末点検（冷房及び暖房終了後）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 チューブ洗浄（冷却水側年1回、冷水側3～5年に1回） 本洗浄作業は軟質スケール成分の除去であり、硬度スケール成分の除去作業は本契約には含まれず、別途となります。 2 炉内点検（煤煙清掃） 3 モーター絶縁測定 4 電気回路接続部点検 5 燃料系統洩れチェック（弁越し、外部）
冷却塔 SCT-R60NE	<ol style="list-style-type: none"> 1 槽内清掃水引張り（期初）・水抜き（期末） 2 冷却水処理剤（ビオネア属菌用）投入（年3回） 3 冷却水水質検査（年3回） 4 補給水フロート弁の点検調整 5 電動機絶縁抵抗、電圧、電流測定 6 送風機点検 7 散水器の点検 8 冷却水温度測定 9 ブロー装置点検 10 運転状態確認 11 ストレーナー清掃
空気調和機 （エアー ハンドリング ユニット）	<p>期初点検（冷・暖房時）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 バルブ切替 2 コイル、ファンライナー汚れ点検 3 電動機絶縁抵抗、電圧、電流測定 4 制御弁動作点検 5 ドレーンパン清掃、排水確認 6 エアーフィルター清掃（中性能は除く） 7 送風機ベルト、プーリー、ベアリング点検調整 8 運転状態確認 9 加湿装置の点検（暖房時のみ）
ファンコイル ユニット	<ol style="list-style-type: none"> 1 外観点検 2 送風機ランナー汚れ、回転状態の点検 3 コイル汚れ点検 4 エアーフィルター清掃 5 ドレーンパン清掃、排水確認（可能な場所のみ）

空気調和機 パッケージ型	期 初 点 検 (冷・暖房時) 1 冷房・暖房切替 2 圧縮機操作回路の絶縁測定 3 電気系統の点検 4 冷媒ガス、冷凍機油の洩れ点検 5 運転圧力、電流の確認 (圧力はゲージの付いた機械のみ) 6 膨張弁の点検調整 7 送風機ベルト、プーリー、ベアリング点検調整 8 ドレンパン清掃排水確認 9 各保護装置点検調整 10 クーラーコイル、ファンライナー汚れ点検 11 エアークリッター清掃
ポ ン プ	1 電動機絶縁抵抗、電圧、電流測定 2 カップリング芯点検 3 軸受温度、異音点検 4 グランドパッキン磨耗点検又は交換 5 振動の有無の点検 6 潤滑油の交換 (タービン) 7 圧力、水温測定 8 運転状態確認
送 風 機	1 電動機ベルト、プーリー、ベアリング点検調整 2 電動機絶縁抵抗、電圧、電流測定 3 ファンライナー汚れ点検 4 振動異常音の有無 5 運転状態の確認

6 一般事項

- (1) 本業務は、仕様書等に基づき実施し、疑義を生じた場合は市職員と協議し、その指示に従うものとする。
- (2) 作業日の決定については、市職員と協議して行うものとする。
- (3) 保守の点検記録、作業日誌、点検及び清掃時の写真を提出し、これを本委託の保守結果報告とする。
- (4) 複合施設においては、内容を分けずに複合施設数分の完了報告書等の必要書類を作成し、各々に提出すること。

(4) 空調設備 保守点検業務仕様書

1 所在地 静岡市駿河区南八幡町 25 番 21 号
静岡市南部生涯学習センター

2 保守対象物件 別紙 1 のとおり
機種及び台数

3 保守作業の内容

- (1) 期初運転調整、点検 (概ね 6月及び11月 年2回)
- (2) 中間(稼動中)調整、点検 (概ね 8月及び1月 年2回)
- (3) 期末及びオフ調整、点検 (概ね 3月 年1回)
- (4) 洗浄作業 (年1回)

上記保守作業の内訳は、別紙、1、2、3のとおりとする。

4 一般事項

- (1) 本業務は、仕様書等に基づき実施し、疑義を生じた場合は協議し、その指示に従うものとする。
- (2) 作業日の決定については、協議して行うものとする。
- (3) 保守点検記録、作業日誌、点検及び清掃時の写真を提供し、これを本委託業務の保守結果報告とし、各回の保守業務終了後速やかに提出するものとする。

5 現場管理

各関係法規に従い、常に危険防止に努め、整理整頓を怠らないこと。

別紙 1

空調設備機器点検内訳表

設 備 名	型 式	点 検 項 目	台数
吸収式冷温水発生機	SUW-EG20EHA	別紙2のとおり	2
冷却塔設備	SCTW-S40ESS	1 送風機一般点検 2 散水装置点検 3 配管回り点検	1
エアハンドリングユニット	TUC-42AV TUC-104AV	1 モーター絶縁測定 2 フィルター清掃点検 3 ファンその他一般点検	1 1
空冷ヒートポンプ パッケージ	SPW-TH140S SPW-TH71S SAP-403VR2 SPW-KH50K2 SAP-403A4 SPW-SHJ112T SAH-224TV2 SAP-28A2	同 上	1 1 1 1 2 2 1 1
ファンコイルユニット	FWV-47A FWV-67A FWV-87A FWIL-41B	同 上	2 5 5 1
冷却水ポンプ	100SGM611	1 グラント [®] パッキン点検、交換 2 ベアリング点検 (芯出し調整含む) 3 モーター絶縁測定	1
冷温水ポンプ	80SGM65.5	同 上	1
備 考	1 冷却塔設備及び冷却ポンプの保守点検は、年1回とする。 2 ファンコイルユニット及びエアハンドリングユニット・ヒートポンプパッケージ等については、年2回各期初（概ね6月及び11月）の点検とし、冷温水ポンプについても同様である。 3 上記点検項目以外に、ガス漏れチェック及び吹き出し、吸い込み口の清掃も実施するものとする。 4 その他ウエス・パッキン等については受託者が負担する。		

別紙 2

吸収式冷温水発生機器点検内訳表

区 分	保 守 点 検 項 目
期 初	1 冷暖房切替え及び気密検査（バルブ切替えを含む） 2 主電動機の点検（絶縁測定、その他） 3 抽気作業 4 保護リレーテスト（安全弁を含む） 5 燃焼系統点検調整 6 運転調整測定及び記録（運転指導を含む）
中 間	1 運転状態（圧力、液面、油面等）点検、測定 2 保護リレーテスト（安全弁を含む） 3 抽気作業 4 主電動機の点検（絶縁測定、その他） 5 操作回路及び装置等の点検 6 排ガス分析 7 振動及び騒音等の測定 8 冷媒、冷水、冷却水出入口等の温度測定 9 その他外部一般点検
期 末 (暖房機のみ)	1 燃焼系統点検 2 主電動機の点検（絶縁測定、その他） 3 操作回路及び保護リレー点検（リレーテスト） 4 その他外部一般点検

* 冷却水系統洗浄作業は年 1 回する。

* 冷温水系等防錆防食処理作業は年 1 回とする。

別紙 3

その他洗浄作業内訳

項 目	作 業 内 訳	(使用する薬剤の名称)
冷却塔内 洗浄作業	1 ブラッシング及び水洗い	
	2 配管内水処理	(ショークリーナーVクリーン)
冷却水系統 洗浄作業	1 カルシウム、スケール除去	(ショークリーナーMP)
	2 シリカ、スケール除去	(ショークリーナーSK)
	3 水洗い及び中和剤処理	(チヒロNA)
	4 廃液中和剤処理	(チヒロNS)
冷温水系統	防塵及び防食処理	(ショウラストンLM-1100)
備考	1 上記洗浄作業は、年 1 回とする。 2 使用する器具、薬剤等はすべて受託者の負担とする。 3 上記以外の薬剤を使用する場合は、上記の薬剤と同等のものを使用し、又同等の効果のあることを証明する資料を委託者に提出し、確認を受けなければならない。	

(4) 空調設備 保守点検業務仕様書

1 所在地 静岡市駿河区寺田 131 番地の 1
静岡市長田生涯学習センター

2 保守対象物件
別紙 1 のとおり (機種及び台数)

3 保守作業の内容

- (1) 期初運転調整、点検 (概ね 6 月及び 11 月 年 2 回)
- (2) 中間 (稼動中) 調整、点検 (概ね 8 月及び 1 月 年 2 回)
- (3) 期末及びオフ調整、点検 (概ね 3 月 年 1 回)
- (4) 洗浄作業 (年 1 回)

上記保守作業の内訳は、別紙、1、2、3 のとおりとする。

4 一般事項

- (1) 本業務は、仕様書等に基づき実施し、疑義を生じた場合は、委託者と協議し、その指示に従うものとする。
- (2) 作業日の決定については、委託者と協議して行うものとする。
- (3) 保守点検記録、作業日誌、点検及び清掃時の写真を提供し、これを本委託業務の保守結果報告とし、各回の保守業務終了後速やかに提出するものとする。

5 現場管理

各関係法規に従い、常に危険防止に努め、整理整頓を怠らないこと。

別紙1 空調設備機器点検内訳表

機種名	型式	点検項目	台数
吸収式 冷温水発生機	SUW-FG60E	別紙2のとおり	1
冷却塔設備	SKB-60PGR	1 送風機一般点検 2 散水装置点検 3 配管回り点検	1
エアハンドリング ユニット	FGH-413-1	1 モーター絶縁測定 2 フィルター清掃点検 3 ファンその他一般点検	1
空冷ヒートポンプ パッケージ	FDTJ-112D3 (4.77KW)	同上	1
	FDFJ-140D2 (5.95KW)		1
ファンコイル ユニット	FS-1200	同上	2
	HS-800		3
	HSR-400		2
	HSR-600		1
	HSR-800		1
	HSR-1200		2
	SH-43		2
	SH-63		8
排風機	BF-15BS-A	作動点検	3
	BF-18CS-A		2
	BF-25ET-A		1
冷却水 ポンプ	80×65FS4K611 (11Kw)	(1)グランドパッキン点検、交換 (2)ベアリング点検(芯出し調整含む) (3)モーター絶縁測定	1
冷温水 ポンプ	65×50FS4J65.5 (5.5KW)	同上	1
備考 1 冷却塔設備及び冷却ポンプの保守点検は、年1回とする。 2 エアハンドリングユニット、ファンコイルユニット、ヒートポンプパッケージ、冷温水ポンプ、排風機の保守点検は、各期初(6月と11月)に行うものとする。 3 上記点検項目以外にガス漏れチェック及び吹き出し、吸い込み各口の清掃を行う。 4 ウェス、パッキング等は、受託者の負担とする。			

別紙2

吸収式冷温水発生機点検内訳表

区 分	保 守 点 検 項 目
期 初	1 冷暖房切替え及び気密検査（バルブ切替えを含む） 2 主電動機の点検（絶縁測定、その他） 3 保護リレーテスト（安全弁を含む） 4 燃焼系統点検調整 5 運転調整測定及び記録（運転指導を含む）
中 間	1 運転状態（圧力、液面、油面等）点検、測定 2 保護リレーテスト（安全弁を含む） 3 主電動機の点検（絶縁測定、その他） 4 操作回路及び装置等の点検 5 振動及び騒音等の測定 6 冷媒、冷水、冷却水出入口等の温度測定 7 その他外部一般点検
期 末 (暖房期時のみ)	1 燃焼系統点検 2 主電動機の点検（絶縁測定、その他） 3 操作回路及び保護リレー点検（リレーテスト） 4 その他外部一般点検

別紙3

洗浄作業他内訳表

項 目	作 業 内 訳 (使用する薬剤の名称)
冷却塔内洗浄作業	1 ブラッシング及び水洗い 2 配管内水処理 (ショウクリーナVクリーン)
冷却水系統洗浄作業	1 カルシウム、スケール除去 (ショウクリーナMP) 2 シリカ、スケール除去 (ショウクリーナSK) 3 水洗い及び中和剤処理 (チヒロNA) 4 廃液中和剤処理 (チヒロNS)
冷温水系統	防塵及び防食処理 (ショウラストンLM-1100)
備考1 上記洗浄作業は、年1回とする。 2 使用する器具、薬剤等はすべて受託者の負担とする。 3 上記以外の薬剤を使用する場合は、上記の薬剤と同等のものを使用し、又同等の効果のあることを証明する資料を委託者に提出し、確認を受けなければならない。	

(4) 空調設備保守点検業務仕様書

- 1 所在地 静岡市駿河区中野新田 57 番地の 5
大里複合施設（大里保健福祉センター、大里生涯学習センター）
- 2 保守対象物件 別紙 1 のとおり
機種及び台数
- 3 保守作業の内容 保守作業の内訳は、別紙 1、2、3 のとおりとする。
- 4 一般事項 (1)本業務は、仕様書等に基づき実施し、疑義を生じた場合は委託者と協議し、その指示に従うものとする。
(2)作業日については、概ね別紙のとおりとし、委託者と協議して決定するものとする。
(3)保守点検記録、作業日誌、点検及び清掃時の写真を本委託業務の保守結果報告書とし、各回の保守業務終了後すみやかに提出するものとする。
(4)ウエス、パッキン等は、受託者の負担とする。
(5)エアーハンドリングユニットに使用する下記フィルターは別途とする。
- U S - 5 6 - 6 5 P 5 個
U S - 5 6 - 6 5 P H H 3 個
- 5 現場管理 各関係法規に従い、常に危険防止に努め整理整頓を怠らないこと。

設備・機種名	型 式	点 検 項 目	台数
吸収式冷温水発生機	GH-V30P	別紙2のとおり	1
エアハンドリングユニット	FY-25UCZ-J	1 モーター絶縁測定 2 フィルター清掃点検 3 ファンその他一般点検	1
天井埋め込み型 空調換気扇	LGH-100RKM-60	1 モーター異常測定 2 フィルター清掃点検 3 ファンその他一般点検	3
	LGH-80RKM-60	同上	2
	LGH-65RKM	同上	1
	LGH-50RKM	同上	6
	LGH-35RKM	同上	7
	LGH-25RKM	同上	4
	LGH-15RKM	同上	2
	VL-2000Z	同上	1
ヒートポンプパッケージ エアコン室外機	PUHY-250K-C	1 圧縮機絶縁測定 2 冷媒系統点検 3 運転音その他一般点検	5
	PUHY-200K-C	同上	11
	PUHY-140K-C	同上	1
	PUHY-125K-C	同上	1
	PUHY-100K-C	同上	1
ヒートポンプパッケージ エアコン室内機	PLHY-125GK-A	1 パネル点検 2 フィルター清掃 3 リモコン、運転状況、その他一般点検	3
	PLHY-100GK-A	同上	8
	PLHY-80GK-A	同上	6
	PLHY-71GK-A	同上	10
	PLHY-63GK-A	同上	2
	PLHY-50GK-A	同上	8
	PLHY-40GK-A	同上	2
	PLH-50GKV	同上	2
	PLH-80EK-A	同上	2
	PLH-50EK-A	同上	1
	PLHY-25EK-A	同上	1
	PDHY-63K-A	同上	2
	PDHY-50K-A	同上	3
	PDHY-40K-A	同上	3

別紙2

空調機器設備「アロエース」保守業務項目

点検名	点 検 項 目		
	吸収式冷温水機アロエース	冷 却 塔	冷温水・冷却水ポンプ
冷房切替点検	1. 暖房から冷房への切替 2. 真空度点検 3. 燃焼機密点検 4. 燃焼系統点検 5. センサー作動点検 6. 保安装置作動点検 7. 電流電圧測定 8. 各部温度測定 9. 冷温水温度設定 10. 冷温水・冷却水水量点検 11. 遠隔操作盤点検	1. 水張り 2. 充填材点検 3. ボールタップ作動点検 4. 給水装置点検 5. クーリングタワー スイッチ作動点検 6. ブローダウン調整 7. 逆止弁点検 8. 散水機能点検	1. 運転点検 2. 絶縁抵抗点検 3. 外観点検
暖房切替点検	1. 冷房から暖房への切替 2. 真空度点検 3. 燃焼機密点検 4. 燃焼系統点検 5. センサー作動点検 6. 保安装置作動点検 7. 電流電圧測定 8. 各部温度測定 9. 冷温水温度設定 10. 冷温水・冷却水水量点検 11. 遠隔操作盤点検	1. 水抜き 2. 充填材点検 3. ボールタップ作動点検 4. 給水装置点検 5. クーリングタワー スイッチ作動点検 6. ブローダウン調整 7. 逆止弁点検 8. 散水機能点検	1. 運転点検 2. 絶縁抵抗点検 3. 外観点検
中間点検	1. 真空度点検 2. 燃焼機密点検 3. 燃焼系統点検 4. センサー作動点検 5. 保安装置作動点検 6. 電流電圧測定 7. 各部温度測定 8. 冷温水温度設定 9. 冷温水・冷却水水量点検 10. 遠隔操作盤点検		

別紙3

空調設備機器点検時期

設備・機種名	作業項目	回数	作業時期（月）											
			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
吸収式 冷温水発生機設 備	定期点検	4			○		○			○		○		
	切替作業	2			○					○				
エアハンドリン グユニット	定期点検	2			○							○		
	フィルター清 掃	3			○					○		○		
天井埋込型 空調換気扇	定期点検	2			○							○		
	フィルター清 掃	2			○							○		
ヒートポンプパ ッケージエアコ ン	定期点検	2			○							○		
	フィルター清 掃	3			○					○		○		

(4) 空調設備 保守点検業務仕様書

1 所在地

静岡市駿河区小鹿二丁目 25 番 45 号 健康文化交流館

2 保守対象物件

機種及び台数 別表のとおり

3 保守作業の内容

- (1) 別紙 1 保守作業実施要領、機器点検調整項目表により年 2 回（概ね 6 月と 11 月）実施する。
- (2) 保守点検対象物件の不時の故障等により甲の要請を受けたときは、直ちに技術員を派遣して、臨時の保守作業を実施する。

4 一般事項

- (1) 本業務は、仕様書等に基づき実施し、疑義を生じた場合は委託者と協議し、その指示に従うものとする。
- (2) 作業日の決定については、委託者と協議して行うものとする。
- (3) 保守点検記録、作業日誌、点検及時の写真を提出しこれを本委託業務の保守結果報告とする。
- (4) 保守作業を行うにあたり必要な機材、消耗品のうち、工具、計器類、エンジン用消耗品類（エンジンオイル、オイルフィルター、点火プラグ、エンジン冷却水）等は、乙の負担とし、冷媒、空調フィルター、送風機用ファンベルト、ランプ、ヒューズ等は、甲が負担する。

5 現場管理

各関係法規に従い、常に危険防止に努め、整理整頓を怠らないこと。

別紙 1 保守作業実施要領

1 ガスヒートポンプエアコン屋外機

点検項目		点検方法	基準
絶縁	圧縮機	500Vメガーにて測定 (U, V, Wの各端子を測定し最低値を記入)	1MΩ以上
	ファンモーター	500Vメガーにて測定	1MΩ以上
電	電源回路	500Vメガーにて測定	1MΩ以上
気	電源配線接続	電源端子のビス締付を確認	緩み無きこと
	端子・コネクター類	目視、差込確認	抜け、緩み無きこと
冷媒	機内冷媒系統	機内冷媒配管の溶接箇所、及びフレア一部を リークテスターにて確認	濡れ無きこと

運 転 デ ー タ	電源電圧	各相間をテスターにて測定（運転中）	定格電圧の±10%以内 電圧降下無きこと
	圧縮機運転電流	クランプメーターにて測定	定格電流の115%以下
	高圧圧力	圧力ゲージ、サービスチェッカーにて測定（運 転開始後20分以降に測定）	
	低圧圧力		
	吐出管温度	表面温度計、サービスチェッカーにて測定	
	吸入温度	表面温度計、サービスチェッカーにて測定（イ ンジェクションの影響を受けないところで測定）	
そ の 他	異音・振動	ケーシング、ファン付近を聴感にて確認	異常の無きこと
	外観・熱交換器	汚れ、破損等がないか目視にて確認	異常の無きこと

2 ガスヒートポンプエアコン屋内機（電気式2台含む）

	点検項目	点検方法	基準値
運 転 中	吸込温度	温度計にて	冷房 16℃～28℃ 暖房 16℃～28℃
	吹出温度	温度計にて	冷房 16℃～28℃ 暖房 38℃～48℃
	運転音	聴感	異常音無きこと
そ の 他	エアフィルター	目視にて確認	汚れ無きこと
	水漏れ確認	冷房で20分以上運転させて確認	水漏れ無きこと
	スイング作動	作動確認	正常動作すること
	異常履歴	リモコンにて確認	履歴クリアすること

3 全熱交換機（天井隠蔽型）

- 運転状態チェック
- 送風機軸受の点検
- 送風機電動機の絶縁測定
- 加湿エレメントの確認
- リモコンの動作確認
- 異音・振動の確認

4 シロッコファン、ストレートシロッコファン及び遠心送風機

- 運転状態チェック

5 自動制御装置

- ヒューミディスタットによる機械室ファン発停制御の点検

(4) 空調設備保守点検業務仕様書

- 1 所在地 静岡市葵区安倍口団地 5番1号
北部生涯学習センター美和分館（アカデ美和複合施設）
- 2 機器概要
市民サービスコーナー、事務室、会議室、音楽室、料理教室、和室、集会室（大ホール）、展示コーナー等に、設置してあるパッケージタイプの空調機及び全熱交換換気扇。
- 3 点検回数等（点検機器は別表1，2参照）
 - (1) 空冷ヒートポンプパッケージは、年2回（概ね6月、11月）実施する。
空調用、全熱交換用フィルター及びパネルの清掃は、年4回（概ね点検時6月、11月、運転時8月、1月）行うこと。
 - (2) 全熱交換換気扇は、年1回程度の清掃点検を行う
 - (3) 保守点検対象物件の不時の故障等により甲の要請を受けたときは、直ちに技術員を派遣して、臨時の保守作業を実施すること。
 - (4) 玄関ホール（図書館側）、市民サービスコーナー、事務室、会議室、音楽室、料理教室、和室、集会室（大ホール）、展示コーナー等に設置してある空調等を点検・調整により常に支障なく稼働させること。
- 4 一般事項
 - (1) 本業務は、仕様書等に基づき実施し、疑義を生じた場合は委託者と協議し、その指示に従うものとする。
 - (2) 作業日の決定については、委託者と協議して行うものとする。
 - (3) 保守点検記録、作業日誌、点検及時の写真を提出し、これを本委託業務の保守結果報告とする。
 - (4) 保守作業を行うにあたり必要な機材、消耗品のうち、工具、計器消耗品類等は、乙の負担とし、空調フィルター、送風機用ファンベルト等は、甲が負担する。

別表 1・・・空冷ヒートポンプパッケージエアコン

設置場所名	型 式	機 器 名	メーカ名	数量	記 号
第一集会室	天井カセット形	MPLZX-P112BL	三菱電機	1	AC-1
1F 地域事務室	天井カセット形	MPLZ-P40BL	三菱電機	1	AC-2
市民サービス・コ	天井カセット形	MPLZ-P56BL	三菱電機	1	AC-4
1F 事務室	天井カセット形	MPLZ-P63BL	三菱電機	1	AC-5
第4集会室	天井カセット形	MPLZX-P160BL	三菱電機	2	AC-10
第3, 5集会室	天井カセット形	MPLZX-P224BL	三菱電機	4	AC-11
第2集会室	天井カセット形	MPLZX-P140BL	三菱電機	1	AC-12
料理実習室	天井カセット形	MPLZX-P140BL	三菱電機	1	AC-13
2F 和室1	天井カセット形	MPLZ-P80BL	三菱電機	1	AC-14
2F 和室2	天井カセット形	MPLZ-P56BL	三菱電機	1	AC-15
2F ホール	天井カセット形	MPLZX-P160BL	三菱電機	1	AC-16
2F ホール	天井カセット形	MPLZX-P140BL	三菱電機	1	AC-17

別表 2・・・天井埋込型 全熱交換換気扇

設置場所名	型 式	機 器 名	メーカ名	数量	記 号
市民サービス・コ	天井埋込形全熱交換換気扇	VL-100ZSK2	三菱電機	1	HEX -1
1F 事務室	天井埋込形全熱交換換気扇	VL-130ZSK2	三菱電機	1	HEX -2
第1.2集会室	天井埋込形全熱交換換気扇	LGH-50RS5	三菱電機	2	HEX -4
第4集会室	天井埋込形全熱交換換気扇	LGH-65RX5	三菱電機	1	HEX-5-2
第3.4.5集会室	天井埋込形全熱交換換気扇	LGH-100RX5	三菱電機	5	HEX-6-2

(5) 自動ドア 保守点検業務仕様書

1 設置場所（施設概要図面参照）

葵生涯学習センター 5基（6枚）

2 点検回数等

- （1）総合定期点検を少なくとも年間1回以上実施すること。
- （2）前項の規定に関わらず、不時の故障など異常が認められるときは臨時点検を行うこと。
- （3）生涯学習センターに設置してある自動ドアを点検・調整により常に支障なく作動させること。

3 点検内容

- （1）オペレータ部
- （2）センサー部
- （3）ドアの建付け

4 保守内容

- （1）次回点検日までに耐用限度を越えると判断する箇所の消耗部品の取替えること。
- （2）徐行速度・開放タイマ調整及び部品の位置調整などを実施すること。
- （3）各部取付ボルト・ねじ類の増し締め作業を実施すること。
- （4）吊戸車、ハンガーレール走行面などの汚れの除去作業を実施すること。
- （5）可動部分の補給油作業を実施すること。
- （6）その他必要と認めるもの。

5 受託者の負担する消耗品

- （1）エンジン本体外部に露出のパッキン類
- （2）ヒューズ、作動オイル、潤滑油
- （3）扉の作動抵抗を排除する標準ライナー類
- （4）点検調整に要するウエス、ビニールテープ等一般消耗品

6 委託者の負担する交換部品

- （1）ドアエンジン本体の老化による交換
- （2）吊車、ハンガーレール、扉振止めの消耗交換
- （3）連結機構関係の消耗交換
- （4）ドアエンジン制御部の老化による交換
- （5）スイッチの老化による交換
- （6）正常な使用外に起因するものと認められるとき

(5) 自動ドア保守点検業務 仕様書

1 点検対象

所在場所	建物名称	機種形式	台数
静岡市葵区田町三丁目 46-5	西部生涯学習センター	中日本オートドア社製・OT-7W型	4台

※自動ドア施工技能士の資格を有する者が点検整備を実施する。

2 点検回数

- (1) 期間内2回の保守点検を実施する。(6月、12月)
- (2) 不時の故障に際しては、甲の申請により臨時点検を実施する。

3 保守点検の実施箇所

- (1) 自動ドアエンジン本体
- (2) ドアエンジン制御部
- (3) ドアエンジン操作スイッチ及び制御スイッチ(2次配線を含む)
- (4) ドアエンジン以外のサッシュ扉、鍵、エンジン取付補強、1次側電源等の関係外工事を除くものとする。

4 保守点検整備内容

- (1) 自動ドアの開閉回数を確認し、点検報告書に記入する。
- (2) 自動ドア開閉速度、開保持時間を確認し、点検報告書に記入する。
- (3) 開閉速度、開保持時間は、安全ガイドラインの基準に調整する。
- (4) センサーエリアの確認をし、安全ガイドラインの基準に調整する。
- (5) 扉本体の作動抵抗の有無調査及び関連機構の異常の有無点検
- (6) 各部の増し締め、注油、調整作業を行う。

5 乙の負担する交換消耗品

- (1) エンジン本体外部に露出のパッキン類
- (2) ヒューズ、作動オイル、潤滑油
- (3) 扉の作動抵抗を排除するための標準ライナー類
- (4) 点検調査に要するウエス、ビニールテープ等一般消耗品

6 甲の負担する交換部品

- (1) ドアエンジン本体の老朽化による交換
- (2) 吊車、ハンガーレール、扉振止めの消耗部品交換
- (3) 連結機構関係の消耗部品交換
- (4) ドアエンジン制御部の老朽化による交換
- (5) スイッチの老化による交換

- (6) 設置者の都合による移設工事
- (7) 天災、火災等による復旧
- (8) 正常な使用外に起因するものと認められた時
- (9) 新機種の販売により、該当の保守部品がなくなったため新機種に交換の時。

(5) 自動ドア保守点検業務 仕様書

1 点検対象

所在場所	建物名称	機種形式	台数
静岡市葵区千代田七丁目 8-15	東部生涯学習センター	中日本オートドア社製	2基(3枚)

※自動ドア施工技能士の資格を有する者が点検整備を実施する。

2 点検回数

- (1) 期間内2回の保守点検を実施する。(6月、12月)
- (2) 不時の故障に際しては、甲の申請により臨時点検を実施する。

3 保守点検の実施箇所

- (1) 自動ドアエンジン本体
- (2) ドアエンジン制御部
- (3) ドアエンジン操作スイッチ及び制御スイッチ(2次配線を含む)
- (4) ドアエンジン以外のサッシュ扉、鍵、エンジン取付補強、1次側電源等の関係外工事を除くものとする。

4 保守点検整備内容

- (1) 自動ドアの開閉回数を確認し、点検報告書に記入する。
- (2) 自動ドア開閉速度、開保持時間を確認し、点検報告書に記入する。
- (3) 開閉速度、開保持時間は、安全ガイドラインの基準に調整する。
- (4) センサーエリアの確認をし、安全ガイドラインの基準に調整する。
- (5) 扉本体の作動抵抗の有無調査及び関連機構の異常の有無点検
- (6) 各部の増し締め、注油、調整作業を行う。

5 乙の負担する消耗品

- (1) エンジン本体外部に露出のパッキン類
- (2) ヒューズ、作動オイル、潤滑油
- (3) 扉の作動抵抗を排除するための標準ライナー類
- (4) 点検調査に要するウエス、ビニールテープ等一般消耗品

6 甲の負担する交換部品

- (1) ドアエンジン本体の老朽化による交換
- (2) 吊車、ハンガーレール、扉振止めの消耗部品交換
- (3) 連結機構関係の消耗部品交換
- (4) ドアエンジン制御部の老朽化による交換
- (5) スイッチの老化による交換

- (6) 設置者の都合による移設工事
- (7) 天災、火災等による復旧
- (8) 正常な使用外に起因するものと認められた時
- (9) 新機種の販売により、該当の保守部品がなくなったため新機種に交換の時。

(5) 自動ドア 保守点検業務仕様書

1. 設置場所（施設概要図面参照）

北部生涯学習センター 1基（2枚）

2. 点検回数等

- （1）総合定期点検を少なくとも年間1回以上実施すること。
- （2）前項の規定に関わらず、不時の故障など異常が認められるときは臨時点検を行うこと。
- （3）生涯学習センターに設置してある自動ドアを、点検・調整により常に支障なく作動させること。

3. 点検内容

- （1）オペレータ部
- （2）センサー部
- （3）ドアの建付け

4. 保守内容

- （1）次回点検日までに耐用限度を越えると判断する箇所の消耗部品の取替えること。
- （2）徐行速度・開放タイマ調整及び部品の位置調整などを実施すること。
- （3）各部取付ボルト・ねじ類の増し締め作業を実施すること。
- （4）吊戸車、ハンガーレール走行面などの汚れの除去作業を実施すること。
- （5）可動部分の補給油作業を実施すること。
- （6）その他必要と認めるもの。

5 受託者の負担する消耗品

- （1）エンジン本体外部に露出のパッキン類
- （2）ヒューズ、作動オイル、潤滑油
- （3）扉の作動抵抗を排除する標準ライナー類
- （4）点検調整に要するウエス、ビニールテープ等一般消耗品

6 委託者の負担する交換部品

- （1）ドアエンジン本体の老化による交換
- （2）吊車、ハンガーレール、扉振止めの消耗交換
- （3）連結機構関係の消耗交換
- （4）ドアエンジン制御部の老化による交換
- （5）スイッチの老化による交換
- （6）正常な使用外に起因するものと認められるとき

(5) 自動ドア保守点検業務仕様書

1 点検対象

所在場所	建物名称	機種形式	台数
葵区大岩本町29番1号	中央図書館	ナブコシステム社製 DS-75型	2台
葵区御幸町3番地の21 ペガサート内4・5階	御幸町図書館	ナブコシステム社製 DS-60型	2台
		DS-75型	2台
葵区瀬名二丁目32番43号	西奈複合施設	ナブコシステム社製 DS-21型	4台
清水区入江岡町15番23号	清水中央図書館	ナブコシステム社製 DS-150型	2台
清水区蒲原新田一丁目 22番22号	蒲原図書館	ナブコシステム社製 DS-75型	2台
駿河区南八幡町3番1号	南部図書館	ナブコシステム社製 DS-21型	1台
		DS-150型	3台
静岡市葵区安倍口団地5番1号	美和複合施設	ナブコシステム社製 DS-60型	3台
合 計			21台

※自動ドア施工技能士の資格を有する者が点検整備を実施する。

2 点検回数

- (1) 期間内2回の保守点検を実施する。(9月、3月)
- (2) 複合施設においては、内容を分けずに複合施設数分の報告書等の必要書類を作成し、各々に提出すること。
- (3) 不時の故障に際しては、甲の申請により臨時点検を実施する

3 保守点検の実施箇所

- (1) 自動ドアーエンジン本体
- (2) ドアーエンジン制御部
- (3) ドアーエンジン操作スイッチ及び制御スイッチ(2次配線を含む)
- (4) ドアーエンジン以外のサッシュ扉、鍵、エンジン取付補強、1次側電源等の関係外工事を除くものとする。

4 保守点検整備内容

- (1) 自動ドアの開閉回数を確認し、点検報告書に記入する。
- (2) 自動ドア開閉速度、開保持時間を確認し、点検報告書に記入する。
- (3) 開閉速度、開保持時間は、安全ガイドラインの基準に調整する。
- (4) センサーエリアの確認をし、安全ガイドラインの基準に調整する。
- (5) 扉本体の作動抵抗の有無調査及び関連機構の異常の有無点検
- (6) 各部の増し締め、注油、調整作業を行う。

5 乙の負担する消耗品

- (1) エンジン本体外部に露出のパッキン類
- (2) ヒューズ、作動オイル、潤滑油
- (3) 扉の作動抵抗を排除するための標準ライナー類
- (4) 点検調査に要するウエス、ビニールテープ等一般消耗品

6 甲の負担する交換部品

- (1) ドアエンジン本体の老朽化による交換
- (2) 吊車、ハンガーレール、扉振止めの消耗部品交換
- (3) 連結機構関係の消耗部品交換
- (4) ドアエンジン制御部の老朽化による交換
- (5) スイッチの老化による交換
- (6) 設置者の都合による移設工事
- (7) 天災、火災等による復旧
- (8) 正常な使用外に起因するものと認められた時
- (9) 新機種の販売により、該当の保守部品がなくなったため新機種に交換のとき

(5) 自動ドア保守点検業務仕様書

1 点検対象

所在場所	機種	台数
静岡市葵区羽鳥本町5-9 藁科複合施設	中日本オートドア(株)製自動ドア GSSR型	1台
静岡市駿河区上川原13-1 長田複合施設	中日本オートドア(株)製自動ドア GSSR型	3台
静岡市清水区興津本町829 興津複合施設	YKK(株)製自動ドア DES150HP型	3台
静岡市葵区有永421-1 中央図書館麻機分館	中日本オートドア(株)製自動ドア BL-SKT型	3台

2 点検回数

- (1) 期間内2回の保守点検を実施する。(9月、3月)
- (2) 複合施設においては、内容を分けずに複合施設数分の報告書等の必要書類を作成し、各々に提出すること。
- (3) 不時の故障に際しては、甲の申請により臨時点検を実施する。

3 保守点検の実施箇所

- (1) 自動ドアエンジン本体
- (2) ドアエンジン制御部
- (3) ドアエンジン操作スイッチ及び制御スイッチ(2次配線を含む)
- (4) ドアエンジン以外のサッシュ扉、鍵、エンジン取付補強、1次側電源等の関係外工事を除くものとする。

4 保守点検整備内容

- (1) ドアエンジン装置各部の点検、清掃、整備調整
- (2) ドアエンジン開閉速度、クッションの異常、作動変化の調整
- (3) ドアエンジンの電気回路(2次側)の異常有無調査及び調整
- (4) ドアエンジン連結装置の消耗、異常の有無調査及び調整
- (5) 扉本体の作動抵抗の有無調査及び関連機構の異常有無点検
- (6) 作動回数の測定、センサー感知エリア及び感度の調整、補助センサー作動確認

5 乙の負担する消耗品

- (1) エンジン本体外部に露出のパッキン類

- (2) ヒューズ、作動オイル、潤滑油
- (3) 扉の作動抵抗を排除するための標準ライナー類
- (4) 点検調査に要するウエス、ビニールテープ等一般消耗品

6 甲の負担する交換部品

- (1) ドアエンジン本体の老朽化による交換
- (2) 吊車、ハンガーレール、扉振止めの消耗部品交換
- (3) 連結機構関係の消耗部品交換
- (4) ドアエンジン制御部の老朽化による交換
- (5) スイッチの老化による交換
- (6) 設置者の都合による移設工事
- (7) 天災、火災等による復旧
- (8) 正常な使用外に起因するものと認められた時
- (9) 新機種の販売により、該当の保守部品がなくなったため新機種に交換のとき

(5) 自動ドア 保守点検業務仕様書

1 設置場所（施設概要図面参照）

南部生涯学習センター 1基（2枚）

2 点検回数等

- （1）総合定期点検を少なくとも年間1回実施すること。
- （2）前項の規定に関わらず、不時の故障など異常が認められるときは、臨時点検を行うこと。
- （3）生涯学習センターに設置してある自動ドアを、点検・調整により常に支障なく作動させること。

3 点検内容

- （1）オペレータ部
- （2）センサー部
- （3）ドアの建付け

4 保守内容

- （1）次回点検日までに耐用限度を越えると判断する箇所の消耗部品の取替えること。
- （2）徐行速度・開放タイマ調整及び部品の位置調整などを実施すること。
- （3）各部取付ボルト・ねじ類の増し締め作業を実施すること。
- （4）吊戸車、ハンガーレール走行面などの汚れの除去作業を実施すること。
- （5）可動部分の補給油作業を実施すること。
- （6）その他必要と認めるもの。

5 受託者の負担する消耗品

- （1）エンジン本体外部に露出のパッキン類
- （2）ヒューズ、作動オイル、潤滑油
- （3）扉の作動抵抗を排除する標準ライナー類
- （4）点検調整に要するウエス、ビニールテープ等一般消耗品

6 委託者の負担する交換部品

- （1）ドアエンジン本体の老化による交換
- （2）吊車、ハンガーレール、扉振止めの消耗交換
- （3）連結機構関係の消耗交換
- （4）ドアエンジン制御部の老化による交換
- （5）スイッチの老化による交換
- （6）正常な使用外に起因するものと認められるとき

(5) 自動ドア保守点検業務仕様書

1 目的

自動扉の開閉は、常にスムーズな状態で作動させる必要があり、保守点検作業を行うことにより自動扉開閉装置を正常かつ良好な状態に保つことを目的とする。

2 保守点検対象物件

(1) 所在場所

静岡市駿河区中野新田 57 番地の 5

大里複合施設（大里保健福祉センター、大里生涯学習センター）

(2) 機種及び台数

G S S R 2 台

3 保守点検作業の内容

(1) 保守点検対象物件の明細

- ① エンジン本体（モーター部、プーリー部）
- ② コントロールボックス
- ③ 制御機構マイクロスイッチ及びリードスイッチ
- ④ 感知機
- ⑤ 付属する各部品（戸車・振止め・カーボン刷子・ゴムディズク・各リレーマイコン他）

(2) 点検方法

保守点検対象物件の明細に掲げる機器の点検、調整、清掃、不良部品の交換等を行うものとし必要に応じ、保守、修理その他の措置を講じるものとする。

(3) 点検時期及び回数

4 月から 9 月の間に 1 回、10 月から 3 月の間に 1 回、計 2 回。

(4) 修理対応

緊急な修理が発生した場合は、技術者を迅速に派遣し対応するものとする。尚、点検時、修理時に発生する、エンジン本体及びそれに付随する各部品は受託者の負担とする。

但し、サッシ・ガラス類・鍵類・赤外線センサー以外の既動センサー・自然災害等の修理に関しては、別途有償とする。

4 作業日程

保守点検作業は、委託者の指示する日程により行うこととする。

5 作業の報告

保守点検作業が終了したときは、速やかに保守点検結果報告書を提出することとする。

(5) 自動ドア 保守点検業務仕様書

1 設置場所（施設概要図面参照）

長田生涯学習センター 1基（2枚）

2 点検回数等

- （1）総合定期点検を少なくとも年間1回実施すること。
- （2）前項の規定に関わらず、不時の故障など異常が認められるときは、臨時点検を行うこと。
- （3）生涯学習センターに設置してある自動ドアを、点検・調整により常に支障なく作動させること。

3 点検内容

- （1）オペレータ部
- （2）センサー部
- （3）ドアの建付け

4 保守内容

- （1）次回点検日までに耐用限度を越えると判断する箇所の消耗部品の取替えること。
- （2）徐行速度・開放タイマ調整及び部品の位置調整などを実施すること。
- （3）各部取付ボルト・ねじ類の増し締め作業を実施すること。
- （4）吊戸車、ハンガーレール走行面などの汚れの除去作業を実施すること。
- （5）可動部分の補給油作業を実施すること。
- （6）その他必要と認めるもの。

5 受託者の負担する消耗品

- （1）エンジン本体外部に露出のパッキン類
- （2）ヒューズ、作動オイル、潤滑油
- （3）扉の作動抵抗を排除する標準ライナー類
- （4）点検調整に要するウエス、ビニールテープ等一般消耗品

6 委託者の負担する交換部品

- （1）ドアエンジン本体の老化による交換
- （2）吊車、ハンガーレール、扉振止めの消耗交換
- （3）連結機構関係の消耗交換
- （4）ドアエンジン制御部の老化による交換
- （5）スイッチの老化による交換
- （6）正常な使用外に起因するものと認められるとき

(5) 自動ドア 保守点検業務仕様書

1 点検対象

- (1) 対象物件の所在地 静岡市駿河区小鹿二丁目 25 番 45 号
- (2) 対象物件の建物名称 静岡市健康文化交流館
- (3) 機種形式及び台数 ナブコシステム社製 DS-60型 4台

2 点検回数

- (1) 年間 2 回の定期点検を実施する。実施の時期については委託者、受託者協議の上決定するものとする。
- (2) 不時の故障に際しては、委託者の要請により随時点検を実施する。

3 定期点検の実施箇所

- (1) 自動ドアエンジン本体
- (2) ドアエンジン制御部
- (3) ドアエンジン操作スイッチ及び制御スイッチ（2次側配線を含む）
- (4) ドアエンジン以外のサッシュ扉、鍵、エンジン取付補強、1次側電源等の関係外工事を除く。

4 保守点検整備内容

- (1) ドアエンジンの装置各部の点検、清掃、整備調整
- (2) ドアエンジンの開閉速度、クッションの異常、作動変化の調整
- (3) ドアエンジンの電気回路（2次側）の異常有無調査及び調整
- (4) ドアエンジン連結装置の消耗、異常の有無調査及び調整
- (5) 扉本体の作動抵抗の有無調査及び関連機構の異常の有無点検、
- (6) 作動回数の測定

5 受託者の負担する消耗品

- (1) エンジン本体外部に露出のパッキン類
- (2) ヒューズ、作動オイル、潤滑油
- (3) 扉の作動抵抗を排除する標準ライナー類
- (4) 点検調整に要するウエス、ビニールテープ等一般消耗品

6 委託者の負担する交換部品

- (1) ドアエンジン本体の老化による交換
- (2) 吊車、ハンガーレール、扉振止めの消耗交換
- (3) 連結機構関係の消耗交換
- (4) ドアエンジン制御部の老化による交換
- (5) スイッチの老化による交換
- (6) 委託者の都合による移設工事
- (7) 正常な使用外に起因するものと認められるとき

(6) 昇降機 保守点検業務仕様書

- 1 業務場所 静岡市葵区東草深町3番18号
静岡市葵生涯学習センター・女性会館 複合施設

2 保守対象物件の概要

機種名	用途	停止階床	積載量	定格速度	方式	機械番号
1、2号機	乗用(車椅子仕様)	5	900kg	60m/分	ロープ式	P13-C060-5
付可装置等	地震時管制運転装置、火災時管制運転装置、停電時自動着床装置、オートアナウンス装置					

3 業務内容

- (1) 定期保守業務は、定期的に技術員又は技師（以下「専門技術者」という。）を派遣し、保守対象物件の点検及び整備を行うとともに、乙が必要と判定した場合は、機器を構成する部品の修理又は取替えを行うものとする。
- (2) 定期検査業務は、建築基準法第12条第4項に基づき、年1回、昇降機検査資格者により、損傷、腐食その他の劣化状況の点検を踏まえた検査及び報告を行うものとする。

4 業務基準

(1) 点検項目及び内容

定期保守業務における点検項目及び内容は、建築保全業務共通仕様書 平成30年版（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）に掲げる項目並びに保守対象物件の製造者が作成する点検及び整備項目によるものとする。

(2) 検査項目及び内容

定期検査業務における検査項目及び内容は（平成20年国土交通省告示第283号）昇降機の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法、結果の判定基準、並びに検査結果を定める件における標準様式による点検表及び成績表に基づき実施するものとする。

5 点検

- (1) 4(1)に掲げる項目の該当事項を基に、定期的に専門技術者による巡回点検を行い、運転状態における性能を総合的に判断し、異常や不具合又はその兆候を発見した場合は直ちに適切な処置を行うものとする。
- (2) 点検回数は月1回以上とし、故障等の発生時には、随時、専門技術者を派遣してその対応にあたるものとする。

6 整備

(1) 定期的な整備

4(1)に掲げる項目の該当事項を基に、各項目及び内容について計画的に実施するものとする。

①整備にあたっては、保守対象物件に精通熟知した専門技術者を派遣し、常に良好かつ安全な状態に保つよう保守作業を実施するものとする。

②次に掲げる機器及び部品については、毎月1回点検調整を行い、必要に応じて給油及び清掃するものとする。

巻上機及び巻上電動機、调速機及び張り車、制御盤及び関係部品、操作盤及び操作回路、各種ロープ及びレール、乗場及びかごの戸、安全装置、連絡通報装置、管制運転装置

(2) 不具合事項の整備

①不具合事項を発見した場合には、速やかに整備を行うものとする。

②不具合事項の整備及び判断の基準は、製造者が作成する基準によるものとする。

7 修理又は取替え

(1) 範囲

修理又は取替えの範囲は、昇降機又はその付属装置を通常使用する場合に生ずべき摩耗及び損傷に限るものとする。

(2) 内容

①昇降機の安全を確保するため、乙が必要と認めた場合は、すべてのロープを取替えるものとし、必要に応じて安全装置その他の部品の修理又は取替えを行うものとする。

②円滑かつ静粛な運転状態を保つため、乙が必要と認めた場合は、ガイドシュー、ローラー、ハンガー等を取替えるものとする。

8 消耗部品

作業に必要な次に掲げる消耗部品については、本業務に含むものとする。

カーボンコンタクト、フィンガー、カーボンブラシ、ヒューズ類、リード線、ランプ類、補充用油脂類、ウエス

9 故障対応

24時間出動態勢を整え、不時の故障や事故に対し、過去の故障データ等と共に現地での状況を加味した故障診断を行い、最善の手段で対処するものとする。

また、故障及び閉じ込め事故発生時には、出動依頼後直ちに専門技術者を派遣し、作業を開始すると共に速やかな復旧に努めることとする。

10 除外業務

次に掲げるものについては本業務に含まないものとする。

(1) 不注意又は不適当な使用、管理のために生じた修理又は取替え工事

(2) 諸法規の改定、官公署の命令もしくは要求による設備の改修又は新規付属物の追加に関する工事

(3) 機器、装置の搬入に必要な建設関係工事

(4) 昇降路周壁、建屋部分の補修工事

(5) 意匠部分（三方枠、かご、扉、ゴムタイヤ、敷居等）の清掃作業

(6)意匠部分（三方枠、かご、扉、運転盤カバー等）の塗装替え、めっき直し

(7)意匠部分（三方枠、かご、扉、ゴムタイヤ、敷居等）の修理、取替え

11 その他

(1) 部品供給

本業務に当たっては、十分な純正部品又は同等品の在庫を用意しておき、部品の安定供給を行うものとする。

また、広域災害時などで多量に部品を要する場合においても、エレベーター運行に最小限必要な修理部品を供給するものとする。

(2) 撤去品及び残材の処置

作業によって発生する撤去品及び残材は無償で引き取り、速やかに搬出し、適正に処分するものとする。

(3) 業務報告

①点検及び検査の報告に当たっては、成績表及び点検表等を基に指摘事項及び判定内容について、甲に対し説明を行うものとする。

②整備並びに修理又は取替えの終了後は、直ちに報告書を提出するとともに作業内容について、甲に対し説明を行うものとする。

③異常の兆候の発生、処置内容及び総合状態を報告するものとする。

(4) 成績表等の保存

乙は、4(2)に定める検査の成績表及び点検表は、業務終了後3年以上保存しておくものとする。

(6) 昇降機保守点検業務 仕様書

- 1 業務場所 静岡市葵区田町三丁目 46 番地の 5
静岡市西部生涯学習センター

2 保守対象物件の概要

用途	停止階床	積載量	定員	定格速度	方式
乗用(車椅子仕様)	2	750 k g	11 人	45m/分	ロープ式
付可装置等	地震時管制運転装置、火災時管制運転装置、停電時自動着床装置 視覚障害者対策(音声合成装置含む) 身体障害者付加仕様				

3 業務内容

- (1) 定期保守業務は、定期的に技術員又は技師(以下「専門技術者」という。)を派遣し、保守対象物件の点検及び整備を行うとともに、乙が必要と判定した場合は、機器を構成する部品の修理又は取替えを行うものとする。
- (2) 定期検査業務は、建築基準法第 12 条第 4 項に基づき、年 1 回、昇降機検査資格者により、損傷、腐食その他の劣化状況の点検を踏まえた検査及び報告を行うものとする。

4 業務基準

(1) 点検項目及び内容

定期保守業務における点検項目及び内容は、建築保全業務共通仕様書 平成 30 年版(国土交通省大臣官房官庁営繕部 監修)に掲げる項目並びに保守対象物件の製造者が作成する点検及び整備項目によるものとする。

(2) 検査項目及び内容

定期検査業務における検査項目及び内容は(平成 20 年国土交通省告示第 283 号)昇降機の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法、結果の判定基準、並びに検査結果を定める件における標準様式による点検表及び成績表に基づき実施するものとする。

5 点検

- (1) 4(1)に掲げる項目の該当事項を基に、定期的に専門技術者による巡回点検を行い、運転状態における性能を総合的に判断し、異常や不具合又はその兆候を発見した場合は直ちに適切な処置を行うものとする。
- (2) 点検回数は月 1 回以上とし、故障等の発生時には、随時、専門技術者を派遣してその対応にあたるものとする。

6 整備

(1) 定期的な整備

4(1)に掲げる項目の該当事項を基に、各項目及び内容について計画的に実施するものとする。

①整備にあたっては、保守対象物件に精通熟知した専門技術者を派遣し、常に良好かつ安全な状態に保つよう保守作業を実施するものとする。

②次に掲げる機器及び部品については、毎月1回点検調整を行い、必要に応じて給油及び清掃するものとする。

巻上機及び巻上電動機、调速機及び張り車、制御盤及び関係部品、操作盤及び操作回路、各種ロープ及びレール、乗場及びかごの戸、安全装置、連絡通報装置、各管制運転装置

(2) 不具合事項の整備

①不具合事項を発見した場合には、速やかに整備を行うものとする。

②不具合事項の整備及び判断の基準は、製造者が作成する基準によるものとする。

7 修理又は取替え

(1) 範囲

修理又は取替えの範囲は、昇降機又はその付属装置を通常使用する場合に生ずべき摩耗及び損傷に限るものとする。

(2) 内容

①昇降機の安全を確保するため、乙が必要と認めた場合は、すべてのロープを取替えるものとし、必要に応じて安全装置その他の部品の修理又は取替えを行うものとする。

②円滑かつ静粛な運転状態を保つため、乙が必要と認めた場合は、ガイドシュー、ローラー、ハンガー等を取替えるものとする。

8 消耗部品

作業に必要な次に掲げる消耗部品については、本業務に含むものとする。

カーボンコンタクト、フィンガー、カーボンブラシ、ヒューズ類、リード線、ランプ類、補充用油脂類、ウエス

9 故障対応

24時間出動態勢を整え、不時の故障や事故に対し、過去の故障データ等と共に現地での状況を加味した故障診断を行い、最善の手段で対処するものとする。

また、故障及び閉じ込め事故発生時には、出動依頼後直ちに専門技術者を派遣し、作業を開始すると共に速やかな復旧に努めることとする。

10 除外業務

次に掲げるものについては本業務に含まないものとする。

(1) 不注意又は不適当な使用、管理のために生じた修理又は取替え工事

(2) 諸法規の改定、官公署の命令もしくは要求による設備の改修又は新規付属物の追加に関する工事

(3) 機器、装置の搬入に必要な建設関係工事

(4) 昇降路周壁、建屋部分の補修工事

(5) 意匠部分（三方枠、かご、扉、ゴムタイヤ、敷居等）の修理、取替え及び清掃作業

(6)意匠部分（三方枠、かご、扉、運転盤カバー等）の塗装替え、めっき直し

11 その他

(1)部品供給

本業務に当たっては、十分な純正部品又は同等品の在庫を用意しておき、部品の安定供給を行うものとする。

また、広域災害時などで多量に部品を要する場合においても、エレベーター運行に最小限必要な修理部品を供給するものとする。

(2)撤去品及び残材の処置

作業によって発生する撤去品及び残材は無償で引き取り、速やかに搬出し、適正に処分するものとする。

(3)業務報告

①点検及び検査の報告に当たっては、成績表及び点検表等を基に指摘事項及び判定内容について、甲に対し説明を行うものとする。

②整備並びに修理又は取替えの終了後は、直ちに報告書を提出するとともに作業内容について、甲に対し説明を行うものとする。

③異常の兆候の発生、処置内容及び総合状態を報告するものとする。

(4)成績表等の保存

乙は、4(2)に定める検査の成績表及び点検表は、業務終了後3年以上保存しておくものとする。

(6) 昇降機保守点検業務 仕様書

- 1 業務場所 静岡市葵区千代田七丁目8番15号
静岡市東部生涯学習センター

2 保守対象物件の概要

用途	停止階床	積載量	定員	定格速度	方式
乗用(車椅子仕様)	3	450kg	6人	45m/分	ロープ式
付可装置等	地震時管制運転装置、火災時管制運転装置、停電時救出運転装置 視覚障害者用装置、身体障害者付加仕様、閉じ込め時リスタート運転				

3 業務内容

- (1) 定期保守業務は、定期的に技術員又は技師（以下「専門技術者」という。）を派遣し、保守対象物件の点検及び整備を行うとともに、乙が必要と判定した場合は、機器を構成する部品の修理又は取替えを行うものとする。
- (2) 定期検査業務は、建築基準法第12条第4項に基づき、年1回、昇降機検査資格者により、損傷、腐食その他の劣化状況の点検を踏まえた検査及び報告を行うものとする。

4 業務基準

(1) 点検項目及び内容

定期保守業務における点検項目及び内容は、建築保全業務共通仕様書 平成30年版（国土交通省大臣官房官庁営繕部 監修）に掲げる項目並びに保守対象物件の製造者が作成する点検及び整備項目によるものとする。

(2) 検査項目及び内容

定期検査業務における検査項目及び内容は（平成20年国土交通省告示第283号）昇降機の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法、結果の判定基準、並びに検査結果を定める件における標準様式による点検表及び成績表に基づき実施するものとする。

5 点検

- (1) 4(1)に掲げる項目の該当事項を基に、定期的に専門技術者による巡回点検を行い、運転状態における性能を総合的に判断し、異常や不具合又はその兆候を発見した場合は直ちに適切な処置を行うものとする。
- (2) 点検回数は月1回以上とし、故障等の発生時には、随時、専門技術者を派遣してその対応にあたるものとする。

6 整備

(1) 定期的な整備

4(1)に掲げる項目の該当事項を基に、各項目及び内容について計画的に実施するものとする。

①整備にあたっては、保守対象物件に精通熟知した専門技術者を派遣し、常に良好かつ安全な状態に保つよう保守作業を実施するものとする。

②次に掲げる機器及び部品については、毎月1回点検調整を行い、必要に応じて給油及び清掃するものとする。

巻上機及び巻上電動機、调速機及び張り車、制御盤及び関係部品、操作盤及び操作回路、各種ロープ及びレール、乗場及びかごの戸、安全装置、連絡通報装置、各管制運転装置

(2) 不具合事項の整備

①不具合事項を発見した場合には、速やかに整備を行うものとする。

②不具合事項の整備及び判断の基準は、製造者が作成する基準によるものとする。

7 修理又は取替え

(1) 範囲

修理又は取替えの範囲は、昇降機又はその付属装置を通常使用する場合に生ずべき摩耗及び損傷に限るものとする。

(2) 内容

①昇降機の安全を確保するため、乙が必要と認めた場合は、すべてのロープを取替えるものとし、必要に応じて安全装置その他の部品の修理又は取替えを行うものとする。

②円滑かつ静粛な運転状態を保つため、乙が必要と認めた場合は、ガイドシュー、ローラー、ハンガー等を取替えるものとする。

8 消耗部品

作業に必要な次に掲げる消耗部品については、本業務に含むものとする。

カーボンコンタクト、フィンガー、カーボンブラシ、ヒューズ類、リード線、ランプ類、補充用油脂類、ウエス

9 故障対応

24時間出動態勢を整え、不時の故障や事故に対し、過去の故障データ等と共に現地での状況を加味した故障診断を行い、最善の手段で対処するものとする。

また、故障及び閉じ込め事故発生時には、出動依頼後直ちに専門技術者を派遣し、作業を開始すると共に速やかな復旧に努めることとする。

10 除外業務

次に掲げるものについては本業務に含まないものとする。

(1) 不注意又は不適当な使用、管理のために生じた修理又は取替え工事

(2) 諸法規の改定、官公署の命令もしくは要求による設備の改修又は新規付属物の追加に関する工事

(3) 機器、装置の搬入に必要な建設関係工事

(4) 昇降路周壁、建屋部分の補修工事

(5) 意匠部分（三方枠、かご、扉、ゴムタイヤ、敷居等）の修理、取替え及び清掃作業

(6)意匠部分（三方枠、かご、扉、運転盤カバー等）の塗装替え、めっき直し

11 その他

(1)部品供給

本業務に当たっては、十分な純正部品又は同等品の在庫を用意しておき、部品の安定供給を行うものとする。

また、広域災害時などで多量に部品を要する場合においても、エレベーター運行に最小限必要な修理部品を供給するものとする。

(2)撤去品及び残材の処置

作業によって発生する撤去品及び残材は無償で引き取り、速やかに搬出し、適正に処分するものとする。

(3)業務報告

①点検及び検査の報告に当たっては、成績表及び点検表等を基に指摘事項及び判定内容について、甲に対し説明を行うものとする。

②整備並びに修理又は取替えの終了後は、直ちに報告書を提出するとともに作業内容について、甲に対し説明を行うものとする。

③異常の兆候の発生、処置内容及び総合状態を報告するものとする。

(4)成績表等の保存

乙は、4(2)に定める検査の成績表及び点検表は、業務終了後3年以上保存しておくものとする。

北部複合施設昇降機保守点検業務委託仕様書

1 業務場所 静岡市葵区昭府二丁目 14 番 1 号

静岡市北部保健福祉センター・北部生涯学習センター

2 保守対象物件の概要

機種名	用途	停止階床	積載	定格速度	方式	品名型式・番号
1号機	乗用(車椅子仕様)	3	750kg	60m/分	ロープ式	第56NF0262号
付加装置等	地震時管制運転装置、停電時自動着床装置					

3 業務内容

- (1) 定期保守業務は、定期的に技術員又は技師（以下「専門技術者」という。）を派遣し、保守対象物件の点検及び整備を行うとともに、乙が必要と判定した場合は、機器を構成する部品の修理又は取替えを行うものとする。
- (2) 定期点検業務は、建築基準法第 12 条第 4 項に基づき、年 1 回、昇降機検査資格者により、損傷、腐食その他の劣化状況の点検を行うものとする。

4 業務基準

(1) 定期保守項目及び内容

- ① 定期保守業務における点検項目及び内容は、建築保全業務共通仕様書 平成 30 年版（国土交通省大臣官房官庁営繕部 監修）に掲げる項目並びに保守対象物件の製造者が作成する点検及び整備項目によるものとする。
- ② 乙は、製造者が作成する基準を基に、定期に交換すべき部品等の修繕計画を、法令に定める竣工検査後 20 年間の修理予測を基に作成した後、甲に提出し適切に実施するものとする。

(2) 定期点検項目及び内容

定期点検業務における点検項目並びに点検方法及び判断基準は、建築基準法第 12 条第 4 項に基づき実施するものとする。

5 点検

- (1) 5 (1) に掲げる項目の該当事項を基に、定期的に専門技術者による巡回点検を行い、運転状態における性能を総合的に判断し、異常や不具合又はその兆候を発見した場合は直ちに適切な処置を行うものとする。

- (2) 点検回数は月 1 回以上とし、故障等の発生時には、随時、専門技術者を派遣してその対応にあたるものとする。

6 整備

(1) 定期的な整備

5 (1) に掲げる項目の該当事項を基に、各項目及び内容について計画的に実施するものとする。

なお、遠隔監視点検装置が設置されている場合は、その稼動状況(稼動時間、起動回数、各階ドアの開閉回数計測結果)に応じたプログラムによる整備を行うものとする。

- ① 整備にあたっては、保守対象物件に精通熟知した専門技術者を派遣し、常に良好かつ安全な状態に保つよう保守作業を実施するものとする。
- ② 次に掲げる機器及び部品については、定期に点検調整を行い、必要に応じて給油及び清掃するものとする。(別紙 点検及び保守項目一覧表のとおり)

(2) 不具合事項の整備

- ① 不具合事項を発見した場合には、すみやかに整備を行うものとする。
- ② 不具合事項の整備及び判断の基準は、製造者が作成する基準によるものとする。

7 修理又は取替え

(1) 範囲

修理又は取替えの範囲は、昇降機又はその附属装置を通常使用する場合に生ずべき磨耗及び損傷に限るものとし、建築保全業務共通仕様書 平成 25 年度版(国土交通大臣官房官庁営繕部監修)に掲げる「修理・取替項目」並びに、製造者が作成する基準によるものとする。(別紙 修理・取替項目一覧表のとおり)

(2) 内容

- ① 昇降機の安全を確保するため、乙が必要と認めた場合は、すべてのロープを取替えるものとし、必要に応じて安全装置その他の部品の修理又は取替えを行うものとする。
- ② 円滑かつ静粛な運転状態を保つため、乙が必要と認めた場合は、ガイドシュー、ローラー、ハンガー等を取替えるものとする。

8 消耗部品

作業に必要な次に掲げる消耗部品については、本業務に含むものとする。

カーボンコンタクト、フィンガー、カーボンブラシ、ヒューズ類、リード線、ランプ類、補充用油脂類、ウエス

9 故障対応

24時間出動体制を整え、不時の故障や事故に対し、過去の故障データ等と共に現地での状況を加味した故障診断を行い、最善の手段で対処するものとする。

なお、遠隔監視点検装置が設置されている場合は、遠隔点検及び故障データ収集を行い、これらを加味した故障診断を行うものとする。

また、故障及び閉じ込め事故発生時には、出動依頼後直ちに専門技術者を派遣し、作業を開始すると共に速やかな復旧に努めることとする。ただし、地震等の天災地変および広域災害発生時はこの限りではない。

10 除外業務

次に掲げるものについては本業務に含まないものとする。

- (1) 不注意又は不適当な使用、管理のために生じた修理又は取替え工事
- (2) 諸法規の改定、官公署の命令もしくは要求による設備の改修又は新規附属物の追加に関する工事
- (3) 機器、装置の搬入に必要な建築関係工事
- (4) 昇降路周壁、建屋部分の補修工事
- (5) 意匠部分(三方枠、かご、扉、ゴムタイル、敷居等)の清掃作業
- (6) 意匠部分(三方枠、かご、扉、運転盤カバー等)の塗装替え、めっき直し
- (7) 意匠部分(三方枠、かご、扉、ゴムタイル、敷居等)の修理、取替え

11 その他

(1) 部品供給

本業務に当たっては、十分な純正部品又は同等品の在庫を用意しておき、部品の安定供給を行うものとする。

また、広域災害時などで多量に部品を要する場合においても、昇降機の運行に最小限必要な修理部品を供給するものとする。

(2) 撤去品及び残材の処置

作業によって発生する撤去品及び残材は無償で引き取り、速やかに搬出し、適正に処分するものとする。

(3) 業務報告

- ① 定期点検の報告に当たっては、定期点検報告書及び点検結果表を基に点検結果について、甲に対し説明を行うものとする。

② 整備並びに修理又は取替えの終了後は、直ちに報告書を提出するとともに作業内容について、甲に対し説明を行うものとする。

③ 異常の兆候の発生、処置内容及び総合状態を報告するものとする。

(4) 遠隔監視点検装置

遠隔監視点検装置を設けた場合の報告書は下記の内容により作成し、提出するものとする。

① 性能点検は、次の遠隔点検の計測値と判定結果を報告するものとする。

ア 起動状態

イ 加速走行状態

ウ 定常走行状態

エ 減速走行状態

オ 着床状態

② 各機器の点検は、次の常時点検結果を報告するものとする。

ア 機械室又は制御盤の温度

イ 起動用リレーの作動

ウ かご内の行先階・開閉釦の作動

エ インターホンの状態

オ ドアの開閉状態

カ かご停止時の段差

キ 乗り場釦の作動

ク ドアロックスイッチ

ケ 最上階・最下階行過ぎ防止用リミットスイッチの作動

③ 利用状態は、次の計測結果を報告するものとする。

ア 走行距離

イ 累計走行距離

ウ 各階の利用率

エ 各ドアの開閉回数

オ 各階におけるドア反転回数(セーフティシユール動作によるものと衝撃による反転回数)

④ 故障及び異常通報は、次の内容と処置を報告するものとする。

- ア 閉じ込め故障
- イ ドア閉じ後起動不能故障
- ウ 安全装置作動
- エ 通信・電源の異常
- オ ドアの開閉故障
- カ 最寄階への緊急停止
- キ かご内からの通報

(5) 成績表等の保存

乙は、4（2）に定める検査の成績表及び点検表は、業務終了後3年以上保存しておくものとする。

静岡市立南部図書館等昇降機保守点検業務委託仕様書

- 1 業務場所 静岡市駿河区南八幡町3番1号 静岡市立南部図書館内
 静岡市駿河区上川原13番1号 静岡市長田複合施設内
 静岡市葵区羽鳥本町5番9号 静岡市藁科複合施設内

2 保守対象物件の概要

機種名	用途	停止階床	積載量	定格速度	方式	登録番号
南部1号機	乗用(車椅子仕様)	3	1,000kg	4.5m/分	油圧式	56NG8376
南部2号機	小荷物専用	2	500kg	1.8m/分	—	56NG8376
付加装置等	南部1号機：地震時管制運転装置、火災時管制運転装置、停電時自動着床装置					
機種名	用途	停止階床	積載量	定格速度	方式	登録番号
長田1号機	乗用(車椅子仕様)	2	900kg	4.5m/分	ロープ式 (マイコン制御)	56NK0849
長田2号機	人荷共用	2	750kg	4.5m/分	油圧式	56NK0850
付加装置等	長田1号機：地震時管制運転装置、火災時管制運転装置、停電時自動着床装置、遠隔監視装置 長田2号機：地震時管制運転装置、火災時管制運転装置、遠隔監視装置					
機種名	用途	停止階床	積載量	定格速度	方式	登録番号
藁科1号機	乗用(車椅子仕様)	3	750kg	4.5m/分	ロープ式 (インバータ制御)	56KF9921
付加装置等	藁科1号機：地震時管制運転装置、火災時管制運転装置、停電時自動着床装置、遠隔監視装置					

上記保守対象物件における保守点検は、フルメンテナンス（FM）契約とする。

3 業務内容

- (1) 定期保守業務は、定期的に技術員又は技師（以下「専門技術者」という。）を派遣し、保守対象物件の点検及び整備（清掃、給油、調整など）を行うとともに、乙が必要と判定した場合は、直ちに機器を構成する部品の修理又は取替えを行うものとする。
- (2) 定期検査業務は、建築基準法第12条第4項に基づき、年1回、昇降機検査資格者により、損傷、腐食その他の劣化状況の点検を踏まえた検査を行うものとする。

4 業務基準

- (1) 定期保守項目及び内容
 - ① 定期保守業務における点検項目及び内容は、建築保全業務共通仕様書 平成30年版（国土交通省大臣官房官庁営繕部 監修）に掲げる項目並びに保守対象物件の製造者が作成する点検及び整備項目によるものとする。また平成29年4月1日より昇降機における定期点検項目

(国土交通省告示第283号の一部改正) について該当があった場合は、これを実施するものとする。

② 乙は、製造者が作成する基準を基に、定期に交換すべき部品等の修繕計画を、法令に定める竣工検査後20年間の修理予測を基に作成し、適切に実施するものとする。

(2) 定期点検項目及び内容

定期点検業務における点検項目並びに点検方法及び判断基準は、建築基準法第12条4項に基づき実施するものとする。

5 点検

(1) 5 (1)に掲げる項目の該当事項を基に、定期的に専門技術者による巡回点検を行い、運転状態における性能を総合的に判断し、異常或不具合又はその兆候を発見した場合は直ちに適切な処置を行うものとする。

なお、遠隔監視装置(以下「遠隔監視装置」という。)を設けたエレベーターにあつては、次に掲げる項目による遠隔監視を随時行い、故障等の把握に務めるとともに異常或不具合発生時には直ちに適切な処置を行うものとする。

- | | | |
|--------|----------------------|--------------------|
| 遠隔監視項目 | 1 制御回路電源異常監視 | 2 走行中・停止中の安全回路異常監視 |
| | 3 ドア開・閉状態異常監視 | 4 ドア開機能異常監視 |
| | 5 インターフォン非常呼びボタン動作監視 | 6 閉じ込め状態監視 |
| | 7 起動開始回路異常監視 | 8 走行時間異常監視 |
| | 9 運行状態監視と運行データ収集 | 10 その他警告信号監視 |

(2) 点検回数は次のとおりとし、故障等の発生時には、随時、専門技術者を派遣してその対応にあたるものとする。

- | | |
|-------------------|-----|
| ① エレベーター(乗用、人荷共用) | 月2回 |
| ② 小荷物専用昇降機 | 月1回 |

6 整備

(1) 定期的な整備

5 (1)に掲げる項目の該当事項を基に、各項目及び内容について計画的に実施するものとする。

なお、遠隔監視装置が設置されている場合は、その稼働状況(稼働時間、起動回数、各階ドアの開閉回数計測結果等)に応じたプログラムによる整備を行うものとする。

① 整備にあつては、保守対象物件に精通熟知した専門技術者を派遣し、常に良好かつ安全な状態に保つよう保守作業を実施するものとする。なお、受託者は、必要に応じ専門技術者を派遣し、機械装置の精密検査を行うこと。

② 次に掲げる機器及び部品については、毎月1回点検調整を行い、必要に応じて給油及び清掃するものとする。(別表1「点検及び保守項目」一覧表のとおり)

(2) 不具合事項の整備

① 不具合事項を発見した場合には、すみやかに整備を行うものとする。

② 不具合事項の整備及び判断の基準は、製造者が作成する基準によるものとする。

7 修理又は取替え

(1) 範囲

機器の修理又は取替え、調整の範囲は、昇降機又はその附属装置を通常使用する場合に生ずべき磨耗及び損傷に限るものとし、建築保全業務共通仕様書平成25年度版（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）に掲げる「修理・取替項目」並びに、製造者が作成する基準によるものとする。（別表2「修理、取替、調整の範囲一覧表」のとおり）

(2) 内容

- ① 昇降機の安全を確保するため、乙が必要と認めた場合は、すべてのロープを取替えるものとし、必要に応じて安全装置その他の部品の修理又は取替えを行うものとする。
- ② 円滑かつ静粛な運転状態を保つため、乙が必要と認めた場合は、ガイドシュー、ローラー、ハンガー等を取替えるものとする。

8 消耗部品

作業に必要な次に掲げる消耗部品については、本業務に含むものとする。

カーボンコンタクト、フィンガー、カーボンブラシ、ヒューズ類、リード線、ランプ類、補充用油脂類、ウエス

なお、保守業務の実施を迅速かつ円滑に行うため、機械室に次の部品を常備すること。

- ① 保守用部品
- ② 小修理用部品
- ③ 油脂類

9 故障対応

24時間出動体制を整え、不時の故障や事故に対し、過去の故障データ等と共に現地での状況を加味した故障診断を行い、最善の手段で対処するものとする。

なお、遠隔監視装置が設置されている場合は、故障データ収集を行い、これらを加味した故障診断を行うものとする。

また、故障及び閉じ込め事故発生時には、出動依頼後直ちに専門技術者を派遣し、作業を開始すると共に速やかな復旧に努めることとする。ただし、地震等の天災地変および広域災害発生時はこの限りではない。

10 除外業務

次に掲げるものについては本業務に含まないものとする。

- (1) 不注意又は不適当な使用、管理のために生じた修理又は取替え工事
- (2) 諸法規の改定、官公署の命令もしくは要求による設備の改修又は新規附属物の追加に関する工事
- (3) 機器、装置の搬入に必要な建築関係工事
- (4) エレベータ関連施設の保守
- (5) エレベータ機械室内建物付属設備（照明及びスイッチなど）の修繕
- (6) 昇降路周壁、建屋部分の補修工事
- (7) 下記意匠部分(三方枠、かご、扉、ゴムタイル、敷居等)の清掃作業、塗装替え、めっき直し、修理、取替えなど
 - ① エレベーター(乗用、人荷共用)
昇降かご及びドア、三方枠及びドア、敷居、かご床タイル、ファン・グリル
ホールボタン・フェースプレート、インジケーター・フェースプレート

運転操作盤フェースプレートなどの意匠部品、埋め込み配管

② 小荷物専用昇降機

昇降かご及びドア、各階出し入れ口ドア、三方枠

ホールボタン・フェースプレート

インジケーター・フェースプレートなどの意匠部品、敷居又は膳板

11 その他

(1) 部品供給

本業務に当たっては、十分な純正部品又は同等品の在庫を用意しておき、部品の安定供給を行うものとする。

また、広域災害時などで多量に部品を要する場合においても、昇降機の運行に最小限必要な修理部品を供給するものとする。

(2) 撤去品及び残材の処置

作業によって発生する撤去品及び残材は無償で引き取り、速やかに搬出し、適正に処分するものとする。

(3) 業務報告

① 定期点検及び検査の報告に当たっては、点検、検査のつど報告書を提出し、指摘事項や判定内容等の点検結果について、甲に対し説明を行うものとする。複合施設においては、内容を分けずに複合施設数分の報告書等の必要書類を作成し、各々に提出すること。また、南部図書館についても、平成30年度より二階フロアに福祉総務課所管の施設（仮称静岡市地域福祉共生センター）が開設されることになったため、2施設（図書館・地域福祉共生センター）分提出すること。

なお、点検後の報告書の書式は、受託者の定めたものを標準とし、検査後の報告書については、昇降機遊戯施設定期検査業務基準書（国土交通省住宅局建築指導課 監修）の書式を準用する。

② 整備並びに修理又は取替えの終了後は、直ちに報告書を提出するとともに作業内容について、甲に対し説明を行うものとする。

③ 異常の兆候の発生、処置内容及び総合状態についても直ちに甲に報告するものとする。

(4) 遠隔監視装置

遠隔監視装置を設けた場合の報告書は、6（1）遠隔監視項目に係る監視状況について次の内容により作成し、毎月1回提出するものとする。

① 発報日時 ② 復旧日時 ③ 発報内容 ④ 連絡事項

(5) 成績表等の保存

乙は、4（2）に定める検査の定期点検報告書及び点検結果表は、業務終了後3年以上保存しておくものとする。

(6) 昇降機 保守点検業務仕様書

1 業務場所

静岡市西奈生涯学習センター 静岡市葵区瀬名二丁目 32 番 43 号

2 保守対象物件の概要

静岡市西奈生涯学習センター

機種名	停止階床	積載量	定格速度	方式	機械番号
乗用（車椅子仕様）	2	750 k g	45m/分	油圧式	HP-11-CO45 型
付加装置等	地震時管制運転装置（P波検知付）、火災時管制運転装置 停電時自動着床装置、音声合成装置				

3 業務内容

- (1) 定期保守業務は、定期的に技術員又は技師（以下「専門技術者」という。）を派遣し、保守対象物件の点検及び整備を行うとともに、乙が必要と判定した場合は、機器を構成する部品の修理又は取替えを行うものとする。
- (2) 定期検査業務は、建築基準法第 12 条第 4 項に基づき、年 1 回、昇降機検査資格者により、損傷、腐食その他の劣化状況の点検を踏まえた検査及び報告を行うものとする。

4 業務基準

(1) 点検項目及び内容

定期保守業務における点検項目及び内容は、建築保全業務共通仕様書 平成 30 年版（国土交通省大臣官房官庁営繕部 監修）に掲げる項目並びに保守対象物件の製造者が作成する点検及び整備項目によるものとする。

(2) 検査項目及び内容

定期検査業務における検査項目及び内容は（平成 20 年国土交通省告示第 283 号）昇降機の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法、結果の判定基準、並びに検査結果を定める件における標準様式による点検表及び成績表に基づき実施するものとする。

5 点検

- (1) 4 (1)に掲げる項目の該当事項を基に、定期的に専門技術者による巡回点検を行い、運転状態における性能を総合的に判断し、異常や不具合又はその兆候を発見した場合は直ちに適切な処置を行うものとする。
- (2) 点検回数は月 1 回以上とし、故障等の発生時には、随時、専門技術者を派遣してその対応にあたるものとする。

6 整備

(1) 定期的な整備

4 (1)に掲げる項目の該当事項を基に、各項目及び内容について計画的に実施するものとする。

①整備にあたっては、保守対象物件に精通熟知した専門技術者を派遣し、常に良好かつ安全な状態に保つよう保守作業を実施するものとする。

②次に掲げる機器及び部品については、毎月1回点検調整を行い、必要に応じて給油及び清掃するものとする。

巻上機及び巻上電動機、调速機及び張り車、制御盤及び関係部品、操作盤及び操作回路、各種ロープ及びレール、乗場及びかごの戸、安全装置、連絡通報装置、管制運転装置、停電時自動着床装置、火災時管制運転装置、音声合成装置

(2) 不具合事項の整備

①不具合事項を発見した場合には、速やかに整備を行うものとする。

②不具合事項の整備及び判断の基準は、製造者が作成する基準によるものとする。

7 修理又は取替え

(1) 範囲

修理又は取替えの範囲は、昇降機又はその付属装置を通常使用する場合に生ずべき摩耗及び損傷に限るものとする。

(2) 内容

①昇降機の安全を確保するため、乙が必要と認めた場合は、すべてのロープを取替えるものとし、必要に応じて安全装置その他の部品の修理又は取替えを行うものとする。

②円滑かつ静粛な運転状態を保つため、乙が必要と認めた場合は、ガイドシュー、ローラー、ハンガー等を取替えるものとする。

8 消耗部品

作業に必要な次に掲げる消耗部品については、本業務に含むものとする。

カーボンコンタクト、フィンガー、カーボンブラシ、ヒューズ類、リード線、ランプ類、補充用油脂類、ウエス

9 故障対応

24 時間出動態勢を整え、不時の故障や事故に対し、過去の故障データ等と共に現地での状況を加味した故障診断を行い、最善の手段で対処するものとする。

また、故障及び閉じ込め事故発生時には、出動依頼後直ちに専門技術者を派遣し、作業を開始すると共に速やかな復旧に努めることとする。

10 除外業務

次に掲げるものについては本業務に含まないものとする。

(1) 不注意又は不適当な使用、管理のために生じた修理又は取替え工事

(2) 諸法規の改定、官公署の命令もしくは要求による設備の改修又は新規付属物の追加に関する工事

(3) 機器、装置の搬入に必要な建設関係工事

- (4)昇降路周壁、建屋部分の補修工事
- (5)意匠部分（三方枠、かご、扉、ゴムタイヤ、敷居等）の清掃作業
- (6)意匠部分（三方枠、かご、扉、運転盤カバー等）の塗装替え、めっき直し
- (7)意匠部分（三方枠、かご、扉、ゴムタイヤ、敷居等）の修理、取替え

11 その他

(1)部品供給

本業務に当たっては、十分な純正部品又は同等品の在庫を用意しておき、部品の安定供給を行うものとする。

また、広域災害時などで多量に部品を要する場合においても、エレベーター運行に最小限必要な修理部品を供給するものとする。

(2)撤去品及び残材の処置

作業によって発生する撤去品及び残材は無償で引き取り、速やかに搬出し、適正に処分するものとする。

(3)業務報告

①点検及び検査の報告に当たっては、成績表及び点検表等を基に指摘事項及び判定内容について、甲に対し説明を行うものとする。

②整備並びに修理又は取替えの終了後は、直ちに報告書を提出するとともに作業内容について、甲に対し説明を行うものとする。

③異常の兆候の発生、処置内容及び総合状態を報告するものとする。

(4)成績表等の保存

乙は、4(2)に定める検査の成績表及び点検表は、業務終了後3年以上保存しておくものとする。

(6) 昇降機 保守点検業務仕様書

1 業務場所

静岡市南部生涯学習センター 静岡市駿河区南八幡町 25 番 21 号

2 保守対象物件の概要

機種名	停止階床	積載量	定格速度	方式	機械番号
乗用	4	450 k g	60m/分	ロープ式	第E-E 9-83301-3号
付加装置等	地震時管制運転装置、遠隔監視装置、オートアナウンス装置				

3 業務内容

- (1) 定期保守業務は、定期的に技術員又は技師（以下「専門技術者」という。）を派遣し、保守対象物件の点検及び整備を行うとともに、乙が必要と判定した場合は、機器を構成する部品の修理又は取替えを行うものとする。
- (2) 定期検査業務は、建築基準法第 12 条第 4 項に基づき、年 1 回、昇降機検査資格者により、損傷、腐食その他の劣化状況の点検を踏まえた検査及び報告を行うものとする。

4 業務基準

(1) 点検項目及び内容

定期保守業務における点検項目及び内容は、建築保全業務共通仕様書 平成 30 年版（国土交通省大臣官房官庁営繕部 監修）に掲げる項目並びに保守対象物件の製造者が作成する点検及び整備項目によるものとする。

(2) 検査項目及び内容

定期検査業務における検査項目及び内容は（平成 20 年国土交通省告示第 283 号）昇降機の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法、結果の判定基準、並びに検査結果を定める件における標準様式による点検表及び成績表に基づき実施するものとする。

5 点検

- (1) 4 (1)に掲げる項目の該当事項を基に、定期的に専門技術者による巡回点検を行い、運転状態における性能を総合的に判断し、異常や不具合又はその兆候を発見した場合は直ちに適切な処置を行うものとする。
- (2) 点検回数は月 1 回以上とし、故障等の発生時には、随時、専門技術者を派遣してその対応にあたるものとする。

6 整備

(1) 定期的な整備

4 (1)に掲げる項目の該当事項を基に、各項目及び内容について計画的に実施するものとする。

- ①整備にあたっては、保守対象物件に精通熟知した専門技術者を派遣し、常に良好かつ安全な状態

に保つよう保守作業を実施するものとする。

②次に掲げる機器及び部品については、毎月1回点検調整を行い、必要に応じて給油及び清掃するものとする。

巻上機及び巻上電動機、调速機及び張り車、制御盤及び関係部品、操作盤及び操作回路、各種ロープ及びレール、乗場及びかごの戸、安全装置、連絡通報装置、管制運転装置

(2) 不具合事項の整備

①不具合事項を発見した場合には、速やかに整備を行うものとする。

②不具合事項の整備及び判断の基準は、製造者が作成する基準によるものとする。

7 修理又は取替え

(1) 範囲

修理又は取替えの範囲は、昇降機又はその付属装置を通常使用する場合に生ずべき摩耗及び損傷に限るものとし、製造者が作成する基準によるものとする。

(2) 内容

①昇降機の安全を確保するため、乙が必要と認めた場合は、すべてのロープを取替えるものとし、必要に応じて安全装置その他の部品の修理又は取替えを行うものとする。

②円滑かつ静粛な運転状態を保つため、乙が必要と認めた場合は、ガイドシュー、ローラー、ハンガー等を取替えるものとする。

8 消耗部品

作業に必要な次に掲げる消耗部品については、本業務に含むものとする。

カーボンコンタクト、フィンガー、カーボンブラシ、ヒューズ類、リード線、ランプ類、補充用油脂類、ウエスほか<別表一Ⅳ>参照

9 故障対応

24時間出動態勢を整え、不時の故障や事故に対し、過去の故障データ等と共に現地での状況を加味した故障診断を行い、最善の手段で対処するものとする。

また、故障及び閉じ込め事故発生時には、出動依頼後直ちに専門技術者を派遣し、作業を開始すると共に速やかな復旧に努めることとする。

10 除外業務

次に掲げるものについては本業務に含まないものとする。

(1) 不注意又は不適当な使用、管理のために生じた修理又は取替え工事

(2) 諸法規の改定、官公署の命令もしくは要求による設備の改修又は新規付属物の追加に関する工事

(3) 機器、装置の搬入に必要な建設関係工事

(4) 昇降路周壁、建屋部分の補修工事

(5) 意匠部分（三方枠、かご、扉、ゴムタイヤ、敷居等）の清掃作業

(6) 意匠部分（三方枠、かご、扉、運転盤カバー等）の塗装替え、めっき直し

(7)意匠部分（三方枠、かご、扉、ゴムタイヤ、敷居等）の修理、取替え

11 その他

(1)部品供給

本業務に当たっては、十分な純正部品又は同等品の在庫を用意しておき、部品の安定供給を行うものとする。

また、広域災害時などで多量に部品を要する場合においても、エレベーター運行に最小限必要な修理部品を供給するものとする。

(2)撤去品及び残材の処置

作業によって発生する撤去品及び残材は無償で引き取り、速やかに搬出し、適正に処分するものとする。

(3)業務報告

①点検及び検査の報告に当たっては、成績表及び点検表等を基に指摘事項及び判定内容について、甲に対し説明を行うものとする。

②整備並びに修理又は取替えの終了後は、直ちに報告書を提出するとともに作業内容について、甲に対し説明を行うものとする。

③異常の兆候の発生、処置内容及び総合状態を報告するものとする。

(4)成績表等の保存

乙は、4(2)に定める検査の成績表及び点検表は、業務終了後3年以上保存しておくものとする。

(6) 昇降機 保守点検業務仕様書

- 1 業務場所 静岡市長田生涯学習センター
静岡市駿河区寺田 131 番地の 1

2 保守対象物件の概要

用途	停止階床	積載量	定格速度	方式	機械番号
乗用（車椅子仕様）	3	750 k g	45m/分	ロープ式	第5548709号
付可装置等	地震時管制運転装置、停電時自動着床装置、戸開走行保護装置、二重ブレーキ、付可遠隔監視				

3 業務内容

- (1) 定期保守業務は、定期的に技術員又は技師（以下「専門技術者」という。）を派遣し、保守対象物件の点検及び整備を行うとともに、乙が必要と判定した場合は、機器を構成する部品の修理又は取替えを行うものとする。
- (2) 定期検査業務は、建築基準法第 12 条第 4 項に基づき、年 1 回、昇降機検査資格者により、損傷、腐食その他の劣化状況の点検を踏まえた検査及び報告を行うものとする。

4 業務基準

(1) 点検項目及び内容

定期保守業務における点検項目及び内容は、建築保全業務共通仕様書 平成 30 年版（国土交通省大臣官房官庁営繕部 監修）に掲げる項目並びに保守対象物件の製造者が作成する点検及び整備項目によるものとする。

(2) 検査項目及び内容

定期検査業務における検査項目及び内容は（平成 20 年国土交通省告示第 283 号）昇降機の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法、結果の判定基準、並びに検査結果を定める件における標準様式による点検表及び成績表に基づき実施するものとする。

5 点検

- (1) 4 (1)に掲げる項目の該当事項を基に、定期的に専門技術者による巡回点検を行い、運転状態における性能を総合的に判断し、異常や不具合又はその兆候を発見した場合は直ちに適切な処置を行うものとする。
- (2) 点検回数は月 1 回以上とし、故障等の発生時には、随時、専門技術者を派遣してその対応にあたるものとする。

6 整備

(1) 定期的な整備

4 (1)に掲げる項目の該当事項を基に、各項目及び内容について計画的に実施するものとする。

①整備にあたっては、保守対象物件に精通熟知した専門技術者を派遣し、常に良好かつ安全な状態に保つよう保守作業を実施するものとする。

②次に掲げる機器及び部品については、毎月1回点検調整を行い、必要に応じて給油及び清掃するものとする。

巻上機及び巻上電動機、调速機及び張り車、制御盤及び関係部品、操作盤及び操作回路、各種ロープ及びレール、乗場及びかごの戸、安全装置、連絡通報装置、管制運転装置

(2) 不具合事項の整備

①不具合事項を発見した場合には、速やかに整備を行うものとする。

②不具合事項の整備及び判断の基準は、製造者が作成する基準によるものとする。

7 修理又は取替え

(1) 範囲

修理又は取替えの範囲は、昇降機又はその付属装置を通常使用する場合に生ずべき摩耗及び損傷に限るものとする。

(2) 内容

①昇降機の安全を確保するため、乙が必要と認めた場合は、すべてのロープを取替えるものとし、必要に応じて安全装置その他の部品の修理又は取替えを行うものとする。

②円滑かつ静粛な運転状態を保つため、乙が必要と認めた場合は、ガイドシュー、ローラー、ハンガー等を取替えるものとする。

8 消耗部品

作業に必要な次に掲げる消耗部品については、本業務に含むものとする。

カーボンコンタクト、フィンガー、カーボンブラシ、ヒューズ類、リード線、ランプ類、補充用油脂類、ウエス

9 故障対応

24時間出動態勢を整え、不時の故障や事故に対し、過去の故障データ等と共に現地での状況を加味した故障診断を行い、最善の手段で対処するものとする。

また、故障及び閉じ込め事故発生時には、出動依頼後直ちに専門技術者を派遣し、作業を開始すると共に速やかな復旧に努めることとする。

10 除外業務

次に掲げるものについては本業務に含まないものとする。

(1) 不注意又は不適当な使用、管理のために生じた修理又は取替え工事

(2) 諸法規の改定、官公署の命令もしくは要求による設備の改修又は新規付属物の追加に関する工事

(3) 機器、装置の搬入に必要な建設関係工事

(4) 昇降路周壁、建屋部分の補修工事

(5) 意匠部分（三方枠、かご、扉、ゴムタイヤ、敷居等）の清掃作業

(6)意匠部分（三方枠、かご、扉、運転盤カバー等）の塗装替え、めっき直し

(7)意匠部分（三方枠、かご、扉、ゴムタイヤ、敷居等）の修理、取替え

11 その他

(1)部品供給

本業務に当たっては、十分な純正部品又は同等品の在庫を用意しておき、部品の安定供給を行うものとする。

また、広域災害時などで多量に部品を要する場合においても、エレベーター運行に最小限必要な修理部品を供給するものとする。

(2)撤去品及び残材の処置

作業によって発生する撤去品及び残材は無償で引き取り、速やかに搬出し、適正に処分するものとする。

(3)業務報告

①点検及び検査の報告に当たっては、成績表及び点検表等を基に指摘事項及び判定内容について、甲に対し説明を行うものとする。

②整備並びに修理又は取替えの終了後は、直ちに報告書を提出するとともに作業内容について、甲に対し説明を行うものとする。

③異常の兆候の発生、処置内容及び総合状態を報告するものとする。

(4)成績表等の保存

乙は、4(2)に定める検査の成績表及び点検表は、業務終了後3年以上保存しておくものとする。

(6) 昇降機保守点検業務仕様書

1 業務場所

静岡市駿河区中野新田 57 番地の 5

大里複合施設（大里保健福祉センター、大里生涯学習センター）

2 保守対象物件の概要

機種名	用途	停止階床	積載	定格速度	方式	品名型式・番号
1号機	乗用（車椅子仕様）	3	750kg	60m/分	ロープ式	P-11-CO60型
付加装置等	地震時管制運転装置（P波検知付）、火災時管制運転装置、停電時自動着床装置、音声合成装置					

3 業務内容

- (1) 定期保守業務は、定期的に技術員又は技師（以下「専門技術者」という。）を派遣し、保守対象物件の点検及び整備を行うとともに、乙が必要と判定した場合は、機器を構成する部品の修理又は取替えを行うものとする。
- (2) 定期点検業務は、建築基準法第 12 条第 4 項に基づき、年 1 回、昇降機検査資格者により、損傷、腐食その他の劣化状況の点検を行うものとする。

4 業務基準

- (1) 定期保守項目及び内容
 - ① 定期保守業務における点検項目及び内容は、建築保全業務共通仕様書 平成 30 年版（国土交通省大臣官房官庁営繕部 監修）に掲げる項目並びに保守対象物件の製造者が作成する点検及び整備項目によるものとする。
 - ② 乙は、製造者が作成する基準を基に、定期に交換すべき部品等の修繕計画を、法令に定める竣工検査後 20 年間の修理予測を基に作成した後、甲に提出し適切に実施するものとする。
- (2) 定期点検項目及び内容

定期点検業務における点検項目並びに点検方法及び判断基準は、建築基準法第 12 条 4 項に基づき実施するものとする。

5 点検

- (1) 5 (1)に掲げる項目の該当事項を基に、定期的に専門技術者による巡回点検を行い、運転状態における性能を総合的に判断し、異常や不具合又はその兆候を発見した場合は直ちに適切な処置を行うものとする。
- (2) 点検回数は月 1 回以上とし、故障等の発生時には、随時、専門技術者を派遣してその対応にあたるものとする。

6 整備

- (1) 定期的な整備

5 (1)に掲げる項目の該当事項を基に、各項目及び内容について計画的に実施するものとする。

る。

なお、遠隔監視点検装置が設置されている場合は、その稼動状況(稼動時間、起動回数、各階ドアの開閉回数計測結果)に応じたプログラムによる整備を行うものとする。

① 整備にあたっては、保守対象物件に精通熟知した専門技術者を派遣し、常に良好かつ安全な状態に保つよう保守作業を実施するものとする。

② 次に掲げる機器及び部品については、定期に点検調整を行い、必要に応じて給油及び清掃するものとする。(別紙 点検及び保守項目一覧表のとおり)

(2) 不具合事項の整備

① 不具合事項を発見した場合には、すみやかに整備を行うものとする。

② 不具合事項の整備及び判断の基準は、製造者が作成する基準によるものとする。

7 修理又は取替え

(1) 範囲

修理又は取替えの範囲は、昇降機又はその附属装置を通常使用する場合に生ずべき磨耗及び損傷に限るものとし、建築保全業務共通仕様書 平成 25 年度版(国土交通大臣官房官庁営繕部監修)に掲げる「修理・取替項目」並びに、製造者が作成する基準によるものとする。

(別紙 修理・取替項目一覧表のとおり)

(2) 内容

① 昇降機の安全を確保するため、乙が必要と認めた場合は、すべてのロープを取替えるものとし、必要に応じて安全装置その他の部品の修理又は取替えを行うものとする。

② 円滑かつ静粛な運転状態を保つため、乙が必要と認めた場合は、ガイドシュー、ローラー、ハンガー等を取替えるものとする。

8 消耗部品

作業に必要な次に掲げる消耗部品については、本業務に含むものとする。

カーボンコンタクト、フィンガー、カーボンブラシ、ヒューズ類、リード線、ランプ類、補充用油脂類、ウエス

9 故障対応

24 時間出動体制を整え、不時の故障や事故に対し、過去の故障データ等と共に現地での状況を加味した故障診断を行い、最善の手段で対処するものとする。

なお、遠隔監視点検装置が設置されている場合は、遠隔点検及び故障データ収集を行い、これらを加味した故障診断を行うものとする。

また、故障及び閉じ込め事故発生時には、出動依頼後直ちに専門技術者を派遣し、作業を開始すると共に速やかな復旧に努めることとする。ただし、地震等の天災地変および広域災害発生時はこの限りではない。

10 除外業務

次に掲げるものについては本業務に含まないものとする。

(1) 不注意又は不適当な使用、管理のために生じた修理又は取替え工事

(2) 諸法規の改定、官公署の命令もしくは要求による設備の改修又は新規附属物の追加に関

する工事

- (3) 機器、装置の搬入に必要な建築関係工事
- (4) 昇降路周壁、建屋部分の補修工事
- (5) 意匠部分(三方枠、かご、扉、ゴムタイヤ、敷居等)の清掃作業
- (6) 意匠部分(三方枠、かご、扉、運転盤カバー等)の塗装替え、めっき直し
- (7) 意匠部分(三方枠、かご、扉、ゴムタイヤ、敷居等)の修理、取替え

11 その他

(1) 部品供給

本業務に当たっては、十分な純正部品又は同等品の在庫を用意しておき、部品の安定供給を行うものとする。

また、広域災害時などで多量に部品を要する場合においても、昇降機の運行に最小限必要な修理部品を供給するものとする。

(2) 撤去品及び残材の処置

作業によって発生する撤去品及び残材は無償で引き取り、速やかに搬出し、適正に処分するものとする。

(3) 業務報告

① 定期点検の報告に当たっては、定期点検報告書及び点検結果表を基に点検結果について、甲に対し説明を行うものとする。

② 整備並びに修理又は取替えの終了後は、直ちに報告書を提出するとともに作業内容について、甲に対し説明を行うものとする。

③ 異常の兆候の発生、処置内容及び総合状態を報告するものとする。

(5) 成績表等の保存

乙は、4(2)に定める検査の成績表及び点検表は、業務終了後3年以上保存しておくものとする。

(6) 昇降機保守点検業務仕様書

1 点検対象

- (1) 対象物件の所在地 静岡市駿河区小鹿二丁目 25 番 45 号
- (2) 対象物件の建物名称 健康文化交流館
- (3) 機種形式及び基数 ロープ式 (AC, P-0015-45m/分、3 停止) 1 基

2 点検項目

- (1) 月次点検 (機械点検: 毎月 1 回、人的点検: 3 ヶ月に 1 回)

遠隔点検及び技術員によるエレベータ機器全般の点検を行い、必要に応じ清掃、給油及び簡単な調整を行う。点検項目については別紙のとおり。

- (2) 年次点検 (年 1 回)

①監督技術者によるエレベータ機器の細部調査を行い報告する。

- (3) 遠隔監視 (常時)

①エレベータの異常状態の発生・復帰を常時監視する。監視項目については下記のとおり。

異常監視: 閉じ込め、起動不能、電源異常、エレベータ制御装置異常、制御装置異常監視、
遠隔監視装置異常

管制運転監視: 地震時管制運転、火災時管制運転、停電時自動着床運転

②遠隔監視装置及び遠隔監視に必要な電話加入権は乙の所有とし、必要な電話料金も乙の負担とする。

- (4) 定期整備

定期点検の結果により、機器の性能維持に必要と判断される場合にはただちに修理または部品の取替を行うものとする。整備の範囲については別紙のとおり。

- (5) その他

①サービス情報センターは 24 時間体制とし、エレベータの運転状態確認、監視及び性能診断を行うものとする。

②エレベータ異常、状態変化を受信した際にはサービス情報センターより技術員に対し出動指示を行うものとする。

③技術員は異常発生に備え 24 時間待機するものとする。

④不時の故障に際しては、甲の要請により臨時点検を実施するものとする。

(別紙) 点検項目

部位・装置		点検内容
運 転 状 態	戸 開 閉 状 態	<ul style="list-style-type: none"> ・ドア開閉時の振動、異音、開閉動作の円滑さ ・ドア開閉時の減速状態、開閉時間、戸開閉時間 ・戸閉め安全装置の反転動作、反転時のスリップ、シューの状態
	か ご 走 行 状 態	<ul style="list-style-type: none"> ・スタートショック ・振動、騒音（摺動音、衝突音、かご室共振音） ・ストップショック、着床誤差
	オ ペ レ ー シ ョ ン	<ul style="list-style-type: none"> ・かご呼び・ホール呼び応答 ・各階停止運転機能
か ご 上	か ご	<ul style="list-style-type: none"> ・無負荷上昇・無負荷下降かご速度
		<ul style="list-style-type: none"> ・非常止め装着状態 ・整頓、清掃 ・各SW機能 ・着床SWの通り芯、動作位置、清掃、コネクタ装着状態 ・ガイドシューギブの磨耗、動き、押し圧、グリスアップ、取り付けボルト緩み ・磨耗ダンパーの磨耗、要すれば清掃、スプリング寸法、ボルトナットの緩み ・セフティー取り付け状態、要すれば清掃 ・巻上ロープヒッチ部のダブルナット、割ピン、スプリング（変形、折損、寸法の不揃い）ソケット錆、制振装置取り付け ・調速機ロープヒッチ部のヒンジピン、割りピン、ソケット錆 ・ロードセル・リニアホーマー・ウェイト・操作子の取り付け状態、スプリング寸法 ・ファンの保護網清掃、防振ゴム ・配線被覆の損傷・劣化、コネクタ装着状態、端子台の汚れと劣化 ・照明グローブ内清掃 ・発錆の恐れのある箇所に給油 ・メインレールオイル給油機の油量確認

位・装置		点検内容
か ご 戸 か ご 下	か ご 戸	<ul style="list-style-type: none"> ・ドアロープ・チェーン・ベルトの磨耗、破断、通り芯、ベルト捻じれ、テンション、錆 ・ハンガーローラーの磨耗、エキセンローラーの隙間、各ローラー損傷、 ・レールの清掃、偏磨耗、腐食 ・ドアSW動作位置寸法、押し代、接点汚れ、荒れ、磨耗 ・カミソリの取り付け状態、変形、磨耗、カミソリとシルの隙間、作動・固定カム ・カムSWの接点荒れ、ビス緩み、動作位置寸法 ・ドアモーターのブラシ、コンミュテーター気吹き清掃、荒れ、磨耗 ・ドアリンクの各部支点、ベアリング、ボルトナット緩み ・近接SWの汚れ、破損 ・ドア位置検出版のガタ、取り付け状態、近接SWとのクリアランス、近接SWとの隙間 ・かごシル溝の変形、シルスポンジ取り付け状態 ・ドアセフティシューの取り付け状態、配線保護スプリング、SW取り付け、動作位置寸法、下端ゴム取り付け状態 ・減速機のバックラッシュ、ギヤー磨耗 ・ドアシューの磨耗、変形、ビス緩み ・ドアコントロールユニットのエラー確認 ・配線被覆の損傷・劣化、コネクタ装着状態 ・減速機ギヤーにグリス塗布
	か ご 下	<ul style="list-style-type: none"> ・清掃、発錆状況（適時錆止め処理） ・荷重検知SW取り付け、SW機能 ・テールコード、コンペチェーンのヒッチ部 ・ガイドシューギブの磨耗、動き、押し圧（スプリング寸法）、グリスアップ、 ・取り付けボルトの緩み ・セフティリンクのボルトナット緩み、要すれば支点部給油 ・セフティ各部位状態、要すれば清掃 ・ロードセル・リニアホーマー・ウェイト・操作子の取り付け状態 ・配線被覆の損傷・劣化、コネクタ装着状態
昇 降 路	巻 上 機	<ul style="list-style-type: none"> ・異常音、清掃 ・シーブ溝の磨耗、ヒビ割れ、欠損 ・配線被覆、端子被覆、端子の緩み ・軸受けのグリスアップ

部位・装置		点検内容
昇 降 路	調 速 機	<ul style="list-style-type: none"> ・リミットSW・ロープつかみ動作速度 ・リミットSW機能、各部清掃、回転時異音 ・各部の発錆状態、ピン、リンク摺動部に給油 ・シーブ溝の磨耗、ヒビ割れ、欠損 ・軸受けグリスアップ ・配線被覆、端子廻りの汚れ、コネクタ装着状態
	ブ レ ー キ	<ul style="list-style-type: none"> ・動作状態、異常音 ・ライニングの隙間 ・吸引・保持電圧 ・スリップ距離、ロープスリップ ・スプリング長
	昇 降 路 用 品	<ul style="list-style-type: none"> ・各SW機能 ・上部・下部リミットSW内部点検（接点荒れ、へたり）、コネクタ装着状態 ・レールの取り付け状態（グリップの緩み）、傷、汚れ、錆 ・テールコードの損傷、捻れ、走行軌跡、養生品 ・巻上ロープの錆、テンション（スプリングばらつき） ・取り付け状態、直径、磨耗、発錆、キンク ・調速機ロープの直径、磨耗、キンク、グリップの緩み、ガイドの取り付け状態 ・セレクターテープの亀裂、ガイドの取り付け状態、錆、爪の欠損、給油状態 ・コンペチェーンの捻れ発錆、芯ロープ破断、ネットの状態、油の塗布状態 ・配線固定状態、配線被覆の損傷・劣化、コネクタ装着状態・汚れ ・周壁の状態、粗ゴミ清掃
	つ り 合 い お も り	<ul style="list-style-type: none"> ・ガイドシューギブの磨耗、変形、取り付けボルトナット緩み ・ロープヒッチのダブルナット、割ピン、スプリング（変形、破損、寸法の不揃い）ソケット錆、制振装置取り付け ・コンペンヒッチのチェーンフック取り付け状態 ・テープヒッチのボルトナット緩み、テンション ・ウェイト押さえの状態、ウェイト積載状態 ・カウンターレールオイル給油機の湯量確認
ピ ツ ト	<ul style="list-style-type: none"> ・巻上げロープのピットクリアランス ・オイル緩衝機器作動状態、油量 ・ピット清掃、レールオイルの廃油、レール終端部清掃 ・調速機テンショナーの取り付け状態、異常音、磨耗 	

部位・装置		点検内容
出入口	制御盤	<ul style="list-style-type: none"> ・電源回路、電動機主回路、制御回路、ドア回路、信号回路、照明回路の絶縁抵抗 ・ブレーキ開放レバーの機能 ・エラー表示、ファン異音 ・制御盤扉の施錠、SW機能、制御盤・昇降路最上部照明の点灯状態 ・電源、操作、AVR、荷重電圧 ・リレー・コンタクター動作状態、接点荒れ、磨耗 ・階床データのデータセット ・ヒューズ取り付け状態、劣化 ・抵抗・コンデンサー・ダイオードの変色、劣化、ハンダ付け部劣化 ・配線被覆の損傷、固定状態、コネクタ装着状態、端子の緩みと抜け、端子台の汚れと劣化 ・基盤・ユニットの取り付け、装着状態
	乗り場	<ul style="list-style-type: none"> ・ドアパネルのチリ、重なり代、吊り状態 ・ドアロープの磨耗、破断、錆、ヒッチ部増し締め ・ハンガーローラーの磨耗、エキセンローラーの隙間、各ローラーの損傷 ・レールの清掃 ・クローザーロープの磨耗、破断リンクの状態、スプリングフック部の給油、 ・ロープ・ウェイト連結部の締め付け ・インターロック機能 ・ロック装置のロック状態、関係寸法 ・ドアSW接点の磨耗、汚れ、荒れ、ワイプ量 ・係合ローラーの磨耗、損傷、回転、寸法 ・ドアシューの磨耗、変形、ビス締め付け ・配線固定状態、配線被覆の損傷・劣化、コネクタ装着状態・汚れ ・各連結部、発錆の恐れのある箇所給油
	乗り場	<ul style="list-style-type: none"> ・かご位置表示灯・押しボタンの点灯、破損、変形、汚れ、セリ、押し代 ・パーキングSWの接点状態 ・配線端子の状態、コネクタ装着状態 ・基盤・ユニットの外観汚れ、装着状態

部位・装置		点検内容
か ご 室	か ご 室	<ul style="list-style-type: none"> ・操作盤の取り付け、破損、変形、各SW機能、SWボックス施錠 ・非常SW機能 ・かご位置表示灯・押しボタンの点灯、破損変形、汚れ、セリ、押し代 ・停電灯の点灯 ・連絡装置の外部との通信テスト（警報ベル含む） ・照明点灯状態、グローブ内清掃 ・基盤・ユニットの外観汚れ、装着状態 ・配線被覆の損傷・劣化、コネクタ装着状態 ・かごパネル汚れ、破損、変形、表示物汚れ、紛失

(別紙) 整備項目

整 備 項 目	
エレベータ本体	<ul style="list-style-type: none"> ・ オーバーホール ・ 乗心地調整
モーター	<ul style="list-style-type: none"> ・ 軸受取替
巻上機	<ul style="list-style-type: none"> ・ 軸受取替 ・ ギヤオイル取替 ・ メインシープ取替
ブレーキ	<ul style="list-style-type: none"> ・ シューライニング取替 ・ ブレーキスプリング取替 ・ オーバーホール
調速機	<ul style="list-style-type: none"> ・ シープ取替 ・ 軸受取替
制御盤	<ul style="list-style-type: none"> ・ リレー本体取替 ・ コンタクター本体取替 ・ 半導体プリント基板取替 ・ コンデンサー取替
かご関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 着床スイッチ取替 ・ ガイドシュー（ローラー）取替 ・ 非常用バッテリー取替
昇降路	<ul style="list-style-type: none"> ・ C/Wガイドシュー（ローラー）取替 ・ メインロープ取替 ・ ガバナロープ取替 ・ テールコード取替
ドア関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ ドアシュー取替 ・ ハンガーローラー取替 ・ キセンローラー取替 ・ 連動ロープ取替 ・ インターロックスイッチ取替 ・ ドアカムスイッチ取替 ・ ドア駆動フレックスベルト取替 ・ ドア係合ローラー取替

(6) 昇降機保守点検業務 仕様書

1 業務場所 静岡市葵区安倍口団地 5番1号

北部生涯学習センター美和分館（アカデ美和複合施設）

2 保守対象物件の概要

機種名	用途	停止階床	積載量	定格速度	方式
1号機	乗用（車椅子仕様）	2	900kg	45m/分	ロープ式
付可装置等	地震時管制運転装置、火災時管制運転装置、停電時自動着床装置 視覚障害者対策（音声合成装置含む）				

3 業務内容

- (1) 定期保守業務は、定期的に技術員又は技師（以下「専門技術者」という。）を派遣し、保守対象物件の点検及び整備を行うとともに、乙が必要と判定した場合は、機器を構成する部品の修理又は取替えを行うものとする。
- (2) 定期検査業務は、建築基準法第12条第4項に基づき、年1回、昇降機検査資格者により、損傷、腐食その他の劣化状況の点検を踏まえた検査及び報告を行うものとする。

4 業務基準

(1) 点検項目及び内容

定期保守業務における点検項目及び内容は、建築保全業務共通仕様書 平成30年版（国土交通省大臣官房官庁営繕部 監修）に掲げる項目並びに保守対象物件の製造者が作成する点検及び整備項目によるものとする。

(2) 検査項目及び内容

定期検査業務における検査項目及び内容は（平成20年国土交通省告示第283号）昇降機の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法、結果の判定基準、並びに検査結果を定める件における標準様式による点検表及び成績表に基づき実施するものとする。

5 点検

- (1) 4(1)に掲げる項目の該当事項を基に、定期的に専門技術者による巡回点検を行い、運転状態における性能を総合的に判断し、異常や不具合又はその兆候を発見した場合は直ちに適切な処置を行うものとする。
- (2) 点検回数は月1回以上とし、故障等の発生時には、随時、専門技術者を派遣してその対応にあたるものとする。

6 整備

(1) 定期的な整備

4(1)に掲げる項目の該当事項を基に、各項目及び内容について計画的に実施するものとする。

①整備にあたっては、保守対象物件に精通熟知した専門技術者を派遣し、常に良好かつ安全な状態に保つよう保守作業を実施するものとする。

②次に掲げる機器及び部品については、毎月1回点検調整を行い、必要に応じて給油及び清掃するものとする。

巻上機及び巻上電動機、调速機及び張り車、制御盤及び関係部品、操作盤及び操作回路、各種ロープ及びレール、乗場及びかごの戸、安全装置、連絡通報装置、各管制運転装置

(2) 不具合事項の整備

①不具合事項を発見した場合には、速やかに整備を行うものとする。

②不具合事項の整備及び判断の基準は、製造者が作成する基準によるものとする。

7 修理又は取替え

(1) 範囲

修理又は取替えの範囲は、昇降機又はその付属装置を通常使用する場合に生ずべき摩耗及び損傷に限るものとする。

(2) 内容

①昇降機の安全を確保するため、乙が必要と認めた場合は、すべてのロープを取替えるものとし、必要に応じて安全装置その他の部品の修理又は取替えを行うものとする。

②円滑かつ静粛な運転状態を保つため、乙が必要と認めた場合は、ガイドシュー、ローラー、ハンガー等を取替えるものとする。

8 消耗部品

作業に必要な次に掲げる消耗部品については、本業務に含むものとする。

カーボンコンタクト、フィンガー、カーボンブラシ、ヒューズ類、リード線、ランプ類、補充用油脂類、ウエス

9 故障対応

24時間出動態勢を整え、不時の故障や事故に対し、過去の故障データ等と共に現地での状況を加味した故障診断を行い、最善の手段で対処するものとする。

また、故障及び閉じ込め事故発生時には、出動依頼後直ちに専門技術者を派遣し、作業を開始すると共に速やかな復旧に努めることとする。

10 除外業務

次に掲げるものについては本業務に含まないものとする。

(1) 不注意又は不適当な使用、管理のために生じた修理又は取替え工事

(2) 諸法規の改定、官公署の命令もしくは要求による設備の改修又は新規付属物の追加に関する工事

(3) 機器、装置の搬入に必要な建設関係工事

(4) 昇降路周壁、建屋部分の補修工事

(5) 意匠部分（三方枠、かご、扉、ゴムタイヤ、敷居等）の修理、取替え及び清掃作業

(6)意匠部分（三方枠、かご、扉、運転盤カバー等）の塗装替え、めっき直し

11 その他

(1)部品供給

本業務に当たっては、十分な純正部品又は同等品の在庫を用意しておき、部品の安定供給を行うものとする。

また、広域災害時などで多量に部品を要する場合においても、エレベーター運行に最小限必要な修理部品を供給するものとする。

(2)撤去品及び残材の処置

作業によって発生する撤去品及び残材は無償で引き取り、速やかに搬出し、適正に処分するものとする。

(3)業務報告

①点検及び検査の報告に当たっては、成績表及び点検表等を基に指摘事項及び判定内容について、甲に対し説明を行うものとする。

②整備並びに修理又は取替えの終了後は、直ちに報告書を提出するとともに作業内容について、甲に対し説明を行うものとする。

③異常の兆候の発生、処置内容及び総合状態を報告するものとする。

(4)成績表等の保存

乙は、4(2)に定める検査の成績表及び点検表は、業務終了後3年以上保存しておくものとする。

(7) 電話交換設備 保守点検業務仕様書

- 1 受託者は、委託者の保守点検対象物件の維持保全のため、関係諸法令諸規則に定める技術基準に適合する義務を履行し、電子交換機点検表に基づき保守点検作業を実施し、甲の委任を受けて手続き上の一切の代理行為を行うものとする。
- 2 受託者は、保守対象物件の保守のため、定められた有資格者を甲の指定する場所に月 1 回巡回させて、保守対象物件全般にわたり、保守の万全を期すものとする。
- 3 受託者は、1 カ月平均障害数を、電話機 100 個当たり 9.5 件以内に維持できるよう保守するものとする。
- 4 委託業務場所
静岡市葵生涯学習センター・女性会館 複合施設
静岡市葵区東草深町 3 番 18 号
- 5 保守対象物件

①デジタル電子交換機（実装 104 回線）	1 式
②多機能電話機	24 台
③普通内線電話機	54 台
- 6 保守用物品中下記の物品は、委託料に含まないものとする。
 - (1) 蓄電池
 - (2) 料金管理装置用プリンター及びロールペーパー
 - (3) 人為的による破損のもの

(7) 電話交換設備 保守点検業務仕様書

- 1 業務の目的 本業務は、「電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 41 条の規定に基づく構内電話交換設備等の保守に関する業務委託要領」に基づき実施するものである。

- 2 点検対象
 - (1) 対象物件の所在地 静岡市駿河区小鹿二丁目 25 番 45 号
 - (2) 対象物件の建物名称 静岡市健康文化交流館
 - (3) 機種形式及び台数

沖電気製	電話交換機 (EX-100)	1 式
沖電気製	多機能電話機 (MKT/U)	9 台
ただし、回路は 1 1 台分		
沖電気製	一般電話機 (パロル C)	2 4 台
沖電気製	PHS 対応アンテナ (BS)	1 0 台
沖電気製	PHS 対応子機	8 台
タカコム製	留守番電話 (AT-D39S)	1 台

- 3 点検回数
 - (1) 委託期間内に 4 回の定期点検を実施する。(概ね 6 月、9 月、12 月、3 月に実施するものとする) 実施の時期については委託者、受託者協議の上決定するものとする。
 - (2) 不時の故障に際しては、委託者の要請により臨時点検を実施する。

- 4 保守作業基準

区分	保守管理事項
交換機	局線各トランク・レジスタ・各関連装置の点検調整
局線関係	各種試験による障害の有無の確認・補修
信号・監視回路	装置の点検・調整・補修
電源設備	蓄電池・整流器・ランプの点検・調整
電話機	ダイヤル (テンキー)・フックスイッチ・コードの点検・補修
配線関係	配線の点検・補修、絶縁抵抗値の測定
市外発信規制	各機能の点検・調整・補修

(8) 自家用電気工作物保守点検業務仕様書 (静岡市葵生涯学習センター・女性会館複合施設)

保安管理業務の細目及び基準

1. 保安管理業務の内容

(1) 乙が受託して実施する保安管理業務は次によるものとします。

①定例の保安管理業務は次の各号によるものとします。

ア. 定期的な点検、測定及び試験(具体的基準は、別に定める「点検、測定及び試験の基準」による。)を行い、経済産業省令で定める技術基準(以下「技術基準」といいます。)の規定に適合しない事項または適合しないおそれがあるときは、必要な指導、助言を行います。

イ. 電気工作物の設置又は変更の工事の設計審査について、甲の通知を受け必要な指導、助言を行います。

ウ. 電気工作物の設置又は変更の工事期間中は、甲の通知を受け毎週1回工事中の点検を行い、技術基準の規定に適合しない事項がある場合には、必要な指導、助言を行います。

ただし、内燃力発電所、ガスタービン発電所、太陽電池発電所及び風力発電所については、経済産業省告示第249号第4条の規定により工事中の点検は行わないものとします。

エ. 電気事故その他電気工作物に異常が発生し又は発生するおそれがある場合において、甲若しくは電気事業者より通知を受けたときは、電話により、又は出向して事故原因の探求に協力し応急措置を指導し、再発防止につきとるべき措置を指導し、助言を行います。

この場合は、甲は乙が応急措置の指導を行うための判断に役立てるため、電気事故の発生箇所、異常の状況等を適切に乙に連絡するものとします。

オ. 電気事業法に規定する電気事故報告が必要と認められるときは、電気事故報告書の作成及び手続の指導を行います。

カ. 乙が点検の際、電気工作物に異常が発生又は発生するおそれのある場合を発見したときは、必要に応じ臨時点検を行います。

キ. 電気事業法に規定する立入検査には、その都度甲の通知を受け、乙の保安業務担当者等を立ち合わせます。

②定例外の保安管理業務は次の各号によるものとします。

ア. 電気工作物の工事、維持及び運用に関する経済産業大臣への提出書類及び図面について、その作成及び手続の指導を行います。

イ. 電気工作物の設置又は変更の工事について竣工検査を行い、必要な指導、助言を行います。

ウ. 前各号のほか甲の申し出による点検業務、技術業務及びその他業務を行います。

(2) 次のいずれかに該当する電気工作物の点検、測定及び試験については、甲は甲の負担において電気事業者又は電気機器製造業者等に依頼して行うものとします。この場合において、甲の申し出がある場合又は点検の際に乙が必要と認めた場合には、電気工作物の保安について、乙は指導、助言又は協議を行うものとします。

ア. 漏電火災警報器又は昇降設備等、取扱いが法令により特定の資格を要するもの。

イ. オートメーション化された機器等、取扱いが特殊の専門技術を要するもの。

ウ. 移動して使用する機器及びこれに付属する電線のうち、点検時現場に設置されていないもの。

エ. 密閉型防爆構造の機器等、構造上内部点検ができないもの。

オ. 有毒ガス発生箇所又は酸欠箇所に設置された機器等、点検時に著しい危険が伴うもの。

カ. 点検できない隠蔽場所等に設置された配線及び機器等。

キ. 建設中の2階以上の高所部分、シールド室内及び工事中のトンネル内等、電気設備又は機器等の点検困難なもの。

ク. 業務上の都合等甲の理由で、乙が立ち入りできない場所に設置された機器等。

(3) 使用機器及びそれに付随する配線器具等については、第1号による点検のほか、甲が確認を行うものとします。

2. 相互の連絡

(1) 甲は次に掲げる場合はその具体的内容を遅滞なく乙に通知するものとします。

①遅滞なく連絡する事項

ア. 電気事故その他電気工作物に異常が発生し又は発生するおそれがある場合。

イ. 電気工作物の使用を休止する場合、又は、休止中の電気工作物の使用を開始する場合。

②その他連絡する事項

- ア. 経済産業大臣が電気事業法に規定する立入検査を行う場合。
 - イ. 電気工作物の設置又は変更の工事を計画する場合、施工する場合及び工事が完成した場合。
 - ウ. 電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者に対し電気工作物の保安に関する必要な事項を教育し、又は実地指導訓練を行う場合。 需要設備①
 - エ. 甲の事業場に設置された絶縁監視装置（電話通報方式）が警報を発した場合。
 - オ. 平常時及び事故その他異常時における運転操作について定める場合。
 - カ. 非常災害に備えて電気工作物の保安を確保することができる体制を整備又は変更する場合。
 - キ. 電気の保安に関する組織、責任分界点又は需要設備の使用区域を変更する場合。
 - ク. 委託者、事業場の名称又は所在地名に変更があった場合。
 - ケ. 電気工作物に関する権利義務に変更があった場合。
 - コ. 電気事業者との需給契約を変更する場合。
 - サ. 爆発性、可燃性物質又はその他の危険物質を貯蔵又は発生し、取扱う設備がある場合。
 - シ. その他電気工作物の保安に関し必要な場合。
- (2) 乙は次の各号に掲げる事項を甲に通知するものとします。
- ア. 乙の就業時間内、時間外における乙への連絡方法。
 - イ. 甲の事業場に設置された絶縁監視装置（自動通報方式）の警報を受信した場合。
 - ウ. その他必要な事項。

3. 絶縁監視装置及び機器の設置

- (1) 経済産業省告示第249号第4条第7号に掲げる信頼性の高い需要設備に該当するもの及び乙の定める条件に該当する電気工作物には、甲の承諾を得て絶縁監視装置を設置することができます。
- (2) 電気工作物に設置する絶縁監視装置並びに点検、測定及び試験に必要な機器（以下「絶縁監視装置等機器」といいます。）は甲乙協議のうえ乙が設置し所有するものとします。
- (3) 甲は、絶縁監視装置等機器を設置する場所の提供、電灯配線などの施設及び電話回線の利用について便宜を供するものとします。
- (4) 絶縁監視装置等機器及び設置工事に要する費用は、原則として乙が負担するものとします。
- (5) 絶縁監視装置等機器の保守は乙が行い、その費用は乙が負担するものとします。
- (6) 甲は、絶縁監視装置等機器を無断で移設、取外し、修理等を行わないものとします。

4. 絶縁監視装置及び機器の撤去

- (1) 乙は、甲との保安管理業務委託契約が解除され又は失効した時は、絶縁監視装置等機器を撤去するものとします。
- (2) 絶縁監視装置等機器の運用に支障があると認められた場合は、甲乙協議のうえ絶縁監視装置等機器を撤去するものとします。
- (3) 電気工作物の変更により、絶縁監視装置の設置に関して第3項第1号の信頼性の高い需要設備の条件を満たさなくなったときは、甲乙協議のうえ絶縁監視装置を撤去するものとします。

5. 電気工作物以外の不安全施設に関する措置等

- (1) 保安管理業務を実施するための通路又は足場等の設備環境が悪く、作業者の安全が確保されないと認められる施設（以下「不安全施設」といいます。）がある場合は、甲乙協議のうえ速やかに改修するものとします。
- (2) 前号の不安全施設の改修に要する費用は、原則として甲が負担するものとします。
- (3) 乙は甲と協議し、不安全施設が改修されるまでの間、当該電気工作物の点検、測定及び試験を実施しないことがあります。
- (4) 乙は、甲に改修依頼した不安全施設が長期にわたって改修されないため、保安管理業務の遂行に支障が生ずる恐れがあると認められる場合は、この契約を解除できるものとします。

6. その他

この「保安管理業務の細目及び基準」に定めがない事項については、その都度甲乙相互に協議するものとします。

別 表

点検、測定及び試験の基準

電 気 工 作 物	点検、測定及び試験項目	定期点検A	定期点検B		臨時点検	
			I	II		
受 電 設 備 （ 含 配 電 設 備 ・ 二 次 変 電 室 設 備 ）	引込線 電線及び支持物	外観点検	○	○	必要の都度	
		絶縁抵抗測定		○※1		
		放電雑音チェック		○		
	遮断器 開閉器	外観点検	○	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定			○※1	
		継電器の動作試験		○※1	○※1	
		継電器との結合動作試験			○※1	
		トリップ回路の導通試験		○※1		
		絶縁油酸価度試験			○※2	
		絶縁油破壊電圧試験			○※2	
		内部点検			○※2	
		放電雑音チェック		○		
	温度チェック		○			
	母線、計器用変成器 断路器、避雷器 電力用コンデンサ その他機器	外観点検	○	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定			○※1	
		放電雑音チェック		○		
		温度チェック		○		
	変圧器	外観点検	○	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定			○※1	
		絶縁油透明度チェック			○※3	
絶縁油酸価度試験				○※3		
絶縁油破壊電圧試験				○※3		
内部点検				○※3		
放電雑音チェック			○			
温度チェック		○				
配電盤及び制御回路	外観点検	○	○	○	必要の都度	
	絶縁抵抗測定			○※1		
	継電器の動作試験			○※1		
	継電器との結合動作試験			○※1		
	放電雑音チェック		○			
	温度チェック		○			
接地装置	外観点検	○	○	○	必要の都度	
	接地抵抗測定		○※4	○※4		
蓄電池	外観点検	○	○	○	必要の都度	
	比重測定	1回/年	○	○		
	液温測定	1回/年	○	○		
	電圧測定	1回/年	○	○		

需要設備②

電気工作物	点検、測定及び試験項目	定期点検A	定期点検B		臨時点検
			I	II	
電気使用場所の設備	電動機、電熱器	外観点検	○	○	必要の都度
	電気溶接機	絶縁抵抗測定		○※1, 6	
	その他の電気機器類	接地抵抗測定		○※4	
	照明装置	温度チェック		○	
	配線及び配線器具	漏洩電流測定	○※5	○※5	
	接地装置	絶縁監視	○※7	○※7	
	配電線路の電線等及び支持物				
非常用予備発電装置	ガスタービン及び附属装置	外観点検	○	○	必要の都度
		起動試験	○	○	
	内燃機関及び附属装置				
	発電機及び励磁装置	外観点検	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定		○※1	
		接地抵抗測定		○※4	
	遮断器・開閉器 その他の電気機器類	受電設備と同じ			

- 注 (1) 「外観点検」とは、目視により点検を行うことをいいます。
- (2) 定期点検B (I) は無停電で行う点検 (無停電点検) で、定期点検B (II) は停電をして行う点検 (停電点検) をいいます。なお、定期点検B (I) を実施する場合は3年に1回は定期点検B (II) を行うものとします。
設備の条件等により定期点検B (I) を適用しない場合があります。
- (3) ※1を付した測定及び試験は停電範囲その他の理由によって行わないことがあります。
- (4) ※2を付した点検及び試験は製造後 (新油に取替えの場合も同様) 10年経過時に、10年を超えたものは5年経過毎にそれぞれ行うものとします。
ただし、定期点検B (I) の点検周期により、経過年数以前に行うことがあります。その場合、次回は実施年より上記の経過年数毎に行うものとします。
※2を付した絶縁油破壊電圧試験は、外観点検 (油量、変色、汚損、異臭等) により異常が認められた時に実施する。
採油による試験が困難な場合は、外観点検や負荷状況及び温度状態による点検とします。
- (5) ※3を付した点検及び試験は製造後 (新油に取替えの場合も同様) 10年経過毎に、20年を超えたものは3年経過毎にそれぞれ行うものとします。
ただし、定期点検B (I) の点検周期により、経過年数以前に行うことがあります。その場合、次回は実施年より上記の経過年数毎に行うものとします。
※3を付した絶縁油破壊電圧試験は、外観点検 (油量、変色、汚損、異臭等) により異常が認められた時に実施する。
採油による試験が困難な場合は、外観点検や負荷状況及び温度状態による点検とします。
- (6) ※4を付した測定は過去の実績によってその一部又は全部を行わないことがあります。
- (7) ※5を付した測定は毎月点検の場合は、隔月1回高压受変電設備の変圧器のB種接地線で行うものとします。
ただし、絶縁監視装置を設置した場合は行わないものとします。
- (8) ※6を付した測定は絶縁監視装置の監視記録により代えることがあります。
- (9) ※7を付した絶縁監視は絶縁監視装置による常時の監視をいいます。
この絶縁監視装置の点検は、外観点検及び総合動作試験を定期点検A, B実施時、誤差試験を年1回行うものとします。

(8) 自家用電気工作物 保守点検業務仕様書

1 委託対象電気工作物の内容

(1) 事業場の名称	静岡県 西部生涯学習センター
(2) 事業場の所在地	静岡県 葵区田町三丁目 46 番地の 5
(3) 事業場の業種	教育 (社会教育)
(4) 電力会社との契約種別	業務用電力
(5) 最大電力	123 KW
(6) 需要設備容量	225 KVA (1φ・75KVA 3φ・150KVA)
(7) 受電電圧	3φ 3W 6, 600V
(8) 非常用予備発電装置	容量 20KVA 発電電圧 220V (ディーゼル機関)
(9) 太陽光発電装置	容量 20KW 発電電圧 3φ 3W 303V

2 委託業務の内容

電気事業法第42条の規定により甲の定める保安規程に基づき、次に掲げる保安業務を行うものとする。

- (1) 電気工作物の工事、維持及び運用について設計の審査、並びに点検、測定及び試験を行い、法令で定める技術基準 (以下「技術基準」という。) の規程に適合しない事項がある場合は、必要な指示又は助言を行うこと。
- (2) 電気工作物の工事、維持及び運用に関する所管官庁への提出書類又は図面の作成及び手続きの指導を行うこと。
- (3) 電気事故その他電気工作物に異常が発生し、また発生のおそれがある場合には、応急措置を指導するとともに、事故の原因を調査し、再発防止についてとるべき措置を指示又は助言するほか、必要に応じ特別点検を行うとともに電気事業法の規程に基づく電気関係報告規則に定める電気事故報告書の作成及び手続きの指導を行うこと。
- (4) 所管官庁が法令に基づいて行う検査に立ち会うこと。
- (5) その他保安規程に定められている事項。

3 点検、測定の内容及び回数は次のとおりとする。

- (1) 月次点検 (主として運転中の施設を点検することをいう。)
毎月 1回以上 (年次点検実施月を除く)
- (2) 年次点検 (主として施設の運転を停止して点検することをいう。)
毎年 1回
- (3) 工事中の点検 毎週 1回以上
- (4) 太陽光発電装置 年2回 絶縁測定、接地抵抗測定、インバータ目視点検、外観確認。
- (5) 特別点検 必要の都度行う。

(8) 自家用電気工作物保守点検業務仕様書

1 事業場の名称・所在地

静岡市東部生涯学習センター・東部保健福祉センター

2 需要設備

事業場	最大電力	需要設備容量	受電電圧	非常用予備発電装置
静岡市東部生涯学習センター・東部保健福祉センター	90 k W	125 k V A	6,600 V	27 k V A 発電電圧 220 V

- ### 3 委託業務内容
- ・電気事業法その他の関係法令等の規定に基づき、施設内の自家用電気工作物について、毎月1回通常点検を行う。
 - ・年1回年次点検を行う。
 - ・上記点検により不良個所が検出された場合は、設置者に対して改修の指導または保守上必要な指導助言を行う。
 - ・設備に関する故障や事故が生じた場合は、必要な措置を講じ、または設置者に復旧・改修についての指導助言を行う。
 - ・諸手続き、その他設備に関する指導助言を行う。

(8) 自家用電気工作物保守点検業務仕様書

1 委託対象電気工作物の内容

- | | | | |
|----------------|------------------------------|-------|-----------|
| (1) 事業場の名称 | 静岡市北部生涯学習センター・北部保健福祉センター複合施設 | | |
| (2) 事業場の所在地 | 静岡市葵区昭府二丁目 14 番 1 号 | | |
| (3) 事業場の業種 | 教育（社会教育） | | |
| (4) 電力会社との契約種別 | 業務用電力 | | |
| (5) 最大電力 | 90KW | | |
| (6) 需要設備容量 | 125KVA | | |
| (7) 受電電圧 | 6,600V | | |
| (8) 非常用予備発電装置 | 容量 | 30KVA | 発電電圧 220V |

2 委託業務の内容

電気事業法第42条の規定により甲の定める保安規程に基づき、次に掲げる保安業務を行うものとする。

- (1) 電気工作物の工事、維持及び運用について設計の審査、並びに点検、測定及び試験を行い、法令で定める技術基準（以下「技術基準」という。）の規程に適合しない事項がある場合は、必要な指示又は助言を行うこと。
- (2) 電気工作物の工事、維持及び運用に関する所管官庁への提出書類又は図面の作成及び手続きの指導を行うこと。
- (3) 電気事故その他電気工作物に異常が発生し、また発生のおそれがある場合には、応急措置を指導するとともに、事故の原因を調査し、再発防止についてとるべき措置を指示又は助言するほか、必要に応じ特別点検を行うとともに電気事業法の規程に基づく電気関係報告規則に定める電気事故報告書の作成及び手続きの指導を行うこと。
- (4) 所管官庁が法令に基づいて行う検査に立ち会うこと。
- (5) その他保安規程に定められている事項。

3 点検、測定の内容及び回数は次のとおりとする。

- (1) 月次点検（主として運転中の施設を点検することをいう。）
需要設備 毎月 1回以上（年次点検実施月を除く）
- (2) 年次点検（主として施設の運転を停止して点検することをいう。）
毎年 1回
- (3) 工事中の点検 毎週 1回以上
- (4) 特別点検 必要の都度行う。

(8) 自家用電気工作物保守点検業務仕様書

1 事業場の名称・所在地

静岡市立中央図書館	静岡市葵区大岩本町 2 9 番 1 号
静岡市藁科複合施設	静岡市葵区羽鳥本町 5 番 9 号
静岡市西奈複合施設	静岡市葵区瀬名二丁目 3 2 番 4 3 号
静岡市北部複合施設	静岡市葵区与一六丁目 1 7 番 1 0 号
静岡市美和複合施設	静岡市葵区安倍口団地 5 番 1 号

2 需要設備

事業場	最大電力	需要設備容量	受電電圧	非常用予備発電装置
中央図書館	233 k W	375 k V A	6, 600 V	容量 60 k V A 発電電圧 220 V
藁科複合施設	250 k W	125 k V A	6, 600 V	容量 90 k V A 発電電圧 220 V
西奈複合施設	270 k W	450 k V A	6, 600 V	容量 22. 5 k V A 発電電圧 220 V
北部複合施設	185 k W	250 k V A	6, 600 V	なし
美和複合施設	165 k W	250 k V A	6, 600 V	なし

- 3 委託業務内容
- ・電気事業法その他の関係法令等の規定に基づき、施設内の自家用電気工作物について、毎月 1 回通常点検を行う。
 - ・年 1 回年次点検を行う。
 - ・上記点検により不良個所が検出された場合は、設置者に対して改修の指導または保守上必要な指導助言を行う。
 - ・設備に関する故障や事故が生じた場合は、必要な措置を講じ、または設置者に復旧・改修についての指導助言を行う。
 - ・諸手続き、その他設備に関する指導助言を行う。
 - ・複合施設においては、内容を分けずに複合施設数分の報告書等の必要書類を作成し、各々に提出すること。

(8) 自家用電気工作物 保守点検業務仕様書

1 委託対象電気工作物の内容

- | | |
|----------------|----------------------------|
| (1) 事業場の名称 | 静岡県南部生涯学習センター |
| (2) 事業場の所在地 | 静岡県駿河区南八幡町 25 番 21 号 |
| (3) 事業場の業種 | 教育（社会教育） |
| (4) 電力会社との契約種別 | 業務用電力 |
| (5) 最大電力 | 7 5 KW |
| (6) 需要設備容量 | 1 0 0 K V A |
| (7) 受電電圧 | 6, 6 0 0 V |
| (8) 非常用予備発電装置 | 容量 —— K V A 発電電圧 —— V |

2 委託業務の内容

電気事業法第 4 2 条の規定により甲の定める保安規程に基づき、次に掲げる保安業務を行うものとする。

- (1) 電気工作物の工事、維持及び運用について設計の審査、並びに点検、測定及び試験を行い、法令で定める技術基準（以下「技術基準」という。）の規程に適合しない事項がある場合は、必要な指示又は助言を行うこと。
- (2) 電気工作物の工事、維持及び運用に関する所管官庁への提出書類又は図面の作成及び手続きの指導を行うこと。
- (3) 電気事故その他電気工作物に異常が発生し、また発生のおそれがある場合には、応急措置を指導するとともに、事故の原因を調査し、再発防止についてとるべき措置を指示又は助言するほか、必要に応じ特別点検を行うとともに電気事業法の規程に基づく電気関係報告規則に定める電気事故報告書の作成及び手続きの指導を行うこと。
- (4) 所管官庁が法令に基づいて行う検査に立ち会うこと。
- (5) その他保安規程に定められている事項。

3 点検、測定の内容及び回数は次のとおりとする。

- (1) 月次点検（主として運転中の施設を点検することをいう。）
需要設備 毎月 1 回以上（年次点検実施月を除く）
- (2) 年次点検（主として施設の運転を停止して点検することをいう。）
 毎年 1 回
- (3) 工事中の点検 毎週 1 回以上
- (4) 特別点検 必要の都度行う。

(8) 自家用電気工作物 保守点検業務仕様書

1 委託対象電気工作物の内容

- ・事業場の名称 静岡市長田生涯学習センター
- ・事業場の所在地 静岡市駿河区寺田 131 番地の 1
- ・電力会社との契約種別 業務用電力
- ・最大電力 7 5 K W
- ・需要設備容量 1 0 0 K V A
- ・受電電圧 6 , 6 0 0 V
- ・非常用予備発電装置 容量 2 0 K V A 発電電圧 2 2 0 V

2 委託業務の内容

電気事業法第 4 2 条の規定により甲の定める保安規程に基づき、次に掲げる保安業務を行うものとする。

- ・電気工作物の工事、維持及び運用について設計の審査、並びに点検、測定及び試験を行い、法令で定める技術基準（以下「技術基準」という。）の規程に適合しない事項がある場合は、必要な指示又は助言を行うこと。
- ・電気工作物の工事、維持及び運用に関する所管官庁への提出書類又は図面の作成及び手続きの指導を行うこと。
- ・電気事故その他電気工作物に異常が発生し、また発生のおそれがある場合には、応急措置を指導するとともに、事故の原因を調査し、再発防止についてとるべき措置を指示又は助言するほか、必要に応じ特別点検を行うとともに電気事業法の規程に基づく電気関係報告規則に定める電気事故報告書の作成及び手続きの指導を行うこと。
- ・所管官庁が法令に基づいて行う検査に立ち会うこと。
- ・その他保安規程に定められている事項。

3 点検、測定の内容及び回数は次のとおりとする。

- ・月次点検（主として運転中の施設を点検することをいう。）
需要設備 毎月 1 回以上（年次点検実施月を除く）
- ・年次点検（主として施設の運転を停止して点検することをいう。）
毎年 1 回
- ・工事中の点検 毎週 1 回以上
- ・特別点検 必要の都度行う。

(8) 自家用電気工作物保守点検業務仕様書

(健康文化交流館)

(保安管理業務の細目及び基準)

(保安業務の内容)

第1条 保安管理業務の内容は、電気事業法第42条の規定により甲の定める保安規定に基づき、次に掲げるものとする。

- (1) 電気工作物の工事、維持及び運用について設計の審査、並びに点検、測定及び試験を行い、法令で定める技術基準の規定に適合しない事項がある場合は、必要な指示又は助言を行うこと。
- (2) 電気工作物の工事、維持及び運用に関する所管官庁への提出書類又は図面の作成及び手続きの指導を行うこと。
- (3) 電気事故その他電気工作物に異常が発生し、また発生のおそれがある場合には、応急措置を指導するとともに、事故の原因を調査し、再発防止についてとるべき措置を指示又は助言するほか、必要に応じ特別点検を行うとともに電気事業法の規定に基づく電気関係報告規則に定める電気事故報告書の作成及び手続きの指導を行うこと。
- (4) 所管官庁が法令に基づいて行う検査に立ち会うこと。
- (5) その他保安規程に定められている事項

2 前項の保安業務のうち別表に定める電気工作物の点検、測定及び試験については、甲が電気工事業者、電気機器製造業者等に依頼して行うとともにその結果を乙に通知するものとする。この通知に基づき、乙は、甲に対して必要な指示又は助言を行うものとする。

(点検、測定及び試験等)

第2条

① 定例の保安管理業務は次の各号によるものとします。

ア. 定期的な点検、測定及び試験（具体的基準は、別に定める「点検、測定及び試験の基準」による。）を行い、経済産業省令で定める技術基準（以下「技術基準」といいます。）の規定に適合しない事項または適合しないおそれがあるときは、必要な指導又は助言を行います。

イ. 電気工作物の設置又は変更の工事の設計の審査について、甲の通知を受け必要な指導、助言を行います。

ウ. 電気工作物の設置又は変更の工事が1週間以上にわたる場合は、甲の通知を受け工事中の点検を毎週1回行い、技術基準の規定に適合しない事項がある場合には、必要な指導又は助言を行います。

ただし、内燃力発電所、燃料電池発電所、太陽電池発電所及び風力発電所については工事中の点検は行わないものとします。

エ. 電気事故その他電気工作物に異常が発生し又は発生するおそれがある場合において、甲若しくは電気事業者より通知を受けたときは、電話により、又は出向して事故原因の探求に協力し応急措置を指導し、再発防止につきとるべき措置を指導し、助言を行います。

オ. 電気事業法に規定する電気事故報告が必要と認められるときは、電気事故報告書の作成及び手続きの指導を行います。

カ. 乙が点検の際、電気工作物に異常が発生又は発生するおそれのある場合を発見したときは、必要に応じ臨時点検を行います。

キ. 電気事業法に規定する立入検査には、その都度甲の通知を受け、乙の保安業務従事者を立ち合わせます。

② 定例外の保安管理業務は次の各号によるものとします。

ア. 電気工作物の工事、維持及び運用に関する経済産業大臣への提出書類及び図面について、その作成及び手続きの指導を行います。

- イ. 電気工作物の設置又は変更の工事について竣工検査を行い、必要な指導又は助言を行います。
- ウ. 前各号のほか甲の申し出による点検業務、技術業務及びその他業務を行います。
- (2) 次のいずれかに該当する電気工作物の点検、測定及び試験については、甲は甲の負担において電気工事業者、電気機器製造業者等に依頼して行うものとします。この場合において、甲の申し出がある場合又は点検の際に乙が必要と認めた場合には、電気工作物の保安について、乙は指導、助言又は協議を行うものとします。
 - ア. 漏電火災警報機器又は昇降設備等、取扱いが法令により特定の資格を要するもの。
 - イ. オートメーション化された機器等、取扱いが特殊の専門技術を要するもの。
 - ウ. 移動して使用する機器及びこれに附属する電線のうち、点検現場に設置されていないもの。
 - エ. 密閉防爆構造の機器等、構造上内部点検できないもの。
 - オ. 有毒ガス発生箇所又は酸欠箇所に設置された機器等、点検時に著しい危険が伴うもの。
 - カ. 点検できない隠蔽場所等に設置された配線及び機器等。
 - キ. 建設中の2階以上の高所部分、シールド室内及び工事中のトンネル内等、電気設備又は機器等の点検困難なもの。
 - ク. 業務上の都合等甲の理由で、乙が立ち入りできない場所に設置された機器等。
- (3) 使用機器及びそれに付随する配線器具等については、第1号による点検のほか、甲が確認を行うものとします。

2. 相互の連絡

- (1) 甲は、次に掲げる場合は、その具体的内容を遅滞なく乙に通知するものとします。
 - ① 遅滞なく連絡する事項
 - ア. 電気事故その他電気工作物に異常が発生し、又は発生するおそれがある場合。
 - イ. 電気工作物の使用を休止する場合、又は、休止中の電気工作物の使用を開始する場合。
 - ② その他連絡する事項
 - ア. 経済産業大臣が電気事業法に規定する立入検査を行う場合。
 - イ. 電気工作物の設置又は変更の工事を計画する場合、施工する場合及び工事が完成した場合。
 - ウ. 電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者に対し電気工作物の保安に関する必要な事項を教育し、又は実地指導訓練を行う場合。
 - エ. 甲の事業場に設置された絶縁監視装置（電話通報方式）が警報を発した場合。
 - オ. 平常時及び事故その他異常時における運転操作について定める場合。
 - カ. 非常災害に備えて、電気工作物の保安を確保することができる体制を整備又は変更する場合。
 - キ. 電気の仕事に関する組織、責任分界点又は需要設備の使用区域を変更する場合。
 - ク. 委託者、事業場の名称又は所在地名に変更があった場合。
 - ケ. 電気工作物に関する権利義務の継承があった場合。
 - コ. 電気事業者との需給契約を変更する場合。
 - サ. 爆発性、可燃性物質又はその他の危険物質を貯蔵又は発生し、取扱う設備がある場合。
 - シ. その他電気工作物の保安に関し必要な場合。
- (2) 乙は、次の各号に掲げる事項を甲に通知するものとします。
 - ア. 乙の就業時間内、時間外における乙への連絡方法。
 - イ. 甲の事業場に設置された絶縁監視装置（自動通報装置）の警報を受信した場合。
 - ウ. その他必要な事項。

3. 絶縁監視装置及び機器の設置

- (1) 次号に掲げる信頼性の高い需要設備に該当するもの及び乙の定める条件に該当する電気工作物には、甲の承諾を得て絶縁監視装置を設置することができます。
- (2) 電気工作物の信頼性の高い需要設備の条件（下記のア～オの全てに該当することが必要）

- ア. 構外にわたる高圧電線路がないものであること。
 - イ. 柱上に設置した高圧変圧器がないものであること。
 - ウ. 高圧負荷開閉器（キュービクル内に設置するものを除く。）に可燃性絶縁油を使用していないものであること。
 - エ. 保安上の責任分界点又はこれに近い箇所に地絡保護継電器付高圧交流負荷開閉器又は地絡遮断器が設置されているものであること。
 - オ. 責任分界点から主遮断装置の間に電力需給用計器用変成器、地絡保護継電器用変成器、受電電圧確認用変成器、主遮断器用開閉状態表示変成器及び主遮断器操作用変成器以外の計器用変成器がないものであること。
- (3) 電気工作物に設置する絶縁監視装置並びに点検、測定及び試験に必要な機器（以下「絶縁監視装置等機器」といいます。）は甲乙協議のうえ乙が設置し所有するものとします。
 - (4) 甲は、絶縁監視装置等機器を設置する場所の提供、電灯配線などの施設並びに電話回線の利用について便宜を供するものとします。
 - (5) 絶縁監視装置等機器並びに設置工事に要する費用は、原則として乙が負担するものとします。
 - (6) 絶縁監視装置等機器の保守は乙が行い、その費用は乙が負担するものとします。
 - (7) 甲は、絶縁監視装置等機器を無断で移設、取外し、修理等を行わないものとします。

4. 絶縁監視装置及び機器の撤去

- (1) 乙は、甲との保安管理業務委託契約が解除され又は失効したときは、絶縁監視装置等機器を撤去するものとします。
- (2) 絶縁監視装置等機器の運用に支障があると認められた場合は、甲乙協議のうえ絶縁監視装置等機器を撤去するものとします。
- (3) 電気工作物の変更により、絶縁監視装置の設置に関して前項第2号の信頼性の高い需要設備の条件を満たさなくなったときは、甲乙協議のうえ絶縁監視装置を撤去するものとします。

5. 電気工作物以外の不安全施設に関する措置等

- (1) 保安管理業務を実施するための通路又は足場等の設備環境が悪く、作業者の安全が確保されないと認められる施設（以下「不安全施設」といいます。）がある場合は、甲乙協議のうえ速やかに改修するものとします。
- (2) 前号の不安全施設の改修に要する費用は原則として甲が負担するものとします。
- (3) 乙は、甲と協議し、不安全施設が改修されるまでの間、当該電気工作物の点検、測定及び試験を実施しないことがあります。
- (4) 乙は、甲に改修依頼した不安全施設が長期にわたって改修されないため、保安管理業務の遂行に支障が生ずるおそれがあると認められる場合は、この契約を解除できるものとします

6. その他

この「保安管理業務の細目及び基準」に定めがない事項については、その都度甲乙相互に協議するものとします。

別 表

点検、測定及び試験の基準

電気工作物		点検、測定及び試験項目	定期点検A	定期点検B		臨時点検
				I	II	
受電設備 (含配電設備・二次変電室設備)	引込線 電線及び支持物	外観点検	○	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定			○※1	
		放電雑音チェック		○		
	遮断器 開閉器	外観点検	○	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定			○※1	
		継電器の動作試験		○※1	○※1	
		継電器との結合動作試験			○※1	
		トリップ回路の導通試験		○※1		
		絶縁油酸価試験			○※2	
		絶縁油耐圧試験			同上不良の場合	
		内部点検			○※2	
		放電雑音チェック		○		
	温度チェック		○			
	母線、計器用変成器、 断路器、避雷器 電力用コンデンサ、 その他機器	外観点検	○	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定			○※1	
		放電雑音チェック		○		
		温度チェック		○		
	変圧器	外観点検	○	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定			○※1	
		絶縁油透明度試験			○※3	
		絶縁油酸価試験			○※3	
		絶縁油耐圧試験			同上不良の場合	
		内部点検			○※3	
		放電雑音チェック		○		
	温度チェック		○			
	配電盤 及び制御回路	外観点検	○	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定			○※1	
		継電器の動作確認			○※1	
継電器との結合動作試験				○※1		
放電雑音チェック			○			
温度チェック		○				
接地装置	外観点検	○	○	○	必要の都度	
	接地抵抗測定		○※4	○※4		
蓄電池	外観点検	○	○	○	必要の都度	
	比重測定	1回/年	○	○		
	液温測定	1回/年	○	○		
	電圧測定	1回/年	○	○		

電気使用場所の設備	電動機、電熱器	外観点検	○	○	○	必要の都度
	電気溶接機	絶縁抵抗測定			○※1、※6	
	その他の電気機器類	接地抵抗測定		○※4	○※4	
	照明装置	温度チェック		○		
	配線及び配線器具	漏電電流測定	○※5	○※5		
	接地装置	絶縁監視	○※7	○※7	○※7	
	配電線路の電線等及び支持物					
非常用予備発電装置	ガスタービン及び附属装置	外観点検	○	○	○	必要の都度
	内燃機関及び附属装置	起動試験	○	○	○	
電装装置	発電機及び励磁装置	外観点検	○	○	○	必要の都度
	接地装置	絶縁抵抗測定		○※1	○※1	
		接地抵抗測定		○※4	○※4	
	遮断機・開閉器その他の電気機器類	受電設備と同じ				受電設備と同じ

注(1)「外観点検」とは、目視により点検を行うことをいいます。

(2) 定期点検B (I) は無停電で行う点検(無停電点検)で定期点検B (II) は停電をして行う点検(停電点検)をいいます。なお、定期点検B (I) を実施する場合は3年に1回は定期点検B (II) を行うものとします。

設備の条件等により定期点検B (I) を適用しない場合があります。

(3) ※1を付した測定及び試験は停電範囲その他の理由によって行わないことがあります。

(4) ※2を付した点検及び試験は製造後(新油に取替えの場合も同様)10年経過時に、10年を超えたものは5年経過毎にそれぞれ行うものとします。

ただし、定期点検B (I) の点検周期により、経過年数以前に行うことがあります。その場合、次回は実施年により上記の経過年数毎に行うものとします。

なお、柱上油入開閉器については甲の依頼によって行うものとします。

(5) ※3を付した点検及び試験は製造後(新油に取替えの場合も同様)10年経過時に、20年を超えたものは3年経過毎にそれぞれ行うものとします。

ただし、定期点検B (I) の点検周期により、経過年数以前に行うことがあります。その場合、次回は実施年より上記の経過年数毎に行うものとします。

(6) ※4を付した測定は過去の実績によってその一部又は全部を行わないことがあります。

(7) ※5を付した測定は毎月点検の場合は、隔月1回高圧受変電設備の変圧器のB種接地線で行うものとします。

ただし、絶縁監視装置を設置した場合は行わないものとします。

(8) ※6を付した測定は、絶縁監視装置の監視記録により代えることがあります。

(9) ※7を付した絶縁監視は絶縁監視装置による常時の監視をいいます。

この絶縁監視装置の点検は、外観点検及び総合動作試験を定期点検A、B実施時、誤差試験を年1回行うものとします。

健康文化交流館 自家用電気工作物保安管理業務

委託者 (以下「甲」という。) と受託者 (以下「乙」という。) とは、甲の定める保安規程に基づき、甲が設置した静岡市健康文化交流館 (以下「健康文化交流館」という。) の自家用電気工作物 (以下「電気工作物」という。) の保安業務に関し、次のとおり委託契約を締結する。

(目的)

第1条 甲は、電気事業法第38条第3項第4号の適用を受ける次の電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため、第2条に定める保安業務を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

- (1) 事業場の名称 静岡市健康文化交流館
- (2) 事業場の所在地 静岡市駿河区小鹿二丁目25番45号
- (3) 事業場の種類 集会所等
- (4) 電力会社との契約種別 業務用電力
- (5) 需要設備容量 設備容量 400kVA
受電電圧 6,600V
非常用予備発電装置 53kVA (ディーゼルエンジン)
発電電圧 210V×1
- (6) 発電所 容量 12kVA (ガスエンジン)
発電電圧 210V×1

(保安業務の内容)

第2条 保安業務の内容は、電気事業法第42条の規定により甲の定める保安規程に基づき、次に掲げるものとする。

- (1) 電気工作物の工事、維持及び運用について設計の審査、並びに点検、測定及び試験を行い、法令で定める技術基準 (以下「技術基準」という。) の規定に適合しない事項がある場合は、必要な指示又は助言を行うこと。
- (2) 電気工作物の工事、維持及び運用に関する所管官庁への提出書類又は図面の作成及び手続きの指導を行うこと。
- (3) 電気事故その他電気工作物に異常が発生し、又発生のおそれがある場合には、応急措置を助言するほか、必要に応じ特別点検を行うとともに電気事業法に基づく電気関係報告規則に定める電気事故報告書の作成及び手続きの指導を行うこと。
- (4) 所管官庁が法令に基づいて行う検査に立ち会うこと。
- (5) その他保安規定に定められている事項。

2 前項の保安業務のうち、別表に定める電気工作物の点検、測定及び試験については、甲が電気機器製造業者等に依頼して行うとともに、その結果を乙に通知するものとする。この通知に基づき、乙は、甲に対して必要な指示又は助言を行うものとする。

(点検、測定及び試験等)

第3条 乙が行う定期点検の回数は、次のとおりとする。

- (1) 月次点検 (主として運転中の施設を点検することをいう。)
需要設備 毎月1回以上
- (2) 年次点検 (主として施設の運転を停止して点検することをいう。)
毎年1回 (概ね9月)

2 前項以外の点検は、次のとおりとする。

- (1) 工事中の点検 毎週1回以上

- (2) 特別点検 必要の都度行う。

(相互の義務)

第4条 甲は、乙が保安業務の実施にあたり、乙が指示した事項又は乙と協議決定した事項については、速やかに必要な措置をとり、又は乙が助言若しくは指導した事項については、その意見を尊重するものとする。

- 2 乙は、保安業務の実施にあたり、甲と協議決定した事項については、誠実に履行するものとする。

(相互の協議)

第5条 甲は、次に掲げる場合には、事前に乙と協議するものとする。この場合、甲は乙の意見を尊重し、乙は、甲に協力するものとする。

- (1) 甲が保安規定を変更しようとする場合。
- (2) 甲が電気工作物の保安業務に関する内容の書類を所管官庁に提出する場合。
- (3) 甲が電気工作物の設置又は変更の計画、工事及び竣工検査を行う場合。
- (4) 甲が電気工作物の平常時における運転操作並びに異常時における措置等について定める場合。
- (5) 甲が電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者に対し、保安上必要な教育又は訓練を行う場合。
- (6) その他保安上必要と認められる場合。

(通知義務)

第6条 甲は、次に掲げる場合は速やかに、これを乙に通知するものとする。

- (1) 所管官庁が法令に基づいて検査を行う場合。
- (2) 事業場の名称又は電気の保安規定に関する組織を変更した場合。
- (3) 第1条各号に掲げる事項を変更した場合。
- (4) 第1条の電気工作物の相続、譲渡が行われる場合。

- 2 甲は、電気事故、その他災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、直ちに、乙に通報するものとする。

(電気保安責任者)

第7条 甲は、保安規定第8条による電気保安連絡責任者及びその不在の場合の代務者（以下「電気保安責任者」という。）を予め定めるとともに、この契約の履行に関して乙との連絡にあてるものとし、電気保安責任者を定めたときは、その氏名を遅滞なく乙に通報するものとする。

- 2 甲は、前項の保安責任者に変更があった場合は、遅滞なく乙に通報するものとする。
- 3 甲は、電気保安責任者を乙に行う保安業務に立ち合わせるものとする。

(発電所担当者)

第8条 甲は、発電所設備を設置する場合には、日常における発電所設備の起動及び停止操作を円滑に行い得る担当者及びその不在の場合の代務者（以下「発電所担当者」という。）をあらかじめ定めておくものとする。

- 2 甲は、前項の発電所担当者を定め又は変更があった場合は、乙に遅滞なく通知するものとする。
- 3 甲は、発電所担当者を乙との連絡及び乙の行う保安業務に立ち合わせるものとする。

(代行者)

第9条 乙は、病気その他やむを得ない事由により第2条の保安業務を行うことができない場合には社団法人中部電気管理技術者協会（以下「協会」という。）の会員の中から代行する者（以下「代行者」という。）を選び、その業務を行わせることができるものとする。

2 前項の代行者については、予め書面により甲の承認を受けるものとする。

(事業場内の立入)

第10条 乙は、保安業務を行うため、甲の事業場内に立ち入ることができる。この場合乙は、甲が従業員に対して定める服務規律等を尊重するものとする。

(秘密の保持)

第11条 乙は、業務上知り得た甲の機密を他に漏らしてはならない。業務終了後もまた同様とする。

(記録等の保持)

第12条 乙は、必要に応じ甲の記録の状況並びに書類及び図面の保持について、甲に意見を述べることができる。

2 甲は、乙が実施した保安業務の結果の記録等を甲の事業場に3年間保存するものとする。

(備品等の整理)

第13条 甲は、乙と協議のうえ、甲の負担において電気工作物の保安業務に必要な備品材料及び消耗品を整理するものとする。

(委託料)

第14条 甲が、乙に支払う保安業務に対する委託料は、金 〇〇〇〇〇〇 円（うち消費税及び地方消費税の額 〇〇〇 円）とし、各月ごとの支払額は別表のとおりとする。

2 乙は、前項に規定する委託料については、各月ごとの委託業務が完了し、甲の点検を受けた後、甲に請求するものとし、甲は、乙の請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

3 次に掲げる場合は、甲、乙協議のうえ、第1項の委託料を更改するものとする。

- (1) 第16条各号に該当する場合。
- (2) 施設の規模又は使用状態が変動した場合。
- (3) 経済状態の変化により諸物価が変動した場合。

(賠償責任保険)

第15条 乙は、その業務上の過失に基づく事故に対してその賠償の責に任ずるため賠償責任保険に加入する。

2 乙の甲に対する損害賠償額は、協会が加入している保険契約に基づき、保険会社から給付される金額とする。

(損害賠償の免責)

第16条 乙は、次のいずれかに該当する場合に損害賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 契約に基づき、協議決定した事項又は乙が指示助言又は指導した事項について、甲がその実施を怠り、これによって損害を生じた場合。
- (2) 甲が法令又は契約に違反する事項を行い、これによって損害を生じた場合。
- (3) その他、乙の責めとならない事由により損害を生じた場合。

(契約の更改)

第17条 次に掲げる場合、この契約を更改するものとする。

- (1) 甲が、第1条各号の内容を変更した場合。
- (2) 第3条の月次点検回数を変更した場合。

(契約の解除)

第18条 甲又は乙が本契約に違反したとき、相手方は契約を解除することができる。ただし、3ヶ月前に文書により通告するものとする。

- 2 甲が委託料又は手数料の支払いを遅滞している場合は、契約を解除することができるものとする。
- 3 甲又は乙は、前項の場合のほか、甲、乙双方合意のうえ、この契約を解除することを妨げない。
- 4 前各号により契約解除については、直ちに理由を付して所管官庁に文書により届け出るものとする。

(契約の失効)

第19条 第1条の電気工作物が、次の各号のいずれかに該当した場合、この契約は、その効力を失うものとする。

- (1) 廃止された場合。
- (2) 一般用電気工作物となった場合。
- (3) 最大電力が、1,000kW以上となった場合。
- (4) 電気事業法施行規則第52条第2項の承認を取り消された場合。

(契約期間)

第20条 この契約の有効期間は、令和 年4月1日から令和 年3月31日までとする。

(定めのない事項等の処理)

第21条 この契約に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、法令（静岡市の条例、規則等を含む。）の定めるところによるもののほか、甲、乙協議のうえ処理するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙両者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 年4月1日

委託者 甲

受託者 乙

乙の所属する協会

(別表)

点検・測定及び試験の一部又は全部を実施しない電気工作物

電気工作物の種類	実施しない点検・測定及び試験
自動火災報知設備、漏電火災警報機、昇降設備のように点検（以下「点検・測定及び試験」をいう。）が法令による特定の資格を要するもの及びオートメーション化された機器等のように特殊な専門技術を要するもの。	主開閉器から各機器の1次側電路までの外観点検及び絶縁抵抗試験（実施可能なものに限る。）以外の点検。
移動して使用する電気機器及びこれに付随する電線。	常時電路に接続して使用されるもの及び点検時に現場に置かれてあるもの以外のものの点検。
密閉防爆機器等のように構造上点検できない機器。	外観点検及び絶縁抵抗試験以外の点検。
高所部分、シールド室内、工事中のトンネル内等の電気設備又は機器など点検困難なもの。	現場において容易に点検を実施し得るもの以外の点検。

(別表)

健康文化交流館自家用電気工作物保安管理業務 委託料の内訳

区 分	金 額	摘 要
1回	円	平成 年 月分
2回	円	平成 年 月分
3回	円	平成 年 月分
4回	円	平成 年 月分
5回	円	平成 年 月分
6回	円	平成 年 月分
7回	円	平成 年 月分
8回	円	平成 年 月分
9回	円	平成 年 月分
10回	円	平成 年 月分
11回	円	平成 年 月分
12回	円	平成 年 月分
合 計	円	

保安規程

第1章 総則

(目的)

第1条 静岡市健康文化交流館(以下「当事業場」という。)における電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため、電気事業法第42条第1項の規定に基づき、この規程を定める。

(保安業務の委託)

第2条 当事業場の電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務は、電気事業法施行規則第52条第2項の規定に基づく電気管理技術者 菊池雄一(以下「電気管理技術者」という。)に委託するものとする。

2 前項の保安の監督に係る業務の委託については、電気管理技術者との契約によって定めるものとする。

(法令及び規程の遵守)

第3条 当事業場の電気工作物の設置者及び従事者は、電気関係法令及びこの規程を遵守するものとする。

(細則の制定)

第4条 この規程を実施するために必要と認められる場合には、別に細則を制定するものとする。

(規程等の改正)

第5条 この規程の改正又は前条に定める細則の制定及び改正にあつては、電気管理技術者と協議のうえ、これを決定するものとする。

第2章 保安に関する業務の運営管理体制

(保安に関する業務の管理)

第6条 当事業場の電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安業務は、静岡市長(事業場の最高責任者)が総括管理するものとし、その組織は別紙組織図によるものとする。

(設置者の義務)

第7条 当事業場の電気工作物の工事、維持及び運用については、電気管理技術者と協議し、電気管理技術者の意見を尊重するものとする。

2 法令に基づいて行う所管官庁に提出する書類の内容が電気工作物の保安に関係のある場合には、電気管理技術者と協議するものとする。

3 所管官庁が法令に基づいて行う検査には、電気管理技術者を立ち会わせるものとする。

(電気保安責任者)

第8条 電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のため、日常巡視、取扱いを行う電気保安担当連絡責任者及びその不在の場合の代務者(以下「電気保安責任者」という。)をあらかじめ定めておくものとする。

2 前項の電気保安責任者を定め、又は変更した場合は、電気管理技術者に遅滞なく通知するものとする。

3 電気保安責任者は、電気管理技術者との連絡及び電気管理技術者の行う業務に立ち会うものとする。

(従事者の義務)

第9条 電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者は、電気管理技術者からその保安のためにする指導を受けるものとする。

第3章 保安教育

(保安教育)

第10条 電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者に対し、電気工作物の保安に関する必要な事項について、教育を行うものとする。

(保安に関する訓練)

第 11 条 電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者に対し、災害その他電気事故が発生した場合の措置について、必要に応じ演習訓練を実施するものとする。

第 4 章 工事の計画及び実施

(工事計画)

第 12 条 電気工作物の設置又は変更(改造、修理、取替、廃止等重要なものをいう。)

の工事計画の立案にあたっては、その保安に関しあらかじめ電気管理技術者と協議のうえ行うものとする。

(工事の実施)

第 13 条 電気工作物に関する工事の実施にあたっては、電気管理技術者の監督を受け、

完成した場合には、電気管理技術者に検査を行わせ保安上支障のないことを確認して引き取るものとする。

2 電気工作物に関する工事を他の者に請け負わせる場合には、常に責任の所在を明確にしておくものとする。

第 5 章 保守

(巡視、点検、測定等)

第 14 条 電気工作物の維持及び運用に関する保安のための巡視、点検、測定及び試験は、別表第 1 に定める基準に従うものとする。

2 前項の巡視、点検、測定及び試験は、電気管理技術者と協議のうえ、これを的確に実施するものとする。

(電気工作物の維持)

第 15 条 巡視、点検、測定及び試験の結果、法令に定める技術基準に適合しない事項が判明したときは、当該電気工作物を修理、改造、移設し、又はその使用を一時停止し、若しくは制限する等の措置を講じ、常に技術基準に適合するよう維持するものとする。

(異常の早期発見及び応急措置と再発防止)

第 16 条 電気保安責任者は、電気工作物を常に巡視して異常の早期発見に努めるものとする。

2 電気工作物に関する事故等の異常が発生し、又は発生するおそれがある場合には電気保安責任者は、電気管理技術者、その他関係先に迅速に報告若しくは連絡し、電気管理技術者の指導を受けて適切な応急措置をとるものとする。

3 事故その他異常が発生した場合の報告、若しくは連絡すべき事項並びに経路は、受電室、その他見やすい場所に掲示しておくものとする。

4 絶縁監視装置を設置している場合で、絶縁監視装置が作動し警報を発した場合には、電話連絡方式は電気保安責任者から電気管理技術者に連絡し、自動通報方式は電気管理技術者から電気保安責任者に連絡するものとする。

5 事故その他異常の発生の原因探求及び再発防止について、電気管理技術者の指示又は助言を求め、必要に応じて電気管理技術者に特別点検を行わせ適切な措置をとるものとする。

第 6 章 運転又は操作

(運転又は操作)

第 17 条 平常時及び事故、その他異常時における遮断器、開閉器等の操作順序、方法については、電気管理技術者の意見を聞いて、あらかじめ定めておくものとする。

2 受電用遮断器の操作にあたっては、必要に応じて中部電力株式会社の関係事業所と連絡をして行うものとする。

第 7 章 災害対策

(防災体制)

第 18 条 非常災害その他の災害に備えて電気工作物の保安を確保するために、電気管理技術者と協議のうえ、適切な措置をとることができる体制をあらかじめ定めておくものとする。

(異常時の措置)

第 19 条 電気保安責任者は、災害その他非常の場合において、緊急に受電を停止する必要があると判断したときは、直ちに受

電を停止することができるものとする。

第8章 記録

(記録)

第20条 電気工作物の工事、維持及び運用に関する次の記録は、社団法人中部電気管理技術者協会の定めた様式により記録し、これを必要な期間保存するものとする。

- (1) 巡視、点検、測定及び試験の記録
- (2) 電気事故に関する記録

2 主要電気機器の補修記録は、別に定める設備台帳に記録し、必要な期間保存するものとする。

第9章 責任の分界

(責任の分界点)

第21条 中部電力株式会社の設置する電気工作物との保安上の責任分界点は電気使用申込書のとおりとする。

(需要設備の構内)

第22条 需要設備の構内は別紙構内図のとおりとする。

第10章 整備その他

(危険の表示)

第23条 受電室その他高圧電気工作物が設置されている場所等であって、危険のおそれのあるところには、人の注意を喚起するよう表示を設けるものとする。

(測定器具類の整備)

第24条 電気工作物の保安上必要とする測定器具類を整備し、これを適正に保管するものとする。

(設計図書類の整備)

第25条 電気工作物に関する設計図、仕様書及び取扱い説明書については、必要な期間整備保存するものとする。

(手続き書類等の整備)

第26条 所管官庁、中部電力株式会社に提出した書類及び図面、その他主要文書についてはその写しを必要な期間保存するものとする。

(9) 非常用発電機保守点検業務仕様書

1 所在地
静岡市駿河区小鹿二丁目25番45号 健康文化交流館

2 対象機器の概要

対象機器	非常用ディーゼル発電機			製造年月	2003年6月	
本体型式	PG57PX-R0型	製造番号	566			
証票No.	SYD0-22 5 3 6 2			装置製造者	三菱電機(株)	
エンジン	製造者名	三菱重工業(株)	発電機	製造者名	三菱電機(株)	
	型式	S6S9		型式	CFD-D	
	製造番号	106818		製造番号	0 3 QA16N90104	
	馬力	5 3KW		容量	53. 5kVA	
	回転速度	3600min		電圧・電流	220V・140A	
				充電器	製造者名	三菱電機(株)
					入力	AC220V/60Hz
					容量	26. 7V・5 A
					型式	U-BTC-1P
					製造番号	03QD16N80102A

3 点検回数
当装置を年1回以上点検実施

4 点検項目
次に掲げる項目の点検を行うものとする

項目		備考欄	
停止時	全般	周囲の状況・外観	
		区画、防火戸の破損、水の浸透	
		標識・表示	
		各スイッチ及びメーター類の破損等	
		冷却水出入口弁の状態	ドレンバルブのみ装備
		燃料出入口弁の状態	
		給・換気ダクト	
		操作位置	自動
		設置線の接続状態	
		点検前運転時間	
保守運転回路の有無及び時間			
運転時		起動停止時間	
		各計器の指示	
		油、水漏れの有無	
		廃棄漏れ、排気色の確認	
		異常振動、異常音の有無	
点検終了時	他	実負荷切替試験	
		最終運転時間	
		手動・自動スイッチの位置	
		試験スイッチの位置	
		充電器（入・出力）スイッチの位置	
		制御電源スイッチの位置	
		保温ヒーター-NFB位置	
		発電機遮断機（5 2G）MCCB位置	
		単相出力 MCCB（5 0A）位置（照明電源）	使用はしていない
バッテリースイッチ			
盤面表示確認	始動準備完了・商用電源・制御電源・CPU		

	項目	備考欄
エンジン	油及び水漏れ	
	エンジンオイル量	
	エンジンオイルの劣化状況	
	冷却水状態	
	クーラントの状態	
	冷却水ポンプ	
	燃料フィルター	
	潤滑油フィルター	
	冷却水ヒーター動作状況	
	プライミングポンプ動作状況	
	ホース類の劣化・損傷	
	ファンベルトの張り・損傷	
	エアークリーナーの汚れ	装備無し
	エンジン電装品抵抗測定	
	セルモーター	
発電機	軸受グリスの状態	無給油タイプ
	ブラシの磨耗状態	
	スリップリング点検・清掃	
蓄電池設備	浮動充電電圧・電流	管理値26.76±0.2V
	垂下電流	管理値5±0.5A
	単電池電圧測定	管理値13.38±0.05V
	内部抵抗測定	警告値：9mΩ、寿命値：13mΩ
	温度測定	
	蓄電池有効期限	
	起動中最低電圧	管理値：18V以上
	端子結線接続	
	外形の変形・表示灯の球切れ	
燃料タンク	燃料タンク油量	
	油量ゲージの作動	
	タンクの変形・油漏れ	
その他	保護装置	
	絶縁抵抗装置	
	起動・停止シーケンス	
	運転記録	

(10) 中央監視制御装置保守点検業務仕様書
(静岡市葵生涯学習センター・女性会館 複合施設)

1 保守点検の目的

受託者は、保守点検対象物件に精通熟知した技術者を派遣し、以下の各項について保守点検対象物件を常に正常かつ良好な運転状態に保つよう保守点検するものとする。

2 保守点検内容

受託者は、別紙点検表および基準表のとおり、保守点検対象物件の点検、調整、給油、清掃、動作確認、修理 部品取替等を行う。

3 定期保守点検

受託者は、第2項の保守点検作業を前期（概ね6月）、後期（概ね11月）に、別紙に定めるとおりに実施するものとする。

4 保守点検作業の実施時間

保守点検作業は、委託者の勤務時間内に実施するものとする。ただし、委託者が執務の都合上 必要と認めるとき及び臨時保守点検作業を実施するときは、この限りでない。

5 除外作業

次の事項は、第2項の保守点検範囲に含まないものとする。

- (1) 保守点検対象物件の増移設及び撤去に関する作業並びに立会い。
- (2) 委託者の要求による保守点検対象物件の仕様変更に伴う改造。
- (3) 日常の清掃、点検及び運転。
- (4) 天災、地変等委託者、受託者双方の責に帰することのできない原因により生じた修理。
- (5) 受託者の指定する設置条件、使用電源条件、空調条件等に反したことによる修理。
- (6) 受託者の指定品以外の消耗品を使用したために生じた故障の修理。
- (7) 委託者の不適切な保守点検対象物件の使用又は取り扱いによる故障の修理。
- (8) 委託者の作成したプログラムに起因する事故の調査及び対策。

6 受託者が負担する材料、消耗品等

受託者が負担する材料、消耗品等は次のとおりとする。

- (1) 調整用消耗品（給油及び清掃に要するもの）
- (2) 交換部品のうち下記の部品以外のもの
ディスプレイ本体、組込プリンター（動力モーター・印字ヘッド）、プリンター用紙

別紙 1

保守点検対象物件の保守点検表

機 種	台 数	点検 (概ね 6 月)	点検 (概ね 11 月)
(1) 空調機系統			
熱源廻り制御	一式	○	○
AHU-1 空調機制御	一式	○	○
AHU-2 空調機制御	一式	○	○
AHU-3 空調機制御	一式	○	○
AHU-4 空調機制御	一式	○	○
冷却塔制御	一式	○	○
(2) 中央監視系統			
セントラル	一式	○	
MCL 中央処理装置			
ANN アナウンシエーター			
PRT プリンター			
ローカル	一式	○	
DGP 現場受信装置 6 台			
IDGP 現場受信装置 2 台			
デジタルポイント 112 点			
アナログポイント 32 点			

※ 臨時保守点検は、不時の故障箇所の点検を行うこと。

(11) マイクロコージェネレーションシステム保守点検業務仕様書（使用燃料種：13A、LPG）

1 委託場所 健康文化交流館 静岡市駿河区小鹿二丁目25番45号

2 定期点検

当装置を年1回以上点検実施

3 点検項目

次に掲げる項目の点検を行うものとする

区分	項目	備考
エンジン	エアクリーナエレメントの状態	交換は2年又は6000時間のいずれか早い時期
	吸気ゴムホースの状態	点検（亀裂、損傷、クリップ等）
	排気ゴムホースの状態	点検（亀裂、損傷、クリップ等）
	排気ドレンフィルタの状態	方解石の補充又は洗浄
	排気ドレンホースの状態	点検（亀裂、損傷、クリップ等）
	バルブクリアランスの調整	冷態時0.30±0.05mm（旧排気共）
	点火プラグ	交換は2年又は6000時間のいずれか早い時期
	プラグキャップ・コード	
	各部油・水・ガス漏れ	漏れ点検
	防振ゴムの状態	点検後必要に応じ交換
	エンジン始動性及び異音	
	エンジンの状態	点検後必要に応じ調整・分解・整備
潤滑油系	潤滑油交換	交換は2年又は6000時間のいずれか早い時期
	潤滑油フィルタ	交換は2年又は6000時間のいずれか早い時期
	潤滑油ゴムホース	点検（亀裂、損傷、クリップ等）
	潤滑油漏れ	
燃料系	ガス漏れの有無	
	ガスレギュレータの状態	
	ガスホースの状態	点検（亀裂、損傷、クリップ等）
冷却水系	冷却水（LLC）	LLC濃度50%（寒冷地仕様60%） 交換は2年又は6000時間のいずれか早い時期
	冷却水ポンプの状態	点検後必要に応じ交換
	冷却水ゴムホースの状態	点検後必要に応じ交換
発電機・制御盤系	絶縁抵抗の測定	発電機側配線端子
	端子・カプラの緩み	制御盤・パッケージ内各部
	制御基盤の状態	点検後必要に応じ交換
	換気ファンの状態	制御ルーム内 点検後必要に応じ交換
	換気ファンフィルタの清掃	制御ルーム内
	発電機軸受（CP5V除く）	交換は4年又は12000時間のいずれか早い時期
インバータ	端子・カプラの緩み	
	ケースのさび・がたつき	
	換気ファンの状態	インバータルーム 点検後必要に応じ交換
	換気フィルタの清掃	インバータルーム
パッケージ	換気ファンの状態	エンジンルーム 点検後必要に応じ交換
	運転音（騒音）	定常運転時確認
	振動	定常運転時確認
	さび・がたつき	外観・内部
	ラジエータファンの状態	異音の有無
	ラジエータフィンの状態	虫・異物詰まり、汚れ確認
他	リモコンの状態	機能確認
	運転データ採取	遠隔監視データ又はパソコンによるデータ採取

(12) 出入口ゲート 保守点検業務仕様書

1 点検対象

- (1) 対象物件の所在地 静岡市駿河区小鹿二丁目 25 番 45 号
- (2) 対象物件の建物名称 静岡市健康文化交流館
- (3) 機種形式及び台数 駐車場管制機器
 - ① 出口読取機 TF-6700N 1 式
 - ② カーゲート NT-1500 1 式
 - ③ 駐車台数係数器 TF-9000 1 式
 - ④ 入口表示灯 1 式
 - ⑤ 出庫注意灯 1 式

2 点検回数

- (1) 年に 1 回の定期点検を実施する。(概ね 3 月に実施する)
- (2) 不時の故障に際しては、委託者の要請により臨時点検を実施する。

3 保守点検整備内容

- (1) 出口読取機
 - ① 電源電圧測定
 - ② コネクタ及び端子類の締め付け確認
 - ③ 時計時刻の確認及び調整
 - ④ 案内放送確認
- (2) カーゲート
 - ① 電源電圧測定
 - ② 開閉動作 (自動⇔手動)
 - ③ 機構部の状態確認及び調整、注油
- (3) 駐車台数計数器
 - ① 表示動作確認 (現在数表示)
- (4) 入口表示灯
 - ① 表示動作確認 (満⇔空表示)
 - ② 内照用蛍光灯の状態確認 (蛍光管は、甲が支給する。)
- (5) 出庫注意灯
 - ① 回転灯の動作確認
 - ② 表示動作確認 (出庫時「出庫注意」の点滅表示)

4 一般事項

- (1) 本業務は、契約書、仕様書等に基づき実施し、疑義を生じた場合は委託者と協議し、その指示に従うものとする。
- (2) 作業日の決定については、委託者と協議して行うものとする。
- (3) 保守点検記録、点検及び清掃時の写真を提出し、これを本委託業務の保守結果報告とする。
- (4) 委託業務の実施にあたり必要な機材、材料等はすべて乙の負担とする。
- (5) 委託業務を実施するため必要な電力、給水施設等は、委託者が受託者に無償で使用させるものとする。

5 現場管理

各関係法規に従い、常に危険防止に努め、整理整頓を怠らないこと。

(13) 消防設備 保守点検業務仕様書

- 1 この契約の対象となる消防設備等は、次に掲げるものとする。
 - (1) 設置場所
静岡市葵区東草深町3番18号
静岡市葵生涯学習センター・女性会館 複合施設
 - (2) 点検対象設備等の名称、規格及び点検回数
別紙点検対象設備及び点検回数表のとおり。
- 2 受託者は、前記の消防設備等を消防法第17条の3の3及び4、消防告示第3号に定める基準により点検を行う。
- 3 点検の種類は、機器点検及び総合点検とする。
- 4 受託者は、点検の結果に基づいて委託者が消防長又は消防署長に報告する書式（消防用設備等点検結果報告書及び添付する各種点検票）を作成するものとする。
- 5 受託者は、この点検業務の結果、第1項に示された消防設備等の機能に支障を及ぼす恐れがあると判断されるような欠陥を発見したときは、ただちに委託者に通知しなければならない。
- 6 第2項の契約期間中に火災等の災害発生により消防設備等を使用した場合には、受託者は委託者の要請により速やかに出向いて適切な処置をとるものとする。
- 7 受託者は、施設管理者が消防法による年2回以上の消防防災訓練が義務付けられているため施設管理者の要望により、消防防災訓練実施時に立会、建物の消防設備が、何処にどのように設置され、どのような働き、連動しているかの説明指導を行う。

別表点検対象設備及び点検回数表（葵）

名称及び規格	数量	点検回数	
		機器点検 (概ね9月)	機器、総合点検 (概ね3月)
(自動火災報知設備)			
受信機 (P型1級40回線)	1台	1	1
副受信機 (P型60回線)	1台	1	1
スポット型感知器 (差動式)	110個	1	1
スポット型感知器 (定温式)	31個	1	1
煙感知器 (光電式)	151個	1	1
煙感知器 (煙複合式スポット型)	5個	1	1
発信機 (P型1級)	15個	1	1
電鈴	16個	1	1
消火栓起動装置	1台	1	1
表示灯	15個	1	1
交流電源	1式	1	1
予備電源	1式	1	1
サイレン	5個	1	1
配線点検	1式		1
(防火・防排煙設備)			
連動操作盤 (15回線)	1面	1	1
煙感知器	26個	1	1
防火扉	5枚	1	1
防排煙ダンパー	20台	1	1
シャッター	9枚	1	1
可動タレ壁	4枚	1	1
排煙口	3台	1	1
電子ブザー	5個	1	1
(スプリンクラー設備)			
加圧送水装置	1台	1	1
起動装置	1台	1	1
スプリンクラーヘッド	811個	1	1
操作盤	1面	1	1
自動警報弁	5個	1	1
圧力スイッチ	5個	1	1
手動開放弁	5個	1	1
表示機	1台	1	1
水源及び給水装置	1式	1	1
呼水装置	1台	1	1
非常電源	1式	1	1
配線点検	1式		1
送水口	1個	1	1
放水試験費	1式		1
補助散水栓	11台	1	1
(避難器具設備)			
救助袋 (3,4階 垂直式)	2基	1	1
(非常放送設備)			
増幅器 (240W)	1台	1	1
スピーカー回線 (20回線)	1式	1	1
作動試験	1式		1
遠隔操作器	1台	1	1
スピーカー	104個	1	1
音量調整器	39個	1	1
非常電源	1式	1	1
予備電源	1式	1	1
配線点検	1式		1
(消火器設備)			
消火器	25本	1	1

名称及び規格	数量	点検回数	
		機器点検 (概ね9月)	機器、総合点検 (概ね3月)
(誘導灯設備)			
誘導灯	72灯	1	1
配線点検	1式	1	1
(自家発電設備)			
発電機(200KVA)	1台	1	1
始動装置(蓄電池)	1台	1	1
起動制御盤	1面	1	1
負荷連動試験	1式		1
(ガス漏れ警報設備)			
受信機G〔P〕(5回線)	1台	1	1
検知器(都市用DC型)	3台	1	1
非常電源	1式	1	1
予備電源	1式	1	1
(泡消火設備)			
泡タンク	1台	1	1
加圧送水装置	1台	1	1
起動装置	1台	1	1
泡ヘッド	211個	1	1
感知ヘッド	121個	1	1
操作盤	1面	1	1
自動警報弁	1個	1	1
圧力スイッチ	1個	1	1
自動作動弁	15個	1	1
混合装置	1台	1	1
原液	20ℓ		1
手動開放弁	15個	1	1
表示機	1台	1	1
散出試験費	1式		1
非常電源	1式	1	1
(粉末消火設備)			
粉末消火装置(移動式)	1式	1	1
(採水口設備)			
採水口	1式	1	1

(13) 消防用設備等保守点検業務 仕様書

1 目的

消防法第17条の3の3の規定に基づく、消防用設備等の保守点検業務を行なうことにより、誤作動を防ぎ、災害時に確実に機能を発揮し、設備の被害を最小限にするために行なうものである。

2 保守点検所在場所及び対象設備

(1) 所在場所

静岡市葵区田町三丁目 46番地の5 西部生涯学習センター

(2) 対象設備

別表（消防用設備等保守点検内訳）のとおり。

3 点検作業の内容

(1) 一般事項

- ① 保守点検業務は、「消防法」「同法施行令」「同法施行規則」及びこれに基づく告示等の定めるところにより実施すること。
- ② 他の消防用設備等の範囲と重複する場合は、当該点検実施者等と十分協議して点検を行なう。
- ③ 点検を行なうにあたっては、関係者と十分協議して危害発生の防止を図るとともに当該点検に係る設備の概要、状況等を十分把握する。
- ④ 点検終了後は、電源電圧の確認、スイッチ類の位置、収納状態等を再度確認することにより必ず元の状態に復元しておくこと。

(2) 点検方法

点検は、「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式（昭和50年10月16日消防庁告示第14号）及び「消防法施行規則の規定に基づき消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の結果についての様式（昭和50年4月1日消防庁告示第3号）」に定めるところにより適正に行ない、必要に応じ、保守、修理その他の措置を講じるものとする。

(3) 点検期間及び点検内容

年間で、①機器点検、及び②機器点検及び総合点検 を6ヶ月の間隔をおいて実施する。

（注）保守点検の実施日については、甲、乙協議のうえ決定する。

4 その他

- (1) 自動火災報知設備等の点検で音響を発することにより、市の業務に支障をきたすものについては、点検の時間を連絡のうえ実施すること。
- (2) 消防法に基づく消防機関への報告手続き及び検査立会いの必要性を確認し、行うこと。
- (3) 点検の結果、改修を要する内容については、速やかに配置図等の書面により報告すること。
- (4) 点検時に修理の可能な軽微なものについては、その都度保守修理すること。

5 受託者は、施設管理者が消防法による年2回以上の消防防災訓練が義務付けられているため施設管理者の要望により、消防防災訓練実施時に立会、建物の消防設備が、何処にどのように設置され、どのような働き、連動しているかの説明指導を行う。

【別表】 西部 消防用設備等保守点検内訳

施設名 西部生涯学習 センター	消 火 器				屋内消火栓設備										非常警報設備								誘導灯										
	粉末		泡	強化液	加圧送水装置	操作盤	消火栓箱	ホース		起動用スイッチ	表示灯	音響装置	表示盤	水源	呼水装置	放水試験	増幅器	自火報連動	スピーカー	音量調整器	起動装置		常用電源	非常電源	避難口			通路			誘導標識		
	加圧式	蓄圧式	機械泡	蓄圧式				総数	10年経過												表示灯	音響装置			表示盤	水源	呼水装置	放水試験	増幅器	自火報連動	スピーカー	音量調整器	押しボタン
	本	本	本	本	組	面	台	本	本	個	個	個	面	組	組	式	台	W	組	個	個	個	個	個	個	台	台	台	台	台	台	台	台
西部	12															1	60		34								10						

施設名 西部生涯学習 センター	粉末消火設備				非常用自家発電設備					自動火災報知設備										ガス漏れ火災警報設備													
	粉末タンク	加圧用窒素容器	薬剤点検	ホースリール	ディーゼルエンジン	交流発電機	始動装置	燃料・水タンク・配管等	作動試験	配線点検	受信機			感 知 器			発信機・表示灯	音響装置	自火報連動	消火栓起動装置	常用電源	非常電源	受信機	表示盤	検知器	検知器の種類	中継器	警報装置	表示灯	常用電源	非常電源		
											P型1級	P型2級	差動式		定温式	煙感知器																分布型	スポット型
	使用回線	警回線	組	個	個	個	個	面	回線	面			個	個			個	組	組														
西部										1	10	30		42	12	7	2																

施設名 西部生涯学習 センター	排煙設備																															
	制御盤	煙感知器3種	ダンパー	排煙口	防火戸					電動式シャッター	手動式シャッター	可動垂れ壁	垂直降下式垂れ壁	ハッチ	手動装置	排煙装置	空圧制御装置															
					ドア式S型	ドア式W型	ドア式温度ヒューズ型	引戸式ウイト閉鎖型	引戸式折たたみ型									枚	枚	枚	枚	枚	連	枚	台	組	台	式				
西部										2																						

【別表】 西部 消防用設備等保守点検内訳

消火器	非常警報設備				誘導灯			自動火災報知設備								排煙設備		
	粉末 加圧式	増幅器		自火報連動	スピーカー	避難口			受信機			感知器			発信機・表示灯	電動式シャッター	手動装置	
									P型1級		P型2級	差動式		定温式				煙感知器
						大型	中型	小型	分布型	スポット型								
本	台	W	組	個	台	台	台	面	使用 回線	盤 回線	面	組	個	個	個	個	枚	組
12	1	60		34		10		1	10	30			42	12	7	2	2	37

(13) 消防設備保守点検業務仕様書

- 1 この契約の対象となる消防設備等は、次に掲げるものとする。
 - (1) 設置場所
静岡市葵区千代田七丁目 8 番 15 号 静岡市東部保健福祉センター
東部生涯学習センター
 - (2) 点検対象設備等の名称、規格及び点検回数
別紙点検対象設備及び点検回数表のとおり。
- 2 受託者は、前記の消防設備等を消防法第 17 条の 3 の 3 及び 4、消防告示第 3 号に定める基準により点検を行う。
- 3 点検の種類は、機器点検及び総合点検とする。
- 4 受託者は、点検の結果に基づいて委託者が消防長又は消防署長に報告する書式（消防用設備等点検結果報告書及び添付する各種点検票）を作成するものとする。
- 5 受託者は、この点検業務の結果、第 1 項に示された消防設備等の機能に支障を及ぼす恐れがあると判断されるような欠陥を発見したときは、ただちに委託者に通知しなければならない。
- 6 消防法による年 2 回以上の消防防災訓練が義務付けられているので、施設管理者の要望により、消防防災訓練実施時に立ち会いをし、建物の消防設備が何処にどのように設置され、どのような働きや連動をしているかの説明指導を行う。
- 7 第 2 項の契約期間中に火災等の災害発生により消防設備等を使用した場合には、受託者は委託者の要請により速やかに出向いて適切な処置をとるものとする。

別紙点検対象設備及び点検回数表（東部）

1/2

規 格	数 量	点 検 回 数	
		機器点検 (概ね1月)	機器・総合点検 (概ね7月)
(自動火災報知設備)			
受信機 P型1級 14/30 回線	1台	1	1
副受信機	1台	1	1
総合盤 ベル・ランプ・発信機	9面	1	1
差動式スポット型感知器	87ヶ	1	1
定温式スポット型感知器	22ヶ	1	1
煙感知器 光電式2種	15ヶ	1	1
常用及び予備電源	1式	1	1
配線点検	1式		1
(防排煙設備)			
防火シャッター	4基(5面)	1	1
防火扉	2基	1	1
防火ダンパー	12基	1	1
防火ダンパー制御盤	1台	1	1
煙感知器 光電式3種	6ヶ	1	1
予備電源	1式	1	1
配線点検	1式		1
(非常用放送設備)			
増幅器	1台	1	1
遠隔操作器	1台	1	1
スピーカー	63ヶ		1
予備電源	1式	1	1
配線点検	1式		1
(屋内消火栓設備)			
加圧送水装置・操作盤	1基	1	1
消火栓箱	7基	1	1
ホース15m ノズル径13ト	14本	1	1
水源及び配管	1式	1	1
作動放水試験	1式		1
常用電源	1式	1	1
配線点検	1式		1
(非常電源)			
自家発電設備	1基	1	1
配線点検	1式		1

別紙点検対象設備及び点検回数表（東部）

2/2

規 格	数 量	点 検 回 数	
		機器点検 (概ね1月)	機器・総合点検 (概ね7月)
(誘導灯設備)			
避難口誘導灯（中型）	30台	1	1
廊下通路灯（中型）	9台	1	1
階段通路灯（中型）	5台	1	1
配線点検	1式		1
(漏電火災警報設備)			
受信機	1台	1	1
交流器	1ヶ	1	1
配線点検	1式		1
(消火器具)			
粉末ABC10型消火器	11本	1	1

(13) 消防設備保守点検業務仕様書

- 1 この契約の対象となる消防設備等は、次に掲げるものとする。
 - (1) 設置場所
静岡県葵区昭府二丁目14番1号 静岡県北部保健福祉センター
北部生涯学習センター
 - (2) 点検対象設備等の名称、規格及び点検回数
別紙点検対象設備及び点検回数表のとおり。
- 2 受託者は、前記の消防設備等を消防法第17条の3の3及び4、消防告示第3号に定める基準により点検を行う。
- 3 点検の種類は、機器点検及び総合点検とする。
- 4 受託者は、点検の結果に基づいて委託者が消防長又は消防署長に報告する書式（消防用設備等点検結果報告書及び添付する各種点検票）を作成するものとする。
- 5 受託者は、この点検業務の結果、第1項に示された消防設備等の機能に支障を及ぼす恐れがあると判断されるような欠陥を発見したときは、ただちに委託者に通知しなければならない。
- 6 消防法による年2回以上の消防防災訓練が義務付けられているので、施設管理者の要望により、消防防災訓練実施時に立ち会いをし、建物の消防設備が何処にどのように設置され、どのような働きや連動をしているかの説明指導を行う。
- 7 第2項の契約期間中に火災等の災害発生により消防設備等を使用した場合には、受託者は委託者の要請により速やかに出向いて適切な処置をとるものとする。

規 格	数 量	点 検 回 数	
		機器点検 (概ね1月)	機器・総合点検 (概ね7月)
（自動火災報知設備）			
受信機 P型1級 8/10回線	1台	1	1
総合盤 ベル・ランプ・発信機	6面	1	1
差動式スポット型感知器	45ヶ	1	1
定温式スポット型感知器	16ヶ	1	1
煙感知器 光電式2種	11ヶ	1	1
常用及び予備電源	1式	1	1
配線点検	1式		1
（防排煙設備）			
連動制御盤	2台	1	1
防火シャッター	5基	1	1
防火扉	3基	1	1
防火ダンパー	10基	1	1
煙感知器 光電式3種	21ヶ	1	1
自動解放装置	8ヶ	1	1
予備電源	1式	1	1
配線点検	1式		1
（非常用放送設備）			
増幅器	1台	1	1
遠隔操作器	1台	1	1
スピーカー	39ヶ		1
常用及び予備電源	1式	1	1
配線点検	1式		1
（屋内消火栓設備）			
加圧送水装置・操作盤	1基	1	1
消火栓箱	6基	1	1
ホース15m ノズル径13mm	12本	1	1
水源及び配管	1式	1	1
作動放水試験	1式		1
常用電源	1式	1	1
配線点検	1式		1
（非常電源）			
自家発電設備	1基	1	1
配線点検	1式		1

規 格	数 量	点 検 回 数	
		機器点検 (概ね1月)	機器・総合点検 (概ね7月)
(誘導灯設備)			
避難口誘導灯 (大型)	5台	1	1
〃 (中型)	5台	1	1
〃 (小型)	3台	1	1
室内通路灯 (小型)	2台	1	1
階段通路灯 (大型)	3台	1	1
階段通路灯 (中型)	4台	1	1
配線点検	1式		1
(ガス漏れ火災警報設備)			
受信機	1台	1	1
ガス漏れ検知器	10ヶ	1	1
配線点検	1式	1	1
(消 火 器 具)			1
粉末ABC10型消火器	20本		
(避 難 器 具)		1	1
避難はしご	1基	1	1

(13) 消防用設備等保守点検業務仕様書

1 目的

消防法第17条の3の3の規定に基づき、消防用設備等の保守点検業務を行うことにより、劣化及び不具合の状況を把握し、保守の措置を適切に講ずることにより、故障・不具合を防止し、災害時における機能発揮に支障がない状態の維持に資するために行なうものである。

2 保守点検対象校名及び対象設備

(1) 所在場所

静岡市葵区大岩本町 29 番 1 号	静岡市立中央図書館
静岡市駿河区南八幡町 3 番 1 号	静岡市立南部図書館
静岡市葵区羽鳥本町 5 番 9 号	静岡市藁科複合施設
静岡市葵区瀬名二丁目 32 番 43 号	静岡市西奈複合施設
静岡市葵区与一六丁目 17 番 10 号	静岡市北部複合施設
静岡市清水区入江岡町 15 番 23 号	静岡市立清水中央図書館
静岡市清水区興津本町 829 番地	静岡市興津複合施設
静岡市清水区蒲原新田一丁目 22 番 22 号	静岡市立蒲原図書館
静岡市葵区安倍口団地 5 番 1 号	静岡市美和複合施設

(2) 対象設備

別表（消防用設備等保守点検内訳）のとおり。

3 点検作業の内容

(1) 一般事項

- ① 保守点検業務は、「消防法」、「同法施行令」、「同法施行規則」及びこれに基づく告示等の定めるところにより実施すること。

なお、製造年から10年又は点検後3年を経過した屋内消火栓設備のホースの耐圧性能検査を実施すること。

- ② 他の消防用設備等の範囲と重複する場合は、当該点検実施者等と十分協議して点検を行う。
- ③ 点検を行うにあたり、関係者と十分協議して危害発生の防止を図るとともに当該点検にかかる設備の概要、状況等を十分把握する。
- ④ 点検終了後は、電源電圧の確認、スイッチ類の位置、収納状態等を再度確認す

ることにより必ず元の状態に復元しておくこと。

(2) 点検方法

点検は、「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式(昭和50年10月16日消防庁告示第14号)」、「消防法施行規則の規定に基づき消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式(平成16年消防庁告示第9号)」及び「消防用設備等の点検要領の全部改正について(平成14年6月11日消防予第172号)」に定めるところにより適正に行い、必要に応じ、保守、修理その他の措置を講じるものとする。

(3) 点検時期及び点検内容

年間で、①機器点検及び総合点検及び②機器点検を約6箇月の間隔をおいて実施する。保守点検の実施日については、各施設と協議のうえ決定する。

4 その他

- (1) 自動火災報知設備の点検等で音響を発することにより、各施設の管理上、支障をきたすものについては、点検の時間を連絡のうえ実施すること。また、自動火災報知設備の受信機からの発報信号が警備会社へ移報されるため、各施設及び警備会社と事前に十分な打ち合わせと連絡調整を行い、実施すること。
- (2) 消防法に基づく消防機関への報告手続き及び検査立会を行なうこと。
- (3) 点検の結果、改修を要する内容については、速やかに配置図等の書面により報告すること。
- (4) 点検時に修理の可能な軽微なものについては、その都度保守修理すること。
- (5) 消防法による年2回以上の消防防災訓練が義務付けられているので、施設管理者の要望により、消防防災訓練実施時に、立会、建物の消防設備が、何処にどのように設置され、どのような動き、連動しているかの説明指導を行う。

中央図書館等消防用設備等保守点検業務

特記仕様書

静岡市

1 総 則

- (1) 本仕様書は、静岡県教育委員会事務局教育部中央図書館（以下「委託者」という。）が委託する委託業務の実施について必要な事項を定めるものである。
- (2) 受託者は、「静岡県建設工事執行規則」等を準用し、本仕様書に従い、委託業務を実施しなければならない。
- (3) 本仕様書に記載された特記事項は、この仕様書の一般事項に優先するものとする。

2 提出書類

受託者は、次に定めるものを着手前に提出しなければならない。

- (1) 工程表（工程表には従事者の名前、人数を記入のこと）
- (2) 業務代理人等通知書
- (3) 従事者名簿
- (4) 従事者の免状の写し（表・裏）
- (5) 会社との雇用関係が分かる物の写し
- (6) 点検終了後 業務実績報告書………委託業務内容に関するもの。
- (7) そ の 他………担当者より特別に提出を求められたもの。（「作業日報」に類するもの、及び本委託業務に必要な関係書類）

3 事前調査

受託者は、委託業務の着手に先立ち施設の運営状況その他本委託業務との関連事項等について綿密な事前調査を行い、施設の状況を十分把握したうえ、必要に応じ委託業務実施計画書を担当者に提出し、承諾を受けなければならない。

4 指示及び報告

- (1) 担当者は、委託業務の実施により施設の運営に重大な支障を及ぼすと判断したときは、その作業の中止を命ずることができる。この場合受託者は、直ちに担当者の指示に従い支障となる原因の除去に全力を挙げ対処しなければならない。
- (2) 受託者は、本委託業務の実施過程において、仕様書等に明記なき事項に異常等を発見した場合は、その内容の重大又は軽微に係わらず直ちに担当者に報告しその指示を受けなければならない。

5 疑義の解釈

受託者は、仕様書等に定める事項について疑義を生じた場合、及び本委託業務の実施上の細目については、担当者と協議のうえその指示に従うものとする。

6 関係法令の遵守

受託者は、委託業務の実施にあたり「労働安全衛生法」及び委託業務に関する諸法令を遵守し、委託業務の円滑なる進捗を図るとともに、諸法令の適用は、受託者の負担と責任において行わなければならない。

7 関係官公庁への手続き

- (1) 委託業務の実施上必要な関係官公庁その他に対する手続きは、原則として受託者において迅速に処置しなければならない。
- (2) 関係官公庁その他に対して交渉を要するとき、又は交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を担当者に申し出て協議するものとする。

8 技術基準

本委託業務の実施にあたり設計図書等に記載されていない技術基準については、それらに該当する技術及び規格に従い実施しなければならない。

9 資格を必要とする作業

本業務は資格を必要とする作業であるため、それぞれの資格を有する者が実施しなければならない。

10 施設の保全

既設設備に損傷等を与えたときは、速やかに担当者に報告し、受託者の負担において現況に復旧させなければならない。

11 安全管理

- (1) 受託者は、委託業務の実施にあたっては、常に安全に留意して現場管理を行い、災害の防止に努めなければならない。
万一、人身事故等が発生したときは、その状況について遅滞なく担当者に報告するとともに、速やかに関係各所に連絡し適切な措置を講じなければならない。
- (2) 受託者は、危険物を持ち込み又は使用しようとする場合は、事前に担当者の承諾を受けるとともに、その保管及び取り扱いについては関係法令を遵守し、万全の方策を講じなければならない。
- (3) 受託者は、当該作業現場に関係者以外の立ち入りを禁止する必要がある場合は、板囲い、ロープ等により囲うとともに「立入禁止」等の表示をし、安全対策を講じなければならない。
- (4) 受託者は、施設の電気設備より電気の供給を受け、工具等を使用しようとする場合は、施設に承諾を受け使用しなければならない。

1 2 完了に伴う検収

- (1) 受託者は、委託業務の完了にあたっては、立ち会いのうえ施設防火管理者等の関係者の検収を受けなければならない。
- (2) 受託者は、検収のため必要な資料の提出その他の処理については担当者の指示に従わなければならない。

1 3 委託業務完了時の処理

- (1) 委託業務完了後、受託者は、委託者の要請があった場合は、速やかに担当技術者を派遣し設備の保安指導、取扱指導等の研修を行わなければならない。

1 4 その他

- (1) 受託者は、仕様書等に従って実施するものであるが、これらに明示していない事項であっても事実上当然必要と認められる事項は、受託者の責任において実施しなければならない。
- (2) ガス漏れ警報設備については、消防用設備等に該当しないガス漏れ感知器についても発報検査を実施し、機能と有効期限の確認報告をすること。
- (3) 各点検対象設備内訳表の数量及び設備の有無に相違がある場合は、保守点検内訳表等により訂正表を提出すること。
- (4) 重大な不具合があった場合、その箇所の写真、配置図等を提出のこと。
- (5) 点検時修理可能な軽微な不具合があった場合は受託者が復旧を行なうこと。
- (6) 点検終了後、各機器、器具に点検済票を貼付すること。
- (7) 点検報告書は当該施設及び教育委員会（中央図書館）あて各1部ずつ、複合施設については加えて1部提出すること。なお、教育委員会に提出する報告書については、ファイルに編綴するとともに、施設名を付したインデックスを貼付すること。消火器の点検表には、粉末、強化液、PFOS、加圧式、蓄圧式の記入を入れること。

(13) 消防設備 保守点検業務仕様書

- 1 この契約の対象となる消防設備等は、次に掲げるものとする。
 - (1) 設置場所
静岡市南部生涯学習センター 静岡市駿河区南八幡町 25 番 21 号
 - (2) 点検対象設備等の名称、規格及び点検回数
別紙点検対象設備及び点検回数表のとおり。
- 2 受託者は、前記の消防設備等を消防法第 17 条の 3 の 3 及び 4、消防告示第 3 号に定める基準により点検を行う。
- 3 点検の種類は、機器点検及び総合点検とする。
- 4 受託者は、点検の結果に基づいて委託者が消防長又は消防署長に報告する書式（消防用設備等点検結果報告書及び添付する各種点検票）を作成するものとする。
- 5 受託者は、この点検業務の結果、第 1 項に示された消防設備等の機能に支障を及ぼす恐れがあると判断されるような欠陥を発見したときは、ただちに委託者に通知しなければならない。
- 6 第 2 項の契約期間中に火災等の災害発生により消防設備等を使用した場合には、受託者は委託者の要請により速やかに出向いて適切な処置をとるものとする。
- 7 受託者は、施設管理者が消防法による年 2 回以上の消防防災訓練が義務付けられているため施設管理者の要望により、消防防災訓練実施時に立会、建物の消防設備が、何処にどのように設置され、どのような働き、連動しているかの説明指導を行う。

規 格	数 量	点 検 回 数	
		機器点検 (概ね7月)	機器・総合点検 (概ね1月)
(自動火災報知設備)			
受信機 GP型1級 7/10回線	1台	1	1
総合盤 (ランプ・発信機)	5面	1	1
差動式スポット型感知器	27ヶ	1	1
定温式スポット型感知器	18ヶ	1	1
煙感知器 光電式2種 (スポット型)	11ヶ	1	1
常用及び予備電源	1式	1	1
配線点検	1式		1
(防排煙設備)			
連動制御盤 4/5回線	1台	1	1
防火扉 (ヒューズ式及び煙感知器連動式)	4基	1	1
煙感知器 光電式3種	9ヶ	1	1
自動閉鎖装置 (防火戸及びダンパー用)	6ヶ	1	1
常用及び予備電源	1式	1	1
配線点検	1式		1
(非常用放送設備)			
増幅器 (定格出力240W)	1台	1	1
スピーカー	46ヶ	1	1
常用及び予備電源	1式	1	1
自火報連動試験	1式	1	1
配線点検	1式		1
(避難器具設備)			
避難はしご (折りたたみ式)	1基	1	1
緩降機	1基	1	1
(誘導灯設備)			
避難口誘導灯 (大型)	1台	1	1
〃 (中型)	17台	1	1
階段通路灯 (中型)	13台	1	1
非常灯	27台	1	1
配線点検	1式		1

点検対象設備及び点検回数表（南部）

2/2

(消火器具)			
粉末ABC10型消火器	17本	1	1
(ガス漏れ火災警報設備)			
受信機 2/5 回線	1台	1	1
ガス漏れ検知器	3ヶ	1	1
常用及び予備電源	1式	1	1
配線点検	1式		1

(13) 消防設備 保守点検業務仕様書

- 1 この契約の対象となる消防設備等は、次に掲げるものとする。
 - (1) 設置場所
静岡市長田生涯学習センター 静岡市駿河区寺田 131 番地の 1
 - (2) 点検対象設備等の名称、規格及び点検回数
別紙点検対象設備及び点検回数表のとおり。
- 2 受託者は、前記の消防設備等を消防法第 17 条の 3 の 3 及び 4、消防告示第 3 号に定める基準により点検を行う。
- 3 点検の種類は、機器点検及び総合点検とする。
- 4 受託者は、点検の結果に基づいて委託者が消防長又は消防署長に報告する書式（消防用設備等点検結果報告書及び添付する各種点検票）を作成するものとする。
- 5 受託者は、この点検業務の結果、第 1 項に示された消防設備等の機能に支障を及ぼす恐れがあると判断されるような欠陥を発見したときは、ただちに委託者に通知しなければならない。
- 6 第 2 項の契約期間中に火災等の災害発生により消防設備等を使用した場合には、受託者は委託者の要請により速やかに出向いて適切な処置をとるものとする。
- 7 受託者は、施設管理者が消防法による年 2 回以上の消防防災訓練が義務付けられているため施設管理者の要望により、消防防災訓練実施時に立会、建物の消防設備が、何処にどのように設置され、どのような働き、連動しているかの説明指導を行う。

規 格	数 量	点 検 回 数	
		機器点検 (概ね7月)	機器・総合 点検 (概ね1月)
(自動火災報知設備)			
受信機 P型2級 5/5回線	1台	1	1
総合盤 ベル・ランプ・発信機	3面	1	1
ベル	2ケ	1	1
差動式スポット型感知器	30ケ	1	1
定温式スポット型感知器	8ケ	1	1
煙感知器 光電式2種	10ケ	1	1
常用及び予備電源	1式	1	1
配線点検	1式		1
(防排煙設備)			
連動制御盤	2台	1	1
防火シャッター	3基	1	1
防火ダンパー	4基	1	1
煙感知器 光電式3種	3ケ	1	1
自動解放装置	3ケ	1	1
常用及び予備電源	1式	1	1
配線点検	1式		1
(非常用放送設備)			
増幅器	1台	1	1
スピーカー	29ケ		1
常用及び予備電源	1式	1	1
配線点検	1式		1
(屋内消火栓設備)			
加圧送水装置・操作盤	1基	1	1
消火栓箱	3基	1	1
ホース15m ノズル径13ト	6本	1	1
水源及び配管	1式	1	1
作動放水試験	1式		1
常用電源	1式	1	1
配線点検	1式		1
(非常電源)			
自家発電設備	1基	1	1
配線点検	1式		1

規 格	数 量	点 検 回 数	
		機器点検 (概ね7月)	機器・総合 点検 (概ね1月)
(誘導灯設備)			
避難口誘導灯 (中型)	10台	1	1
通路誘導灯 (中型)	11台	1	1
非常灯	25台	1	1
配線点検	1式		1
(消火器具)			
粉末ABC10型消火器	15本	1	1

(13) 消防用設備保守点検業務仕様書

1 目的

本点検は、消防法第17条の3の3の規定に基づき、消防用設備等の保守点検業務を行うことにより、劣化及び不具合の状況を把握し、保守の措置を適切に講ずることにより、故障・不具合を防止し、災害時における機能発揮に支障がない状態の維持に資するために行うものである。

2 保守点検所在場所及び対象設備

(1) 所在場所

静岡市駿河区中野新田 57 番地の 5

大里複合施設（大里保健福祉センター、大里生涯学習センター）

(2) 対象設備

別紙点検対象設備及び点検回数表のとおり

3 点検作業の内容

(1) 一般事項

- ① 保守点検業務は、「消防法」、「同法施行令」、「同法施行規則」及びこれに基づく告示等の定めるところにより実施すること。
- ② 他の消防用設備等の範囲と重複する場合は、当該点検実施者等と十分協議して点検を行う。
- ③ 点検を行うにあたっては、関係者と十分協議して危害発生の防止を図るとともに当該点検に係る設備の概要、状況等を十分把握する。
- ④ 点検終了後は、電源電圧の確認、スイッチ類の位置、収納状態等を再度確認することにより必ず元の状態に復元しておくこと。

(2) 点検方法

点検は、「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式（昭和 50 年消防庁告示第 14 号）」、「消防法施行規則の規定に基づき消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式（平成 16 年消防庁告示第 9 号）」及び「消防用設備等の点検要領の全部改正について（平成 14 年 6 月 11 日消防予第 172 号）」に定めるところにより適正に行い、必要に応じ、保守、修理その他の措置を講ずるものとする。

4 点検の時期及び点検内容

(1) 機器点検 年1回(概ね7月)

(2) 機器点検及び総合点検 年1回(概ね1月)

(注) 保守点検の実施時期については、甲・乙協議のうえ決定する。

5 その他

(1) 自動火災報知設備等の点検で音響を発することにより、市の業務に支障をきたすものについては、点検の時間を連絡のうえ実施すること。

(2) 点検を実施するにあたっては、市の業務に支障がないよう、当該施設内担当職員と事前調整を行うこと。

(3) 消防法に基づく消防機関への報告手続き及び検査立会いを行うこと。

(4) 点検の結果、改修を要する内容については、速やかに配置図等の書面により報告すること。

(5) 点検時に修理可能な軽微なものについては、その都度保守修理すること。

(6) 消防法により年2回以上の施設の消防防災訓練が義務付けられているので、施設管理者の要望がある時は、消防防災訓練実施時に立会及び建物の消防設備が何処にどのように設置され、どのような動き、連動しているのかの説明指導を行うこと。

規格	数量	点検回数	
		機器点検 (概ね7月)	機器・ 総合点検 (概ね1月)
(自動火災報知設備)			
複合盤(受信機) 11/50 回線(複合施設分)	1台	1	1
差動式スポット型感知器	63ヶ	1	1
定温特殊型感知器	6ヶ	1	1
煙感知器	17ヶ	1	1
定温式感知器	9ヶ	1	1
総合盤(P型1組)	7面	1	1
常用及び予備電源	1式	1	1
配線点検	1式		1
(防排煙設備)			
煙感知器	10ヶ	1	1
自動閉鎖装置	8基	1	1
防煙シャッター	5基	1	1
防火扉(W型)	1基	1	1
制御盤 6 / 16	1台	1	1
(非常用放送設備)			
リモコン操作盤	1台	1	1
スピーカー	29ヶ	1	1
配線点検	1式		1
(屋内消火栓設備)			
加圧送水装置制御盤 7.5kw	1基	1	1
水源(受水槽、高架水槽、補助タンク)		1	1
消火栓BOX	7基	1	1
起動函	1台	1	1
常用電源	1式	1	1
配線点検	1式		1
作動放水試験	1式		1
(誘導灯設備)			
非難口誘導灯他	27台	1	1
配線点検	1式		1
(ガス漏れ警報設備)			
受信式2 / 5回線	1面	1	1
ガス漏れセンサー	3ヶ	1	1
中継器	1台	1	1
電源装置(常用及び予備電源)	1式	1	1

配線点検	1 式		1
(消火器具)			
粉末ABC10型	10本	1	1
強化液6・型	7本	1	1
(避難器具)			
避難梯子 (ベランダ)	2台	1	1

(13) 消防設備等 保守点検業務仕様書

1 目的

消防法第 17 条の 3 の 3 の規定に基づく、消防設備等の保守点検業務を行うことにより、誤作動等を防ぎ、災害時に確実に機能を発揮し、設備の被害を最小限にするために行うものである。

2 保守点検所在場所及び対象設備

- (1) 所在場所 静岡市駿河区小鹿二丁目 2 5 番 4 5 号 静岡市健康文化交流館
- (2) 対象設備 別紙「消防用設備保守点検業務内訳表」のとおり

3 点検作業の内容

(1) 一般事項

- ① 保守点検業務は、「消防法」、「同法施行令」、「同法施行規則」及びこれに基づく告示等の定めるところにより実施すること。
- ② 他の消防設備等の範囲と重複する場合は、当該点検実施者等と十分協議して点検を行うこと。
- ③ 点検を行うにあたっては、関係者と十分協議して危害発生の防止を図るとともに当該点検に係る設備の概要、状況等を十分把握すること。
- ④ 点検終了後は、電源電圧の確認、スイッチ類の位置、収納状態等を再度確認することにより必ず元の状態に復元しておくこと。

(2) 点検方法

点検は、「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検表の様式（昭和 50 年 10 月 16 日消防庁告示第 14 号）」及び「消防法施行規則の規定に基づき消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の結果についての様式（昭和 50 年 4 月 1 日消防庁告示第 3 号）」に定めるところにより適正に行い、必要に応じ、保守、修理その他の措置を講じるものとする。

(3) 点検時期及び点検内容

- ① 機器点検
- ② 総合点検

保守点検の実施時期については、甲、乙協議のうえ決定する。

4 その他

- (1) 自動火災報知設備の点検で音響を発することにより、市の業務に支障をきたすものについては、点検の時間を連絡のうえ実施すること。
- (2) 消防法に基づく消防機関への報告手続き及び検査立会いを行うこと。
- (3) 点検の結果、改修を要する内容については、速やかに配置図等の書面により報告すること。
- (4) 点検時に修理の可能な軽微なものについては、その都度保守修理すること。

- 5 受託者は、施設管理者が消防法による年 2 回以上の消防防災訓練が義務付けられているため施設管理者の要望により、消防防災訓練実施時に立会、建物の消防設備が、何処にどのように設置され、どのような働き、連動しているかの説明指導を行う。

消防用設備保守点検委託業務内訳表

静岡市健康文化交流館

(別紙)

区 分	点 検 種 別・回 数	分 類	数 量	機器点検 実施月	総合点検 実施月
1 消 火 器	機 器 点 検 年2回	粉末消火器 加圧式	19	7月	1月
		粉末消火器 車載式	1	7月	1月
2 スプリンクラー装置 又は 水噴霧消火設備	機 器 点 検 年1回	加 圧 送 水 装 置	1	7月	1月
	機 器 点 検 及 び 総 合 点 検 年1回	起 動 装 置	1	7月	1月
		ヘ ッ ド	648	7月	1月
		操 作 盤	1	7月	1月
		流 水 検 知 装 置	3	7月	1月
		表示盤(火災報知機と共通)	1	7月	1月
		呼 水 装 置	1	7月	1月
		送 水 口	1	7月	1月
		補 助 散 水 栓	7	7月	1月
連 動 又 は 放 水 試 験	1		1月		
3 粉 末 消 火 設 備	機 器 点 検 年1回	移動式粉末消火設備 (一式)	1	7月	1月
	機 器 点 検 及 び 総 合 点 検 年1回				
4 自 動 火 災 報 知 設 備	機 器 点 検 及 び 総 合 点 検 年1回	R 型 受 信 機	1	7月	1月
		R 型 副 受 信 機	1	7月	1月
		差 動 式 又 は 補 償 式 ス ポ ッ ト 型 感 知 器	89	7月	1月
		定 温 式 ス ポ ッ ト 型 感 知 器	29	7月	1月
		煙 感 知 器	20	7月	1月
		炎 感 知 器	1	7月	1月
		ア ナ ログ 式 煙 感 知 器	15	7月	1月
		中 継 器	33	7月	1月
		P 型 1 級 発 信 機	8	7月	1月
表 示 灯	8	7月	1月		
5 ガス漏れ 火災警報設備	機 器 点 検 年1回	検 知 器 (警 報 付)	4	7月	1月
	機 器 点 検 及 び 総 合 点 検 年1回	常 用 電 源	1	7月	1月
		予 備 電 源 (受 信 機 の み)	1	7月	1月
6 非 常 警 報 設 備 (2) 放 送 設 備	機 器 点 検 年1回	増 幅 器 操 作 部 (480W)	1	7月	1月
	機 器 点 検 及 び 総 合 点 検 年1回	自 動 火 災 報 知 設 備 連 動 の 加 算	1	7月	1月
		ス ピ ー カ 回 線	111	7月	1月
		遠 隔 操 作 器	1	7月	1月
		常 用 電 源	1	7月	1月
		非 常 電 源	1	7月	1月
7 誘 導 灯 及 び 誘 導 標 識	機 器 点 検 年2回	誘 導 灯	55	7月	1月
8 避 難 器 具	機 器 点 検 年1回	緩 降 機 3 階 2 機	3	7月	1月
	総 合 点 検 年1回	緩 降 機 2 階 1 機			
9 排 煙 設 備	機 器 点 検 年1回	煙 感 知 器	2	7月	1月
		制 御 盤	1	7月	1月
		防 火 戸 (ド ア 式 W 型)	5	7月	1月
	機 器 点 検 及 び 総 合 点 検 年1回	電 動 式 シ ャ ッ タ ー	10	7月	1月
		電 気 錠	2	7月	1月
10 配 線	総 合 点 検 年1回	絶 縁 抵 抗 測 定 及 び 配 線 点 検	1		1月
11 火 災 通 報 装 置	機 器 点 検 及 び 総 合 点 検 年1回	通 報 装 置 本 体	1	7月	1月
		押 し ボ タ ン (増 設)	1	7月	1月
		通 話 装 置 (増 設)	1	7月	1月
		発 報 確 認 灯 (増 設)	1	7月	1月
		通 報 試 験	1	7月	1月
		常 用 電 源	1	7月	1月
予 備 電 源	1	7月	1月		

消防用設備保守点検委託業務内訳表

立体駐車場

区 分	点 検 種 別 ・ 回 数	分 類	数 量	機器点検 実施月	総合点検 実施月
1 消 火 器	機 器 点 検 年2回	粉末消火器 加圧式	16	7月	1月
2 粉 末 消 火 設 備	機 器 点 検 年1回	移動式粉末消火設備 (一式)	17	7月	1月
	機 器 点 検 及 び 総 合 点 検 年1回				
3 自 動 火 災 報 知 設 備	機 器 点 検 年1回 機 器 点 検 及 び 総 合 点 検 年1回	受 信 機 (P 型 1 級)	1	7月	1月
		定 温 式 ス ポ ッ ト 型 感 知 器	110	7月	1月
		P 型 1 級 発 信 機	4	7月	1月
		音 響 装 置	4	7月	1月
		常 用 電 源	1	7月	1月
		予 備 電 源	1	7月	1月
		表 示 灯	4	7月	1月
4 配 線	総 合 点 検 年1回	絶縁抵抗測定及び配線点検	1		1月

(14) ホール音響設備 保守点検業務仕様書

1 保守点検の目的

この業務は、基本一般点検及び精密点検電気性能測定その他、盤内の清掃、各部増し締めを行い、音響設備としての機能を充分発揮し、良好な運用を図ることを目的とする。

2 業務実施場所

静岡市葵区東草深町3番18号 葵生涯学習センター

3 受託者の負担

次の各号に掲げる費用は受託者の負担とする。

- (1) 軽微な事項で設計書、図面または仕様書になくても、点検上欠くことのできない材料、機器及び作業の費用。
- (2) 軽微な事項で点検上障害となる物の除去費用及び点検によって発生した不要物件の取り片付けに要する費用。
- (3) 各種試験検査に要する費用。
- (4) 軽微な補修塗装に要する費用。
- (5) 軽微な事項で点検中の危険防止に要する費用。

4 提出書類等

- (1) 契約書、業務実施計画書、業務代理人等届
- (2) 業務完了届、完了報告書、業務点検写真
- (3) その他契約書に記載書類

報告書記載事項

報告書には点検記録の他に修理必要箇所、不良箇所等必要事項を明記すること。

提出書類の内容に不備不明な点があると認められるときは再提出を命ずることがある。

5 記載のない事項

この仕様書に記載のない事項は静岡市の使用する電気設備工事共通仕様書、機械設備工事共通仕様書及び建築保全業務共通仕様書によるものとする。

6 点検機器・項目 (大要)

ホール音響設備

- | | |
|-----------|-----|
| (1) 音響調整卓 | 1 式 |
| (2) 調整室袖卓 | 1 式 |
| (3) 舞台袖卓 | 1 式 |
| (4) 電力増幅架 | 1 式 |

(5) 入出力パッチ架	1 式
(6) メインセンタースピーカー	1 式
(7) メインサイドスピーカー	2 式
(8) 移動スピーカー	2 式
(9) モニタースピーカー	1 式
(10) 端末機器	1 式

・スピーカー各種アッテネーター、 ・ワイヤレスアンテナ、 ・エアモニターマイク
 ・コンセント類（舞台袖操作卓接続盤・マイクコンセント）
 ・マイクロホン各種（ワイヤレス・ダイナミック・スタンド）

7 点検内容

定期点検は外観点検、機能点検を年2回、8月と翌2月とし、内容は各種取り扱い説明書及びメーカー規定点検に基づき実施する。

(1) 外観点検

各機器の外観清掃点検
 塗装の変色・剥離・汚れの有無
 機器の変形・歪・破損・ビスの緩みの有無
 各種ボリューム・スイッチ・コネクタのガタツキ、破損の有無
 各端子部のガタツキ、配線ラインの締め付け状態の確認
 カメラ・スピーカー取付け金具の増し締め、安全点検

(2) 機能点検

各機器のスイッチ・フェーダー・ボリュームの動作確認
 各機器のフィルター・内部清掃・端子部清掃
 各音量調整器の動作点検及び雑音の確認
 各種表示灯（動作表示LED等）の点灯動作確認
 入出力等のパッチ盤及びコネクタ部のガタツキ、緩みの確認
 ワイヤレスマイクのバッテリー電圧確認
 ワイヤレスマイクのデットポイントの確認とダイバシティ受信動作確認
 回転系、駆動系のクリーニング（ヘッド・キャプスタン・ピックアップ部等）
 各回線・コネクタの導通・ノイズチェック確認
 配線ライン（カメラ・スピーカー）の確認
 接続コードの接続部確認
 電源制御動作確認
 主電源ユニットの出力電圧の測定
 実用音による濁り、歪、雑音等の有無の点検
 総合動作試験
 電氣的性能測定
 周波数特性の測定
 絶縁抵抗測定
 その他必要箇所

点検機器一覧

項番	品名	品番	数量	備考
	ホール音響設備			
1	音響調整卓		1卓	
	設備タイプミキシングコンソール本体	WR-C916	(1)	
	WR-C916用卓脚	W2-Z916	(1)	
2	調整室袖卓		1卓	
	カセットテープレコーダー		(2)	
	CDプレーヤー		(1)	
	システムラック		(1)	
3	舞台袖卓		1卓	
	サブミキサー		(1)	
	カセットテープレコーダー		(2)	
	CDプレーヤー		(1)	
	システムラック		(1)	
4	電力増幅架		1架	
	モニター用電力増幅器	WP=9055	(1)	
	コンセントR1・R2用電力増幅器	WP-9110	(1)	
	コンセントL1・L2用電力増幅器	WP-9110	(1)	
	跳ね返り用電力増幅器	WP-9110	(1)	
	ステージ用電力増幅器	WP-9110	(2)	
	ワイヤレス受信機	特注	(1)	
	グラフィックイコライザー	WZ-9311	(3)	
	サイドスピーカー用電力増幅器	WP-9110	(1)	
	プロセミアム用電力増幅器	WP-9220	(1)	
	端子盤ユニット	特注	(1)	
	収納架		(1)	
5	入出力パッチ架		1架	
	パッチ盤	特注	(1)	
	端子盤ユニット	特注	(1)	
	収納架		(1)	
6	メインセンタースピーカー		(1)	
7	メインサイドスピーカー		(2)	
8	移動スピーカー		(2)	
9	モニタースピーカー		(2)	
10	端末機器		1式	
	エア-モニターマイクロホン		(2)	
	ワイヤレスアンテナ		(2)	
	マイクロホン		(6)	
	ワイヤレスマイクロホン		(4)	

(15) ホール舞台機構 保守点検業務仕様書

1 対象施設

・葵生涯学習センター 静岡市葵区東草深町3番18号

2 対象装置（舞台吊下げ装置）

電動式昇降、緞帳用	1式	
電動式昇降、美術用バトン	3式	
電動式昇降、ライト用バトン	3式	
電動式昇降、スクリーン	1式	の8装置
手動開閉式、中袖幕	4式	
手動開閉式、バック幕	1式	
固定式、水平、カスミ幕	3式	の7装置
昇降装置用制御盤	1式	

3 点検回数

年1回

4 点検内容

各昇降装置が正常に作動するよう、次に掲げる事項を点検、調整する。

	点検・調整事項	点検内容
1	作動・機能点検	各装置の作動状況、機能の不具合の有無を確認
2	整備・調整	吊り物装置のレベル調整、リミット調整、水平バランス調整、引き綱調整、巻き上げ機の整備・清掃、Vベルト・チェーン等の張り調整、ブレーキ調整など必要箇所の調整 オイルの補充、グリースの塗布、必要箇所への注油、増し締め
3	消耗・摩耗状況調整	滑車類、ワイヤーロープ、引き綱、Vベルトギヤ、チェーン等摩耗部分の状況確認 油漏れの有無、電気機器の性能低下及び表示ランプの球切れの有無等確認
4	その他安全確認	ワイヤーロープの結束部分の処理、滑車類の状況、リミットスイッチ等安全装置の作動の確認 制御盤における各回路の絶縁抵抗測定及び動作時の電流値測定

5 その他

- (1) 点検日については、担当者と打ち合わせによるものとする。
- (2) 本仕様書に定めのない事項であっても、安全管理上当然必要と認められるものについては点検を行うこと。

(15) ホール舞台機構 保守点検業務仕様書

1 対象施設

西部生涯学習センター 静岡市葵区田町三丁目 46 番地の 5

2 対象装置（舞台吊下げ装置）

手動式昇降（ワイヤー）美術ボタン	1 式
手動式昇降（ワイヤー）ライトボタン	1 式
電動開閉式、緞帳用（前後）	1 式 の 3 装置
電動開閉装置用制御盤	1 式

3 点検回数

年 1 回

4 点検内容

開閉、昇降装置が正常に作動するよう、次に掲げる事項を点検、調整する。

	点検・調整事項	点 検 内 容
1	作動・機能点検	各装置の作動状況、機能の不具合の有無を確認
2	整備・調整	開閉装置の引き綱調整、吊り物装置のレベル調整、水平バランス調整、清掃など必要箇所の調整 グリースの塗布、必要箇所への注油、増し締め
3	消耗・摩耗状況調整	滑車類、ワイヤーロープ、引き綱等摩耗部分の状況確認 電気機器の性能低下及び表示ランプの球切れの有無等確認
4	その他安全確認	ワイヤーロープの結束部分の処理、滑車類の状況、安全装置の作動の確認 制御盤における各回路の絶縁抵抗測定及び動作時の電流値測定

5 その他

- (1) 点検日については、担当者と打ち合わせによるものとする。
- (2) 本仕様書に定めのない事項であっても、安全管理上当然必要と認められるものについては点検を行うこと。

(15) ホール舞台機構 保守点検業務仕様書

1 対象施設

東部生涯学習センター 静岡市葵区千代田七丁目 8 番 15 号

2 対象装置 (舞台吊下げ装置)

バトン・手動昇降式 (ワイヤー) 1 式
緞帳用・手動開閉式 (ロープ) 1 式
中袖幕、バック幕用・手動開閉式 (ロープ) 1 式 の 4 装置

3 点検回数

年 1 回以上

4 点検内容

開閉、昇降装置が正常に作動するよう、次に掲げる事項を点検、調整する。

	点検・調整事項	点 検 内 容
1	作動・機能点検	各装置の作動状況、機能の不具合の有無を確認
2	整備・調整	開閉装置の引き綱調整、吊り物装置のレベル調整、水平バランス調整、 清掃など必要箇所の調整 グリースの塗布、必要箇所への注油、増し締め
3	消耗・摩耗状況調整	滑車類、ワイヤーロープ、引き綱等摩耗部分の状況確認
4	その他安全確認	ワイヤー、ロープの結束部分の処理、滑車類の状況、安全装置の作動の 確認

5 その他

- (1) 点検日については、担当者と打ち合わせによるものとする。
- (2) 本仕様書に定めのない事項であっても、安全管理上当然必要と認められるものについては点検を行うこと。

(15) ホール舞台機構 保守点検業務仕様書

1 対象施設

北部生涯学習センター 静岡市葵区昭府二丁目 14 番 1 号

2 対象装置 (舞台吊下げ装置)

電動昇降式 スクリーン	1 式	(株オーエス EA-200H)
手動ワイヤー昇降式 バトン	1 式	
手動ロープ開閉式 緞帳、	1 式	
手動ロープ開閉式 中幕	1 式	
手動ロープ開閉式 バック幕	1 式	
固定式 ライトバトン	2 式	
固定式 袖幕 (2 ヶ所)、カスミ幕 (前後幕)	4 式	

3 点検回数

年 1 回以上

4 点検内容

各昇降装置が正常に作動するよう、次に掲げる事項を点検、調整する。

	点検・調整事項	点 検 内 容
1	作動・機能点検	各装置の作動状況、機能の不具合の有無を確認
2	整備・調整	吊り物装置のレベル調整、リミット調整、水平バランス調整、引き綱調整、巻き上げ機の整備・清掃、ブレーキ調整など必要箇所の調整、グリースの塗布、必要箇所への注油、増し締め
3	消耗・摩耗状況調整	滑車類、ワイヤーロープ、引き綱等摩耗部分の状況確認 油漏れの有無、電気機器の性能低下及び表示ランプの球切れの有無等確認
4	その他安全確認	ワイヤーロープの結束部分の処理、滑車類の状況、リミットスイッチ等安全装置の作動の確認 制御盤における各回路の絶縁抵抗測定及び動作時の電流値測定

5 その他

- (1) 点検日については、担当者と打ち合わせによるものとする。
- (2) 本仕様書に定めのない事項であっても、安全管理上当然必要と認められるものについては点検を行うこと。

(15) ホール舞台機構 保守点検業務仕様書

1 対象施設

藁科生涯学習センター 静岡市葵区羽鳥本町5番9号

2 対象装置 (舞台吊下げ装置)

電動開閉式、緞帳用 (右、左)	2 式	
電動昇降式、バトン	1 式	
電動昇降式、スクリーン	1 式	の 4 装置
手動ロープ式バック幕開閉装置	1 式	
固定吊式ライトバトン	2 式	
固定吊式一文字幕	1 式	
固定吊式前袖幕	2 式	
固定吊式カスミ幕	1 式	
固定吊式中袖幕	1 式	

3 点検回数

年 1 回以上

4 点検内容

各昇降装置が正常に作動するよう、次に掲げる事項を点検、調整する。

	点検・調整事項	点 検 内 容
1	作動・機能点検	各装置の作動状況、機能の不具合の有無を確認
2	整備・調整	吊り物装置のレベル調整、リミット調整、水平バランス調整、引き綱調整、巻き上げ機の整備・清掃、Vベルト・チェーン等の張り調整、ブレーキ調整など必要箇所の調整 オイルの補充、グリースの塗布、必要箇所への注油、増し締め
3	消耗・摩耗状況調整	滑車類、ワイヤーロープ、引き綱、Vベルトギヤ、チェーン等摩耗部分の状況確認 油漏れの有無、電気機器の性能低下及び表示ランプの球切れの有無等確認
4	その他安全確認	ワイヤーロープの結束部分の処理、滑車類の状況、リミットスイッチ等安全装置の作動の確認 制御盤における各回路の絶縁抵抗測定及び動作時の電流値測定

5 その他

- (1) 点検日については、担当者と打ち合わせによるものとする。
- (2) 本仕様書に定めのない事項であっても、安全管理上当然必要と認められるものについては点検を行うこと。

(15) ホール舞台機構 保守点検業務仕様書

1 対象施設

・西奈生涯学習センター 静岡市葵区瀬名二丁目 32 番 43 号

2 対象装置 (舞台吊下げ装置)

電動式昇降、緞帳用	1 式	
電動式昇降、美術ボタン	2 式	
電動式昇降、ライトボタン	1 式	
電動式昇降、スクリーン	1 式	の 5 装置
手動開閉式中袖幕	4 式	
手動開閉式バック幕	1 式	
固定吊式ライトボタン	2 式	
固定吊式カスミ幕	3 式	
昇降装置用制御盤	1 式	

3 点検回数

年 1 回以上

4 点検内容

各昇降装置が正常に作動するよう、次に掲げる事項を点検、調整する。

	点検・調整事項	点 検 内 容
1	作動・機能点検	各装置の作動状況、機能の不具合の有無を確認
2	整備・調整	吊り物装置のレベル調整、リミット調整、水平バランス調整、引き綱調整、巻き上げ機の整備・清掃、Vベルト・チェーン等の張り調整、ブレーキ調整など必要箇所の調整 オイルの補充、グリースの塗布、必要箇所への注油、増し締め
3	消耗・摩耗状況調整	滑車類、ワイヤーロープ、引き綱、Vベルトギヤ、チェーン等摩耗部分の状況確認 油漏れの有無、電気機器の性能低下及び表示ランプの球切れの有無等確認
4	その他安全確認	ワイヤーロープの結束部分の処理、滑車類の状況、リミットスイッチ等安全装置の作動の確認 制御盤における各回路の絶縁抵抗測定及び動作時の電流値測定

5 その他

- (1) 点検日については、担当者と打ち合わせによるものとする。
- (2) 本仕様書に定めのない事項であっても、安全管理上当然必要と認められるものについては点検を行うこと。

(15) ホール舞台機構 保守点検業務仕様書

1 対象施設

・長田生涯学習センター 静岡市駿河区寺田 131 番地の 1

2 対象装置（舞台吊下げ装置）

手動ワイヤー昇降式 バトン 1 式

手動ひも引き式 緞帳用開閉装置 1 式

3 点検回数

年 1 回以上

4 点検内容

各昇降装置が正常に作動するよう、次に掲げる事項を点検、調整する。

	点検・調整事項	点 検 内 容
1	作動・機能点検	装置の作動状況、機能の不具合の有無を確認
2	整備・調整	吊り物装置のレベル調整、水平バランス調整、引き綱調整、清掃など 必要箇所の調整 グリースの塗布、必要箇所への注油、増し締め
3	消耗・摩耗状況調整	滑車類、ワイヤーロープ、引き綱等摩耗部分の状況確認
4	その他安全確認	ワイヤーロープの結束部分の処理、滑車類の作動の確認

5 その他

(1) 点検日については、担当者と打ち合わせによるものとする。

(2) 本仕様書に定めのない事項であっても、安全管理上当然必要と認められるものについては点検を行うこと。

(15) ホール舞台機構 保守点検業務仕様書

1 対象施設

・大里生涯学習センター 静岡市駿河区中野新田 57 番地の 5

2 対象装置 (舞台吊下げ装置)

電動式昇降式緞帳用 (タタミ式)	1 式	
電動式昇降式ボタン	2 式	
電動式昇降式ライトボタン	2 式	
電動式昇降式シーリングライト (客席側)	3 式	
電動式昇降式スクリーン	1 式	の 9 装置
固定吊式一文字幕	1 式	
昇降装置用制御盤	1 式	

3 点検回数

年 1 回以上

4 点検内容

各昇降装置が正常に作動するよう、次に掲げる事項を点検、調整する。

	点検・調整事項	点 検 内 容
1	作動・機能点検	各装置の作動状況、機能の不具合の有無を確認
2	整備・調整	吊り物装置のレベル調整、リミット調整、水平バランス調整、引き綱調整、巻き上げ機の整備・清掃、Vベルト・チェーン等の張り調整、ブレーキ調整など必要箇所の調整 オイルの補充、グリースの塗布、必要箇所への注油、増し締め
3	消耗・摩耗状況調整	滑車類、ワイヤーロープ、引き綱、Vベルトギヤ、チェーン等摩耗部分の状況確認 油漏れの有無、電気機器の性能低下及び表示ランプの球切れの有無等確認
4	その他安全確認	ワイヤーロープの結束部分の処理、滑車類の状況、リミットスイッチ等安全装置の作動の確認 制御盤における各回路の絶縁抵抗測定及び動作時の電流値測定

5 その他

- (1) 点検日については、担当者と打ち合わせによるものとする。
- (2) 本仕様書に定めのない事項であっても、安全管理上当然必要と認められるものについては点検を行うこと。

(15) ホール舞台機構保守点検業務仕様書

1 対象施設

駿河生涯学習センター・小鹿老人福祉センター
 静岡市駿河区小鹿二丁目 25 番 45 号

2 対象装置

駿河生涯学習センター		小鹿老人福祉センター	
電動式昇降、緞帳用	1 式	電動式昇降、緞帳用	1 式
電動式昇降、ライト用ボタン	1 式	手動ロープ開閉式バック幕	1 式
電動式昇降、スクリーン	1 式	手動式昇降 (ワイヤー) ボタン	1 式
手動開閉式、中袖幕	1 式	固定式、ライトボタン	1 式の 4 装置
手動ロープ開閉式バック幕	1 式	昇降装置用制御盤	1 式
手動式昇降 (ワイヤー) ボタン	1 式		
固定式ボタン 1, 2	2 式		
固定式、美術ボタン	2 式の 10 装置		
昇降装置用制御盤	1 式		

3 点検回数 年 1 回

4 点検内容

各昇降装置が正常に作動するよう、次に掲げる事項を点検、調整する。

	点検・調整事項	点検内容
1	作動・機能点検	各装置の作動状況、機能の不具合の有無を確認
2	整備・調整	吊り物装置のレベル調整、リミット調整、水平バランス調整、引き綱調整、巻き上げ機の整備・清掃、Vベルト・チェーン等の張り調整、ブレーキ調整など必要箇所の調整 オイルの補充、グリースの塗布、必要箇所への注油、増し締め
3	消耗・摩耗状況調整	滑車類、ワイヤーロープ、引き綱、Vベルトギヤ、チェーン等摩耗部分の状況確認 油漏れの有無、電気機器の性能低下及び表示ランプの球切れの有無等確認
4	その他安全確認	ワイヤーロープの結束部分の処理、滑車類の状況、リミットスイッチ等安全装置の作動の確認 制御盤における各回路の絶縁抵抗測定及び動作時の電流値測定

5 その他

- (1) 点検日については、担当者と打ち合わせによるものとする。
- (2) 本仕様書に定めのない事項であっても、安全管理上当然必要と認められるものについては点検を行うこと。

(15) ホール舞台機構保守点検業務仕様書

1 対象施設

北部生涯学習センター美和分館 静岡市葵区安倍口団地5番1号

2 対象装置（舞台吊下げ装置）

手動ウィンチ式昇降（ワイヤー）ボタン 1式

手動ひも引き式緞帳用開閉装置 1式

3 点検回数

年1回以上

4 点検内容

各昇降装置が正常に作動するよう、次に掲げる事項を点検、調整する。

	点検・調整事項	点検内容
1	作動・機能点検	装置の作動状況、機能の不具合の有無を確認
2	整備・調整	吊り物装置のレベル調整、水平バランス調整、引き綱調整、清掃など 必要箇所の調整 グリースの塗布、必要箇所への注油、増し締め
3	消耗・摩耗状況調整	滑車類、ワイヤーロープ、引き綱等摩耗部分の状況確認
4	その他安全確認	ワイヤーロープの結束部分の処理、滑車類の作動の確認

5 その他

(1) 点検日については、担当者と打ち合わせによるものとする。

(2) 本仕様書に定めのない事項であっても、安全管理上当然必要と認められるものについては点検を行うこと。

(16) ホール電動式移動観覧席 保守点検業務仕様書

(葵生涯学習センター)

1 点検回数

当装置を年1回点検実施。

2 本体外観点検

- 1) 支柱、貫材、ブレーシング、ローラーカバーその他構造部材に変形および損傷がないかどうかを確認する。
- 2) 椅子、踏み板、幕板、手摺りに著しい損傷がないかどうかを確認する。

3 組立接合部点検

各部材を接合しているボルト、ナット、ピン類等の脱落または緩みがないかどうかを確認する。

4 操作用スイッチ点検

- 1) スwitchの接点に損傷がないかどうかを確認する。
- 2) 本体との接合部、コネクター、ケーブル、スイッチボックスに著しい損傷がないかどうかを確認する。
- 3) 前進、後退、非常停止の各スイッチの機能に異常がないかどうかを確認する。

5 制御装置点検

- 1) 制御盤内各装置に著しい損傷がないかどうかを確認する。
- 2) 各リミットスイッチ等自動制御部品に著しい損傷がないかどうかを確認する。
- 3) 引き出し及び収納時に、所定の位置に正しく自動停止するかどうかを確認する。

6 駆動装置点検

- 1) モーター、ギアボックス、その他駆動部品に著しい損傷がないかどうかを確認する。
- 2) モーター、ギアボックス、その他駆動部品を固定しているボルト・ナットに緩みがないかどうかを確認する。
- 3) 作動中モーターに異常な発熱がないかどうか、又異常な音が発生していないかどうかを確認する。

7 起立装置点検

- 1) 椅子の起立、収納が確実かつ円滑に連動するかどうかを確認する。
- 2) 椅子の起立伝道部品に適正な間隙があるかどうかを確認する。

8 動作点検

テーブルの操作が正常であるかどうかを確認する。(手動セットタイプのみ)

9 配線ケーブル点検

配線ケーブルおよび結線部に損傷がないかどうかを確認する。

10 絶縁テスト

制御盤、モーター部の絶縁性を確認する。

11 報告書作成

点検受託者は、点検整備完了後、点検完了当日に保守点検報告書1部を点検委託者に提出する。

12 部品交換

部品等の損傷が著しく、交換の必要があると判断される場合は、点検業務受託者と点検業務委託者と協議して別途に作業を行う。

(17) 給湯ボイラー 保守点検業務仕様書

1 点検対象

- (1) 対象物件の所在地 静岡市駿河区小鹿二丁目 25 番 45 号
- (2) 対象物件の建物名称 小鹿老人福祉センター・南部勤労者福祉センター
- (3) 機種形式及び台数 昭和鉄工株式会社製 NEOS-T-3000GN 型
無圧式、3回路、ガス炊（13A）、2台
- (4) 機器能力
 - 給湯回路 349kw(300,000kcal/h), 6,000 l/h(60℃)
 - 循環回路 233kw(200,000kcal/h), 167 l/ min(70-50℃)

2 点検回数

- (1) 6ヶ月に1回の定期点検を実施する。(概ね9月と2月に実施する)
- (2) 不時の故障に際しては、委託者の要請により臨時点検を実施する。

3 保守点検整備内容

- (1) 本体及び付属品点検
- (2) ガスバーナー分解整備
- (3) 燃焼調整、排ガス測定
- (4) 自動制御装置点検

4 一般事項

- (1) 本業務は、契約書、仕様書等に基づき実施し、疑義を生じた場合は市監督員と協議し、その指示に従うものとする。
- (2) 作業日の決定については、委託者と協議して行うものとする。
- (3) 保守点検記録、作業日誌、点検及び清掃時の写真を提出し、これを本委託業務の保守結果報告とする。
- (4) 委託業務の実施にあたり必要な機材、材料等はすべて受託者の負担とする。
- (5) 委託業務を実施するため必要な電力、給水施設等は、委託者が受託者に無償で使用させるものとする。

5 現場管理

各関係法規に従い、常に危険防止に努め、整理整頓を怠らないこと。

点検項目

点検項目	
バーナー関係	ガストレーナー
	パイロット遮断弁
	メイン遮断弁
	ガバナー
	ガス圧計
	パイロットノズル
	メインノズル
	イグニションロッド
	ガイシ
	モーターベアリング
	インペラー
	ダンパー
	その他、ガス漏れ
	本体関係
燃焼ガス漏れ	
水漏れ	
炉内の汚損	
バーナータイル	
缶内の腐蝕	
電気関係	マイコン制御部
	点火トランス
	高圧リード線
	イグニッションターミナル
	フレイムロット
	ヒューズ
付属機器	温度調節器
	サーミスターセンサー
	水面計
	循環ポンプ
	熱交換器の汚損
	熱交換器の漏水

測定項目
ガス圧
ガスインプット
ダンパー開度
排ガスO ₂
排ガス温度
フレイム電流
安全スイッチタイミング
モーター絶縁
操作回路
排気ポンプ絶縁
運転電流

調節器	
	温度調節器
	副設定

(18) トレーニング機器 保守点検業務仕様書

1 対象施設の所在地及び名称

- (1) 所在地 静岡市駿河区小鹿二丁目 25 番 45 号
- (2) 名称 静岡市南部勤労者福祉センター（静岡市健康文化交流館内）

2 保守点検対象物件の機種及び台数

対象物件の機種及び台数については、当センター内に設置のすべてのトレーニング機器とし、点検項目については、別に定める。

3 保守点検作業の目的

甲が設置したトレーニング機器が、常に正常な状態で作動することを目的とする。

4 保守管理業務の内容

(1) 定期点検

- ① 契約期間中に 2 回の定期点検作業を実施する。（実施月は受託者の通知に基づき委託者が承認した期間とする。）
- ② トレーニング機器の点検整備の内容については、別に定める。

(2) 故障対応

委託期間中に委託者より故障または運用上の不具合の通報を受けたときは、受託者は、速やかに対応する。

(3) 材料費等

保守点検業務に必要な材料費は受託者の負担とする。ただし、次に掲げる費用は委託者が負担するものとする。

- ① 委託者の都合により行う工事又は模様替えの設備の移設、あるいは改修を要するもの。
- ② 設備の破損若しくは老朽化による機器の更新交換の必要を生じた場合で、委託者が承認したものの。

5 業務実施時間

受託者の保守管理業務の実施時間は、原則として平日 9 時より 18 時とする。ただし施設の運営業務に重大な支障をきたす場合はこの限りではない。また、修理、保全及びそれらの準備（調査）に時間を要し、運用業務に支障をきたす場合は、委託者・受託者協議の上、就業時間外または休館日に作業を実施する。

6 本契約の対象外

- (1) 天災、地変、暴動、紛争等によりトレーニング機器が損傷した場合。
- (2) 甲の過失によって生じた事故による損傷
- (3) 破損、滅失、盗難等の損害
- (4) 受託者の承諾なくトレーニング機器を改造・加工したことによる故障、消耗品及び機器付属品の供給及び取付作業
- (5) 自然の消耗または機械本来の性質による腐食、錆、変色、その他これに類するもの。

(19) 自動券売機 保守管理業務仕様書

1 対象物件の所在地及び名称

- (1) 所在地 静岡市駿河区小鹿二丁目 25 番 45 号
- (2) 名称 静岡市南部勤労者福祉センター（静岡市健康文化交流館内）

2 保守管理対象物件

南部勤労者福祉センター自動券売機
グローリーVT-G20M 1 台

3 保守管理業務の目的

委託者が運用する自動券売機が、常に正常な状態で稼動することを目的とする。

4 保守管理業務の内容

- (1) 定期点検
本自動券売機が正常に稼動し、故障などによる運用停止を未然に防ぐため、委託期間中に 2 回の定期点検作業を実施する。
- (2) 故障対応
委託期間中に委託者または委託者の命令を受けた管理者より、ハードウェアの故障または運用上の不具合の通報を受けたときは、速やかに対応する。
- (3) 入館券変更設定作業
入館料の変更があった場合は、入館料金データの変更を実施する。

5 作業実施時間

受託者の保守管理業務の実施時間は、原則として平日 9 時より 18 時とする。ただし施設の運営業務に重大な支障をきたす場合はこの限りではない。また、修理、保全及びそれらの準備（調査）に時間を要し、運用業務に支障をきたす場合は、委託者、受託者協議の上、就業時間外または休館日に作業を実施する。

6 本契約の対象外

- (1) 天災、地変、暴動、紛争等により本自動券売機が損傷した場合。
- (2) 甲の過失によって生じた事故による損傷
- (3) 破損、滅失、盗難等の損害
- (4) 受託者の承諾なく本自動券売機を改造・加工したことによるハードウェア・ソフトウェアの故障、消耗品及び機器付属品の供給及び取付作業
- (5) 自然の消耗または機械本来の性質による腐食、錆、変色、その他これに類するもの。

(20) 循環ろ過機 保守点検業務仕様書

1 点検対象

- (1) 対象の所在地 静岡県駿河区小鹿二丁目 25 番 45 号
- (2) 対象物件が所在する建物名称 小鹿老人福祉センター・南部勤労者福祉センター
- (3) 機種形式及び台数
 - ろ過装置 テラル株式会社製
 - 型式 20B S F -62.2P 2台 (1階男・女子風呂系統)
 - 10B S F -62.2P 2台 (2階男・女子風呂系統)

2 点検回数及び内容

- (1) 下記一覧表の項目について6ヶ月毎、年2回点検を実施する。
- (2) 不時の故障に際しては、委託者の要請により臨時点検を実施する。

項目	点検箇所	判断基準
ポンプ	音・振動	異常のないこと
制御盤	外観	割れ・変形のないこと
	各表示灯	異常のないこと
	漏電遮断器	トリップなき事
電源	電圧	規定電圧かどうか
	電圧変動	許容変動範囲内か
ヘアーキャッチャー	集毛器	毛が溜まっていないか
	空気抜き弁	空気がたまってないこと
薬注タンク	縮結部のゆるみ	ゆるみのないこと
	空気抜き弁	空気がたまってないこと
	薬液残量	1 / 3以上あること
	電極	電極表面が汚れてない事
サイフォンチャッキ弁	内部の詰り	内部に結晶などの異物が無いこと

3 一般事項

- (1) 業務は、契約書、仕様書等に基づき実施し、疑義を生じた場合は委託者と協議し、その指示に従うものとする。
- (2) 作業日の決定については、委託者と協議して行うものとする。
- (3) 保守点検記録、作業日誌、点検及び清掃時の写真を提出し、本委託業務の保守結果報告とする。
- (4) 委託業務の実施にあたり必要な機材、材料等はすべて受託者の負担とする。
- (5) 委託業務を実施するために必要な電力、給水施設等は、委託者が受託者に無償で使用させるものとする。

4 現場管理

各関係法規に従い、常に危険防止に努め、整理整頓を怠らないこと。

(21) 建築設備運転 保守管理業務仕様書

1 目的

委託業務は、静岡市葵生涯学習センター・女性会館複合施設の各施設が正常に機能を発揮し、円滑かつ最良の状態での運営することを目的とする。

2 実施場所

静岡市葵区東草深町3番18号 静岡市葵生涯学習センター・女性会館 複合施設

3 実施期間

令和 年4月1日から令和 年3月31日まで

4 業務の種類、実施時間及び標準実施人員

(1) 業務の種類

* 運転監視業務

・ 8時30分から21時30分まで

* 日常巡視点検業務

・ 8時30分から17時30分まで

(2) 運転監視業務、日常巡視点検業務を実施する標準人員は、各業務とも最低1人は配置するものとし、必要の業務に応じ時間割で人員の配置を出来るものとする。

(3) 業務を休む日は、第2及び第4月曜日並びに年末年始（12月28日から翌年1月4日）とする。

(4) 甲は、必要があると認めるときは、業務実施日及び実施時間を変更することができる。

5 従事者の資質及び資格

従事者は、心身ともに健全な者とし、次のア及びイの条件を満たす者（同等の能力を有すると認められる者を含む。）とする。

ア 電気工事士の資格を有する者

イ 工業高校電気科又は機械科を卒業した者

6 従事者の履歴書等の提出

乙は、契約締結後速やかに委託業務に従事させようとする者の履歴書及び有資格者を証明する書類の写しを甲に提出すること。

7 従事者の変更

(1) 乙は、従事者に変更があったときは、その旨を直ちに甲に報告すること。この場合における提出書類は、前項の例による。

(2) 従事予定者が負傷、疾病その他の理由により、急遽従事することができない場合が生じたときは、直ちにその旨を甲に報告し、速やかに第5項の要件を満たす代替者を従事させ、業務の遂行に支障のないようにすること。

8 業務従事者の服務

(1) 勤務中、特別な事由がない限り、持ち場を離れてはならない。

(2) 建築設備の運転、操作又は使用に当たっては善良な管理者の注意をもって行うものとする。

- (3) 委託業務の実施に当たり知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委託期間満了後又はこの契約解除後も同様とする。
- (4) 常に市職員に準じる者としての心がけをもって従事し、言動に注意し、市職員、市民等との摩擦を生じないようにすること。
- (5) 制服を着用するとともに、胸部に名札を付けること。

9 委託業務実施計画の提出

- (1) 乙は、委託業務の実施に当たり、年間実施計画書及び月間実施計画書を提出し甲の承認を得ること。
- (2) 乙は、委託業務を実施する各月の初日の5日前までに月間勤務予定表を提出し、甲の承認を得ること。

10 委託対象設備の概要

(1) 静岡市葵生涯学習センター・女性会館複合施設

ア 建築

(ア)	用 途	集会場
(イ)	敷地面積	3,360.39 m ²
(ウ)	建築面積	2,040.33 m ²
(エ)	延床面積	7,753.48 m ²
(オ)	構 造	鉄骨鉄筋コンクリート造地下1階地上4階

イ 電気設備

(ア)	受電設備	三相三線 6,600V 変圧器容量 900KVA	
(イ)	契約電力	465KW	
(ウ)	自家用発電機	ディーゼル非常用三相三線 6,600V 200KVA	1台
(エ)	電灯コンセント設備	単相三線 105-210V	
(オ)	動力設備	三相三線 210V	一式
(カ)	電話設備	電子式 局線 24 内線 100	一式
(キ)	拡声設備		一式
(ク)	電気時計設備		一式
(ケ)	I T V設備		一式
(コ)	T V共聴設備		一式
(サ)	舞台音響設備		一式
(シ)	舞台照明設備		一式

ウ 空気調和設備

(ア)	熱源機器設備		
	a	ガス焚吸収冷温水機	2台
	b	チラー	2台
	c	クーリングタワー	2台
(イ)	空気調和設備		
	a	空気調和機	4台

	b	ファンコイルユニット		7	9	台
	(ウ)	換気設備 (給気・排気ファン)		4	5	台
	(エ)	ポンプ類			8	台
	(オ)	自動制御設備				一式
エ		給・排水衛生設備				
	(ア)	市水受水槽 30 m ³ ×1	高架水槽 8 m ³ ×1			
	(イ)	揚水P			2	台
		排水P		1	2	台
	(ウ)	都市ガス貯湯式湯沸かし器			3	台
		電気貯湯式湯沸かし器		1	4	台
オ		防災設備				
	(ア)	消火設備				
	a	スプリンクラーポンプ 900 l/m × 84m×22kw			1	台
	b	泡消火ポンプ 1,890 l/m × 65m×37kw			1	台
	c	スプリンクラー設備				一式
	d	泡消火設備				一式
	e	消火器				一式
	(イ)	火災報知及びガス漏れ警報設備				
	a	自家報受信盤 30 回線				一式
	b	防排煙表示盤				一式
	c	ガス漏れ警報盤				一式
	(ウ)	排煙設備及びその他設備				
	a	排煙ファン 3 台				一式
	b	誘導灯設備				一式
	c	防火戸、防火シャッター、防煙垂れ壁				一式
	d	換気扇 (料理実習室)			6	台
カ		昇降機設備				
	(ア)	エレベーター				
	a	1号機 身障者兼用型 13人乗り 900kg 60m/min				
	b	2号機 人荷用 13人乗り 900kg 60m/min				
(2)		静岡市葵生涯学習センター・女性会館複合施設附属棟				
	ア	自転車置場 I				
	(ア)	用途 自転車置場 (イ) 延床面積 108.00 m ² (ウ) 構造 鉄骨造平屋建				
	イ	自転車置場 II				
	(ア)	用途 自転車置場 (イ) 延床面積 34.72 m ² (ウ) 構造 鉄骨造平屋建				
	ウ	倉庫				
	(ア)	用途 倉庫 (イ) 延床面積 13.95 m ² (ウ) 構造 鉄筋造平屋建				

11 業務内容

日常の監視業務及び各設備機器の運転、点検、調整、小規模な補修及び清掃を次のとおり行うものとする。

(1) 運転監視業務

監視室において、電気、空調等各監視盤の常時監視を行うとともに、機器の運転等の操作及び異常発生時の適切な処置及び各種日誌等の記録を行う。

① 中央監視制御設備の運転及び監視業務

② 電気設備の運転及び監視業務

(受変電設備、配電設備、非常用発電機設備、動力設備、電灯設備、その他の電気設備)

③ 空気調和設備の運転及び監視業務

(熱源設備、空気調和設備、換気設備等)

④ 給排水衛生設備の運転及び監視業務

(給水設備、排水設備、中水処理設備、浄化槽設備、ガス設備等)

⑤ 消防設備等の操作及び監視業務

(火災報知設備、非常放送設備、消火設備等)

⑥ その他建物に付帯する設備の操作及び監視業務

(エレベーター設備、舞台音響設備、舞台照明設備等)

(2) 日常巡視点検業務 (別紙日常巡視点検基準表参照)

ア 日常巡視点検は、運転及び監視業務に付帯して行う業務とし、目視など五感による点検を基本とする。

イ 各設備の日常的な巡回点検、調整、記録等を行うとともに、必要に応じて軽作業等を行う。

ウ 日常巡視点検を行う業務の範囲は、腰道具その他の携帯工具を用い、脚立程度の足場等により実施可能な範囲の業務とする。

エ 点検に際しては、点検項目に記載の事項の他、保守点検の作業性及び防災、保安上の観点から周囲の障害物の有無等全般に共通して実施する。

① 中央監視制御設備の巡視点検

② 電気設備の巡視点検

③ 照明設備の蛍光灯、電球等の交換

④ 空気調和設備の巡視点検

⑤ 空調機フィルターの清掃及びロールフィルターの交換

⑥ 料理実習室の換気扇の清掃

⑦ 給排水衛生設備の巡視点検

⑧ 消防設備等の巡視点検

⑨ 環境衛生管理に関する巡視点検

⑩ 建物に付帯する設備の巡視点検

(3) その他の業務

ア 業務従事者は、自家用電気工作物保安規定を遵守して、電気設備等を管理するとともに

に、定期保守点検に立会うこと。

イ 業務従事者は、消防設備等の定期保守点検に立会うこと。

ウ 業務従事者は、昇降機設備等の定期保守点検に立会うこと。

エ 業務従事者は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律を遵守して、空調衛生設備等を管理するとともに、定期保守点検に立会うこと。

オ 業務従事者は、その他の建築設備の定期保守点検に立会うこと。

カ 業務従事者は、防火管理者の定める消防計画の規則に従い、甲が実施する消防防災計画及びその他の行事に参加すること。

12 甲が行う業務

(1) 複合施設の総括管理に関する業務

(2) 設備の改修、修繕工事に関する計画及び実施管理、監督

(3) 委託業務に関する実施管理、監督

13 設備取扱上の留意事項

(1) 複合施設に設備されている機器は、丁寧に扱うとともに、故障等の早期発見に努めること。

(2) 受託者は、委託業務遂行中、設備に不備若しくは異常が認められたとき、又は故障その他の事故が発生したときは、遅滞なく、その事実及び処理方法を甲に報告し、甲の指示を受けて、その処理に当たること。

(3) 受託者は、委託業務遂行中、事故発生の恐れがあるとき、速やかに、甲にその状況及び処理方法を報告し、甲の指示を受けて、その処理に当たること。

(4) 委託業務従事者が、日常の操作以外の操作及び運転方法の変更を行うときは、甲に報告するとともに、甲の指示を受けた後、実施する。

詳細については、甲、乙協議の上、決定する。

14 鍵の貸与

委託業務に必要な鍵は、管理責任者を決めて厳重な管理をし、万一紛失した場合は直ちに、甲に報告し、指示を受けること。

15 図書等の貸与

委託業務に必要な図書は、丁寧に扱うこと。

16 摘要範囲

本仕様書は、委託業務の基本的内容について定めるものであり、本仕様書に明記されていない事項であっても、委託業務の目的達成のために必要と思われるものについては、受託者の責任において行うこと。

17 関係法令の遵守

委託業務実施に当たっては、関係法令等を遵守しなければならない。

18 労務災害の防止

委託業務実施中の危険防止対策を十分行い、また従事者への安全教育を徹底し、労務災害の防止に努めること。

日常巡視点検基準表

1 中央監視・制御設備

NO1

機器名	点検項目	点検周期				
		時	日	週	月	6月
監視制御盤 保護継電気盤 監視盤 変換器盤 補助継電器盤 中継端子盤 故障表示盤等	(1) 外観の汚損、損傷の有無 (2) 信号灯、表示灯の点灯確認（テストを含む） (3) 操作スイッチ、切替スイッチの正常位置確認 (4) 警報装置の作動確認 (5) 各種指示値の確認と記録 (6) 自記記録計の機能の確認		○			
無停電電源装置 (CVCF)	(1) 外観の汚損、損傷の有無 (2) 作動状態の適否確認				○	○

2 電気設備

機器名	点検項目	点検周期				
		時	日	週	月	6月
受	断路器				○	○
	遮断器 油なし遮断器			○	○	○
変	変圧器 乾式変圧器		○		○	○
電	電力用 コンデンサー				○	○
	避雷器				○	
設	計器用変成器				○	○
	母線及び ケーブル				○	
備	電力ヒューズ			○	○	○

機 器 名		点 検 項 目	点 検 周 期					
			時	日	週	月	6月	年
受 変 電 設 備	受電盤 配電盤 (キュービク)	(1) 外観の汚損、損傷の有無 (2) 信号灯、表示灯の点灯確認 (3) 各計器指示値確認、記録 (4) 操作用切替開閉器の機能確認			○ ○	○		
	保護継電器	(1) カバー、ガラスの汚損、破損の有無 (2) 動作表示用ターゲットの状態確認		○		○		
	電気室	(1) 漏水、浸水跡の有無確認 (2) 天井・壁等の金物類の取付状態の良否				○ ○		
配 電 設 備	配電用変圧器	(1) 受電設備用と同じ				○		
	分電盤	(1) 外観の汚損、損傷、の有無 (2) 盤内、外取付器具類の異常有無 (3) 接続端子部の過熱の有無 (4) 信号灯、表示灯の点灯状態確認				○ ○ ○ ○		
負 荷 設 備	電動機	(1) 外観の汚損、損傷等の有無 (2) 異常振動、異音、異臭の有無 (3) 各部過熱の有無確認			○	○		
	制御盤及び 操作盤	(1) 外観の汚損、損傷の有無 (2) 表示灯類の点滅状態確認 (3) 異音、異臭の有無 (4) 端子部のゆるみ、変色、過熱の有無 (5) 計器表示値の確認と記録				○ ○ ○ ○		
	照明設備 コンセント及 びその他機器	(1) 器具外観の汚損、損傷の有無 (2) 器具取付状態の良否 (3) 機器使用状態の良否 (4) 蛍光灯、電球等の交換 (5) 1階ホールシーリング・ダウンライト交換	○			○ ○	○	○
非 常 用 予 備 発 電 装 置	発電機	(1) 外観の汚損、損傷、発錆の有無 (2) 軸受油量の適否 (3) 試運転による異常振動、異音、異臭の有無 (4) 防振装置の機能確認				○ ○ ○ ○		
	発電機盤	(1) 外観の汚損、損傷の有無 (2) 各計器の指示値の確認と記録 (3) 自動・手動切替開閉器の正常位置確認				○ ○ ○		
蓄 電 池 装 置	蓄電池	(1) 液量の適否 (2) 電極板の変形、損傷、脱落の有無 (3) 端子部の変形、腐食、締付ボルトゆるみ有無 (4) 架台の汚損、錆、腐食の有無				○ ○ ○ ○		
	充電装置	(1) 盤外観の汚損、損傷の有無 (2) 表示灯類の点灯状態の確認 (3) 異音、異臭の有無 (4) 充電電圧・電流の適否確認				○ ○ ○ ○		

2 電気設備

N O 3

機 器 名		点 検 項 目	点 検 周 期				
			時	日	週	月	6月
弱電装置	電気時計 拡声設備 インターホン TV共聴設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外観の汚損、損傷の有無 ・ 作動状態の適否確認 			○	○	
その他	避雷針及び 接地線	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外観の損傷の有無 ・ がいし、支持金物の破損の有無 ・ 接地線の接続状態の適否 				○	○

3 空気調和設備

機 器 名		点 検 項 目	点 検 周 期						
			時	日	週	月	2月	6月	年
冷温水発生機	<ol style="list-style-type: none"> (1) 各計器の指示値記録 (冷温水、冷却水、圧力、温度、液質) (2) 真空度の良否 (3) ベーン開度の確認 (4) 油気ポンプ油面の良否 (5) 着火装置の機能の良否 (6) ガス漏れの有無 (7) 保安装置の機能確認 (感知装置、フレフォームアイ等) 	○							
パッケージ型 空気調和機	<ol style="list-style-type: none"> (1) 温水または冷却水の出入口温度の適否 (2) 電流値確認 (3) 異音、振動の有無 (4) 自動制御装置の機能確認及び調整 (5) 附属機器の損傷、腐食の有無 (6) 補給水、フロート弁作動の良否 (7) エアフィルタの汚れの有無 (8) 冷却コイルの汚れの有無 (9) 各種配管損傷、水漏れの有無 (10) ドレンパンの損傷、汚れ、詰まり等の有無 (11) エアフィルタの清掃、交換 		○		○		○		
空気調和機	<ol style="list-style-type: none"> (1) エアフィルタの汚れ、付着物、破損の有無、 清掃、交換 (2) 温湿度感知器の設定値の調整 (3) ボリュームダンパの調整 (4) ケーシング部、保温材の損傷の有無 (5) 自動制御機器の機能の良否 (6) 空調機内部及びダクト内部の汚れの有無 (7) 各種自動弁の作動の良否 (8) ドレンパンの汚れ、排水管の詰まりの有無 (9) コイル表面の汚れの有無 				○		○	○	
空気洗浄装置 及び加湿装置	<ol style="list-style-type: none"> (1) 異音の有無 (2) 噴霧ノズル及びフラッシングノズルの噴霧状 態の良否 				○		○		

3 空気調和設備

NO4

機 器 名	点 検 項 目	点 検 周 期						
		時	日	週	月	2月	6月	年
空気洗浄装置 及び加湿装置	(3) 水槽の汚れ、腐食の有無 (4) 分布板、エリミネーターの汚れ、破損の有無 (5) 補給水用フロートバルブの機能の良否 (6) 配管の損傷、水漏れの有無				○			
ファンコイル ユニット	(1) 送風機の異音、振動の有無 (2) コイルの汚れの有無 (3) ドレンパンの汚れ、詰まりの有無 (4) エアフィルタの汚れの有無 (5) 自動制御等付属装置の作動確認 (6) エアフィルタの清掃、交換				○		○	
クーリング タワー	(1) 水槽内の汚れ、腐食の有無 (2) 送風機の異常の有無 (3) 外観の損傷、錆、腐食の有無 (4) 補給水フロート弁作動の良否 (5) 充填材の破損、老化の有無 (6) Vベルトの良否 (7) 軸受の異状の有無		○		○		○	
冷温水及び 冷却水 循環装置	(1) ポンプ電流値の確認 (2) 圧力計の指示値の確認 (3) 回転部、摺動部、可動部の異常の有無 (異音、異臭、過熱) (4) 油量の適否及び注油 (5) グランドよりの滴下水量の適否 (6) 配管系の損傷、錆、漏水の有無 (7) バルブの機能確認		○		○		○	
送風機及び 排風機	(1) 電流値の確認 (2) 羽根車、ケーシングの汚れの有無 (3) 振動、異音、ボルトのゆるみ等の有無 (4) 錆、腐食の有無 (5) Vベルトの伸張度の適否 (6) 軸受湿度の		○		○		○	
扇風機	(1) 料理実習室の換気扇の清掃					○		

機 器 名	点 検 項 目	点 検 周 期					
		時	日	週	月	6月	年
受水槽 高架水槽	(1) 槽内の堆積物及び汚れの有無 (2) 警報装置及び制御装置の作動確認 (3) 錆及び損傷の有無 (4) ボールタップ及びFMバルブの作動確認 (5) マンホール施錠の有無 (6) 防虫網の取付状態の良否				○ ○ ○ ○ ○		
給水ポンプ 揚水ポンプを 含む	(1) 圧力、電流値による作動確認 (2) 異音、振動の有無 (3) フード弁及びチェック弁の機能確認 (4) グランドよりの滴下水量の適否 (5) 油量の適否 (6) ドレン排水状態の良否		○ ○		○ ○ ○ ○		
湯沸器	(1) ガス及び水漏れの有無 (2) 湯温、燃焼、排気状況の確認 (3) 貯湯量の確認 (4) 湿度調節装置の作動確認 (5) ガス漏れ検出器の点検				○ ○ ○ ○		
洗面器	(1) 亀裂、破損の有無 (2) 水栓及び接合部等よりの水漏れの有無 (3) 排水状態の良否				○ ○ ○		
シスタンク 及び フラッシュ弁	(1) 詰まりの有無 (2) ボールタップの作動確認 (3) 水量調整 (4) 水漏れの有無				○ ○ ○ ○		
大便器 小便器	(1) 亀裂、破損の有無 (2) 排水状態の良否 (3) 水漏れの有無				○ ○ ○		
排水管	(1) 水漏れの有無 (2) 排水状態の良否					○ ○	
汚水槽	(1) 害虫発生状況の有無 (2) 悪臭の有無 (3) 警報装置及び制御装置の作動確認 (4) 浮遊物及び沈殿物の有無 (5) 防虫網の取付状態の良否 (6) マンホールの密閉状態の良否				○ ○ ○ ○ ○ ○		
貯水槽	(1) 昆虫の発生の有無 (2) 悪臭の有無 (3) 沈澱物及び汚れの有無				○ ○ ○		
排水ポンプ (排水ポンプ 雑排水ポンプ 湧水ポンプ)	(1) 圧力、電流値による作動確認 (2) 異音、振動の有無 (3) チェック弁の作動確認		○ ○		○		

機器名	点検事項	点検周囲			
		日	月	3月	年
消火器 粉末 소화設備	(1) 定位置及び標識の確認 (2) 表示、標識の有無及び適否の確認 (3) 変形、損傷、腐食の有無 (4) 薬剤漏れ等の有無 (5) 指示圧力計の適否の確認 (6) 車輪の変形、損傷の有無		○		
屋内（屋外） 消火栓設備	(1) 加圧ポンプの起動状態の確認 (2) バルブ類の漏れ及び開閉位置の確認 (3) 呼水槽の水位及び減水警報装置の作動確認 (4) 表示、標識の有無及び適否の確認 (5) ホース及びノズルの格納状態の確認 (6) 表示灯の点灯確認		○		
スプリンクラー （水噴霧） 消火設備	(1) 加圧ポンプの起動状態の確認 (2) バルブ類の漏れ及び開閉位置の確認 (3) 呼水槽の水位及び減水警報機の作動確認 (4) 表示、標識の有無及び適否の確認 (5) 制御弁一次側二次側の圧力指示値の適否確認 (6) 制御弁、末端試験弁等の標識及び圧力値の確認		○		
泡 소화設備	(1) 加圧ポンプの起動状態の確認 (2) バルブ類の漏れ及び開閉位置の確認 (3) 呼水槽の水位及び減水警報機の作動確認 (4) 標識の有無及び適否の確認 (5) 制御弁、末端試験弁等の標識及び圧力値の表示板の確認 (6) 薬剤タンクの損傷、液漏の有無		○		
連結散水設備 連結送水管	(1) 送水口の変形、損傷の有無 (2) 消防自動車の接近障害物の有無		○		
防火用水	(1) 消防自動車の接近障害物の有無 (2) 標識の有無及び適否の確認 (3) 貯水量の適否の確認		○		
非難器具	(1) 標識の有無及び適否の確認		○		
排煙設備	(1) 排煙区画壁の損傷等の有無 (2) 吸煙口及び排煙口の損傷の有無 (3) 手動操作箱及び保護板、ハンドル、レバー等の損傷の有無 (4) 表示、標識の損傷の有無 (5) 起動装置の状態の適否		○		

機器名	点検事項	点検周期			
		日	月	3月	年
自動火災報知設備	(1) 蓄電池の電圧確認 (2) スイッチ類の定位置確認 (3) 各種表示灯の点灯試験 (4) 発信押しボタン保護板の損傷有無		○		
非常警報設備	(1) 蓄電池の電圧確認 (2) スイッチ類の定位置確認 (3) 発信押しボタン保護ボタンの損傷の有無		○		
漏電火災警報機	(1) 電源表示灯の点灯確認 (2) スイッチ類の定位置確認		○		
誘導灯 誘導標識	(1) 変形、損傷等の有無 (2) 予備電源による点灯確認（点検ヒモ）		○		
非常コンセント設備	(1) 保護箱の損傷の有無 (2) 差込接続器の損傷の有無 (3) 開閉器の正常位置の確認 (4) 表示灯の点検確認		○		
ガス漏れ 火災警報設備	(1) 蓄電池の電圧確認 (2) スイッチ類の定位置確認 (3) 表示灯の点検確認		○		
非常電源 (自家発電設備)	(1) 原動機及びコンプレッサー ・ 外観の汚損、損傷、発錆、漏油、漏水及び漏気の有無 ・ 潤滑油の油量適否、汚れ、漏れの有無 ・ 燃料油の油量適否、漏れの有無 ・ 冷却水の水量適否、漏れの有無 ・ 空気タンクの圧力確認と記録 ・ 空気タンクドレン排水の適否 ・ 油、水、空気系統の弁類の開閉状態確認 ・ 試運転による各計器指示値の確認と記録 (2) 発電機 ・ 外観の汚損、損傷、発錆、軸受油量適否 ・ 試運転による異常振動、異音、異臭の有無 ・ 防振装置の機能確認 ・ ブラシ、スリップリング、整流子等の磨耗、変色、異常スパークの有無の確認（ブラシレスは除く） (3) 発電機盤 ・ 外観の汚損、損傷の有無 ・ 各計器の指示値の確認と記録 ・ 自動、手動切替開閉器の正常位置確認		○		
非常電源 (蓄電池設備)	(1) 蓄電池 ・ 液量の適否 ・ 電極盤の変形、損傷、脱落の有無 (2) 充電装置 ・ 盤外観の汚損、損傷の有無 ・ 表示灯類の点灯状態の確認 ・ 異音、異臭の有無		○		
防火戸	(1) 外観の損傷の有無		○		

機器名	点検事項	点検周期		
		日	月	月
空気循環	(1) 温度及び湿度の適否	○		
給水設備	(1) 残留塩素の測定 (DPD 法により測定) (2) 槽内浮遊物及び沈殿物の有無 (3) 槽内壁面等の損傷、亀裂の有無 (4) 槽内水の濁り有無 (5) マンホールの施設の良い否 (6) マンホールの損傷、腐食の有無 (7) マンホールの防水の良い否 (8) 防虫網の損傷の有無 (9) 警報装置作動の良い否 (10) ボールタップ作動の良い否 (11) ポンプ及びバブル類の作動の良い否 (12) 4項目測定 (色・臭い・味・濁り)		○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
排水設備	(1) 槽内浮遊物及び沈殿物の有無 (2) 槽内壁面等の損傷、亀裂の有無 (3) マンホールの密閉の良い否 (4) 害虫の有無 (5) 悪臭の有無 (6) 防虫網の損傷の有無 (7) 警報装置作動の良い否 (8) 自動制御装置の作動の良い否 (9) ポンプ及びバブル類の作動の良い否			○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

(22) 清掃業務仕様書

- 1 この清掃業務は、建物内外の「ごみ」、「汚れ」、「ほこり」等を除去し、その美観を高め、清潔かつ衛生的な環境を維持することを目的とする。
- 2 清掃場所及び施設、作業の内容・回数は別紙「葵生涯学習センター・女性会館複合施設清掃作業基準表」による。
- 3 業務実施要領

清掃は、清掃場所に最も適した方法で行うこと。特に薬品・洗剤の使用は、清掃場所の生地等を充分考慮し、建物及び設備等に損傷を与えないよう細心の注意をして清掃すること。

- (1) 日常清掃（毎日1回以上清掃すること。ただし、第2、第4月曜日及び年末12月28日から年初1月4日まで除く。）

* 日常清掃実施回数 回（清掃作業基準表No.1からNo.3に従って清掃すること）

- ① ホール 1階ホール、ラウンジ、ロビー、エレベーターホール等をいう。以下「ホール」という。

コーナー 図書コーナー、展示コーナー、ギャラリー、喫茶コーナー等をいう。以下「コーナー」という。

廊下、前室、風除室

床のごみやほこりは掃き掃除やモップ拭きによって除去し、汚れの多いときは水拭きにより汚れを除去する。樹脂ワックス皮膜の部分的補修を行う。

- (ア) タイルカーペットは掃除機等で清掃する。
- (イ) テーブルやイスは雑巾やダストクロスでほこりと汚れを除去し、汚れのひどい時には洗剤拭きをする。金属部分は乾拭き、水拭き又はクリーナーを用いて汚れを除去する。
- (ウ) 灰皿及びごみ箱は内容物を処理し、拭き上げて清潔に保つこと。
- (エ) 扉の拭き掃除をし、特に取手及び周囲の汚れは洗剤拭きにより除去する。
- (オ) 金属部分（ステンレス等）の乾拭き、水拭きをし、汚れは洗剤又は専用クリーナーを用いて除去し、乾いた布でよく拭き取る。（高所を除く。）
- (カ) 電灯のスイッチ部分とその周囲を乾拭き、水拭き又は洗剤拭きにより、汚れを除去する。

- ② 階段

(ア) 床のごみやほこりを掃き掃除やモップ拭きによって除去するとともに、タイルカーペットは掃除機等で清掃する。

(イ) 手すりを水拭き又はダストクロス拭きで掃除する。汚れは洗剤拭きで除去する。

- ③ 便所

この場所は最も不潔になりやすいので、丁寧に行うこと。

- (ア) 床は、掃き掃除及び水拭き掃除とし、汚れは洗剤で除去する。
- (イ) 便器は、殺菌剤入りの洗剤液を用いて掃除し、金属部分は、布で水分をよく拭き取る。
- (ウ) 洗面台は、洗剤を用いてスポンジ洗いし、金属部分は、布で水分をよく拭き取る。
- (エ) 鏡は、洗剤、清水等で清掃し、柔らかい布で乾拭きをする。
- (オ) 扉、間仕切りは水拭きし、取手及び周囲は弱性石鹼等を用いて殺菌拭きをする。

- (カ) その他壁面の手の届く範囲を清掃する。
- (キ) ごみ箱の内容物を処理し、容器を拭き上げて清潔に保つ。
- (ク) トイレtpーパー及び水石鹼を補給する。
- (ケ) 汚物入れの汚物を処理し、容器を拭き上げて清潔に保つ。
- ④ 湯沸室
 - (ア) 床のごみやほこりを掃き掃除やモップ拭きによって除去する。
汚れは洗剤により除去する。
 - (イ) 流し台と周辺の清掃をし、金属部分の空拭きをする。
- ⑤ 館長室、相談室、集会室、印刷室、食工房
 - (ア) 床のごみやほこりは、掃き掃除やモップ拭きによって除去する。
 - (イ) じゅうたん、カーペット及びマットは、掃除機等でごみやほこり又は土砂を除去する。
 - (ウ) ごみ箱の内容物を処理する。
 - (エ) 扉を清掃する。
 - (オ) テーブル、イスを雑巾やダストクロス等で拭き、金属部分の乾拭きをする。
- ⑥ エレベーター
 - (ア) 呼びボタンを乾拭きする。
 - (イ) 出入口のステンレス部分、扉、鏡面部分は乾拭きし、汚れは専用クリーナーで除去する。
 - (ウ) 床の掃除をし、汚れは洗剤で除去する。
 - (エ) 手すり、壁面、ボタン等室内は全て清掃し、汚れは洗剤や専用クリーナーで除去する。
- ⑦ 庁舎（施設）周辺
 - (ア) 掃き掃除を行うほか、ごみ箱のごみを適宜処理し、汚れは水拭き等で除去する。植込内のごみも処理すること。
 - (イ) 植木への散水、除草を必要に応じて適宜行うこと。
 - (ウ) 排水溝の清掃を行うとともに、排水柵の清掃を適宜行うこと。
- ⑧ ごみ処理作業
 - (ア) 各室のごみは毎日回収し、所定の場所で処理すること。
 - (イ) 湯沸室の茶ガラを処理し、掃除用流し室の不燃物を処理すること。
- ⑨ その他
 - (ア) 雨天時には玄関、地下駐車場出入口等の床の濡れた部分を乾いたモップでよく拭く。
 - (イ) 共用区域は、巡回清掃によりごみ、ほこり、汚れを除去し、清潔かつ衛生的な環境を維持すること。特に、通行量の多い場所は重点的に巡回清掃を行うこと。
- (2) 定期清掃（月、年を単位に、清掃作業基準表No.4、No.5に従って清掃すること。）
 - ① ホール、コーナー、廊下、前室、階段、湯沸室、エレベーター、各集会室等
 - (ア) じゅうたん及びカーペットを除く床は、床材に適した薬剤で、表面洗浄、洗浄ワックス、剥離清掃等を実施する。
 - (イ) じゅうたん及びカーペットは生地を傷めないように、材質に合った方法でシャンプークリーニングを実施する。
 - ② 便所

- (ア) 床は、ごみやほこりを除去した後に、殺菌剤入洗剤を用いて洗浄する。
- (イ) 壁面は、殺菌剤入洗剤を用いて洗浄し、よく拭き取る。
- (ウ) 高所のほこりを払い、換気口の清掃を行う。
- (エ) パイプ等の金属部分は空拭きし、汚れは専用クリーナーで除去する。

③ 湯沸室

- (ア) 壁面と高所のほこりを払う。
- (イ) 流し台は、洗剤を用いて洗浄し、水分をよく拭き取る。
- (ウ) ステンレスは空拭きし、汚れは洗剤で除去し乾いた布でよく拭く。

④ 駐車場

床や排水溝のごみや土砂を取り除くとともに、水等により洗浄する。

⑤ 窓ガラス

専用洗剤でガラス面を軽く洗浄した後、窓ガラス専用スクイジーで拭き取る。

⑥ モニュメント、案内板

ほこりや汚れを材質に合った方法により除去する。

⑦ ブラインド、アネモ、灯具

汚れは洗剤で除去し乾いた布でよく拭く。

4 委託業務実施時間

原則として次のとおりとする。ただし、目的遂行上及び甲の執務の都合上変更する場合がある。

(1) 日常清掃

① 午前作業（9時までにを行う。）

32 集会室、35 集会室、フィットネスルーム、団体活動室等

② 午前～午後（9時～17時までにを行う。）

ホール、コーナー、廊下、前室、風除室、集会室、相談室、印刷室、館長室、玄関ドア、エレベーター等、階段、便所、湯沸場、展示コーナー、庁舎（施設）周辺、ごみ箱、灰皿、細部については、甲の指示又は甲と協議するものとする。

(2) 定期清掃

定期清掃は、いずれも休館日に実施するものとするが、その日時については、事前に甲と協議し決定するものとする。

5 この仕様書は、目的を遂行するための基本的事項を定めたものであり、本仕様書に記載されていない作業であっても、目的遂行上、甲が必要と認めた作業を乙は契約金額の範囲内で実施するものとする。

6 乙は、委託業務の実施に当たって、甲に実施計画書を提出するものとし、業務の完了後は、完了報告書を甲に提出するものとする。

作業内容		日常清掃								
		作業面積等	掃き	拭き	吸塵	洗い	補充	ごみ除去清掃	排水溝	ごみ処理
材質等										
ホール、前室 風除室、廊下 踏込、ラウンジ ロビー	みかげ石	473.88 m ²	1	1						
	タイルカーペット	798.31 m ²			1			1		
	ビニルタイル	12.54 m ²	1	1						
	塩ビシート	16.89 m ²	1							
	磁器質タイル	10.61 m ²								
	桧縁甲板張	94.2 m ²	1							
階段	タイルカーペット	135.83 m ²			1			1		
	塩ビシート	141.4 m ²	1							
	手すり	160.0 m		1						
便所 (14カ所)	みかげ石	250.77 m ²	1	1						
	塩ビシート	71.46 m ²	1	1						
	角タイル	33.74 m ²	1	1						
	便器	65 個				1				
	洗面台	32 台				1				
	鏡	14 箇所				1				
	ペーパー水石鹸	24 箇所					1			
	汚物入れ	29 箇所				1				
集会室	タイルカーペット	328.29 m ²			1					
	ビニルタイル	462.01 m ²	1							
	フローリング	325.53 m ²	1							
	コルクタイル	139.51 m ²	1							
	畳	137.05 m ²	1	1						
	じゅうたん	56.48 m ²				1				

作業内容		日常清掃								
		作業面積等	掃き	拭き	吸塵	洗い	補充	ごみ除去清掃	排水溝	ごみ処理
材質等										
湯沸場	ビニルタイル	34.79 m ²	1							
	流し台	8 か所		1						
印刷室 相談室等	タイルカーペット	176.69 m ²			1					
	じゅうたん	16.37 m ²			1					
	ビニルタイル	21.17 m ²	1	1						
事務室、印刷室 更衣室、サクル室 監視室	ビニルタイル	179.12 m ²								
フィットネスルーム 食工房、更衣室 収納庫	フローリング・ボード	309.62 m ²								
図書コーナー 展示コーナー ギャラリー・サロン 他	タイルカーペット	962.94 m ²			1		1			
調整室、親子室 同時通訳室	タイルカーペット	66.81 m ²								
こども室 調乳室	コルクタイル	72.26 m ²	1	1						
玄関ドア		4 枚		1						
エレベーター		2 基	1	1	1					

作業内容		日常清掃								
		作業面積等	掃き	拭き	吸塵	洗い	補	ごみ除去清掃	排水溝	ごみ処理
材質等										
展示コーナー	ガラス	10.0 m ²		1						
図書コーナー他	椅子 テーブル	120 脚 40 脚		1 1						
図書コーナー	書架	6 台		1						
施設周辺	車路・自転車 置場・植込みを含む	1,320.6 m ²	1					1		
ごみ箱・灰皿		設置箇所							1	
駐車場	コンクリート	1,223.4 m ²								
ガラス	スリッジ - 使用	1F 以下 353.87 m ² 2F 以上 731.57 m ²								
モニュメント案内板		一 式								
ブラインド		769.0 m ²								
アネモ		75 か所								
灯 具		282 灯								

葵生涯学習センター・女性会館複合施設 清掃作業基準表

(表内数字は期間中実施回数を示す)

NO. 4

作業内容		定期清掃									
作業内容	材 質 等	作業面積等	表面洗淨	洗淨ワックス	シャンプー クリーニング	掃き	(洗剤使用) 拭き	(洗剤使用) 洗い	はく離清掃	ごみ除去清掃	排水溝清掃
ホール、前室 風除室、廊下 踏込、ラウンジ ロビー	みかげ石	473.88㎡	6								
	タイルカーペット	798.31㎡			2						
	ビニールタイル	12.54㎡		4					1		
	塩ビシート	16.89㎡		4					1		
	磁器質タイル	10.61㎡	6								
	桧縁甲板張	94.2㎡		5							
階 段	タイルカーペット	135.83㎡			2						
	塩ビシート	141.4㎡		4					1		
	手すり	160.0㎡					6				
便 所 (14ヶ所)	みかげ石	250.77㎡						6			
	塩ビシート	71.46㎡		4					1		
	角タイル	33.74㎡						6			
	便器	65個						6			
	洗面台	32台						6			
	鏡	14ヶ所									
	ペーパー水石鹸	24ヶ所									
	汚物入れ	29ヶ所									
集会室	タイルカーペット	328.29㎡			2						
	ビニールタイル	462.01㎡		4					1		
	フローリング	325.53㎡		5							
	コルクタイル	139.51㎡		5							
	畳	137.05㎡									
	じゅうたん	56.48㎡			2						
湯沸室	ビニールタイル	34.79㎡		4					1		
	流し台	8ヶ所									
印刷室 相談室 等	タイルカーペット	176.69㎡			2						
	じゅうたん	16.37㎡			2						
	ビニールタイル	21.17㎡		4					1		
事務室 印刷室 更衣室サークル室 監視室	ビニールタイル	179.12㎡		4					1		

葵生涯学習センター・女性会館複合施設 清掃作業基準表

(表内数字は期間中実施回数を示す)

NO. 5

作業内容		定期清掃								
材 質 等	作業面積等	表面洗	洗	ク	掃	(洗	(洗	は	ご	排
		浄	ワ	リ	き	剤	剤	く	み	水
		ワ	ッ	ン		拭	洗	離	除	溝
		ッ	ク	ブ		き	い	清	去	清
		ス	ス	ー		((掃	掃	掃
				ン))			
				グ						
フィットネスルーム 食堂 更衣室 収納庫	フローリング ボード	309.62㎡		5						
図書コーナー 展示コーナー ギャラリー サロン他	タイルカーペット	962.94㎡			2					
調整室、同時通訳 室親子室	タイルカーペット	66.81㎡			2					
こども室 授乳室	コルクタイル	72.26㎡		5						
玄関ドア		4枚								
エレベーター		2基								
展示コーナー	ガラス	10.0㎡								
交流コーナー 他	椅子 テーブル	120脚 40脚								
図書コーナー	書 架	6台								
施設周辺	車路・自転車置 場・植込みを含 む	1,320.6㎡								
ゴミ箱・灰皿		設置箇所								
駐車場	コンクリート	1,223.4㎡	2							
ガラス	スクイジー使用	1 F以上 353.87㎡ 2 F以上 731.57㎡	2							
モニュメント案内 板		一式	1							
ブラインド		769.0㎡				1				
アネモ		75ヶ所				1				
灯 具		282ヶ所				1				

(22) 清掃業務仕様書

この仕様は、清掃作業の概要を示すものであるが、本仕様に記載されていない作業であっても現場の状況に応じ建物及び敷地内の清掃保持、美観上必要と認められる場合、清掃作業実施業者は、契約の範囲内で、必要な作業を実施すること。

1 業務対象範囲

静岡市葵区田町三丁目46番地の5 静岡市西部生涯学習センター

2 清掃の種類

日常清掃及び定期清掃とする。（作業基準及び範囲は清掃作業表による。）

3 清掃方法（作業基準及び範囲は清掃作業表による。細部については、甲の担当者の指示を受けること。）

(1) 日常清掃（作業時間は午前8時30分から午後5時までとする。ただし、騒音を伴う作業及び受付カウンター等の清掃は、午前9時30分前に実施すること。）

- 風除室、廊下、階段、ホール、各室
毎日1回以上掃除機、ほうき、モップ、化学雑巾等を使用して清掃するほか、見回り清掃によりゴミ等を取り除くこと。また、入口周辺は、掃除機、ほうき等を使用し砂埃等の除塵清掃すること。
- 和室
掃除機、ほうきを使用して清掃する。
- 受付カウンター、ソファ等の清掃について
受付カウンターについては、拭き掃除にて除塵を行うこと。ソファは掃除機等でほこりを取り除き、水拭き等により清掃をする。
- 建物の周辺等
玄関前部分を主体として、敷地内の1日1回以上見回り清掃すること。
玄関ポーチは、ほうきや掃除機で泥やほこりの除塵を行う。
- 便所等
毎日1回以上床は、掃き掃除及び水拭き又はモップ拭き、及び便器等衛生陶器の洗浄作業、鏡、金属系の磨き、腰壁、ドアの清掃を行う。汚水が詰まっている場合などは、応急処置をとり、直ちに甲の職員に報告すること。なお、トイレットペーパー、消毒液、ゴミ箱・汚物入れのビニール袋等の消耗品は、すべて乙の負担とし、常時補給取替を行うこと。（受託者の負担とする）また、定期的に見回り汚れ等がある場合は清掃すること。
- エレベーター内
ほうきで泥やほこりを掃き、水拭き又はモップ拭きをする。
- ビニルタイル、長尺ビニルシート、フローリング部分
掃除機等で泥やほこりを除去した後、硬く絞ったモップなどで拭く。
- インターロッキング、アスファルト舗装、コンクリート金罫仕上げ部分
掃除機、ほうきを使用して清掃する。
- ゴミ等の処理
各室及び建物周辺等から出るゴミ等については、毎日、指定容器にまとめて、所定の場所に搬出すること。また、市指定のゴミ収集日には、まとめたゴミを地域搬出場所へ搬出すること。なお、湯沸室の茶殻・生ゴミ等は最終退館時に、ゴミとして出していくこと。
- その他
トイレ詰り、床にこぼれた飲料水、暴風雨の際の水・泥など緊急時の清掃を適宜行うものとする。喫煙所の灰皿の清掃も行う。

(2) 定期清掃

定期清掃①（1、2階部分）（隔月実施）

○ビニルタイル、長尺シート部分

床は真空掃除機又は帯電モップなどにて除塵作業後、ワックス塗布、研磨、巾木の洗浄作業を行うこと。

○ビニルタイル、長尺シート部分の床はく離清掃（3年間で全面積実施）

合計の1/3 床はく離清掃、期間中1回委託者が指定する日に実施する。

清掃面積 369㎡（1,105.02/3 = 368.34㎡）

（同上面積分1/3の定期清掃、ワックス塗布は行わないものとする）

※ 同上面積分から、他館の床はく離清掃の要望があった場合は、速やかに委託者の指定に従い実施する。

○フローリング

床は真空掃除機又は帯電モップなどにて除塵作業後、ドレッシングオイル仕上げをする。

○玄関ポーチ、風除室部分

磁器質タイル部の除塵作業後、水洗浄を行う。

○便所（1階2階）等部分

床面掃き拭き洗浄、衛生陶器類の洗浄酸洗い、腰壁、ドアの汚れ落としを行う。

○1階風除室には、足拭きマットを設置し、2ヶ月に1回取り替えること。

○屋根、庇上等

落ち葉、粉塵等を自在ぼうきで除じん清掃する。（冬期は一週間に一度）

定期清掃②（年3回・4ヶ月に1回実施）

○窓ガラス清掃（自動ドア含む）

洗剤混入液にて汚れ落とし後、水拭き乾布仕上、又は、スクイジー仕上げ、作業時窓枠、ガラリ等のさびの除去を行うこと。

○ブラインド

化学モップ等で除じん作業を行う。

○インターロッキング部分

インターロッキング部の除塵作業後、機械水洗浄を行う。

○屋外階段等

ほうき等を使用し砂埃等の除塵清掃すること。

○サッシュ用網戸清掃（ステンレスネット）・・・（年1回・4月に実施）

高圧洗浄機、洗剤混入液にて汚れ落とし後、水洗い乾布仕上。

○太陽光発電パネル清掃（屋上設置）・・・（年1回・4月に実施）

洗剤混入液にて汚れ落とし後、水拭き乾布仕上、又は、スクイジー仕上げ、作業時枠、ガラリ等のさびの除去を行うこと。

定期清掃③ 抜根除草清掃（5、7、10月実施）

作業にあたっては、花木を痛めないように丁寧に行うこと。抜き取った雑草及び植樹帯内のごみ、空き缶等は、所定の場所に集積し処理するとともに、除草跡はきれいに清掃すること。

除草作業に必要な器具、消耗品等は乙の負担とすること。回収したゴミは乙が持ち帰ること。

☆その他事項

- ・ トイレットペーパー、水石鹸、洗剤、消毒液、ゴミ箱・汚物入れ用のビニール袋、ゴミ袋等の消耗品は全て乙の負担とすること。
- ・ 乙が負担する適正資機材（洗剤等消耗品を含む）により清掃を行なうものとする。
- ・ 洗剤、溶剤の使用にあたっては十分注意をはらうものとする。

- ・回収したゴミは、ゴミ袋にまとめ、毎日指定の場所へ搬出すること。

4 作業等の報告義務

- (1) 日常清掃については毎日、定期清掃については各回終了後に日誌を作成し提出すること。
- (2) 各月ごと作業報告書を作成すること。また、定期清掃については清掃前、清掃中、清掃後の写真を作業報告書に添付すること。

5 作業日程表

種類 \ 月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
日常清掃	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
定期清掃①	○		○		○		○		○		○	
定期清掃②	○				○				○			
定期清掃③		○		○			○					

定期清掃・サッシュ用網戸清掃及び太陽光発電パネル清掃は、年1回・4月に実施とする。

- (1) 日常清掃については、生涯学習センターの休館日を除く毎日実施するものとする。
- (2) 定期清掃の実施日は、甲の指定する休館日とする。ただし、甲、乙協議して、変更することができる。

6 その他

日常、定期清掃によるごみは毎日必ず搬出し、所定の場所で処理すること。

西部生涯学習センター 清掃業務作業表

【 日 常 清 掃 】 【 定 期 清 掃 】

場 所	材 質	作業内容	回数	作業単位	単位時間	作業時間	作業内容	回数	作業単位	単位時間	作業時間
			回	㎡・個	秒/㎡・個	時間		回	㎡・個	秒/㎡・個	時間
風除室1, 2(ガラス含む)	150□磁器質タイル	掃き(自在ホーキ使用)	297	14.36			表面洗浄、全面手入れ	6	14.36		
		拭き(水拭きモップ)	297	14.36							
フロアーマット		吸塵	297	2.00							
エントランスホール・廊下	ビニル床タイル	掃き(自在ホーキ使用)	297	224.06			床面洗浄ワックス仕上げ	6	224.06		
		拭き(水拭きモップ)	297	224.06							
階段室(1F~2F)	長尺ビニル床シート	掃き(自在ホーキ使用)	297	15.51			床面洗浄ワックス仕上げ	6	15.51		
		拭き(水拭きモップ)	297	15.51							
男子便所	長尺ビニル床シート	掃き、拭き	297	15.10			床面洗浄ワックス仕上げ	6	15.10		
		便器・手洗器・汚物入れ	297	10.00			専用洗剤洗い	6	10.00		
		ペーパー、水石鹸補充	297	4.00							
		壁 扉					洗剤拭き、水拭き	6	18.00		
女子便所	長尺塩ビシート	掃き、拭き	297	15.66			床面洗浄ワックス仕上げ	6	15.66		
		便器・手洗器・汚物入れ	297	12.00			専用洗剤洗い	6	12.00		
		ペーパー、水石鹸補充	297	6.00							
		壁 扉					洗剤拭き、水拭き	6	21.00		
多目的便所	長尺塩ビシート	掃き、拭き	297	6.25			床面洗浄ワックス仕上げ	6	6.25		
		便器・手洗器・汚物入れ	297	4.00			専用洗剤洗い	6	4.00		
		＃ ペーパー・消毒液	297	2.00							
		壁 扉					洗剤拭き、水拭き	6	14.30		
印刷室	ビニル床タイル	掃き(自在ホーキ使用)	297	5.39			床面洗浄ワックス仕上げ	6	5.39		
		拭き(水拭きモップ)	297	5.39							
倉庫	長尺塩ビシート	掃き(自在ホーキ使用)	297	4.22			床面洗浄ワックス仕上げ	6	4.22		
		拭き(水拭きモップ)	297	4.22							
給湯室	長尺塩ビシート	掃き(自在ホーキ使用)	297	5.17			床面洗浄ワックス仕上げ	6	5.17		
		拭き(水拭きモップ)	297	5.17							
学習セ・事務室	ビニル床タイル			61.76			床面洗浄ワックス仕上げ	6	61.76		
事務用備品室	長尺塩ビシート			6.72			床面洗浄ワックス仕上げ	6	6.72		
市民サービスコーナー	ビニル床タイル			15.33			床面洗浄ワックス仕上げ	6	15.33		
学習室1, 2, 3, 4	長尺塩ビシート			227.81			床面洗浄ワックス仕上げ	6	227.81		
工作室	長尺塩ビシート			32.57			床面洗浄ワックス仕上げ	6	32.57		
陶芸室	コンクリート床			6.25			掃き(自在ホーキ使用)	6	6.25		
調理室	長尺塩ビシート			63.96			床面洗浄ワックス仕上げ	6	63.96		
キッズルーム				51.42			床面洗浄ワックス仕上げ	6	51.42		
授乳室	ビニ床タイル			3.60			床面洗浄ワックス仕上げ	6	3.60		
ガラス	強化ガラス又は強化板ガラス						全面洗浄(スクイジー使用)	3	122.32		
サッシュ用網戸(防虫網)	排煙用ステンレスネット						高圧洗剤洗浄	1	52.00		
同上	窓用ステンレスネット						高圧洗剤洗浄	1	22.00		
同上	引き戸用ステンレスネット						高圧洗剤洗浄	1	3.00		
ゴミ処理		ゴミ箱処理	297	9.00							
ブラインド							除塵	3	12.54		
1階 廊下及び各室	ビニル床タイル又は 長尺塩ビシート	754.41/3=251.47					はく離清掃(合計の1/3)	1	252.00		
		754.41/3=251.47					同上面積分1/3ワックス減面	-1	252.00		

西部生涯学習センター 窓ガラス、ブラインド清掃面積表

階	窓ガラス					窓ブラインド					
	記号	数	幅	高さ	面積	記号	数	幅	高さ	面積	
1階	AW/1	4	1.41	1.42	6.83	AW/1	4			0	
	AW/2	5	1.41	1.67	8.08	AW/2	5			0	
	AW/3	2	1.41	1.67	5.08	AW/3	2			0	
	AW/4	1	1.41	2.57	4.98	AW/4	1			0	
	AW/5	3	3.16	1.42	7.58	AW/5	3			0	
	AW/6	1	3.16	2.57	6.73	AW/6	1			0	
	AW/7	1	2.84	1.42	5.26	AW/7	1			0	
	AW/8	1	1.6	1.42	4.02	AW/8	1			0	
	AW/18	1	2.75	2.57	6.32	AW/18	1			0	
	AW/19	1	0.84	2.65	4.49	AW/19	1	0.84	1.67	3.51	
	AW/20	2	0.85	2.65	5.5	AW/20	2	0.85	1.67	4.52	
	AW/21	2	0.84	2.65	5.49	AW/21	2	0.84	1.67	4.51	
	AW/22	1	3.16	0.4	4.56	AW/22	1			0	
	AD/1	1	3.45	2.77	7.22	AD/1				0	自動ドア部
	AD/2	1	5.32	2.77	9.09	AD/2				0	同上
	AD/3	1	0.84	2.77	4.61	AD/3				0	同上
	AD/4	1	3.45	2.77	7.22	AD/4				0	同上
	AD/5	1	5.32	2.77	9.09	AD/5				0	同上
	AD/8	1	1.2	2.77	4.97	AD/8				0	北側出入口
	SD/6	1	2.2	2	5.2	SD/6				0	窯室ガラリ部
				122.32					12.54		
2階	AW/5	5	3.16	1.42	9.58	AW/5	5			0	
	AW/9	1	2.84	1.42	5.26	AW/9	1			0	
	AW/10	1	3.16	1.42	5.58	AW/10	1			0	
	AW/11	1	2.75	1.24	4.99	AW/11	1			0	
	AW/12	1	0.84	2.45	4.29	AW/12	1	0.84	2.45	4.29	
	AW/13	4	0.85	2.45	7.3	AW/13	4	0.85	2.45	7.3	
	AW/14	1	0.84	2.45	4.29	AW/14	1	0.84	2.45	4.29	
	AW/15	4	0.85	2.45	7.3	AW/15	4	0.85	2.45	7.3	
	AW/16	4	1.41	3.32	8.73	AW/16	4			0	
	AW/17	4	1.41	3.32	8.73	AW/17	4			0	
SD/8	1	0.8	1.9	3.7	SD/8				0	北側出入口	
				69.75					23.18		
1, 2階 建具合計 面積					192.1	1, 2階 ブラインド合計 面積					35.72

外部面積

敷地面積	2,582.6
建築面積	787.9
延床面積	1,467.6
1階床面積	770.9
アスファルト	1,375.2
コンクリート	21.0
インターロッキング	149.0
150磁器質タイル	42.0
花壇等緑地	167.0
水槽等基礎	22.0
屋外階段部	5.4
調整池	30.0
高所作業車（トラック架装リフト）	

網戸 ステンレスネット

	1階	2階	計
排煙装置部	52	54	106
窓部	22	24	46
引き戸部	3	0	3

(22) 清掃業務仕様書

清掃業務については、この仕様書により実施する。

1 清掃場所

静岡市葵区千代田七丁目 8 番15号

静岡市東部保健福祉センター・東部生涯学習センター複合施設の建物及び敷地内

2 委託期間

令和 年 4 月 1 日から令和 年 3 月 31 日

3 清掃基準

委託する清掃作業区域及び内容は、清掃基準表のとおりとし細部については委託者の指示を受けること。

(1) 日常清掃（作業時間は午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。ただし、騒音を伴う作業及び受付カウンター等の清掃は、午前 9 時 30 分前に実施すること。）

○ 玄関ホール、風除室、廊下、階段、各室

毎日 1 回以上掃除機、ほうき、モップ、化学雑巾等を使用して清掃するほか、見回り清掃によりゴミ等を取り除くこと。また、入口周辺は、掃除機、ほうき等を使用し砂埃等の除塵清掃すること。

○ 和室

掃除機、ほうきを使用して清掃する。

○ 受付カウンター、ソファ等の清掃について

受付カウンターについては、拭き掃除にて除塵を行うこと。ソファは掃除機等でほこりを取り除き、水拭き等により清掃をする。

○ 建物の周辺等

玄関前部分を主体として、敷地内（第 2 駐車場含む）の 1 日 1 回以上見回り清掃すること。

玄関ポーチは、ほうきや掃除機で泥やほこりの除塵を行う。

○ 便所等

毎日 1 回以上床は、掃き掃除及び水拭き又はモップ拭き、及び便器等衛生陶器の洗浄作業、鏡、金属系の磨き、腰壁、ドアの清掃を行う。汚水が詰まっている場合などは、応急処置をとり、直ちに甲の職員に報告すること。なお、消毒液、汚物入れのビニール袋等の消耗品は、乙の負担とし、常時補給取替を行うこと。ただし、トイレットペーパー、市のゴミ袋は甲が支給する。また、定期的に見回り汚れ等がある場合は清掃すること。

○ エレベーター内

ほうきで泥やほこりを掃き、水拭き又はモップ拭きをする。

○ ビニルタイル、長尺ビニルシート、フローリング部分

掃除機等で泥やほこりを除去した後、硬く絞ったモップなどで拭く。

○ 磁器タイル、アスファルト舗装、コンクリート金罫仕上げ部分

掃除機、ほうきを使用して清掃する。

○ ゴミ等の処理

各室及び建物周辺等から出るゴミ等については、毎日、指定容器にまとめて、所定の場所に搬出すること。また、市指定のゴミ収集日には、まとめたゴミを地域搬出場所へ搬出すること。なお、湯沸室の茶殻・生ゴミ等は最終退館時に、ゴミとして出していくこと。

○ その他

トイレ詰り、床にこぼれた飲料水、暴風雨の際の水・泥など緊急時の清掃を適宜行うものとする喫煙所の灰皿の清掃も行う。

(2) 定期清掃

定期清掃 ①（1、2、3階部分）（年 5 回、5. 7・10. 12. 2月実施）

○ ビニルタイル、長尺シート部分

床は真空掃除機又は帯電モップなどにて除塵作業、洗浄乾燥後ワックス塗布、巾木の洗浄作業を行うこと。

○ ビニルタイル、長尺シート部分の床はく離清掃（3年間で全面積実施）

合計の1/3 床はく離清掃、期間中 1 回委託者が指定する日に実施する。

清掃面積 274㎡（821.08/3 = 273.70㎡）

床の除塵後、剥離作業を行い洗浄乾燥後にワックス塗布作業を実施する。

（同上面積分1/3の定期清掃、ワックス塗布は行わないものとする）

※ 同上面積分から、他館の床はく離清掃の要望があった場合は、速やかに委託者の指定に従い実施す

○ タイルカーペット部分

生地を傷めないように、材質に合った方法で、吸塵後全面シャンプークリーニングを実施する。

○ フローリング

床は真空掃除機又は帯電モップなどにて除塵作業後、ワックス（オイル）仕上げをする。

○ 玄関ポーチ、風除室部分

磁器質タイル部の除塵作業後、全面表面洗浄を行う。

○ 便所等部分

床面除塵、洗淨乾燥後、ワックス塗布、衛生陶器類の専用洗淨洗い、腰壁、ドアの汚れ落とす。

定期清掃 ② 年12回

- 屋根、庇上等（毎月実施。）
落ち葉、粉塵等を自在ぼうきで除じん清掃する。（冬期は適宜、週一回程度）

定期清掃 ③ （年4回、5・8・11・2月実施）

- 建物廻り（駐車場含む）
自在ぼうき等を使用し粗ゴミ、落葉等の清掃及び排水溝の清掃を適宜実施する。
- 建物廻り（駐輪場）
落ち葉、粉塵等を自在ぼうきで除じん清掃する。
- 第2駐輪場
自在ぼうき等を使用し粗ゴミ、落葉等の清掃及び排水溝の清掃を適宜実施する。

定期清掃 ④ （年3回、5・9・1月実施）

- 窓ガラス清掃（自動ドア含む）
洗剤混入液にて汚れ落とし後、水拭き乾布仕上、又は、スクイジー仕上げ、作業時窓枠、ス等のさびの除去を行うこと。
- ブラインド
化学モップ等で除じん作業を行う。
- 屋外階段等
自在ぼうき等を使用し砂埃等の除塵清掃すること。

定期清掃 ⑤ （年3回、5・7・10月実施）

- 抜根除草清掃・・・（5, 7, 10月実施）
作業にあたっては、花木を痛めないように丁寧に行うこと。抜き取った雑草及び植樹帯内のごみ空缶等は、所定の場所へ集積し処理するとともに、除草跡はきれいに清掃すること。
除草作業に必要な器具、消耗品等は乙の負担とすること。回収したゴミは乙が持ち帰ること。

定期清掃 ⑥ （年2回、8・1月実施）

- 空調フィルター清掃・・・（8, 1月に実施）
高圧洗淨機、洗剤混入液にて汚れ落とし後、水洗い乾布仕上。

☆その他事項

- ・ 水石鹸、洗剤、消毒液、汚物入れ用のビニール袋等の消耗品は、乙の負担とすること。
ただし、トイレットペーパー、市のゴミ袋は甲が支給する。
- ・ 乙が負担する適正資機材（洗剤等消耗品を含む）により清掃を行なうものとする。
- ・ 洗剤、溶剤の使用にあたっては十分注意を要するものとする。
- ・ 回収したゴミは、ゴミ袋にまとめ、毎日指定の場所へ搬出すること

4 作業等の報告義務

- (1) 日常清掃については毎日、定期清掃については各回終了後に日誌を作成し提出すること。
- (2) 各月ごと作業報告書を作成すること。また、定期清掃については清掃前、清掃中、清掃後の写真を作業報告書に添付すること。

5 作業日程表

種類/月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
日常清掃	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
定期清掃 ①		○		○		○		○		○		○
定期清掃 ②	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
定期清掃 ③		○			○			○			○	
定期清掃 ④		○				○				○		
定期清掃 ⑤		○		○			○					
定期清掃 ⑥					○					○		

- (1) 日常清掃については、保健福祉センター、生涯学習センターの休館日を除く毎日実施すること。
- (2) 定期清掃の実施日は、甲の指定する休館日とする。ただし、甲、乙協議して変更することができる

6 その他

日常、定期清掃によるごみは毎日必ず搬出し、所定の場所で処理すること

東部保健福祉センター・東部生涯学習センター 清掃業務基準表

【 日 常 清 掃 】 【 定 期 清 掃 】

階	区分	場 所	材 質	作業内容		作業内容			
				回数 回	作業単位 ㎡・個	回数 回	作業単位 ㎡・個		
1	生涯学習センター	玄関ホール・廊下	煉瓦タイル	掃き（自在ホーキ使用）	294	127.21	表面洗浄、全面手入れ	5	127.21
				拭き（水拭きモップ）	294	127.21			
			強化ガラス又は強化板ガラス	ガラス拭き（玄関ドア）	294	11.29	玄関ドア全面洗浄（スクイジー使用）	5	11.29
		便所前室	煉瓦タイル	掃き（自在ホーキ使用）	294	7.92	表面洗浄	5	7.92
				拭き（水拭きモップ）	294	7.92			
		男便所	ビニル床シート	掃き、拭き	294	12.78	洗浄乾燥後ワックス仕上げ	5	12.78
			便器・手洗器・鏡	洗い	294	9.00	専用洗剤洗い	5	9.00
			ペーパー・水石鹸補充	交換（補充）	294	4.00			
			壁（タイル貼り）				洗剤拭き、水拭き	5	32.40
			扉				洗剤拭き、水拭き	5	2.00
		女便所	ビニル床シート	掃き、拭き	294	12.65	洗浄乾燥後ワックス仕上げ	5	12.65
			便器・手洗器・鏡・掃除流し	洗い	294	8.00	専用洗剤洗い	5	8.00
			ペーパー・水石鹸補充・汚物入れ	交換（補充）	294	8.00			
			壁（タイル貼り）				洗剤拭き、水拭き	5	32.40
			扉				洗剤拭き、水拭き	5	4.00
		多目的便所	ビニル床シート	掃き、拭き	294	6.86	洗浄乾燥後ワックス仕上げ	5	6.86
			便器・手洗器・鏡・汚物流し	洗い	294	5.00	専用洗剤洗い	5	5.00
			ペーパー・水石鹸補充・汚物入れ	交換（補充）	294	3.00			
			壁（タイル貼り）				洗剤拭き、水拭き	5	19.92
			扉				洗剤拭き、水拭き	5	1.00
		更衣室（男子）	ビニル床シート			1.80	洗浄乾燥後ワックス仕上げ	5	1.80
		更衣室（女子）	ビニル床シート			4.62	洗浄乾燥後ワックス仕上げ	5	4.62
		湯沸し室	ビニル床シート	掃き、拭き	294	6.08	洗浄乾燥後ワックス仕上げ	5	6.08
		倉庫	コンクリート仕上げ			12.00	掃き（自在ホーキ使用）	5	12.00
		階段（1～2階）	長尺塩ビシート	掃き、拭き・手摺空拭き	294	27.60	洗浄乾燥後ワックス仕上げ	5	27.60
		市民サービスコーナー	煉瓦タイル			15.76	表面洗浄、全面手入れ	5	15.76
事務室	フローリングブロック			51.44	ゴミ除去後水拭き、ワックス仕上げ	5	51.44		
湯沸し室（事務室）	ビニル床シート			3.00	洗浄乾燥後ワックス仕上げ	5	3.00		
図書室	フローリングブロック			26.11	ゴミ除去後水拭き、ワックス仕上げ	5	26.11		
第1集会室	フローリングブロック			42.77	ゴミ除去後水拭き、ワックス仕上げ	5	42.77		
第2集会室	フローリングブロック			38.15	ゴミ除去後水拭き、ワックス仕上げ	5	38.15		
第3集会室	フローリングブロック			103.43	ゴミ除去後水拭き、ワックス仕上げ	5	103.43		

保健福祉センター	玄関ロビー	煉瓦タイル	掃き（自在ホーキ使用）	234	52.38	表面洗浄、全面手入れ	5	52.38	
			拭き（水拭きモップ）	234	52.38				
		強化ガラス又は強化板ガラス	ガラス拭き（玄関ドア）	234	10.98	玄関ドア全面洗浄（スクイジー使用）	5	10.98	
	玄関（多目的ルーム側）	磁器質タイル	掃き（自在ホーキ使用）	234	7.19	表面洗浄、全面手入れ	5	7.19	
			拭き（水拭きモップ）	234	7.19				
		強化ガラス又は強化板ガラス	ガラス拭き（玄関ドア）	234	1.00	玄関ドア全面洗浄（スクイジー使用）	5	1.00	
	階段（1～2階）	長尺塩ビシート					洗浄乾燥後ワックス仕上げ	5	25.55
	男便所	ビニル床シート	掃き、拭き	234	8.88	洗浄乾燥後ワックス仕上げ	5	8.88	
			便器・手洗器・鏡・掃除流し	洗い	234	6.00	専用洗剤洗い	5	6.00
		ペーパー・水石鹸補充	交換（補充）	234	2.00				
		壁（タイル貼り）				洗剤拭き、水拭き	5	28.32	
		扉				洗剤拭き、水拭き	5	2.00	
	女便所	ビニル床シート	掃き、拭き	234	11.49	洗浄乾燥後ワックス仕上げ	5	11.49	
			便器・手洗器・鏡	洗い	234	6.00	専用洗剤洗い	5	6.00
		ペーパー・水石鹸補充・汚物入れ	交換（補充）	234	9.00				
		壁（タイル貼り）				洗剤拭き、水拭き	5	31.20	
		扉				洗剤拭き、水拭き	5	4.00	
	事務室	フローリングブロック			38.29	ゴミ除去後水拭き、ワックス仕上げ	5	38.29	
	会議室	フローリングブロック			18.90	ゴミ除去後水拭き、ワックス仕上げ	5	18.90	
	多目的ルーム	ビニル床シート	掃き、拭き	234	126.92	洗浄乾燥後ワックス仕上げ	5	126.92	
検診室 2	フローリングブロック			77.00	ゴミ除去後水拭き、ワックス仕上げ	5	77.00		
検診室 1	フローリングブロック			48.00	ゴミ除去後水拭き、ワックス仕上げ	5	48.00		
1階 廊下及び各室	ビニル床タイル又は長尺塩ビシート	248.23/3= 82.75			はく離清掃（合計の1/3）	1	82.75		
		248.23/3= 82.75			同上面積分1/3ワックス減面積	-1	82.75		
計									

東部保健福祉センター・東部生涯学習センター 清掃業務基準表

【 日 常 清 掃 】 【 定 期 清 掃 】

階	区分	場 所	材 質	作業内容	回数	作業単位	作業内容	回数	作業単位		
					回	m ² ・個		回	m ² ・個		
3階	生涯学習センター	展示ロビー・廊下	長尺塩ビシート	掃き(自在ホーク使用)	294	146.55	洗浄乾燥後ワックス仕上げ	5	146.55		
			長尺塩ビシート	拭き(水拭きモップ)	294	146.55					
		便所前室	長尺塩ビシート	掃き、拭き	294	3.80	洗浄乾燥後ワックス仕上げ	5	3.80		
		湯沸し室	長尺塩ビシート	掃き、拭き	293	7.06	洗浄乾燥後ワックス仕上げ	5	7.06		
		階段(3~R階)	長尺塩ビシート	掃き、拭き	294	27.60	洗浄乾燥後ワックス仕上げ	5	27.60		
			ビニル床シート	掃き、拭き	294	12.78	洗浄乾燥後ワックス仕上げ	5	12.78		
			便器・手洗器・鏡	洗い	294	9.00	専用洗剤洗い	5	9.00		
		男便所	ペーパー・水石鹸補充	交換(補充)	294	4.00					
			壁(タイル貼り)						洗剤拭き、水拭き	5	32.40
			扉						洗剤拭き、水拭き	5	2.00
			ビニル床シート	掃き、拭き	294	12.65	洗浄乾燥後ワックス仕上げ	5	12.65		
		女便所	便器・手洗器・鏡・掃除流し	洗い	294	8.00	専用洗剤洗い	5	8.00		
			ペーパー・水石鹸補充・汚物入れ	交換(補充)	294	8.00					
			壁(タイル貼り)						洗剤拭き、水拭き	5	32.40
			扉						洗剤拭き、水拭き	5	2.00
		第10集会室	畳			21.53		吸引除塵、拭き	5	21.53	
第11集会室	畳			18.68		吸引除塵、拭き	5	18.68			
大ホール	ビニル床シート			187.32		洗浄乾燥後ワックス仕上げ	5	187.32			
ステージ(控室含む)	ナラ・フローリング			50.18		ゴミ除去後水拭き、ワックス仕上げ	5	50.18			
R階	階段踊場(R階)	長尺塩ビシート	掃き、拭き	294	6.00						
その他	生学セ	エレベータ	Pタイル貼り	溝吸塵	294	1.00	フロアマット洗浄	5	4.00		
		外階段	煉瓦タイル	床(掃き、拭き)	294	4.00	扉・床・壁、磨き拭き	5	19.20		
		外階段	煉瓦タイル			25.00	掃き(自在ホーク使用)	12	25.00		
	保	屋根	塗膜防水シート			525.00	落葉、粉塵等の清掃	12	525.00		
		バルコニー(2,3F)	塗膜防水シート			18.00	ゴミ除去後水洗い	12	18.00		
	共用部分	屋根				149.25	落葉、粉塵等の清掃	12	149.25		
		屋根、庇	塗膜防水シート			340.00	落葉、粉塵等の清掃	12	340.00		
		ごみ箱・灰皿		処理・洗い	294	1.00					
		敷地内	下記材質			2,829.38					
		施設周辺清掃	前庭含む	粗ごみ、空缶拾い、排水溝等清掃	294	2,394.61					
		玄関ポーチ・スロープ他	煉瓦タイル等			105.64	表面洗浄	5	105.64		
		外階段	コンクリート床			13.20	表面洗浄	3	13.20		
		建物廻り(駐車場含む)	アスファルト舗装他			1330.51	掃き(自在ホーク使用)	4	1330.51		
		建物廻り(駐輪場)	コンクリート床			71.25	掃き(自在ホーク使用)	4	71.25		
		建物廻り(花壇)	花壇内			336.60	抜根除草作業	3	336.60		
第2駐車場		アスファルト舗装	粗ごみ清掃		874.01	掃き(自在ホーク使用)	4	874.01			
第2駐車場(花壇)		花壇内			98.17	抜根除草作業	3	98.17			
窓ガラス				382.74	全面スクイジー使用	3	359.70				
ブラインド				94.20	除塵	3	94.20				
空調フィルター				50.00	吸引・水洗い	2	50.00				
3階 廊下及び各室	ビニル床タイル又は	210.44/3= 70.15				はく離清掃(合計の1/3)	1	70.15			
	長尺塩ビシート	210.44/3= 70.15				同上面積分1/3ワックス減面積	-1	70.15			
計											

東部保健福祉センター・東部生涯学習センター 清掃業務基準表

階	区分	窓ガラス				窓ブラインド					
		記号	数	幅	高さ	面積	記号	数	幅	高さ	
1階	生涯学習センター	SUSD/001	1	4.78	2.98	14.24					自動ドア部
		SUSD/02	1	3.49	2.98	10.40					
		AW/001	1	3.6	1.5	5.40					
		AW/002	1	3.6	1.5	5.40	AW/002	1	3.67	2.0	ブラインド設置
		AW/003	2	3.6	1.5	10.80					
		AW/04	1	1.8	1.3	2.34					
		AW/06	3	3.67	1.5	16.52	AW/06	3	3.67	1.9	ブラインド設置
		AW/08	1	1.5	1.5	2.25					
		AW/008	1	1.6	1	1.60					
		AW/019	1	1.2	1.3	1.56					
	AD/001	1	0.9	2.1	1.89					自動ドア部	
	保健福祉センター	SUSD/04	1	5.49	2.98	16.36					自動ドア部
		SUSD/002	1	1.7	2.1	3.57					自動ドア部
		AW/004	1	3.6	1.8	6.48	AW/004	1	3.6	2.1	ブラインド設置
		AW/005	1	5.5	1.5	8.25	AW/005	1	5.4	2.3	ブラインド設置
		AW/016	1	1.05	2.98	3.13					
		AW/17	1	1.8	1.8	3.24					
		AW/017	1	3.5	2.45	8.58	AW/017	1	1.8	2.1	ブラインド設置
		AW/18	1	5.54	1.5	8.31	AW/18	1	5.5	1.9	ブラインド設置
		AW/018	3	3.5	2.08	21.84	AW/018	3	3.5	2.1	ブラインド設置
AW/19		1	1.7	1.1	1.87						
AW/20	1	1.2	1.1	1.32							
AW/22	1	0.9	0.85	0.77							
AD/06	1	0.8	1	0.80					北側出入口		
1階計					156.91						
2階	生涯学習センター	AW/02	2	3.6	1.8	12.96					
		AW/05	1	3.6	1.8	6.48	AW/05	1	3.6	1.9	ブラインド設置
		AW/06	3	3.67	1.5	16.52					
		AW/006	1	3.67	1.45	5.32					
		AW/07	1	1.8	1.5	2.70					
		AW/007	1	3.6	1.7	6.12					
		AW/08	2	1.5	1.5	4.50					
		AW/008	1	1.6	1	1.60					
		AW/009	1	1.5	1.3	1.95	AW/009	1	1.5	1.9	ブラインド設置
		AW/15	3	3.67	1.8	19.82					
		AW/16	2	3.6	1.8	12.96					
		AW/17	1	1.8	1.8	3.24					
		AW/19	1	1.7	1.1	1.87					
		AW/20	1	1.2	1.1	1.32					
		AW/21	1	0.9	1.1	0.99					
		AW/23	1	5.54	1.1	6.09					
		AW/25	1	1.2	1.8	2.16					
AD/02	1	3.67	2	7.34							
2階計					113.94						
3階	生涯学習センター	AW/01	1	25.13	1.8	45.23					
		AW/010	1	2.38	1.2	2.86					
		AW/02	2	3.6	1.8	12.96					
		AW/020	2	0.37	0.3	0.22					
		AW/04	1	1.8	1.3	2.34					
		AW/06	1	3.67	1.5	5.51					
		AW/007	1	3.6	1.7	6.12					
		AW/008	1	1.6	1	1.60					
		AW/12	1	3.27	1.2	3.92					
		AW/13	1	0.6	1.25	0.75					
AD/02	1	3.67	2	7.34							
3階計					88.85						
1、2、3階 建具合計 面積					359.70	1、2階 ブラインド合計 面積					

東部・外部面積

仕様	敷地面積	2,946.00
	建築面積	881.07
	延床面積	2,285.39
	1階床面積	815.21
	増築面積	134.1
	付属等面積	40.5
建物廻り	玄関ポーチ・スロープ他 (タイル)	105.6
	屋外階段部	13.2
	花壇等緑地	336.6
	駐車場等 (アスファルト)	1,330.51
	駐輪場 (コンクリート)	71.25
第2 駐車	第2駐車場 (アスファルト)	874
	第2駐車場 (花壇)	98.17

網戸

ステンレスネット

	1階	2階
排煙装置部		
窓部		
引き戸部		

網戸の設置は無

生涯学習セ

フィルター清掃	27	
25+PAC 19+新設4		

高所作業車 (トラック架装リフト)

【 定 期 清 掃 】

階	区分	場 所	材 質	作業内容	回数	作業単位
					回	m ² ・個
1階	生涯学習セ	男便所	ビニル床シート	剥離作業	1	12.78
		女便所	ビニル床シート	剥離作業	1	12.65
		多目的便所	ビニル床シート	剥離作業	1	6.86
		更衣室（男子）	ビニル床シート	剥離作業	1	1.80
		更衣室（女子）	ビニル床シート	剥離作業	1	4.62
		湯沸し室	ビニル床シート	剥離作業	1	6.08
		階段（1～2階）	長尺塩ビシート	剥離作業	1	27.60
		湯沸し室（事務室）	ビニル床シート	剥離作業	1	3.00
	保健セ	階段	長尺塩ビシート	剥離作業	1	25.55
		男便所	ビニル床シート	剥離作業	1	8.88
		女便所	ビニル床シート	剥離作業	1	11.49
		多目的ルーム	ビニル床シート	剥離作業	1	126.92
	計					248.23
2階	生涯学習セ	ホール・廊下	長尺塩ビシート	剥離作業	1	175.05
		便所前室	長尺塩ビシート	剥離作業	1	3.80
		倉庫	長尺塩ビシート	剥離作業	1	17.50
		階段（2～3階）	長尺塩ビシート	剥離作業	1	27.60
		湯沸し室	長尺塩ビシート	剥離作業	1	6.00
		男便所	ビニル床シート	剥離作業	1	12.78
		女便所	ビニル床シート	剥離作業	1	12.65
		展示ホール・廊下	長尺シート	剥離作業	1	67.80
		倉庫	長尺シート	剥離作業	1	7.00
		階段（2階踊場）	長尺シート	剥離作業	1	6.80
		多目的便所	ビニル床シート	剥離作業	1	8.86
		女便所	ビニル床シート	剥離作業	1	12.80
	計					358.64
3階	生涯学習セ	展示ロビー・廊下	長尺塩ビシート	剥離作業	1	146.55
		便所前室	長尺塩ビシート	剥離作業	1	3.80
		湯沸し室	長尺塩ビシート	剥離作業	1	7.06
		階段（3～R階）	長尺塩ビシート	剥離作業	1	27.60
		男便所	ビニル床シート	剥離作業	1	12.78
		女便所	ビニル床シート	剥離作業	1	12.65
	計					210.44
合 計				剥離作業		817.31

(22) 清掃業務仕様書

清掃業務については、この仕様書により実施する。

1 清掃場所

静岡市葵区昭府二丁目 14 番 1 号

静岡市北部保健福祉センター・北部生涯学習センターの建物及び敷地内

2 委託期間

令和 年 4 月 1 日から令和 年 3 月 3 1 日

3 清掃基準

委託する清掃作業区域及び内容は、清掃基準表のとおりとし、細部については委託者の指示を受けること。

4 清掃内容

(1) 日常清掃

主として掃き拭き掃除で、別紙に掲げる箇所を毎日午前 8 時 30 分から行うものとする。ただし、生涯学習センターのエリアについては、生涯学習センターの休館日（毎週月曜日と祝日及び令和 年 12 月 28 日から令和 年 1 月 4 日）を除き、保健福祉センターのエリアについては、保健福祉センターの休館日（毎週土曜日・日曜日と祝日及び令和 年 12 月 28 日から令和 年 1 月 3 日）を除く。また、定期清掃実施日の当日及び翌日を除く。

(ア) 清掃面積及び内容（詳細は清掃作業表のとおり）

施設内容	総面積	掃き拭き掃除	掃き掃除	吸引 清掃	トイレ清掃	ごみ箱・灰皿処理
北部生涯学習センター	m ² 639.49	m ² 155.84	m ² 386.15	m ² 61.49	m ² 36.01	ヶ 0
北部保健福祉センター	275.17	143.26	117.11	/	14.80	6
計	914.66	299.10	503.26	61.49	50.81	6

(イ) 上記清掃により処理した汚物等については指定する場所へ置くものとする。

(ロ) バルコニー及び外階段については、週 1 回清掃を行う。

(エ) 湯沸し場の茶殻については水をきってビニール袋に入れ、各所にある灰皿やごみ箱の吸殻やごみは、きれいに取り除き水洗いし、所定の位置に戻しておくこと。

(オ) ペットボトル回収BOXのペットボトルについては、委託者が指定する場所に適宜（日 1 回程度）運ぶものとする。

(カ) 施設周辺（前庭含む）及び駐車場については、随時（週 1 回程度）清掃を行う。

(キ) 毎週土曜日に保健福祉センターのごみ袋（40L 入り 1 袋程度）を市指定の場所

へ置くものとする。

(2) 定期清掃

主として床面洗浄・床面ワックス塗布研磨などを行う清掃で、委託者が指定する日に5回（5月・8月・11月・1月・3月）次に掲げる作業を実施する。原則として生涯学習センターの休館日に実施する。

(ア) 清掃面積及び内容（詳細は清掃作業表2のとおり）

施設	内容	総面積	床面洗浄 ワックス仕上	表面洗 浄仕上	トイレ 清 掃	吸 引 清 掃	掃 き 掃 除	フィルター 清 掃	ごみ箱・ 灰皿処理
北部生涯学習 センター		m ² 1359.14	m ² 964.69	m ² 155.84	m ² 36.01	m ² 133.06	m ² 69.54	枚 46	ヶ 0
北部保健福祉 センター		592.89	434.83	143.26	14.80	—	—	—	6
計		1952.03	1399.52	299.10	50.81	133.06	69.54	46	6

(イ) 上記清掃により処理した汚物等については指定する場所へ置くものとする。

(ロ) フィルター清掃は空調機稼働期（8月及び1月）に2回実施する。

(3) 窓ガラス清掃

期間中3回委託者が指定する日（7月、11月、3月）に実施する。

(ア) 清掃面積 360.44 m²

(内訳) 北部生涯学習センター 252.30 m²
北部保健福祉センター 108.14 m²

(イ) 清掃方法 洗剤混入液にてスクイジー拭き仕上げする。

(4) ブライント[®]清掃

期間中1回委託者が指定する日に実施する。

(ア) 清掃面積 20.00 m²

(内訳) 北部生涯学習センター 10.00 m²
北部保健福祉センター 10.00 m²

(イ) 清掃方法 洗剤にて拭き仕上げする。

5 支給物品

清掃作業に必要な器具、材料はすべて受託者が負担する。ただし、次に掲げるものは委託者が支給する。

- ・トイレトーパー
- ・洗面所用消毒液
- ・汚物入れビニール袋

6 作業等の報告義務

日常清掃は毎日、定期清掃等は各回終了後に別紙様式の作業日報を提出する。

北部複合施設（生涯学習センター分）「日常清掃」清掃作業表 1

1/3

	階	室名	面積(m ²)	床面材質	清掃方法
共用部分	1	玄関ホール	87.08	磁器タイル	掃き拭き、ドアガラス拭き
		トイレ	10.68	磁器タイル	床面水洗い・便器、手洗器清掃 ペーパー、手洗消毒液補充
		トイレフロア	21.84	磁器タイル	掃き拭き、汚物入れ清掃
		身障者トイレ	3.97	磁器タイル	床面水洗い・便器、手洗器清掃 ペーパー、手洗消毒液補充
		湯沸し室	6.98	長尺シート	掃き、茶殻処理
		廊下	60.13	長尺シート	掃き
		階段	25.2	長尺シート	掃き・手すり空拭き
専用部分	1	事務室	61.26	フローリングブロック	不要
		図書室	44.89	フローリングブロック	不要
		第1集会室	37.73	フローリングブロック	吸引清掃
		第2集会室	93.1	タフテットカーペット	※7.56m ² 吸引清掃（週1回）
共用部分	2	展示コーナー	100.48	長尺シート	掃き
		湯沸し室	3.24	長尺シート	掃き、茶殻処理
		トイレ	10.68	磁器タイル	床面水洗い・便器、手洗器清掃 ペーパー、手洗消毒液補充
		トイレフロア	21.84	磁器タイル	掃き拭き、汚物入れ清掃
		廊下	54.64	長尺シート	掃き
		階段	25.2	長尺シート	掃き・手すり空拭き

北部複合施設（生涯学習センター分）「日常清掃」清掃作業表 1

2/3

	階	室名	面積(m ²)	床面材質	清掃方法
専用部分	2	第3集会室	45.36	フローリングブロック	※4.05m ² 吸引清掃（週1回）
		第4集会室	30.52	フローリングブロック	※4.05m ² 吸引清掃（週1回）
		第5集会室	24.08	フローリングブロック	※2.70m ² 吸引清掃（週1回）
		第6集会室	89.54	フローリングブロック	※5.40m ² 吸引清掃（週1回）
		料理実習室	81.6	フローリングブロック	不要
共用部分	3	廊下・ロビー	85.98	長尺シート	掃き
		階段	17.15	長尺シート	掃き・手すり空拭き
		トイレ	10.68	磁器タイル	床面水洗い・便器、手洗器清掃 ペーパー、手洗消毒液補充
		トイレフロア	21.84	磁器タイル	掃き拭き、汚物入れ清掃
		湯沸し室	7.15	長尺シート	掃き、茶殻処理
		バルコニー	48	磁器タイル	掃き拭き
専用部分	3	第7集会室	21.74	畳	不要
		第8集会室	18.22	畳	不要
		和室踏み込み	3.42	玉砂利コンクリート	不要
		ホール	163.56	長尺シート	不要
		ステージ	66.12	ラワン合板	不要
共用		エレベーター	3.24	塩ビシート貼り	掃き拭き
		外階段	60	磁器タイル	掃き拭き

	階	室名	面積(m ²)	床面材質	清掃方法
共用部分	1	玄関ホール	109.96	磁器タイル	掃き拭き、ドアガラス清掃
		トイレ	7.1	磁器タイル	床面水洗い・便器、手洗器清掃 ペーパー、手洗消毒液補充
		トイレフロア	16.95	磁器タイル	掃き拭き、汚物清掃
		湯沸し室	10.91	長尺シート	掃き、・茶殻処理
専用	1	事務室	43.72	フローリング・ブロック	不要
		検診室	92	フローリング・ブロック	不要
共用部分	2	階段	13	長尺シート	掃き・手すり空拭き
		ホール廊下	93.2	長尺シート	掃き
		トイレ	7.7	磁器タイル	床面水洗い・便器、手洗器清掃 ペーパー、手洗消毒液補充
		トイレフロア	16.35	磁器タイル	掃き拭き、汚物清掃
専用部分	2	栄養指導室	40	フローリング・ブロック	不要
		成人相談室	39	フローリング・ブロック	不要
		母性相談室	27	フローリング・ブロック	不要
		乳児検診室	66	フローリング・ブロック	不要
		検尿室	10	長尺シート	不要
その他		ゴミ箱、灰皿	4		処理、洗い
		施設周辺（前庭含む）	1466	コンクリート、土	粗ゴミ清掃（週1回）

北部複合施設（生涯学習センター分）「定期清掃」清掃作業表 2

1/3

	階	室名	面積(m ²)	床面材質	清掃方法
共用部分	1	玄関ホール	87.08	磁器タイル	ごみ除去・表面洗浄・前面手入れ
		トイレ	10.68	磁器タイル	便器、手洗器専用洗剤 ・ペーパー、手洗消毒液補充
		トイレフロア	21.84	磁器タイル	ごみ除去・表面洗浄
		身障者トイレ	3.97	磁器タイル	便器、手洗器専用洗剤 ・ペーパー、手洗消毒液補充
		湯沸し室	6.98	長尺シート	ごみ除去・洗浄ワックス・茶殻処理
		廊下	60.13	長尺シート	ごみ除去・洗浄ワックス
		階段	25.2	長尺シート	ごみ除去・洗浄ワックス
専用部分	1	事務室	61.26	フローリングブロック	ごみ除去・洗浄ワックス
		図書室	44.89	フローリングブロック	ごみ除去・洗浄ワックス
		第1集会室	37.73	フローリングブロック	ごみ除去・洗浄ワックス
		第2集会室	93.1	タフテッドカーペット	吸引清掃
		事務室	20	ブラインド	表面洗浄（期間中1回）
共用部分	2	展示コーナー	100.48	長尺シート	ごみ除去・洗浄ワックス
		湯沸し室	3.24	長尺シート	ごみ除去・洗浄ワックス・茶殻処理
		トイレ	10.68	磁器タイル	便器、手洗器専用洗剤 ・ペーパー、手洗消毒液補充
		トイレフロア	21.84	磁器タイル	ごみ除去・表面洗浄
		廊下	54.64	長尺シート	ごみ除去・洗浄ワックス
		階段	25.2	長尺シート	ごみ除去・洗浄ワックス
共用	その他	窓ガラス 空調フィルター	360.44 46		スクイージー使用 吸引、水洗い

北部複合施設（生涯学習センター分）「定期清掃」清掃作業表 2

2/3

	階	室名	面積(m ²)	床面材質	清掃方法
専用部分	2	第3集会室	45.36	フローリングブロック	ごみ除去・洗浄ワックス
		第4集会室	30.52	フローリングブロック	ごみ除去・洗浄ワックス
		第5集会室	24.08	フローリングブロック	ごみ除去・洗浄ワックス
		第6集会室	89.54	フローリングブロック	ごみ除去・洗浄ワックス
		料理実習室	81.6	フローリングブロック	ごみ除去・洗浄ワックス 調理台は洗浄後乾布仕上げ
共用部分	3	廊下・ロビー	85.98	長尺シート	ごみ除去・洗浄ワックス
		階段	17.15	長尺シート	ごみ除去・洗浄ワックス
		トイレ	10.68	磁器タイル	便器、手洗器専用洗剤・ペーパー、 手洗消毒液補充
		トイレフロア	21.84	磁器タイル	ごみ除去・表面洗浄
専用部分	3	湯沸し室	7.15	長尺シート	ごみ除去・洗浄ワックス・茶殻処理
		第7集会室	21.74	畳	吸引清掃（ちり払い含む）
		第8集会室	18.22	畳	吸引清掃（ちり払い含む）
		和室踏み込み	3.42	玉砂利コンクリート	掃き（ごみ除去）
		ホール	163.56	長尺シート	ごみ除去・洗浄ワックス
共用		ステージ	66.12	ラワン合板	掃き（ごみ除去）
		エレベーター	3.24	塩ビシート貼り	表面洗浄

	階	室名	面積(m ²)	床面材質	清掃方法
共用部分	1	玄関ホール	109.96	磁器タイル	ごみ除去・表面洗浄・前面手入れ 便器、手洗器専用洗剤・ペーパー、手洗消毒液補充
		トイレ	7.1	磁器タイル	
		トイレフロア	16.95	磁器タイル	
		湯沸し室	10.91	長尺シート	
専用	1	事務室	43.72	フローリングブロック	ごみ除去・洗浄ワックス
		検診室	92	フローリングブロック	ごみ除去・洗浄ワックス
共用部分	2	階段	13	長尺シート	ごみ除去・洗浄ワックス
		ホール廊下	93.2	長尺シート	ごみ除去・洗浄ワックス
		トイレ	7.7	磁器タイル	便器、手洗器専用洗剤 ・ペーパー、手洗消毒液補充
		トイレフロア	16.35	磁器タイル	ごみ除去・表面洗浄
専用部分	2	栄養指導室	40	フローリングブロック	ごみ除去・洗浄ワックス
		成人相談室	39	フローリングブロック	ごみ除去・洗浄ワックス
		母性相談室	27	フローリングブロック	ごみ除去・洗浄ワックス
		乳児検診室	66	フローリングブロック	ごみ除去・洗浄ワックス
		検尿室	10	長尺シート	ごみ除去・洗浄ワックス

(22) 清掃業務仕様書

この仕様は、清掃作業の大要を示すものであるが、本仕様に記載されていない作業であっても、現場の状況に応じ建物及び敷地内の清掃保持、美観上必要と認められる場合、清掃作業実施業者は、契約の範囲内で、必要な作業を実施すること。

1 清掃場所

静岡県葵区羽鳥本町5番9号

静岡県藁科複合施設（藁科生涯学習センター・藁科図書館）の建物及び敷地内

2 委託期間

令和 年4月1日から令和 年3月31日まで

3 清掃内容

(1) 日常清掃

主として掃き拭き掃除で、毎日午前8時30分から行うものとする。

ただし、生涯学習センターの休館日（毎週月曜日と祝日及び年末年始）と定期清掃実施日の当日及び翌日を除く。

図書館の休館日においては図書館部分の清掃を除く。

ただし、蔵書点検期間中（令和 年 月 日～ 月 日）のうち、図書館が指定する1日について日常清掃を行う。

(ア) 清掃面積及び内容（詳細は清掃作業表のとおり）

施設 内容	総面積	拭き掃き 掃除	拭き掃除	吸引清掃	トイレ 清掃	ごみ箱・ 灰皿処理
生涯学習 センター	m ² 668.50	m ² 254.76	m ² 346.01	m ²	m ² 67.73	ケ 17
藁科図書館	762.31	23.26	81.29	634.50	23.26	5
計	1430.81	278.02	427.30	634.50	90.99	22

(イ) 上記清掃により処理した汚物等については、指定する場所へ置くものとする。

(ウ) 湯沸かし場の茶殻は水をきってビニール袋に入れ、各所にある灰皿の吸殻やごみは取り除き水洗いし、所定の位置に戻しておくこと。

(エ) 上記以外に敷地内（駐車場等建物周辺）清掃（部分掃き、粗ごみ・枯葉等片付け）を毎週（年末年始期間を除く）行う。

(2) 定期清掃①

主として床面洗浄・床面ワックス塗布研磨などを行う清掃で、期間中6回委託者が指定する日(奇数月、原則として生涯学習センター及び図書館の休館日)に次に掲げる作業を実施する。ただし、そのうち1回は別紙に定める床面について剥離作業を実施すること(対象面積 およそ300㎡)。

(ア) 清掃面積及び内容(詳細は清掃作業表のとおり)

施設	内容	総面積	床面洗浄 ワックス仕上	表面洗浄 仕上	トイレ 清掃	掃き拭き 掃除	フィルター 清掃	屋上 清掃	ごみ箱 灰皿処理
		㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	枚	㎡	ヶ
藁科生涯学習センター		1388.42	1023.59	244.29	67.73	52.81	31		17
藁科図書館		815.01	138.65	18.6	23.26	—	18		5
計		2203.43	1162.24	262.89	90.99	52.81	49	340	22

(イ) 上記清掃により処理した汚物等については、指定する場所へ置くものとする。

(ウ) フィルター清掃(49枚)は空調稼働期(8月・1月)に2回実施する。

(エ) 屋上清掃は枯葉清掃、ごみ拾い、雑草処理、排水口点検清掃を行うものとする。

(オ) 剥離作業を行う月は、剥離及びワックス塗布等以外の作業は不要とする。

(3) 定期清掃② 窓ガラス清掃

期間中3回委託者が指定する日(7月、11月、3月)に実施する。

(ア) 清掃面積 416.60㎡

(内訳) 藁科生涯学習センター 273.30㎡

藁科図書館 143.30㎡

(イ) 清掃方法 洗剤混入液にてスクイジー拭き仕上げする。

(4) 定期清掃③ ブライント[®]清掃

期間中1回委託者が指定する日(3月)に実施する。

(ア) 清掃面積 178.59㎡

(内訳) 藁科生涯学習センター 104.32㎡

藁科図書館 74.27㎡

(イ) 清掃方法 洗剤混入液にて洗浄、水拭き後乾布仕上げする。

(5) 定期清掃④ カーペット清掃

期間中1回委託者が指定する日(11月)に実施する。

(ア) 清掃面積

634.50 m² (図書館分)

(イ) 清掃方法

カーペット用洗剤液にて汚れを落とし、洗浄機にて作業を行う。

4 支給物品

清掃作業に必要な器具、材料はすべて受託者が負担する。ただし、次に掲げるものは委託者が支給する。

- ① トイレトペーパー
- ② 洗面所用消毒液
- ③ 汚物入れビニール袋

5 作業等の報告義務

- (1) 日常清掃については毎日、定期清掃については各回終了後に日誌を作成し提出すること。
- (2) 各月ごと作業報告書を作成すること。また、定期清掃については清掃前、清掃中、清掃後の写真を作業報告書に添付すること。
- (3) 清掃業務実施対象である建物は、生涯学習センターと図書館とで管理しているので、日報、報告書の提出については、各々行うこと。

6 作業日程表

種類 \ 月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
日常清掃	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
定期清掃①		○		○		○		○		○		○
定期清掃① フィルター清掃					○					○		
定期清掃② 窓ガラス				○				○				○
定期清掃③ ブラインド												○
定期清掃④ カーペット清掃								○				

7 その他

定期清掃の実施日については、必ず前月のうちに日程を各施設と調整すること。

日常、定期清掃によるごみは毎日必ず搬出し、所定の場所で処理すること。

清掃業務実施対象である建物は、図書館、生涯学習センターの複合施設となっているので、各専有部分の清掃についてはそれぞれの施設の指示に従い業務を実施すること。

清掃作業表

等		作業内容		日常清掃		定期清掃		備考
階	室名	床面材質	内容	面積 (㎡) または数量	内容	面積 (㎡) または数量		
1階	玄関・ホール・ラウンジ・待合廊下・展示コーナー	磁器タイル	掃き(自在箒) 拭き(水拭きモップ) ガラス拭き	187.03	除塵作業後、表面洗浄 ガラス拭き	187.03		
	便所(男女)	磁器モザイクタイル	掃き(自在箒) 拭き(水拭きモップ) 便器清掃 汚物入れ清掃 トイレトペーパー補充 手洗器清掃 鏡拭き 消毒液補充	22.36	除塵作業後、表面洗浄 便器洗剤洗浄 汚物入れ清掃 トイレトペーパー補充 鏡拭き 消毒液補充	22.36		
	便所(身障者)	長尺塩ビシート	掃き(自在箒) 拭き(水拭きモップ) 便器清掃 汚物入れ清掃 トイレトペーパー補充	4.66	除塵作業後、洗浄ワックス仕上げ 便器洗剤洗浄 汚物入れ専用洗剤洗い トイレトペーパー補充	4.66		
	湯沸室(流し台)	長尺塩ビシート	掃き(自在箒) 洗浄、茶殻処理	4.09	除塵作業後、洗浄ワックス仕上げ	4.09		
	調理実習室(踏み込み共)	長尺塩ビシート			除塵作業後、洗浄ワックス仕上げ 調理台洗剤洗浄後、乾布仕上げ	77.55		
	第1集会室	コルクタイル			除塵作業後、洗浄ワックス仕上げ	70.31		
	生涯学習センター事務室	ビニル床タイル			除塵作業後、洗浄ワックス仕上げ	86.21		
	階段室A・B	長尺塩ビシート	掃き(自在箒)	58.61	除塵作業後、洗浄ワックス仕上げ	58.61		
	2階	ホール・ロビー・廊下・ロッカーコーナー・ステージ連絡通路	長尺塩ビシート	掃き(自在箒)	207.17	除塵作業後、洗浄ワックス仕上げ	207.17	
便所(男女)		磁器モザイクタイル	掃き(自在箒) 拭き(水拭きモップ) 便器清掃 汚物入れ清掃 トイレトペーパー補充 手洗器清掃 鏡拭き 消毒液補充	34.90	除塵作業後、表面洗浄 便器洗剤洗浄 汚物入れ清掃 トイレトペーパー補充 鏡拭き 消毒液補充	34.90		
便所(身障者)		長尺塩ビシート	掃き(自在箒) 拭き(水拭きモップ) 便器清掃 汚物入れ清掃 トイレトペーパー補充	5.81	除塵作業後、洗浄ワックス仕上げ 便器洗剤洗浄 汚物入れ専用洗剤洗い トイレトペーパー補充	5.81		
湯沸室(流し台)		長尺塩ビシート	掃き(自在箒) 洗浄、茶殻処理	5.47	除塵作業後、洗浄ワックス仕上げ	5.47		
2階ホール		コルクタイル			除塵作業後、洗浄ワックス仕上げ	270.14		
第2集会室		ビニル床タイル			除塵作業後、洗浄ワックス仕上げ	106.90		
第3集会室		長尺塩ビシート			除塵作業後、洗浄ワックス仕上げ	56.00		
第4・5集会室		畳			掃き	52.81		

				拭き(雑巾がけ)		
	階段室A・B	長尺塩ビシート	掃き(自在箒)	70.67	除塵作業後、洗浄ワックス仕上げ	70.67
3階	図書館事務室	長尺塩ビシート			除塵作業後、洗浄ワックス仕上げ	52.7
	お話コーナー・一般児童開架室・新聞雑誌コーナー	タイルカーペット	吸引清掃	634.5	吸引清掃	634.5
			書架塵払、拭き掃除		シャンプークリーニング	
			閲覧机・カウンター雑巾掛け		書架塵払、拭き掃除	
					閲覧机・カウンター雑巾掛け	
	倉庫	長尺塩ビシート	掃き(自在箒)	12.75	除塵作業後、洗浄ワックス仕上げ	12.75
	便所(男女)	磁器モザイクタイル	掃き(自在箒)	18.60	除塵作業後、表面洗浄	18.60
			拭き(水拭きモップ)		便器洗剤洗浄	
			便器清掃		汚物入れ清掃	
			汚物入れ清掃		トイレトペーパー補充	
トイレトペーパー補充			鏡拭き			
手洗器清掃			消毒液補充			
鏡拭き						
消毒液補充						
便所(身障者)	長尺塩ビシート	掃き(自在箒)	4.66	除塵作業後、洗浄ワックス仕上げ	4.66	
		拭き(水拭きモップ)		便器洗剤洗浄		
		便器清掃		汚物入れ専用洗剤洗い		
		汚物入れ清掃		トイレトペーパー補充		
		トイレトペーパー補充				
階段室A・B	長尺塩ビシート	掃き(自在箒)	68.54	除塵作業後、洗浄ワックス仕上げ	68.54	
その他	ごみ処理		館内巡回収集		館内巡回収集	
	エレベーター	タイルカーペット	吸引清掃	1.76		
	空調フィルター				吸引・水洗い	49
	灰皿処理		処分・水洗い		吸引・水洗い	1
	ブラインド				ブラインド清掃	178.59
	ガラス清掃				全面洗浄スクイジー仕上げ	416.6
	敷地内(駐車場等)外		粗ごみ回収・枯葉清掃	1820		
	屋上部分				粗ごみ回収、枯葉清掃、雑草処理、排水口清掃	324
	はくり清掃				はくり清掃	300

薬科生涯学習センター・薬科図書館 清掃業務作業表

【 日 常 清 掃 】 【 定 期 清 掃 】

場 所	材 質	作業内容	回数	作業単位	単位時間	作業時間	作業内容	回数	作業単位	単位時間	作業時間	
			回	m ² ・個	秒/m ² ・個	時間		回	m ² ・個	秒/m ² ・個	時間	
1 階	玄関・ホール・ラウンジ・待合 廊下・展示コーナー	磁器タイル	掃き及び拭き	292	187.03			洗剤洗淨	5	187.03		
			ガラス拭き	292	6.80			ガラス拭き	3	6.80		
	男・女便所	磁器モザイクタイル	掃き及び拭き	292	22.36			表面洗淨	5	22.36		
	身障者便所	長尺塩ビシート	掃き及び拭き	292	4.66			洗淨ワックス	5	4.66		
	便器・手洗器・汚物入れ		洗い	292	19.00			専用洗剤洗い	5	19.00		
	カペーパー・消毒液		交換(補充)	292	11.00							
	湯沸室 (流し台)	長尺塩ビシート	掃き	292	4.09			洗淨ワックス	5	4.09		
				洗淨、茶殻処理	292	1.00						
	階段(A・B)	長尺塩ビシート	掃き	292	58.61			洗淨ワックス	5	58.61		
	料理実習室	長尺塩ビシート						洗淨ワックス	5	77.55		
		料理台						洗淨、乾布拭き	5	4.00		
	第1集会室	コルクタイル						洗淨ワックス	5	70.31		
	事務室(生涯学習センター)	長尺塩ビシート						洗淨ワックス	5	86.21		
							剥離清掃1	1	301.43			

薬科生涯学習センター・薬科図書館 清掃業務作業表

【 日 常 清 掃 】 【 定 期 清 掃 】

場 所	材 質	作業内容	回数	作業単位	単位時間	作業時間	作業内容	回数	作業単位	単位時間	作業時間	
			回	m ² ・個	秒/m ² ・個	時間		回	m ² ・個	秒/m ² ・個	時間	
2 階	ホール・ロビー・廊下・ロッカーコーナー・ステージ連絡通路	長尺塩ビシート	掃き	292	207.17			洗浄ワックス	5	207.17		
	男・女便所	磁器モザイクタイル	掃き、拭き	292	34.90			表面洗浄	5	34.90		
	身障者便所	長尺塩ビシート	掃き、拭き	292	5.81			洗浄ワックス	5	5.81		
	便器・手洗器・汚物入れ		洗い	292	24.00			専用洗剤洗い	5	24.00		
	// ペーパー・消毒液		交換(補充)	292	12.00							
	湯沸室 (流し台)	長尺塩ビシート	掃き	292	5.47			洗浄ワックス	5	5.47		
			洗浄、茶殻	292	1.00							
	階段(A・B)	長尺塩ビシート	掃き	292	70.67			洗浄ワックス	5	70.67		
	2階ホール	長尺塩ビシート						洗浄ワックス	5	270.14		
	第2集会室	長尺塩ビシート						洗浄ワックス	5	106.90		
	第3集会室	ビニール床タイル						洗浄ワックス	5	56.00		
	第4・5集会室	畳						掃き、拭き	5	52.81		
			雑巾がけ					雑巾がけ	5	52.81		
								剥離清掃2	1	433.04		
							剥離清掃3	1	289.12			

薬科生涯学習センター・薬科図書館 清掃業務作業表

【 日 常 清 掃 】 【 定 期 清 掃 】

場 所	材 質	作業内容	回数	作業単位	単位時間	作業時間	作業内容	回数	作業単位	単位時間	作業時間	
			回	m ² ・個	秒/m ² ・個	時間		回	m ² ・個	秒/m ² ・個	時間	
3 階	お話コーナー・一般児童 開架室・新聞雑誌コー ナー	タイルカーペット	吸引清掃	282	634.50			シャンプークリーニング	1	634.50		
	書架		ちり払い、拭き	282	54.00			ちり払い、拭き	5	54.00		
	閲覧机		雑巾かけ	282	7.00			雑巾かけ	5	7.00		
	倉庫	長尺塩ビシート	掃き	282	12.75			洗浄ワックス	5	12.75		
	男・女便所	モザイクタイル	掃き、拭き	282	18.60			表面洗浄	5	18.60		
	身障者便所	長尺塩ビシート	掃き、拭き	282	4.66			洗浄ワックス	5	4.66		
	便器・手洗器・汚物入れ		洗い	282	13.00			専用洗剤洗い	5	13.00		
	ルーパー・消毒液		交換（補充）	282	8.00							
	階段（A・B）	長尺塩ビシート	掃き	282	68.54			洗浄ワックス	5	68.54		
	事務室（図書館）	長尺塩ビシート						洗浄ワックス	5	52.70		
その他	ごみ処理											
外	敷地内（前庭 ・駐車場等）外		粗ごみ清掃	51	1820.00							
	屋上清掃							粗ごみ清掃及び	5	324.00		
	窓ガラス清掃							スクイジー使用	3	416.60		
	空調フィルター							吸引・水洗い	2	49.00		
	灰皿処理		処分・水洗い	292	1.00			吸引・水洗い	5	1.00		
	ブラインド							ブラインド清掃	1	178.59		
	エレベーター内 指定部分	タイルカーペット 長尺塩ビシート他	吸引清掃	292	1.76				剥離清掃 3	1	400.00	

床はくり清掃 作業場所

下記に記載の場所の内、甲が指定する(およそ300㎡)場所について実施する。

場所等				
階	室名	床面材質	面積 (㎡) または数量	備考
	便所(身障者)	長尺塩ビシート	4.66	
	湯沸室	長尺塩ビシート	4.09	
	調理実習室(踏み込み共)	長尺塩ビシート	77.55	
	生涯学習センター事務室	ビニル床タイル	86.21	
	階段室A・B	長尺塩ビシート	58.61	
2階	ホール・ロビー・廊下・ロッカーコーナー・ステージ 連絡通路	長尺塩ビシート	207.17	
	ホールステージ	長尺塩ビシート	46.93	
	便所(身障者)	長尺塩ビシート	5.81	
	湯沸室	長尺塩ビシート	5.47	
	第2集会室	ビニル床タイル	106.90	
	第3集会室	長尺塩ビシート	56.00	
	階段室A・B	長尺塩ビシート	70.67	
3階	図書館事務室	長尺塩ビシート	52.7	
	便所(身障者)	長尺塩ビシート	4.66	
	階段室A・B	長尺塩ビシート	68.54	

(22) 清掃業務仕様書

この仕様は、清掃作業の概要を示すものであるが、本仕様に記載されていない作業であっても、現場の状況に応じ建物及び敷地内の清掃保持、美観上必要と認められる場合、清掃作業実施業者は、契約の範囲内で、必要な作業を実施すること。

1 清掃場所

静岡県葵区瀬名二丁目 32 番 43 号

静岡県西奈複合施設（西奈生涯学習センター・西奈図書館）の建物及び敷地内

2 委託期間

令和 年 4 月 1 日から令和 年 3 月 31 日

3 清掃内容

(1) 日常清掃

主として掃き拭き掃除で、毎日午前 8 時 30 分から行うものとする。

生涯学習センター部分及び共有部分については、生涯学習センターの休館日（毎週月曜日と祝日及び年末年始）と定期清掃の実施日の当日及び翌日を除く。

図書館部分の清掃については、図書館の休館日を除く。ただし、蔵書点検期間中（令和 年 月 日～ 月 日）のうち図書館が指示する日に 1 日、日常清掃を実施する。

(ア) 清掃面積及び内容（詳細は清掃作業表 1 のとおり）

内容	総面積	掃き拭き掃除	掃き掃除	掃除機除塵	トイレ清掃	ごみ箱
面積	m ²	ヶ				
	1538.32	290.29	390.98	816.35	40.70	9

(イ) 上記清掃により処理した汚物等については、指定する場所へ置くものとする。

(ウ) 湯沸かし場の茶殻は水をきりビニール袋に入れ、各所にあるごみはきれいに取り除き水洗いし、所定の位置に戻しておくこと。

(エ) 上記以外に敷地内（駐車場等建物周辺）清掃（部分的掃き、粗ごみ片付け）を毎週（年末年始期間を除く）実施する。

(2) 定期清掃①

主として床面洗浄・床面ワックス塗布研磨などを行う清掃で、委託期間中 6 回（奇数月、原則として生涯学習センター及び図書館の休館日に実施）に次に掲げる作業を実

施する。ただし、そのうち1回は別に定める床面について剥離作業を実施すること
(対象面積 およそ 470 m²)。

(ア) 清掃面積及び内容 (詳細は清掃作業表2のとおり)

内容	総面積	洗浄ワックス 仕上	表面洗浄 仕上げ	トイレ 清掃	吸 引 清 掃	掃き拭き 掃 除	テラス屋上 清 掃	ごみ箱・ 灰皿処理
面積	m ² 2767.44	m ² 1597.76	m ² 196.43	m ² 75.85	m ² 858.74	m ² 38.66	m ² 504.0	ヶ 25

(イ) 上記清掃により処理した汚物等については、指定する場所へ置くものとする。

(ウ) テラス及び屋上の清掃については、庭園及び駐車場部分を含め、枯葉処理、ごみ処理清掃及び排水口点検清掃を行う。

(エ) 剥離作業を行う月は、剥離及びワックス塗布等以外の作業は不要とする。

(3) 定期清掃② 抜根除草

期間中3回委託者が指定する日(5月・8月・11月)に実施する。

(ア) 除草対象庭園面積 538 m²

(イ) 作業方法 花、樹木等を傷めないよう丁寧に行うこと。

(4) 定期清掃③ 芝刈り作業

期間中4回委託者が指定する日(5月・8月・11月・3月)に実施する。

(ア) 芝刈り対象面積 484 m²

(イ) 作業方法 花、樹木等を傷めないよう肩掛け機械により作業する。

(5) 定期清掃④ カーペット清掃

複合施設内のカーペット部分のシャンプークリーニングについて、別紙作業表の仕様に基つき期間中1回委託者が指定する日(10月)に実施する。

(7) 定期清掃⑤ 窓ガラス清掃

期間中3回委託者が指定する日(7月、11月、3月)に実施する。

(ア) 清掃面積 432.12 m²

(イ) 清掃方法 洗剤混入液にてスクイジー拭き仕上げする。

4 支給物品

清掃作業に必要な器具、材料はすべて受託者が負担する。ただし、次に掲げるものは委託者が支給する。

- (1) トイレトペーパー
- (2) 洗面所用消毒液
- (3) 汚物入れビニール袋

5 作業等の報告義務

- (1) 日常清掃については毎日、定期清掃については各回終了後に日誌を作成し提出すること。
- (2) 各月ごと作業報告書を作成すること。また、定期清掃については清掃前、清掃中、清掃後の写真を作業報告書に添付すること。
- (3) 清掃業務実施対象である建物は、図書館と生涯学習センターとで管理しているので、日報、報告書の提出については、各々行うこと。

6 作業日程表

種類 \ 月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
日常清掃	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
定期清掃①		○		○		○		○		○		○
定期清掃② 抜根除草		○			○			○				
定期清掃③ 芝刈り作業		○			○			○				○
定期清掃④ カーペット清掃							○					
定期清掃⑤ 窓ガラス清掃				○				○				○

7 その他

定期清掃の実施日については、必ず前月のうちに日程を各施設と調整すること。

日常、定期清掃によるごみは毎日必ず搬出し、所定の場所で処理すること。

清掃業務実施対象である建物は、図書館、生涯学習センターの複合施設となっているので、各専有部分の清掃についてはそれぞれの施設の指示に従い業務を実施すること。

【清掃作業表】

日常清掃及び定期清掃①

作業内容等			日常清掃		定期清掃①		備考
場所等	室名	床面材質	内容	面積 (㎡)	内容	面積 (㎡)	
1階	共用	風除室	せつ器質タイル	掃き(自在箒) 拭き(水拭きモップ)	13.56	除塵作業後、表面洗浄(ガラス拭き含まない)	13.56
		エントランスホール・TELコーナー・事務室受け付けコーナー	せつ器質タイル	掃き(自在箒) 拭き(水拭きモップ) ごみ箱処理 ペットボトル入れ袋詰め	146.39	除塵作業後、表面洗浄 ごみ箱処理	146.39
		便所前室	せつ器質タイル	掃き(自在箒) 拭き(水拭きモップ)	7.86	除塵作業後、表面洗浄	7.86
		便所(男女)	磁器タイル	掃き(自在箒) 拭き(水拭きモップ) 便器清掃 汚物入れ清掃 トイレトペーパー補充	28.62	除塵作業後、表面洗浄 便器洗剤洗浄 汚物入れ清掃 トイレトペーパー補充	28.62
		洗面所(男女)	長尺塩ビシート	掃き(自在箒) 拭き(水拭きモップ) 手洗器清掃 鏡拭き 消毒液補充	6.53	除塵作業後、洗浄ワックス仕上げ 手洗器洗剤洗浄 鏡拭き 消毒液補充	6.53
		便所(身障者)	長尺塩ビシート	掃き(自在箒) 拭き(水拭きモップ) 便器清掃 汚物入れ清掃 トイレトペーパー補充	28.62	除塵作業後、表面洗浄 便器洗剤洗浄 汚物入れ清掃 トイレトペーパー補充	28.62
	専用	生涯学習センター・図書館事務室	ビニル床タイル		187.44	除塵作業後、洗浄ワックス仕上げ	187.44
		職員休憩室	ビニル床タイル		14.81	除塵作業後、洗浄ワックス仕上げ	14.81
		職員更衣室	長尺塩ビシート		10.47	除塵作業後、洗浄ワックス仕上げ	10.47
		職員湯沸室	長尺塩ビシート	掃き(自在箒)、茶殻等処理	6.38	除塵作業後、洗浄ワックス仕上げ	6.38
		事務室前廊下	化粧フローリング	掃き(自在箒)	15.81	除塵作業後、洗浄ワックス仕上げ	15.81
		市民サービスコーナー事務室	ビニル床タイル		32.69	除塵作業後、洗浄ワックス仕上げ	32.69
市民サービスコーナー職員用更衣室・湯沸室		長尺塩ビシート		14.50	除塵作業後、洗浄ワックス仕上げ	14.50	
一般開架室 児童開架室		タイルカーペット	掃除機除塵 書架塵払、化学雑巾掛け 閲覧机・カウンター化学雑巾掛け ごみ箱処理	757.84	掃除機除塵	757.84	
対面朗読室		タイルカーペット	掃除機除塵 書架塵払、化学雑巾掛け 机化学雑巾掛け ごみ箱処理	17.87	掃除機除塵	17.87	
お話コーナー		タイルカーペット	掃除機除塵 書架塵払、化学雑巾掛け 机化学雑巾掛け ごみ箱処理	40.64	掃除機除塵	40.64	
閉架書庫	長尺塩ビシート		14.5	除塵作業後、洗浄ワックス仕上げ	14.5		

		倉庫1	長尺塩ビシート		3.69	除塵作業後、洗浄ワックス仕上げ	3.69	
2階	共用	廊下・ラウンジ	長尺塩ビシート	掃き(自在箒)	319.74	除塵作業後、洗浄ワックス仕上げ	319.74	
		印刷室	長尺塩ビシート				除塵作業後、洗浄ワックス仕上げ	9.91
		湯沸室	長尺塩ビシート				除塵作業後、洗浄ワックス仕上げ	9.41
		便所前室	せり器質タイル	掃き(自在箒) 拭き(水拭きモップ)	11.37	除塵作業後、表面洗浄	11.37	
		便所(男女)	磁器タイル	掃き(自在箒) 拭き(水拭きモップ) 便器清掃 汚物入れ清掃 トイレトペーパー補充	34.28	除塵作業後、表面洗浄 便器洗剤洗浄 汚物入れ清掃 トイレトペーパー補充	34.28	
		洗面所(男女)	長尺塩ビシート	掃き(自在箒) 拭き(水拭きモップ) 手洗器清掃 鏡拭き 消毒液補充	16.72	除塵作業後、洗浄ワックス仕上げ 手洗器洗剤洗浄 鏡拭き 消毒液補充	16.72	
			便所(身障者)	長尺塩ビシート	掃き(自在箒) 拭き(水拭きモップ) 便器清掃 汚物入れ清掃 トイレトペーパー補充	6.42	除塵作業後、表面洗浄 便器洗剤洗浄 汚物入れ清掃 トイレトペーパー補充	6.42
	専用		図書館会議室	タイルカーペット			掃除機除塵	42.39
			大ホール	コルクタイル			除塵作業後、洗浄ワックス仕上げ	238.82
			大ホールステージ	フローリングポード			除塵作業後、洗浄ワックス仕上げ	100.92
			ステージ控室	長尺塩ビシート			除塵作業後、洗浄ワックス仕上げ	29.35
			ホール調整室	長尺塩ビシート			除塵作業後、洗浄ワックス仕上げ	20.8
			第1集会室	化粧フローリング			除塵作業後、洗浄ワックス仕上げ	95.39
			第2集会室	ビニル床タイル			除塵作業後、洗浄ワックス仕上げ	57.78
		第3集会室	長尺塩ビシート			除塵作業後、洗浄ワックス仕上げ	71.27	
		第4・5集会室	畳			掃き 拭き	36.76	
		第4・5集会室廊下(緑側)	天然木フローリング			除塵作業後、洗浄ワックス仕上げ	17.59	
		第4・5集会室踏み込み	御影石本磨			除塵作業後、表面洗浄	6.14	
その他	共用	調理実習室(踏み込み共)	長尺塩ビシート			除塵作業後、洗浄ワックス仕上げ 調理台・試食台洗剤洗浄後、乾布仕上げ	81.51	
		倉庫2~7	長尺塩ビシート			除塵作業後、洗浄ワックス仕上げ	78.27	
		階段室A	長尺塩ビシート	掃き(自在箒)	25.96	除塵作業後、表面洗浄	25.96	
		階段室B	長尺塩ビシート	掃き(自在箒)	24.06	除塵作業後、表面洗浄	24.06	
		エレベーター	ゴムタイル	掃き(自在箒)	1.9	掃き 拭き	1.9	
		庭園、駐車場				ごみ処理、枯葉清掃、排水口清掃		
	2階テラス及び3階屋上部分			504	ごみ処理、枯葉清掃、排水口清掃	504		

定期清掃① 剥離清掃(年1回)

場所等	作業内容等	清掃内容	面積等	備考
別紙作業場所より甲の指示するところ		剥離清掃	470	年1回

定期清掃② 抜根除草

場所等		作業内容等	清掃内容	面積等	備考
共用	庭園樹木内		抜根除草	538	年3回

定期清掃③ 芝刈り作業

場所等		作業内容等	清掃内容	面積等	備考
共用	庭園芝張部		芝刈り	484	年4回

定期清掃④ カーペット清掃

場所等		作業内容等	清掃内容	面積等	備考
図書館 専用	一般開架室・児童開架室		シャンプークリーニング	757.84	年1回
	対面朗読室		シャンプークリーニング	17.87	年1回
	お話コーナー		シャンプークリーニング	40.64	年1回

定期清掃⑤ 窓ガラス清掃

場所等		作業内容等	清掃内容	面積等	備考
共用	窓ガラス		全面洗浄スクイジー仕上げ	432.12	年3回

床はくり清掃 作業場所
3年に1回で一通り 参考資料

場所等				備考
階		室名	床面材質	面積 (㎡)
2	専	大ホール	コルクタイル	238.82
1	共	風除室	せっ器質タイル	13.56
1	共	エントランスホール・TELコーナー・事務室受け付けコーナー	せっ器質タイル	146.39
1	共	便所前室	せっ器質タイル	7.86
2	共	便所前室	せっ器質タイル	11.37
				179.18
1	専	生涯学習センター・図書館事務室	ビニル床タイル	187.44
1	専	職員休憩室	ビニル床タイル	14.81
1	専	市民サービスコーナー事務室	ビニル床タイル	32.69
2	専	第2集会室	ビニル床タイル	57.78
				292.72
1	共	洗面所(男女)	長尺塩ビシート	6.53
1	共	便所(身障者)	長尺塩ビシート	28.62
1	専	職員更衣室	長尺塩ビシート	10.47
1	専	職員湯沸室	長尺塩ビシート	6.38
1	専	市民サービスコーナー職員用更衣室・湯沸室	長尺塩ビシート	14.50
1	専	閉架書庫	長尺塩ビシート	14.5
1	専	倉庫1	長尺塩ビシート	3.69
2	共	廊下・ラウンジ	長尺塩ビシート	319.74
2	共	印刷室	長尺塩ビシート	9.91
2	共	湯沸室	長尺塩ビシート	9.41
2	共	洗面所(男女)	長尺塩ビシート	16.72
2	共	便所(身障者)	長尺塩ビシート	6.42
2	専	ステージ控室	長尺塩ビシート	29.35
2	専	ホール調整室	長尺塩ビシート	20.8
2	専	第3集会室	長尺塩ビシート	71.27
2	専	調理実習室(踏み込み共)	長尺塩ビシート	81.51
2	専	倉庫2～7	長尺塩ビシート	78.27
他	共	階段室A	長尺塩ビシート	25.96
他	共	階段室B	長尺塩ビシート	24.06

- ① 467.71
- ② 470.95
- ③ 471.9

広さ調整のため、倉庫は除外

床はくり清掃 作業場所

下記に記載の場所の内、甲が指定する場所(およそ470㎡)について行うこと

場所等				備考	
階		室名	床面材質		面積 (㎡)
1	専	生涯学習センター・図書館事務室	ビニル床タイル	187.44	
1	専	職員休憩室	ビニル床タイル	14.81	
1	専	市民サービスコーナー事務室	ビニル床タイル	32.69	
2	専	第2集会室	ビニル床タイル	57.78	
			小計	292.72	
1	共	洗面所(男女)	長尺塩ビシート	6.53	
1	共	便所(身障者)	長尺塩ビシート	28.62	
1	専	職員更衣室	長尺塩ビシート	10.47	
1	専	職員湯沸室	長尺塩ビシート	6.38	
1	専	市民サービスコーナー職員用更衣室・湯沸室	長尺塩ビシート	14.50	
1	専	閉架書庫	長尺塩ビシート	14.5	
1	専	倉庫1	長尺塩ビシート	3.69	
2	共	廊下・ラウンジ	長尺塩ビシート	319.74	
2	共	印刷室	長尺塩ビシート	9.91	
2	共	湯沸室	長尺塩ビシート	9.41	
2	共	洗面所(男女)	長尺塩ビシート	16.72	
2	共	便所(身障者)	長尺塩ビシート	6.42	
2	専	ステージ控室	長尺塩ビシート	29.35	
2	専	ホール調整室	長尺塩ビシート	20.8	
2	専	第3集会室	長尺塩ビシート	71.27	
2	専	調理実習室(踏み込み共)	長尺塩ビシート	81.51	
2	専	倉庫2～7	長尺塩ビシート	78.27	
他	共	階段室A	長尺塩ビシート	25.96	
他	共	階段室B	長尺塩ビシート	24.06	
			小計	778.11	
			総計	1,070.83	

(22) 清掃業務仕様書

清掃業務については、この仕様書により実施する。

- 1 清掃場所
静岡県駿河区南八幡町25番21号
静岡市 南部生涯学習センターの建物及び敷地内
- 2 委託期間
令和 年 4 月 1 日から令和 年 3 月 31 日
- 3 清掃基準
委託する清掃作業区域及び内容は、清掃基準表のとおりとし細部については委託者の指示を受けること。

- (1) 日常清掃（作業時間は午前 8 時 30 分から行うものとする。）
生涯学習センターの休館日（毎週月曜日と祝日及び年末12月28日から年始1月4日）と定期清掃実施日の当日及び翌日を除く。
 - 玄関ホール、風除室、廊下、階段
毎日 1 回以上掃除機、ほうき、モップ、化学雑巾等を使用して清掃するほか、見回り清掃によりゴミ等を取り除くこと。また、入口周辺は、掃除機、ほうき等を使用し砂埃等の除塵清掃すること。
 - 受付カウンター、ソファ等の清掃について
受付カウンターについては、拭き掃除にて除塵を行うこと。ソファは掃除機等でほこりを取り除き、水拭き等により清掃をする。
 - 建物の周辺等
玄関前部分を主体として、敷地内（駐車場、駐輪場含む）の 1 日 1 回以上見回り、自在ホウキ等を使用し粗ゴミ、落葉等の清掃及び排水溝の清掃を適宜実施する。
玄関ポーチは、ほうきや掃除機で泥やほこりの除塵を行う。
 - 便所等
毎日 1 回以上床は、掃き掃除及び水拭き又はモップ拭き、及び便器等衛生陶器の洗浄作業、鏡、金属系の磨き、腰壁、ドアの清掃を行う。汚水が詰まっている場合などは、応急処置をとり、直ちに甲の職員に報告すること。なお、トイレットペーパー、消毒液、ゴミ箱・汚物入れのビニール袋等の消耗品は、すべて甲の負担とし、常時補給取替を行うこと。（委託者の負担とする）また、定期的に見回り汚れ等がある場合は清掃すること。
 - エレベーター内
ほうきで泥やほこりを掃き、水拭き又はモップ拭きをする。
 - ビニルタイル、長尺ビニルシート、フローリング部分
掃除機等で泥やほこりを除去した後、硬く絞ったモップなどで拭く。
 - 磁器タイル、アスファルト舗装、コンクリート金罎仕上げ部分
掃除機、ほうきを使用して清掃する。
 - ゴミ等の処理
共用部及び建物周辺等から出るゴミ等については、毎日、指定容器にまとめて、所定の場所に搬出すること。また、市指定のゴミ収集日には、まとめたゴミを地域搬出場所へ搬出すること。なお、湯沸室の茶殻・生ゴミ等は最終退館時に、ゴミとして出していくこと。
 - その他
トイレ詰り、床にこぼれた飲料水、暴風雨の際の水・泥など緊急時の清掃を適宜行うものとする。
喫煙所の灰皿の清掃も行う。

(2) 定期清掃

定期清掃 ①（1 ～ 4 階部分）（概ね 5、7、10、12、2 月 年 5 回実施）

- ビニルタイル、長尺シート部分
床は真空掃除機又は帯電モップなどにて除塵作業、洗浄乾燥後ワックス塗布、巾木の洗浄作業を行うこと。
 - ビニルタイル、長尺シート部分の床はく離清掃（3 年間で全面積実施）
合計の 1/3 床はく離清掃、期間中 1 回委託者が指定する日（概ね 9 月）に実施する。
清掃面積 323㎡（967.55 / 3 = 322.6㎡）
床の砂塵等を除塵後、剥離作業を行い、洗浄乾燥後にワックス塗布作業を実施する。
（同上面積分 1/3 の定期清掃、ワックス塗布は行わないものとする）
- ※ 同上面積分から、他館の床はく離清掃の要望があった場合は、速やかに委託者の指定に従い実施する
- フローリング
床は真空掃除機又は帯電モップなどにて除塵作業後、ワックス（オイル）仕上げをする。

定期清掃 ②（1、4 階部分）（シャンプークリーニングは概ね 4、10 月 年 2 回実施）

- タイルカーペット部分
生地を傷めないように、材質に合った方法で、吸塵後、全面シャンプークリーニングを実施する。

定期清掃 ③（概ね 5、7、10、12、2 月 年 5 回実施）

- 玄関ポーチ、風除室等部分
磁器質タイル部の除塵作業後、全面表面洗浄を行う。

定期清掃 ④ (1 ~ 4階部分) (概ね5、7、10、12、2月 年5回実施)

- 便所等部分 (1階は磁器質タイル・定期清掃③仕様と同じ。)
床面除塵、洗浄乾燥後、ワックス塗布作業を実施する。
衛生陶器類は専用洗浄洗剤、腰壁、ドアの汚れは洗浄洗剤等を使用し拭き清掃、落としを行う。

定期清掃 ⑤ (概ね4、8、12月 年3回実施)

- 屋根、庇上等 (毎月実施。)
落ち葉、粉塵等を自在ぼうきで除じん清掃する。(冬期は適宜、清掃実施すること。)
- 屋外階段等
自在ぼうき等を使用し砂埃等の除塵清掃すること。

定期清掃 ⑥ (概ね8、1月 年2回実施)

- 窓ガラス清掃 (自動ドア含む)
洗剤混入液にて汚れ落とし後、水拭き乾布仕上、又は、スクイジー仕上げ、作業時窓枠等の清掃を行うこと。

定期清掃 ⑦ (5・7・10月 年3回実施)

- 抜根除草清掃
作業にあたっては、花木を痛めないように丁寧にすること。抜き取った雑草及び植樹帯内のごみ、空缶等は、所定の場所に集積し処理するとともに、除草跡はきれいに清掃すること。
除草作業に必要な器具、消耗品等は乙の負担とすること。回収したゴミは乙が持ち帰ること。

定期清掃 ⑧ (8・1月 年2回実施)

- 空調フィルター清掃
高圧洗浄機、洗剤混入液にて汚れ落とし後、水洗い乾布仕上。

☆その他事項

- ・ トイレトペーパー、水石鹸、洗剤、消毒液、ゴミ箱・汚物入れ用のビニール袋、ゴミ袋等の消耗品は、全て甲の負担とすること。(委託者負担)
- ・ 清掃作業に必要な器具、適正資機材 (洗剤等消耗品を含む) は、全て乙の負担とすること。(受託者負担)
- ・ 乙が負担する適正資機材 (洗剤等消耗品を含む) により清掃を行なうものとする。
- ・ 洗剤、溶剤の使用にあたっては十分注意を要するものとする。
- ・ 回収したゴミは、ゴミ袋にまとめ、毎日指定の場所へ搬出すること

4 作業等の報告義務

- (1) 日常清掃については毎日、定期清掃については各回終了後に日誌を作成し提出すること。
- (2) 各月ごと作業報告書を作成すること。また、定期清掃については清掃前、清掃中、清掃後の写真を作業報告書に添付すること。

5 作業日程表

種類/月	床等材質	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
日常清掃		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
定期清掃 ①	ビニ系タイル、シート、フロ	○			○			○				○	
	剥離清掃						○						
定期清掃 ②	カーペット:シ	○						○					
定期清掃 ③	玄関ポーチ等		○		○			○		○		○	
定期清掃 ④	便所等		○		○			○		○		○	
定期清掃 ⑤	屋根、外部階段	○				○				○			
定期清掃 ⑥	窓ガラス					○					○		
定期清掃 ⑦	抜根除草		○		○			○					
定期清掃 ⑧	空調フィルター					○					○		

- (1) 日常清掃については、保健センター、生涯学習センターの休館日を除く毎日実施するものとする。
- (2) 定期清掃の実施日は、甲の指定する休館日とする。ただし、甲、乙協議して、変更することができる

6 その他

日常、定期清掃によるごみは毎日必ず搬出し、所定の場所で処理すること

南部生涯学習センター 清掃業務作業表(1階~4階、屋外)

【 日 常 清 掃 】 【 定 期 清 掃 】

階	場 所	材 質	作業内容	回数	作業単位	単位時間	作業時間	作業内容	回数	作業単位	単位時間	作業時間
				回	m ² ・個	秒/m ² ・個	時間		回	m ² ・個	秒/m ² ・個	時間
1階	玄関ホール・廊下	ビニル床タイル	掃き(自在ホーキ使用)	294	120.36			洗浄乾燥後ワックス仕上げ	5	120.36		
			拭き(水拭きモップ)	294	120.36							
		強化ガラス又は強化板ガラス	ガラス拭き(玄関ドア)	294	19.89			玄関ドア全面洗浄(スクイジー使用)	2	19.89		
	エントランス	ビニル床タイル	掃き(自在ホーキ使用)	294	22.80			洗浄乾燥後ワックス仕上げ	5	22.80		
			拭き(水拭きモップ)	294	22.80							
	事務室	ビニル床タイル					洗浄乾燥後ワックス仕上げ	5	61.95			
	湯沸し室(事務室)	長尺塩ビシート					洗浄乾燥後ワックス仕上げ	5	5.60			
	応接室	タイルカーペット					吸塵後全面ジャンプクリーン	2	12.95			
	大ホール(ステージ共)	70リットル専用OSW					ゴミ除去後水拭き、ワックス仕上げ	5	185.37			
	ステージ控室	ビニル床タイル					洗浄乾燥後ワックス仕上げ	5	19.30			
	放送室	タイルカーペット					吸塵後全面ジャンプクリーン	2	4.80			
	多目的 便所	100角せっけ質タイル	掃き、拭き	294	4.02			表面洗浄仕上げ	5	4.02		
			便器・手洗器・鏡	洗い	294	3.00		専用洗剤洗い	5	3.00		
			ペーパー・水石鹸補充	交換(補充)	294	2.00						
			壁(タイル貼り)					洗剤拭き、水拭き	5	10.35		
			扉					洗剤拭き、水拭き	5	1.00		
	男子 便所	100角せっけ質タイル	掃き、拭き	294	10.17			洗浄乾燥後ワックス仕上げ	5	10.17		
			便器・手洗器・鏡	洗い	294	7.00		専用洗剤洗い	5	7.00		
			ペーパー・水石鹸補充	交換(補充)	294	3.00						
			壁(タイル貼り)					洗剤拭き、水拭き	5	21.00		
扉							洗剤拭き、水拭き	5	2.00			
女子 便所	100角せっけ質タイル	掃き、拭き	294	12.31			洗浄乾燥後ワックス仕上げ	5	12.31			
		便器・手洗器・鏡・掃除流し	洗い	294	7.00		専用洗剤洗い	5	7.00			
		ペーパー・水石鹸補充・汚物入れ	交換(補充)	294	8.00							
		壁(タイル貼り)					洗剤拭き、水拭き	5	26.40			
通路	ビニル床タイル	掃き拭き掃除	294	7.70			洗剤拭き、水拭き	5	4.00			
階段(1~2階)	ビニル床タイル	掃き、拭き・手摺空拭き	294	12.60			洗浄乾燥後ワックス仕上げ	5	7.70			
湯沸し室(階段下)	長尺塩ビシート	掃き掃除・茶殻掃除	294	5.95			洗浄乾燥後ワックス仕上げ	5	12.60			
社会福祉事務室	タイルカーペット					吸塵後全面ジャンプクリーン	2	5.95				
// 待合	ビニル床タイル					洗浄乾燥後ワックス仕上げ	5	32.00				
// 休憩室	ビニル床タイル					洗浄乾燥後ワックス仕上げ	5	31.67				
// 更衣室	ビニル床タイル					洗浄乾燥後ワックス仕上げ	5	8.56				
ごみ袋販売所	ビニル床タイル					洗浄乾燥後ワックス仕上げ	5	2.89				
2階	男子 便所	長尺塩ビシート	掃き、拭き	294	8.48			洗浄乾燥後ワックス仕上げ	5	4.75		
女子 便所	長尺塩ビシート	便器・手洗器・鏡	洗い	294	5.00			洗浄乾燥後ワックス仕上げ	5	8.48		
		ペーパー・水石鹸補充	交換(補充)	294	2.00		専用洗剤洗い	5	5.00			
		壁(タイル貼り)					洗剤拭き、水拭き	5	11.10			
		扉					洗剤拭き、水拭き	5	2.00			
							洗浄乾燥後ワックス仕上げ	5	7.68			
男子 便所	長尺塩ビシート	便器・手洗器・鏡・掃除流し	洗い	294	6.00			専用洗剤洗い	5	6.00		
		ペーパー・水石鹸補充・汚物入れ	交換(補充)	294	6.00							
		壁(タイル貼り)					洗剤拭き、水拭き	5	14.00			
ホール・廊下	ビニル床タイル	掃き拭き掃除	294	42.09			洗剤拭き、水拭き	5	3.00			
階段(2~3)	ビニル床タイル	掃き、拭き・手摺空拭き	294	24.50			洗浄乾燥後ワックス仕上げ	5	42.09			
							洗浄乾燥後ワックス仕上げ	5	24.50			

	倉庫(1)・(2)	ビニル床タイル				洗浄乾燥後ワックス仕上げ	5	27.90		
	湯沸し室	ビニル床タイル	掃き掃除・茶殻掃除	294	4.25	洗浄乾燥後ワックス仕上げ	5	4.25		
	料理実習室(踏込共)	長尺塩ビシート				洗浄乾燥後ワックス掛け	5	82.00		
	料理実習机					調理台洗剤洗浄後乾布拭仕上げ	5	4.00		
	第1集会室	ビニル床タイル				洗浄乾燥後ワックス仕上げ	5	42.00		
3階	男子 便所	長尺塩ビシート	掃き、拭き	294	8.48	洗浄乾燥後ワックス仕上げ	5	8.48		
		便器・手洗器・鏡	洗い	294	6.00	専用洗剤洗い	5	6.00		
		ペーパー・水石鹸補充	交換(補充)	294	2.00					
	女子 便所	壁(タイル貼り)					洗剤拭き、水拭き	5	11.10	
		扉					洗剤拭き、水拭き	5	2.00	
		長尺塩ビシート	掃き、拭き	294	7.68	洗浄乾燥後ワックス仕上げ	5	7.68		
	ホール・廊下	便器・手洗器・鏡・掃除流し	洗い	294	6.00	専用洗剤洗い	5	6.00		
		ペーパー・水石鹸補充・汚物入れ	交換(補充)	294	6.00					
		壁(タイル貼り)					洗剤拭き、水拭き	5	14.00	
	階段(3~4)	扉					洗剤拭き、水拭き	5	3.00	
		ビニル床タイル	掃き拭き掃除	294	42.09	洗浄乾燥後ワックス仕上げ	5	42.09		
		ビニル床タイル	掃き、拭き・手摺空拭き	294	24.50	洗浄乾燥後ワックス仕上げ	5	24.50		
湯沸し室	ビニル床タイル	掃き掃除・茶殻掃除	294	4.25	洗浄乾燥後ワックス仕上げ	5	4.25			
	畳					掃き、拭き掃除	5	27.6		
	ビニル床タイル					洗浄乾燥後ワックス仕上げ	5	2.09		
第2集会室	第3集会室	ビニル床タイル				洗浄乾燥後ワックス仕上げ	5	88.3		
	第4集会室	畳				掃き、拭き掃除	5	18.4		
	第1集会室	ビニル床タイル				洗浄乾燥後ワックス仕上げ	5	2.09		
4階	男子 便所	長尺塩ビシート	掃き、拭き	294	8.48	洗浄乾燥後ワックス仕上げ	5	8.48		
		便器・手洗器・鏡	洗い	294	6.00	専用洗剤洗い	5	6.00		
		ペーパー・水石鹸補充	交換(補充)	294	2.00					
	女子 便所	壁(タイル貼り)					洗剤拭き、水拭き	5	11.10	
		扉					洗剤拭き、水拭き	5	2.00	
		長尺塩ビシート	掃き、拭き	294	7.68	洗浄乾燥後ワックス仕上げ	5	7.68		
	ホール・廊下	便器・手洗器・鏡・掃除流し	洗い	294	6.00	専用洗剤洗い	5	6.00		
		ペーパー・水石鹸補充・汚物入れ	交換(補充)	294	6.00					
		壁(タイル貼り)					洗剤拭き、水拭き	5	14.00	
	階段(3~4)	扉					洗剤拭き、水拭き	5	3.00	
		ビニル床タイル	掃き拭き掃除	294	41.23	洗浄乾燥後ワックス仕上げ	5	41.23		
		ビニル床タイル	掃き、拭き・手摺空拭き	294	24.50	洗浄乾燥後ワックス仕上げ	5	24.50		
湯沸し室	ビニル床タイル	掃き掃除・茶殻掃除	294	4.10	洗浄乾燥後ワックス仕上げ	5	4.10			
	第5集会室	タイルカーベット		70.00	吸塵後全面シャンプークリーニング	2	70.00			
	第6集会室	ビニル床タイル		53.30	洗浄乾燥後ワックス仕上げ	5	53.30			
第7集会室	第7集会室	ビニル床タイル		18.80	洗浄乾燥後ワックス仕上げ	5	18.80			
	R階 階段踊場(R階)	長尺塩ビシート		15.75	洗浄乾燥後ワックス仕上げ	5	15.75			
	E V	ビニル床タイル		1基	掃き、拭き清掃	5	1.00			
その他	敷地内	下記材質	(敷地面積 2,409.36㎡)	2,409.36						
	施設周辺清掃	前庭含む(下記合計)	粗ごみ、空缶拾い、排水溝等清掃	294	1,699.95					
	玄関ポーチ・スロープ他	煉瓦タイル等	〃	〃	70.50	表面洗浄	5	70.50		
	建物廻り(駐車場含む)	アスファルト舗装他	〃	〃	1,244.49					
	建物廻り(テラス、駐車場含む)	コンクリート床	〃	〃	134.21					
	建物廻り(駐輪場)	コンクリート床	〃	〃	66.00					
	建物廻り(土間部)	土間及び花壇内	〃	〃	184.75	5.7.10月抜根除草作業	3	184.75		
	外階段	コンクリート床			58.50	掃き(自在ホキ使用)	3	58.50		
	屋上清掃	屋上、屋根等			713.35	概ね4.8.12月(年3回)実施。	3	713.35		
	窓ガラス				259.68	全面洗浄スライジー使用(期間中2)	2	259.68		
	空調フィルター				33.00	概ね8月及び1月、年2回実施。	2	33.00		
	剥離	1階~4階 床剥離 清掃	ビニル床タイル又は 長尺塩ビシート	967.55 / 3 = 322.6 (3年で全面積実施)			はく離清掃(合計の1/3)	1	323	
			967.55 / 3 = 322.6			同上面積分1/3ワックス減面積	-1	323		
	計						0.00		0.00	

窓ガラス

窓ブラインド

階	記号	数	幅	高さ	面積	記号	数	幅	高さ	面積	参考資料
1階	AD/1	1	8.77	2.46							自動ドア部定期清掃
	AD/2	1	2.2	2.46	5.41						
	AD/4	1	0.8	0.8	0.64						
	AD/11	1	1.2	2.05	2.46						
	AW/1	1	3.73	1.77	6.60	AW/1	1	3.73	1.77	6.60	ブラインド設置
	AW/2	1	2	1.77	3.54	AW/2	1	2	1.77	3.54	ブラインド設置
	AW/3	9	0.5	1.67	7.52						
	SW/31	1	3.7	1.7	6.29	SW/31	1	3.7	1.7	6.29	ブラインド設置
	SW/32	1	0.75	1.7	1.28	SW/32	1	0.75	1.7	1.28	ブラインド設置
	AW/11	1	1.83	0.85	1.56						
	AW/31	1	1.5	1.1	1.65	AW/31	1	1.5	1.1	1.65	飛散防止フィルム貼り
	AW/32	1	0.6	0.6	0.36						飛散防止フィルム貼り
	AW/33	1	0.9	1.9	1.71						
	AW/38	1	1.7	1.1	1.87						飛散防止フィルム貼り
	AW/39	1	0.43	2.5	1.08						
	AW/40	1	0.9	2	1.80						
AW/41	4	1.2	3.4	16.32							
SD/31	4	1.3	3.4	17.68							
SD/32	1	0.8	2	1.60							
2階	CW/1	1	4.8	8.7	41.76						飛散防止フィルム貼り
	AW/12	2	1.9	1.35	5.13	AW/12	2	1.9	1.35	5.13	ブラインド設置
	AW/33	1	0.9	1.9	1.71						
	AW/34	3	0.6	0.4	0.72						
	AW/35	1	4.7	1.6	7.52	AW/35	1	4.7	1.6	7.52	ブラインド設置
	SD/32	1	0.8	2	1.60						
3階	CW/1	1	4.8	8.7	41.76						飛散防止フィルム貼り
	AW/12	2	1.9	1.35	5.13	AW/12	2	1.9	1.35	5.13	ブラインド設置
	AW/13	1	2.2	0.95	2.09						
	AW/33	1	0.9	1.9	1.71						
	AW/35	1	4.7	1.6	7.52	AW/35	1	4.7	1.6	7.52	ブラインド設置
	AW/37	3	0.6	0.6	1.08						
	SD/32	1	0.8	2	1.60						
4階	CW/1	1	4.8	8.7	41.76						飛散防止フィルム貼り
	AW/13	1	2.2	0.95	2.09	AW/13	1	2.2	0.95	2.09	ブラインド設置
	AW/14	2	2.2	0.95	4.18	AW/14	2	2.2	0.95	4.18	ブラインド設置
	AW/15	2	2.2	0.95	4.18	AW/15	2	2.2	0.95	4.18	ブラインド設置
	AW/33	1	0.9	1.9	1.71						
	AW/36	1	1.75	1.6	2.80						
	AW/37	3	0.6	0.6	1.08						
SD/32	1	0.8	2	1.60							
R	SD/32	1	0.8	2	1.60						
1階～4階 建具合計 面積					259.68	1階～4階 ブラインド合計 面積					48.51

ブラインド清掃は無

南部・外部面積

仕様	敷地面積	2,409.36	
	建築面積	737.99	増築含む
	延床面積	1,551.12	
	1階床面積	576.30	
	増築面積	119.21	
	付属等面積	83.35	駐輪、倉庫等
建物廻り	建物部	709.86	
	付属等(倉庫、陶芸、水槽)	30.34	
	玄関ポーチ・スロープ他(タイル)	70.05	倉庫:18.36、陶芸窯:7.98、水槽:4.0=30.34
	駐輪場(コンクリート)	66.00	
	駐車場等(アスファルト)	625.26	
	花壇等緑地部	184.15	北側98.22、玄関側25.27、西側60.66=184.15
	屋外コンクリート部	134.21	付属等側66.38、北側33.6、南側34.23=134.21
第1駐車	第1駐車場(アスファルト)	619.23	
	第1駐車場(花壇)	0.60	
高所作業車(トラック架装リフト)		2,409.36	

空調フィルター清掃	
フィルター清掃	33

外部階段	
1F～2F	10.8
2,3,4F	15.9*3 = 47.7
58.5	

【 定 期 清 掃 】

階	場 所	材 質	作業内容	回数	作業単位	単位時間	作業時間
				回	m ² ・個	秒/m ² ・個	時間
1階	玄関ホール・廊下	ビニル床タイル	剥離作業	1	120.36		
	エントランス	ビニル床タイル	剥離作業	1	22.80		
	事務室	ビニル床タイル	剥離作業	1	61.95		
	湯沸し室(事務室)	長尺塩ビシート	剥離作業	1	5.60		
	ステージ控室	ビニル床タイル	剥離作業	1	19.3		
	通路	ビニル床タイル	剥離作業	1	7.70		
	階段(1~2階)	ビニル床タイル	剥離作業	1	12.60		
	湯沸し室(階段下)	長尺塩ビシート	剥離作業	1	5.95		
	// 待合	ビニル床タイル	剥離作業	1	31.67		
	// 休憩室	ビニル床タイル	剥離作業	1	8.56		
	// 更衣室	ビニル床タイル	剥離作業	1	2.89		
	ごみ袋販売所	ビニル床タイル	剥離作業	1	4.75		
	1階 計					304.13	
2階	男子 便所	長尺塩ビシート	剥離作業	1	8.48		
	女子 便所	長尺塩ビシート	剥離作業	1	7.68		
	ホール・廊下	ビニル床タイル	剥離作業	1	42.09		
	階段(2~3)	ビニル床タイル	剥離作業	1	24.50		
	倉庫(1)・(2)	ビニル床タイル	剥離作業	1	27.90		
	湯沸し室	ビニル床タイル	剥離作業	1	4.25		
	料理実習室(踏込共)	長尺塩ビシート	剥離作業	1	82.00		
	第1集会室	ビニル床タイル	剥離作業	1	42.00		
	2階 計					238.90	
3階	男子 便所	長尺塩ビシート	剥離作業	1	8.48		
	女子 便所	長尺塩ビシート	剥離作業	1	7.68		
	ホール・廊下	ビニル床タイル	剥離作業	1	42.09		
	階段(3~4)	ビニル床タイル	剥離作業	1	24.50		
	湯沸し室	ビニル床タイル	剥離作業	1	4.25		
	// 踏込	ビニル床タイル	剥離作業	1	2.09		
	第3集会室	ビニル床タイル	剥離作業	1	88.30		
	// 踏込	ビニル床タイル	剥離作業	1	2.09		
3階 計					179.48		
4階	男子 便所	長尺塩ビシート	剥離作業	1	8.48		
	女子 便所	長尺塩ビシート	剥離作業	1	7.68		
	ホール・廊下	ビニル床タイル	剥離作業	1	41.23		
	階段(3~4)	ビニル床タイル	剥離作業	1	24.50		
	湯沸し室	ビニル床タイル	剥離作業	1	4.10		
	第5集会室	タイルカーペット	剥離作業	1	70.00		
	第6集会室	ビニル床タイル	剥離作業	1	53.30		
	第7集会室	ビニル床タイル	剥離作業	1	18.80		
4階 計					228.09		
その他	階段踊場(R階)	長尺塩ビシート	剥離作業	1	15.75		
	E V	ビニル床タイル	剥離作業	1	1.20		
その他 計					16.95		
剥 離 作 業 合 計					967.55		

※ビニルタイル、長尺シート部分の床はく離清掃(3年間で全面積実施)

剥離 清掃床面積 年間323m²(全対象床面積 967.55 / 3 = 322.6m²)

1年目・1階全面積とその他(階段、EV内)の面積 304.13 + 16.95 = 321.08 322m²

2年目・2階の全面積と3階第3集会室・踏込み以外の面積 238.9 + 89.09 = 327.99 328m²

3年目・3階第3集会室・踏込み面積と4階の全面積 90.39 + 228.09 = 318.48 319m²

(22) 清掃 業務仕様書

清掃業務については、この仕様書により実施する。

- 1 清掃場所 静岡市駿河区寺田 131 番地の 1
静岡市長田生涯学習センターの建物及び敷地内
- 2 委託期間 令和 年 4 月 1 日 から 令和 年 3 月 31 日
- 3 清掃内容

(1) 日常清掃

主として掃き拭き掃除で、毎日午前 8 時 30 分から行うものとする。

ただし、休館日（毎週月曜日と祝日及び年末 12 月 28 日から年始 1 月 4 日）と定期清掃実施日の当日及び翌日は除く。

(ア) 清掃面積及び内容（詳細は清掃作業表のとおり*日常清掃実施回数 回）

施設内容	総面積	掃き拭き掃除	掃き掃除	トイレ清掃	ごみ箱・灰皿処理
生涯学習センター	557.60 m ²	322.63 m ²	211.04 m ²	23.93 m ²	8 ケ

(イ) 上記清掃により処理した汚物等については指定する場所へ置くものとする

(ウ) 敷地内清掃部分（駐車場・通路・植栽等）については、下記を行う。

- ① 掃き掃除を行い、汚れは水拭き等で除去する。
- ② ごみ箱及び植込内のごみの処理を必要に応じて適宜行うこと。
- ③ 駐車場も同様の清掃を行い、排水溝の清掃も適宜行うこと。
- ④ 非常階段部、テラス等も同様の清掃を行う。

(2) 定期清掃

主として床面洗浄・床面ワックス塗布研磨などを行う清掃で、期間中 5 回（5 月・8 月・11 月・1 月・3 月、原則として生涯学習センターの休館日）に次に掲げる作業を実施する。

(ア) 清掃面積及び内容（詳細は清掃作業表のとおり）

施設内容	総面積	床面洗浄 ワックス仕上	トイレ 清掃	吸引 清掃	掃き拭き 掃除	ゴミ箱・ 灰皿処理
学習センター	1394.8 m ²	1206.91 m ²	23.93 m ²	155.8 m ²	8.16 m ²	8 ケ

・上記 床面洗浄ワックス（1,206.91 m²）の数量内訳。

- （・291,03 m²・磁器磨ぎイタールは全面表面洗浄仕上げ
- ・692,24 m²・フローリングブロックは床面洗浄ワックス仕上げ
- ・223,64 m²・長尺塩ビシートは床面洗浄ワックス仕上げ ）

(イ) 上記清掃により処理した汚物等については指定する場所へ置くものとする。

(ウ) フィルター清掃は空調機稼働期（8 月及び 1 月）に 2 回実施する。

- (エ) 除草（抜根）は、年 3 回（5, 7, 10 月）行うこと。
- (オ) 屋上、屋根等の清掃は、年 4 回（4, 7, 10, 1 月）に行うこと。

（3）窓ガラス清掃

期間中 2 回委託者が指定する日（7 月、12 月）に実施する。

- (ア) 清掃面積 205.43 m²
- (イ) 清掃方法 洗剤混入液にてスクイジー拭き仕上げする。

4 支給物品

清掃作業に必要な器具、材料はすべて受託者が負担する。ただし、次に掲げるものは委託者が支給する。

- ① トイレットペーパー
- ② 洗面所用消毒液
- ③ 汚物入れビニール袋

5 作業等の報告義務

日常清掃は毎日、定期清掃等は各回終了後に別紙様式の作業日報を提出する。

階	室名	面積 m ²	床面材質	清掃方法
1 階	玄関	56.00	磁器タイル	掃き掃除・拭き掃除
	玄関ホール	148.12	磁器タイル	掃き掃除・拭き掃除 ごみ箱・灰皿
	図書室	48.00	フローリング・ブロック	掃き掃除・拭き掃除
	廊下	16.60	長尺塩ビシート	掃き掃除
	トイレ	6.59	磁器モザイクタイル	床面水洗・便器、手洗器、汚物入れ清掃・ ペーパー、石鹼補充
	トイレフロア	28.97	磁器モザイクタイル	掃き掃除・拭き掃除
	身障者トイレ	4.16	磁器モザイクタイル	床面水洗・便器、手洗器、汚物入れ清掃・ ペーパー、石鹼補充
	湯沸し室	4.28	長尺塩ビシート	掃き拭き掃除・ごみ箱
2 階	湯沸し室	4.16	長尺塩ビシート	掃き拭き掃除・ごみ箱
	トイレ	6.59	磁器モザイクタイル	床面水洗・便器、手洗器、汚物入れ清掃・ ペーパー、石鹼補充
	トイレフロア	28.97	磁気モザイクタイル	掃き掃除・拭き掃除
	ホール・廊下・階段	94.28	長尺塩ビシート	掃き掃除・ごみ箱
3 階	湯沸し室	4.16	長尺塩ビシート	掃き拭き掃除・ごみ箱
	トイレ	6.59	磁器モザイクタイル	床面水洗・便器、手洗器、汚物入れ清掃・ ペーパー、石鹼補充
	トイレフロア	28.97	磁器モザイクタイル	掃き掃除・拭き掃除
	ホール・廊下・階段	94.28	長尺塩ビシート	掃き掃除・ごみ箱
その他	エレベーター	5.88	長尺塩ビシート	掃き掃除
	★ 随時 駐車場・通路等	敷地内	アスファルト	ごみ拾い等

階	室名	面積 m ²	床面材質	清掃方法
1 階	玄関	56.00	磁器タイル	全面表面洗浄仕上げ
	玄関ホール	148.12	磁器タイル	全面表面洗浄仕上げ・ごみ箱、灰皿処理
	事務室	68.60	フローリング・ブロック	洗浄ワックス仕上げ
	事務室湯沸	4.60	フローリング・ブロック	洗浄ワックス仕上げ
	図書室	48.00	フローリング・ブロック	洗浄ワックス仕上げ
	廊下	16.60	長尺塩ビシート	洗浄ワックス仕上げ
	トイレ	6.59	磁器モザイクタイル	床面水洗・便器、手洗器、汚物入れ清掃・ペーパー、石鹼補充
	トイレフロア	28.97	磁器モザイクタイル	全面表面洗浄仕上げ
	身障者トイレ	4.16	磁器モザイクタイル	床面水洗・便器、手洗器、汚物入れ清掃・ペーパー、石鹼補充
	放送室	5.76	フローリング	洗浄ワックス仕上げ
	ステージ	27.93	フローリング	洗浄ワックス仕上げ
	ホール	177.35	フローリング	洗浄ワックス仕上げ
湯沸し室	4.28	長尺塩ビシート	洗浄ワックス仕上げ・ごみ箱処理	
2 階	第1集会室	108.00	フローリング・ブロック	洗浄ワックス仕上げ
	第2集会室	48.00	フローリング・ブロック	洗浄ワックス仕上げ
	第3集会室	48.00	フローリング・ブロック	洗浄ワックス仕上げ
	第4集会室	23.90	畳	吸引清掃（ちり払含む）
	第4集会室入口	4.08	那智黒石洗出し	掃き掃除・モップ拭き
	第5集会室	23.90	畳	吸引清掃（ちり払含む）
	第5集会室入口	4.08	那智黒石洗出し	掃き掃除・モップ拭き
	湯沸し室	4.16	長尺塩ビシート	洗浄ワックス仕上げ・ごみ箱処理
	トイレ	6.59	磁器モザイクタイル	床面水洗・便器、手洗器、汚物入れ清掃・ペーパー、石鹼補充
	トイレフロア	28.97	磁器モザイクタイル	全面表面洗浄仕上げ
ホール・廊下・階段	94.28	長尺塩ビシート	洗浄ワックス仕上げ・ごみ箱処理	

階	室名	面積 m ²	床面材質	清掃方法
3階	第6集会室	108.00	カーペット	吸引清掃
	調理実習室及び準備室	96.00	フローリングブロック	洗浄ワックス仕上げ・調理台は洗剤洗浄後乾布仕上げ
	第7集会室	60.00	フローリングブロック	洗浄ワックス仕上げ
	湯沸し室	4.16	長尺塩ビシート	洗浄ワックス仕上げ・ごみ箱処理
	トイレ	6.59	磁器モザイクタイル	床面水洗・便器、手洗器、汚物入れ清掃・ペーパー、石鹼補充
	トイレフロア	28.97	磁器モザイクタイル	全面表面洗浄仕上げ
	ホール・廊下・階段	94.28	長尺塩ビシート	洗浄ワックス仕上げ・ごみ箱処理
	エレベーター	5.88	長尺塩ビシート	洗浄ワックス仕上げ
その他	窓ガラス	205.43	全面洗浄スクイジー使用（期間中2回実施）	
	抜根除草	敷地内	年3回（概ね5月、7月、10月実施。）	
	建物外部清掃	非常階段テラス等	週1回	
	建物上部清掃	屋上、屋根等	年4回（概ね4, 7, 10, 1月実施。）	
	フィルター清掃	年2回	概ね8月、1月実施する。	

- ・仕様書の定期清掃面積表の床面洗浄ワックス（1,206.91 m²）の数量内訳。
（1,206.91 m² の内訳・291,03 m²・磁器モザイクタイルは全面表面洗浄仕上げ
692,24 m²・フローリングブロックは床面洗浄ワックス仕上げ
223,64 m²・長尺塩ビシートは床面洗浄ワックス仕上げ）

(22) 清掃業務仕様書

清掃業務については、この仕様書により実施する。

- 1 委託業務場所 静岡市駿河区中野新田 57 番地の 5
大里複合施設（大里保健福祉センター、大里生涯学習センター）の建物及び敷地内
- 2 委託期間 令和 年 4 月 1 日から令和 年 3 月 31 日まで
- 3 清掃内容
 - (1) 日常清掃
 - ア 保健福祉センター
主として拭き掃き掃除で、土曜日、日曜日、祝日及び令和 年 12 月 28 日から令和 年 1 月 4 日を除く毎日行うこと。
 - イ 生涯学習センター
主として拭き掃き掃除で、月曜日、祝日及び令和 年 12 月 28 日から令和 年 1 月 4 日を除く毎日行うこと。
ただし、1 階共用部分については、年 12 回（概ね月 1 回）、委託者が指定する月曜日に行うこと。
※ア、イともに定期清掃実施日の当日及び翌日を除く。
 - ウ 清掃面積及び内容
別紙清掃作業表のとおり
 - エ 上記清掃により処理した汚物等は、指定する場所へ置くものとする。
 - オ ペットボトル回収BOXのペットボトルについては、委託者が指定する場所に適宜（日 1 回程度）運ぶものとする。
 - カ バルコニー及び外階段については、随時（週 1 回程度）清掃を行う。
 - キ 施設周辺（前庭部分含む）については、随時（週 1 回程度）清掃を行う。
 - (2) 定期清掃
主として床面洗浄・床面ワックス塗布研磨などを行う清掃で、期間中 5 回委託者が指定する日（5 月・8 月・11 月・1 月・3 月、原則として生涯学習センターの休館日）に次に掲げる作業を実施する。
 - ア 清掃面積及び内容
別紙清掃作業表のとおり
 - イ 上記清掃により処理した汚物等は、指定する場所へ置くものとする。
 - (3) 窓ガラス清掃
期間中 3 回委託者が指定する日（7 月・11 月・3 月）に実施する。

- ア ガラス清掃面積 367.67 m²
- イ 清掃方法 洗剤混入液にてスクイジー拭き仕上げ

(4) はくり清掃

期間中1回委託者が指定する日(11月)に実施する。

- 清掃面積 319.49 m²

(5) カーペット清掃

期間中1回委託者が指定する日(11月)に実施する。

- ア 清掃面積 14.04 m²
- イ 清掃方法 カーペット用洗剤にて汚れを落とし洗浄機等にて作業を行なう。

4 支給物品

清掃作業に必要な器具、材料はすべて受託者が負担する。ただし、次に掲げるものは委託者が支給する。

- (1) トイレットペーパー
- (2) 洗面所用消毒液
- (3) 汚物入れビニール袋

5 作業等の報告義務

日常清掃は毎日、定期清掃等は終了後に別紙様式の作業日報を提出する。

大里複合施設（大里保健福祉センター、大里生涯学習センター） 「日常清掃」

清掃作業表 1

階	室名	面積(m ²)	床面材質	清掃方法
1	風除室	15.90	ホモジニアスビニール	掃き拭き（ガラス拭き含む）
	玄関軒下			灰皿処理
	ホール・廊下 EVホール	234.57	ホモジニアスビニール	掃き拭き ごみ箱処理
	階段室	47.46	ホモジニアスビニール	掃き
	便所（男・女）	27.68	磁器ユニット	床掃き拭き、便器・汚物入れ洗い、トイレ トーパー・汚物入れビニール袋補充（交換）
	洗面所 （男・女）	8.19	長尺塩ビシート	床掃き拭き、洗面器・鏡洗い 消毒液補充、ごみ箱処理
	便所（身障者）	5.67	長尺塩ビシート	床掃き拭き、便器・手洗器・鏡・汚物入れ洗 い、トイレトーパー・汚物入れビニール袋補 充（交換）
	検査室	9.61	長尺塩ビシート	掃き（保健福祉センター部分）
	乳幼児相談室	96.41	長尺塩ビシート	掃き（保健福祉センター部分）
	成人病予防兼 母性相談室	35.79	長尺塩ビシート	掃き（保健福祉センター部分）
	栄養歯科相談室	34.80	長尺塩ビシート	掃き（保健福祉センター部分）
	中待合室	31.03	長尺塩ビシート	掃き（保健福祉センター部分）
	第1診察室	48.60	長尺塩ビシート	掃き（保健福祉センター部分）
	第2診察室	80.60	長尺塩ビシート	掃き（保健福祉センター部分）
訪問準備室	5.18	長尺塩ビシート	掃き（保健福祉センター部分）	
2	履き替えコーナー・展示ロ ビー・廊下・EVホール	195.71	長尺塩ビシート	掃き、ごみ箱処理
	階段室	49.98	ホモジニアスビニール	掃き
	便所（男・女）	26.93	磁器ユニット	床掃き拭き、便器・汚物入れ洗い、トイレ トーパー・汚物入れビニール袋補充（交換）
	洗面所 （男・女）	9.48	長尺塩ビシート	床掃き拭き、洗面器・鏡洗い 消毒液補充・ごみ箱処理
	便所（身障者）	5.67	長尺塩ビシート	床掃き拭き、便器・手洗器・鏡・汚物入れ洗 い、トイレトーパー・汚物入れビニール袋補 充（交換）
	湯沸し室	3.96	長尺塩ビシート	床掃き、洗淨・茶殻処理
	物入れ	3.52	長尺塩ビシート	ごみ箱処理
	バルコニー	111.2	磁器タイル	掃き拭き（週1回）
3	廊下・EVホール・ 展示ロビー	145.67	長尺塩ビシート	掃き、ごみ箱処理
	階段室	49.98	ホモジニアスビニール	掃き
	便所（男・女）	26.93	磁器タイル	床掃き拭き、便器・汚物入れ洗い、トイレ トーパー・汚物入れビニール袋補充（交換）
	洗面所 （男・女）	9.48	長尺塩ビシート	床掃き拭き、洗面器・鏡洗い 消毒液補充・ごみ箱処理
	便所（身障者）	5.67	長尺塩ビシート	床掃き拭き、便器・手洗器・鏡・汚物入れ洗 い、トイレトーパー・汚物入れビニール袋補 充（交換）
	第5・6集会室 踏み込み	5.02	磁器タイル	掃き
	第5・6集会室 踏み込み	12.29	フローリング	掃き
	湯沸し室	3.96	長尺塩ビシート	床掃き、洗淨・茶殻処理
	物入れ	3.52	長尺塩ビシート	ごみ箱処理
	バルコニー	106.2	磁器タイル	掃き拭き（週1回）
4	階段室	35.20	ホモジニアスビニール	掃き
	エレベーター	1.90	ビニール	掃き
	外階段	40.50	磁器タイル	掃き拭き（週1回）
	施設周辺（駐車場含む）	1406.00		粗ごみ清掃（週1回）

大里複合施設（大里保健福祉センター、大里生涯学習センター） 「定期清掃」

清掃作業表 2

階	室名	面積(m ²)	床面材質	清掃方法	
共用部分	1	風除室	15.90	ホモジニアスビニール	洗浄ワックス仕上 はくり清掃（期間中1回）
		玄関軒下			灰皿処理
		ホール・廊下 E Vホール	234.57	ホモジニアスビニール	洗浄ワックス仕上・ごみ箱 はくり清掃（期間中1回）
		階段室	47.46	ホモジニアスビニール	洗浄ワックス仕上
		便所（男・女）	27.68	磁器ユニット	床表面洗浄、便器・汚物入れ洗剤洗浄、 トイレットペーパー・汚物入れビニール 袋補充（交換）
		洗面所（男・女）	8.19	長尺塩ビシート	床洗浄ワックス、洗面器・鏡洗剤 洗浄、消毒液補充、ごみ箱処理
		便所（身障者）	5.67	長尺塩ビシート	床洗浄ワックス、便器・手洗器・鏡・汚 物入れ洗剤洗浄、トイレットペーパー・ 汚物入れビニール袋補充（交換）
生涯学習センター専用部分	1	生涯学習センター事務室	61.10	ビニール床タイル	洗浄ワックス仕上 はくり清掃（期間中1回）
		文書印刷室	7.92	長尺塩ビシート	洗浄ワックス仕上 はくり清掃（期間中1回）
		更衣室兼応接室	14.04	タイルカーペット	吸引清掃 シャンプークリーニング（期間中1回）
		市民サービスコーナー	33.95	ビニール床タイル	洗浄ワックス仕上
		市民サービスコーナー 湯沸し・更衣室	14.05	長尺塩ビシート	洗浄ワックス仕上
		雑庫	7.48	長尺塩ビシート	洗浄ワックス仕上
		倉庫	21.26	長尺塩ビシート	洗浄ワックス仕上
保健福祉センター専用部分	1	検査室	9.61	長尺塩ビシート	洗浄ワックス仕上
		乳幼児相談室	96.41	長尺塩ビシート	洗浄ワックス仕上
		成人病予防兼 母性相談室	35.79	長尺塩ビシート	洗浄ワックス仕上
		栄養歯科相談室	34.80	長尺塩ビシート	洗浄ワックス仕上
		中待合室	31.03	長尺塩ビシート	洗浄ワックス仕上
		第1診察室	48.60	長尺塩ビシート	洗浄ワックス仕上
		第2診察室	80.60	長尺塩ビシート	洗浄ワックス仕上
		訪問準備室	5.18	長尺塩ビシート	洗浄ワックス仕上
		保健福祉センター更衣室	8.33	長尺塩ビシート	洗浄ワックス仕上
		保健福祉センター湯沸し室	4.50	長尺塩ビシート	洗浄ワックス仕上
		保健福祉センター事務室	45.40	ビニール床タイル	洗浄ワックス仕上
		履き替えコーナー・展示ロ ビー・廊下・E Vホール	195.71	長尺塩ビシート	洗浄ワックス仕上・ごみ箱処理
	共用部分	2	階段室	49.98	ホモジニアスビニール
		便所（男・女）	26.93	磁器ユニット	床表面洗浄、便器・汚物入れ洗剤洗浄、 トイレットペーパー・汚物入れビニール 袋補充（交換）
		洗面所（男・女）	9.48	長尺塩ビシート	床洗浄ワックス、洗面器・鏡洗剤 洗浄、消毒液補充、ごみ箱処理
		便所（身障者）	5.67	長尺塩ビシート	床洗浄ワックス、便器・手洗器・鏡・汚 物入れ洗剤洗浄、トイレットペーパー・ 汚物入れビニール袋補充（交換）
		湯沸し室	3.96	長尺塩ビシート	床洗浄ワックス仕上、洗浄・茶殻処理
		物入れ	3.52	長尺塩ビシート	洗浄ワックス仕上、ごみ箱処理
生涯学習センター専用	2	ホール	263.25	コルクタイル	洗浄ワックス仕上
		ホール内ステージ	65.80	フローリング	洗浄ワックス仕上
		第1集会室	136.56	長尺塩ビシート	洗浄ワックス仕上
		第2集会室	67.65	コルクタイル	洗浄ワックス仕上
		第3集会室	44.83	長尺塩ビシート	洗浄ワックス仕上
		第4集会室	81.68	長尺塩ビシート	洗浄ワックス仕上

大里複合施設（大里保健福祉センター、大里生涯学習センター） 「定期清掃」

清掃作業表 2

共用部分	3	廊下・E Vホール・ 展示ロビー	145.67	長尺塩ビシート	洗浄ワックス仕上、ごみ箱処理
		階段室	49.98	ホジニアスビニタイル	洗浄ワックス仕上
		便所（男・女）	26.93	磁器タイル	床表面洗浄、便器・汚物入れ洗剤洗浄、 トイレットペーパー・汚物入れビニール 袋補充（交換）
		洗面所（男・女）	9.48	長尺塩ビシート	床洗浄ワックス、洗面器・鏡洗剤 洗浄、消毒液補充、ごみ箱処理
		便所（身障者）	5.67	長尺塩ビシート	床洗浄ワックス、便器・手洗器・鏡・汚 物入れ洗剤洗浄、トイレットペーパー・ 汚物入れビニール袋補充（交換）
		湯沸し室	3.96	長尺塩ビシート	床洗浄ワックス仕上、洗浄・茶殻処理
生涯学習センター専用	3	音楽室	96.00	コルクタイル	洗浄ワックス仕上
		調光室・放送準備室	12.00	長尺塩ビシート	洗浄ワックス仕上
		物入	3.52	長尺塩ビシート	洗浄ワックス仕上、ごみ箱処理
		第5・6集会室	48.45	畳	掃き拭き
		第5・6集会室踏み込	5.02	磁器タイル	表面洗浄
		第5・6集会室踏み込	12.29	フローリング	洗浄ワックス仕上
		料理実習室 （踏込、料理台含む）	134.05 6	長尺塩ビシート	洗浄ワックス仕上 洗浄後乾布拭き
4	階段室	35.20	ホジニアスビニタイル	洗浄ワックス仕上	
	エレベーター	1.90	ビニタイル	掃き拭き	
	ガラス清掃	367.67		全面洗浄スクイジー使用（期間中3回）	

(22) 清掃 業務仕様書

- 1 委託業務場所 静岡市駿河区小鹿二丁目25番45号
静岡市健康文化交流館の建物及び敷地内
- 2 委託期間 令和 年4月1日から令和 年3月31日
- 3 清掃基準
委託する清掃作業区域及び内容は、清掃基準表及び別紙図面（駐車場及び立体駐車場を含む）のとおりとし、細部については委託者の指示を受けること。
- 4 業務実施要領
清掃は、清掃場所に最も適した方法で行うこと。
特に薬品・洗剤の使用は、清掃場所の生地等を十分考慮し、建物及び設備等に損傷を与えないように細心の注意を払って清掃すること。
(1) 日常清掃（令和 年4月1日から令和 年3月31日）
主として掃き拭き掃除で、別紙に掲げる箇所を毎日午前8時00分から行うものとする。
ただし、休館日を除き、施設の利用状況により困難な場合は委託者と協議のうえ決定する。
 - ① 1階ラウンジ（風除室等を含む）・老人福祉センター前室
床のごみや埃を掃き掃除やモップ拭きによって除去し、汚れの多いところは水拭きにより汚れを除去する。
 - ② 大広間、和室
畳の部分のごみや埃を、掃除機等で清掃する。
床部分のごみや埃を掃除機等で清掃し、必要に応じてモップ等で拭く。
 - ③ 1階老人福祉センター廊下、2、3階ラウンジ・廊下
タイルカーペットは、掃除機で清掃する。
 - ④ 湯沸し室（各階）
床部分のごみや埃を掃き掃除やモップ拭きによって除去する。
流し台と周辺の清掃をし、金属部分のから拭きをする。
茶殻を処理する。
 - ⑤ 更衣室（1階、2階）
床部分のごみや埃を掃き掃除やモップ拭きによって除去する。
床のぬれた部分はモップ等でから拭きする。
ロッカーや更衣棚の雑巾掛けをする。
浴室との境にある吸水マットを毎日取り替え、使用したものを干す。
洗面台は水洗いし、金属部分は布で水分をよく拭きとる。
鏡は水拭きの後、柔らかい布で乾拭きをする。
水石鹸は、不足分を補充する。
 - ⑥ 浴室（1階、2階）
浴槽、洗い場をデッキブラシで洗浄する。
排水管内に付着したエフロの除去を、1ヶ月に1回程度実施する。
桶、イスをスポンジで洗浄する。
蛇口、鏡をスポンジ洗浄し、布で水分をよく拭きとる。
排水溝、トラップのゴミの除去、洗浄をする

鏡は水拭きの後、柔らかい布で乾拭きをする。

水石鹼は、不足分を補充する。

- ⑦ 浴槽設備配管洗浄（おのおの週1回 1階老人福祉センター、2階勤労者福祉センター）
毎週1回、浴室のろ過装置ごとに法定の配管洗浄作業を行う。

1階 老人福祉センター部分は、原則として毎週土曜日の午後を実施する。

2階 勤労者福祉センター部分は、原則として毎週月曜日午前を実施する。

洗浄手順は、別に示す。

- ⑧ 便所（各階）

床部分のごみや埃を掃き掃除やモップ拭き、掃除機によって除去する。

便器は、専用洗剤で洗浄し、周囲を乾拭きする。

手すり、壁、扉等の汚れは拭き取る。

手洗い場は水洗いし、金属部分は布で水分をよく拭きとる。

鏡は水拭きの後、柔らかい布で乾拭きをする。

水石鹼、トイレットペーパーは、不足分を補充する。

汚物入れの汚物を処理し、容器を拭き上げて清潔に保つ。

- ⑨ 各活動室、情報交流室、O Aルーム

床部分のごみや埃を掃き掃除やモップ拭き等によって除去する。

机、椅子などは雑巾等で汚れを除去し、汚れのひどい時は、洗剤拭きをする、金属部分は乾拭き又はクリーナーで汚れを除去する。

扉の拭き掃除をし、取手周辺の汚れは水拭き又は洗剤拭きとする。

電灯のスイッチ部分、空調機のスイッチ部分、内線電話については、乾拭き又は水拭き、洗剤拭きをする。

- ⑩ トレーニングルーム・フィットネスルーム

床部分のごみや埃を掃き掃除やモップ拭き等によって除去する。

トレーニング機器の下に敷いてある、黒いゴムマットの汚れを拭く。

ストレッチマットの汚れを拭く。

フィットネスルームの鏡及び、部屋の仕切りガラスの汚れを、週に1回程度拭く。

- ⑪ 階段

床部分のごみや埃を掃き掃除やモップ拭き等によって除去する

手すりを乾拭きする。汚れのひどい場合は専用洗剤で除去する。

- ⑫ エレベーター

呼びボタンを乾拭きする。

出入口のステンレス部分、扉、鏡部分は乾拭きし、汚れは専用クリーナーで除去する。

- ⑬ その他

回収したゴミは、所定の場所に回収日まで保管し、回収日の朝集積所に搬出する。

雨天時は、玄関まわり等の床のぬれた部分を乾いたモップでよく拭く。

月に1回程度、1階大広間部分の屋根上の谷樋のごみの除去をする。

2週間に1回程度、敷地内の排水溝の枯葉などを除去する。

2週間に1回程度、敷地内の駐車場、植え込みなどのゴミを除去する。

非常階段部、テラス等は、週1回程度掃き掃除を行う。

屋上、屋根等の掃き掃除（粗ごみ拾い）は、年4回行う。

屋上植込みを含む花壇の抜根除草を5,7,10月に行う。

(2) 定期清掃

(年2回 毎年9月、3月予定) (ただし、⑧・⑨の実施時期は別に指定する)

- ① 塩ビ系床材・塩ビシート、ホモジニアスタイル、ビニール床タイル、長尺弾性床、ビニール床帯電防止タイル
自在箒、化学処理モップ等で床面の屑・埃を取り除く。
自動洗浄機で床面の汚れを除去し、適正ワックスを塗布して仕上げる。
必要に応じ、委託者の指定するワックスを塗布して仕上げる。
- ② 繊維系床材・タイルカーペット
スチーム、クリーニング方式により、バキューム作業を行う。
染み等がある場合は、染み抜き作業を行った上でスチーム洗浄を実施する。
- ③ セラミックタイル・せっき質タイル、磁器質タイル、粘板岩、御影石
自在箒で床面の屑・埃等を取り除く。
自動洗浄機等を用いて、床面の汚れを除去する。
必要に応じて、委託者の指定するワックスを塗布して仕上げる。
- ④ フローリング・檜甲張り、かば桜フローリング、藤タイル、ならフローリング、竹タイル、天然コルクタイル
自在箒で床面の屑・埃等を取り除く。
自動洗浄機等を用いて、床面の汚れを除去する。
必要に応じて、委託者の指定するワックスを塗布して仕上げる。
- ⑤ 金属・ステンレス、普通鋼、銅合金、アルミニウム
金属部分は、専用洗剤を用いてその金属の特性を考え、磨き、艶出しする。
- ⑥ ガラス
ガラス表面に適正洗剤を塗布した後、ガラススクイジーを使用して仕上げをする。
- ⑦ 駐車場
駐車場(立体駐車場を含む)の床面の屑・埃等を取り除く。
- ⑧ 外部排気フード(3月実施)
排気フード内のガラリ、メッシュを洗浄する。
- ⑨ 空調機フィルター類の清掃(6月、9月、12月、3月実施)
空調機・熱交換器のフィルターを取り外し、水洗いする。
吸気口・制気口を雑巾拭きする。
外気取入口のフィルターを取り外し、水洗いする。
- ⑩ その他
日常清掃では実施しない、事務室、市民サービスコーナー等の清掃も行う。

(3) 委託者の支給

清掃作業に必要な器具、材料はすべて受託者が負担する。ただし、次に掲げるものは委託者が支給する。

- ① トイレットペーパー
- ② 洗面所用水石鹸
- ③ 汚物入れビニール袋
- ④ 市指定ゴミ袋(事業所用)
- ⑤ 浴槽循環配管の洗浄剤、中和剤。

(4) 作業等の報告義務

日常清掃は毎日、定期清掃は作業実施の都度、作業報告書を提出する。

清掃作業基準表(日常清掃 4月1日～3月31日)

場 所		材質等	日常清掃											
階数	部屋名	種類	回数	作業面積		作業内容						備 考		
				m ²		拭き	掃き	吸塵	洗い	補充	排水溝		ごみ処理	
1	風除室	せっき質タイル	1 / 日	10.98		○	○							
1	ラウンジ	せっき質タイル	1 / 日	280.60		○	○							
1	便所(男)	磁器質タイル	1 / 日	12.31		○	○							
1	小便器、大便器、洗面器		1 / 日			○			○					
1	鏡、金属		1 / 日			○								
1	ペーパー・水石鹼補充		1 / 3日							○				
1	壁、扉		1 / 日			○								
1	便所(女)	磁器質タイル	1 / 日	11.30		○	○							
1	大便器、洗面器		1 / 日			○			○					
1	鏡、金属		1 / 日			○								
1	ペーパー・水石鹼補充		1 / 3日							○				
1	汚物入れ		1 / 日			○						○		
1	壁、扉		1 / 日			○								
1	多目的便所	磁器質タイル	1 / 日	7.35		○	○							
1	大便器、洗面器		1 / 日			○			○					
1	鏡、金属		1 / 日			○								
1	ペーパー・水石鹼補充		1 / 3日							○				
1	汚物入れ		1 / 日			○						○		
1	ベビーシート		1 / 日			○								
1	壁、扉		1 / 日			○								
1	老人福祉センター前室	せっき質タイル	1 / 日	14.78		○	○							
1	〃 玄関	せっき質タイル	1 / 日	27.70		○	○							
1	〃 ラウンジ	タイルカーペット	1 / 日	77.93				○						
1	大広間	畳(本畳)	1 / 日	198.00		○	○	○						
1	広 間	檜 甲張り	1 / 日	239.86		○	○	○						

場 所		材質等	日常清掃										
階数	部屋名	種類	回数	作業面積		作業内容							備 考
				m ²	拭き	掃き	吸塵	洗い	補充	排水溝	ごみ処理		
1	舞台	カバ桜フローリング	1 / 日	40.85	○	○	○						
1	舞台放送室	カバ桜フローリング	1 / 日	5.67	○	○	○						
1	大広間非常口	せっき質タイル	1 / 日	4.50	○	○							
1	湯沸かし室	塩ビシート	1 / 日	7.25	○	○						○	
1	脱衣室(男)	籐タイル	1 / 日	21.85	○	○						○	
1	洗面台		1 / 日		○			○					
1	鏡、金属		1 / 日		○								
1	ペーパー・水石鹼補充		1 / 3日						○				
1	脱衣室便所(男)	塩ビシート	1 / 日	1.93	○	○							
1	大便器		1 / 日		○			○					
1	壁、扉		1 / 日		○								
1	脱衣室(女)	籐タイル	1 / 日	22.01	○	○							
1	洗面台		1 / 日		○			○					
1	鏡、金属		1 / 日		○								
1	ペーパー・水石鹼補充		1 / 3日						○				
1	脱衣室便所(女)	塩ビシート	1 / 日	1.92	○								
1	大便器		1 / 日		○			○					
1	汚物入れ		1 / 日		○							○	
1	壁、扉		1 / 日		○								
1	浴室(男)	粘板岩乱張	1 / 日	39.73	○			○		○			
1	浴室(女)	粘板岩乱張	1 / 日	39.90	○			○		○			
1	浴室配管		1 / 週					○					薬剤投入による配管洗淨
1	和室1(前室含む)	本畳・檜甲張り・御影石張・磁器質タイル	1 / 日	34.74	○	○							
1	和室2(前室含む)	本畳・檜甲張り・御影石張・磁器質タイル	1 / 日	42.32	○	○							
1	102活動室、103活動室	ならフローリング	1 / 日	100.48	○	○							
1	喫煙コーナー	ビニル床タイル	1 / 日	26.47	○	○							

場 所		材質等	日常清掃											
階数	部屋名	種類	回数	作業面積		作業内容							備 考	
				m ²	拭き	掃き	吸塵	洗い	補充	排水溝	ごみ処理			
1	工作室	ならフローリング	1 / 日	42.06	○	○								
1	101活動室	ならフローリング	1 / 日	45.35	○	○								
1	準備室	塩ビシート	1 / 日	18.57	○	○								
1	リフレッシュルーム	ならフローリング・本畳	1 / 日	106.61	○	○								
1	相談室	ならフローリング	1 / 日	17.04	○	○								
1	老人福祉センター便所(男)	せっき質タイル	1 / 日	30.75	○	○								
1	小便器、大便器、洗面器		1 / 日		○			○						
1	鏡、金属		1 / 日		○									
1	ペーパー・水石鹸補充		1 / 3日		○					○				
1	壁、扉		1 / 日		○									
1	老人福祉センター便所(女)	せっき質タイル	1 / 日	36.03	○	○								
1	大便器、洗面器		1 / 日		○			○						
1	鏡、金属		1 / 日		○									
1	ペーパー・水石鹸補充		1 / 3日		○					○				
1	汚物入れ		1 / 日		○							○		
1	壁、扉		1 / 日		○									
1	老人福祉センター多目的便所	塩ビシート	1 / 日	7.35	○	○								
1	大便器、洗面器		1 / 日		○			○						
1	鏡、金属		1 / 日		○									
1	ペーパー・水石鹸補充		1 / 3日		○					○				
1	汚物入れ		1 / 日		○							○		
1	壁、扉		1 / 日		○									
1	老人福祉センター廊下等	タイルカーペット、	1 / 日	389.53	○		○							
1	ロビー横廊下	せっき質タイル	1 / 日	22.06	○	○								
1	階段1	ならフローリング	1 / 日	95.31	○	○								
1	ミーティングルーム	タイルカーペット	1 / 日	11.87	○		○							

場 所		材質等	日常清掃											
階 数	部屋名	種類	回数	作業面積		作業内容							備 考	
				m ²	拭き	掃き	吸塵	洗い	補充	排水溝	ごみ処理			
2	ロビーラウンジ廊下	タイルカーペット	1 / 日	194.06	○		○							
2	トレーニング玄関	タイルカーペット	1 / 日	1.80	○	○								
2	トレーニング	長尺弾性床	1 / 日	400.83	○	○								
2	フィットネス	長尺弾性床	1 / 日	131.85	○	○								
2	洗濯室	塩ビシート	1 / 日	2.75	○	○								
2	更衣室・洗面所(男)	竹タイル・塩ビシート	1 / 日	45.23	○	○						○		
2	洗面台		1 / 日		○			○						
2	鏡、金属		1 / 日		○									
2	ペーパー・水石鹸補充		1 / 3日		○					○				
2	更衣室便所(男)	塩ビシート	1 / 日	1.63	○									
2	大便器、洗面器		1 / 日		○			○						
2	壁、扉		1 / 日		○									
2	更衣室・洗面所(女)	竹タイル・塩ビシート	1 / 日	41.43	○	○						○		
2	鏡、金属		1 / 日		○									
2	ペーパー・水石鹸補充		1 / 3日							○				
2	更衣室便所(女)	塩ビシート	1 / 日	1.64	○									
2	大便器		1 / 日		○			○						
2	汚物入れ		1 / 日		○							○		
2	壁、扉		1 / 日		○									
2	浴室(男)	御影石・せっき質タイル	1 / 日	33.12				○		○				
2	浴室(女)	御影石・せっき質タイル	1 / 日	36.23				○		○				
2	浴室配管		1 / 週					○						薬剤投入による配管洗淨
2	洗濯室	御影石・せっき質タイル	1 / 日	36.23	○	○								
2	OAルーム1	ビニル床タイル帯電防止	1 / 日	44.58	○	○								
2	OAルーム2	ビニル床タイル帯電防止	1 / 日	41.74	○	○								
2	情報交流室	ビニル床タイル帯電防止	1 / 日	68.27	○	○								

場 所		材質等	日常清掃											
階数	部屋名	種類	回数	作業面積		作業内容							備 考	
				m ²	拭き	掃き	吸塵	洗い	補充	排水溝	ごみ処理			
2	湯沸かし室	塩ビシート	1 / 日	4.41	○	○								
2	便所(男)	塩ビシート	1 / 日	12.59	○	○								
2	小便器、大便器、洗面器		1 / 日		○			○						
2	鏡、金属		1 / 日		○									
2	ペーパー・水石鹼補充		1 / 3日							○				
2	壁、扉		1 / 日		○									
2	便所(女)	塩ビシート	1 / 日	9.38	○									
2	大便器、洗面器		1 / 日		○			○						
2	鏡、金属		1 / 日		○									
2	ペーパー・水石鹼補充		1 / 3日							○				
2	汚物入れ		1 / 日		○							○		
2	壁、扉		1 / 日		○									
2	多目的便所	塩ビシート	1 / 日	5.64	○	○								
2	大便器、洗面器		1 / 日		○			○						
2	鏡、金属		1 / 日		○									
2	ペーパー・水石鹼補充		1 / 3日							○				
2	汚物入れ		1 / 日		○									
2	ベビーシート		1 / 日		○									
2	壁、扉		1 / 日		○									
3	ロビー・展示スペース・廊下	タイルカーペット	1 / 日	289.99	○		○							
3	料理工房	塩ビシート	1 / 日	99.54	○	○								利用の無い場合は、1週間に1回で可
3	和室(前室含む)	磁器質タイル。檜縁甲貼り・本畳	1 / 日	39.05	○	○								利用の無い場合は、1週間に1回で可
3	301活動室前室	天然コルクタイル	1 / 日	5.19	○	○								
3	301活動室	天然コルクタイル	1 / 日	67.48	○	○								
3	ホール	天然コルクタイル	1 / 日	187.86	○	○								
3	舞台(控室含む)	ならフローリング	1 / 日	54.85	○	○								

場 所		材質等	日常清掃											
階 数	部屋名	種類	回数	作業面積		作業内容							備 考	
				m ²	拭き	掃き	吸塵	洗い	補充	排水溝	ごみ処理			
3	舞台放送室	ならフローリング	1 / 日	4.91	○	○								
3	ホール更衣室	ホモジニアスタイル	1 / 日	10.50	○	○								利用の無い場合は、 1週間に1回で可
3	302活動室	フローリング直張り	1 / 日	141.61	○	○								
3	子供室	ならフローリング	1 / 日	65.40	○	○								
3	幼児便所	塩ビシート	1 / 日	7.52	○	○								
3	大便器、洗面器		1 / 日		○			○						
3	鏡		1 / 日		○									
3	ペーパー・水石鹼補充		1 / 3日						○					
3	ベビーシート		1 / 日		○									
3	授乳室	塩ビシート	1 / 日	16.12	○	○								
3	303活動室	タイルカーペット	1 / 日	64.17	○	○								
3	印刷室1	塩ビシート	1 / 日	4.32	○	○								
3	湯沸し室	塩ビシート	1 / 日	6.23	○	○								
3	便所(男)	せっき質タイル	1 / 日	20.37	○	○								
3	小便器、大便器、洗面器		1 / 日		○			○						
3	鏡、金属		1 / 日		○									
3	ペーパー・水石鹼補充		1 / 3日						○					
3	壁、扉		1 / 日		○									
3	便所(女)	せっき質タイル	1 / 日	31.25	○	○								
3	大便器、洗面器		1 / 日		○			○						
3	鏡、金属		1 / 日		○									
3	ペーパー・水石鹼補充		1 / 3日						○					
3	汚物入れ		1 / 日		○							○		
3	壁、扉		1 / 日		○									
3	多目的便所	塩ビシート	1 / 日	5.76	○	○								
3	大便器、洗面器		1 / 日		○			○						

場 所		材質等	日常清掃											
階 数	部屋名	種類	回数	作業面積		作業内容							備 考	
				m ²	拭き	掃き	吸塵	洗い	補充	排水 溝	ごみ 処理			
3	鏡、金属		1 / 日		○									
3	ペーパー・水石鹼補充		1 / 3日							○				
3	ベビーシート		1 / 日		○									
3	汚物入れ		1 / 日		○							○		
3	壁、扉		1 / 日		○									
3	印刷室2	ホモジニアスピニルタイ ル	1 / 日	11.34	○	○								
	エレベーター	金属	1 / 日		○	○								
	喫煙コーナー	外部・灰皿	1 / 日		○				○			○	吸殻処理(洗いは随 時)	
	大広間屋根上排水溝	外部	1 / 月								○	○	枯葉等のごみの除去	

清掃作業基準表(日常清掃 4月1日～3月31日)

場 所		材質等	数量	日常清掃										
階数	部屋名	種類		回数	作業面積		作業内容						備 考	
					m ²	拭き	掃き	吸塵	洗い	補充	排水溝	ごみ処理		
1	風除室	せっき質タイル		1 / 日	10.98	○	○							
1	ラウンジ	せっき質タイル		1 / 日	280.60	○	○							
1	便所(男)	磁器質タイル		1 / 日	12.31	○	○							
1	小便器		3	1 / 日		○			○					
1	大便器		1	1 / 日		○			○					
1	洗面台		2	1 / 日		○			○					
1	鏡		1	1 / 日		○								
1	ペーパー・水石鹼補充		2	1/3日						○				
1	金属		2	1 / 日		○								
1	壁			1 / 日		○								
1	扉			1 / 日		○								
1	便所(女)	磁器質タイル		1 / 日	11.30	○	○							
1	大便器		2	1 / 日		○			○					
1	洗面台		2	1 / 日		○			○					
1	鏡		1	1 / 日		○								
1	ペーパー・水石鹼補充		2	1/3日						○				
1	金属		2	1 / 日		○								
1	汚物入れ		2	1 / 日		○						○		
1	壁			1 / 日		○								
1	扉			1 / 日		○								
1	多目的便所	磁器質タイル		1 / 日	7.35	○	○							
1	大便器		1	1 / 日		○			○					
1	洗面台		1	1 / 日		○			○					
1	鏡		1	1 / 日		○								
1	ペーパー・水石鹼補充		1	1/3日						○				

場 所		材質等	数量	日常清掃											
階数	部屋名	種類		回数	作業面積		作業内容						備 考		
					m ²	拭き	掃き	吸塵	洗い	補充	排水溝	ごみ処理			
1	金属		1	1 / 日		○									
1	汚物入れ		1	1 / 日		○							○		
1	ベビーシート		1	1 / 日		○									
1	壁			1 / 日		○									
1	扉			1 / 日		○									
1	老人福祉センター前室	せっき質タイル		1 / 日	14.78	○	○								
1	＼ 玄関	せっき質タイル		1 / 日	27.70	○	○								
1	＼ ラウンジ	タイルカーペット		1 / 日	77.93			○							
1	大広間	畳(本畳)		1 / 日	198.00	○	○	○							
1	広 間	檜 甲張り		1 / 日	239.86	○	○	○							
1	舞台	カバ桜フローリング		1 / 日	40.85	○	○	○							
1	舞台放送室	カバ桜フローリング		1 / 日	5.67	○	○	○							
1	大広間非常口	せっき質タイル		1 / 日	4.50	○	○								
1	湯沸かし室	塩ビシート		1 / 日	7.25	○	○						○		
1	脱衣室(男)	籐タイル		1 / 日	21.85	○	○						○		
1	洗面台		3	1 / 日		○			○						
1	鏡		1	1 / 日		○									
1	ペーパー・水石鹸補充		3	1/3日						○					
1	金属		3	1 / 日		○									
1	脱衣室便所(男)	塩ビシート		1 / 日	1.93	○	○								
1	大便器		1	1 / 日		○			○						
1	壁			1 / 日		○									
1	扉			1 / 日		○									
1	脱衣室(女)	籐タイル		1 / 日	22.01	○	○								
1	洗面台		3	1 / 日		○			○						
1	鏡		1	1 / 日		○									

場 所		材質等	数量	日常清掃										
階数	部屋名	種類		回数	作業面積			作業内容						
					m ²	拭き	掃き	吸塵	洗い	補充	排水溝	ごみ処理	備 考	
1	ペーパー・水石鹼補充		3	1/3日						○				
1	金属		3	1 / 日		○								
1	脱衣室便所(女)	塩ビシート		1 / 日	1.92	○								
1	大便器		1	1 / 日		○			○					
1	汚物入れ		1	1 / 日		○						○		
1	壁			1 / 日		○								
1	扉			1 / 日		○								
1	浴室(男)	粘板岩乱張	1	1 / 日	39.73	○			○		○			
1	浴室(女)	粘板岩乱張	1	1 / 日	39.90	○			○		○			
1	浴室配管			1 / 週					○					薬剤投入による配管洗淨
1	和室1(前室含む)	本畳・檜甲張り・御影石張・磁器質タイル		1 / 日	34.74	○	○							
1	和室2(前室含む)	本畳・檜甲張り・御影石張・磁器質タイル		1 / 日	42.32	○	○							
1	102活動室、103活動室	ならフローリング		1 / 日	100.48	○	○							
1	喫煙コーナー	ビニル床タイル		1 / 日	26.47	○	○							
1	工作室	ならフローリング		1 / 日	42.06	○	○							
1	101活動室	ならフローリング		1 / 日	45.35	○	○							
1	準備室	塩ビシート		1 / 日	18.57	○	○							
1	リフレッシュルーム	ならフローリング・本畳		1 / 日	106.61	○	○							
1	相談室	ならフローリング		1 / 日	17.04	○	○							
1	老人福祉センター便所(男)	せっき質タイル		1 / 日	30.75	○	○							
1	小便器		5	1 / 日		○			○					
1	大便器		3	1 / 日		○			○					
1	洗面台		3	1 / 日		○			○					
1	鏡		1	1 / 日		○								
1	ペーパー・水石鹼補充		3	1/3日		○				○				
1	金属		3	1 / 日		○								

場 所		材質等	数量	日常清掃											
階数	部屋名	種類		回数	作業面積		作業内容						備 考		
					m ²	拭き	掃き	吸塵	洗い	補充	排水溝	ごみ処理			
1	壁			1 / 日		○									
1	扉			1 / 日		○									
1	老人福祉センター便所(女)	せっき質タイル		1 / 日	36.03	○	○								
1	大便器		4	1 / 日		○			○						
1	洗面台		4	1 / 日		○			○						
1	鏡		1	1 / 日		○									
1	ペーパー・水石鹸補充		4	1 / 3日		○				○					
1	金属		4	1 / 日		○									
1	汚物入れ		4	1 / 日		○						○			
1	壁			1 / 日		○									
1	扉			1 / 日		○									
1	老人福祉センター多目的便所	塩ビシート		1 / 日	7.35	○	○								
1	大便器		1	1 / 日		○			○						
1	洗面台		1	1 / 日		○			○						
1	鏡		1	1 / 日		○									
1	ペーパー・水石鹸補充		1	1 / 3日		○				○					
1	金属		1	1 / 日		○									
1	汚物入れ		1	1 / 日		○						○			
1	壁			1 / 日		○									
1	扉			1 / 日		○									
1	老人福祉センター廊下等	タイルカーペット、		1 / 日	389.53	○		○							
1	ロビー横廊下	せっき質タイル		1 / 日	22.06	○	○								
1	階段1	ならフローリング		1 / 日	95.31	○	○								
1	ミーティングルーム	タイルカーペット		1 / 日	11.87	○		○							
2	ロビーラウンジ廊下	タイルカーペット		1 / 日	194.06	○		○							
2	トレーニング玄関	タイルカーペット		1 / 日	1.80	○	○								

場 所		材質等	数量	日常清掃										
階数	部屋名	種類		回数	作業面積		作業内容						備考	
					m ²	拭き	掃き	吸塵	洗い	補充	排水溝	ごみ処理		
2	トレーニング	長尺弾性床		1 / 日	400.83	○	○							
2	フィットネス	長尺弾性床		1 / 日	131.85	○	○							
2	洗濯室	塩ビシート		1 / 日	2.75	○	○							
2	更衣室・洗面所(男)	竹タイル・塩ビシート		1 / 日	45.23	○	○					○		
2	洗面台		4	1 / 日		○			○					
2	鏡		1	1 / 日		○								
2	ペーパー・水石鹼補充		4	1 / 3日		○				○				
2	金属		4	1 / 日		○								
2	更衣室便所(男)	塩ビシート		1 / 日	1.63	○								
2	大便器		1	1 / 日		○			○					
2	壁			1 / 日		○								
2	扉			1 / 日		○								
2	更衣室・洗面所(女)	竹タイル・塩ビシート		1 / 日	41.43	○	○					○		
2	洗面台		4	1 / 日		○			○					
2	鏡		1	1 / 日		○								
2	ペーパー・水石鹼補充		4	1 / 3日						○				
2	金属		4	1 / 日		○								
2	更衣室便所(女)	塩ビシート		1 / 日	1.64	○								
2	大便器		1	1 / 日		○			○					
2	汚物入れ		1	1 / 日		○						○		
2	壁			1 / 日		○								
2	扉			1 / 日		○								
2	浴室(男)	御影石・せっき質タイル		1 / 日	33.12				○		○			
2	浴室(女)	御影石・せっき質タイル		1 / 日	36.23				○		○			
2	浴室配管			1 / 週					○				薬剤投入による配管洗淨	
2	洗濯室	御影石・せっき質タイル		1 / 日	36.23	○	○							

場 所		材質等	数量	日常清掃										
階数	部屋名	種類		回数	作業面積		作業内容						備 考	
					m ²	拭き	掃き	吸塵	洗い	補充	排水溝	ごみ処理		
2	OAルーム1	ビニル床タイル帯電防止		1 / 日	44.58	○	○							
2	OAルーム2	ビニル床タイル帯電防止		1 / 日	41.74	○	○							
2	情報交流室	ビニル床タイル帯電防止		1 / 日	68.27	○	○							
2	湯沸かし室	塩ビシート		1 / 日	4.41	○	○							
2	便所(男)	塩ビシート		1 / 日	12.59	○	○							
2	小便器		3	1 / 日		○			○					
2	大便器		1	1 / 日		○			○					
2	洗面台		2	1 / 日		○			○					
2	鏡		1	1 / 日		○								
2	ペーパー・水石鹼補充		3	1/3日						○				
2	金属		3	1 / 日		○								
2	壁			1 / 日		○								
2	扉			1 / 日		○								
2	便所(女)	塩ビシート		1 / 日	9.38	○								
2	大便器		2	1 / 日		○			○					
2	洗面台		2	1 / 日		○			○					
2	鏡		1	1 / 日		○								
2	ペーパー・水石鹼補充		2	1/3日						○				
2	金属		2	1 / 日		○								
2	汚物入れ		2	1 / 日		○						○		
2	壁			1 / 日		○								
2	扉			1 / 日		○								
2	多目的便所	塩ビシート		1 / 日	5.64	○	○							
2	大便器		1	1 / 日		○			○					
2	洗面台		1	1 / 日		○			○					
2	鏡		1	1 / 日		○								

場 所		材質等	数量	日常清掃										
階数	部屋名	種類		回数	作業面積		作業内容						備 考	
					m ²	拭き	掃き	吸塵	洗い	補充	排水溝	ごみ処理		
2	ペーパー・水石鹸補充		1	1/3日							○			
2	金属		1	1 / 日		○								
2	汚物入れ		1	1 / 日		○								
	ベビーシート		1	1 / 日		○								
2	壁			1 / 日		○								
2	扉			1 / 日		○								
3	ロビー・展示スペース・廊下	タイルカーペット		1 / 日	289.99	○		○						
3	料理工房	塩ビシート		1 / 日	99.54	○	○							利用の無い場合は、1週間に1回で可
3	和室(前室含む)	磁器質タイル。檜縁甲貼り・本畳		1 / 日	39.05	○	○							利用の無い場合は、1週間に1回で可
3	301活動室前室	天然コルクタイル		1 / 日	5.19	○	○							
3	301活動室	天然コルクタイル		1 / 日	67.48	○	○							
3	ホール	天然コルクタイル		1 / 日	187.86	○	○							
3	舞台(控室含む)	ならフローリング		1 / 日	54.85	○	○							
3	舞台放送室	ならフローリング		1 / 日	4.91	○	○							
3	ホール更衣室	ホモジニアスタイル		1 / 日	10.50	○	○							利用の無い場合は、1週間に1回で可
3	302活動室	フローリング直張り		1 / 日	141.61	○	○							
3	子供室	ならフローリング		1 / 日	65.40	○	○							
3	幼児便所	塩ビシート		1 / 日	7.52	○	○							
3	大便器		2	1 / 日		○			○					
3	洗面台		1	1 / 日		○			○					
3	鏡		1	1 / 日		○								
3	ペーパー・水石鹸補充		2	1/3日						○				
3	ベビーシート		1	1 / 日		○								
3	授乳室	塩ビシート		1 / 日	16.12	○	○							
3	303活動室	タイルカーペット		1 / 日	64.17	○	○							
3	印刷室1	塩ビシート		1 / 日	4.32	○	○							

場 所		材質等	数量	日常清掃										
階数	部屋名	種類		回数	作業面積		作業内容						備 考	
					m ²	拭き	掃き	吸塵	洗い	補充	排水溝	ごみ処理		
3	湯沸し室	塩ビシート		1 / 日	6.23	○	○							
3	便所(男)	せっき質タイル		1 / 日	20.37	○	○							
3	小便器		5	1 / 日		○				○				
3	大便器		2	1 / 日		○				○				
3	洗面台		3	1 / 日		○				○				
3	鏡		1	1 / 日		○								
3	ペーパー・水石鹼補充		3	1/3日						○				
3	金属		3	1 / 日		○								
3	壁			1 / 日		○								
3	扉			1 / 日		○								
3	便所(女)	せっき質タイル		1 / 日	31.25	○	○							
3	大便器		6	1 / 日		○				○				
3	洗面台		5	1 / 日		○				○				
3	鏡		1	1 / 日		○								
3	ペーパー・水石鹼補充		5	1/3日						○				
3	金属		5	1 / 日		○								
3	汚物入れ		6	1 / 日		○						○		
3	壁			1 / 日		○								
3	扉			1 / 日		○								
3	多目的便所	塩ビシート		1 / 日	5.76	○	○							
3	大便器		1	1 / 日		○				○				
3	洗面台		1	1 / 日		○				○				
3	鏡		1	1 / 日		○								
3	ペーパー・水石鹼補充		1	1/3日						○				
3	ベビーシート		1	1 / 日		○								
3	金属			1 / 日		○								

場 所		材質等	日常清掃												
階数	部屋名	種類	数量	回数	作業面積		作業内容							備 考	
					m ²	拭き	掃き	吸塵	洗い	補充	排水溝	ごみ処理			
3	汚物入れ		1	1 / 日		○								○	
3	壁			1 / 日		○									
3	扉			1 / 日		○									
3	印刷室2	ホモジニアスピニルタイル		1 / 日	11.34	○	○								
	エレベーター	金属	1	1 / 日		○	○								
	喫煙コーナー	外部・灰皿	2	1 / 日		○			○				○	吸殻処理(洗いは随時)	
	大広間屋根上排水溝	外部		1 / 月								○	○	枯葉等のごみの除去	

清掃作業基準表(定期清掃 9月・3月)

階	場所	材質	面積(㎡)	作業内容	回数	
1階	風除室	せっき質タイル	10.98	洗剤洗淨	2/年	
	ラウンジ	せっき質タイル	280.6	洗剤洗淨	2/年	
	便所(男)	磁器質タイル	12.31	洗剤洗淨	2/年	
	便所(女)	磁器質タイル	11.3	洗剤洗淨	2/年	
	老人福祉センター前室	せっき質タイル	14.78	洗剤洗淨	2/年	
	老人福祉センター玄関	せっき質タイル	27.7	洗剤洗淨	2/年	
	老人福祉センターラウンジ	タイルカーペット	77.93	スチーム洗淨	2/年	
	多目的トイレ	磁器質タイル	7.35	洗剤洗淨	2/年	
	大広間	本畳・檜甲張り	437.86	洗淨ワックス塗布	2/年	
	舞台	カバ桜フローリング	40.85	洗淨ワックス塗布	2/年	
	湯沸かし室	塩ビシート	7.25	洗淨ワックス塗布	2/年	
	脱衣室便所(男)	塩ビシート	1.93	洗淨ワックス塗布	2/年	
	脱衣室便所(女)	塩ビシート	1.92	洗淨ワックス塗布	2/年	
	浴室(男)	粘板岩乱張	39.73	洗剤洗淨	2/年	
	浴室(女)	粘板岩乱張	39.9	洗剤洗淨	2/年	
	和室1(前室含む)	本畳・檜甲張り・御影石張・磁気質タイル	34.74	洗剤洗淨	2/年	
	和室2(前室含む)	本畳・檜甲張り・御影石張・磁気質タイル	42.32	洗剤洗淨	2/年	
	102活動室・103活動室	ならフローリング	100.48	洗淨ワックス塗布	2/年	
	喫煙コーナー	ビニール床タイル	26.47	洗淨ワックス塗布	2/年	
	工作室	ならフローリング	42.06	洗淨ワックス塗布	2/年	
	101活動室	ならフローリング	45.35	洗淨ワックス塗布	2/年	
	準備室	塩ビシート	18.57	洗淨ワックス塗布	2/年	
	リフレッシュルーム	ならフローリング・本畳	106.61	洗淨ワックス塗布	2/年	
	相談室	ならフローリング	17.04	洗淨ワックス塗布	2/年	
	老人福祉センター便所(男)	せっき質タイル	30.75	洗剤洗淨	2/年	
	老人福祉センター便所(女)	せっき質タイル	36.03	洗剤洗淨	2/年	
	老人福祉センター多目的便所	塩ビシート	7.35	洗淨ワックス塗布	2/年	
	老人福祉センター廊下等	タイルカーペット	389.53	スチーム洗淨	2/年	
	ロビー横廊下	せっき質タイル	22.06	洗剤洗淨	2/年	
	階段1	ならフローリング	95.31	洗淨ワックス塗布	2/年	
	階段2	塩ビシート	64.2	洗淨ワックス塗布	2/年	
	ミーティングルーム	タイルカーペット	11.87	スチーム洗淨	2/年	
	事務室	タイルカーペット	89.8	スチーム洗淨	2/年	
	更衣室(男)	塩ビシート	7.28	洗淨ワックス塗布	2/年	
	更衣室(女)	塩ビシート	7.43	洗淨ワックス塗布	2/年	
	湯沸室	塩ビシート	6.82	洗淨ワックス塗布	2/年	
	スタッフルーム	ならフローリング	14.3	洗淨ワックス塗布	2/年	
	2階	ロビーラウンジ	タイルカーペット	194.06	スチーム洗淨	2/年
トレーニング玄関		タイルカーペット	1.8	スチーム洗淨	2/年	
トレーニング		長尺弾性床	400.83	洗淨ワックス塗布	2/年	
フィットネス		長尺弾性床	131.85	洗淨ワックス塗布	2/年	
洗濯室		塩ビシート	2.75	洗淨ワックス塗布	2/年	
更衣室・洗面所(男)		竹タイル・塩ビシート	45.23	洗淨ワックス塗布	2/年	
更衣室便所(男)		塩ビシート	1.63	洗淨ワックス塗布	2/年	
更衣室・洗面所(女)		竹タイル・塩ビシート	41.43	洗淨ワックス塗布	2/年	
更衣室便所(女)		塩ビシート	1.64	洗淨ワックス塗布	2/年	
浴室(男)		御影石・せっき質タイル	33.12	洗剤洗淨	2/年	
浴室(女)		御影石・せっき質タイル	36.23	洗剤洗淨	2/年	
洗濯室		御影石・せっき質タイル	36.23	洗剤洗淨	2/年	

階	場所	材質	面積(㎡)	作業内容	回数
	OAルーム1	ビニール床タイル帯電防止	44.58	洗剤洗淨	2/年
	OAルーム2	ビニール床タイル帯電防止	41.74	洗剤洗淨	2/年
	情報交流室	ビニール床タイル帯電防止	68.27	洗剤洗淨	2/年
	湯沸かし室	塩ビシート	4.41	洗淨ワックス塗布	2/年
	便所(男)	塩ビシート	12.59	洗淨ワックス塗布	2/年
	便所(女)	塩ビシート	9.38	洗淨ワックス塗布	2/年
	多目的便所	塩ビシート	5.64	洗淨ワックス塗布	2/年
3階	ロビー・展示スペース・廊下	タイルカーペット	289.99	スチーム洗淨	2/年
	料理工房	塩ビシート	99.54	洗淨ワックス塗布	2/年
	和室(前室含む)	磁器質タイル・檜緑甲貼り・本畳	39.05	洗剤洗淨	2/年
	301活動室前室	天然コルクタイル	5.19	洗淨ワックス塗布	2/年
	301活動室	天然コルクタイル	67.48	洗淨ワックス塗布	2/年
	ホール	天然コルクタイル	187.86	洗淨ワックス塗布	2/年
	舞台(控室含む)	ならフローリング	54.85	洗淨ワックス塗布	2/年
	舞台放送室	ならフローリング	4.91	洗淨ワックス塗布	2/年
	ホール更衣室	ホモジニアスタイル	10.5	洗淨ワックス塗布	2/年
	302活動室	フローリング直張り	141.61	洗淨ワックス塗布	2/年
	子供室	ならフローリング	65.4	洗淨ワックス塗布	2/年
	幼児便所	塩ビシート	7.52	洗淨ワックス塗布	2/年
	授乳室	塩ビシート	16.12	洗淨ワックス塗布	2/年
	303活動室	タイルカーペット	64.17	スチーム洗淨	2/年
	印刷室1	塩ビシート	4.32	洗淨ワックス塗布	2/年
	湯沸し室	塩ビシート	6.23	洗淨ワックス塗布	2/年
	便所(男)	せっき質タイル	20.37	洗剤洗淨	2/年
	便所(女)	せっき質タイル	31.25	洗剤洗淨	2/年
	多目的便所	塩ビシート	5.76	洗淨ワックス塗布	2/年
	印刷室1	ホモジニアスタイル	11.34	洗淨ワックス塗布	2/年
	エレベーター		2.42	洗淨ワックス塗布	2/年
	ガラス		480.3	スクイジー洗淨	2/年
	外部トラス上部		267.96	スクイジー洗淨	1/年
	合計		5226.31		
	空調機フィルター	空調機フィルター	104台	洗淨	4/年
		熱交換器フィルター	34台	洗淨	4/年
		外気取入用フィルター	12枚	洗淨	4/年
	制気口類	換気扇	39台	洗淨	4/年
		吸気口類(VHS、BL、ノズル)	176ヶ所	洗淨	4/年
		排気口類(HS、スリット、BL)	100ヶ所	洗淨	4/年
	排気フード内ガラリ・メッシュ		120箇所	洗淨	1/年
	非常階段、テラス等	掃き掃除			1/週
	屋上、屋根等	掃き掃除(粗ごみ拾い)		4,7,10,1月実施	4/年
	抜根除草	2階植込み含む	敷地内	抜根(5,7,10月実施)	3/年

(22) 清掃業務仕様書

この仕様は、清掃作業の大要を示すものであるが、本仕様に記載されていない作業であっても現場の状況に応じ建物及び敷地内の清掃保持、美観上必要と認められる場合、清掃作業実施業者は、契約の範囲内で、必要な作業を実施すること。

1 業務対象範囲

静岡市葵区安倍口団地5番1号 静岡市美和複合施設
(北部生涯学習センター美和分館・中央図書館美和分館)

2 委託期間

令和 年4月1日から令和 年3月31日まで

3 清掃方法 (作業基準及び範囲は清掃作業表による。細部については、図書館の担当者の指示を受けること。)

(1) 日常清掃 (作業時間は午前8時30分から午後5時までとする。ただし、図書館内で騒音を伴う作業の清掃は午前9時30分前に実施すること。通常、入口付近・受付カウンター等の清掃も、午前9時30分前に実施すること。)

○ 風除室、玄関ポーチ

土間ほうきや掃除機等で、泥やほこりの除塵を行う。汚れがある場合、タイルはブラシ等を使用して、水洗浄を行う。必要に応じて、中性洗剤を使用する。風除室は、水を流さず雑巾等で吸水を行う。

○ 廊下、待合コーナー、各室

毎日1回以上、ダストモップ等により掃除を行う。ごみの取れ具合により、掃除機、ほうき等を使用する。その後、固く絞った水拭きモップ、濡れ雑巾等を掛ける。また、見回り清掃によりゴミ等を取り除くこと。シンクタンクの清掃も行う。

○ 市民サービスコーナー、事務室 (生涯学習センター)、図書館 (受付)、図書館事務室作業室 (帯電防止ビニルタイル・床下地・OAフロア)

ダストモップ等により掃除を行う。ごみの取れ具合により、掃除機、ほうき等を使用する。汚れがある部分は、固く絞った水拭きモップ等で床全面の汚れを落とす。床に対して、水の使用を極力避けること。また、見回り清掃によりゴミ等を取り除くこと。図書館事務室作業室にあるシンクタンクの清掃も行う。

○ 1階倉庫、収納スペース (集会室内) (モルタル)

ダストモップ、真空掃除機等にて除塵作業をする。汚れがある部分は、固く絞った雑巾等で擦り取る。倉庫は、棚のほこりをはたき等で落してから、床の清掃をすること。

○ 図書館フロア (一般コーナー) (メイプル)、階段室・2階ホール一部 (オーク)、集会室 (オーク)

ダストモップにより掃除を行う。ごみの取れ具合により、真空掃除機、ほうき等も使用する。汚れがある部分は固く絞った雑巾、水拭きモップ等で擦り取る。その作業時、水跡が残らないように注意する。

○ 図書館フロア (児童コーナー) (コルクタイル)

図書館児童コーナー入口の周辺及び、げた箱はほうき等を使用し砂埃等の除塵清掃すること。掃除機やカラ拭きでゴミやほこりを取り除く。必要に応じて、コルクタイル専用のクリーナーを使用する。

○ 和室

畳は、座敷ほうき、掃除機等を使用して清掃する。その後、雑巾で乾拭きを行う。

踏込（床）は、ハンディモップ等により掃除を行う。掃除機、ほうき等も使用する。その後、水拭きモップ、固く絞った濡れ雑巾等を掛ける。踏み込み（上り口）、床板は、ハンディモップ等により掃除を行う。掃除機、ほうき等も使用する。その後、固く絞った雑巾で拭く。

- 会議室 2（音楽室）
じゅうたん部分は、カーペットスーパードライヤーやアップライト型掃除機等で清掃する。水等で濡れた場合は、乾いた布で十分に吸い取り水分を除く。
- 受付カウンター、机（事務室内除く）、ソファ、書架・パソコン等の清掃について
受付カウンター、机（事務室内除く）については、ごみを取り除き、拭き掃除をする。ソファは掃除機等でほこりを取り除く。書架・パソコン等はハンディモップ等を用いて除塵を行うこと。
- トイレ等
毎日 1 回以上床は掃き掃除及び水拭き又はモップ拭き、及び便器等衛生陶器の洗浄作業、金属系の磨き、腰壁、ドアの清掃を行う。汚水が詰まっている場合等は、応急処置をとり、直ちに図書館の職員に報告すること。なお、トイレトーパー、消毒液、ゴミ箱・汚物入れのビニール袋等の消耗品は、すべて受託者の負担とし、常時補給取替を行うこと。また、定期的に見回り汚れ等がある場合は清掃すること。
- エレベーター内
溝を吸塵して、床をダストモップ等によりほこりや泥を取り除き、固く絞った水拭き又はモップ拭きをする。
- 建物の周辺等
玄関前部分を主体として、敷地内（駐車場含む）の 1 日 1 回以上見回り、清掃をすること。
- ゴミ等の処理
各室及び建物周辺等から出るゴミ等については、毎日、指定容器にまとめて、所定の場所に搬出すること。また、市指定のゴミ収集日には、まとめたゴミを地域搬出場所へ搬出すること。なお、湯沸室の茶殻・生ゴミ等は最終退館時に、ゴミとして所定の場所に片づけること。
- その他
ダストモップ、雑巾、水拭きモップ等の道具は、定期的かつ汚れの程度により随時交換・漂白等をして、清潔に保つこと。トイレ・排水溝の詰り、床にこぼれた飲料水、暴風雨の際の水・泥等緊急時の清掃を適宜行うものとする。喫煙所の灰皿の清掃も行う。

(2) 定期清掃

定期清掃① 全体清掃 偶数月実施

- 風除室、玄関ポーチ
土間ほうきや掃除機等で、泥やほこりの除塵を行う。タイルをブラシ等で水洗浄を行う。必要に応じて、中性洗剤を使用する。
風除室は、水を流さず雑巾等で吸水を行う。
染み抜き等、全面のお手入れを行う。
腰壁、ドアの汚れ落としを行う。
- ビニルタイル、長尺シート、グラニット
ダストモップ、真空掃除機等にて除塵作業をする。その後、表面を洗浄し、ワックス塗布、研磨する。また、巾木の洗浄作業も行うこと。
- 市民サービスコーナー、事務室（生涯学習センター）、図書館（受付）、図書館事務室作業室（帯電防止ビニルタイル、床下地・0Aフローア）

ダストモップ、真空掃除機等にて除塵作業をする。固く絞った水拭きモップ等で床全面の汚れを落とす。床に対して、水の使用を極力避けること。その後、ワックス塗布、研磨する。また、巾木の汚れ落としも行うこと。

- 電気室、1階倉庫、収納スペース（集会室内）（モルタル）
ダストモップ、真空掃除機等にて除塵作業をする。汚れ、染み等がある部分は、固く絞った雑巾等で取り除く。床に対して、水の使用を極力避けること。全面手入れを行うこと。倉庫は、棚のほこり等をはたき等で落してから、床の清掃をすること。
- ブラインド
ブラインドの両側、（重なる部分がある場合はそこを含め）、ハンディモップ等で除塵作業を行う。
- トイレ
床面掃き拭き洗浄、衛生陶器類の洗浄酸洗い、腰壁、ドアの汚れ落としを行う。
- 1階風除室、及び図書館玄関
4月の始め（複合施設の開館初日）から、足拭きマットを設置し、2ヶ月に1回（定期清掃①の月に）取り替えること。
- エレベータ
扉・床・壁を磨いて拭き、汚れを落とす。雑巾や水拭きモップ等を使用する場合は、固く絞ること。
- 屋根・バルコニー（ただし、11～2月は一週間に一度）
落ち葉、粉塵等をほうき等で除塵作業を行う。

定期清掃② 窓ガラス清掃（自動ドアを含む）（1階2階部分）

3ヶ月に1回実施（5、8、11、2月）

洗剤混入液にて汚れ落とし後、水拭き乾布仕上げ、又は、スクイジー仕上げを両面とも行う。作業時窓枠、網戸、ガラリ等の清掃、さびの除去を行うこと。

定期清掃③ 除草清掃 年3回実施（6、8、10月）

作業にあたっては、花木を痛めないように丁寧に行うこと。抜き取った雑草及び植樹帯内のごみ、空き缶等は、所定の場所に集積し処理するとともに、除草跡はきれいに清掃すること。

除草作業に必要な器具、消耗品等は受託者の負担とすること。

回収したゴミは受託者が持ち帰り処分すること。

定期清掃④ コルクタイル清掃（図書館・児童コーナー） 年1回実施（11月）

コルク専用樹脂ワックス使用すること。

※コルク専用樹脂ワックス（2リットル・4リットル）

2リットルの場合、（バニッシュ仕上げ）100㎡に使用する。

使用前にコルクタイルの表面のゴミやほこり、油分、水分を確実に取り除くこと。必要に応じて、コルクタイル専用クリーナーを使用すること。

定期清掃⑤ タイルカーペット清掃（会議室2（音楽室）） 年1回実施（3月）

全面シャンプークリーニングを行うこと。

巾木は木製のため、水は少量とする。また、壁面には水が掛からないように注意をする。万が一、水が付いた場合は乾拭きをする。

定期清掃⑥ フローリング（オーク）清掃（階段室、2階ホールの一部、集会室）
偶数月実施

ダストモップ、真空掃除機、ほうき等を使用して除塵作業後、汚れがある部分は固く絞った雑巾、水拭きモップなどで擦り取る。その作業時、水跡が残らな

いように注意する。その後、ドレッシングオイル仕上げをする。新品のモップなら適量、すでにドレッシングオイルを使用したオイルなら極少量スプレーしてから使用する。床材の表面に薄く塗る（滑らない）程度に注意しながら行う。すぐに目地に沿って隅からムラなく押し拭きを行う。目地にたまった砂やホコリは掃き出し、集めて取り除く。

☆その他事項

トイレトーパー、水石鹼、洗剤、消毒液、ゴミ箱・汚物入れ用のビニール袋、ゴミ袋等の消耗品は全て受託者の負担とすること。
 受託者が負担する適正資機材（洗剤等の消耗品を含む）により清掃を行なうものとすること。
 洗剤、溶剤等の使用にあたっては十分注意をはらうものとすること。
 回収したゴミは、ゴミ袋にまとめ、毎日指定の場所へ搬出すること。

4 作業等の報告義務

- (1) 日常清掃については毎日、定期清掃については各回各日毎に終了後に日誌を作成し提出すること。定期清掃作業前に、その日の作業スケジュールを図書館と相談し、伝えること。
- (2) 各月ごと作業報告書を作成すること。また、定期清掃については業務作業毎、場所（除草は全箇所）毎に、清掃前・清掃中・清掃後の写真を作業報告書に添付すること。（なお、除草作業において清掃中の写真は一箇所あれば良い。）
- (3) 清掃業務実施対象である建物は、図書館と生涯学習センターとで管理しているので、日報、報告書の提出については、各々に行うこと。

5 作業日程表

種類 \ 月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
日常清掃	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
定期清掃① (全体清掃)	○		○		○		○		○		○	
定期清掃② (窓ガラス清掃)		○			○			○			○	
定期清掃③ (除草作業)			○		○		○					
定期清掃④ (コルクタイル清掃)								○				
定期清掃⑤ (タイルカーペット清掃)												○
定期清掃⑥ (フローリング(オーク)清掃)	○		○		○		○		○		○	

- (1) ①生涯学習センター事務室及び、全体の日常清掃は、生涯学習センターの休館日を除く毎日実施する。
- ②図書館施設内の日常清掃は、図書館の開館日に実施する。生涯学習センターの休館日でも図書館が開館している場合には、一階全体（生涯学習センター事務室、会議室1、地域事務室、倉庫除く）の日常清掃を併せて実施する。また、例外的な施設利用等がある場合には、図書館の指示に従うこと。

ただし、図書館休館日の内、下記の日には図書館施設内の日常清掃を実施するものとする。

○図書館資料点検期間（令和 年 月 日～ 月 日）のうち図書館が定めた1日間

なお、日程は図書館の指示により変更することができるものとする。

③市民サービスコーナー事務室の日常清掃は、市民サービスコーナーが休みの日には行わない。

(2) 定期清掃の実施日は、図書館の指定する休館日とする。ただし、両者協議の上変更することができる。

6 その他

日常、定期清掃によるごみは毎日必ず搬出し、所定の場所で処理すること。
清掃業務実施対象である建物は、図書館と生涯学習センターとで管理しているので、各専有部分の清掃についてはそれぞれの施設の指示に従い業務を実施すること。

清掃作業表

【 日 常 清 掃 】

【 定 期 清 掃 】

清掃箇所	材質	面積等	作業内容		回数				
			作業内容	回数					
風除室	磁器質タイル貼(ノンスリップタイル) 300角 視覚障害者用タイル貼(磁器質) 300角	12.00	掃き(土間ほうき等)	表面洗浄、全面手入れ	1/2月				
			洗い(ブラシ等)、吸水(雑巾等)						
フロアーマット		1	吸塵	マット交換	1/2月				
自動ドア	強化ガラス	25.87		全面洗浄(スクイジー)	1/3月				
玄関ホール、廊下 待合いコーナー	視覚障害者用タイル貼(ビニル) 300角 ビニルタイル貼 450角	138.89	掃き(ダストモップ等)	表面洗浄、ワックス仕上げ、 全面手入れ	1/2月				
			拭き(水拭きモップ等)						
階段室	フローリング直貼(オーク)塗装品 点字誘導ブロック(ホリアセタル製)	19.50	掃き(ダストモップ等)	ドレッシングオイル仕上げ	1/2月				
			拭き(固く絞った雑巾、水拭きモップ等)						
市民サービスコーナー	帯電防止ビニルタイル貼 500角 一部床下地・OAフロア	23.74	掃き(ダストモップ等)	ワックス仕上げ、全面手入れ	1/2月				
			拭き(固く絞った雑巾、水拭きモップ等)						
会議室1	ビニルタイル貼 450角	49.68	掃き(ダストモップ等)	表面洗浄、ワックス仕上げ、 全面手入れ	1/2月				
			拭き(水拭きモップ等)						
地域事務室	ビニルタイル貼 450角	19.87	掃き(ダストモップ等)	表面洗浄、ワックス仕上げ、 全面手入れ	1/2月				
			拭き(水拭きモップ等)						
倉庫	モルタル金ゴテ防塵塗料塗装	12.48	掃き(ダストモップ等)	全面手入れ	1/2月				
			拭き(固く絞った雑巾等)						
事務室 (生涯学習センター)	帯電防止ビニルタイル貼 一部床下地・OAフロア	27.50	掃き(ダストモップ等)	ワックス仕上げ、全面手入れ	1/2月				
			拭き(固く絞った雑巾、水拭きモップ等)						
電気室	モルタル金ゴテ仕上げ	25.48		全面手入れ	1/2月				
図書館	フローリング直貼(メイプル)塗装品 点字誘導ブロック(ホリアセタル製)	298.92	掃き(ダストモップ等)						
			拭き(固く絞った雑巾等)						
図書館	コルクタイル貼 帯電防止ビニルタイル貼 一部床下地・OAフロア	125.00	掃き(掃除機、乾拭き等)	専用ワックス仕上げ、全面手入れ	年1回				
			拭き(ダストモップ等)						
図書館	帯電防止ビニルタイル貼 一部床下地・OAフロア	10.00	拭き(固く絞った雑巾、水拭きモップ等)	ワックス仕上げ、全面手入れ	1/2月				
			拭き(固く絞った雑巾、水拭きモップ等)						
図書事務室作業室	帯電防止ビニルタイル貼 一部床下地・OAフロア	40.50	掃き(ダストモップ等)	ワックス仕上げ、全面手入れ	1/2月				
			拭き(固く絞った雑巾、水拭きモップ等)						
書庫	長尺シート貼	12.37	掃き(ダストモップ等)	表面洗浄、ワックス仕上げ、 全面手入れ	1/2月				
			拭き(水拭きモップ等)						
子どもトイレ	長尺シート貼	5.06	拭き(水拭きモップ等)	表面洗浄、洗浄ワックス仕上げ、 全面手入れ	1/2月				
			便器			1	洗い	専用洗剤洗い	1/2月
			洗面所			1	洗い	専用洗剤洗い	1/2月
			鏡			1	拭き		
			ペーパー、水石鹼補充			2			
			壁			1		洗剤拭き、水拭き	1/2月
扉	1		洗剤拭き、水拭き	1/2月					
男子トイレ	長尺シート貼、 小便器部分グラニット貼	18.76	拭き(水拭きモップ等)	表面洗浄、ワックス仕上げ、 全面手入れ	1/2月				
			便器			8	洗い	専用洗剤洗い	1/2月
			洗面所			2	洗い	専用洗剤洗い	1/2月
			鏡			2	拭き	専用洗剤洗い	1/2月
			ペーパー、水石鹼補充			5			
			壁			1		洗剤拭き、水拭き	1/2月
扉	4		洗剤拭き、水拭き	1/2月					
女子トイレ	長尺シート貼	18.76	拭き(水拭きモップ等)	表面洗浄、ワックス仕上げ、 全面手入れ	1/2月				
			便器			5	洗い	専用洗剤洗い	1/2月
			洗面所			2	洗い	専用洗剤洗い	1/2月
			鏡			2	拭き		
			ペーパー、水石鹼補充			7			
			汚物入れ			5	水洗い		
壁	1		洗剤拭き、水拭き	1/2月					
扉	6		洗剤拭き、水拭き	1/2月					
多目的トイレ	長尺シート貼	5.50	拭き(水拭きモップ等)	表面洗浄、ワックス仕上げ、 全面手入れ	1/2月				
			便器			1	洗い	専用洗剤洗い	1/2月
			洗面所			1	洗い	専用洗剤洗い	1/2月
			手洗器			1	洗い	専用洗剤洗い	1/2月
			鏡			1	拭き		
			ペーパー、水石鹼補充			3	ペーパー、水石鹼補充		
汚物入れ	1	水洗い							
壁	1		洗剤拭き、水拭き	1/2月					
扉	1		洗剤拭き、水拭き	1/2月					
職員休憩室 (更衣室)	ビニルタイル貼 450角	16.52	掃き(ダストモップ等)	表面洗浄、ワックス仕上げ、 全面手入れ	1/2月				
			拭き(水拭きモップ等)						
湯沸室	〃	5.00	掃き(ダストモップ等)	表面洗浄、ワックス仕上げ、 全面手入れ	1/2月				
更衣室	〃	6.71	拭き(水拭きモップ等)	表面洗浄、ワックス仕上げ、 全面手入れ	1/2月				
			拭き(水拭きモップ等)						
ガラス	強化ガラスまたは強化板ガラス	83.90		全面洗浄(スクイジー)	1/3月				
ごみ処理		25	ゴミ箱処理						
ブラインド		97.53		除塵	1/2月				

1階

清掃箇所	材質	面積等	作業内容		回数		
			作業内容	回数			
2階	廊下	ビニルタイル貼 450角	168.01	掃き(ダストモップ等)	表面洗浄、ワックス仕上げ、 全面手入れ	1/2月	
	ホール 談話・待合室	ビニール貼 450角 点字誘導ブロック(ホリアセタル製)		掃き(水拭きモップ等)			
		階段降り口一部 フローリング直貼(オーク)塗装品		掃き(ダストモップ等)			
	階段室	フローリング直貼(オーク)塗装品 点字誘導ブロック(ホリアセタル製) 段鼻ノンスリップ溝加工フローリング	3	拭き(固く絞った雑巾、水拭きモップ等)	ドレッシングオイル仕上げ	1/2月	
	和室①	畳	ヘリ付畳	30.87	掃き(座敷ほうき、掃除機等) 拭き(雑巾で空拭等)		
		踏込(床)	ビニルタイル貼 450角		掃き(ハンディモップ等) 拭き(水拭きモップ等)		
		踏込(上り口)、 床の間、 押入	桧縁甲板張、 合板ヤニ松、合板・仕上げ合板		掃き(ハンディモップ等) 拭き(固く絞った雑巾等)		
	和室②	畳	ヘリ付畳	20.52	掃き(座敷ほうき、掃除機等) 拭き(雑巾で空拭等)		
		踏込(床)	ビニルタイル貼 450角		掃き(ハンディモップ等) 拭き(水拭きモップ等)		
		床板、 踏込(上り口)	桧縁甲板張 式台(脂松練付)		掃き(ハンディモップ等) 拭き(固く絞った雑巾等)		
	料理教室	ビニルタイル貼 450角	45.00	掃き(ダストモップ等) 拭き(水拭きモップ等)	表面洗浄、ワックス仕上げ、 全面手入れ	1/2月	
	会議室2 (音楽室)	タイルカーペット(帯電防止、防災) 下地:セルフレベリング	62.98	粗ごみ回収 吸塵(アップライト型掃除機等)	全面シャンプークリーニング	年1回	
	湯沸室	ビニルタイル貼 450角	4.54	掃き(ダストモップ等) 拭き(水拭きモップ等)	表面洗浄、ワックス仕上げ、 全面手入れ	1/2月	
	男子トイレ	長尺シート貼、 小便器部分グラニット貼	18.76	拭き(水拭きモップ等)	表面洗浄、ワックス仕上げ、 全面手入れ	1/2月	
		便器	8	洗い	専用洗剤洗い	1/2月	
		洗面所	2	洗い	専用洗剤洗い	1/2月	
		鏡	2	拭き			
		ペーパー、水石鹼補充	5				
		壁	1		洗剤拭き、水拭き	1/2月	
	扉	4		洗剤拭き、水拭き	1/2月		
女子トイレ	長尺シート貼	18.76	拭き(水拭きモップ等)	表面洗浄、ワックス仕上げ、 全面手入れ	1/2月		
	便器	5	洗い	専用洗剤洗い	1/2月		
	洗面所	2	洗い	専用洗剤洗い	1/2月		
	鏡	2	拭き				
	ペーパー、水石鹼補充	7					
	汚物入れ	5	水洗い				
壁	1		洗剤拭き、水拭き	1/2月			
扉	6		洗剤拭き、水拭き	1/2月			
多目的トイレ	長尺シート貼	5.50	拭き(水拭きモップ等)	表面洗浄、ワックス仕上げ、 全面手入れ	1/2月		
	便器	1	洗い	専用洗剤洗い	1/2月		
	洗面所	1	洗い	専用洗剤洗い	1/2月		
	手洗器	1	洗い	専用洗剤洗い	1/2月		
	鏡	1	拭き				
	ペーパー、水石鹼補充	2					
汚物入れ	1	水洗い					
壁	1		洗剤拭き、水拭き	1/2月			
扉	1		洗剤拭き、水拭き	1/2月			
集会室	フローリング直貼(オーク)塗装品	369.40	掃き(ダストモップ等) 拭き(固く絞った雑巾、水拭きモップ等)	ドレッシングオイル仕上げ	1/2月		
倉庫	ビニルタイル貼 450角	7.62	掃き(ダストモップ等) 拭き(水拭きモップ等)	表面洗浄、ワックス仕上げ、 全面手入れ	1/2月		
収納スペース (集会室内)	モルタル金ゴテ防塵塗料塗装	18	掃き(ダストモップ等) 拭き(固く絞った雑巾等)	全面手入れ	1/2月		
ごみ処理		10	ゴミ箱処理				
ガラス	強化ガラスまたは強化板ガラス	91.48		全面洗浄(スクイジー)	1/3月		
ブラインド		81.65		除塵	1/2月		
共有	エレベータ	ビニルタイル貼 450角	1	溝吸塵 床(掃き ダストモップ等) 床(拭き 固く絞った水拭き等)	扉・床・壁磨き拭き	1/2月	
	屋根・バルコニー	落ち葉、粉塵等の清掃	119		掃き(ほうき等)	1/2月	
	周辺	掃き及び空き缶拾い等 除草作業	1405.72 298.7	床掃き、空き缶拾い等清掃等		年3回	
計							

(23) 建築物環境衛生管理 業務仕様書

1 目的

この仕様書は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律及び同法施行規則に基づき、静岡市葵生涯学習センター・女性会館複合施設の環境衛生を維持確保することを目的とする。

2 管理すべき特定建築物の概要

- | | |
|---------------|-------------------------|
| (1) 所在 | 静岡市葵区東草深町3番18号 |
| (2) 名称 | 静岡市葵生涯学習センター・女性会館複合施設 |
| (3) 用途 | 集会場 |
| (4) 延床面積 | 7,753.48 m ² |
| (5) 空気環境の調整方法 | 中央管理方式 |

3 業務内容

(1) 建築物環境衛生管理技術者の選任

乙は、静岡市葵生涯学習センター・女性会館複合施設の建築物環境衛生管理技術者（以下「管理技術者」という。）を選任し、管理業務を行おうとする者は、厚生大臣が交付する建築物環境衛生管理技術者免許状の写し、建築物環境衛生管理技術者の履歴書を甲に提出して承認を受けた後、実施しなければならない。

① 管理業務の内容

管理技術者は非常勤とし、次の業務を行う。

- ア 法に基づき維持管理業務計画を立案し、及び全体的な監督を行うこと。
- イ 環境衛生上の維持管理に関する測定、検査及び調査の実施並びにその結果の評価を行うこと。
- ウ 官庁に対する特定建築物等についての届出書類の提出等の代理行為を行うこと。
- エ 環境衛生監視員等の立入検査等に際しての立会い。
- オ その他法に定める管理技術者の業務を実施すること。

② 意見及び報告の義務

- ア 管理技術者は、前記・イの測定等の業務結果を甲の定める様式によって月報を作成し、報告提出するものとする。
- イ 管理技術者は、当該建物の維持管理の中で環境衛生上必要があると認める業務があるときは、甲に対し意見を述べるものとする。

(2) 空気環境の測定

① 測定項目

- | | |
|-----------|------------|
| ア 浮遊粉じんの量 | イ 一酸化炭素含有率 |
| ウ 炭酸ガス含有率 | エ 温度 |
| オ 相対湿度 | カ 気流 |

② 測定ポイントの設定

ア 測定は、地下1階から4階の部分とし、11ポイントとする。

③ 実施回数

ア 委託期間中6回実施するものとする。

イ 各ポイントの測定回数は、下記のとおりとする。

(ア) 始業時から中間時までの適切な時間 1回

(イ) 中間時から終業前までの適切な時間 1回

(3) 飲料水水質検査

① 省略不可能項目（11項目）及び消毒副生成物項目（16項目）

	消毒副生成物項目	測定時期
1	クロロホルム	9月中に1回行う
2	ジブロモクロロメタン	
3	ブロモジクロロメタン	
4	ブロモホルム	
5	総トリハロメタン	
6	クロロ酢酸	
7	ジクロロ酢酸	
8	臭素酸	
9	トリクロロ酢酸	
10	ホルムアルデヒド	
11	シアン化物イオン及び塩化シアン	
12	塩素酸	

② 省略不可能項目（11項目）、重金属（4項目）及び蒸発残留物（1項目）

翌年3月に1回実施

	省力不可項目（11項目）、重金属（4項目）及び蒸発残留物（1項目）	数 量
1	色度	管末給水水栓1ヶ所
2	濁度	
3	臭気	
4	味	
5	PH値	
6	塩化物イオン	
7	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	
8	有機物等	
9	鉛 ※	
10	亜鉛 ※	

1 1	鉄 ※	管末給水水栓 1ヶ所
1 2	銅 ※	
1 3	蒸発残留物 ※	
1 4	一般細菌	
1 5	大腸菌群	
1 6	総トリハロメタン等 5項目	

(注) 上記検査の結果、飲料適と判定された場合、次回の検査は重金属(※)の項目を省略した検査(1 1項目)に変えることができる。

(4) 害虫防除

- ① ねずみ・ゴキブリ・ダニ・蚊等の衛生害虫の発生を防止するため、手段、方法薬剤を選定し、館内全体について実施すること。
- ② 防除作業の回数
委託期間中 2回、統括的かつ、計画的に行うこと。

(5) 貯水槽清掃・消毒点検

- ① 委託期間中 1回実施するものとする。

(6) 汚水槽清掃

- ① 清掃施設及び実施回数
汚水槽 10 m³ 委託期間中 2回
- ② 清掃作業の方法
ア 底部堆積物を完全に除去する。
イ 槽内機器に付着した汚物を完全に清掃する。

(7) 簡易水道管理状況検査

- ① 委託期間中 1回実施するものとする。
- ② 乙は検査終了後、検査結果を甲に報告するものとする。

(8) 害虫生息状況巡回点検

- ① ねずみ・ゴキブリ・ダニ・蚊等の衛生害虫の発生を防止するため、月 1回、館内全体について生息状況を巡回点検すること。

4 その他

- (1) この委託業務に使用する機材等は、受託者の負担とする。
- (2) 乙は、委託業務の実施にあたって、甲に作業予定表を提出するものとする。
- (3) この契約書及び仕様書に記載のない事項については、建築物における衛生的環境の確保に関する法律及び同法施行規則に基づき実施し、疑義が生じた場合は甲、乙協議して定めるものとする。

(23) 建築物環境衛生管理業務仕様書

- 1 管理対象施設の所在地、名称及び規模
所在地 静岡市葵区瀬名二丁目32番43号
名称 静岡市西奈複合施設
延面積 3,193.41平方メートル
- 2 委託仕様書の内容
建築物における衛生的環境の確保に関する法律及び水道法に規定する基準に基づく管理業務
- 3 管理委託業務
 - (1) ビル管理技術者選任業務・・・毎月実施
建築物における衛生的環境の確保に関する法律及び同法施行規則等に定められた特定建築物である静岡市西奈複合施設の維持管理が環境衛生基準に従い適正に行われるよう有資格者により管理監督する。
(常駐の必要はない。ただし資格証を提示すること)
 - (2) 空気環境関係管理業務・・・奇数月実施
 - ①測定項目 法に規定された全項目（温度、相対湿度、浮遊粉塵量、CO、CO₂、気流の6項目）
 - ②測定点 全館4ポイント。ポイントごとに、室内中央床上75～120cmの間及び外気取り入れ口前とし、同一場所を1日3回測定する。
【測定場所】外気、1階事務室、1階開架室、2階（ロビー、和室、調理室、集会室を順次実施）
 - (3) 害虫等防除検査業務・・・毎月実施
 - ①対象害虫 鼠、ゴキブリ、チカイエカ、ちょうバエ、ダニ類
 - ②対象場所 全館を対象とする。
 - (4) 害虫等防除（薬剤散布）業務・・・年2回実施
薬剤散布を行う際には、食器、食物などの片付ける等安全に十分注意し業務を実施すること。
また、薬剤等については、環境ホルモンに疑いのある物質を含まないものを使用することとし、実施にあたり、事前に甲に報告すること。対象害虫・場所は（3）と同じ。
 - (5) 受水槽点検業務・・・毎月実施
 - ①点検対象・項目
周囲の点検、水槽本体・上部・内部の点検、ストレーナーの点検、マンホールの点検、オーバーフロー管の点検、通気管及び水抜管・通気口の点検、ポンプ作動点検、制御点検
※受水槽 害虫発生有無の点検
※ポンプ類 運転電力・運転圧力・フート弁・グランドパッキン・電極・異常音・振動等の点検
 - ②受水槽の清掃・消毒 年1回 高圧洗浄等で清掃作業を行う。
受水槽：ステンレス製 12トン。（高架水槽なし）
 - (6) 消火受水槽点検業務・・・毎月実施
 - (7) 水質管理業務
 - ①水質検査(11項目)業務・・・年1回実施（別紙1）
 - ②水質検査(16項目)業務・・・年1回実施（別紙1）
 - ③水質検査(12項目)業務・・・年1回実施（別紙1）
 - ④レジオネラ属菌検査業務・・・年1回実施
 - ⑤残留塩素測定業務・・・毎週実施
 - ⑥簡易専用水道検査（水道法第34条の2項の規定検査）・・・年1回実施
 - (8) グリストラップ清掃・・・年2回実施
2F 調理室内設置のグリストラップ（1基）の内部清掃を実施する。
- 4 点検及び検査結果報告書の提出
各回の測定・点検及び検査等の業務実施後は、当該業務実施月末までに結果報告書をまとめ、提出すること。受水槽の清掃と消毒、及び薬剤散布の作業報告書には、作業の写真を添付し実施後速やかに提出すること。複合施設においては、内容を分けずに複合施設数分の報告書等の必要書類を作成し、各々に提出すること。

5 その他 業務実施予定表

内容 \ 月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
ビル管理技術者選任	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
室内空気環境測定		○		○		○		○		○		○
残留塩素等の検査	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
レジオネラ属菌検査					○							
水質検査 11項目									○			
水質検査 16項目					○							
水質検査 12項目					○							
簡易専用水道検査							○					
受水槽の点検	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
受水槽清掃・消毒		○										
害虫防除（薬剤散）		○						○				
害虫等生息検査	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
消火水槽の点検	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
グリストラップ清掃		○						○				

- (1) この委託業務に使用する機材等は乙の負担とする。
各業務については、次の実施予定表に従い実施すること。
- (2) 乙は、委託業務実施日の決定にあたり、甲の指示に従い、甲の業務に支障のないようにしなければならない。

(23) 建築物環境衛生 管理業務仕様書

1 目的

本仕様書は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年4月14日法律第20号、以下「法」という。)及び同法施行規則に基づき、静岡市健康文化交流館の環境衛生を維持確保することを目的として、委託して実施する健康文化交流館建築物衛生管理業務委託の詳細について定めるものである。

2 管理すべき建築物の概要

ア 所在	静岡市駿河区小鹿二丁目25番45号
イ 名称	静岡市健康文化交流館
ウ 用途	集会場等
エ 延面積	4,623.12 m ² (ただし、特定建築物には該当しない)

3 業務内容

(1) 空気環境測定

① 測定項目

ア 浮遊粉塵の量	イ 一酸化炭素含有率
ウ 炭酸ガス含有率	エ 温度
オ 相対湿度	カ 気流

② 測定ポイントの設定

- ア 測定は、次の7ポイントにおいて実施すること。
- 1階 大広間、事務室
 - 2階 トレーニングルーム、ラウンジ
 - 3階 ロビー・展示スペース、ホール
- 外気取入口

③ 実施回数

- ア 委託期間中2回実施するものとする。
- イ 各ポイントの測定回数は、下記のとおりとする。
- | | |
|----------------------|----|
| (ア) 始業時から中間時までの適切な時間 | 1回 |
| (イ) 中間時から終業前までの適切な時間 | 1回 |

(2) 貯水槽清掃

① 清掃施設及び実施回数

受水槽 24 t (有効容量 18 t) 委託期間中1回

② 清掃前、清掃後の貯水槽の点検

貯水槽の周囲、本体、内容、その他附属部の状態及び給水管等の状態について次の外観検査を実施すること。

- ア 有害物、汚水等衛生上有害な物が混入するおそれがあるかどうか。
- イ 清潔であるかどうか。
- ウ 沈積物、浮遊物質等が異常に存在するかどうか。
- エ その他

③ 清掃作業の方法

- ア 作業は検査を受けた無菌者が行うこと。
- イ 作業者の健康状態に注意し、作業中の事故防止に留意すること。
- ウ 受水槽の清掃を必ず先に行い、次いで高架水槽を行うこと。
- エ 水槽周辺の床及び上部のふたを完全に清掃すること。
- オ 水槽底部にたまっている汚泥がドレン管を通じて排水管内に流し込まないように充分注意すること。
- カ 水槽内をきれいに水洗いし、洗浄機を使用し洗剤混合水を噴射して洗浄すること。
- キ 洗浄後、内部をウエスできれいにふきとること。
- ク 消毒終了後、30分以上経過後、再度水槽内部の水洗いを行い、きれいにふきとった後、仕上げの消毒を2回実施すること。
この消毒後は、水槽内部へ入ってはならない。
- ケ 清掃前、清掃後に給水栓末端及び貯水槽内の水質検査を次の項目について実施すること。
 - (ア) 残留塩素測定 (イ) 臭気 (ウ) 色度
 - (エ) 濁度 (オ) 味

(3) 飲料水水質検査

- ① 省略不可項目（16項目）及び消毒副生物（12項目）
6月1日から9月30日までの間に1回実施
- ② 省略不可項目（11項目）、重金属（4項目）及び蒸発残留物（1項目）
委託期間中1回実施

(4) グリストラップ清掃

- ① グリストラップの設置場所 3階料理工房
- ② グリストラップの寸法及び容量
300×600×1,215 h 60リットル
- ③ 清掃回数 委託期間中4回実施（概ね6月、9月、12月、3月実施）

(5) 簡易専用水道における管理状況検査

委託期間中1回、厚生労働大臣の指定を受けた検査機関へ依頼し、管理の状況について検査を受けること。

(6) 害虫駆除

- ① ゴキブリ・ダニ・蚊等の衛生害虫及び鼠の発生を防止するため、手段、方法、薬剤を選定し、次の指定箇所について実施すること。
 - 1階 大広間・湯沸場、事務室内湯沸場、男女トイレ・多目的トイレ（各2ヶ所）、自動販売機周辺
 - 2階 湯沸場・男女トイレ、多目的トイレ（アスレチック、フィットネス除外）、自動販売機周辺
 - 3階 湯沸場・男女トイレ、多目的トイレ・料理工房
- ② 防除作業の回数
委託期間中2回、統括的かつ、計画的に行うこと。
2ヶ月に1回、生息状況を巡回点検すること。

4 その他

- (1) この委託業務に使用する機材等は、受託者の負担とする。
- (2) 乙は、委託業務の実施にあたって、甲に作業予定表を提出するものとする。
- (3) この契約書及び仕様書に記載のない事項については、法及び同法施行規則に基づき実施し、疑義が生じた場合は、甲、乙協議して定めるものとする。

業務実施時期標準書

期間 令和 年4月1日から令和 年3月31日まで

業 務 内 容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
空気環境測定					○						○		年2回
貯水槽清掃消毒作業					○								年1回
飲料水水質検査（15項目）					○								年1回
飲料水水質検査（10項目）											○		年1回
飲料水水質検査（12項目）					○								年1回
グリストラップ清掃			○			○			○			○	年4回
簡易専用水道管理状況								○					年1回
害虫等生息状況巡回点検		○	○		○		○		○		○		年6回
害虫等駆除作業		○					○						年2回

(24) 樹木等 管理業務仕様書

1 業務名 葵生涯学習センター・女性会館複合施設樹木等管理業務

2 業務場所

静岡市葵生涯学習センター・女性会館複合施設 (アイセル 21)

静岡市葵区東草深町 3 番 18 号

3 業務期間

令和 年 4 月 1 日 から 令和 年 3 月 3 1 日まで (期間中 1 回実施)

4 業務内容

敷地内の樹木等の剪定業務等の実施

アイセル 21

① 大刈込工 (1.2m 未満)		327 m ²
② 生垣刈込工 (1.2m 以上 2.5m 未満)		102m
③ 樹木手入工 (常緑樹・容易・幹周 15~30cm)		37 本
" (常緑樹・容易・幹周 30~40cm)		3 本
" (常緑樹・容易・幹周 40~60cm)		24 本
" (常緑樹・容易・幹周 60~80cm)		6 本
" (常緑樹・容易・幹周 80~160cm)		4 本
" (落葉樹・容易・幹周 15~30cm)		3 本
" (落葉樹・容易・幹周 30~40cm)		3 本
" (落葉樹・容易・幹周 40~60cm)		1 本
" (落葉樹・容易・幹周 60~80cm)		1 本
" (落葉樹・容易・幹周 80~160cm)		2 本
" 針葉樹		1 式
④ 薬剤散布工		1 式
夏期薬剤散布 (A)	7500	
夏期薬剤散布 (B)	7500	
⑤ 肥料		1 式

屋上庭園

① 笹刈込工		10 m ²
② 除草工 (抜根)		50 m ²
③ 樹木手入工 (常緑樹・容易・幹周 15cm 未満)		6 本
" (常緑樹・容易・幹周 15~40cm)		2 本
" (常緑樹・容易・幹周 40~60cm)		4 本
" (落葉樹・容易・幹周 15cm 未満)		2 本
" (落葉樹・容易・幹周 15~30cm)		1 本
" (落葉樹・容易・幹周 40~60cm)		1 本
" (落葉樹・容易・幹周 60~80cm)		1 本
" 針葉樹・容易・幹周 20~40cm)		3 本
④ 薬剤散布工		1 式
夏期薬剤散布 (A)	500	
夏期薬剤散布 (B)	500	
⑤ 作業発生屑処理 (全体)		
運搬処分費		1 式

(24) 樹木等 管理業務仕様書

1 業務名 静岡市西部生涯学習センター樹木等管理業務

2 業務場所

静岡市西部生涯学習センター

静岡市葵区田町三丁目 46 番地の 5

3 業務期間

令和 年 4 月 1 日 から 令和 年 3 月 31 日まで

4 業務内容 敷地内の樹木等の剪定業務等の実施

① 小垣刈込工 (寄植え 0.5m 未満) ツツジ	18 m ²
② 樹木手入工 (常緑樹・幹 30 φ cm ~ 5 m H~) カシ	1 本
" (落葉樹・幹 10 φ cm ~ 3 m H~) ケヤキ	3 本
" (落葉樹・幹 50 φ cm ~ 7 m H~) ケヤキ	2 本
③ 肥料 (固形肥料 20Kg 程度) 年 1 回全樹木対象とする。	1 式
④ 薬剤散布 (400 程度) 年 2 回全樹木対象とする。	1 式
作業発生屑処理 運搬処分費	1 式

(24) 樹木等管理業務仕様書

- 1 業務名 静岡市東部複合施設樹木管理業務
- 2 業務場所 静岡市東部複合施設 静岡市葵区千代田七丁目8番15号
- 3 業務期間 令和 年4月1日～令和 年3月31日
- 4 業務内容 敷地内の樹木等の選定業務等の実施
 - ① 樹木手入れ（常緑樹） 30本
樹木手入れ（落葉樹） 19本
樹木手入れ（針葉樹） 7本
 - ② 大刈込 567 m²
 - ③ 薬剤散布（年2回） 2620
 - ④ 作業発生屑処理 運搬処分 1式
幹周等内訳は数量表（別紙）のとおり
- 5 特記仕様書（別紙）に従い業務を行うこと

特記仕様書(東部)

低木・花木類

- ・刈込は外柵及び緑石の内側とし、高さはなるべく低くし、角は丸みを持たせること。
- ・刈込み時期は花芽の分花期に十分留意し、太目の枝を切り込んだ後は必ず切り戻しを行うこと。

高木類（常緑樹・落葉樹・針葉樹）

- ・剪定時期は一般的に秋過ぎから行い特別な理由がない限り、年内中に終了すること。特に落葉樹は落葉時期に十分注意して剪定すること。
- ・樹姿及び樹形は、利用者の支障にならない限り、自然樹形または自然相似樹形とする。
- ・剪定に関し不要の枝（ひこばえ・胴吹き枝・立ち枝・からみ枝・枯れ枝・低すぎる枝・二股枝・弱小枝・逆さ枝・こみ枝・重なり枝・競争枝・徒長枝）は取り除くこと。
- ・マツ類及び仕立物の手入れについては、時期、剪定方法等十分注意して行うこと。
- ・照明灯・電線等の周りは危険のないよう剪定し、特に夜間の照明を考慮すること。
- ・境界線（民地側など）の剪定については、境界の内側を目安とし、芯を切る場合は次の芯となる枝を必ず残すこと。
- ・剪定枝等はその日のうちに片付けること。やむを得ず残った場合は、施設利用者の邪魔にならないように結束し、翌日速やかに処理すること。

その他

- ・速やかに作業し、間を空けないようにすること。
- ・作業に関係ない者が作業現場に近づかないよう十分注意するとともに、予めお願い看板の設置、又は作業関係者を配置すること。
- ・薬剤等の納入時には納入伝票を監督員に提示し、監督員立ち会いのもと材料検収を行うものとし、作業終了後、肥料・薬剤等の空袋・空瓶類も監督員立会いのもと、写真管理をすること。
- ・剪定枝、刈払い物等は速やかに処理すること。又、野焼きは行わないようにすること。

薬剤散布特記仕様書

- ・薬剤の仕様に際しては、農薬取締り等の農薬関連法規及びメーカー等で定めている使用安全基準、使用方法を守り、注意をもって取扱うこと。
- ・使用する機具が作業中に故障しないように、整備点検しておくこと。特にホースの接続部分から薬液が噴出したりすることのないように注意すること。
- ・散布作業に関係ない者や動物、鳥類に十分注意をはらい散布作業を行うとともに、あらかじめお願い看板の設置やバリケード、又は作業関係者を配置すること。
- ・散布にあたっては風向きを考慮し、一時に広範囲の防除を行う場合には細心の注意をはらって安全な作業をすること。
- ・受託者は、委託者からの病虫害等の発生連絡を受けたら、直ちに現場に行き速やかに駆除、防除を行い、完了したらその旨を監督員に報告すること。
- ・受託者は、受託区域内において病虫害を確認した場合は、直ちに監督員に連絡し、監督員の指示に従うこと。
- ・散布作業開始前には、現場近隣住民に周知徹底したうえで作業にはいること。又、早朝作業を行う場合は、予告等により現場住民に理解を求め、騒音には十分注意すること。
- ・薬剤の納入時には、納入伝票を提出し監督員の立会いのもと材料検収を行うものとする。材料検収後は、薬剤の保管には十分注意を払うこと。又、散布後は薬剤散布記録簿に散布量等を記入し、空瓶・空袋を整理し監督員立会いのもと写真管理を行うこと。
- ・その他、本業務を実施するにあたり、設計図書に記載のない事項または疑義が生じた場合は、監督員と協議の上、指示に従い処理するものとする。

(24) 樹木等管理業務仕様書

- 1 業務名 静岡市北部複合施設樹木管理業務
- 2 業務場所 静岡市北部複合施設 静岡市葵区昭府二丁目 14-1
- 3 業務期間 令和 年 4 月 1 日～令和 年 3 月 31 日
- 4 業務内容 敷地内の樹木等の選定業務等の実施
 - ① 樹木手入れ（常緑樹） 10 本
樹木手入れ（落葉樹） 20 本
樹木手入れ（針葉樹） 1 本
 - ② 大刈込 226 m²
 - ③ 薬剤散布（年 2 回） 186ℓ
 - ④ 作業発生屑処理 運搬処分 1 式
幹周等内訳は数量表（別紙）のとおり
- 5 特記仕様書（別紙）に従い業務を行うこと

特記仕様書（北部）

低木・花木類

- ・刈込は外柵及び緑石の内側とし、高さはなるべく低くし、角は丸みを持たせること。
- ・刈込み時期は花芽の分花期に十分留意し、太目の枝を切り込んだ後は必ず切り戻しを行うこと。

高木類（常緑樹・落葉樹・針葉樹）

- ・剪定時期は一般的に秋過ぎから行い特別な理由がない限り、年内中に終了すること。特に落葉樹は落葉時期に十分注意して剪定すること。
- ・樹姿及び樹形は、利用者の支障にならない限り、自然樹形または自然相似樹形とする。
- ・剪定に関し不要の枝（ひこばえ・胴吹き枝・立ち枝・からみ枝・枯れ枝・低すぎる枝・二股枝・弱小枝・逆さ枝・こみ枝・重なり枝・競争枝・徒長枝）は取り除くこと。
- ・マツ類及び仕立物の手入れについては、時期、剪定方法等十分注意して行うこと。
- ・照明灯・電線等の周りは危険のないよう剪定し、特に夜間の照明を考慮すること。
- ・境界線（民地側など）の剪定については、境界の内側を目安とし、芯を切る場合は次の芯となる枝を必ず残すこと。
- ・剪定枝等はその日のうちに片付けること。やむを得ず残った場合は、施設利用者の邪魔にならないように結束し、翌日速やかに処理すること。

その他

- ・速やかに作業し、間を空けないようにすること。
- ・作業に関係ない者が作業現場に近づかないよう十分注意するとともに、予めお願い看板の設置、又は作業関係者を配置すること。
- ・薬剤等の納入時には納入伝票を監督員に提示し、監督員立ち会いのもと材料検収を行うものとし、作業終了後、肥料・薬剤等の空袋・空瓶類も監督員立会いのもと、写真管理をすること。
- ・剪定枝、刈払い物等は速やかに処理すること。又、野焼きは行わないようにすること。

薬剤散布特記仕様書

- ・薬剤の仕様に際しては、農薬取締り等の農薬関連法規及びメーカー等で定めている使用安全基準、使用方法を守り、注意をもって取扱うこと。
- ・使用する機具が作業中に故障しないように、整備点検しておくこと。特にホースの接続部分から薬液が噴出したりすることのないように注意すること。
- ・散布作業に関係ない者や動物、鳥類に十分注意をはらい散布作業を行うとともに、あらかじめお願い看板の設置やバリケード、又は作業関係者を配置すること。
- ・散布にあたっては風向きを考慮し、一時に広範囲の防除を行う場合には細心の注意をはらって安全な作業をすること。
- ・受託者は、委託者からの病虫害等の発生連絡を受けたら、直ちに現場に行き速やかに駆除、防除を行い、完了したらその旨を監督員に報告すること。
- ・受託者は、受託区域内において病虫害を確認した場合は、直ちに監督員に連絡し、監督員の指示に従うこと。
- ・散布作業開始前には、現場近隣住民に周知徹底したうえで作業にはいること。又、早朝作業を行う場合は、予告等により現場住民に理解を求め、騒音には十分注意すること。
- ・薬剤の納入時には、納入伝票を提出し監督員の立会いのもと材料検収を行うものとする。材料検収後は、薬剤の保管には十分注意を払うこと。又、散布後は薬剤散布記録簿に散布量等を記入し、空瓶・空袋を整理し監督員立会いのもと写真管理を行うこと。
- ・その他、本業務を実施するにあたり、設計図書に記載のない事項または疑義が生じた場合は、監督員と協議の上、指示に従い処理するものとする。

(24) 樹木等管理業務仕様書

1 業務実施場所

各施設仕様書のとおり

2 管理対象樹木

各施設仕様書のとおり

3 管理業務内容

各施設仕様書のとおり

環境省の平成22年5月「公園・街路樹等病害虫・雑草管理マニュアル」を参考にすること。

4 その他の事項

- (1) 作業日程、方法等については、あらかじめ両者により協議するものとし、それにより受託者は作業計画書を作成提出し、市の承認を得た後作業に着手すること。
- (2) 各業務の実施は、樹木等の生育に適した時期に行うこと。
- (3) 剪定等業務においては切枝等の処分を含むものとする。
- (4) 薬剤散布の作業時は、立看板を表示するなど来館者に加害のないよう十分注意すること。
- (5) 受託者は作業計画書に基づき管理業務を行うものとし、各作業終了後は、市に完了報告書を提出し、確認を受けること。
- (6) 受託者は、作業終了時に、全作業の工程が分かる写真を市に提出すること。
- (7) 管理業務に必要な機材・消耗品は、すべて受託者のものを使用すること。
- (8) 複合施設においては、内容を分けずに複合施設数分の必要書類を作成し、各々に提出すること。

藁科複合施設

1 業務実施場所

静岡市葵区羽鳥本町5番9号 藁科複合施設

2 管理対象樹木

別紙図面及び樹木数量表に掲げる樹木とする。

3 管理業務内容

樹木管理にあたっては、静岡市土木工事共通仕様書の規定に準じて行うこと。

樹木管理

- (1) 樹木剪定、刈込 期間中1回 全樹木を対象とする。
各樹木について、前期（6～9月）又は後期（10～3月）のいずれか1回行うこと。
- (2) 施肥 期間中1回 全樹木を対象とする。
各樹木について、前期（6～9月）又は後期（10～3月）のいずれか1回行うこと。
- (3) 薬剤散布 期間中2回（6～9月／10～3月） 全樹木を対象とする。

樹 木 数 量 表

分 類		区域番号		薬科複合施設	計
		cm	cm		
常緑樹	幹周	15 以上	20 未満	1	1
		20 以上	30 未満		0
		30 以上	40 未満	3	3
		40 以上	60 未満		0
		60 以上	80 未満	7	7
		80 以上	100 未満	1	1
		100 以上	120 未満	3	3
		120 以上	140 未満		0
		140 以上	160 未満	1	1
		160 以上	180 未満		0
		180 以上	210 未満		0
		210 以上	240 未満		0
		240 以上	270 未満		0
	270 以上	300 未満		0	
落葉樹	幹周	15 以上	20 未満		0
		20 以上	30 未満		0
		30 以上	40 未満		0
		40 以上	60 未満		0
		60 以上	80 未満	1	1
		80 以上	100 未満	4	4
		100 以上	120 未満	8	8
		120 以上	140 未満	2	2
		140 以上	160 未満	2	2
		160 以上	180 未満		0
		180 以上	210 未満		0
		210 以上	240 未満		0
		240 以上	270 未満		0
	270 以上	300 未満		0	
針葉樹	幹周	15 以上	20 未満		0
		20 以上	30 未満		0
		30 以上	40 未満		0
		40 以上	60 未満		0
		60 以上	80 未満		0
		80 以上	100 未満		0
		100 以上	120 未満		0
		120 以上	140 未満		0
		140 以上	160 未満		0
		160 以上	180 未満		0
		180 以上	210 未満		0
		210 以上	240 未満		0
		240 以上	270 未満		0
	270 以上	300 未満		0	

大刈込	高さ	1.2m 未満	653	653.0
		1.2m 以上 2.0m 未満		0
		2.0m 以上 3.0m 未満		0
笹刈込				0
生 垣	高さ	0.6m 未満		0
		0.6m 以上 1.2m 未満		0
		1.2m 以上 2.5m 未満		0

施肥	高木	33	33
	低木	653	653
薬剤散布	薬剤散布(A)	172	172.0
	薬剤散布(B)	172	172.0

常緑樹	合計	(本)	16	16
落葉樹	合計	(本)	17	17
針葉樹	合計	(本)	0	0
大刈込・笹刈込	合計	(㎡)	653	653
生 垣	合計	(m)	0	0

(24) 樹木等 管理業務仕様書

1 業務名 南部生涯学習センター樹木等管理業務

2 業務場所

静岡市南部生涯学習センター

静岡市駿河区南八幡町 25 番 21 号

3 業務期間

令和 年 4 月 1 日 から 令和 年 3 月 31 日まで (期間中 1 回実施)

4 業務内容

敷地内の樹木等の剪定業務等の実施

① 大刈込工 (1.2m 未満)	22.4 m ²
② 生垣刈込工 (1.2m 以上 2.5m 未満)	2.6m
③ 除草工	127 m ²
④ 刈込工 (球形)	8 本
⑤ 刈込工 (円筒形)	7 本
⑥ 樹木手入工 (常緑樹・容易)	9 本
⑦ 樹木手入工 (常緑樹・容易)	2 本
⑧ 薬剤散布工	1 式
⑨ 境界枝切取り	1 式
⑩ 作業発生屑処理	
運搬処分費	1 式

(24) 樹木等 管理業務仕様書

1 業務名 長田生涯学習センター樹木等管理業務

2 業務場所

静岡市長田生涯学習センター 静岡市駿河区寺田 131 番地の 1

3 業務期間

令和 年 4 月 1 日 から 令和 年 3 月 31 日まで (期間中 1 回実施)

4 業務内容

敷地内の樹木等の剪定業務等の実施

① 樹木手入工

落葉樹 けやき 2 本 (樹高 10.0m)

もみじ 3 本 (樹高 3.0m 1 本、5.5m 2 本)

常緑樹 やまもも 1 本 (樹高 6.5m)

② 作業発生屑処理

運搬処分費 1 式

(24) 樹木等 管理業務仕様書

- 1 実施場所 大里複合施設（大里保健福祉センター・大里生涯学習センター）敷地内
- 2 所在場所 静岡市駿河区中野新田 57 番地の 5
- 3 業務内容 敷地内の樹木等の選定業務等の実施

業 務 内 訳		数量等	回数	備考
(1) 樹木手入れ	常緑樹	40 本	年 1 回	落葉前に実施
	落葉樹	4 本		
	針葉樹	1 本		
(2) 生垣		26.6 m ²	年 1 回	
(3) 薬剤散布		82 L	年 2 回	(概ね 7 月及び 10 月 実施)
(4) 作業発生屑処理 運搬処分		一式		

※幹周等内訳は「樹木数量表」(別紙)のとおり

- 4 下記仕様書に従い業務を行うこと
 - ① 「特記仕様書」(別紙)
 - ② 「薬剤散布特記仕様書」(別紙)

特記仕様書（大里）

低木・花木類

- ・ 刈込は外柵及び緑石の内側とし、高さはなるべく低くし、角は丸みを持たせること。
- ・ 刈込み時期は花芽の分花期に十分留意し、太目の枝を切り込んだ後は必ず切り戻しを行うこと。

高木類（常緑樹・落葉樹・針葉樹）

- ・ 剪定時期は一般的に秋過ぎから行い特別な理由がない限り、年内中に終了すること。特に落葉樹は落葉時期に十分注意して剪定すること。
- ・ 樹姿及び樹形は、利用者の支障にならない限り、自然樹形または自然相似樹形とする。
- ・ 剪定に関し不要の枝（ひこばえ・胴吹き枝・立ち枝・からみ枝・枯れ枝・低すぎる枝・二股枝・弱小枝・逆さ枝・こみ枝・重なり枝・競争枝・徒長枝）は取り除くこと。
- ・ マツ類及び仕立物の手入れについては、時期、剪定方法等十分注意して行うこと。
- ・ 照明灯・電線等の周りは危険のないよう剪定し、特に夜間の照明を考慮すること。
- ・ 境界線（民地側など）の剪定については、境界の内側を目安とし、芯を切る場合は次の芯となる枝を必ず残すこと。
- ・ 剪定枝等はその日のうちに片付けること。やむを得ず残った場合は、施設利用者の邪魔にならないように結束し、翌日速やかに処理すること。

機械芝刈

- ・ 芝生地内にある空き缶等の障害物をあらかじめ取り除き、樹木、施設等を損傷しないように注意し、刈残し、刈むらのないよう均一に刈込むこと。
- ・ 植樹帯、施設等にほふく茎が侵入しないように縁切りすること。又、刈後はきれいに清掃すること。

機械草刈

- ・ まえもって石ころ、空き缶等の障害物をあらかじめ取り除き、樹木、施設等を損傷しないように注意し、刈残し、刈むらのないよう均一に刈込むこと。
- ・ 山地での刈払い物は下木の乾燥、雑草の発生を防ぐために必要量を敷き均し、園路、広場及び階段の散在した刈払い物は取り除くこと。

手刈

- ・ 寄植地を損傷しないように注意し、地際より丁寧に雑草、笹、つる等を刈り払いすること。

抜根除草

- ・ 樹木、花等に十分注意し除草器具を用いて根から抜取り、付着土はふるい落とすようにすること。

その他

- ・ 速やかに作業し、間を開けないようにすること。
- ・ 作業に関係ない者が作業現場に近づかないように十分注意するとともに、予めお願いの看

板の設置、又は作業関係者を配置すること。

- 肥料・薬剤等の納入時には納入伝票を監督員に提示し、監督員立会いのもと材料検収を行うものとし、作業終了後、肥料・薬剤等の空袋・空瓶類も監督員立会いのもと、写真整理すること。
- 剪定枝、刈払い物等は速やかに処理すること。又、野焼きは行わないようにすること。

薬剤散布（病虫害）特記仕様書

- 薬剤使用者は、適切な研修を受講した者を作業に従事させるよう努めること。
- 薬剤の仕様に際しては、農薬取締り等の農薬関連法規及びメーカー等で定めている使用安全基準使用方法を守り、注意をもって取扱うこと。
- 使用する機具が作業中に故障しないように、整備点検しておくこと。特にホースの接続部分から薬液が噴出したりすることのないように注意すること。
- 散布作業に関係ない者や動物、鳥類に十分注意をはらい散布作業を行うとともに、あらかじめお願い看板の設置やバリケード、又は作業関係者を配置すること。
- 散布にあたっては風向きを考慮し、一時に広範囲の防除を行う場合には細心の注意をはらって安全な作業をすること。
- 受託者は、委託者からの病虫害等の発生連絡を受けたら、直ちに現場に行き速やかに駆除、防除を行い、完了したらその旨を監督員に報告すること。
- 受託者は、受託区域内において病虫害を確認した場合は、直ちに監督員に連絡し、監督員の指示に従うこと。
- 散布作業開始前には、現場近隣住民に周知徹底したうえで作業にはいること。又、早朝作業を行う場合は、予告等により現場住民に理解を求め、騒音には十分注意すること。
- 薬剤の納入時には、納入伝票を提出し監督員の立会いのもと材料検収を行うものとする。材料検収後は、薬剤の保管には十分注意を払うこと。又、散布後は薬剤散布記録簿に散布量等を記入し、空瓶・空袋を整理し監督員立会いのもと写真管理を行うこと。
- その他、本業務を実施するにあたり、設計図書に記載のない事項または疑義が生じた場合は、監督員と協議の上、指示に従い処理するものとする。

(24) 樹木等 管理業務仕様書

1 業務名 健康文化交流館樹木等管理業務

2 業務場所

静岡市駿河区小鹿二丁目 25 番 45 号

静岡市健康文化交流館（駿河生涯学習センター、小鹿老人福祉センター、南部勤労者福祉センター）敷地内

3 業務期間

令和 年 4 月 1 日 から 令和 年 3 月 3 1 日まで（年 1 回実施）

4 業務内容

健康文化交流館敷地内の樹木等の剪定業務等の実施

① 剪定作業	レッドロビン	1 式
	さざんか	1 式
	つつじ	1 式
② 除草作業	抜き取り除草	21 m ²
③ 作業発生屑処理		
	運搬処分費	1 式
④ 薬剤散布作業		
	3 種混合薬剤散布	1 式
⑤ 作業発生屑処理		
	運搬処分費	1 式

(25) 簡易専用水道維持管理業務 仕様書

1 簡易専用水道施設の規模

	東部保健福祉センター・東部生涯学習センター		
施設名	数量	有効容量	総容量
受水槽	1基	14 m ³	18 m ³

2 業務の実施回数

名 称	実施回数	実施時期
受水槽の点検	年 12 回	毎月 1 回
残留塩素等の検査	年 48 回	毎月 4 回
水質検査	年 2 回	9 月・2 月 (清掃後)
受水槽の清掃と消毒作業	年 1 回	2 月

3 業務の内訳

名 称	項 目	数 量
受水槽及び高置水槽の点検	1 周囲の点検 2 水槽本体、上部、内部の点検 3 マンホールの点検 4 オーバーフロー管及び防虫網の点検 5 通気管及び水抜き管の点検	受水槽 1 基
残留塩素等の検査	1 残留塩素 2 色 3 濁り 4 臭気 5 味	受水槽 1 ヶ所 管末水栓 1 ヶ所
水質検査	1 色 2 濁り 3 臭気 4 水素イオン濃度 5 塩素 6 硝酸性窒素および亜硝酸性窒素 7 過マンガン酸カリウム消費量 8 一般細菌 9 大腸細菌	管末水栓 1 ヶ所
受水槽の清掃と消毒作業	1 貯水槽の清掃作業 2 貯水槽の消毒作業	受水槽 1 基

4 前述各回の業務実施後、点検・検査結果報告書を提出すること。

- (1) 受水槽及の点検・残留塩素等の検査の結果報告書は実施日、又はその翌日までに提出すること。
- (2) 水質検査結果は実施後速やかに提出すること。
- (3) 受水槽及の清掃と消毒の作業報告は、作業の写真を添付し、実施後速やかに提出すること。

(25) 簡易専用水道維持管理業務 仕様書

1 簡易専用水道施設の規模

	北部保健福祉センター・北部生涯学習センター		
施設名	数量	有効容量	総容量
受水槽	1基	13.8 m ³	15 m ³
高置水槽	1基	3.6 m ³	4 m ³

2 業務の実施回数

名称	実施回数	実施時期
受水槽及び高置水槽の点検	年12回	毎月1回
残留塩素等の検査	年48回	毎月4回
水質検査	年2回	9月・2月(清掃後)
受水槽及び高置水槽の清掃と消毒作業	年1回	2月

3 業務の内訳

名称	項目	数量
受水槽及び高置水槽の点検	1 周囲の点検	受水槽 1基 高置水槽 1基
	2 水槽本体、上部、内部の点検	
	3 マンホールの点検	
	4 オーバーフロー管及び防虫網の点検	
	5 通気管及び水抜き管の点検	
残留塩素等の検査	1 残留塩素	受水槽 1ヶ所 高置水槽 1ヶ所 管末水栓 1ヶ所
	2 色	
	3 濁り	
	4 臭気	
	5 味	
水質検査	1 色	管末水栓 1ヶ所
	2 濁り	
	3 臭気	
	4 水素イオン濃度	
	5 塩素	
	6 硝酸性窒素および亜硝酸性窒素	
	7 過マンガン酸カリウム消費量	
	8 一般細菌	
	9 大腸細菌	
受水槽および高置水槽の清掃と消毒作業	1 貯水槽の清掃作業	受水槽 1基 高置水槽 1基
	2 貯水槽の消毒作業	

4 前述各回の業務実施後、点検・検査結果報告書を提出すること。

- (1) 受水槽及び高置水槽の点検・残留塩素等の検査の結果報告書は実施日、又はその翌日までに提出すること。
- (2) 水質検査結果は実施後速やかに提出すること。
- (3) 受水槽及び高置水槽の清掃と消毒の作業報告は、作業の写真を添付し、実施後速やかに提出すること。

(25) 簡易専用水道維持管理業務仕様書

1 藁科生涯学習センター・藁科図書館・藁科保健福祉センター

(1) 簡易専用水道施設の規模及び概要

施設名	数量	有効容量	総容量	備考
受水槽	1基	12.8 m ³	16 m ³	共通設備

(2) 業務の実施回数

名称	実施回数	実施時期
受水槽の点検	年12回	毎月1回
残留塩素等の検査(2ヶ所)	年48回	毎月4回
水質検査	年2回	9月・2月(清掃後)
受水槽の清掃と消毒作業	年1回	2月

(3) 業務の内訳

名称	項目	数量
受水槽の点検	1 周囲の点検 2 水槽本体、上部、内部の点検 3 マンホールの点検 4 オーバーフロー管及び防虫網の点検 5 通気管及び水抜き管の点検	受水槽 1基
残留塩素等の検査	1 残留塩素 2 色 3 濁り 4 臭気 5 味	受水槽 1ヶ所 管末水栓 2ヶ所
水質検査	1 色 2 濁り 3 臭気 4 水素イオン濃度 5 塩素 6 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 7 過マンガン酸カリウム消費量 8 一般細菌 9 大腸細菌	管末水栓 1ヶ所
受水槽の清掃と消毒作業	1 貯水槽の清掃作業 2 貯水槽の消毒作業	受水槽 1基

(4) 報告書の提出等

- ① 受水槽における点検・残留塩素等の検査の結果報告書は実施日またはその翌日までに提出すること。

- ② 水質検査結果は実施後速やかに提出すること。
- ③ 受水槽の清掃と消毒の作業報告は、作業の写真を添付し、実施後速やかに提出すること。
- ④ 受水槽の日常点検及び生涯学習センター・図書館側の管末水栓における検査の報告書は図書館へ提出すること
- ⑤ 保健福祉センター側の管末水栓における検査の報告書は、保健福祉センターへ提出すること
- ⑥ 水質検査結果及び受水槽の清掃と消毒における報告書については、2部作成し（コピー可）図書館及び保健福祉センターへ各1部（本書は図書館へ）提出すること

(25)簡易専用水道 維持管理業務仕様書

1 簡易専用水道施設の規模

長田生涯学習センター			
施設名	数量	有効容量	総容量
受水槽	1基	10.8 m ³	12 m ³
高置水槽	1基	3.2 m ³	4 m ³

2 業務の実施回数

名称	実施回数	実施時期
受水槽及び高置水槽の点検	年12回	毎月1回
残留塩素等の検査	年48回	毎月4回
水質検査	年2回	9月・2月(清掃後)
受水槽及び高置水槽の清掃と消毒作業	年1回	2月

3 業務の内訳

名称	項目	数量
受水槽及び 高置水槽の点検	1 周囲の点検	受水槽 1基 高置水槽 1基
	2 水槽本体、上部、内部の点検	
	3 マンホールの点検	
	4 オーバーフロー管及び防虫網の点検	
	5 通気管及び水抜き管の点検	
残留塩素等の検査	1 残留塩素	受水槽 1ヶ所 高置水槽 1ヶ所 管末水栓 1ヶ所
	2 色 3 濁り	
	4 臭気 5 味	
水質検査	1 色 2 濁り	管末水栓 1ヶ所
	3 臭気 4 水素イオン濃度	
	5 塩素	
	6 硝酸性窒素および亜硝酸性窒素	
	7 過マンガン酸カリウム消費量	
	8 一般細菌 9 大腸細菌	
受水槽および高置水槽の 清掃と消毒作業	1 貯水槽の清掃作業	受水槽 1基 高置水槽 1基
	2 貯水槽の消毒作業	

4 前述各回の業務実施後、点検・検査結果報告書を提出すること。

- (1) 受水槽及び高置水槽の点検・残留塩素等の検査の結果報告書は実施日、又はその翌日までに提出すること。
- (2) 水質検査結果は実施後速やかに提出すること。
- (3) 受水槽及び高置水槽の清掃と消毒作業報告は、作業の写真を添付、実施後速やかに提出すること。

(25) 簡易専用水道維持管理業務 仕様書

1 簡易専用水道施設の規模

	大里保健福祉センター・大里生涯学習センター		
施設名	数量	有効容量	総容量
受水槽	1基	15 m ³	20 m ³
高置水槽	1基	4.5 m ³	6 m ³

2 業務の実施回数

名称	実施回数	実施時期
受水槽及び高置水槽の点検	年 12 回	毎月 1 回
残留塩素等の検査	年 48 回	毎月 4 回
水質検査	年 2 回	9 月・2 月 (清掃後)
受水槽及び高置水槽の清掃と消毒作業	年 1 回	2 月

3 業務の内訳

名称	項目	数量
受水槽及び高置水槽の点検	1 周囲の点検 2 水槽本体、上部、内部の点検 3 マンホールの点検 4 オーバーフロー管及び防虫網の点検 5 通気管及び水抜き管の点検	受水槽 1 基 高置水槽 1 基
残留塩素等の検査	1 残留塩素 2 色 3 濁り 4 臭気 5 味	受水槽 1 ヶ所 高置水槽 1 ヶ所 管末水栓 1 ヶ所
水質検査	1 色 2 濁り 3 臭気 4 水素イオン濃度 5 塩素 6 硝酸性窒素および亜硝酸性窒素 7 過マンガン酸カリウム消費量 8 一般細菌 9 大腸細菌	管末水栓 1 ヶ所
受水槽および高置水槽の清掃と消毒作業	1 貯水槽の清掃作業 2 貯水槽の消毒作業	受水槽 1 基 高置水槽 1 基

4 前述各回の業務実施後、点検・検査結果報告書を提出すること。

- (1) 受水槽及び高置水槽の点検・残留塩素等の検査の結果報告書は実施日、又はその翌日までに提出すること。
- (2) 水質検査結果は実施後速やかに提出すること。
- (3) 受水槽及び高置水槽の清掃と消毒の作業報告は、作業の写真を添付し、実施後速やかに提出すること。

(26) 簡易専用水道検査業務仕様書

- 1 業務名 簡易専用水道検査
- 2 期間 令和 年 4 月 1 日～令和 年 3 月 31 日 (年 1 回点検)
- 3 実施場所 静岡市長田生涯学習センター 静岡市駿河区寺田 131 番地の 1
- 4 施設概要 主用途 集会場施設
給水方式 高置水槽式
受水槽 ステンレス鋼板製 (屋外設置)
高置水槽等 ステンレス鋼板製 (屋外設置)
- 5 検査項目 (1) 施設及びその管理の状態に関する検査
①水槽周囲の状態
②水槽本体の状態
③水槽上部の状態
④水槽内部の状態
⑤水槽のマンホールの状態
⑥水槽のオーバーフロー管の状態
⑦水槽の通気管の状態
⑧水槽の水抜管の状態
⑨給水管等の状態
(2) 給水栓における水質の検査
⑩臭気
⑪味
⑫色
⑬色度
⑭濁度
⑮残留塩素
(3) 書類の整理等に関する検査
⑯書類の整備及び保存の状態

(27) 貯湯槽清掃 業務仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、健康文化交流館の貯湯槽清掃業務（以下「委託業務」という。）に関する特記事項を定めるものである。

2 実施の目的

本委託業務は、レジオネラ症防止対策として実施するものであり、乙は、業務の実施に当たっては、静岡県公衆浴場法施行条例及び施行規則等の各種関係法令を熟知のうえ、法令に規定された事項を遵守して作業を行わなければならない。

3 実施対象

- | | |
|-----------------|-----------------------|
| (1) 対象物件の所在地 | 静岡市駿河区小鹿二丁目 25 番 45 号 |
| (2) 対象物件の建物名称 | 静岡市健康文化交流館 |
| (3) 対象物件の寸法及び数量 | 1. 3φ×1. 93m 2基 |

4 実施の時期

各年度 3 月中の契約期間内に 1 回、甲の指定する日に作業を実施するものとする。

5 作業手順

- (1) 給水バルブ・ボイラー循環 1 次往還バルブ・建物循環 2 次往還バルブ閉め
- (2) ドレンバルブ開（水抜き）
- (3) 点検口開口
- (4) 次亜塩素酸ナトリウムによる清掃・消毒
- (5) ドレンバルブ閉（水張り）
- (6) 給水バルブ・ボイラー循環 1 次往還バルブ・建物循環 2 次往還バルブ開、試運転、エア抜き

6 一般事項

- (1) 受託者は、委託業務に従事する受託従業員に対しては、常に市職員に準ずる者としての心掛けをもって従事させ、言動に注意し、市民等との摩擦を生じさせないようにさせること。
- (2) 委託業務に使用する器具、材料等はすべて受託者の負担とする。
- (3) 委託者は、受託者が委託業務を実施するため必要な電力、給水施設等は無償で使用させるものとする。
- (4) 関係法規に従い、常に危険防止に努め、整理整頓を怠らないこと。

(28) 循環式浴槽設備化学洗浄 業務仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、健康文化交流館の循環式浴槽設備の化学洗浄業務（以下「委託業務」という。）に関する特記事項を定めるものである。

2 実施の目的

本委託業務は、レジオネラ症防止を目的として、循環設備内に付着した生物膜の除去及び消毒を行うため実施するものであり、乙は、業務の実施に当たっては、各種関係法令及び「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアル」を熟知のうえ、これらに規定された事項を遵守して作業を行わなければならない。

3 実施対象

- | | |
|-----------------|---------------------------------------|
| (1) 対象物件の所在地 | 静岡市駿河区小鹿二丁目25番45号 |
| (2) 対象物件の建物名称 | 静岡市健康文化交流館 |
| (3) 対象物件の寸法及び数量 | 1階浴槽 12立方メートル 2箇所
2階浴槽 6立方メートル 2箇所 |

ただし、各浴槽とも、水量は満水時の半分程度で濾過循環ポンプの運転は可能。

4 実施の時期

各年度3月中の契約期間内に1回作業を実施するものとする。作業の日時については甲、乙協議のうえ決定するものとするが、作業日は原則として館の休館日に行うものとする。

5 作業手順

- (1) 浴槽より洗浄剤「アクアスクリンFK」（同等品の代用可。その場合事前に甲の承認を得る）を投入。
- (2) 濾過循環ポンプを運転し配管設備内を洗浄（2時間）
- (3) 洗浄終了後、浴槽より中和剤「アクアスクリンNT」（同等品の代用可。その場合事前に甲の承認を得ること。）を投入し、配管設備内を循環させる（30分）
- (4) 塩素濃度を測定し中和が十分になされていることを確認した後、浴槽及び濾過機より排水。
- (5) 浴槽へ注水し、濾過循環ポンプを運転し、配管設備内を循環させる。（30分）
- (6) 逆洗浄を行った後、排水。
- (7) 浴槽内及びヘアーキャッチャーの洗浄を行う。
- (8) 浴槽へ注水し、濾過循環ポンプを運転し配管設備内を循環させた後、塩素濃度を測定し、配管設備内に洗浄薬剤が残留していないことを確認した後、排水。

6 一般事項

- (1) 委託業務に使用する器具、材料等はすべて乙の負担とする。
- (2) 使用薬品については、事前に製品安全データシートを提出し、甲の承認を得るとともに、その使用に際しては、十分に注意し、中和処理の後に排水すること。
- (3) 甲は、乙が委託業務を実施するため必要な電力、給水施設等は無償で使用させるものとする。
- (4) 関係法規に従い、常に危険防止に努め、整理整頓を怠らないこと。

(29) 浴室内排水管スケール除去及び管内高圧洗浄業務仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、健康文化交流館の浴室内排水管スケール除去及び高圧洗浄業務（以下「委託業務」という。）に関する特記事項を定めるものである。

2 実施の目的

本委託業務は、健康文化交流館全館の排水管を高圧で洗浄し、併せて浴室排水管に付着したモルタルアク等を除去し、正常な排水機能を保全するために実施するものである。

3 実施対象

- (1) 対象物件の所在地 静岡市駿河区小鹿二丁目25番45号
- (2) 対象物件の建物名称 静岡市健康文化交流館
- (3) 対象物件の寸法及び数量
 - 1階浴槽 12立方メートル 2箇所(排水管はリサイクル3層ビニール管)
 - 2階浴槽 6立方メートル 2箇所(排水管はライニング鋼管)排水口の所在及び数量は別表のとおり

4 実施の時期

各年度3月中の契約期間内に1回作業を実施するものとする。作業の日時については甲、乙協議のうえ決定するものとするが、作業日は原則として日曜日とする。

5 作業手順

- (1) 使用機材を搬入後、周辺の養生を行い施工前の排水管内の状況を管内調査用カメラにて撮影する。
- (2) 屋外排水桝内にて排水管を止水ボール等にて止水し、薬品が最終桝より公共下水へ流失することのないよう処置する。
- (3) 浴室内各排水口より薬品「クリーナー500」（同等品の代用可。その場合事前に甲の承認を得ること。）を投入する。薬品使用時には、保護メガネ及びゴム手袋着用のこと。投入薬剤は、全体で60kgとし、投入後の反応時間は1時間を目安とする。
- (4) 高圧洗浄車へ洗浄水を給水し、洗浄ホースを各排水口にセットする。カーペット等床材を汚さないよう屋内専用ホースを使用すること。
- (5) 排水管内に洗浄ホースを挿入し、高圧水（120kg）にて管内に付着した異物を除去する。異物の付着状況に応じて作業を繰り返す。作業の実施にあたっては、管を傷めないよう細心の注意をはらうこと。
- (6) 作業実施個所は、別表のとおり。
- (7) すべての除去が完了した後、排水桝内の異物を除去し洗浄水を中和した後、公共下水へ排出する。
- (8) 施工後の管内状況を管内調査用カメラにて撮影し、各排水口より排水機能が正常なことを確認する。

- (9) 使用した機材を搬出し、周辺を清掃する。
※管内のカメラ調査は浴室排水管のみとする。

6 一般事項

- (1) 乙は、委託業務に従事する乙の従業員に対しては、常に市職員に準ずる者としての心掛けをもって従事させ、言動に注意し、市職員・市民等との摩擦を生じさせないようにさせること。
- (2) 委託業務に使用する器具、材料等はすべて乙の負担とする。
- (3) 使用薬品については、事前に製品安全データシートを提出し、甲の承認を得るとともに、その使用に際しては、十分に注意し、中和処理の後に排水すること。
- (4) 甲は、乙が委託業務を実施するため必要な電力、給水施設等は無償で使用させるものとする。
- (5) 関係法規に従い、常に危険防止に努め、整理整頓を怠らないこと。

(別表)

階	施行場所		排水口の場所及び数量
1階	ロビー、ラウンジ	男子トイレ	洗面台 (2)、床 (2)、床 (2)
		女子トイレ	洗面台 (2)、床 (1)
		多目的トイレ	洗面台 (2)、床 (1)
		スタッフルーム	シンク (1)
	事務室	給湯室	シンク (1)
	老人福祉センター	男子浴室	浴槽 (1) 洗い場排水口 (4)
		男子更衣室	洗面台 (4)、床 (1)
		女子浴室	浴槽 (1) 洗い場排水口 (4)
		女子更衣室	洗面台 (4)、床 (1)
		給湯室	シンク (2)、床 (給湯室前廊下) (1)
		男子トイレ	洗面台 (3)、床 (1) シンク (1)
		男子トイレ前廊下	床 (1)
		女子トイレ	洗面台 (4)、床 (1)、シンク (1)
多目的トイレ	洗面台 (2)、床 (1)		
2階	ロビー、ラウンジ	給湯室	シンク (1)
		男子トイレ	洗面台 (2)、床 (1)
		女子トイレ	洗面台 (2)、床 (1)
		多目的トイレ	洗面台 (2)
	勤労者福祉センター	男子浴室	浴槽 (1) 洗い場排水口 (6)
		男子更衣室	洗面台 (4)、床 (1)
		女子浴室	浴槽 (1) 洗い場排水口 (5)
		女子更衣室	洗面台 (4)、床 (1)
		洗濯室	床 (2)
3階	ロビー、ラウンジ	給湯室	シンク (1)
		男子トイレ	洗面台 (3)
		女子トイレ	洗面台 (5)、床 (2)
		多目的トイレ	洗面台 (2)、床 (2)
	生涯学習センター	こども室 (給湯室)	給湯室シンク (1)
		こども室 (トイレ)	洗面台 (1)、床 (1)
		料理工房	調理台 (5)、洗面台 (1) 床 (2)
			グリストラップ (1)
		和室	水屋 (1)

(30) 貯水槽清掃 業務仕様書

1 業務名 西部生涯学習センター貯水槽清掃業務

2 業務場所

静岡市西部生涯学習センター

静岡市葵区田町三丁目 46 番地の 5

3 業務期間

4月1日 から 3月31日まで期間中に1回実施(年1回)

4 貯水槽清掃

① 清掃施設及び実施回数

受水槽 SUS製 8 m³ (有効容量 6.4 m³)

② 清掃前、清掃後の貯水槽の点検

貯水槽の周囲、本体、内容、その他附属部の状態及び給水管等の状態について次の外観検査を実施すること。

ア 有害物、汚水等衛生上有害な物が混入するおそれの有無についての検査。

イ 水槽及びその周辺の清潔保持時についての検査。

ウ 水槽内における沈積物、浮遊物質等の異常な物の有無についての検査。

エ その他

③ 清掃作業の方法

ア 作業は検査を受けた無菌者が行うこと。

イ 作業者の健康状態に注意し、作業中の事故防止に留意すること。

ウ 受水槽の周辺の床及び上部のふたを完全に清掃すること。

エ 水槽内をきれいに水洗いし、洗浄機を使用し洗剤混合水を噴射して洗浄すること。

オ 洗浄後、内部をウエスできれいにふきとること。

カ 消毒終了後、30分以上経過後、再度水槽内部の水洗いを行い、きれいにふきとった後、仕上げの消毒を実施すること。

この消毒後は、水槽内部へ入ってはならない。

キ 水槽等の外部清掃も行うこと。

ク 清掃前、清掃後に給水栓末端及び貯水槽内の水質検査を次の項目について実施すること。

(ア) 残留塩素測定

(イ) 臭気

(ウ) 色度

(エ) 濁度

(オ) 味

(30) 貯水槽清掃 業務仕様書

1 業務名 南部生涯学習センター貯水槽清掃業務

2 業務場所

静岡市南部生涯学習センター

静岡市駿河区南八幡町 25 番 21 号

3 業務期間

4月1日 から 3月31日まで期間中に1回実施(年1回)

4 業務内容

①清掃施設及び実施回数

受水槽清掃 10 m³ 高置水槽清掃 3 m³

②清掃前、清掃後の貯水槽の点検

貯水槽の周囲、本体、内容、その他附属部の状態及び給水管等の状態について次の外観検査を実施すること。

ア 有害物、汚水等衛生上有害な物が混入するおそれの有無についての検査。

イ 水槽及びその周辺の清潔保持時についての検査。

ウ 水槽内における沈積物、浮遊物質等の異常な物の有無についての検査。

エ その他

③清掃作業の方法

ア 作業は検査を受けた無菌者が行うこと。

イ 作業者の健康状態に注意し、作業中の事故防止に留意すること。

ウ 受水槽の周辺の床及び上部のふたを完全に清掃すること。

エ 水槽内をきれいに水洗いし、洗浄機を使用し洗剤混合水を噴射して洗浄すること。

オ 洗浄後、内部をウエスできれいにふきとること。

カ 消毒終了後、30分以上経過後、再度水槽内部の水洗いを行い、きれいにふきとった後、仕上げの消毒を実施すること。

この消毒後は、水槽内部へ入ってはならない。

キ 水槽等の外部清掃も行うこと。

ク 清掃前、清掃後に給水栓末端及び貯水槽内の水質検査を次の項目について実施すること。

(ア) 残留塩素測定

(イ) 臭気

(ウ) 色度

(エ) 濁度

(オ) 味

(31) 浴槽水水質検査 業務仕様書

1 業務名

健康文化交流館浴槽水水質検査

2 業務場所

静岡市駿河小鹿二丁目 25 番 45 号 静岡市健康文化交流館

3 業務期間

令和 年 4 月 1 日 から 令和 年 3 月 31 日まで (年 2 回実施)

4 業務内容

健康文化交流館 (老人福祉センター) に設置してある、浴槽の水質検査の実施
浴槽水等 (4 項目) 検査

- ① レジオネラ菌属
- ② 濁度
- ③ 有機物等 (過マンガン酸カリウム消費量)
- ④ 大腸菌群等

5 検査物提出先

財団法人静岡県生活科学検査センター焼津検査所・・・参考

(32) 警備 業務仕様書

1 警備対象物件

静岡市葵生涯学習センター・女性会館複合施設
静岡市葵区東草深町3番18号

2 委託期間

令和 年4月1日 から 令和 年3月31日まで

3 業務内容

各業務の業務提供条件は別紙による。

	防犯警備及び 緊急対処	火災異常通報業務 及び緊急対処	設備異常通報業務 及び緊急対処
葵生涯学習センター・ 女性会館複合施設	○	○	

4 警備の方法

機械等設備を設定し警備等を行うこと。(図面及び設置機器明細は指定管理者になった者のみに公表する。)

5 警備時間

午後9時45分から翌日午前8時30分まで。

ただし、各号に該当する場合はそれぞれ各号の定めるところによる。

- (1) 休館日の場合は、午前8時30分から翌日午前8時30分まで。
- (2) 年末年始は12月27日午後9時45分から翌年1月5日午前8時30分まで。
- (3) その他、生涯学習センターが指示する時間。

(32) 警備業務 仕様書

警備委託契約書

1 警備対象物件

名称 静岡市西部生涯学習センター

住所 静岡市葵区田町三丁目 46番地の5

2 警備期間

令和 年4月1日から令和 年3月31日まで

3 警備方法

- (1) 機械警備・別紙1、警備業務仕様書のとおり。
- (2) 西部生涯学習センターの一般電話回線（警備会社負担）を使用すること。

4 警備時間

- (1) 防犯
警報機器をセットしてから解除するまでの時間
- (2) 火災
毎日（24時間終日）

5 警備内容

- (1) 防犯 警備業務要機械装置を使用して、不法侵入・盗難等の事故発生を警戒防止する。
- (2) 火災 設置してある火災放置装置より受信し、消防署等に連絡する。
- (3) 設備異常通報等の緊急対処を行う。

6 警備箇所

- (1) 防犯 別紙警備区域図
- (2) 火災 火災報知設備の設置されている建物全体

7 警報機器の設置

受託者は、委託業務実施のために必要な機械、機器その他の器具（以下「警報機器」という。）を受託者の負担において委託業務を開始する日までに警備対象物に設置しなければならない。

8 警備状況の報告

受託者は、警備状況を警備報告書により、各月の業務終了後、速やかに甲に報告しなければならない。

別紙 1

警備業務仕様書

第1条 乙は、この契約書第2条第1号に規定する甲の警備対象物件に警報機器を設置し、委託期間中、当該警報機器により感知される異常の有無を自動的に表示する機械設備をなし、更に当該機械設備の正常作動を確認し得るに必要な警報機器を設置するものとする。

第2条 この契約上の義務を遂行するため、乙は、警備担当員及び従業員を雇用するに当たっては、責任感厚く誠実で健康な者をこれに充てるものとする。

第3条 委託期間中は、乙は機器表示盤により、警備対象物件の異常の有無を間断なく監視し、警備の万全を図るものとする。

第4条 乙は、委託業務遂行中前条に記載する方法及びその他の方法により警備対象物件に異常事態が発生したことを知ったときは、直ちに適切な処置をとるとともに詳細を所定連絡先へ連絡しなければならない。

第5条 乙が甲に設置した警報機器に関し、甲の行う警報機器の操作は、別途定める取扱いによるものとする。

第6条 乙は、甲の警備対象物件に設置した警報機器の正常な作動を維持するため毎月1回の保守点検を定期的に行い、正常な作動を確認しなければならない。なお、警報機器の故障、断線等による作動に異常を生じたときは、遅滞なく警備上の安全処置を講ずるものとする。

第7条 この契約に記載された目的のため、甲が乙に委託した甲の鍵は、乙において善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。

2 甲が乙に寄託した甲の鍵は、この契約の目的達成にのみ使用し、これを他の目的に使用し、他人に使用させ、貸与し、又は譲渡してはならない。

第8条 甲及び乙は、この契約を履行するに当たっては、前各条に定めるもののほか、次に定めるところにより行う。

- (1) 警備対象物件について増築、改築により警報機器に変更が行われる場合は、甲は、乙に遅滞なく通告すること。
- (2) 甲は、電源を一時中断して施設の電気工事等を行う場合で、その中断が執務時間外に及ぶおそれがあるときは、あらかじめ乙にその旨を連絡すること。
- (3) 甲は、時間外勤務をする場合、職場名、勤務する者の氏名、終了予定時間等を乙に連絡すること。
- (4) 甲は、休業日を変更しようとする場合は、乙にその旨を連絡すること。
- (5) 乙は、休業日に警備対象物件内に入場しようとするときは、あらかじめ所属長の承認を得ること。
- (6) 甲の管轄責任下にあるセット器具（カード・鍵）の不適正管理及び第1号による警報機器の変更が乙への通告なく行われ、これが原因で生じた害については、乙は賠償の責めを負わないこと。
- (7) 警備上必要最小限度の乙に対する電話の使用を許可すること。
- (8) 甲の関係者は身分を証するに足るものを携行すること。
- (9) 甲の最終退出者は、ガス、電気、水道、ボイラー等の元栓点検、吸殻及び灰皿並びに耐火書庫、各窓、扉等の点検及び確認を行った後退出すること。

(32) 警備業務 仕様書

警備委託契約書

1 警備対象物件

名称 静岡市東部生涯学習センター
住所 静岡市葵区千代田七丁目8番15号

2 警備期間

令和 年4月1日から令和 年3月31日まで

3 警備方法

- (1) 機械警備・別紙1、警備業務仕様書のとおり。
- (2) 東部生涯学習センターの一般電話回線（警備会社負担）を使用すること。

4 警備時間

(1) 防犯

警報機器をセットしてから解除するまでの時間

- (火曜日から日曜日までは、午後9時45分から翌日午前8時30分まで。
 - (1) 祝日及び月曜日が休日の場合は午前8時30分から翌日午前8時30分まで。
 - (2) 12月27日午後9時45分から翌年1月5日午前8時30分まで。
 - (3) その他、生涯学習センターが指示する時間。)

(2) 火災

毎日（24時間終日）

5 警備内容

- (1) 防犯 警備業務要機械装置を使用して、不法侵入・盗難等の事故発生を警戒防止する。
- (2) 火災 設置してある火災報知装置より受信し、消防署等に連絡する。
- (3) 設備異常通報等の緊急対処を行う。

6 警備箇所

- (1) 防犯 別紙警備区域図
- (2) 火災 火災報知設備の設置されている建物全体

7 警報機器の設置

受託者は、委託業務実施のために必要な機械、機器その他の器具（以下「警報機器」という。）を受託者の負担において委託業務を開始する日までに警備対象物に設置しなければならない。

8 警備状況の報告

受託者は、警備状況を警備報告書により、各月の業務終了後、速やかに甲に報告しなければならない。

別紙 1

警備業務仕様書

第1条 乙は、この契約書第2条第1号に規定する甲の警備対象物件に警報機器を設置し、委託期間中、当該警報機器により感知される異常の有無を自動的に表示する機械設備をなし、更に当該機械設備の正常作動を確認し得るに必要な警報機器を設置するものとする。

第2条 この契約上の義務を遂行するため、乙は、警備担当員及び従業員を雇用するに当たっては、責任感厚く誠実で健康な者をこれに充てるものとする。

第3条 委託期間中は、乙は機器表示盤により、警備対象物件の異常の有無を間断なく監視し、警備の万全を図るものとする。

第4条 乙は、委託業務遂行中前条に記載する方法及びその他の方法により警備対象物件に異常事態が発生したことを知ったときは、直ちに適切な処置をとるとともに詳細を所定連絡先へ連絡しなければならない。

第5条 乙が甲に設置した警報機器に関し、甲の行う警報機器の操作は、別途定める取扱いによるものとする。

第6条 乙は、甲の警備対象物件に設置した警報機器の正常な作動を維持するため毎月1回の保守点検を定期的に行い、正常な作動を確認しなければならない。なお、警報機器の故障、断線等による作動に異常を生じたときは、遅滞なく警備上の安全処置を講ずるものとする。

第7条 この契約に記載された目的のため、甲が乙に委託した甲の鍵は、乙において善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。

2 甲が乙に寄託した甲の鍵は、この契約の目的達成にのみ使用し、これを他の目的に使用し、他人に使用させ、貸与し、又は譲渡してはならない。

第8条 甲及び乙は、この契約を履行するに当たっては、前各条に定めるもののほか、次に定めるところにより行う。

- (1) 警備対象物件について増築、改築により警報機器に変更が行われる場合は、甲は、乙に遅滞なく通告すること。
- (2) 甲は、電源を一時中断して施設の電気工事等を行う場合で、その中断が執務時間外に及ぶおそれがあるときは、あらかじめ乙にその旨を連絡すること。
- (3) 甲は、時間外勤務をする場合、職場名、勤務する者の氏名、終了予定時間等を乙に連絡すること。
- (4) 甲は、休業日を変更しようとする場合は、乙にその旨を連絡すること。
- (5) 乙は、休業日に警備対象物件内に入場しようとするときは、あらかじめ所属長の承認を得ること。
- (6) 甲の管轄責任下にあるセット器具（カード・鍵）の不適正管理及び第1号による警報機器の変更が乙への通告なく行われ、これが原因で生じた害については、乙は賠償の責めを負わないこと。
- (7) 警備上必要最小限度の乙に対する電話の使用を許可すること。
- (8) 甲の関係者は身分を証するに足るものを携行すること。
- (9) 甲の最終退出者は、ガス、電気、水道、ボイラー等の元栓点検、吸殻及び灰皿並びに耐火書庫、各窓、扉等の点検及び確認を行った後退出すること。

(32) 警備 業務仕様書

1 警備対象物件

静岡市北部生涯学習センター 静岡市葵区昭府二丁目 14 番 1 号

2 委託期間

令和 年 4 月 1 日から令和 年 3 月 31 日まで

3 業務内容

各業務の業務提供条件は別紙による。

	防犯警備及び 緊急対処	火災異常通報業務 及び緊急対処	設備異常通報業務 及び緊急対処
北部生涯学習センター	○	○	○

4 警備の方法

機械等設備を設定し警備等を行うこと。(図面及び設置機器明細は指定管理者になった者のみに公表する。)

5 警備時間

火曜日から日曜日までは、午後 9 時 45 分から翌日午前 8 時 30 分まで。

ただし、次号に該当する場合はそれぞれ各号の定めるところによる。

(1) 祝日及び月曜日が休日の場合は午前 8 時 30 分から翌日午前 8 時 30 分まで。

(2) 12 月 27 日午後 9 時 45 分から翌年 1 月 5 日午前 8 時 30 分まで。

(3) その他、生涯学習センターが指示する時間。

(32) 警備業務仕様書 I

第1条 静岡市（以下「甲」という。）の警備対象物件において、受託者（以下「乙」という。）は、警報機器を設置し、委託期間中、当該警報機器により感知される異常の有無を自動的に表示する機械設備をなし、更に当該機械設備の正常作動を確認し得るに必要な警報機器を設置するものとする。

第2条 この契約上の義務を遂行するため、乙は、警備担当員及び従業員を雇用するに当たっては、責任感厚く誠実で健康な者をこれに充てるものとする。

第3条 委託期間中は、乙は機器表示盤により、警備対象物件の異常の有無を間断なく監視し、警備の万全を図るものとする。

第4条 乙は、委託業務遂行中前条に記載する方法及びその他の方法により警備対象物件に異常事態が発生したことを知ったときは、直ちに適切な処置をとるとともに詳細を所定連絡先へ連絡しなければならない。

第5条 乙が甲に設置した警報機器に関し、甲の行う警報機器の操作は、別途定める取扱いによるものとする。

第6条 乙は、甲の警備対象物件に設置した警報機器の正常な作動を維持するため毎月1回の保守点検を定期的に行い、正常な作動を確認しなければならない。なお、警報機器の故障、断線等による作動に異常を生じたときは、遅滞なく警備上の安全処置を講ずるものとする。

第7条 この契約に記載された目的のため、甲が乙に委託した甲の鍵は、乙において善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。

2 甲が乙に寄託した甲の鍵は、この契約の目的達成にのみ使用し、これを他の目的に使用し、他人に使用させ、貸与し、又は譲渡してはならない。

第8条 甲及び乙は、この契約を履行するに当たっては、前各条に定めるもののほか、次に定めるところにより行う。

- (1) 警備対象物件について増築、改築により警報機器に変更が行われる場合は、甲は、乙に遅滞なく通告すること。
- (2) 甲は、電源を一時中断して施設の電気工事等を行う場合で、その中断が執務時間外に及ぶおそれがあるときは、あらかじめ乙にその旨を連絡すること。
- (3) 甲は、時間外勤務をする場合は、職場名、勤務する者の氏名、終了予定時間等を乙に連絡すること。
- (4) 甲は、休業日を変更しようとする場合は、乙にその旨を連絡すること。
- (5) 乙は、休業日に警備対象物件内に入場しようとするときは、あらかじめ所属長の承認を得ること。
- (6) 甲の管轄責任下にあるセット器具（カード・鍵）の不適正管理及び第1号による警報機器の変更が乙への通告なく行われ、これが原因で生じた害については、乙は賠償

の責めを負わないこと。

- (7) 警備上必要最小限度の乙に対する電話の使用を許可すること。
- (8) 乙の関係者は身分を証するに足るものを携行すること。
- (9) 甲の最終退出者は、ガス、電気、水道、ボイラー等の元栓点検、吸殻及び灰皿並びに耐火書庫、各窓、扉等の点検及び確認を行った後退出すること。
- (10) 複合施設においては、内容を分けずに複合施設数分の報告書等の必要書類を作成し、各々に提出すること。

参考

市直営施設との複合施設で、原則として市直営施設が一体的に実施し、指定管理者は市直営施設に負担金を支払う。

藁科複合施設機械警備業務仕様書Ⅱ

- 1 警備方法
 - (1) 機械警備
 - (2) 乙の専用回線を使用すること
- 2 警備対象物件
静岡市葵区羽鳥本町5番9号
静岡市藁科複合施設
- 3 警備時間
 - (1) 防犯
ア 防犯キーをセットしてから解除するまで
イ その他、甲が指示する時間
 - (2) 火災
毎日（24時間終日）
- 4 警備内容
 - (1) 防犯 警備業務用機械装置を使用して、盗難等の事故発生を警戒防止する。
 - (2) 火災 設置してある火災報知装置より受信し、消防署等に連絡する。
- 5 警備個所
 - (1) 防犯 別紙警備区域図
 - (2) 火災 火災報知設備の設置されている建物全体

(32) 警備業務仕様書 I

第1条 静岡市（以下「甲」という。）の警備対象物件において、受託者（以下「乙」という。）は、警報機器を設置し、委託期間中、当該警報機器により感知される異常の有無を自動的に表示する機械設備をなし、更に当該機械設備の正常作動を確認し得るに必要な警報機器を設置するものとする。

第2条 この契約上の義務を遂行するため、乙は、警備担当員及び従業員を雇用するに当たっては、責任感厚く誠実で健康な者をこれに充てるものとする。

第3条 委託期間中は、乙は機器表示盤により、警備対象物件の異常の有無を間断なく監視し、警備の万全を図るものとする。

第4条 乙は、委託業務遂行中前条に記載する方法及びその他の方法により警備対象物件に異常事態が発生したことを知ったときは、直ちに適切な処置をとるとともに詳細を所定連絡先へ連絡しなければならない。

第5条 乙が甲に設置した警報機器に関し、甲の行う警報機器の操作は、別途定める取扱いによるものとする。

第6条 乙は、甲の警備対象物件に設置した警報機器の正常な作動を維持するため毎月1回の保守点検を定期的に行い、正常な作動を確認しなければならない。なお、警報機器の故障、断線等による作動に異常を生じたときは、遅滞なく警備上の安全処置を講ずるものとする。

第7条 この契約に記載された目的のため、甲が乙に委託した甲の鍵は、乙において善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。

2 甲が乙に寄託した甲の鍵は、この契約の目的達成にのみ使用し、これを他の目的に使用し、他人に使用させ、貸与し、又は譲渡してはならない。

第8条 甲及び乙は、この契約を履行するに当たっては、前各条に定めるもののほか、次に定めるところにより行う。

- (1) 警備対象物件について増築、改築により警報機器に変更が行われる場合は、甲は、乙に遅滞なく通告すること。
- (2) 甲は、電源を一時中断して施設の電気工事等を行う場合で、その中断が執務時間外に及ぶおそれがあるときは、あらかじめ乙にその旨を連絡すること。
- (3) 甲は、時間外勤務をする場合は、職場名、勤務する者の氏名、終了予定時間等を乙に連絡すること。
- (4) 甲は、休業日を変更しようとする場合は、乙にその旨を連絡すること。
- (5) 乙は、休業日に警備対象物件内に入場しようとするときは、あらかじめ所属長の承認を得ること。
- (6) 甲の管轄責任下にあるセット器具（カード・鍵）の不適正管理及び第1号による警報機器の変更が乙への通告なく行われ、これが原因で生じた害については、乙は賠償

の責めを負わないこと。

- (7) 警備上必要最小限度の乙に対する電話の使用を許可すること。
- (8) 乙の関係者は身分を証するに足るものを携行すること。
- (9) 甲の最終退出者は、ガス、電気、水道、ボイラー等の元栓点検、吸殻及び灰皿並びに耐火書庫、各窓、扉等の点検及び確認を行った後退出すること。
- (10) 複合施設においては、内容を分けずに複合施設数分の報告書等の必要書類を作成し、各々に提出すること。

参考

市直営施設との複合施設で、原則として市直営施設が一体的に実施し、指定管理者は市直営施設に負担金を支払う。

西奈図書館等機械警備業務仕様書Ⅱ

1 警備方法

- (1) 機械警備
- (2) 乙の専用回線を使用すること。

2 警備対象物件

静岡市葵区瀬名二丁目32番43号 静岡市西奈複合施設

3 警備時間

- (1) 防犯
警報機器をセットしてから解除するまでの時間
- (2) 火災
毎日（24時間終日）

4 警備内容

- (1) 防犯 警備業務要機械装置を使用して、不法侵入・盗難等の事故発生を警戒防止する。
- (2) 火災 設置してある火災放置装置より受信し、消防署等に連絡する。

5 警備箇所

- (1) 防犯 別紙警備区域図
- (2) 火災 火災放置設備の設置されている建物全体

(32) 警備 業務仕様書

1 警備対象物件

静岡市南部生涯学習センター 静岡市駿河区南八幡町 25 番 21 号

2 委託期間

令和 年 4 月 1 日 から 令和 年 3 月 31 日まで

3 業務内容

各業務の業務提供条件は別紙による。

	防犯警備及び 緊急対処	火災異常通報業務 及び緊急対処	設備異常通報業務 及び緊急対処
南部生涯学習センター	○	○	

4 警備の方法

機械等設備を設定し警備等を行うこと。(図面及び設置機器明細は指定管理者になった者のみに公表する。)

5 警備時間

火曜日から日曜日までは、午後 9 時 45 分から翌日午前 8 時 30 分まで。

ただし、次号に該当する場合はそれぞれ各号の定めるところによる。

(1) 祝日及び月曜日が休日の場合は午前 8 時 30 分から翌日午前 8 時 30 分まで。

(2) 12 月 27 日午後 9 時 45 分から翌年 1 月 5 日午前 8 時 30 分まで。

(3) その他、生涯学習センターが指示する時間。

(32) 警備 業務仕様書

1 警備対象物件

静岡市長田生涯学習センター 静岡市駿河区寺田 131 番地の 1

2 委託期間

令和 年 4 月 1 日 から 令和 年 3 月 31 日まで

3 業務内容

各業務の業務提供条件は別紙による。

	防犯警備及び 緊急対処	火災異常通報業務 及び緊急対処	設備異常通報業務 及び緊急対処
長田生涯学習センター	○	○	

4 警備の方法

機械等設備を設定し警備等を行うこと。(図面及び設置機器明細は指定管理者になった者のみに公表する。)

5 警備時間

火曜日から日曜日までは、午後 9 時 45 分から翌日午前 8 時 30 分まで。

ただし、次号に該当する場合はそれぞれ各号の定めるところによる。

(1) 祝日及び月曜日が休日の場合は午前 8 時 30 分から翌日午前 8 時 30 分まで。

(2) 12 月 27 日午後 9 時 45 分から翌年 1 月 5 日午前 8 時 30 分まで。

(3) その他、生涯学習センターが指示する時間。

参考

市直営施設との複合施設で、原則として市直営施設が一体的に実施し、指定管理者は市直営施設に負担金を支払う。

(32) 警備業務仕様書

1 警備対象物件

静岡市駿河区中野新田 57 番地の 5

大里複合施設（大里保健福祉センター、大里生涯学習センター）

2 委託期間

令和 年 4 月 1 日から令和 年 3 月 31 日まで

3 業務内容

各業務の業務提供条件は別紙による。

	防犯警備及び 緊急対処	火災異常通報業務 及び緊急対処	設備異常通報業務 及び緊急対処
大里保健福祉センター・ 大里生涯学習センター	○		

4 警備の方法

機械等設備を設定し警備等を行うこと。（図面及び設置機器明細は指定管理者になった者のみに公表する。）

5 警備時間

大里複合施設（大里保健福祉センター・大里生涯学習センター）

火曜日から日曜日までは、午後 9 時 45 分から翌日午前 8 時 30 分まで。

月曜日は午後 5 時から翌日の午前 8 時 30 分まで。

ただし、次号に該当する場合はそれぞれ各号の定めるところによる。

(1) 祝日及び月曜日が休日の場合は午前 8 時 30 分から翌日午前 8 時 30 分まで。

(2) 12 月 27 日午後 9 時 45 分から翌年 1 月 5 日午前 8 時 30 分まで。

(3) その他、大里保健福祉センターが指示する時間。

(32) 警備 業務仕様書

1. ①契約物件

所在地 静岡市 駿河区小鹿二丁目 25 番 45 号

名 称 静岡市健康文化交流館

②契約コード NA961912

2. 使用回線及びシステム商品名

甲の ISDN 回線（常時断線監視機能付）を使用する
セコム SX

3. 乙が受託する業務の種類

① 防 犯 サービス

② 火災監視 サービス

各業務の業務提供条件は別紙による。

4. 防犯サービスを受託する場合の業務提供時間は以下のとおりとする。

(1) 防犯

警報機器をセットしてから解除するまでの時間

(2) 火災

毎日（24時間終日）

5. 本仕様書に定めのない業務実施に関わる事項については必要の都度、甲乙協議のうえ、 文書にて取り決めるものとする。

(32) 警備業務仕様書 I

第1条 乙は、この契約書第2条第1号に規定する甲の警備対象物件に警報機器を設置し、委託期間中、当該警報機器により感知される異常の有無を自動的に表示する機械設備をなし、更に当該機械設備の正常作動を確認し得るに必要な警報機器を設置するものとする。

第2条 この契約上の義務を遂行するため、乙は、警備担当員及び従業員を雇用するに当たっては、責任感厚く誠実で健康な者をこれに充てるものとする。

第3条 委託期間中は、乙は機器表示盤により、警備対象物件の異常の有無を間断なく監視し、警備の万全を図るものとする。

第4条 乙は、委託業務遂行中前条に記載する方法及びその他の方法により警備対象物件に異常事態が発生したことを知ったときは、直ちに適切な処置をとるとともに詳細を所定連絡先へ連絡しなければならない。

第5条 乙が甲に設置した警報機器に関し、甲の行う警報機器の操作は、別途定める取扱いによるものとする。

第6条 乙は、甲の警備対象物件に設置した警報機器の正常な作動を維持するため毎月1回の保守点検を定期的に行い、正常な作動を確認しなければならない。なお、警報機器の故障、断線等による作動に異常を生じたときは、遅滞なく警備上の安全処置を講ずるものとする。

第7条 この契約に記載された目的のため、甲が乙に委託した甲の鍵は、乙において善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。

2 甲が乙に寄託した甲の鍵は、この契約の目的達成にのみ使用し、これを他の目的に使用し、他人に使用させ、貸与し、又は譲渡してはならない。

第8条 甲及び乙は、この契約を履行するに当たっては、前各条に定めるもののほか、次に定めるところにより行う。

- (1) 警備対象物件について増築、改築により警報機器に変更が行われる場合は、甲は、乙に遅滞なく通告すること。
- (2) 甲は、電源を一時中断して施設の電気工事等を行う場合で、その中断が執務時間外に及ぶおそれがあるときは、あらかじめ乙にその旨を連絡すること。
- (3) 甲は、時間外勤務をする場合は、職場名、勤務する者の氏名、終了予定時間等を乙に連絡すること。
- (4) 甲は、休業日を変更しようとする場合は、乙にその旨を連絡すること。
- (5) 乙は、休業日に警備対象物件内に入場しようとするときは、あらかじめ所属長の承認を得ること。
- (6) 甲の管轄責任下にあるセット器具（カード・鍵）の不適正管理及び第1号による警報機器の変更が乙への通告なく行われ、これが原因で生じた害については、乙は賠償

の責めを負わないこと。

- (7) 警備上必要最小限度の乙に対する電話の使用を許可すること。
- (8) 甲の関係者は身分を証するに足るものを携行すること。
- (9) 甲の最終退出者は、ガス、電気、水道、ボイラー等の元栓点検、吸殻及び灰皿並びに耐火書庫、各窓、扉等の点検及び確認を行った後退出すること。

参考

市直営施設との複合施設で、原則として市直営施設が一体的に実施し、指定管理者は市直営施設に負担金を支払う。

警備業務仕様書Ⅱ

1 警備対象物件

名称 静岡市立中央図書館美和分館

住所 静岡市葵区安倍口団地5番1号

2 警備期間

令和 年4月1日から令和 年3月31日まで

3 警備方法

- (1) 機械警備（機械警備機器の設置完了までは、夜間2回、昼間1回以上の警備員による巡回警備とする。）
- (2) 中央図書館美和分館の一般電話回線を使用すること。

4 警備時間

- (1) 防犯
警報機器をセットしてから解除するまでの時間
- (2) 火災
毎日（24時間終日）

5 警備内容

- (1) 防犯 警備業務要機械装置を使用して、不法侵入・盗難等の事故発生を警戒防止する。
- (2) 火災 設置してある火災放置装置より受信し、消防署等に連絡する。

6 警備箇所

- (1) 防犯 別紙警備区域図
- (2) 火災 火災放置設備の設置されている建物全体

7 その他

- (1) 磁気カード8枚発行

(33) ピアノ調律仕様書

①期間 年間1回調律点検を行う。

②回数 4月1日～ 3月31日まで

	施設名	ピアノ設備	台数
1	葵生涯学習センター	グランドピアノ	3
2	西部生涯学習センター	グランドピアノ	1
		アップライトピアノ	1
3	東部生涯学習センター	グランドピアノ	1
		アップライトピアノ	1
5	北部生涯学習センター	グランドピアノ	1
		アップライトピアノ	1
7	藁科生涯学習センター	グランドピアノ	2
8	西奈生涯学習センター	グランドピアノ	1
		アップライトピアノ	1
10	南部生涯学習センター	グランドピアノ	1
		アップライトピアノ	2
11	長田生涯学習センター	グランドピアノ	1
		アップライトピアノ	1
13	大里生涯学習センター	グランドピアノ	1
		アップライトピアノ	1
14	駿河生涯学習センター	グランドピアノ	1
15	北部生涯学習センター美和分館	アップライトピアノ	1

計 22 台

(34) 生涯学習センター電子複写機保守等サービス提供業務仕様書

1 本業務は、静岡市生涯学習センターが使用する電子複写機の調達、設定、設置及び運用・保守業務である。

2 業務内容

- (1) 電子複写機の調達、設定及び設置
- (2) 運用・保守作業

3 業務仕様

- (1) 電子複写機の調達
 - ア 電子複写機の調達を行い、当該機器に必要な設定を施す。
- (2) 運用・保守作業
 - ア 定期的なメンテナンスを行う。
 - イ 故障等が発生した場合は、迅速に対処する。

4 実施場所及び台数

施設名	住所	台数	
		事務室用フルカラー複合機	コピーサービス用複合機
静岡市葵生涯学習センター	静岡市葵区東草深町3番18号	1	1
静岡市西部生涯学習センター	静岡市葵区田町三丁目46番地の5	1	
静岡市東部生涯学習センター	静岡市葵区千代田七丁目8番15号	1	
静岡市北部生涯学習センター	静岡市葵区昭府二丁目14番1号	1	
静岡市藁科生涯学習センター	静岡市葵区羽鳥本町5番9号	1	
静岡市西奈生涯学習センター	静岡市葵区瀬名二丁目32番43号	1	
静岡市南部生涯学習センター	静岡市駿河区南八幡町25番21号	1	
静岡市長田生涯学習センター	静岡市駿河区寺田131番地の1	1	
静岡市大里生涯学習センター	静岡市駿河区中野新田57番地の5	1	
静岡市駿河生涯学習センター	静岡市駿河区小鹿二丁目25番45号	1	1
静岡市北部生涯学習センター美和分館	静岡市葵区安倍口団地5番1号	1	

※コピーサービス用複合機には、セルフサービス用課金装置及びレシートプリンターキットを備えること。

(35) 生涯学習センター電子複写機貸借業務仕様書

- 1 本業務は、静岡市生涯学習センターが使用する電子複写機及びセルフサービス用課金装置の貸借業務である。

- 2 機種、台数及び実施場所
別紙1のとおり

別紙 1

		機種及び台数	
		事務室用 フルカラー複合機	コピーサービス用 複合機
		コピー、フルカラー、プリント、スキャナー、FAX機能を有するもの	コピー、フルカラー、プリント、スキャナー、FAX機能を有するもの
実施場所	住所		
静岡市葵生涯学習センター	静岡市葵区東草深町3番18号	1	1
静岡市西部生涯学習センター	静岡市葵区田町三丁目46番地の5	1	
静岡市東部生涯学習センター	静岡市葵区千代田七丁目8番15号	1	
静岡市北部生涯学習センター	静岡市葵区昭府二丁目14番1号	1	
静岡市藁科生涯学習センター	静岡市葵区羽鳥本町5番9号	1	
静岡市西奈生涯学習センター	静岡市葵区瀬名二丁目32番43号	1	
静岡市南部生涯学習センター	静岡市駿河区南八幡町25番21号	1	
静岡市長田生涯学習センター	静岡市駿河区寺田131番地の1	1	
静岡市大里生涯学習センター	静岡市駿河区中野新田57番地の5	1	
静岡市駿河生涯学習センター	静岡市駿河区小鹿二丁目25番45号	1	1
静岡市北部生涯学習センター美和分館	静岡市葵区安倍口団地5番1号	1	

※コピーサービス用複合機には、セルフサービス用課金装置及びレシートプリンターキットを接続・設置すること。

(36) 防塵マット貸借業務仕様書

1 業務名 令和 年度 第 号
健康文化交流館 防塵マット等貸借業務

2 規格等

No.	設置箇所	サイズ	枚数	備 考
①	1階 風除室	80cm×310cm	1枚	
		150cm×310cm	1枚	
②	1階 老人福祉センター前室	120cm×180cm	1枚	
③	エレベーター	157cm×154cm	1枚	
④	3階 料理工房	150cm×80cm	1枚	
⑤	1階 浴室（男湯・女湯）	117cm×172cm	6枚	取替用を含む
⑥	2階 浴室（男湯・女湯）	75cm×87cm	6枚	〃
⑦	1階 階段下	87cm×147cm	1枚	

3 貸借期間 令和 年 4 月 1 日から令和 年 3 月 31 日まで
毎月 2 回（原則として 1 日と 15 日）に交換すること

4 設置場所 静岡市駿河区小鹿二丁目 2 5 番 4 5 号 静岡市健康文化交流館内
詳細は別紙図面のとおり

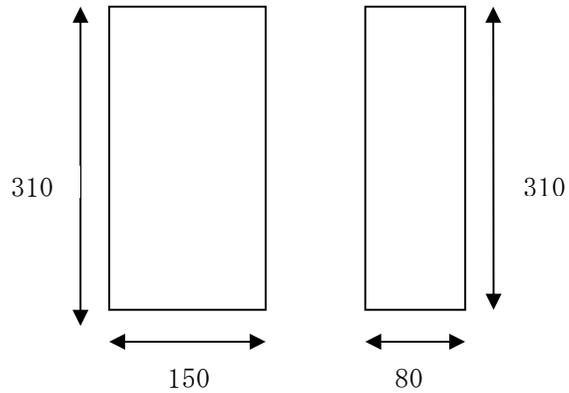
5 条 件 (1) 設置する製品は、確認機関より防災認定を受けた製品であること。
(2) 原則として 1 ヶ月に 2 回、製品の取替えをすること。
(3) 各製品には、ゴムのふちがついていること。

6 その他

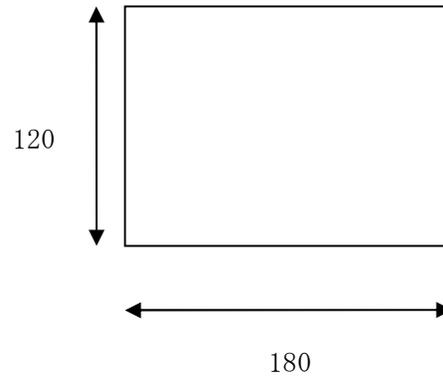
- (1) 製品に事故等が生じた場合、担当社員を派遣するなど速やかに対応するものとする。
- (2) 防塵マットの搬入、設置等については、責任をもって行うものとする。
- (3) 梱包用のダンボール等については、持ち帰ること。

マ ッ ト の 規 格 及 び 数 量

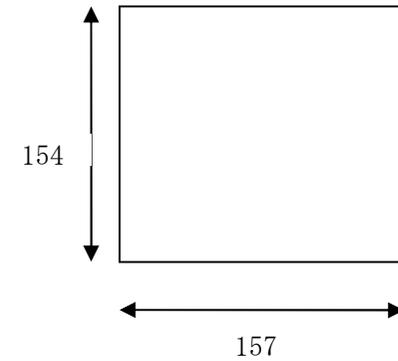
① 風除室 (2枚1組) 1組



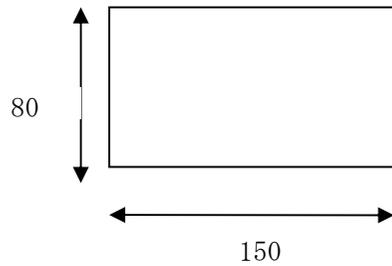
② 老人福祉センター前室 1枚



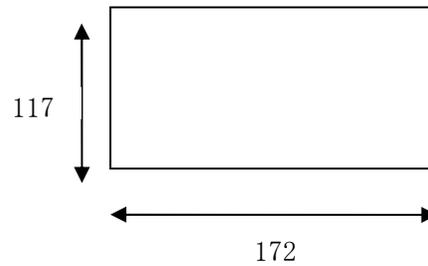
③ エレベータ 1枚



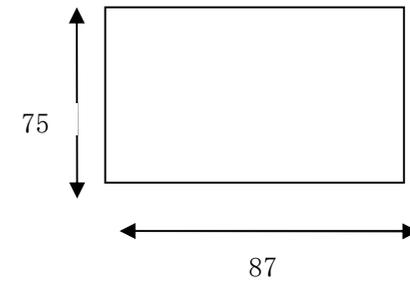
④ 3階 料理工房



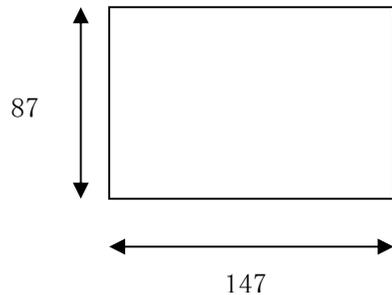
⑤ 1階 浴室(男女各3枚)



⑥ 2階 浴室(男女各3枚)



⑦ 1階 階段下



マット規格 図面の規格(単位: cm)、浴室前に設置のものは、吸水性に優れたものであること。

布設場所 図面の指定場所

条 件

- 1 防災製品(製品は、確認機関の認定を受けた製品であること)
- 2 取 替 え (1か月に2回製品の取り替えをすること。)
- 3 製 品 (各製品は、ゴムのフチ〔20%〕がついている製品であること)

(37) 通信カラオケ加入業務仕様書

- 1 業務名 通信カラオケ情報サービス更新業務
- 2 実施期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 3 業務内容 小鹿老人福祉センターに設置してある通信カラオケの新曲等情報配信サービスの更新を実施するものである。
- 4 設置機種 株式会社エクシング JOYSOUND FESTA
(製品番号 JS-FWP)
(サービス端末明細)
開局番号 12065409-7018
シリアルナンバー 56604551

(38) 貸切団体利用者送迎バス借上業務仕様書

- 1 業務名 小鹿老人福祉センター団体利用バス借上業務
- 2 実施期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 3 業務内容
 - (1) 40人乗り以上の大型バスを貸し付ける。
 - (2) 指定日に、指定する場所に指示台数を配車すること。
 - (3) バスを操作する運転手を派遣すること。
 - (4) バスの運行経路は、指定する場所と小鹿老人福祉センター（静岡市駿河区小鹿二丁目25番45号 健康文化交流館）間の往復とする。
- 4 借上料の支払い方法
 - (1) 借上料は、上記で算出した料金の往路分を利用団体が支払い、復路分を委託者が支払う。
 - (2) 利用団体が支払う分については、委託者がバス事業者に通知する相手方に請求をする。
 - (3) 委託者が支払う借上料については、各月の実績を月末に取りまとめ、翌月の20日までに請求をする。
 - (4) 委託者は、請求を受けてから30日以内に支払いをする。
- 5 その他 業務の実施に当たっては、事前に十分協議するものとし、業務中に疑義が生じたときは、双方協議のうえ対応するものとする。

(39) 盗難保険加入業務仕様書

- 1 業務名 盗難保険加入業務
- 2 加入期間 令和 年 4 月 1 日から令和 年 3 月 31 日まで
- 3 業務内容 南部勤労者福祉センターに設置してある貴重品収納箱について盗難保険に加入する。
 - ・ 保険の目的等 フリーボックス内現金一式
型 式 F B - 4 6 V R
製造番号 9 6 V R 0 1 6 0
 - ・ 保険金額 2 0 0 万円

(40) ヘルストロン・スカイウェル 保守点検業務仕様書

1 対象物件の所在地及び名称

- (1) 所在地 静岡市駿河区小鹿二丁目 25 番 45 号
 (2) 名称 静岡市小鹿老人福祉センター（静岡市健康文化交流館内）

2 保守管理対象物件

小鹿老人福祉センターヘルストロン・スカイウェル

3 保守管理業務の目的

委託者が運用するヘルストロン・スカイウェルが、常に正常な状態で稼動することを目的とする。

4 保守管理業務の内容

- (1) 乙は、保守点検業務を遂行するにあたり、安全管理について万全の対策を講ずるとともに、安全に関する関係諸法令を遵守すること。

(2) 定期点検

本ヘルストロン・スカイウェルが正常に稼動し、故障などによる運用停止を未然に防ぐため、委託期間中に年 3 回（4 ヶ月に 1 回）定期点検作業を実施する。

(3) 故障対応

ヘルストロン・スカイウェルの故障または運用上の不具合の通報を受けたときは、迅速かつ早急に図り、臨機の措置を講ずること。

(4) 保守点検する項目は下記の通りとする。

本体設備	前面パネル	<ul style="list-style-type: none"> ・電源スイッチ ・リモート切替えスイッチ ・電源電圧チェックスイッチ ・出力電圧調節ツマミ ・電源電圧計 ・出力容量計 ・出力電圧計 ・出力電圧切替えスイッチ ・タイマーツマミ ・パイロットランプ
	外回り	<ul style="list-style-type: none"> ・高圧出力碍子（指込口部） ・ヒューズ ・ケース本体（装置カバー含む） ・コントロールボックス
付属設備	付属部品	<ul style="list-style-type: none"> ・電源コード ・本体接続コード ・リモートコード ・高圧コード ・対電極コード ・高圧コードホルダー ・リモートスイッチボックス ・椅子カバー
通電設備		<ul style="list-style-type: none"> ・通電台 ・絶縁台 ・各碍子及びゴム皿 ・通電用椅子 ・対電極アーム
その他		<ul style="list-style-type: none"> ・通電状態 ・出力電圧測定 ・電源電圧測定 ・絶縁状態

- 5 作業実施時間は、委託者、受託者協議の上、就業時間外または休館日に作業を実施すること。

- 6 保守点検業務の実施により異常、故障等を発見した時は、速やかに当該施設に勤務する職員に通報し、その指示を求めること。

(41) フロン排出抑制法に係る点検業務仕様書

1 総則

この仕様書は、生涯学習センターのフロン排出抑制法に係る点検業務の実施に当たり、関係法令等に定めるほか、この仕様書に定めるところにより実施するものである。

2 目的

業務は、フロン排出抑制法による管理第1種特定製品(エアコンディショナー)の点検を実施し、使用時におけるフロン類の漏えいを防止し、正常かつ良好な作動状態を維持するために行う。

3 業務内容

法に基づき、次の事項について実施すること。

(1) 施設の管理第1種特定製品の調査・リスト化 (様式第29号)

(2) 点検整備記録簿の作成 (様式第30号)

機器別仕様、充填量の把握と記載

(3) 管理第1種特定製品の点検

(3-1) すべての管理第1種特定製品の点検 (簡易点検)

① 「目視による外観点検」を次の事項について点検を行う(簡易点検チェックシート)

② 第一種特定製品からの異常音、第一種特定製品の外観の損傷、摩耗及び腐食、及びさびその他の劣化、油漏れ並びに熱交換器の霜の付着の有無等について、点検を行うこと。

(3-2) 一定規模以上の管理第1種特定製品の点検(定期点検)

エアコンディショナーのうち、圧縮機に用いられる電動機の規模の区分ごとに定める頻度で次の事項について点検を実施する。

① 第一種特定製品からの異常音、第一種特定製品の外観の損傷、摩耗及び腐食その他の劣化、さび、油漏れ並びに熱交換器の霜の付着の有無等について、点検を行うこと。

② 上記点検により、フロン類の漏えい又は故障等を確認した場合にあっては、可能な限り速やかに、専門点検を行い、フロン類の漏えいの有無を確認するとともに、当該フロン類の漏えい箇所

を特定すること。

- ③ 点検の実施に当たって、法令により資格を要する作業には、有資格者に従事させるとともに、作業により生じた廃棄物は適法に処理すること。

4 点検時期

(1) 簡易点検 すべての管理第1種特定製品は、3ヶ月に1回以上の頻度

(2) 定期点検

- ・圧縮機に用いられる電動機の定格出力が7.5kw 以上50kW 未満のものは点検頻度3年に1回以上
- ・圧縮機に用いられる電動機の定格出力が50kw 以上のものは点検頻度1年に1回以上

5 報告

- (1) 機器からのフロンが漏れていることが確認できた場合速やかに、報告し適切に対処すること。
- (2) 機器の整備に関して、記録し、保存すること。

6 定期点検対象施設・設備

別紙1 対象施設一覧による

7 一般事項

- (1) 対象施設の管理者に対し、事前に作業内容及び日程を説明・協議し、事後には書面により実施状況の確認を受けること。
- (2) 障害の発生防止に努めるとともに、それに必要な助言を対象施設の管理者に対し行うこと。
- (3) 不時の故障が発生した場合は、技術者を派遣し、速やかに適切な処理をすること。
- (4) 本仕様書に記載のない事項でも、法的または設備の維持管理のために必要と思われる事項については、発注者と協議の上行うこと。

別紙1 一定規模（7.5kW）以上の第一種築堤製品の点検（定期点検）を要する施設一覧

生涯学習施設			設置機器	圧縮機電 動機定格 出力	圧縮機 設置場所	機数	屋内機設置場所	屋内 機数	次回点 検実施 期限
名称	所在地								
1	葵生涯学習センター	葵区東草深町3番18号	空冷チラー	30.0	屋上	2	1F ホール	1	令和8年12月
2	駿河生涯学習センター	駿河区小鹿二丁目25番45号	GHP	9.5	屋上	1	1F 舞台・編集室	3	令和6年6月
3			GHP	15.0	屋上	1	1F 大広間	4	
4			GHP	15.0	屋上	1	1F 大広間2	4	
5			GHP	9.5	屋上	1	1F 図書コーナー・廊下	4	
6			GHP	15.0	屋上	1	1F リフレッシュルーム・和室・活動室	6	
7			GHP	9.5	屋上	1	1F 相談室・活動室・準備室・工作室・脱衣室1.2	10	
8			GHP	15.0	屋上	1	1Fラウンジ・外気処理	2	
9			GHP	15.0	屋上	1	1F 事務室・ミーティングルーム・ラウンジ・廊下・スタッフルーム・清掃員控室・更衣ロッカー1.2	11	
10			GHP	9.5	屋上	1	2F ロビーラウンジ	4	
11			GHP	12.1	屋上	1	2F OALーム・1.2情報交流室	6	
12			GHP	15.0	屋上	1	2F アスレチックルーム	8	
13			GHP	9.5	屋上	1	2F 男女更衣室・倉庫・フィットネスルーム	6	
14			GHP	15.0	屋上	1	3F 子供室・授乳室・廊下・展示スペース	9	
15			GHP	12.1	屋上	1	3F 302・303活動室	8	
16			GHP	7.5	屋上	1	3F 料理工房	1	
17			GHP	9.5	屋上	1	3F 301活動室・ロビー・廊下	6	
18			GHP	15.0	屋上	1	3F ホール・舞台・放送室・更衣室	5	
19			GHP	9.5	屋上	1	2F.3F 廊下・外気処理	2	
20			西部生涯学習センター	葵区田町三丁目46番地の5	AC	12.0	屋上	1	
21	AC	12.0			屋上	1	1F 第1.2.3学習室・キッズルーム	8	
22	AC	10.1			屋上	1	1F 第4学習室・工作室・調理室	6	
23	大里生涯学習センター	駿河区中野新田57番地の5	AC	7.5	屋上	1	第3.4会議室	4	令和7年6月
24			AC	7.5	屋上	1	試食コーナー	2	
25			AC	7.5	屋上	1	料理実習室	4	
26	西奈生涯学習センター	葵区瀬名二丁目32番43号	AC	9.35	屋上	1	1F エントランスホール	3	令和8年6月
27			AC	11.6	屋上	1	2F 展示コーナー	3	
28			AC	11.6	屋上	1	2F ラウンジ（ホール前）	3	
29			AC	11.2	屋上	1	2F 第1集会室	4	
30			AC	11.6	屋上	1	2F 料理実習室	6	

31	藁科生涯学習センター	葵区羽鳥本町5番9	AC	8.78×2	屋上	1	2F 第2集会室	4	令和8 年11月
32	ー	号	AC	7.81	屋上	1	1F 調理室	2	

フロン類機器管理台帳								施設名	環境管理担当者	
管理番号	設置種別	管理者所属	管理者名	製造メーカー	型番	製造番号	設置年月日	原動機出力	冷媒種類	定期点検
	エアコン・冷蔵・冷凍機器									不要 1年毎 3年毎

年月日	実施区分	充填量 (kg)	回収時 戻し充填量 (kg)	回収量 (kg)	点検結果		漏洩・故障の状況 修理内容等	業者名	回収充填業者 登録番号	備考 (修理困難理由、修理予定日など)
	簡・専・定・修・充・回・再・破				良・否	要修理				
	出荷時初期充填量									
	設置時追加充填量									
	簡・専・定・修・充・回・再・破									
	簡・専・定・修・充・回・再・破									
	簡・専・定・修・充・回・再・破									
	簡・専・定・修・充・回・再・破									
	簡・専・定・修・充・回・再・破									
	簡・専・定・修・充・回・再・破									
	簡・専・定・修・充・回・再・破									
	簡・専・定・修・充・回・再・破									
	簡・専・定・修・充・回・再・破									
	簡・専・定・修・充・回・再・破									
	簡・専・定・修・充・回・再・破									
	簡・専・定・修・充・回・再・破									
	簡・専・定・修・充・回・再・破									

実施区分:「簡」:簡易点検、「専」:専門点検、「定」:定期点検、「修」:修理、「充」:充填証明書、「回」:回収証明書、「再」:再生証明書、「破」:破壊証明書
 ※専門点検は、簡易点検で異常が発見された場合の専門業者による点検。

様式第30号

令和 年 月 日

フロン類機器点検表				施設名													環境管理担当者		
				施設名													環境管理担当者		
管理番号	定期点検			進捗チェック項目	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計	備考	
	回数	最終	次回																
	3年毎	年 月	年 月	目標															
	実績																		
	フロン充填量 (k g)																		
	3年毎	年 月	年 月	目標															
	実績																		
	フロン充填量 (k g)																		
	3年毎	年 月	年 月	目標															
	実績																		
	フロン充填量 (k g)																		
	3年毎	年 月	年 月	目標															
	実績																		
	フロン充填量 (k g)																		
	3年毎	年 月	年 月	目標															
	実績																		
	フロン充填量 (k g)																		
	3年毎	年 月	年 月	目標															
	実績																		
	フロン充填量 (k g)																		

● : 定期点検 ○ : 簡易点検

※定期点検を簡易点検の該当月に実施した場合は、簡易点検を行った事とする。

(42) 産業廃棄物収集運搬及び処分業務仕様書

1. 本業務は、静岡市生涯学習センター（以下11施設）から排出される産業廃棄物の収集運搬及び処分業務である。

業務場所

(1) 静岡市葵生涯学習センター	静岡市葵区東草深町3番18号
(2) 静岡市西部生涯学習センター	静岡市葵区田町三丁目46番地の5
(3) 静岡市東部生涯学習センター	静岡市葵区千代田七丁目8番15号
(4) 静岡市北部生涯学習センター	静岡市葵区昭府二丁目14番1号
(5) 静岡市藁科生涯学習センター	静岡市葵区羽鳥本町5番9号
(6) 静岡市西奈生涯学習センター	静岡市葵区瀬名二丁目32番43号
(7) 静岡市南部生涯学習センター	静岡市駿河区南八幡町25番21号
(8) 静岡市長田生涯学習センター	静岡市駿河区寺田131番地の1
(9) 静岡市大里生涯学習センター	静岡市駿河区中野新田57番地の5
(10) 静岡市駿河生涯学習センター	静岡市駿河区小鹿二丁目25番45号
(11) 静岡市北部生涯学習センター美和分館	静岡市葵区安倍口団地5番1号

2. 本業務において収集運搬及び処分を行う廃棄物の品目は次のとおりとする。

- ・ 廃プラスチック類
- ・ 金属くず
- ・ ガラスくず、陶磁器くず及びコンクリートくず
- ・ 水銀使用製品産業廃棄物（蛍光灯）
- ・ 混合廃棄物
- ・ 廃油
- ・ 木くず

3. 業務実施においては、付近の交通を妨げないように注意するとともに、施設利用者等の安全に十分配慮すること。

4. その他

- (1) 業務を実施するにあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）及び静岡市産業廃棄物の適正な処理に関する条例、その他の関係法令を遵守すること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項等については、協議によるものとする。